衆議院議員　浅野 哲

国会質疑全集5

2022年1月~2022年12月

衆議院議員 浅野哲事務所　編

目　次

委員会質疑

【閉会中審査】

議院運営委員会

・二〇二二年一月七日　「新型コロナウィルス感染症まん延防止等重点措置の実施の報告」……3

在日米軍基地周辺の水際対策について
ワクチン3回目接種の時期について
受験生の移動手段支援について

【第二〇八国会】

本　会　議

・二〇二二年三月十七日　「経済安全保障推進法案に対する質疑」……9

原油高騰対策と追加の経済対策について
人材の育成・確保について
信頼できる相手との取引重点化について
人権デューデリジェンスへの対応について

・二〇二二年四月七日　「経済安全保障推進法案の賛成討論」……15

・二〇二二年四月十九日　「こども家庭庁設置法案に対する質疑」……17

子ども政策に関する予算について
子ども政策における所得制限の撤廃について
子ども達の見えない課題の把握について
障害児支援の拡充について
スクールソーシャルワーカーの所管について

・二〇二二年五月十七日　「こども家庭庁設置法案、こども基本法案の賛成討論」…25

・二〇二二年五月二十七日　「令和4年度補正予算案賛成討論」……27

議院運営委員会

・二〇二二年一月十九日　「新型コロナウィルスまん延防止等重点措置」……31

オミクロン株への対策について
事業者や生活困窮者への支援について
若年層（5–11歳）へのワクチン接種について

・二〇二二年一月二十五日　「新型コロナウィルスまん延防止等重点措置」……37

基本的対処方針について
無料検査の能力不足について
ワクチン追加接種のペースについて

・二〇二二年二月一日　「新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議案の取り扱いに関する件」……43

・二〇二二年二月三日　「新型コロナウィルスまん延防止等重点措置区域変更」…45

オンライン授業の出席取扱いについて
オミクロン株に対する科学的知見について
死亡者・重症者の数え方について

・二〇二二年二月十日　「新型コロナウィルスまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更」……51

重症化しやすい方への優先検査について
より強い行動制限の検討について

・二〇二二年三月三日　「人事官及び原子力規制委員会委員長任命の件」……55

・二〇二二年三月十七日　「新型コロナウィルスまん延防止等重点措置の終了」…59

施策の効果／検証について
ワクチン・検査パッケージについて

予　算　委　員　会

・二〇二二年一月二十六日　「令和4年度予算案」……63

ガソリン価格の高騰対策について
オミクロン株に対する特措法適用の妥当性について
子育て支援策に関する所得制限の是非について

内　閣　委　員　会

・二〇二二年二月九日　「大臣所信に対する質疑」……71

男女共同参画分野における配偶者控除制度等の在り方について
全世代型社会保障における配偶者控除制度等の在り方について
行政のＤＸ及びＥＢＰＭ推進に関するデジタル庁の役割について
経済安全保障政策及び経済安全保障法案について

・二〇二二年三月二日　**「警察法の一部改正」**……81
サイバー警察局の役割について
ＩＣＴシステム・ソフトウェアの脆弱性事前評価について
ＧＩＧＡスクール構想における子ども用端末のセキュリティ対策について
警察局内での連携とＩＴ人材育成、相談窓口について
・二〇二二年三月四日　**「一般質疑」**……87
年代別・感染場所別の感染防止策について
（資料１）年代別・感染場所別の感染防止策について
学校における感染防止策について
自宅における感染防止策について
（資料２）自宅における感染防止策について
・二〇二二年三月九日　**「国家公務員の給与法改正」**……95
人事院勧告（公務員の給与決定）の時期について
60歳に達した公務員の給与や役職定年制について
・二〇二二年三月十一日　**「一般質疑」**……99
学校健診データのデジタル化について
政府のデジタルデータ戦略について
経済安全保障政策について
・二〇二二年三月十六日　**「情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案」**……105
キャッシュレス納付に係る手数料負担の在り方について
滞納者に対する適正な徴収手続きの在り方について
キャッシュレス決済を行う事業者の要件について
キャッシュレス納付の対象となる手続き範囲について
・二〇二二年三月十八日　**「一般質疑」**……111
中小企業のコロナ支援策（事業復活支援金）について
米国の経済安全保障政策について
米国のバイ・アメリカン政策について
重要インフラ防護等に関する資源集約的な取組みについて
・二〇二二年三月二十五日　**「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」**……117
「特定重要技術」の定義について
我が国におけるシンクタンク組織について
シンクタンクのめざすべき組織像について
・二〇二二年三月三十一日　**「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」**……125
参考人質疑
・二〇二二年四月一日　**「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」**……129
サプライチェーン調査の実効性担保について
第三者による脆弱性の事前検証について
基幹インフラ対策の遡及適用について
機微情報をやり取りするための環境整備について
・二〇二二年四月六日　**「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」**……135
特定重要物資の迅速な選定について
サプライチェーン強靭化における輸送手段の確保について
省令指針策定時における関連団体の参画について
資源集中的な取組みによる実効性の確保について
特定重要技術開発の基金について
・二〇二二年四月八日　**「一般質疑」**……141
子どものコロナワクチン接種について
年齢別のワクチン接種率について
マイナポータルと他システムとの連携について
マイナンバーカード・マイナポータルの使い易さについて
・二〇二二年四月十五日　**「道路交通法の一部改正案」**……147
レベル４自動運転サービスの許認可制度について
事業内容の変更に伴う再申請について
審査における首長の意見について

・二〇二二年四月二十日　「一般質疑」……153
自治体システム標準化におけるコスト削減について
標準準拠システムの改修費用負担について
システム移行にかかる費用負担について
小規模自治体に対するサポートについて
ベンダーロックインの解消について
・二〇二二年四月二十七日　「こども家庭庁設置法案及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」……161
こども家庭庁の名称について
高等学校等就学支援金の所得制限について
奨学金の所得制限について
放課後児童クラブの安全性・質の担保について
放課後児童クラブの開所時間について
放課後児童クラブにおける給食提供について
高学年児童の居場所づくりについて
・二〇二二年四月二十八日　「こども家庭庁設置法案及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」……171
参考人質疑
・二〇二二年五月十一日　「こども家庭庁設置法案及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」……175
こども家庭センター設置における人材確保について
保健師等専門職の人材確保について
小規模自治体における体制整備について
特別児童扶養手当の所得制限について
特別児童扶養手当の申請却下率の地域差について
出産費用の保険適用について
・二〇二二年五月十三日　「こども家庭庁設置法案及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」……183
こども家庭庁による実態把握の推進について
こどもの権利利益擁護に取り組む独立機関について

原子力問題調査特別委員会

・二〇二二年四月七日　「一般質疑」……187
審査会合の事前ヒアリングの効率化について
審査期間（標準処理期間）長期化の課題について
・二〇二二年四月二十八日　「一般質疑」……191
審査会合と事前ヒアリングの方針について
原子力規制委設置法における安全保障の定義について
・二〇二二年五月十日　「参考人質疑」……195
・二〇二二年六月三日　「一般質疑」……199
次世代炉の構築における政府方針について
次世代炉の安全基準や規制の在り方について
・二〇二二年六月八日　「参考人質疑」……203

【第二一〇回国会】

内閣委員会

・二〇二二年十月二十八日　「大臣所信に対する質疑」……209
国の儀式の在り方と手続きについて
児童手当における所得制限について
年少扶養控除の復活について
日本経済の対中依存度と経済安全保障上の対策について
・二〇二二年十一月二日　「国家公務員の給与法改正に関する法律案」……217
若手職員のエンゲージメント（意欲喚起）手法について
高度な能力や専門性を有する人材に対する俸給について
・二〇二二年十一月四日　「一般質疑」……223
児童手当の支給額について
児童手当の支給条件による差について
特例給付停止による財源について
（資料1）児童手当と学年別の学校外活動費支出状況
（資料2）同じような年収・家族構成で児童手当額に差

・二〇二二年十一月十一日　「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第一二六七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」……229
マネロン対策に関する金融機関の負担軽減策について
マネロン対策における匿名取引への対応について
不当収益を没収できる範囲について
米国企業に対する指導・勧告について
ガバメントクラウドの米国ＣＬＯＵＤ法への対応について
（資料１）デジタル技術（ＡＩ）を活用したマネロン対策
（資料２）匿名性を高めるツールや手法の悪用の例
（資料３）ＣＬＯＵＤ法によるＡＷＳへの影響
・二〇二二年十一月十六日　「一般質疑」……239
奨学金の所得制限について
奨学金返済の負担軽減について
高等教育への支援拡充による少子化対策について
情報システムの政府調達における検討状況について
・二〇二二年十一月十八日　「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案」……245
地元企業のＰＦＩ事業への参画について

原子力問題調査特別委員会

・二〇二二年十一月十日　「一般質疑」……249
審査の効率性について
事前ヒアリングの改善について
新しい原子炉に関する規制基準の検討について
・二〇二二年十二月八日　「一般質疑」……255
原子力規制行政における費用便益分析について
原子力問題調査特別委員会による調査報告について

党内役職……261
スタッフ名簿……263

閉会中審査

2022年1月7日

2022年1月7日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス まん延防止措置　在日米軍基地周辺の水際対策について

2022.1.7（Fri）議院運営委員会（まん延防止等重点措置）

現状・課題意識

●沖縄県など在日米軍からのオミクロン株感染拡大が懸念されている。

●林外務大臣がブリンケン米国務長官に対して、米軍関係者の外出制限などの対策強化を要請した。

●米国からは「在日米軍だけでなく地域住民の健康と安全、感染のさらなる拡大を防ぐためにできる限りのことをしたい」と返答があった。

委員会での浅野の発言要約

「今後、在日米軍隊員等の基地周辺地域への外出時の対策について、どのように確認、担保していくのか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「感染のさらなる拡大を防ぐため、外出時のマスク着用、行動制限や外出制限を一つ一つ行っていると承知している。」



山際国務大臣

新型コロナウイルス まん延防止措置　ワクチン3回目接種の時期について

2022.1.7（Fri）議院運営委員会（まん延防止等重点措置）

現状・課題意識

●昨年11月の厚生科学審議会で、ワクチンの予防効果、供給力、自治体の準備期間を総合的に勘案し、接種間隔は原則8か月と決まった。

●しかし、英国保健安全保障庁の発表によると、ワクチン接種20週（5カ月）程度で発病予防効果が10%未満に減衰するとの報告があった。

●国内においても、高齢者ほど抗体が減少しやすい傾向が見られている。

委員会での浅野の発言要約

「オミクロン株の発生等を踏まえワクチンのブースター（3回目）接種の時期について、本格的に見直しを検討すべき。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「リスクの高い方々に接種いただき、そのうえで余力があれば前倒しで接種いただくことが政府の方針であり、自治体と連携しながら進めていく。」



山際国務大臣

2022年1月7日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス
まん延防止措置

受験生の移動手段支援について

2022.1.7（Fri）議院運営委員会（まん延防止等重点措置）

現状・課題意識

●大学入学共通テストをはじめ、これから本格的に受験シーズンを迎える。

●濃厚接触者となった受験生にも一定条件下で受験が認められるが、公共交通機関を使用してはいけないという条件がある。

委員会での浅野の発言要約

「大学や自治体に対して、受験生や保護者に対する移動支援をしっかり講じるよう働きかけていただきたい。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「文部科学大臣がタクシー等々を利用して受験できるようにすると発表した。他の移動手段についても、費用の在り方を含め柔軟に協議していく。」



山際国務大臣

第二百七回国会　衆議院　議院運営委員会議録　第六号（閉会中審査）

令和四年一月七日（金曜日）

午後一時開議

出席委員

委員長　山口　俊一君

理事　盛山　正仁君　理事　丹羽　秀樹君

理事　伊東　良孝君　理事　佐々木　紀君

理事　井野　俊郎君　理事　青柳陽一郎君

理事　井坂　信彦君　理事　遠藤　敬君

理事　濵地　雅一君

國場幸之助君　柳本　顕君

山田　賢司君　伊藤　俊輔君

浅野　哲君　赤嶺　政賢君

議長　細田　博之君

副議長　海江田万里君

国務大臣　山際大志郎君

事務総長　岡田　憲治君

委員の異動

一月七日

辞任　補欠選任

塩川　鉄也君　赤嶺　政賢君

同日

辞任　補欠選任

赤嶺　政賢君　塩川　鉄也君

令和三年十二月二十一日

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（足立康史君外一名提出、衆法第一号）

二、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（篠原孝君外七名提出、衆法第四号）

三、国会法等改正に関する件

四、議長よりの諮問事項

五、その他議院運営委員会の所管に属する事項の閉会中審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の実施の報告に関する件

○山口委員長　これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の実施について、山際国務大臣から報告を聴取いたします。山際国務大臣。

○山際国務大臣　各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

本日は、広島県、山口県及び沖縄県における蔓延防止等重点措置の実施について御報告いたします。

広島県、山口県及び沖縄県における感染状況及び医療提供体制の状況については、レベル2の段階と判断されております。また、各県とも、直近一週間の人口十万人当たりの新規陽性者数は全国の中で上位となっており、さらに、新規陽性者数の今週先週比が高く、急速な感染拡大となっております。今後、このまま推移した場合には、近い将来、医療提供体制に更に大きな負荷がかかりかねない懸念があります。こうしたことから、早急に感染拡大を防止する措置を講じる必要があり、各県の意向も考慮し、蔓延防止等重点措置を実施するべきであると考えております。

このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方針分科会を開催し、広島県、山口県及び沖縄県を対象に、一月九日から一月三十一日までを期間として、蔓延防止等重点措置を実施することについて御了承をいただきました。この後、政府対策本部を開催し、これらについて決定したいと考えております。

なお、本日の分科会においては、オミクロン株の特性を踏まえた対策を講じるべきであるとともに、状況に応じ弾力的に対策の見直しを検討すべき、また、ワクチンの三回目接種については、交互接種を含め、その効果や副反応について分かりやすい発信を行うべきといった御議論がありました。こうした御議論も踏まえ、取組を進めてまいります。

今回、蔓延防止等重点措置の対象となる三県においては、飲食店の営業時間の短縮やイベントの人数制限などの感染拡大防止のための取組を実施していくことになります。

さらに、オミクロン株の感染拡大の速さに鑑み、基本的対処方針を変更し、都道府県知事の判断で、第三者認証店での酒類提供停止も選択可能とすることといたします。また、感染が急拡大した場合には、知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を活用した行動制限の緩和を停止することができることになっておりますが、ワクチン・検査パッケージを活用した行動制限の緩和だけでなく、対象者全員に対する検査を実施した上での行動制限の緩和も知事が選択可能とすることとします。

加えて、三県においては、各県が策定した保健・医療提供体制確保計画に沿った医療体制の準備状況に関する自己点検を公表し、医療提供体制の確保に万全を期していくこととしております。

既に多くの都道府県でオミクロン株の感染が確認されている中で、引き続き、強い緊張感を持って状況把握に努めるとともに、自治体や専門家とも連携し、機動的かつスピード感を持って対応してまいります。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をお願いいたします。

○山口委員長　ただいまの報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。國場幸之助君。

○國場委員　自由民主党の國場幸之助です。

沖縄県、山口県、広島県が蔓延防止等重点措置の適用方針となりました。

三つの県に共通するのは、米軍基地の存在です。日米関係が重要だからこそ、日米間で検査やコロナ対策でより厳しい方を相互で採用し、地域住民や国民に不安のない状況をつくることは、日米両政府の責任です。これだけ感染拡大している現状を踏まえれば、米軍の外出制限、そして緊急時に外出する際には陰性証明やマスクの着用を必須とする等の、より厳格な措置が必要です。米側への要請にとどまらず、確実な実施のためにどのような取組をしていますか。

次に、蔓防措置の経済支援に関して、要望を含めて質問します。

夜間の時短営業店舗は協力金の対象ですが、昼間のみ営業している食堂や沖縄そば屋、昼飲み店舗等は対象ではありません。感染防止を徹底するためには、日中営業の店舗が時短や酒の提供を控える等の協力をすれば協力金の支援対象にすべきではないのか。コロナは夜行性ではありません。

二点目に、感染対策に協力した飲食店認証店舗は沖縄県で九千百二十九店舗ありますが、非認証店の方が協力金の金額が高いのは不公平ではないのかという改善要望があります。公平性の観点からも、国の指針を見直すことはできないのか。

三点目、飲食店舗のみではなく、関連する事業者にも協力金を出してほしいという声は根強くあります。事業復活支援金なども最大限活用し、よりフェアな対策をという切実な地元の訴えについて答弁をお願いします。

○山際国務大臣　順を追って御答弁申し上げます。

が、今回はそういったことを例外的に解除するんでしょうか。

そういったワクチンパッケージの運用についてどういった考え方を持っているのか、改めて大臣にお聞きをしたいと思います。

○山際国務大臣　現段階ですぐにワクチン・検査パッケージ制度そのものを変えるわけではありませんが、今日、実は、これの前に基本的対処方針分科会がございまして、そこでも、ワクチン・検査パッケージを、オミクロン株という全くこれまでと違うスピードで感染拡大するようなものが出てきたので、それに合わせる形で、きちんと有効性のあるものにしていかなきゃいけないという話は随分出ました。

また、三回目のブースター接種が始まっておりますので、そうなると、やはりワクチンの効果というのはそこそこにあるということも分かっておりますから、そういうことも含めて総合的に判断しながら、感染が拡大している状況であっても極力経済を止めないで済むようにする、それがワクチン・検査パッケージ制度の肝でございますので、それが守れるようにしてまいりたいと思っております。

○濵地委員　終わります。

○山口委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず、水際対策についてお伺いいたしたいと思います。

先日、林大臣がブリンケン国務長官に米軍関係者の外出制限などの対策強化を要請しましたけれども、その後の経過について伺いたいと思います。

また、今後、特に基地周辺地域への外出時の対策についてどのように確認、担保をしていくのかも併せてお伺いいたします。

○山際国務大臣　これは、先ほどもお答えしましたが、林大臣からブリンケン長官にお話をして、今日、2プラス2もやっております。それで、ブリンケンさんからどういう話があったかということでございますけれども、米国にとって、在日米軍だけではなく地域住民の方々の健康と安全が非常に重要であり、日本側の申入れについては直ちに国防省に伝え、日本政府としっかり連携し、感染の更なる拡大を防ぐため、できる限りのことをしたいという返答があったというふうに承知しております。

これを受けて、今お話がありました、マスク着用であるとか、行動、外出の制限であるとか、そういうことも一つ一つやっているというふうに承知しております。

○浅野委員　では、続いて、ブースター接種についてお伺いいたします。

昨年末なんですけれども、英国の保健安全保障庁が発表したレポートによりますと、ワクチン接種二十週程度で発症予防効果が一〇％未満に減衰するという報告がございました。また、国内においても、高齢者ほど抗体が減少しやすい傾向が見られるというような報告もあります。

こういったことを踏まえて、二点ほどお伺いしたいんですけれども、今ある原則八か月というルールとした科学的根拠をまずは伺いたいと思います。

続いて、これが決まったのが昨年の十一月の厚生科学審議会というふうに聞いておりますが、大分時期もたって、オミクロン株も発生したことから、これを早急に見直して、ブースター接種の時期についても本格的に見直しを検討すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○山際国務大臣　八か月の根拠というのは、ワクチンの予防効果に加えまして、自治体の準備期間、またワクチンの供給力など、厚生労働省の審議会での委員の意見を総合的に勘案した上で決めたところでございます。

それで、これも先ほど申し上げましたとおりですが、リスクの高い方々に打っていただいて、その上で、余力のあるところはどんどん前倒しをして打っていただきたいというのも政府の方針でございますので、極力そうなるように、自治体とも連携しながらやってまいりたいと思います。

○浅野委員　今、ワクチンの供給力という御発言もありましたけれども、国の方に聞きますと、二月末までの間で合計四千八百万回分のワクチンを確保したとありますが、三月以降がまだ確定していないということで、この辺りを早期に確定させていただいて、できる限りの前倒しをお願いしたいというふうに思います。

最後に、受験生への配慮についてお願いをしたいと思います。

今回、濃厚接触者となった受験生にも一定条件下で受験が認められることになりましたが、公共交通機関を使用してはいけないという条件もあり、これはちょっと厳しいんじゃないかという声が上がっております。

これから受験本格シーズンを迎えるに当たって、大学や自治体に対し、受験生、保護者に対する移動支援をしっかり講じるように働きかけていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○山際国務大臣　これは、受験生の皆さんにとってみれば人生の懸かっている話でございますから、何とか受験の確保が、きちっと確保できるように、政府を挙げてやってまいりたいと思います。

目の前に迫っているのはセンター試験でございますので、それをきちんと受験できるようにということで、今日、文部科学大臣の方から、タクシー等々を使って受験ができるようにするということを発表させていただきました。

まだほかにも移動手段がございますので、それに関しても柔軟に対応できるようにということで今協議しているところでございますので、その費用の在り方も含めて、文部科学大臣始め関係閣僚と協議してまいりたいと思います。

○浅野委員　終わります。ありがとうございました。

○山口委員長　次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員　日本共産党の赤嶺政賢です。

今回の事態を招いた大きな原因は、在日米軍基地での感染の急拡大です。沖縄でも、山口、広島でも、基地のクラスターが発生し、それが市中に広がったと見られています。

昨年九月以降、米軍は、出国前のＰＣＲ検査を取りやめ、入国後も基地内を自由に動き回れる状態になっていました。政府は、今、米国からの入国を禁止する措置を取っていますが、日米地位協定の下で米軍関係者はその例外とされ、自由に入国を今日でもし続けております。基地からの入国なら、日本の検疫も免除されています。

まずは、これ以上の感染拡大を防ぐために、日米間でしっかりと話し合って、少なくとも感染が収まるまでは、一般の米国人と同様に、米軍関係者の入国を停止すべきであると思いますが、いかがですか。

○山際国務大臣　これは、先生御案内のとおりですけれども、日米同盟の抑止力という観点からいっても、アメリカ軍との関係というのは、我々は、今言った入国を禁止するというような、そういう話とはちょっと違う観点からも考えなきゃいけないと思っておりまして、我が国の平和と安定を確保する上でどうしても必要だ、このように私たちは考えております。

○赤嶺委員　極めて残念な答弁です。

岸田内閣の水際対策は、まさに米軍基地の自由な出入りから大穴が空いていたわけですよね。日本政府は米国からの入国を停止しているわけです。米軍関係者はそんなことはお構いなしに自由に入国をし続けております。全く整合性がありません。

日本政府の権限の下で出入国管理と検疫を実施できるように日米地位協定を改定すべきでありますが、同時に、今の地位協定の下でも、緊急的な措置として、日米間で合意すれば、入国を停止することができるはずであります。なぜそれをやらないんですか。米側に提起すべきだと思いますが、いかがですか。

○山際国務大臣　これは繰り返しになりますけれ

第208回国会
委員会質疑

2022年1月～2022年6月

2022年3月17日
本会議
（質疑要旨）

原油高騰対策と追加の経済対策について

2022.3.17（Thu）衆議院本会議（経済安全保障推進法案に対する質疑）

現状・課題意識

●国際取引の場では原油価格が高騰し、国内のエネルギー供給環境に重大な支障をきたす恐れがある。

●現在政府が行っているガソリン元売りへの補助に加え、「トリガー条項」の発動が多くの国民から期待されている。

●コロナ禍で国内経済は疲弊、GDPギャップは27兆円※の需要不足となり、景気後退と物価上昇が同時に起こるスタグフレーションが懸念される。

※内閣府による試算

委員会での浅野の発言要約

「トリガー条項凍結解除の早急な実施を求めるとともに、追加の経済対策を行うべき。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「現在、国民生活への影響緩和のため、ガソリン価格の激変緩和措置を講じているが、今後も原油、原材料、食材価格等を注視し、トリガー条項の凍結解除も含め、機動的に対応していく。」


岸田総理大臣

経済安全保障推進法案 人材の育成・確保について

2022.3.17（Thu）衆議院本会議（経済安全保障推進法案に対する質疑）

現状・課題意識

●経済安全保障分野においては、経済活動を支える人材の安定的確保と優秀な人材の育成が必要と考える。

●例えば、日経の調査によるとセキュリティー人材が不足していると答えた企業の割合は、米国16％に対して、日本は86％に上っている。

委員会での浅野の発言要約

「本法案の内容からは人材の育成・確保に関する強い問題意識が感じられない。この法案における人材について、政府の考えを伺う。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「法案において、特定重要技術の研究開発の促進や成果の活用に係る国の施策として人材の養成及び資質の向上に努める旨を盛り込んでいる。人材の育成や確保を含め、必要な取組みを進めていく。」


小林国務大臣

2022年3月17日
本会議
（質疑要旨）

経済安全保障推進法案

信頼できる相手との取引重点化について

2022.3.17（Thu）衆議院本会議（経済安全保障推進法案に対する質疑）

現状・課題意識

●経済安全保障分野で特定の国家（特に非友好的な関係にある国家）に特定の品目を依存している状態は危険。

●一方、信頼できる相手と共同でサプライチェーンを構築することは、相互の脆弱性を克服することにもつながる。

委員会での浅野の発言要約

「TPP11の意義、また昨年バイデン政権が提唱した『インド太平洋経済枠組み』に対する政府の認識を伺う。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「TPP11はルールに基づく自由で開かれた経済秩序を構築するために重要である。経済安全保障の観点も踏まえ、あり得べき国際秩序の構築に向けて米国や同志国と緊密に連携して取り組んでいく。」


岸田総理大臣

経済安全保障推進法案

人権デューデリジェンスへの対応について

2022.3.17（Thu）衆議院本会議（経済安全保障推進法案に対する質疑）

現状・課題意識

●国際社会において人権問題への関心が高まる中、企業が人権尊重の取組みをしっかり行わない場合、不買運動や投資の引揚げ、顧客との取引停止等多くのリスクがあり得る。

●米国も強制労働に基づく製品の輸入を禁止する等、人権を重視する姿勢を明確にしている。

委員会での浅野の発言要約

「企業の人権デューデリジェンスへの対応不足が、国際取引網から排除されるリスクにもなり始めている中、本格的な法制化が必要ではないか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「人権尊重のための業種横断的なガイドライン作りに取り組んでいく。今後、国内外の動向も踏まえ、将来的には法律の策定も含めて、関係府省庁とともに検討していく。」


萩生田国務大臣

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和四年三月十七日

○第二百八回国会 衆議院会議録 第十二号

令和四年三月十七日（木曜日）

議事日程　第八号
令和四年三月十七日
午後一時開議
第一　土地改良法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）
第三　防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第四　豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）
第五　情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案（内閣提出）
第六　二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案（内閣提出）
第七　構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第八　雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第九　貿易保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件

中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名
日程第一　土地改良法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第二　特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）
日程第三　防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第四　豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）
日程第五　情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案（内閣提出）
日程第六　二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案（内閣提出）
日程第七　構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第八　雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第九　貿易保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（内閣提出）及び経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案（足立康史君外二名提出）の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長（細田博之君）　これより会議を開きます。

中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名

○議長（細田博之君）　中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名を行います。

○山田賢司君　中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長（細田博之君）　山田賢司君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細田博之君）　御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、中央選挙管理会委員に

宮里　猛君　　門山　泰明君
神本美恵子君　　西　博義君
及び　橋本　雅史君

を指名いたします。

また、同予備委員に

元宿　仁君　　阿部　信吾君
平川　憲之君　　魚住裕一郎君
及び　島松　洋一君

を指名いたします。

日程第一　土地改良法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第二　特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

○議長（細田博之君）　日程第一、土地改良法の一部を改正する法律案、日程第二、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。農林水産委員長平口洋君。

土地改良法の一部を改正する法律案及び同報告書
特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔平口洋君登壇〕

○平口洋君　ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

まず、土地改良法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、自然災害に対する土地改良施設の安全性の向上を図るとともに、農用地の利用の集積を促進するため、ため池等の農業用用排水施設の豪雨対策を目的とした急施の防災事業の実施、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とした土地改良事業の拡充等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る三月一日本委員会に付託され、翌二日金子農林水産大臣から趣旨の説明を聴取し、十五日質疑を行いました。質疑終局後、採決いた

な課題です。

このため、本法案では、広く国民生活、経済活動が依拠しているかといった物資の重要性や、海外への依存度や将来的な依存の可能性を踏まえ、国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、安定供給確保を図ることが特に必要と認められる物資を特定重要物資として政令で指定することとしています。

その際、指定の具体的な考え方や、より詳細な要件などは、経済施策や産業構造などに関する有識者の意見を聞いた上で、安定供給確保基本指針において定めることとしています。

次に、サプライチェーンの調査に関する罰則についてお尋ねがありました。

本法案では、重要な物資についてのサプライチェーンの把握や供給途絶リスクの評価などのため、物資の生産、輸入、販売を営む事業者に対し、サプライチェーンの状況を調査できる旨の規定を措置しています。

この調査については、特定重要物資としての指定の検討時などに行うことを想定しており、本法案の規制や支援の枠組みに入っていない事業者を含め、幅広く対象としているため、調査を拒否した場合の罰則は置かず、事業者からの回答を担保できるよう、努力義務規定を置くこととしたものでございます。

次に、基幹インフラの安定的な提供のための基本指針の策定についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、本制度の整備と運用に当たっては、事業者と丁寧にコミュニケーションを図り、各事業の実態を十分に踏まえること、また、規制対象を、国家及び国民の安全に与える影響に鑑み真に必要なものに限定することが重要です。

このため、閣議決定する基本指針では、例えば、国家及び国民の安全と事業者の経済活動の自由とのバランスが取れた制度とする観点から、規制対象となる設備や業務を真に必要なものに限定すること、制度及びその運用が効率的かつ実効性があるものとなるよう、事業の実態や規制の影響等について事業者と常日頃から相談窓口等を通じ意思疎通を図ること等を規定し、事業者の実態や負担に配慮して制度を運用する旨明らかにしていくことを考えております。

次に、特許出願の非公開制度の対象となる発明の在り方についてお尋ねがありました。

本制度による非公開の対象となる発明の選定に当たり、我が国の安全保障が著しく損なわれるおそれがある発明に限定すべきであり、経済活動やイノベーションに及ぼす影響を十分考慮すべきであるという点は、有識者会議からもまさしく同趣旨の御提言をいただいているところでございます。

政府としてもそうした観点を意識して今回の制度設計に当たっておりまして、技術の機微性のみならず、非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響を考慮して、保全の対象となる発明を十分に絞り込む仕組みとするなど、我が国の経済活動やイノベーションを阻害することのないよう配慮した制度としております。

また、特許非公開制度における補償金額の算定についてお尋ねがありました。

特許非公開の審査の結果、保全指定の対象となった発明については、その実施に当たって内閣総理大臣の許可が必要であり、政府としては、許可するか否かの判断をする段階で特許出願人から実施計画の詳細などを聞くこととなります。

さらに、当該発明の実施が不許可又は実施に条件が付された場合に特許出願人から損失補償の請求があった段階でも特許出願人から説明を聞くほか、専門家の意見も聞きながら、妥当な補償金額を決定することとなります。

このように、補償金額の算定に当たっては、特許出願人と十分なコミュニケーションを取った上で、適切に対応してまいります。（拍手）

○副議長（海江田万里君）　浅野哲君。

〔浅野哲君登壇〕

○浅野哲君　国民民主党の浅野哲です。

私は、会派を代表し、経済安全保障推進法案を中心に質問をいたします。（拍手）

冒頭、この度のロシア軍によるウクライナへの侵略行為で犠牲となられた方々に心より哀悼の誠をささげるとともに、ロシア軍の作戦中止と即時撤退を求めます。

また、昨夜発生した地震で被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

被害の全容の早期把握に努め、今後の復旧に党を挙げて全力で取り組むことをお誓い申し上げ、質問に入ります。

本法案では、サプライチェーンに対する政府の調査権限が新設される予定です。米国では事業者に対し応答義務が課せられている一方、本法案では応答努力義務が規定されています。産業界への配慮としては一定の理解ができるものの、調査の実効性を確保する必要があることから、事業者側のインセンティブ又はディスインセンティブの在り方について、これまでの議論経過と政府の見解を伺います。

特定重要物資と指定された物資については、所管大臣に備蓄などの必要な措置を講ずる責務が規定されています。類似の概念が適用されている分野として、例えば、エネルギー資源については、水素やバイオ燃料などが注目されています。エネルギー安全保障の観点から、これらの国内製造を国家戦略に含めるべきと考えますが、いかがでしょうか。特に、発電所などで発生する大量の熱を利用した水素、バイオ燃料の製造環境構築及びサプライチェーン構築は強力に推進すべきと考えますが、経済産業大臣の見解を伺います。

関連して、現在、国際取引の現場では原油価格が高騰し、国内のエネルギー供給環境に重大な支障を来しかねない事態となっており、現在行われているガソリン元売への補助と併せて、トリガー条項の発動が多くの国民から期待されています。この間、懸念事項とされてきた地方財政への影響緩和策や発動、解除方法の具体化などについて早急に結論を得るべきと考えますが、総理から関係省庁に対し、期限を設けた検討を御指示いただけないでしょうか。

コロナ禍で国内経済は疲弊し、GDPギャップは二十七兆円の需要不足となっています。原油高に起因した物価上昇が起こる中、景気後退と物価上昇が同時に起こるスタグフレーションの現実味が増しています。国内外の諸情勢の先行きが不透明感を増す中、速やかに追加の経済対策の検討に入るべきと考えます。国民民主党は、事業者の金融支援、エネルギー安定供給の確保、そして防衛関連予算の拡充などのため、最低でも十兆、できれば二十兆円規模の対策が必要と考え、検討を進めておりますが、追加予算の必要性について、総理の御認識を伺います。

ここからは、日本の経済安全保障施策をより総合的な内容とするための論点を三つ提示させていただき、それらに対する政府の見解を求めたいと思います。

一つ目は、人材の育成、確保についてです。

経済安全保障分野において、経済活動を支える人材の安定的確保と優秀な人材の育成は重要な論点です。例えば、セキュリティー人材が不足していると答えた企業の割合ですが、米国で一六％に対し、日本は八六％に上るそうです。ですが、本法案では、人材の育成、確保に関する強い問題意識を感じ取ることができませんでした。なぜでしょうか。小林大臣に伺います。

二つ目は、信頼できる相手との取引の重点化についてです。

経済安全保障分野において、特定の国家、とりわけ、非友好的な関係にある国家に特定の品目を依存している状態は危険です。一方、信頼できる相手と共同でサプライチェーンを構築することは、相互の脆弱性を克服することにもつながると考えます。このような観点から、ＴＰＰ11の意義、そして昨年バイデン政権が提唱したインド太平洋経済枠組みに対する総理の御認識を伺います。

三つ目は、人権デューデリジェンスへの対応についてです。

近年、欧米などでは、人権の観点から輸出規制や輸入規制を強化する動きが活発化しています。米国のバイデン政権も、強制労働に基づく製品の輸入を禁止するなど、人権を重視する姿勢を明確にしました。企業の人権デューデリジェンスへの対応不足が国際取引網から排除されるリスクにもなり始めている中、法制化の必要性について、経済産業大臣にお伺いをいたします。

国民民主党は、以上の論点を始め、我が国の経済安全保障を確保するために必要な、より包括的な政策パッケージをまとめた法案、総合的経済安全保障推進法案を提出いたしました。我が国の経済安全保障施策体系の更なる充実に向けて、総理にも是非御一読いただき、参考にしていただきたいと思いますが、総理、我々の法案を読んでいただけますでしょうか。

最後に、この言葉を御紹介させていただきます。繁栄した経済国家であることを誇る前に、道義国家であることを目指すべきである。これは、私の師である大畠章宏先生と親交のあった梶山静六先生が一九九五年に記した言葉だそうです。

今の時代、日本に住む我々は、より困難な状況に置かれている人々が世界に多くいることを常に思い出すことが重要だと思います。経済安全保障を考える上でも、我が国の繁栄のみならず、他国の繁栄にも心を向け、便益を共に享受する精神を持ってこれからの議論を尽くされることを切に望み、私の発言を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

○内閣総理大臣（岸田文雄君）　浅野哲議員の御質問にお答えいたします。

トリガー条項の発動についてお尋ねがありました。

原油価格の高騰に対しては、ガソリン価格を百七十二円程度に抑える激変緩和措置など、当面の対応を講じ、国民生活や企業活動への影響を最小限に抑えていくこととしております。

その上で、今後、引き続き原油価格が上昇し続ける場合には、トリガー条項の凍結解除も含め、あらゆる選択肢を排除することなく、何が最も効果的なのか、どのようにそれを実施することがより大きな効果につながるのかといった観点からしっかり検討し、機動的に対応してまいります。

追加の経済対策等についてお尋ねがありました。

まず、新型コロナの影響を受けておられる方々への支援に引き続き万全を期し、事業と雇用、暮らしを守り抜いてまいります。

ロシアによるウクライナ侵略の影響による我が国経済、暮らしへの影響の緩和については、既に、今年度の一般予備費を三千五百億円活用してガソリン価格を百七十二円程度に抑える激変緩和措置を講じるなど、当面の対応を決定し、国民の皆さんにお届けをしています。

今後も、原油価格、原材料価格、食材価格などへの波及の状況を注視し、事態が長引く場合には、更に機動的に対応してまいります。

信頼できる相手との取引重点化との観点から、ＴＰＰ11の意義やインド太平洋経済枠組みについてお尋ねがありました。

政府として、これまで、我が国企業がより効率的で持続可能なサプライチェーンを構築することができる環境を整えるべく、ＴＰＰ11に始まり、日・ＥＵ・ＥＰＡ、さらには日米貿易協定、日英ＥＰＡ、ＲＣＥＰ協定などを通じて、自由で公正な経済圏の拡大に取り組んできました。

とりわけ、ＴＰＰ11は、ハイスタンダードでバランスの取れた二十一世紀型の新たな共通ルールを世界に広めるだけでなく、基本的価値を共有する国、地域がルールに基づく自由で開かれた経済秩序を構築するとの戦略的意義も有することから、経済安全保障の観点からも重要であると考えています。

インド太平洋経済枠組みについては、我が国として、この取組を含む米国の地域へのコミットメントを歓迎しており、一月の日米首脳テレビ会談においてもその旨私からバイデン大統領に伝えました。

我が国として、引き続き、経済安全保障の観点も踏まえ、あり得べき国際秩序の構築に向けて、日米間で引き続きしっかりと意思疎通を図るとともに、同志国とも緊密に連携しながら取り組んでまいります。

経済安全保障施策体系の更なる充実についてお尋ねがありました。

経済安全保障は、安全保障と経済を横断する新しい課題として広く認識されるようになったと受け止めています。

経済安全保障の確保に向けては、本法案による制度整備にとどまらず、今後、例えば、我が国の基幹産業が抱える脆弱性や強みについて、幅広く、不断に点検、見直しを検討していくことなどが重要と考えています。

いずれにしても、今後の情勢の変化を見据えた更なる課題について不断に検討を進めていくことが重要と考えており、国民民主党が提出された法案も参考にさせていただきたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。（拍手）

〔国務大臣萩生田光一君登壇〕

○国務大臣（萩生田光一君）　浅野議員の質問にお答えします。

水素とバイオ燃料の国内製造の推進についてお尋ねがありました。

国内で製造可能なエネルギー資源である水素やバイオ燃料のサプライチェーンを構築することは、エネルギー安全保障強化の観点からも重要です。

水素は、再生可能エネルギーを活用した水電解や、高温ガス炉などから出る高温熱源の活用により、国内製造が可能です。その実用に向けて、まずは、コスト低減に資する水電解装置の大型化や、脱炭素型の高温熱源を活用した革新的な水素

製造法などの研究開発に取り組んでまいります。

バイオ燃料については、今後特に需要拡大が見込まれる持続可能な航空燃料の国内生産に向けて、国内での大規模生産を実現する技術開発支援など、導入拡大に向けた取組を進めてまいります。

こうした取組を通じて、国産の脱炭素燃料のサプライチェーンを構築することで、カーボンニュートラルの実現やエネルギー安全保障の確保に戦略的に取り組んでまいります。

人権デューデリジェンスへの対応についてお尋ねがありました。

国際社会において人権問題への関心が高まる中、企業が人権尊重の取組をしっかり行わない場合、不買運動、投資の引揚げ、顧客との取引停止など、多くのリスクがあり得ると承知しております。

こうした中、昨年行った企業調査で多くの要望が寄せられたことも踏まえ、人権尊重のための業種横断的なガイドライン作りに取り組むこととしました。日本企業にとって、予見可能性が高く、国際競争力強化につながるものにしてまいります。

また、企業が公平な競争条件の下で積極的に人権尊重に取り組める環境を整備する観点から、国際協調により各国の措置の予見可能性を高める取組も進めます。今後、国際協調の議論など国内外の動向も踏まえ、将来的な法律の策定可能性も含めて、関係府省庁とともに更なる政策対応も検討してまいります。

同時に、様々な先端技術を有する我が国として、人権侵害に対するツールとして輸出管理の枠組みが活用可能かどうか、議論、検討するとともに、基本的価値観を共有する欧米等の同志国と緊密に連携をしてまいります。（拍手）

〔国務大臣小林鷹之君登壇〕

○国務大臣（小林鷹之君）　浅野議員からの御質問にお答えいたします。

まず、サプライチェーンの調査の実効性確保に関する議論の経過と政府の見解についてのお尋ねがありました。

サプライチェーンの調査の在り方については、有識者会議から、実効的な調査を実施するための政府の調査権限と事業者の応答を確保できる法的枠組みを整備することが必要、また、調査の趣旨及び目的を丁寧に説明することが必要との提言をいただきました。

こうした提言を踏まえ、本法案においては、物資の生産、輸入、販売を営む事業者を対象とし、サプライチェーンの状況を調査するための法的枠組みを整備するとともに、事業者からの回答を担保できるよう、努力義務規定を置くこととしました。

また、サプライチェーンの調査については、事業者に本調査の重要性や趣旨、目的を丁寧に説明することで、調査の実効性を確保してまいります。

次に、経済安全保障分野における人材の育成、確保についてお尋ねがありました。

経済安全保障は多岐にわたる新しい課題であり、御指摘の人材の安定的な育成、確保につきましても、経済安全保障を確保していく上で重要であると認識をしております。

例えば、岸田政権の重要施策の一つである人的投資の強化は、経済成長の基盤であるとともに、技術革新を担う研究者、高度ＩＴ人材、特殊技能を持ちサプライチェーンを担う人材、国際的なルール作りに携わる人材などの育成、確保は、経済安全保障の取組を進めていく上での基礎となるものと考えております。

本法案におきましても、特定重要技術の研究開発の促進や成果の活用に係る国の施策として人材の養成及び資質の向上に努める旨盛り込むなど、人の要素にも問題意識を持って取り組むこととしており、御指摘の人材の育成や確保を含め、政府として必要な取組を進めてまいります。（拍手）

○副議長（海江田万里君）　笠井亮君。

〔笠井亮君登壇〕

○笠井亮君　私は、日本共産党を代表して、いわゆる経済安全保障推進法案について、岸田総理に質問します。（拍手）

冒頭、昨夜の福島県沖地震で亡くなられた方々に心からお悔やみを、被災された皆さんにお見舞いを申し上げます。

経済安全保障とはそもそも何を指すのか、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を害する行為とは具体的にどのような状況を指すのか、いずれも法案には何の定義も置かれていません。政省令への委任は百二十四か所にも及びます。政府に白紙委任せよというのですか。

定義も定かでない経済安全保障とは、すなわち、経済を安全保障の下に置き、軍事に組み込むということではありませんか。経済、産業、科学技術、知的財産まで国の管理下に置くことは、無謀な戦争に突き進んだ戦前の国家統制そのものであり、日本国憲法に真っ向から反するものではありませんか。明確な答弁を求めます。

軍事、経済をめぐるアメリカと中国の覇権争いは先鋭化しています。総理は、今年一月のバイデン米大統領との首脳会談で、強固な日米同盟の下、経済安全保障で緊密に連携することを確認し、閣僚レベルの経済版2プラス2の立ち上げに合意しました。経済安全保障とは、結局、日本を軍事、経済の両面でアメリカの戦略に組み込むものではありませんか。同志国、同盟国の枠組みの下、敵国を想定して経済の力で脅しをかけることは、歴史の教訓を顧みないものであり、緊張関係を一層高めるだけではありませんか。

次に、経済と国民生活への影響について伺います。

第一に、企業活動に対する制約の問題です。

企業秘密でもあるサプライチェーンの政府への報告、基幹インフラの安全性、信頼性の確保や特許出願の非公開化が与える企業活動への影響について、経済界から懸念の声が上がっています。法案は、民間企業の経済活動に制約をもたらすものではありませんか。

法案では、基幹インフラの安定的提供の確保のために、事業者に対し納品業者や委託業者までも事前に届け出させ、審査の対象としています。政府が妨害行為のおそれがあると判断すれば、審査が通りません。結果として、下請、取引先企業を選別、監視することになるではありませんか。

さらに、政府が指定した特定重要物資への特別な支援は、半導体製造大手、ＴＳＭＣ熊本工場への既に五千億円にも及ぶとされる青天井の国費投入のような、特定事業者への巨額支援の横行につながりがねません。答弁を求めます。

第二に、科学技術と人権に対する制約の問題です。

昨年六月の成長戦略実行計画には、経済安保政策の冒頭に、「デュアルユース技術（軍事転用可能な民生技術）への関心が高まっている。」とあります。総理自身、デュアルユースでの製造等に五千億円規模の支援を措置したと国会で答弁されてい

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和四年四月七日

○第二百八回国会 衆議院会議録 第十八号

令和四年四月七日（木曜日）

議事日程　第十三号
令和四年四月七日
午後一時開議

第一　経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案（足立康史君外二名提出）

第二　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（内閣提出）

第三　地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　旅券法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件

日程第一　経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案（足立康史君外二名提出）

日程第二　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（内閣提出）

日程第三　地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第四　旅券法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第五　東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律案（内閣提出）

日程第一　経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案（足立康史君外二名提出）

日程第二　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（内閣提出）

○議長（細田博之君）　日程第一、足立康史君外二名提出、経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案、日程第二、内閣提出、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長上野賢一郎君。

経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案及び同報告書
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案及び同報告書
（本号末尾に掲載）

〔上野賢一郎君登壇〕

○上野賢一郎君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、内閣提出の法律案の概要について申し上げます。

本案は、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設する等の措置を講ずるものであります。

次に、足立康史君外二名提出の法律案の概要について申し上げます。

本案は、経済安全保障に関する諸施策を実効的かつ総合的に推進するため、その基本原則及び配慮事項を定めるとともに、その推進のため必要な事項を定めるものであります。

両法律案は、去る三月十七日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、翌十八日小林国務大臣及び提出者足立康史君からそれぞれ趣旨の説明を聴取した後、二十三日から質疑に入りました。二十九日には経済産業委員会との連合審査会を開会するとともに、三十一日には参考人から意見を聴取しました。

四月六日には、内閣提出の法律案に対し、立憲民主党・無所属の提案による修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、両法律案及び修正案を一括して質疑を行いました。同日、岸田内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど慎重に審査を行い、質疑を終局いたしました。

質疑終局後、両法律案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、まず、足立康史君外二名提出の法律案につきましては、賛成少数をもって否決すべきものと決しました。

次に、内閣提出の法律案につきましては、立憲民主党・無所属の提案による修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、内閣提出の法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　討論の通告があります。順次これを許します。塩川鉄也君。

〔塩川鉄也君登壇〕

○塩川鉄也君　私は、日本共産党を代表し、経済安全保障推進法案に対し、反対の討論を行います。（拍手）

反対理由の第一は、科学技術の軍事研究化を推

しています。

しかしながら、サプライチェーンの全体像に関する一般的な調査や協力的な事業者を対象とした情報収集であれば、改めて法律を成立させる必要はありません。政府がふだん行っているシンクタンク等への外注調査で十分に対応が可能です。

本法案がなぜ必要かといえば、経済安全保障上懸念される活動を意図的に行っているような事業者からも情報を引き出すことが安全保障の観点から不可欠であるためです。こうした事業者が虚偽の報告や応諾拒否に対する罰則なしで自発的に政府に情報を提供することはとても考えられません。

サプライチェーンの実相が把握できなければ、経済安全保障は不完全なものとなり、我が国の国民の生命と財産を危険にさらすことになります。実効性の強化については、本法案が成立した後であっても、引き続き検討を続けていくべきと考えます。

第三は、インテリジェンスの問題です。

本法案の適切な施行に当たり、特に戦略物資の見極めの際などには、政府の持つインテリジェンスが成否を分ける鍵となります。さきの半導体における失敗を見ても、我が国のインテリジェンスは他国の比較対象とはならないほどに脆弱であり、抜本的に見直さなければなりません。

政府・与党からは、政策部門に関する定員を約二百五十名、経済インテリジェンスに関する情報コミュニティーの定員を約百三十名増やすとの説明がありましたが、ただ人を増やしても意味がありません。何の能力を持つ人材がどのような役割を持って何を達成するために動くのか、それが安全保障にどのようにつながるのか、戦略的かつ実効性の高い体制を考案し、構築していかなければなりません。

日本維新の会は、政府案とは別に、独自に法案を提出しました。その中では、経済成長に配慮した施策の実行、新たな国際経済秩序形成の促進、客観的な指標に基づく評価と選定過程での公平性の確保、罰則を含めた実効性の担保といった、政府案では不十分な部分を含めた必要な措置を定めています。経済成長に配慮しつつ、戦略的に必要最小限の対象を絞り込むと同時に、選定された対象については、罰則の措置を含め、実効性を担保して進めていくという、めり張りのある内容になっています。

政府案の足らざる点を明確にし、反論とともに対案をぶつけていく、是々非々の提案型政党という日本維新の会の基本姿勢をはっきりと示したものです。政府においても、この維新案を参考としつつ、今後の経済安全保障政策を進めていただければと考えます。

経済安全保障は、日々刻々と変化する国際情勢や技術革新に即時に対応していかなければなりません。本法案は、経済安全保障の一部の施策を定めるものにとどまらず、国民の生命財産を守るという本来の目的を達するためのものでなければなりません。そのための実効性を担保するためにも、三年ごとといわず、絶え間ない見直しを行うことを求め、両法案の賛成討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　浅野哲君。

〔浅野哲君登壇〕

○浅野哲君　国民民主党の浅野哲です。

私は、国民民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました政府提出の経済安全保障推進法案に対し、賛成の立場から討論を行います。（拍手）

冒頭、この度のウクライナ・キーウ近郊の町ブチャにおいて多数の民間人が虐殺されたことに、私は、強い憤りを禁じ得ません。ロシアによるウクライナへの侵略行為に対し、我が国はこれまで毅然とした態度で臨んできておりますが、今回の事件はジェノサイドの可能性が指摘されるなど、事態はより深刻化しています。一方、日本は、ジェノサイド犯罪を認定するための法整備がされておらず、ジェノサイド条約を批准できておりません。日本政府には、国際社会と協調して、ロシアに対し即時の作戦中止と撤退に向けた圧力をかけ続けていくこととともに、ジェノサイド条約の批准に向けた国内環境整備を早急に進めることを求め、討論に入ります。

今回、内閣委員会で審査を行った経済安全保障推進法案は、昨今の国際情勢の複雑化などを背景として、我が国のサプライチェーンへの支援強化、基幹インフラに関する事前審査制度の創設、官民連携による重要技術の開発促進、特許出願の非公開制度の創設という四つの施策から構成されていました。

これに対し、私たちは、委員会の中で、経済インテリジェンス機能の強化、重要物資、重要設備、重要技術などの選定に対する公平性、透明性の確保、サプライチェーン調査の実効性の確保、重要技術開発財源の継続的確保などを求めてまいりました。

経済インテリジェンス機能の強化については、小林大臣より、令和五年度に設立を目指すシンクタンク組織について、海外情勢、技術動向の調査分析機能、各種調査機関同士をつなぐハブ機能、人材育成機能を持つ組織とすることや、段階的にこの組織を拡大させていく方針を確認いたしました。

また、重要物資、重要設備、重要技術などの選定に対する公平性、透明性の確保については、小林大臣より、産業界やアカデミアも対象に含める形で、国会での質疑内容も踏まえながら御対応いただけることを確認させていただきました。

さらに、サプライチェーン調査の実効性の確保については、岸田総理より、私どもが提案してきた、分野と期間を限定した調査手法について、アメリカで行われた百日間レビューなども参考にしながら実効的な調査方法を検討していくことを、そして、重要技術開発財源の継続的確保に関しては、特定重要技術開発のための二千五百億円の指定基金について必要な予算を確保し続けていくとの総理方針、総理発言を確認することができました。

以上に述べた点などを総合的に勘案し、国民民主党・無所属クラブは本法案に賛成することとしたものであります。

一方、本法案においては、具体的な事項のほとんどが政省令で今後定められることになっており、その具体化に当たっては、有識者はもちろんのこと、教育界や産業界に対しても政府から積極的に意見聴取を行い、具体的内容の予見可能性を高め、幅広い合意形成が図られるよう、十分な配慮を求めます。

また、本法案には、我が国の経済安全保障を確保する上で重要な幾つかの観点がまだ含まれていないという課題もあります。具体的には、国際共同研究などを円滑に行うために、情報を取り扱う者の適性について認証を行うためのセキュリティークリアランス制度の整備や、人権問題に起因した経済活動上のリスクに対処するための人権デューデリジェンスの観点です。これらの課題についても政府内で検討を重ねられることを求めて、私の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　これにて討論は終局いたしました。

ただいまから十分後に採決いたしますので、しばらくお待ちください。

○議長（細田博之君）　これより採決に入ります。

まず、日程第一、足立康史君外二名提出、経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

2022年4月19日
本会議
（質疑要旨）

子ども政策に関する予算について

2022.4.19（Thu）衆議院本会議（こども家庭庁設置法案に対する質疑）

現状・課題意識

●日本の家族関係社会支出は対GDP比1.65％。スウェーデン（3.42％）や英（3.19％）等の欧州諸国と比較しても大きく低い水準となっている。

●岸田総理は先の予算委員会で「将来的には倍増をめざしていきたい」と明言している。

●国民民主党は3年前から年間5兆円の教育国債を発行し我が国の教育基盤を根本的に強化していくことを提案している。

委員会での浅野の発言要約

「国民民主党が提案している教育国債について、政府内でも実現に向けて取り組んでいただきたいが、総理の考えを伺う。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「財源については国民各層の理解を得つつ、社会全体でどのように負担していくのかという観点から幅広く検討していくことが重要。教育国債については財政の信認確保の観点から慎重な検討が必要。」


岸田総理大臣

子ども政策における所得制限の撤廃について

2022.4.19（Thu）衆議院本会議（こども家庭庁設置法案に対する質疑）

現状・課題意識

●高等学校等就学支援金制度や奨学金制度等には所得制限があり、子どもが複数いる不支給世帯等にとっては、実質的に進学可能な選択肢を狭めている現状がある。

●子どもを育成する責任は基本的に保護者にあるが、子どもは育ちの場を選ぶことはできない。

委員会での浅野の発言要約

「全ての子どもを平等に取り扱うためにも、子ども政策における所得制限を撤廃すべきと考えるが、総理の考えを伺う。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「各制度において、所得制限を設けるかどうかは、個々の制度の目的や支援方法等に応じてそれぞれ判断されるものであると考える。」


岸田総理大臣

2022年4月19日
本会議
（質疑要旨）

子ども達の見えない課題の把握について

2022.4.19（Thu）衆議院本会議（こども家庭庁設置法案に対する質疑）

現状・課題意識

●本法案の基本方針では、子どもや若者から意見を聴くユース政策モニターの実施や審議会委員等への子ども・若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等が検討されている。

●一方で児童虐待や不登校、ヤングケアラー問題等は人前で言い出せない場合や子ども自身に自覚がない等、問題が顕在化しづらいことが課題となっている。

委員会での浅野の発言要約

「子ども達から意見を聴く仕組みだけでなく、子ども達が抱える見えない課題を把握する必要があるのではないか。」



政府の答弁要約

「子ども達から意見を聞くだけでなく、子ども達の支援に直接関わる民間団体や自治体の連携強化を通じて、潜在的な課題をしっかり把握し、きめ細かく対応していく。」



障害児支援の拡充について

2022.4.19（Thu）衆議院本会議（こども家庭庁設置法案に対する質疑）

現状・課題意識

●現在、消費税財源の一部が子ども・子育て支援予算に充てられ、保育所や放課後児童クラブ等の充実が図られている。

●一方、障害児施策には消費税財源が充てられておらず、医療的ケア児向けの日中一時支援事業等は、自治体による支援のばらつきも大きく、支援の少ない自治体のご家庭には大きな負担となっている。

委員会での浅野の発言要約

「今後は、障害児施策にも消費税財源を充てる等安定財源を確保し、地域格差是正と支援内容の拡充を図るべきではないか。」



政府の答弁要約

「障害のある子ども達への施策の充実を図っていくためには、安定的な財源の確保が必要であり、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用の在り方を含め幅広く検討していく。」



2022年4月19日
本会議
（質疑要旨）

スクールソーシャルワーカーの所管について

2022.4.19（Thu）衆議院本会議（こども家庭庁設置法案に対する質疑）

現状・課題意識

●様々な困難に直面する子ども達をサポートするスクールソーシャルワーカーに期待が集まっている。

●スクールソーシャルワーカーの役割は、教育機関内外を問わず様々な機関と連携し、子供の福祉向上に取り組むこと。

●本法案で、スクールソーシャルワーカーのについては、こども家庭庁へ移管せず、引き続き文部科学省の所管となっている。

委員会での浅野の発言要約

「スクールソーシャルワーカーの所管をこども家庭庁に移管せずに、文部科学省に残す理由は何か。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「日頃から児童生徒と接する教職員と福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーが緊密に連携し、チーム学校として一体的な取組みを行う観点から、文部科学省が引き続き所管する。」



末松大臣

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和四年四月十九日

○第二百八回国会 衆議院会議録 第二十一号

令和四年四月十九日（火曜日）

議事日程　第十六号
令和四年四月十九日
午後一時開議
第一　道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
第二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案（中島克仁君外十六名提出）
第三　新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等の実施体制の確保に関する法律案（中島克仁君外十六名提出）
第四　新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案（中島克仁君外十六名提出）
第五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件
議員辞職の件
日程第一　道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
日程第二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案（中島克仁君外十六名提出）
日程第三　新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等の実施体制の確保に関する法律案（中島克仁君外十六名提出）
日程第四　新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案（中島克仁君外十六名提出）
日程第五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
こども家庭庁設置法案（内閣提出）及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）並びにこども基本法案（加藤勝信君外十名提出）、子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（城井崇君外十一名提出）及び子ども育成基本法案（三木圭恵君外二名提出）の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長（細田博之君）　これより会議を開きます。

議員辞職の件

○議長（細田博之君）　去る十五日、議員山本太郎君から、今般、一身上の都合により衆議院議員を辞職いたしたく御許可願いたい旨の辞表が提出されております。

辞職願

今般　一身上の都合により衆議院議員を辞職いたしたく御許可願います。

令和四年四月十五日

衆議院議員　山本　太郎

衆議院議長　細田　博之殿

○議長（細田博之君）　これにつきお諮りいたしたいと思います。

山本太郎君の辞職を許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細田博之君）　御異議なしと認めます。よって、辞職を許可することに決まりました。

日程第一　道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○議長（細田博之君）　日程第一、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長上野賢一郎君。

道路交通法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔上野賢一郎君登壇〕

○上野賢一郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特定自動運行に係る許可制度を創設するとともに、特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定並びに特定免許情報の個人番号カードへの記録に関する規定の整備等を行うものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る四月十三日本委員会に付託され、同日二之湯国家公安委員会委員長から趣旨の説明を聴取いたしました。

また、同日電動キックボードの試乗及び自動配送ロボットの展示の視察を行いました。次いで、十五日に質疑を行い、質疑終局後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

学省との緊密な連携を図っていくこととしており、地方自治体においても、首長部局と教育委員会の連携が極めて重要であると考えています。

今後、例えば、教育や福祉等に関するデータを連携させ、真に支援が必要な子供、家庭を発見し、ニーズに応じてプッシュ型の支援を届ける取組を推進してまいります。

また、現在、地方自治体における関係部局の連携体制の事例を把握するための調査を実施しているところであり、今後、各自治体における取組を情報共有することなどを通じて、自治体におけるこどもまんなかの考え方に基づく体制の検討が進むよう取り組んでまいります。

次に、民間団体との連携や子供の居場所づくりについてお尋ねがありました。

民間団体との連携については、子供や若者、子育て家庭に対し地域で支援を行っているＮＰＯを始めとする様々な民間団体とのネットワークを強化し、市民団体との積極的な対話、連携、協働を図っていくこととしています。

地方自治体などの現場においても、民間団体との連携を進めることは重要と考えており、さきに述べた地方自治体に対する調査においても、民間との連携や人材交流の状況を把握することとしています。今後、各地方自治体の取組状況に関する情報共有などに努めてまいります。

子供の居場所づくりについては、こども家庭庁の創設を待たず、今年度、調査研究を行うことにしています。

今後、こども家庭庁においては、調査研究の結果も踏まえ、子供の居場所づくりに関する指針を策定し、政府全体の取組を強力に推進するとともに、ＮＰＯ等と連携し、児童館、放課後児童クラブ、子供食堂など、子供の視点に立った様々な居場所づくりを進めてまいります。

次に、子供の視点に立った政策立案についてお尋ねがありました。

公明党におかれましては、子供の声を直接聞く機会を設け、党内の議論に生かしていらっしゃると伺っており、大変すばらしい取組であると受け止めております。

政府においては、昨年末に閣議決定した基本方針において、今後の子供政策の基本理念として、子供の意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切に子供政策に反映されるように取り組むことを掲げています。

こども家庭庁においては、子供や若者にとって身近なＳＮＳを活用した意見聴取など、子供や若者から直接意見を聞く仕組みや場づくりについても検討していくこととしており、こども家庭庁の創設を待たずに、令和四年度において、子供の意見の政策への反映に関する調査研究を行うことにしています。

子供の声に耳を傾けることは、子供を大切にする第一歩であります。こうした基本姿勢の下、こども家庭庁において、子供や若者から意見を聞く様々な取組を行い、子供政策の企画立案、総合調整を行ってまいりたいと考えております。（拍手）

○副議長（海江田万里君）　浅野哲君。

〔浅野哲君登壇〕

○浅野哲君　国民民主党・無所属クラブの浅野哲です。

私は、ただいま議題となりましたこども家庭庁設置法案などに対し質問をいたします。（拍手）

まず、総理に伺います。

二〇二一年の出生数は八十四万二千八百九十七人、六年連続過去最少を記録しました。令和二年の合計特殊出生率も一・三三と、五年連続低下をしております。平成元年に合計特殊出生率が一・五八を下回って以降、少子化対策が叫ばれ続けてきましたが、いまだに改善されない原因は何とお考えになりますでしょうか。

昨年十一月二十九日に提出されたこども政策の推進に係る有識者会議報告書の中では、今後の子供政策の基本理念等を定める「こども基本法（仮称）」の制定について、政府に検討を求める内容でした。しかし、その約三週間後、政府は、基本法ではなく、こども家庭庁を設置する方針を発表しています。

なぜ、政府として、基本法を整備せず、省庁再編で対応することにしたのでしょうか。政府としては、基本法を制定する必要はないと判断したということでしょうか。お聞かせください。

ユニセフが昨年発表したレポートによれば、日本の子供の幸福度は三十八か国中二十位という結果でした。内訳を見ていくと、身体的健康は一位である一方で、精神的幸福度は三十七位、下から二番目でした。また、数学、読解力などの学力面では五位でありながら、すぐに友達ができると答えた子供の割合が低く、社会的スキルは三十七位という結果だったそうです。

本法案でも子供のウェルビーイングの向上をうたっておりますが、子供のウェルビーイングの定義を総理はどのように捉えておられますか。

また、この指標をどのように評価、測定するのか、加えて、子供のウェルビーイングの向上に向けた野田大臣のお考えを伺います。

本法案の基本方針では、子供たちの視点に立った政策立案を行うとされており、具体的には、子供や若者から意見を聞くユース政策モニターの実施や、審議会委員などへの子供、若者の参画促進、ＳＮＳを活用した意見聴取などが検討されています。一方で、児童虐待や不登校、ヤングケアラー問題などは、人前でなかなか言い出せない場合や子供自身に自覚がない場合など、問題が顕在化しづらいことも課題となっています。

子供たちから意見を聞く仕組みだけでなく、子供たちが抱える見えない課題を捉える取組が必要だと思いますが、政府の御認識を伺います。

様々な困難に直面する子供たちをサポートするスクールソーシャルワーカーに期待が集まっています。

スクールソーシャルワーカーの役割は、教育機関内外を問わず様々な機関と連携し、子供の福祉向上に取り組むことであり、所管省庁は、文部科学省よりも、省庁横断的に対応できるこども家庭庁の方がよいのではないでしょうか。こども家庭庁に移管せず文部科学省に残す理由を文部科学大臣にお伺いいたします。

続いて、子供政策に関し国民民主党から何点か提案をさせていただきますので、総理を始め各大臣の御見解をお聞かせください。

まずは、子供政策に関する予算についてです。

我が国の家族関係社会支出は対ＧＤＰ比で一・六五％で、スウェーデンの三・四二％、英国の三・一九％などの欧州諸国と比較すると大きく見劣りする水準となっており、我が国の将来に関わる重大な問題だと認識をしております。

岸田総理も、今年一月二十五日の予算委員会の中で、「将来的には倍増、これはしっかり目指していきたい」と明言されております。

国民民主党は、年間五兆円の教育国債を発行し、我が国の教育基盤を根本的に強化していくことを三年前から提案しています。

教育国債について、政府内でも教育国債の実現

に向けて取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

続いて、所得制限の撤廃について伺います。

高等学校等就学支援金制度には所得制限があり、子供が複数いる不支給世帯などにとっては、実質的に進学可能な選択肢を狭めている現状があります。これはほんの一例で、児童手当や障害児福祉手当などについても所得制限があり、課題があります。

子供を育成する基本的な責任は保護者にありますが、子供は育ちの場を選ぶことはできません。子供の最善の利益を重視するのであれば、子供に関する社会手当や現物給付は子供自身に対する給付と位置づけ、世帯の所得によらず全ての子供を平等に取り扱うためにも所得制限の撤廃を検討すべきと考えますが、総理のお考えを伺います。

現在、消費税財源の一部が子供、子育て支援に充てられており、保育所や放課後児童クラブなどの充実が図られています。一方、障害児施策には消費税財源が充てられておらず、例えば、医療的ケア児向けの日中一時支援事業などは、自治体による支援のばらつきも大きく、支援の少ない自治体に住む御家庭には大きな負担となっています。

今後は、障害児施策にも消費税財源を充てるなど安定財源を確保し、地域格差の是正と支援内容の拡充を図るべきと考えますが、野田大臣の御見解をお伺いいたします。

出産費用の負担は重要な問題です。

現在の制度では出産育児一時金として四十二万円を受け取れますが、国民健康保険中央会によれば、出産費用の平均値はおよそ五十一万円となっています。さらに、コロナ禍によって医療現場では経費が増大し、近年は出産費用が更に高額になる傾向があります。

全ての子育て世帯がどこに住んでいても不安なく出産できるよう、出産育児一時金の引上げをすべきと思いますが、後藤大臣の御見解を伺います。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

○内閣総理大臣（岸田文雄君）　浅野哲議員の御質問にお答えいたします。

少子化の原因についてお尋ねがありました。

少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていると認識をしています。

その中でも、子育てや教育に係る費用負担の重さや仕事と子育ての両立の難しさがその大きな課題として挙げられており、こうした観点から、保育の受皿整備や幼児教育、保育の無償化などの支援を充実させてきたところです。また、本年四月からは、不妊治療の保険適用を開始し、妊娠、出産への支援を強化したところです。

今後、こども家庭庁の下、子供政策を我が国社会の真ん中に据えていく中で、少子化の実態把握に努め、少子化対策を効果的に進めてまいります。

子供基本法についてお尋ねがありました。

子供基本法については、与野党において検討の動きがあったことなどから、その動きを注視しつつ、政府としては、昨年末に閣議決定した基本方針において、今後の子供政策の基本理念を取りまとめるとともに、子供政策の新たな司令塔となるこども家庭庁を設置するための法案を提出することといたしました。

与野党のそれぞれの基本法案について、政府提出のこども家庭庁設置に係る法案と一括で審議され承知をしており、子供政策の一層の充実に向け、充実した御審議を行っていただきたいと考えております。

子供のウェルビーイングの定義についてお尋ねがありました。

ウェルビーイングについては様々な定義がありますが、昨年末に閣議決定した基本方針では、全ての子供が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態であると捉えています。

教育国債についてお尋ねがありました。

自公政権において、これまでも、子育て世帯への支援について、安定財源を確保しつつ、保育の受皿整備、幼児教育、保育の無償化、高等教育の無償化など様々な支援を充実させてきたところです。

子供政策に関する予算については、こども家庭庁が司令塔となって、子供の視点に立って真に必要な子供政策を考え、政策の充実にしっかりと取り組んでまいります。その際、財源については、国民各層の理解を得つつ、社会全体でどのように負担していくのかという観点から幅広く検討していくことが重要ですが、教育国債との御指摘については、安定財源の確保や財政の信認確保の観点から慎重に検討する必要があると考えております。

子供政策における所得制限の撤廃についてお尋ねがありました。

これまでも、保育の受皿整備、幼児教育、保育の無償化など、ニーズを踏まえ、優先順位をつけながら、安定財源を確保しつつ、様々な子供、子育て支援を充実させてきたところです。

その際、御指摘の高等学校等就学支援金を始めとする各制度において、所得制限を設けるかどうかは、個々の制度の目的や支援方法などに応じてそれぞれ判断されるものであると考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。（拍手）

〔国務大臣野田聖子君登壇〕

○国務大臣（野田聖子君）　子供のウェルビーイングの指標をどのように評価、測定するのか、加えて、子供のウェルビーイングの向上に向けた考えについてお尋ねがありました。

子供のウェルビーイングの評価、測定に当たっての観点は様々であり、その基準も必ずしも一義的に決まらないことから、一律に評価、測定することは困難であると考えています。

昨年末に閣議決定した基本方針では、今後の子供政策の基本理念として、全ての子供が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長できるようにすることが重要であることなどを掲げています。

今後、全ての子供の健やかな成長やウェルビーイングの向上という基本理念の下、常に子供の最善の利益を第一に考え、子供の視点で、子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししてまいります。

次に、見えない課題を捉える取組についてお尋ねがありました。

昨年末に閣議決定した基本方針において、今後の子供政策の基本理念として、誰一人取り残さ

ず、抜け落ちることのない支援を掲げています。

こども家庭庁では、子供や若者から直接意見を聞く仕組みや場づくりについて検討していくこととしていますが、様々な手法を組み合わせて、多様な声を聞くよう努めてまいります。

また、子供たちから意見を聞くだけでなく、子供たちの支援に直接関わる民間団体や自治体との連携強化などを通じて、潜在的な課題についてもしっかり把握し、きめ細かく対応してまいります。

次に、障害児への支援の拡充についてお尋ねがありました。

障害のある子供への支援については、地域社会への参加、包容を推進することが重要であり、認定こども園等での受入れ、質の高い障害児通所支援の提供や、認定こども園等への移行支援の強化等を進めているところです。

こうした施策の充実を図っていくためには、安定的な財源の確保が必要であり、障害児への支援を含めた子供政策に関する予算全体について、政府を挙げて、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進めてまいります。（拍手）

〔国務大臣末松信介君登壇〕

○国務大臣（末松信介君）　浅野哲先生にお答え申し上げます。

スクールソーシャルワーカーの所管についてお尋ねがございました。

様々な課題を抱える児童生徒を早期に発見し、適切な支援につなげるためには、まず第一に、児童生徒と接する学級担任や養護教諭等が、日頃から児童生徒を丁寧に観察し、小さな予兆を捉え、相談につなげることが重要でございます。

その上で、福祉的な支援が必要な児童生徒につきましては、教職員と福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーが緊密に連携を図り、チーム学校として組織的、計画的に対応する必要がございます。

このような、学校が一体となった取組を推進する観点から、スクールソーシャルワーカーについては、学校教育を担う文部科学省が引き続き所管する必要があると考えております。

今後も、教育委員会と福祉部局の密な連携を促しつつ、チーム学校が効果的に機能するよう、教育相談体制の整備に努めてまいりたく存じます。（拍手）

〔国務大臣後藤茂之君登壇〕

○国務大臣（後藤茂之君）　浅野哲議員の御質問にお答えいたします。

出産育児一時金の引上げについてお尋ねがありました。

出産育児一時金の支給額は、公的病院における室料差額等を除いた出産費用等を勘案して定めています。

出産育児一時金の支給額については、令和二年十二月の社会保障審議会医療保険部会の取りまとめにおいて、費用増加要因の調査等により出産費用を詳細に把握した上で検討を行うこととされました。また、令和三年の骨太の方針では、出産費用の実態を踏まえて増額に向けた検討に取り組むこととされました。

このため、現在、出産費用の実態把握に向けた調査研究を実施しており、この調査研究の結果も踏まえ、出産育児一時金の支給額の検討を行ってまいります。（拍手）

○副議長（海江田万里君）　塩川鉄也君。

〔塩川鉄也君登壇〕

○塩川鉄也君　私は、日本共産党を代表して、政府提出のこども家庭庁設置法案及び与党提出のこども基本法案について質問します。（拍手）

まず、子供の実態をどう見るか。

今、子供の貧困は約七人に一人、一人親世帯の半分が貧困状態です。二〇二〇年度では、虐待の相談件数は二十万件、不登校も二十万件、いじめの認知件数は五十一万件に上り、いずれも大幅に増加しています。十代の死因で自殺が最多を占めるのは、G7で日本だけです。

総理、子供の現状が深刻だという認識はありますか。

国連子どもの権利条約を批准してから約三十年、なぜここまで深刻なのか。政府はこれまで何をしてきたのですか。

子どもの権利委員会からも、日本の子供の社会支出がOECD平均より低いことや貧困率が高いことへの深い懸念が出されています。貧困を根絶するための適切な資源配分を求める勧告とともに、労働の規制緩和等が賃金削減、賃金格差をもたらしていると指摘されています。

また、教育については、高度に競争的な学校環境がいじめ、精神障害、不登校、中途退学、自殺を助長している可能性があるとの懸念とともに、その悪影響を回避するため学校及び教育制度を見直すよう勧告が出されています。

政府がこの勧告を放置してきたのはなぜですか。子供の権利を大きく侵害してきたという認識はありますか。

憲法は基本的人権を保障し、子どもの権利条約は、生命、生存及び発達に関する権利、子供の最善の利益、子供の意見の表明、尊重、差別の禁止の四原則を掲げています。それなのに、自民党政治が教育で行ってきたことは何か。

子供が一番長い時間を過ごす学校で、学習内容の詰め込みを強化。強制的な力によって生徒を服従させることを推奨するような生徒指導の手引を出し、管理教育を推進。子どもの権利条約の批准時には、条約に反するような九四年文部省通知を発出。安倍政権下で、全国一斉学力テストの導入など、競争、管理教育を一層強化。さらに、教育基本法を改悪して、教育への国家介入、愛国心や競争、管理教育を押しつけてきました。

憲法と四原則を放置してきただけでなく、これに逆行してきたのが自民党政治ではありませんか。こうした政治が今の深刻な事態を招いたという反省はあるのですか。

これを改めるというなら、子供の意見表明権を軽視し、理不尽な校則の温床となっている九四年文部省通知は直ちに撤回すべきではありませんか。

今こそ、憲法の基本的人権と子どもの権利条約を実現する政治への大転換が必要です。法案がそうなっているのか問いたい。

まずは、子供の権利に関わる問題です。

政府は、こども家庭庁が、子供の権利を保障し、健やかな成長を社会全体で後押しする、こどもまんなか社会を目指す司令塔としています。では、こども家庭庁設置法案に、子どもの権利条約という文言や四原則の規定がないのはなぜですか。

こども家庭庁は、子どもの権利条約に基づくものではないのですか。権利委員会の勧告は一元的な組織を求めていますが、なぜ、こども家庭庁には教育が含まれていないのですか。

子供の権利を保障するための独立した監視機関の設置もありません。これでは、新たな縦割りをもたらすだけで、子供の権利侵害を解決すること

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和四年五月十七日

○第二百八回国会 衆議院会議録 第二十七号

令和四年五月十七日（火曜日）

議事日程　第二十二号
令和四年五月十七日
午後一時開議
第一　子ども育成基本法案（三木圭恵君外二名提出）
第二　子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（城井崇君外十一名提出）
第三　こども家庭庁設置法案（内閣提出）
第四　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）
第五　こども基本法案（加藤勝信君外十名提出）
第六　児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第七　石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出）

○本日の会議に付した案件
日程第一　子ども育成基本法案（三木圭恵君外二名提出）
日程第二　子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（城井崇君外十一名提出）
日程第三　こども家庭庁設置法案（内閣提出）
日程第四　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）
日程第五　こども基本法案（加藤勝信君外十名提出）
日程第六　児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第七　石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出）
国立国会図書館法等の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

午後一時二分開議

○議長（細田博之君）　これより会議を開きます。

日程第一　子ども育成基本法案（三木圭恵君外二名提出）
日程第二　子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（城井崇君外十一名提出）
日程第三　こども家庭庁設置法案（内閣提出）
日程第四　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）
日程第五　こども基本法案（加藤勝信君外十名提出）

○議長（細田博之君）　日程第一、三木圭恵君外二名提出、子ども育成基本法案、日程第二、城井崇君外十一名提出、子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案、日程第三、内閣提出、こども家庭庁設置法案、日程第四、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、日程第五、加藤勝信君外十名提出、こども基本法案、右五案を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。内閣委員長上野賢一郎君。

子ども育成基本法案及び同報告書
子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案及び同報告書
こども家庭庁設置法案及び同報告書
こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書
こども基本法案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔上野賢一郎君登壇〕

○上野賢一郎君　ただいま議題となりました各法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
初めに、内閣提出の二法律案の概要について申し上げます。
こども家庭庁設置法案は、子供の健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、こども家庭庁を設置する等の措置を講ずるものであります。
こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、関係法律について所要の整備を行うものであります。
次に、加藤勝信君外十名提出のこども基本法案は、子供に関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、子供施策の基本理念等を定めるものであります。
次に、城井崇君外十一名提出の子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案は、子供の最善の利益が図られ、その人権が保障され、及び社会全体で子供の成長を支援する社会を実現するため、子供施策の基本理念等を定めるものであります。
次に、三木圭恵君外二名提出の子ども育成基本法案は、各省庁の取組を一体化し、全ての子供たちの幸福な未来を保障するため、子供の育成に関する施策の基本理念等を定めるものであります。
各法律案は、去る四月十九日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。
本委員会においては、翌二十日野田国務大臣並びに提出者加藤勝信君、岡本あき子君及び三木圭恵君からそれぞれ趣旨の説明を聴取した後、二十

供の権利侵害を放置することは容認できません。

さらに、子供のデータ連携を推進する規定は、生まれたときから子供の個人情報が集積され、本人の不利益な情報がデジタルタトゥーとして将来にわたって影響を及ぼしかねないものです。政府は個人情報を民間企業のもうけの種として利活用する政策を推進している下で、プライバシー権の侵害やプロファイリング、スコアリングなどによる権利侵害が生じるおそれを高めるものです。

最後に、立憲提出の子ども総合基本法案は、子供コミッショナーを盛り込むとともに、子供施策の予算の目標を明記し、これまで野党が共同で求めてきた児童手当の拡充や子供に関わる職員の処遇改善を行うとしており、賛成です。なお、維新案は反対であることを申し述べ、討論を終わります。（拍手）

○議長（細田博之君）　浅野哲君。

〔浅野哲君登壇〕

○浅野哲君　国民民主党の浅野哲です。

私は、国民民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました政府提出のこども家庭庁設置法案外一案並びに与党提出のこども基本法案に対し、賛成の立場から討論を行います。（拍手）

これまでの政府の子供に関する取組は、少子化に対する危機感を背景に、少子化対策に重点が置かれてきました。近年では、保育所の待機児童の解消といった量の確保を最優先課題として取り組み、子供にとって大切な保育、教育の質の確保を後回しとしてきた結果、子供の貧困、虐待、いじめ、不登校、ハラスメントなど、子供を取り巻く環境は悪化し、自殺する児童数の増加につながっています。

こうした状況を念頭に、子供を増やすことに主眼を置いた大人目線の施策体系から、子供のウェルビーイングという指標を取り込み、子供中心の施策体系へと転換を促す政策に政府がかじを切ったことは、国民民主党の考え方とも整合し、評価できるものです。与党提出のこども基本法案についても、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供に関する施策を中長期にわたって安定かつ着実に推進するための体制整備に資するものと考え、一定の期待の下に、賛成することといたしました。

しかし、課題もあります。

子供の権利擁護の取組をより実効的に推進していくためには、会議室の中での議論だけでなく、何よりも、現場に足を運び、子供たちの様子を確認し、子供たちの声をじかに聞く行動が求められます。実際に、スウェーデンでは、子供コミッショナーが、子供の声から児童施設などでの虐待の実態を把握し、政府に改善を求め、職員の犯罪歴チェックの義務化などの実現につなげた実績もあります。

野田大臣は、こども家庭審議会の活用にまず注力する姿勢を示されましたが、子供コミッショナーの必要性については政府内で検討を重ねることを求めたいと思います。

また、これらの法令に基づき、今後の子供施策を効果的に実施していくためには、子供に関するデータや統計情報の活用が必要不可欠です。

政府は、子供のプライバシー保護に十分配慮した上で、収集すべきデータを精査し、各府省庁が連携してデータを収集、分析する環境を構築するとともに、収集したデータに基づいて各種施策の評価及び改善策の検討を行い、その内容を国会に報告することなどを求めます。

最後に、今後議論すべき課題と考える、子供施策に係る所得制限について申し述べます。

所得制限は、支援対象を絞り込むことにより捻出した予算を所得格差や公私間格差の是正に活用する趣旨の制度ですが、過去の所得統計データがいまだに用いられている点や、モデル年収が子供の人数に比例していない点、共働き世帯が大半となる中で児童手当など一部の制度では世帯主年収が判断材料とされている点など、制度の不完全性があります。これらについては即座の是正を求めたいと思います。

子供と親は別人格であり、親の経済力が子供へ継承される保証などどこにもありません。だからこそ、親の経済力で子供の選択肢が制約を受けることなど許容されてはなりません。国は所得制限を設けず全ての子供を平等に支えるべきことを改めて申し述べ、私の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　これにて討論は終局いたしました。

まず、日程第一、三木圭恵君外二名提出、子ども育成基本法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第二、城井崇君外十一名提出、子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第三、内閣提出、こども家庭庁設置法案及び日程第四、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第五、加藤勝信君外十名提出、こども基本法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和四年五月二十七日

○第二百八回国会 衆議院会議録 第三十号

令和四年五月二十七日（金曜日）

議事日程　第二十五号
令和四年五月二十七日
午後四時三十分開議
第一　性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案（内閣委員長提出）

○本日の会議に付した案件
令和四年度一般会計補正予算（第1号）
令和四年度特別会計補正予算（特第1号）
日程第一　性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案（内閣委員長提出）

午後四時三十二分開議

○議長（細田博之君）　これより会議を開きます。

○山田賢司君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

令和四年度一般会計補正予算（第1号）、令和四年度特別会計補正予算（特第1号）、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（細田博之君）　山田賢司君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細田博之君）　御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

令和四年度一般会計補正予算（第1号）
令和四年度特別会計補正予算（特第1号）

○議長（細田博之君）　令和四年度一般会計補正予算（第1号）、令和四年度特別会計補正予算（特第1号）、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長根本匠君。

令和四年度一般会計補正予算（第1号）及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔根本匠君登壇〕

○根本匠君　ただいま議題となりました令和四年度一般会計補正予算（第1号）外一案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、補正予算二案の概要について申し上げます。

一般会計補正予算については、歳出において、四月二十六日に決定されたコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を踏まえ、原油価格高騰対策並びに今後への備えとして、一般予備費、及び、新型コロナウイルス感染症対策予備費を改組し使途を拡大した、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の確保に必要な経費の追加等を行う一方、歳入において、公債金の増額を行うこととしております。

これらの結果、令和四年度一般会計予算の総額は、歳入歳出共に当初予算から二兆七千九億円増加し、百十兆二千九百七十三億円となります。

特別会計予算については、国債整理基金特別会計において、所要の補正を行うこととしております。

この補正予算二案は、去る五月二十五日本委員会に付託され、同日鈴木財務大臣から趣旨の説明を聴取し、昨日から質疑に入り、本日、質疑を終局いたしましたところ、れいわ新選組から、令和四年度補正予算二案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、趣旨の説明がありました。

次いで、補正予算二案及び動議について討論、採決を行いました結果、動議は否決され、令和四年度補正予算二案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　両案につき討論の通告があります。順次これを許します。道下大樹君。

〔道下大樹君登壇〕

○道下大樹君　立憲民主党・無所属の道下大樹です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました令和四年度補正予算について、反対の立場から討論いたします。（拍手）

冒頭、細田博之議長をめぐる問題について一言申し上げます。

議長には、公正性と中立性が求められることは言うまでもありません。しかしながら、十増十減に否定的な発言を繰り返す細田議長の言動は、明らかに中立性を欠いていると言わざるを得ません。十増十減は既に国会で議論の上定められた法律に基づくものであり、立法府の長がこれを批判するなどあり得ません。自民党の伊吹文明元衆議院議長は、議長が議会の決めた法案を公然と批判したら国会の権威は丸潰れだと厳しく批判されています。細田議長には、基本的な姿勢を根底から改めていただく必要があります。

また、一部週刊誌では、細田議長のセクハラ疑惑も報じられています。国会法第十九条では、議長について、「議院の秩序を保持し、議事を整理し、議院の事務を監督し、議院を代表する。」と定められています。細田議長にセクハラ疑惑が持た

ることはできません。物価高による生活不安に対応するというのであれば、消費税の軽減税率の段階的引下げなど、国民に広く公平に支援が行き届く施策を断行すべきではないでしょうか。

さて、我が国もコロナとの戦いが三年目を迎えるとともに、ロシアのウクライナ侵略は世界の安全保障環境を一変させました。そして、今、インフレが進行し、景気減速化のふちにある世界は、スタグフレーションが懸念される事態となっております。

時代の転換点ともいうべき中で、ロシア、中国、北朝鮮といった権威主義的国家に囲まれた日本がいかにして国民の生命と財産を守っていくのか。世界経済のブロック化が進展する中で、いかにして持続的な経済成長を実現していくのか。今以上に政治の力が問われているときはありません。

これまでとは一変した安全保障環境の下で重要なのは、憲法論議を各党が真っ正面から闊達に行うことを通じて時代に応じた改正を進め、新たな国際環境に対応できる安全保障体制を構築していくことであります。

私たち日本維新の会は、過日、平和主義、戦争放棄を堅持した上で、自衛隊を憲法上にしっかり位置づける考えを公表いたしましたが、日米同盟の下、GDP比一％枠に固執することなく、合理的、科学的根拠に基づいた防衛力強化を速やかに進めていくことは、現下の状況に照らせば喫緊の課題です。

また、新冷戦とも言われるような状況下で持続的な経済成長を達成するためには、障壁となる規制を撤廃し、時代にふさわしい社会像を目指した根本的な構造改革を断行する必要があります。しかしながら、岸田総理が掲げる新しい資本主義は、いまだに中身が見えないばかりか、迷走しております。所得倍増と言っていたかと思えば、いつの間にか、資産倍増。市場は、岸田政権の政策の方向性がぶれているために、疑心暗鬼となっているのではないでしょうか。

超少子高齢化を始めとした様々な構造的問題を抱えている今の日本は、若者が将来に希望を持てない、オワコン国家などと言われております。賃金が上がらず、社会保険料の負担率が増加し、所得が減り続ける我が国の若年世代は苦しんでいます。あしたもよくなる、そう思える、安心して子供を産み育てることができるような社会を実現するためには、可処分所得を大幅に増やし、新たな経済成長モデルを実現するための改革が必要です。

私たち日本維新の会は、税制改革、給付つき税額控除又はベーシックインカムを基軸とした再分配の最適化、統合化、労働市場改革を始めとする大胆な規制改革を一体的に進めていくべきだと提案してまいりました。古くなった社会システムの微修正、問題の先送りではなく、今こそ、将来を見据えた具体的な構想を持って改革を実行していくことが政治に求められているのではないでしょうか。

安全保障体制の再構築や抜本的な構造改革を力強く実行するには、政治に対する国民の信頼が不可欠です。しかし、現実には、国民の永田町に対する視線は大変厳しいものがあります。例えば、一日でも在職すれば月額百万円が国会議員に支払われる文書通信交通滞在費問題。庶民感覚からかけ離れた制度の実態に、多くの国民があきれ、政治に対する不信感を増幅させました。

国民の信なくして政治を前に進めることはできません。日本維新の会の問題提起をきっかけに、文通費の日割り支給は実現しましたが、使途の公開、残額の国庫返納はいまだ実現できておりません。立憲民主党や与党が合意すればすぐにでも実現できることをいつまでも放置しておくことは、政治への不信をいたずらに増幅させることになりかねません。何十年も変わってこられなかったこの国を変えるためには、まず、政治の在り方から、我々国会議員から変わる必要があるのだと声を大にして申し上げたいと思います。

私たち日本維新の会は、世界が激しく動く今こそ、自らの襟を正して国民の政治への信頼を取り戻し、大胆な改革によって国民の安全確保と日本の平和と繁栄を実現するために全力を尽くしていくことをお誓い申し上げ、本補正予算案に反対の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　浅野哲君。

（浅野哲君登壇）

○浅野哲君　国民民主党の浅野哲です。

私は、国民民主党・無所属クラブを代表し、令和四年度補正予算案に対し、賛成の立場から討論を行います。（拍手）

本年二月二十二日の衆議院本会議において、我が会派は、主要野党として、一九七八年以来、実に四十四年ぶりに本予算に賛成いたしました。その動機は、コロナ禍という有事が長期化する中で、国内の賃上げ機運を何としても守り抜くという強い決意、そして、緊迫化する国際情勢の中で、原油高騰対策を早期に実現しなければ国民生活に甚大な影響が及ぶとの危機感であり、そのためにも、最重点目標であったトリガー条項の発動に向けてあらゆる手段を尽くすという不退転の決意からでありました。

その後、三月十六日の国民民主党、自由民主党、公明党の幹事長合意に基づき、与野党合同の検討チームを発足し、ガソリン高騰対策について協議を重ねてまいりました。

現時点では、我々が求めてきたトリガー条項の発動はいまだ合意されておりませんが、これまでの協議の過程では、幾つかの合意を得ることができました。

例えば、元売への補助について、当初、一リットル当たり上限五円だったものを、二十五円、三十五円へと拡充し、さらにはレギュラーガソリンの目標価格を百七十二円から百六十八円に引き下げることによって、ガソリン高騰対策を前進させました。その効果により、直近のレギュラーガソリンの全国平均価格は、六週連続値下がりして、百六十八円八十銭となっています。さらには、支援対象油種に航空機燃料やタクシー用LPガスを追加したことで、経営難に直面し支援を求めていた当該事業者の声に報いることもできました。

ただし、目下の電気代やガス代、ガソリン代は昨年より二割以上上昇し、目安となる原油価格は今後も上昇する予想が出されており、トリガー条項の発動に向けた具体的検討などを着実に進めていく必要があります。

また、他の野党からも同様な声が上がっているように、今回の補正予算案は現状の需給ギャップを埋めるには不十分で、極めて限定的な予算規模となっていることは間違いありません。

そのため、我が党も、追加の経済対策として、本日の予算委員会の中で玉木代表が提案した国民一人十万円のインフレ手当を始め、子育て、教育

支援策に係る所得制限の撤廃、事業者の設備投資を強力に後押しするハイパー償却税制などの実現を引き続き求めてまいります。

一方で、今回の補正予算案には、国民民主党が、目の前の国民生活を守るため、不退転の決意の下、与党と交渉し、確保された予算として、一兆一千七百三十九億円が計上されていることもまた事実であります。言い換えれば、この予算は、所属議員二十三人の野党第三党が、国民生活を守るために、巨大与党に体当たりで臨み、まさに対決より解決の姿勢でつかみ取った成果とも言えます。

日々の暮らしの中で瞬く間に物価が上昇していく状況の中、国民生活を守り抜くことは常に最優先事項です。ならば、この際、我々は信念を持って堂々と賛成することが、国民民主党を支持していただいている皆様を始め広く国民の皆様から見て一本筋の通った行動であろうと確信をしております。

この国を前に進めるのは政権与党だけではありません。政策本位の堅実な野党がいてこそ、より深く未来を見詰めた議論ができると考えます。だからこそ、国民の皆様には、具体的な政策提案と現実的な政治交渉によって議論を前進させることのできる野党、国民民主党を更に大きな政党へとお育ていただくことをお願い申し上げ、私の討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　宮本徹君。

〔宮本徹君登壇〕

○宮本徹君　私は、日本共産党を代表して、政府提出の補正予算案に反対の討論を行います。（拍手）

反対する第一の理由は、物価対策の補正予算であるにもかかわらず、ガソリン、燃油対策を除けば、物価高騰に苦しむ国民や中小零細事業主等への支援がないに等しく、これでは国民の暮らしを守れないからであります。

物価高騰は電気、ガス、食品、生活必需品など全般に及び、これからも値上げラッシュは続きます。所得が少ない人ほど打撃を受け、中小企業、小規模事業者への影響も深刻であります。今、政治がやるべき仕事は、物価の引下げ、そして物価に負けないよう収入を増やすことではありませんか。

物価引下げの最も効果的な対策は、消費税の緊急減税です。政府に決断を求めます。また、賃上げに政治が責任を果たすべきです。中小企業支援とセットで、最低賃金を千五百円目指して抜本的に引き上げ、正規も非正規も賃金の底上げを図るべきであります。

物価高騰が続く中、年金の削減や七十五歳以上の医療費の窓口負担の二倍化のような血も涙もない政策は直ちに中止することを強く求めます。年金カット法など年金減額の仕組みを改め、年金の底上げこそ図るべきであります。

反対する第二の理由は、本補正予算案での予備費の積み増しは、国民の税金の使い方は国民の代表が国会で議論して議決するという財政民主主義を踏みにじるものだからであります。

財政法は、予備費について、予見し難い予算の不足に充てるとしており、閣議決定も、災害に起因する必要な諸経費や比較的軽微と認められる経費等へ支出するとしています。

安倍、菅、岸田政権の下で、新型コロナ対策の名目で巨額の予備費計上が常態化しています。本補正予算案では、二二年度の執行中の新型コロナ対策の特定予備費の看板を書き換えて、新たに物価高対策へ拡大しています。予見し難い予算の不足とは到底言えないではありませんか。

時の政府が、財政法の趣旨を無視して巨額の予備費を積み、国会での議論を経ることなく、政権の財布のように利用することは、財政民主主義を踏みにじるものであり、断じて認めるわけにはまいりません。

岸田総理は、日米首脳会談で、防衛費の相当な増額を確保すると表明しました。自民党は、昨年の総選挙で、GDP比二％以上も念頭に防衛関係費の増額を目指すと掲げ、既に、五年以内に必要な予算水準の確保を目指すと提言しております。

GDP比二％といえば、今の防衛省予算のほぼ倍増、十一兆円にもなります。ロシアを超えて、世界三位の軍事費大国になります。どこからそんな財源が出てくるのでしょうか。財務省は、他経費を削減して国防費に一層重点配分するか、国民負担を増加させるかという議論に直結、こう指摘をしております。大軍拡は、消費税増税か、社会保障や福祉、教育の削減への道であり、断じて許すわけにはまいりません。

岸田総理は、反撃能力を含め、あらゆる選択肢を検討するとバイデン大統領に説明したといいます。

政府が、反撃能力すなわち敵基地攻撃能力の保有について、集団的自衛権の行使として他国の空爆まで言及していることは極めて重大であります。日本が攻撃されていないのに、アメリカが戦争を始めれば、アメリカと一緒になって反撃し、他国への空爆まで行うのは、憲法違反そのものであります。こうした能力の保有は、安全保障のジレンマを呼び起こし、際限のない軍拡競争につながる亡国の道と言わなければなりません。

日本とアジアの平和のためには、東アジアに友好協力条約の枠組みをつくっていくなど、憲法九条に基づく平和外交こそ必要です。

以上、指摘し、反対討論を終わります。（拍手）

○議長（細田博之君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（細田博之君）　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（細田博之君）　日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細田博之君）　御異議なしと認めます。

日程第一　性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する法律案（内閣委員長提出）

○議長（細田博之君）　日程第一、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために

2022年1月19日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス まん延防止措置　オミクロン株への対策について

2022.1.19（Wed）議院運営委員会（まん延防止等重点措置）

現状・課題意識

●急速に感染が拡大しているオミクロン株はデルタ株に比べて、感染力は強いが重症化率は低いとされる。

●ところが今回、政府の基本的対処方針の内容は、これまでとあまり変わっていない。

委員会での浅野の発言要約

「今回のまん延防止等重点措置は、これまでとあまり変わらないように見受けられるが、オミクロン株の特性を踏まえたものになっているか。」



政府の答弁要約

「マスクの着用や大人数で集まるのを避ける等、基本的なルールはこれまでと同じだが、今後はオミクロン株の特性を柔軟に制度に取り込みながら、遅れることなく対応していく。」



新型コロナウイルス まん延防止措置　事業者や生活困窮者への支援について

2022.1.19（Wed）議院運営委員会（まん延防止等重点措置）

現状・課題意識

●まん延防止措置で行動制限をかけるのであれば、事業者や生活困窮者への保障をセットにするべき。

●事業者向けの月次支援金は既に申請が終了し、事業復活支援金の受付開始の目途が立っていない。

●住民税非課税世帯への10万円給付は、自治体から対象者に確認書が送付され、申請後に支給される。

委員会での浅野の発言要約

「事業復活支援金、住民税非課税世帯への給付について、受付開始時期や給付時期を周知すべき。」



政府の答弁要約

「事業復活支援金は今月末週に受付を開始し、申請から1か月以内の給付をめざす。住民税非課税世帯への給付は、1月末までに3割、2月末までに6割、3月末までに9割の自治体が開始予定としている。」



2022年1月19日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス
まん延防止措置

若年層（5-11歳）へのワクチン接種について

2022.1.19（Wed）議院運営委員会（まん延防止等重点措置）

現状・課題意識

●東京では10歳未満の感染者が今年に入って約50倍に急増している。

●5～11歳向けの米ファイザー社製ワクチンの承認申請が行われている。

上記ワクチンは、1月21日に厚労省で承認され、３月から対象者約715万人への接種が始まる方針となりました。

委員会での浅野の発言要約

「若年層の接種希望者に対する早急な接種について、現在の状況はどうなっているか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「米ファイザー社製のワクチンについて、1月21日に審議が行われる。最速であれば2月からワクチンが輸入され、3月以降には接種が開始できる見込みで進めている。」



山際国務大臣

第二百八回国会　衆議院　議院運営委員会議録　第二号

令和四年一月十九日（水曜日）

午前十時三十分開議

出席委員

委員長　山口　俊一君

理事　盛山　正仁君　理事　丹羽　秀樹君

理事　伊東　良孝君　理事　佐々木　紀君

理事　井野　俊郎君　理事　青柳陽一郎君

理事　井坂　信彦君　理事　遠藤　敬君

理事　濵地　雅一君

國場幸之助君　武井　俊輔君

山田　賢司君　吉田はるみ君

浅野　哲君

議長　細田　博之君

副議長　海江田万里君

国務大臣　山際大志郎君

事務総長　岡田　憲治君

一月十八日

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書（茨城県取手市議会）（第八二五号）

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書（茨城県牛久市議会）（第八二六号）

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書（埼玉県八潮市議会）（第八二七号）

文書通信交通滞在費の抜本的な改正を求める意見書（東京都小金井市議会）（第八二八号）

文書通信交通滞在費の運用の改善と透明性を求める意見書（東京都羽村市議会）（第八二九号）

文書通信交通滞在費の見直しを求める意見書（滋賀県守山市議会）（第八三〇号）

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書（大阪府議会）（第八三一号）

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書（大阪府堺市議会）（第八三二号）

文書通信交通滞在費の抜本的見直しを求める意見書（大阪府泉大津市議会）（第八三三号）

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを求める意見書（大阪府枚方市議会）（第八三四号）

文書通信交通滞在費の抜本的見直しを求める意見書（大阪府摂津市議会）（第八三五号）

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書（大阪府東大阪市議会）（第八三六号）

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書（大阪府泉南市議会）（第八三七号）

文書通信交通滞在費の見直しを求める意見書（大阪府忠岡町議会）（第八三八号）

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを求める意見書（大阪府河南町議会）（第八三九号）

文書通信交通滞在費及び立法事務費に係る制度の見直しに関する意見書（兵庫県尼崎市議会）（第八四〇号）

文書通信交通滞在費に関する制度見直しを求める意見書（兵庫県丹波市議会）（第八四一号）

文通費の使途公開、支出基準の明確化、返還規定の整備等を求める意見書（東京都三鷹市議会）（第八四二号）

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の区域変更の報告に関する件

本日の本会議の議事等に関する件

○山口委員長　これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の区域変更について、山際国務大臣から報告を聴取いたします。山際国務大臣。

○山際国務大臣　各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

本日は、蔓延防止等重点措置の区域変更について御報告いたします。

群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県の一都十二県における感染状況及び医療提供体制の状況は、レベル2の段階と判断されております。また、各都県共に新規陽性者数の今週先週比が高く、急速な感染拡大となっております。今後、このまま推移した場合には、近い将来、医療提供体制に更に大きな負荷が生じかねない懸念があります。こうしたことから、早急に感染拡大を防止する措置を講じる必要があり、各都県の意向も考慮し、蔓延防止等重点措置を実施すべきであると考えております。

このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方針分科会を開催し、一月二十一日から二月十三日までを期間として、先ほど申し上げた一都十二県を蔓延防止等重点措置を実施すべき区域に加えることについて御了承をいただきました。この後、政府対策本部を開催し、これらについて決定したいと考えております。

なお、本日の分科会においては、オミクロン株の特徴を踏まえたため張りの利いた対策を講ずるべき、また、政府は医療提供体制の強化やワクチンの三回目接種の取組を更に進めるべきといった御議論がありました。こうした議論も踏まえ、対策を進めてまいります。

今回、蔓延防止等重点措置の対象となる一都十二県においては、飲食店の営業時間の短縮やイベントの人数制限などの感染拡大防止のための取組を実施していくことになります。

さらに、本日の分科会でも多くの御議論をいただいた点ですが、オミクロン株の感染が拡大する中、ブレークスルー感染の増加やワクチンによる発症予防効果の低下が指摘されていることを踏まえ、ワクチン・検査パッケージ制度については、当面、一時的に停止することを原則としつつ、都道府県知事の判断で適用することを可能とします。

政府としては、新型コロナウイルス感染症対策をしっかり進めながら、社会経済活動が継続できるよう取り組むことが重要であると考えております。引き続き、強い緊張感を持って状況把握に努めるとともに、自治体や専門家とも連携し、機動的に対応してまいります。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をお願いいたします。

○山口委員長　ただいまの報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。丹羽秀樹君。

○丹羽委員　おはようございます。自由民主党の丹羽秀樹でございます。

先ほど山際大臣からお話がございました、現在、オミクロン株の感染者数が急増している状況でございます。

現在は十日間でございます。しかし、自治体の判断で、エッセンシャルワーカーについては六日、七日と短縮できるという規定がございます。

資料を見ますと、これはかなり広く取れるように私は感じます。例えば、個人向けサービス、ネットの配信業者とかネット環境に係る方々もエッセンシャルワーカーに入る。また、金融サービスの方や、当然、物流、運送サービスの方も入りますし、また、医療機関とか、そういった方のサプライチェーンの皆様方も入るわけでございます。これを少し国民の皆様方に周知を徹底し、行うことが大事だというふうに思っております。それが二点目です。

済みません、もう時間が来ましたので、三点目、最後でございます。

エッセンシャルワーカーに対する待機期間を短くしていただきたいというのが一点でございますけれども、エッセンシャルワーカーが働いている施設、特に幼稚園、学校の幼児や児童、高齢者施設の利用者に対してはプッシュ型で無料のＰＣＲ検査を行っていただきたいというのが、今回対象になる熊本県から要望が出ておりますので、是非、エッセンシャルワーカーを守るというよりも、利用している方のやはり検査を促進すべきじゃないか。

この三点について、大臣にお答えいただきたいと思います。

○山際国務大臣　オミクロン株がどういうものであるかということに関しては、なるべく、分かり次第、皆様方にも情報を共有させていただけるようにというふうに思ってございます。

しかし、残念ながら、特に我が国においては、まだ高齢者の方の重症化率がどうかということをきちんとした形で御報告できる状況にないということと、また、後遺症に関しては、当然、症状がなくなってからの話なのでもう少し時間がかかるということなので、これは遅れることなく、きちんとお伝えはしたいと思ってございます。

それと、エッセンシャルワーカーの考え方ですけれども、かなりこれは地方自治体に柔軟に考えていただけるものだ、そのような概念だというふうに思っておりまして、中小企業の皆様方であっても、サプライチェーンの非常に重要な部分を担っていらっしゃるということであれば、地方自治体からエッセンシャルワーカーだというふうに認めていただけるような仕組みになっていますので、それを利活用していただければと思います。

最後に、子供の施設のことですけれども、これは、施設側の方々に関しては、無料の検査キットをもう既に相当数お配りさせていただいておりますので、それを利活用していただいているんですが、利用されている方の側に関しては、義務というか責任でやるということではなくて、今のところ、無料の検査というものを使っていただけるというスキームになってございます。様々なことを組み合わせてやるしかないんですけれども、それでも、ちょっと危険が高いかなというふうなところに関しては、検査がよりスムーズに受けられるような体制は整備してまいりたいと思います。

○濵地委員　時間ですので、終わります。ありがとうございます。

○山口委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

早速質問に入らせていただきます。

先ほど、丹羽委員の質疑の中で、やはりオミクロン株の特徴を踏まえたため張りの利いた対策ということで、大臣の答弁ですと、マスクをしっかりつけるとか、あるいは大人数で集まるのを避ける、あるいは時間で区切る、こういったことをポイントとしておっしゃっていましたけれども、今回見直された基本的対処方針の中に、いわゆる今申し上げたような部分というのはこれまでと余り変わらない対策方針だというふうに見受けられますが、オミクロンの特徴を捉えた部分というのがどのように反映されているのか。その辺り、少し詳しく教えていただければと思います。

○山際国務大臣　これは先ほどの繰り返しに少しなりますけれども、諸外国等々からのレポートも専門家の皆様方に議論していただいております中で、マスクをつけずに大声で会話をするということが一番感染のリスクが高い。それは当然といえば当然ですね、飛沫感染をいたしますから。飛沫がたくさん飛ぶような、そういう行動、そういう状況、そういう環境というものが感染を拡大させるということが分かっておりますので、それを我々の普通の生活に落とし込もうとすると、飲食店においては、やはり少人数で食事を取っていただく、しかも、できればふだん顔を合わせているような方々同士であればより安全だということですね。

そして、やはりお酒を深酒されると、誰でも少し声が大きくなったり、あるいは抑制が利かなくてマスクを取ったりということもあり得ます。ですから、時間を短縮するということで、見た目には確かに今まで作ったルールをそのまま適用しているんですが、それがオミクロンに合致しているので、そこを強調してやっているというふうに御理解いただければと思います。

一方で、やはりオミクロン株ならではの特徴というものを柔軟に制度に取り込んでいかなくてはいけないという議論は、今日の分科会でも相当出ました。ですから、そういうものをきちんとまとめて、それこそ、遅れることなく、対応が必要なものに関しては対応してまいりたいと思っております。

○浅野委員　ありがとうございます。

基本はオミクロンでもデルタでも同じ重要なポイントがあるということですから、国民の皆様から見たときに、オミクロンはオミクロンなりの対処の仕方があるのではないかというような期待感があるのも今事実でありますから、そうはいっても基本は一緒なんだというところは、是非、ここはしっかり周知していただきたいと思います。

次の質問なんですが、やはり、先ほども出ました、産業界の現場からしたら、これまで度々繰り返されてきた蔓延防止等重点措置あるいは緊急事態措置、それによってかなり疲弊をしてきております。ですから、今回、蔓延防止地域を拡大するに当たって、やはりスピード感のある支援策もセットで行わなければいけないと思っております。

具体的に例を挙げますと、経済産業省が準備をしている事業復活支援金あるいは住民税非課税世帯への十万円給付、こういったことは、昨日、経産省から新しい情報も出ておりますが、やはり受付の開始時期、そして支給時期、こういったところについての情報がまだ足りておりません。それらについて、現状での状況を教えていただきたいと思います。

○山際国務大臣　経済産業省の方で行っておりますす事業復活支援金についてまずお答えしますが、これは一月三十一日の週にも申請の受付を開始する予定だというふうに承知しております。それから、中身については、もう御案内のとおりでございますが、昨年の十一月から今年の三月までが対象期間になっていて、固定費の半額程度に相当する額を支援する、そういうコンセプトで、各企業の事業規模に応じて固定費が変わる実態に丁寧に対応するために、年間売上高の区分に応じた固定費の実績を踏まえて、事業規模ごとの上限額を設定しております。

さらに、申請受付から支給までの期間が、今、こうだということが申し上げられるわけじゃないんですが、これまで行ってきた事業等々からしても、大体約半数が二週間以内、四分の三、約七五％が一か月以内に給付されておりますので、それぐらいのことを念頭に置いて給付ができるようにしてまいりたいと思っております。

それと、住民税非課税世帯に対する十万円給付の方でございますが、これも様々もう進んでおりまして、一月七日の時点で、確認書、プッシュ型といっても、あなたが対象になっていますよという確認を自治体から送らなきゃいけませんので、確認書の送付に関しては、一月末までに三割超、二月末までに九割超の自治体が送付を予定しているということです。

したがって、その後に給付ということになりま

すので、給付の振り込みについては、一月末までに一割弱、二月末までに六割超、三月末までに九割超の自治体が開始予定というふうに聞いてございます。

○浅野委員　できる限りのスピードアップを引き続きお願いしていきたいと思います。

最後、一問。

東京では、十歳未満の感染者が今年に入って約五十倍に急増しております。若年層の接種希望者に対する早急な接種について、現在の状況を教えていただきたいと思います。

○山際国務大臣　これは、ファイザー社製のワクチンが、今、ＰＭＤＡ、医薬品医療機器総合機構において確認が進められておりまして、一月二十日に審議が行われるというふうに伺っております。最速でいけば、二月から輸入される予定なので、三月以降には接種が開始できるのではないか、そういう見込みで今進んでおります。

○浅野委員　終わります。ありがとうございました。

○山口委員長　次に、塩川鉄也君。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

急速に感染拡大をしているオミクロン株については、専門家の科学的知見を踏まえた対策と丁寧な説明、発信が必要であります。

前のコロナ担当の西村大臣は、基本的対処方針分科会の尾身会長と二十回の合同記者会見を行い、国民への説明を行ってきました。山際大臣はまだ一回も行っていないと承知していますが、これはどういうことでしょうか。

○山際国務大臣　私が大臣に就任させていただいたときは、本当に日本全体にとって運のいいことに、コロナ感染症が相当下火の状況にございましたので、当然、必要なときに必要なことをやるというのが私たちのスタンスでございますので、尾身先生と共同記者会見をしなくてはいけない状況にはなかったということだと御理解いただければと思います。

一方で、今、オミクロン株がこのような状況になっていますから、相当密にコミュニケーションを取っておりますので、必要とあれば、またそういう機会も出てこようと思います。

○塩川委員　岸田総理は、専門家の意見を聞きながら最新の知見に基づく対応を進めると述べていますが、十八日の新聞報道で、首相は記者会見に尾身氏は同席させない方向で、情報発信の切り分けを狙うとありましたが、切り分けというのを決めているんでしょうか。

○山際国務大臣　済みません、ちょっと今、質問の意味が少し分からなかったので、もう一度言ってもらっていいですか。

○塩川委員　尾身氏と同席しないということで、情報発信の切り分けを狙うという報道があるんですが、それは事実ですか。

○山際国務大臣　私、そのことは承知しておりませんが、内閣全体としては、先ほどお答え申し上げたように、必要なときに必要な発信をしなくてはいけないということでございますので、もし尾身さんと一緒に記者会見をする必要が出てくれば、当然、それは総理でいらっしゃろうが私であろうがやることになる、そう御理解いただいていいと思います。

○塩川委員　国民への丁寧な説明、発信を求めたいと思います。

事業者支援についてお尋ねします。

中小企業、個人事業主、フリーランスに、持続化給付金、家賃支援給付金を是非再支給していただきたい。そして、コロナ危機を乗り越えるまで継続的に支援すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○山際国務大臣　これは先ほども御答弁申し上げたんですが、事業復活支援金そのもののスキームは、今まで、今、塩川先生がおっしゃったようなことも包含するぐらいに、相当な額を、五か月間を一括して支給するという制度になっておりまして、それをまず利活用していただくというのが第一だというふうに私たちは考えております。

その上で、注意深く経済の状況というものを我々は見ていかなくちゃいけないと思いますから、更に何か必要な支援策というものがあれば、それはちゅうちょなく考えてやっていかなくてはいけないと思います。

○塩川委員　現場の強い要望を受け止めていただきたい。

次に、医療提供体制で、全国知事会の緊急提言にもあります、医療従事者を派遣することに伴い休床、休棟が生じる医療機関へ休床補償を行うための経費を緊急包括支援交付金の対象とするということについてはどうでしょうか。

○山際国務大臣　緊急包括支援交付金の内数として、先生が今おっしゃっていたような、医療従事者を派遣するときに派遣元にそれを支給するというスキームがもう既にございますので、それを利活用していただくということでございますが、さらに、派遣先医療機関に臨時の医療施設あるいは入院待機ステーションも対象に含めることにしましたので、そちらに派遣される方々に対して、派遣元の方に支給されるというふうに御理解いただければと思います。

○塩川委員　休床補償でこそしっかりとした体制が取れるということを強く強調します。

次に、米軍感染拡大の実態把握ですが、是非、米軍基地ごとに新規感染者数だけではなく感染者総数も明らかにする、これは定期的な公表が必要だと思いますが、いかがですか。

○山際国務大臣　この場で、今分かっていることを発表した方がいいですか。我々としては、何か不透明なことがあるとは思っておりませんので、米軍の方からも報告があるたびにきちんと公表していると思いますので、その御指摘も踏まえて、定期的にというのがどの程度かということは別にして、報告はさせていただきたいと思っております。

○塩川委員　ホームページ上などには見て取れないところでありますので、しっかりとした公表のルールを作っていただきたいと思いますし、基地外の居住者の感染情報は沖縄県に提供されていないという問題もあります。

こういう点での対応方を求めたいと思っていますし、玉城知事が訴えています、米軍に特権的な地位を与え、感染情報の共有もままならない状況をつくり出している日米地位協定がもたらす構造的な問題だという危機意識が政府にあるのか。このことを強く求めたいと思いますが、一言いただいて、終わります。

○山際国務大臣　我々としては、むしろ、日米地位協定というものに基づいて、日米合同委員会というもので感染症拡大に関する保健衛生のことに関してもしっかり今話合いを持っているところでございまして、それを継続して行っていくということが、一番リアリティーのあるといいましょうか、一番現場に即した形になるというふうに思っております。

○塩川委員　大穴を空けている地位協定こそ見直すべきだということを申し上げて、終わります。

○山口委員長　これにて発言は終わりました。

山際国務大臣は御退席いただいて結構でございます。

一、国務大臣の演説に対する質疑

質疑者	時間	要求大臣
泉　健太君(立民)	35分以内	総理
梶山　弘志君(自民)	35分以内	総理
小川　淳也君(立民)	35分以内	総理

○山口委員長　それでは、本日の本会議は、午後零時五十分予鈴、午後一時から開会いたします。

2022年1月25日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス まん延防止措置　基本的対処方針について

2022.1.25（Tue）議院運営委員会（まん延防止等重点措置）

現状・課題意識

●政府のコロナ対策は、基本的対処方針に基づいて実施されている。

●有識者会議で、感染が拡大するオミクロン株への対策について、「人流制限よりも人数制限が重要」という提言が示された。

●基本的対処方針が示す県境をまたぐ外出、移動自粛の必要性について懸念の声がある。

委員会での浅野の発言要約

「有識者会議の『人流抑制より人数制限』という提言を受けて基本的対処方針の内容を見直した部分はあるのか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「人数抑制に重点を置く変更はしていないが、感染リスクの高い場所へ行かないよう自粛するといった観点では、人流抑制も人数抑制も有効であり、基本的対処方針に書かれている通りである。」


山際国務大臣

新型コロナウイルス まん延防止措置　無料検査の能力不足について

2022.1.25（Tue）議院運営委員会（まん延防止等重点措置）

現状・課題意識

●現在、各都道府県で無症状者向けの無料検査が進められている。

●検査会場となっている薬局では、通常業務に加え、経口治療薬の配送などを行っており、非常に繁忙感がある。

●薬局では検査に対応できる人員が薬剤師や登録販売者となっている。

委員会での浅野の発言要約

「検査を行う登録事業者を増やすための取組みを強化、また、検査に対応できる人員要件の緩和を行うべき。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「検査実施者については、何か資格が必要というわけでなく、厚労省所定の研修を受ければ可能となっている。検査できる個所を増やしていくための取組みを進めていく。」


山際国務大臣

2022年1月25日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス
まん延防止措置

ワクチン追加接種のペースについて

2022.1.25（Tue）議院運営委員会（まん延防止等重点措置）

現状・課題意識

●オミクロン株の感染急拡大に伴い、3回目のワクチン接種が急がれている。

●1月の追加接種の対象者は593万人だが、現在の接種者数は116万人（1月21日時点）となっている。

●小児（5-11歳）向けのワクチン接種も求められている。

委員会での浅野の発言要約

「ワクチン接種のペースが遅いのではないか。今後予定通りのスケジュールで接種可能なのか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「接種には自治体の準備が必要となるが、84％の自治体（1456団体）が、対象となる高齢者への接種を2月末までに終えられるとしている。政府としてもしっかりとサポートしていく。」



山際国務大臣

第二百八回国会　衆議院　議院運営委員会議録　第四号

令和四年一月二十五日（火曜日）

午後五時三十分開議

出席委員

委員長　山口　俊一君

理事　盛山　正仁君　理事　丹羽　秀樹君

理事　伊東　良孝君　理事　佐々木　紀君

理事　井野　俊郎君　理事　青柳陽一郎君

理事　井坂　信彦君　理事　中司　宏君

理事　濵地　雅一君

中谷　真一君　三谷　英弘君

山田　賢司君　伊藤　俊輔君

浅野　哲君

議長　細田　博之君

副議長　海江田万里君

国務大臣　山際大志郎君

事務総長　岡田　憲治君

委員の異動

一月二十五日

辞任　補欠選任

柳本　顕君　石原　正敬君

塩川　鉄也君　宮本　岳志君

同日

辞任　補欠選任

宮本　岳志君　塩川　鉄也君

同日

理事遠藤敬君同日理事辞任につき、その補欠として中司宏君が委員長の指名で理事に選任された。

同日

理事中司宏君同日理事辞任につき、その補欠として遠藤敬君が委員長の指名で理事に選任された。

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更の報告に関する件

○山口委員長　これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更について、山際国務大臣から報告を聴取いたします。山際国務大臣。

○山際国務大臣　各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

本日は、蔓延防止等重点措置の期間延長及び区域変更について御報告いたします。

北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県の一道二府十五県における感染状況及び医療提供体制の状況は、レベル2の段階と判断されております。また、各道府県とも新規陽性者数の今週先週比が高く、急速な感染拡大となっております。今後、このまま推移した場合には、近い将来、医療提供体制に更に大きな負荷が生じかねない懸念があります。こうしたことから、早急に感染拡大を防止する措置を講じる必要があり、各道府県の意向も考慮し、蔓延防止等重点措置を実施すべきであると考えております。

また、広島県、山口県及び沖縄県については、いまだに多くの陽性者が発生しており、今後の感染状況によっては、医療提供体制に更に大きな負荷が生じかねない懸念があるため、各県の意向も踏まえ、蔓延防止等重点措置を延長する必要があると考えております。

このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方針分科会を開催し、一月二十七日から二月二十日までを期間として、先ほど申し上げた十八道府県を蔓延防止等重点措置を実施すべき区域に加え、また、広島県、山口県及び沖縄県については、実施すべき期間を二月二十日まで延長することについて御了承をいただきました。この後、政府対策本部を開催し、これらについて決定したいと考えております。

なお、本日の分科会においては、政府と自治体、専門家で統一した分かりやすい発信を行うべき、政府は、高齢者や基礎疾患のある方などへの医療を確保するとともに、増加する小児患者や自宅療養者などへの対応を更に強化すべき、また、PCR検査の試薬や抗原定性検査キットの確保を進めるべきといった御議論がありました。こうした議論も踏まえ、対策を進めてまいります。

今回、蔓延防止等重点措置の対象となる十八道府県においては、飲食店の営業時間の短縮やイベントの人数制限などの感染拡大防止のための取組を実施していくとともに、自宅療養者への対応も含め拡充してきた医療提供体制をしっかり稼働させていくことになります。

政府としては、新型コロナウイルス感染症対策をしっかり進めながら、社会経済活動が継続できるよう取り組むことが重要であると考えております。引き続き、強い緊張感を持って状況把握に努めるとともに、自治体や専門家とも連携し、機動的に対応してまいります。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をお願いいたします。

○山口委員長　ただいまの報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。伊東良孝君。

○伊東（良）委員　全国で総数三十四都道府県が蔓延防止等重点措置の対象地域となりました。

都道府県によりましては、重点措置の対象となっていなかった市町村を新たな対象に含むというところが出てきております。例えば、私の住む北海道では、これまで札幌や旭川など大都市部を中心に七か所ほどが対象となっていたものが、今回は、北海道内全域で蔓延防止等重点措置の対象となるわけでありまして、百七十九市町村であります。

対象となる市町村の決定については、これまで各都道府県の判断ということで行われてきたわけでありますが、本当に選定が都道府県任せでいいのかどうか、国としてもしっかりサポートしなければならないのではないか、こう考えますが、いかがでございましょうか。

また、新たに対象となる地域、初めて対象となる地域の飲食店などの時間短縮の要請については、きちっとこれを周知徹底することができるのかどうか、どう対応するのか、お聞かせいただきたいと思います。

○山際国務大臣　先生、蔓延防止措置そのものは、まさに名前のとおり、感染の拡大が蔓延しないように防止する措置なものですから、そもそも、たてつけとして、一番その地域のことをよく分かっていらっしゃる知事さんが、どこをブロックすれば蔓延が防止できるかということに基づいて行っていくという制度になっておりますので、まずは、知事さんがどう判断されるかというのが大事だというふうに思っております。

その上で、我々といたしましては、日頃から知事さんとはコミュニケーションを取らせていただいていて、どういう形で感染が拡大するか、大体は、大都市で感染が爆発的に増えると、そこからいわゆるしみ出すという形で隣の市町村に出ていくということが多いものですから、こういうこと

性であれば人数制限をしないということもセットにしてあります。

ですから、そういう意味でいいますと、オミクロン株の特性に合わせた形で基本的対処方針を直してきておりますので、蔓延防止等重点措置において、飲食店における時短並びにアルコールの提供をするかしないかということについても、それはもちろん効果があるものだということでそういう措置を継続させていただいているという理解をしていただければと思います。

知事の裁量については、今申し上げた基本的なメニューというものをお示しした上で、どれを採用されるかというのは知事の裁量です。ですので、各県それぞれに少しずつ違っておりまして、原則どおり、認証店は九時までの営業で、八時までは酒類の提供がオーケーで九時で閉めるという認証店と、非認証店は八時までで閉めていただいて酒類の提供は駄目だ、そういうものから、全て八時までにしてお酒の提供はやめようということを判断される知事さんもいらっしゃいます。

これは、知事さんの裁量で、そのメニューの中からどういう形にするかということも自由になっておりますし、もっと申し上げますと、基本的には、その基本的なものから、地域の実情に合わせて、より厳しい規制をかけるという、規制という言い方は変ですね、より厳しい行動抑制をかけるという判断も知事さんはできるようになっていますし、より緩いものにするという判断も実はできるようになっておりますので、それは利活用していただけているものと思います。

○中司委員　感染者の急増で保健所の業務が逼迫する中、まずは感染者の重症化を防がなければならないと思います。そのために、手が回らない保健所を通さずに早く治療を受けられるようにするなど、医療現場では、実質、感染法上の五類相当、あるいはそれに近い対応をせざるを得ない状況となっています。

オミクロン株については、感染力は強いが、重症化は以前に比べて少ない、弱毒化の傾向とも言われています。二類指定のままの方が対応しやすいとの考えもありますけれども、現場の実態や社会経済の状況を考えれば、五類化に向けて検討すべきと思いますが、その点はどうでしょうか。

○山際国務大臣　法制度を変えるというのももちろん大事な話だと思うんですが、法制度を変えるのにはある程度時間もかかりますし、今できる運用でやれるものをやる、そういうことも柔軟に対応する中で大事だと思うんですね。

今先生から御指摘いただいたように、現場現場で逼迫の度合いに合わせてある程度柔軟にやれるような仕組みになっておりますので、それぞれ各都道府県において、大阪の場合は、特に感染者数が多いということもあって、保健所により圧がかかっているということですから、地域のお医者様の力や看護師の皆さんの力をおかりして重層的にケアをしていくということがもう行われているんだと思います。それは柔軟にできるようにしてあります。

まずはこの危機をみんなで乗り切って、その先に法制度をどうするかということをやる方が私は現実的だと思います。

○中司委員　質問時間が終わりましたので、社会経済を停滞させないためにも、例えば待機期間をもう少し縮めることができないか、その辺のことも要望させていただきまして、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○山口委員長　次に、濵地雅一君。

○濵地委員　公明党の濵地でございます。

私は、抗原定性検査に関する保健所の対応について、まず一問お伺いしたいと思っております。

今も抗原定性検査キットの増産また活用が話題となっておりますが、もう御案内のとおり、この抗原定性検査キットは、お医者さんの処方箋なく薬剤師が販売することが特例で認められている。ドラッグストアでも、薬局登録しているところは販売をしております。

ただ、ドラッグストア店内の薬局部分の範囲を超えて、いわゆる一般の物を売っている店舗販売部分に人が並んでいる状況があるそうです。これに対して、何と保健所は、これを逆に問題視して、ドラッグストアに指導している状況でございます。

私は、逆だと思いますね。ドラッグストアを利用しての自治体の無料検査も今後拡大するでしょうし、世田谷では薬剤師の関与なしにキットを配っているような状況があるわけです。ならば、薬剤師を配置しているドラッグストアに対しては、むしろこれは柔軟な対応ができるように保健所は支援していくのがあるべき姿だと私は思いますが、大臣の御答弁をいただきたいと思います。

○山際国務大臣　いわゆるOTC薬として認めていくかどうかというのは、実は専門家の中でも議論が大分ありました。デルタ株が少し落ち着いてきたときには、それはまだ、クオリティーを確保するという意味から、少し慎重であるべきという話だったんですが、今、委員が御指摘いただいたように、一つでも多くの場所において検査が進められるようにということを国を挙げてやっておりまして、先ほど申し上げたように、五千を超える中でやらせていただいております。さらに、この抗原定性検査キット、実はそれほど大変な扱いじゃないですよね。

ですから、これをどう扱っていくかということに関しては、更に専門家の皆様方に御議論いただかなくてはいけない課題だというふうに思っております。

○濵地委員　済みません。大臣、OTCのことを答えていただきましたが、私は保健所の対応をお聞きしたんですが、次の質問でございまして、済みません。

ですので、この検査の需要が拡大する今こそ、先ほど大臣も御答弁いただきました抗原定性検査キットのOTC化、一般用医薬品化をこの機会に図るべきだと私は思っています。規制改革会議でも、早急に結論を出すようにと言われておりますし、アドバイザリーボードでも話題となっております。

これは、安全性を問題視する方がいらっしゃいますが、もう大臣御案内のとおり、OTC化をされても、当面は薬剤師の関与が義務づけられる要指導薬としてしばらくは様子を見てからいわゆる一般の登録販売者が売れるようになっているわけでございますので、検証もできます。

将来、どんな感染症がはやるか分かりません。我が国の検査体制の充実のためにも、まず、抗原定性検査キットのOTC化を改めて急ぐべきだと思いますが、御答弁をいただきたいと思います。

○山際国務大臣　これは、繰り返しになりますが、専門家の皆様方も問題意識をお持ちでいらっしゃるので、OTC化も含めてきちんと議論をして、そう時を置かずに更に進めていかなくてはいけない問題だというふうに考えております。

○濵地委員　時間です。終わります。

○山口委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野です。よろしくお願いいたします。

本日の質疑の中でも、知事の裁量に基づく知事の判断が重要だということがございましたが、そんな中で、先日有識者会議が示した、人流抑制よりも人数制限が大事だというこの一言が多少混乱を生んでおります。

この提言の意図を酌み取りますと、基本的対処方針が示す一部の内容、例えば県境をまたぐ外出、移動の自粛といった部分には、本当にその必要性があるのかといった懸念を持つ声も聞かれております。

やはり政府と専門家がワンボイスで情報発信していくことが大事だと思うんですが、この提言を受けて基本的対処方針の中で見直したところがあれば、まず、そこを教えていただきたいと思います。

○山際国務大臣　結論を申し上げるならば、人流抑制と人数抑制という文脈において直したところはないんですけれども、少し御説明しておいた方がいいなと思うんですが、尾身先生がおっしゃったことは基本的対処方針に沿っているということ

をちゃんと確認させていただきました。

それで、基本的対処方針に何を書いてあるかというと、混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出自粛を要請するということと、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるように、人流の部分の話ですね。これを裏読みいたしますと、混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出を除き、自粛なわけですね。ですから、普通に生活するのを制限するということを基本的対処方針ではそもそも求めていないということなんです。

なので、先ほど申し上げたように、飛沫が飛ぶという環境を考えると、それを防がなくちゃいけないから、そこの部分により重点を置くべきだということを強調されて尾身先生はおっしゃったものというふうに理解しております。言ってみれば、人流抑制も、その機会そのものを減らせばいいわけですから、減らすのに有効なので、人流抑制も利くし、それから人数抑制というものも当然必要だということが基本的対処方針に書かれているんですが、そのままのとおりですよねということを確認させていただいたということでございます。

○浅野委員　どうもありがとうございます。

続いてなんですが、今日議論の中でもありました、検査の話です。検査キットの確保はもちろん大事なんですけれども、私が取り上げたいのは検査能力の確保です。

現在、各都道府県で無症状者向けの無料検査が進められておりますが、会場となっている薬局では、通常の業務に加えてモルヌピラビルの配送、あるいはそれに加えて無料検査への対応というのがありまして、非常に繁忙感が高まっております。結果、やはりキャパシティーをオーバーしている薬局が見受けられます。

登録事業者を増やすための取組、あるいは検査に対応できる人員の要件、今、薬剤師さんや登録販売者などのルールがあるわけですが、この緩和を行うべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○山際国務大臣　これは、検査できる箇所を、今もう五千は全国で超えたんですけれども、より増やしていこうという対応でいこうという話は進めています。ずっと進めております。

その上で、検査できる方というのは、何か資格が必要なわけではなくて、抗原定性検査について厚労省所定の研修を受講すること、ＰＣＲ検査については一定の留意事項の内容を理解することということなんですね。ですから、検査そのものに関して何か資格が必要なわけではないものですから、販売のところではひっかかっていますけれども。

ですから、そういう意味では、箇所を増やしていけば検査できる場所というのはどんどんどんどん増えていくということだと思いますので、それを我々としては急ぎたいというふうに思っております。

○浅野委員　どうもありがとうございます。是非、よろしくお願いいたします。

次の質問ですが、一月の追加接種の対象者というのは五百九十三万人おりますが、一月二十一日時点での接種者数は百十六万人、およそ二割にとどまっております。ペースとしてちょっと遅いのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○山際国務大臣　我々としても、これは何としても急がなくちゃいけないという思いでやっております。

それで、地方自治体の皆様方の準備というものが相当必要ですよね、どうしても。ワクチン接種ですから、会場をつくって、そこで人員を確保してということになりますので。その準備が済み、今、一日当たり接種していただける数というのがだんだん増えてございます。

そこで、千七百以上ある地方自治体の皆様方に政府としてお尋ねをしましたところ、千四百五十六団体ですから八四％の自治体が、二月末までに対象となる高齢者、希望する高齢者の皆様方に接種を想定どおり二月末までには終えられるというふうに回答していただいております。この千四百五十六団体、自治体の方々は高齢者人口に占める割合が九一％になるので、相当数は確保され始めているというふうに思っております。

ですが、油断することなく、きちんとその体制が整えられているかどうかということをきちんとフォローしながら、足らざる部分があれば、サポートできるところはしっかりサポートして、やらせていただきたいと思います。

○浅野委員　時間が来ましたので要望にとどめさせていただきますが、小児用ワクチン、これから接種が始まりますけれども、三月には卒業式、卒園式、四月には入学式などがございます。三月接種開始では遅いという声も届いておりますので、できる限りの早期化をお願い申し上げて、私の発言を終わります。

ありがとうございました。

○山口委員長　次に、宮本岳志君。

○宮本（岳）委員　日本共産党の宮本岳志です。

本会議でも総理の答弁がありましたけれども、政府も、無料で検査を受けられる体制を全国で確保する、こういう立場、これは確認できますね。

○山際国務大臣　基本的にはその方向です。

○宮本（岳）委員　ところが、地方ではなかなかそういう状況にないんですね。大阪府の吉村知事は、一月十九日の会見でもなお、全く症状がない方の検査を無差別にやるというのはどこまで感染対策になるのかと懐疑的な見方を示されました。

この背景には、検査費用に自治体負担があるということを聞いております。全額国が負担して、やるべきではないでしょうか。

○山際国務大臣　我々が今行っている無料検査、これは全額国負担でございますので、そこは心配していただかなくていいのではないかと思います。

○宮本（岳）委員　行政検査の方は丸々なんですけれども、その他は、地方と国とが、国が八割、地方が二割というような分担になっているというふうに聞いております。しっかりここも、もうそういう区別をせずに、全て国が最初から持つというふうに進めていただきたい。

一部に、保健所や医療の逼迫を理由に、新型コロナを感染症法上の五類にして、季節性インフルエンザと同じようにしようという議論があります。私たちは、それはコロナ感染の蔓延を容認することになりかねず、時期尚早というふうに考えております。

五類に引き下げれば、健康保険の保険診療となりまして、自己負担が出てくるということになりますね。

○山際国務大臣　二類を五類にという法改正をするだけであれば、委員のおっしゃるとおりになります。

○宮本（岳）委員　五類になれば、高価な治療薬や治療機器の使用に患者負担が発生いたします。保健所の逼迫を解決するためというのであれば、地方財政措置にとどまらずに、保健所体制の抜本的強化に国が人的にも財政的にも乗り出すべきだ、こう申し上げておきたいと思います。

さて、前回、我が党の塩川議員の、在日米軍の感染者数、新規感染者数と感染者総数をホームページ上で明らかにするようにという質問に、大臣も、定期的に、程度は別にして、報告すると答弁されました。

今、何人になっておりますか、それぞれ。

○山際国務大臣　二十五日の在日米軍司令部の発表によりますと、全国の在日米軍施設・区域における新規陽性者数は二百二名と承知しております。そのうち、在沖米軍全体では、新規陽性者数は四十四名というふうに承知してございます。

○宮本（岳）委員　時間が参りましたから終わりますけれども、ホームページ上にはまだ公表されていないんですね。それは恐らく、在日米軍の発表を聞かれたら答えるということになっていると思います。ましてや、一月二十四日の官房長官会見では、今後、新規感染者のみの報告にするということにしております。

これはしっかりやはり国民に公表していただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○山口委員長　これにて発言は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

午後六時十一分散会

第二百八回国会　衆議院　議院運営委員会議録　第五号

令和四年二月一日（火曜日）

正午開議

出席委員

委員長　山口　俊一君

理事　盛山　正仁君　理事　丹羽　秀樹君

理事　伊東　良孝君　理事　佐々木　紀君

理事　井野　俊郎君　理事　青柳陽一郎君

理事　井坂　信彦君　理事　遠藤　敬君

理事　濵地　雅一君

石原　正敬君　西田　昭二君

山田　賢司君　山岸　一生君

浅野　哲君　塩川　鉄也君

議長　細田　博之君

副議長　海江田万里君

事務総長　岡田　憲治君

委員の異動

一月二十八日

辞任　補欠選任

浅野　哲君　鈴木　敦君

同日

辞任　補欠選任

鈴木　敦君　浅野　哲君

同日

理事遠藤敬君同日理事辞任につき、その補欠として中司宏君が委員長の指名で理事に選任された。

同日

理事中司宏君同日理事辞任につき、その補欠として遠藤敬君が委員長の指名で理事に選任された。

二月一日

理事遠藤敬君同日理事辞任につき、その補欠として中司宏君が委員長の指名で理事に選任された。

同日

理事中司宏君同日理事辞任につき、その補欠として遠藤敬君が委員長の指名で理事に選任された。

本日の会議に付した案件

新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議案（古屋圭司君外四名提出）の取扱いに関する件

本会議における議案の趣旨説明聴取の件

本日の本会議の議事等に関する件

○山口委員長　これより会議を開きます。

まず、決議案の取扱いに関する件についてでありますが、昨一月三十一日、古屋圭司君外四名から、自由民主党、立憲民主党・無所属、日本維新の会、公明党、国民民主党・無所属クラブの五会派共同提案による新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議案が提出されました。

この際、発言を求められておりますので、順次これを許します。遠藤敬君。

○遠藤（敬）委員　決議案に対する見解ということで、今まで決議案を行ってまいりましたが、我が党の考え方として一言申し上げさせていただきたいんですが、今回の決議案は、深刻な人権侵害に対する懸念を国際社会に示すという大きな意義を踏まえると、衆議院の本会議で採択されること自体は評価できるものであります。

一方、ウイグルやチベット自治区などで本当に深刻な人権侵害が行われているにもかかわらず、各党の調整の結果、中国の国名を明記しない文章となり、名指しで批判を避ける形となったことについては疑問を示したい。

そもそも、国会決議として国際社会にメッセージを発する以上、その内容は人権侵害に対する日本の考えや姿勢を明らかにするものであり、世界が注視しているこうした中で、具体的な国名を明記しない文章を採択した、明記しない文章しか採択できなかったという方が正確かもしれませんが、いずれにしても、今回の決議が国際社会にどういうメッセージとして伝わるのか、よく考える必要があるのではないか。

本当の意味で人権を重んじる国であるならば、誰に遠慮をし、誰にちゅうちょをし、どういう配慮をしているのか。

私たちは、やらないよりはやった方がましという観点から賛成しますが、この決議が誤ったメッセージとならないように、引き続き、最大限の努力を行っていくことを求めたいと思います。

以上です。

○山口委員長　浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲です。

国民民主党は、新疆ウイグル自治区や香港等における人権侵害や力による現状変更の試みは国際社会に対する脅威と認識し、本日、本会議に上程される本決議案は、我が国の立法府が現下の是正を求める姿勢を示すものであり、意義あるものと考えております。

本決議は、政府に対しても新疆ウイグル自治区や香港等における一連の動きが看過できない人権侵害であることを強く認識するよう求めるものと認識しております。

政府に対しても、引き続き、人権侵害制裁法及び人権デューデリジェンス法の迅速な成立を始めとした実効的な施策を推し進めていただくことを求め、私の発言を終わります。

○山口委員長　塩川鉄也君。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議について一言申し上げます。

香港での民主化を求める市民への弾圧や新疆ウイグル自治区での少数民族への抑圧、強制収容を始めとした中国政府による人権侵害、抑圧は、世界人権宣言、国際人権規約、ウィーン宣言など、国際的な人権保障の取組に反するものです。

しかし、今回の決議では、これらの点が明らかではありません。中国政府による深刻な人権侵害に対する非難決議とすることを明確にすべきです。

そして、日本政府が中国政府に対して国際法に基づく冷静な外交批判によって人権侵害の是正を働きかけることを求めるものです。

以上、発言とします。

○山口委員長　それでは、本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、提出者の古屋圭司君が行います。

また、本決議に対しまして、内閣を代表して、林外務大臣から発言があります。

○山口委員長　次に、趣旨説明を聴取する議案の件についてでありますが、内閣提出の所得税法等の一部を改正する法律案は、本日の本会議において趣旨の説明を聴取し、これに対する質疑を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本法律案の趣旨説明は、鈴木財務大臣が行います。

本法律案の趣旨説明に対し、自由民主党の藤丸

2022年2月3日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス まん延防止措置

オンライン授業の出席取扱いについて

2022.2.3（Thu）議院運営委員会（まん延防止等重点措置）

現状・課題意識

●分散登校等によりオンラインで行われる授業について、参加した児童・学生は、指導要録上の「出席停止・忌引等の日数」欄にカウントされる。

●昨年、文科省は内申に影響させないよう通知を出しているが、一部の自治体や私立学校では出席扱いとなっており、保護者から不安の声がある。

●タブレット端末も普及し、今後の在り方が問われている。

委員会での浅野の発言要約

「オンライン授業に参加した児童・生徒も出席扱いとすべきではないか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「文科省によると、「出席」には授業だけでなく、学校行事や部活動など様々な活動を含めている。該当する日数が進級や入試に不利にならないよう要請しているが、ご指摘を踏まえて検討していく。」


山際国務大臣

新型コロナウイルス まん延防止措置

オミクロン株に対する科学的知見について

2022.2.3（Thu）議院運営委員会（まん延防止等重点措置）

現状・課題意識

●オミクロン株はデルタ株に比べて感染力は強いが、重症化しにくいと言われている。

●一部の自治体では、入院患者及び重症者、死亡者のうちオミクロン株に罹患していた人の割合を算出している。

●オミクロン株への政策対応を考える際には、全国の科学的データが必要と考える。

委員会での浅野の発言要約

「入院者率、重症化率、死亡率の中で、オミクロン株に起因する数を把握しているのか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「それぞれの割合の中で、正確にオミクロン株に起因するものなのか、そうでないのかを悉皆的に調べることは、現場のオペレーションを考えると、現段階においては難しい。」


山際国務大臣

2022年2月3日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス
まん延防止措置

死亡者・重症者の数え方について

2022.2.3（Thu）議院運営委員会（まん延防止等重点措置）

現状・課題意識

●現在の死亡者数は、亡くなった後の検査で陽性が判明した人も含むという運用になっているが、亡くなった方全員を検査しているわけではない。

●重症者についても、陽性が判明した時点の症状で判断しているため、途中から重症化した場合に対応していないという指摘がある。

委員会での浅野の発言要約

「死亡者・重症者数が、現在の感染状況を表す指標としてミスリードとならないよう、数え方を見直すべきではないか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「亡くなられた方の死因に関しては医師が判断しており、コロナに感染していてもそれが原因でない場合もあるので、正確性を期すものとして今の運用を変えることは難しい。重症者に関しては柔軟に対応している。」



山際国務大臣

第二百八回国会　衆議院　議院運営委員会議録　第六号

令和四年二月三日（木曜日）

午後一時開議

出席委員

委員長　山口　俊一君

理事　盛山　正仁君　理事　丹羽　秀樹君

理事　伊東　良孝君　理事　佐々木　紀君

理事　井野　俊郎君　理事　青柳陽一郎君

理事　井坂　信彦君　理事　遠藤　敬君

理事　濵地　雅一君

大串　正樹君　國場幸之助君

山田　賢司君　山岸　一生君

市村浩一郎君　浅野　哲君

塩川　鉄也君

議長　細田　博之君

副議長　海江田万里君

国務大臣　山際大志郎君

事務総長　岡田　憲治君

委員の異動

二月三日

辞任　補欠選任

中司　宏君　市村浩一郎君

同日

辞任　補欠選任

市村浩一郎君　中司　宏君

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の区域変更の報告に関する件

次回の本会議等に関する件

○山口委員長　これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の区域変更について、山際国務大臣から報告を聴取いたします。山際国務大臣。

○山際国務大臣　各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

本日は、蔓延防止等重点措置の区域変更について御報告いたします。

和歌山県における感染状況及び医療提供体制の状況は、レベル2の段階と判断されております。また、新規陽性者数の今週先週比が高く、急速な感染拡大となっております。今後、このまま推移した場合には、近い将来、医療提供体制に更に大きな負荷が生じかねない懸念があります。こうしたことから、早急に感染拡大を防止する措置を講ずる必要があり、和歌山県の意向も考慮し、蔓延防止等重点措置を実施すべきであると考えております。

このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方針分科会を開催し、二月五日から二月二十七日までを期間として、和歌山県を蔓延防止等重点措置を実施すべき区域に加えることについて御了承をいただきました。この後、政府対策本部を開催し、これらについて決定したいと考えております。

なお、本日の分科会においては、感染が広がっている学校や保育所、介護福祉施設等について、それぞれの役割を踏まえつつ、感染対策と社会機能維持とのバランスの取れた対策を講じるべき、また、ワクチンの三回目接種や交互接種について、理解促進のための正確な情報を分かりやすく発信すべきといった御意見がありました。こうした御意見も踏まえ、対策を進めてまいります。

今回、蔓延防止等重点措置の対象となる和歌山県においては、飲食店の営業時間の短縮やイベントの人数制限などの感染拡大防止のための取組を実施していくとともに、自宅療養者への対応も含め拡充してきた医療提供体制をしっかり稼働させていくことになります。

政府としては、新型コロナウイルス感染症対策をしっかり進めながら、社会経済活動が継続できるよう取り組むことが重要であると考えております。引き続き、強い緊張感を持って状況把握に努めるとともに、自治体や専門家とも連携し、機動的に対応してまいります。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をお願いいたします。

○山口委員長　ただいまの報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。

佐々木紀君。

○佐々木委員　自由民主党の佐々木紀です。

早速発言をさせていただければと思います。

今、全国的にオミクロン株の感染拡大が続いておりまして、療養者数や重症者数も増加傾向にございます。

昨日の時点では、新規感染者数が九万四千八百十五。そのうち東京が二万一千五百七十六で、二万人を超えてきています。また、重症者数も九百十一ということでございます。恐らく、今日あたりの数字は十万を超えてくるのではないか、あるいは重症者数も一千人を超えてくるのではないかということが予想されるわけでございます。

ただ、蔓延重点措置を先行している三県の状況を見ておりますと、沖縄については何かピークアウトしたようにも見えるわけでございますけれども、これは全国的にいつピークアウトを迎えるか、現在の感染状況及び当面の見通しについてお伺いをしたいと思います。

また、今ほどの御報告にもありましたとおり、感染の場所が家庭や職場、学校、医療、介護の現場に広がってきております。社会経済活動にも影響が生じているわけでありますけれども、ここへの対策をどう考えているかということをお伺いしたいと思います。

今朝の新聞を見ますと、感染者家族の待機を七日間にとか、休校、学級閉鎖を五日間にと文科省が目安を改定したというような記事もありますけれども、この辺の対策についてお伺いをしたいと思います。

この蔓延防止等重点措置なんですけれども、本当に効果があるのかという声もございます。先行三県、沖縄、山口、広島の感染状況を見ておりますと、今はピークを過ぎて何となく収まってきているのかなというような感じにも見えるわけでございます。ということであれば一定の効果があるのかなというふうにも判断できるわけでございますけれども、大臣の見解をお伺いしたいと思います。

ただ、この蔓延防止等重点措置は、事業や暮らしに悪影響が及ぶことを不安に感じる方もおられるわけでございますので、今後、期間延長等の検討もあると思いますけれども、是非、オミクロン株の特性に即した対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○山際国務大臣　現在の見通しというか、現在の状況からこれから先どのように感染状況がなっていくかということについては、まだ予断を持ってこのようになりますと言える状況ではありません。

しかし、御案内のように、事実としては、先週今週比というもので新規感染者数の拡大傾向がどうなっているかというのを大体見ていますが、それを見ると、本日あたりでは、全国で一・五ぐらいまでになっています。そうはいっても、一・五

ました、二月が二千二百七十六万人、三月が二千六百十六万人ということになっております。その中で、二月までに三千七百四十六万人ということになります。あと、三月までにすると六千三百六十一万人ということになるんですが、供給量の方は、三月までで六千五百十万回分確保して、送るという計画もでき上がっております。ですから、ワクチンは足りております。

その後、四月以降も千七百一万人必要になるんですが、二千万回分配送するということがもう決まっておりますので、これも足りております。

三回目接種の対象となる約一億人の方分の八五％に当たる八千五百万回分の配分というのはもう既にお示ししておりますので、ワクチンは足りているというふうにお考えいただければと思います。

○濵地委員　ワクチンの供給量は十分あるということで、安心をしたところです。しっかり体制整備を急ぎたいと思っております。

次に、交差接種。

私も交差接種してみようかと思っています。ただ、まだモデルナ製は副反応が強いという先入観があり、一方、東京の狛江市では、交差接種の方が抗体量が高い、モデルナ製は、一回目、二回目の分量の半分で三回目は済むので、副反応は少ないというチラシを配ったそうです。そうしましたら、結果、希望ワクチンはモデルナがファイザーを上回った、順調に進んでいるということがございます。

ただ、委員会の答弁等は、安全性、有効性は交差接種は大丈夫と言われていますが、もう少し具体的なエビデンスを示していただいて、答弁ぶりによって私も交差接種を決めようと思っていますので、御答弁いただきたいと思います。

○山際国務大臣　交互接種の有効性、これは、イギリスのUKHSA、英国の健康安全保障庁が出しているデータに基づいて御説明をしますと、有効性は確認されております。これは、モデルナ、モデルナ、ファイザーと打っていただいても、ファイザー、ファイザー、モデルナと打っていただいても、いずれも有効であるということはきちんと確認されております。

また、安全性も、これも同じように英国の研究で確認されておりまして、追加接種を行った後七日間の副反応は安全性の面で許容されるという報告になってございます。

ですから、どちらを使っていただいても、安全だし有効であるということなんです。

我々としては、ですから、ワクチンの種類を選ぶよりも一日でも早く打っていただくということが大切なので、それの周知徹底をしなくてはいけないということで、周知を徹底させようというふうに思っているんですけれども、まだ不十分であると思いますので、あらゆる機会を使って、とにかく一日も早くブースター接種は行ってくださいということを周知してまいりたいというふうに思っております。

○濵地委員　時間になりましたので、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山口委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願いいたします。

本日、この後、和歌山県が蔓延防止等重点措置の対象区域に追加されるということで、全国的にまた再拡大、かなり広がりました。

本日一問目なんですけれども、やはり学校のオンライン授業が非常に多く利用されている状況にありますが、オンライン授業に参加した児童は出席停止扱いとなっているという現実がございます。

文部科学省の方針に従っての対応なんですけれども、文科省自体は、この出席停止という表現が誤解を生む可能性があるということで、名称の見直しについても検討することを昨年表明いたしておりますが、現在の状況を鑑みれば、当面の間は、オンライン授業に参加した児童についても出席扱いとすべきではないかと思うんですけれども、まず、これについてお伺いしたいと思います。

○山際国務大臣　これは、文部科学省に少し確認をさせていただきました。

現在どうなっているかというのは今御説明いただいたとおりなんですが、文部科学省の見解としては、出席ということの概念なんですけれども、これは授業だけではなくて学校行事や部活動など様々な活動から成るものなので、オンライン授業だけでその全てを代替するものではないことから、自宅等でのオンライン授業を出席扱いとすることについて慎重に対応するというふうになっております。

実際に、これは検討するというふうに文部科学省も言っておりますので、それを待ちたいと思いますが、その日数そのものは出席しなければならない日数には含まれないということですから、進級や入試においての影響はないというふうに文部科学省から説明を受けております。

また、オンラインを活用した学習指導の記録を指導要録に記載できるように、出席停止の中の備考欄に、オンラインできちんと授業を受けましたということが書けるようにしてあったりとか、あるいは、高校、大学の入試で不利に取り扱われないように要請するというようなことはやっているというふうに聞いておりますが、委員の御指摘というものを踏まえて、検討すると言っておりますから、検討を待ちたいと思います。

○浅野委員　どうぞよろしくお願いいたします。

続いてなんですけれども、オミクロン株の特性を踏まえた対応を柔軟にしていかなければいけないということで、やはり科学的知見の蓄積というのが非常に大事だと思います。

そこで、伺いたいんですが、オミクロン株罹患者の入院率、重症化率、死亡率といった数値を把握しているか、また、死亡者、重症患者、入院患者のうちオミクロン株に罹患していた人がどのくらいいるのか、こういった辺りのデータを把握しているか伺いたいと思いますし、全国の自治体がこういった調査をしておりますけれども、やはりこういった指標を、把握するように、統一すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○山際国務大臣　まず、事実関係をお伝えしますと、沖縄県の一月に診断された者の入院率は、五十歳代では四・二％、八十歳代では三六・三％です。広島県の十二月二十二日から一月二十九日の感染者における重症以上の割合は、四十歳から五十歳代で〇・一％、六十歳以上では一・四％となっています。広島県の一月一日から一月十四日の感染者における致死率でございますが、六十歳未満では〇％、六十歳以上では〇・九六％となっています。

情報はこのような形で出てきているんですが、今、九九％がオミクロン株に置換しているというデータがありますが、しかし、全部ではないんですね。それを悉皆的にデルタ株なのかオミクロン株なのかということを調べられる状況にあるかというと、それは、キャパシティーからしても、今まだ調べられる状況にないということがございます。

そうなりますと、デルタ株の患者が含まれている可能性がございますので、こういった情報を考えると、正確にオミクロン株でどのような状況かということを言い切れないという部分がございまして、そこは、改善できる点はあるかもしれませんけれども、現場でのオペレーションを考えますと、現段階においてはなかなか難しいということでございます。

それと、都道府県等々できちんとリサーチしてくださっているというのはそのとおりなんですけれども、全体として、死亡した方々が何によって、要するに死因ですね、何によって亡くなられたかということに関しては、最終的には、お医者様がこの方はどういう理由で亡くなられたということを決定していくわけですね。それを、即座にといいましょうか、その場で集めて、それで全て反映させるというのは、これはオペレーション上も今のところなかなか難しい部分がございますので、どうしても、一年まとめて、最終的にどう

だったかというので確認していくということを今やっております。

デジタル化が進むことによって環境は変わっていくと思いますが、国としてこのような基準でやりますということを今決めても、やはりオペレーション上の問題もありますので、今後の課題としてきちんと検討させていただきたいと思います。

○**浅野委員**　是非、急にやることは難しいかもしれませんが、国が姿勢を示すことで前に進むこともあろうかと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後、まとめて聞いてしまいますけれども、今の数え方に関して、コロナで亡くなった死亡者数というものの数え方なんですけれども、亡くなった後の検査で陽性が判明した人も含むというような運用になっておりますが、亡くなった方全員を検査しているわけではないという実情もありますので、ミスリードの原因にもなるのではないか、数え方を改めるべきではないかという点が一つ。

もう一つは、重症者数の数え方についても、陽性が判明した時点での症状によって判断をしているということで、途中から症状が重症化した、軽症化したという場合に対応していないという指摘もあります。

この辺り、数え方を見直すべきではないでしょうか。

○**山際国務大臣**　繰り返しになりますけれども、亡くなられる方々の死因に関しては、最終的には、みとられたお医者様が診断されるというか、死因をこういうものだというふうに決定していくというプロセスになるわけです。

亡くなられてしまわれた方々を後から検査したところ、コロナウイルス感染症にもかかっていらしたということが分かるケースもありますし、コロナウイルス感染症に感染していたとしても、実際にはそれが原因ではなくて亡くなられるという方もいらっしゃるわけなんですね。

ですから、おっしゃるように、最後の最後、生と死を分かつ現場においての判断というのは相当デリケートなものでもありますので、これを正確性を期すものとして、当然、正確になればなるほどいいというのは我々もそう思っておりますけれども、今運用しているやり方をなかなか急には変えられないということは是非御理解いただきたいと思います。

それと、重症者に関しては、これは柔軟に対応しておりまして、最初は軽症で入られた方が重症に変わられたら、次の報告で重症者数というのがきちんと載ってくるような形で運用しているというふうに理解していただければと思います。

○**浅野委員**　終わります。ありがとうございました。

○**山口委員長**　次に、塩川鉄也君。

○**塩川委員**　日本共産党の塩川鉄也です。

オミクロン株の感染拡大、医療逼迫状況が進む中で、緊急事態宣言発出の議論が行われております。ただ、現在の緊急事態宣言発出の判断基準は、昨年十一月のコロナ対策分科会提言を踏まえたものであります。その後、オミクロン株が急拡大をしております。オミクロン株の特徴に対応した緊急事態宣言の発出基準を示すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○**山際国務大臣**　これも繰り返しの御答弁になるんですけれども、私たちは、昨年十一月に全体像をお示しする中で、医療の逼迫度合いというものに力点を置いて物事を考える、そういう、ある意味、定性的な哲学でこれまでやらせていただいております。それが、デルタ株からオミクロン株に優位な株というのが変わってきたとしても、我々としては、その基準そのもの、その哲学そのものを変える必要はないと思っております。

すなわち、何を私たちは目指すかというと、コロナウイルス感染症に限りませんが、感染症そのものをゼロにするということはどだい無理ですから、感染症と共存しながら、いかに私たちの正常な経済社会活動というものを維持、継続していくかということに力点を置いて進んでいかなくてはいけないわけでございます。そのときの一番大切な点は医療が逼迫しないことだということを昨年の全体像でお示ししたわけなんです。

その状況は何も変わっておりませんので、オミクロン株が今はやっている状況にありますけれども、その哲学に基づいて様々運用をさせていただいているということでございます。

○**塩川委員**　医療の逼迫状況という場合においても、やはりオミクロン株ならではの特徴も当然反映されているわけですから、オミクロン株の特徴に対応した医療の逼迫状況を念頭に置いたような緊急事態宣言発出の要件ですとか、それに基づく基本的対処方針の改定は必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○**山際国務大臣**　それは、先生おっしゃるとおりだと思います。

先ほども少し御説明申し上げましたが、重症化率は低いんですが、しかし、元々持っていらっしゃる原疾患を増幅させるということがオミクロン株の場合は大分見られています。ですから、心臓病をお持ちの方はその症状が重くなられたり、あるいは糖尿病の方は糖尿病の症状が重くなられたりということで、それが医療に負荷をかけているということは間違いないんです。ですから、これはデルタ株までのときとは大分状況が違いますから、そのことも私たちは念頭に置いて、これから蔓延防止等重点措置でいろいろなことを運用する中で見ておかなくてはいけないものとして、注意深く見ております。

実際に、感染力が強いということも分かっております。ですから、倍加時間と言われるような、次の方にうつしていく時間も非常に短いということで、逆に、それが隔離をするときの期間を短くしてもいいという根拠になっていて、十四日から七日にするということで、できるだけ柔軟に対応しようということでやっておりますけれども、その哲学そのものは、先生がおっしゃったとおり、柔軟にオミクロン株に合わせて、経済活動ができるだけ維持できるようにということも念頭に置きながら、やらせていただいているということでございます。

○**塩川委員**　昨日、今日、答弁の中で、コロナ分科会を開催するというのがあるんですが、それを踏まえて緊急事態宣言の発出基準やあるいは対処方針の見直し、そういうことは考えているということですか。

○**山際国務大臣**　緊急事態までどのような形になるかということは予断を持って申し上げられませんが、二月四日、あしたですね、コロナ対策分科会は開きます。

その場において、オミクロン株の特性というものがどういうものかということは当然専門家の皆様方の中で議論されて、先ほども申し上げましたが、感染する場所が飲食店から子供たちがいる場所あるいは高齢者のいらっしゃる場所にどんどん変わってきているというようなことも踏まえて、それらを総合的にあしたの分科会では御議論いただくということになります。

そうなりますと、そこで何らか、当然、正論を得る形になると思うんです。正論を得たものに関しては、速やかに基本的対処方針に反映させたいと思います。

○**塩川委員**　学校、保育園の話もありました。

学校、幼稚園、保育所等で感染が拡大しております。学校、幼稚園、保育所などで感染者が発生した場合に、保健所が直ちに対応できないような場合でも行政検査で全員のＰＣＲ検査ができるように措置する必要があると思います。知恵を出していただきたいと思うんですが。

○**山際国務大臣**　実は、これはもう既にやれるような仕組みになってございます。

少し御説明申し上げますが、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合に、必要な行政検査が迅速に行われるよう、保健所自らが聞き取りにより濃厚接触者の範囲の特定を行わずとも、陽性者が確認された学校、幼稚園、保育所等を含む事業所が、自ら濃厚接触者等の候補範囲を特定し、そのリストを保健所に提示することによって、保健所が適切と認定した範ざいます。

2022年2月10日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス まん延防止措置

重症化しやすい方への優先検査について

2022.2.10（Thu）議院運営委員会（まん延防止等重点措置延長）

現状・課題意識

●高齢者や基礎疾患がある方など、重症化リスクの高い方々への対応を中心に、医療提供体制の確保に万全を期すべきと分科会の議論で発言があった。

●濃厚接触者の認定を受けたにも関わらず、検査できずに待機期間が続いている方が増えている。

委員会での浅野の発言要約

「重症化しやすい方々に対して、優先的な検査を行うなど、運用上工夫をすべきではないか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「まだ十分でないところはあるが、重症化リスクの高い方々が確実に、早期に検査を受けられる体制を整えていく。」


山際国務大臣

新型コロナウイルス まん延防止措置

より強い行動制限の検討について

2022.2.10（Thu）議院運営委員会（まん延防止等重点措置延長）

現状・課題意識

●まん延防止措置が発出されているが、夜間の滞留人口の減り方はこれまで発出の度に効果が弱まっているように見える。

●現在、ワクチンや検査キット、経口薬についても数量的制約がある中で、人流を抑える方法を検討しなければならない。

委員会での浅野の発言要約

「人流を抑えるという意味では、国民の皆さまに対して、より強く行動制限をお願いするような方法も検討しなければいけないのではないか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「まん延防止措置は一定の効果があったと考える。子どもたちがいる場所や職場、高齢者がいる場所に対しての感染抑制策を組み合わることで、強い私権制限を伴わずに乗り越えていきたい。」


山際国務大臣

第二百八回国会　衆議院　議院運営委員会議録　第八号

令和四年二月十日（木曜日）

午後一時開議

出席委員

委員長　山口　俊一君

理事　盛山　正仁君　理事　伊東　良孝君

理事　佐々木　紀君　理事　井野　俊郎君

理事　寺田　学君　理事　伊藤　俊輔君

理事　中司　宏君　理事　濵地　雅一君

石原　正敬君　西田　昭二君

山田　賢司君　中谷　一馬君

小野　泰輔君　浅野　哲君

宮本　徹君

議長　細田　博之君

副議長　海江田万里君

国務大臣　山際大志郎君

事務総長　岡田　憲治君

委員の異動

二月十日

辞任　補欠選任

遠藤　敬君　小野　泰輔君

塩川　鉄也君　宮本　徹君

同日

辞任　補欠選任

小野　泰輔君　遠藤　敬君

宮本　徹君　塩川　鉄也君

同日

理事遠藤敬君同日理事辞任につき、その補欠として中司宏君が委員長の指名で理事に選任された。

同日

理事中司宏君同日理事辞任につき、その補欠として遠藤敬君が委員長の指名で理事に選任された。

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更の報告に関する件

○山口委員長　これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更について、山際国務大臣から報告を聴取いたします。山際国務大臣。

○山際国務大臣　各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

本日は、蔓延防止等重点措置の期間延長及び区域変更について御報告いたします。

群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県の一都十二県においては、二月十三日までを期限として蔓延防止等重点措置を実施しているところです。これらの十三都県における感染拡大の速度は鈍化が見られるものの、依然として多くの感染者が確認されております。今後、重症者数が増加する可能性もあり、引き続き、医療提供体制への負荷軽減に努める必要があります。こうしたことを踏まえ、各都県の意向も考慮し、蔓延防止等重点措置を延長する必要があると考えております。

次に、高知県における感染状況及び医療提供体制の状況は、レベル2の段階と判断されております。感染拡大が継続しており、今後の感染状況によっては、医療提供体制に更に大きな負荷が生じかねない懸念があります。こうしたことから、高知県の意向も踏まえ、蔓延防止等重点措置を実施する必要があると考えております。

このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方針分科会を開催し、先ほど申し上げた十三都県について、蔓延防止等重点措置を実施すべき期間を三月六日まで延長すること、また、高知県について、二月十二日から三月六日までを期間として、実施すべき区域に加えることについて御了承をいただきました。この後、政府対策本部を開催し、これらについて決定したいと考えております。

なお、本日の分科会では、重症化リスクの高い方々への対応を中心に医療提供体制の確保に万全を期すべき、また、政府は引き続き検査体制の拡充や経口治療薬の確保を進めるべきといった御議論がありました。こうした議論も踏まえ、対策を進めてまいります。

オミクロン株の感染拡大に対応するため、政府は、都道府県とも協働し、臨時の医療施設を整備するなど、医療提供体制を更に強化してまいります。また、先日の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言を踏まえ、現行の対策に加え、学校や保育所、高齢者施設等において、オミクロン株の特徴を踏まえた効果的な感染対策に取り組んでいきます。

政府としては、国民の命を守ることを第一に、強化してきた医療提供体制をしっかり機能させていくとともに、社会経済活動をできる限り止めないよう対策を進めることが必要と考えております。引き続き、強い緊張感を持って状況把握に努めるとともに、自治体や専門家とも連携し、機動的に対応してまいります。各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をお願いいたします。

○山口委員長　ただいまの報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。井野俊郎君。

○井野委員　自由民主党の井野俊郎でございます。

本日、政府から、蔓延防止等の措置についての延長の報告がございました。

残念ながら、一月からやってまいりましたけれども、拡大、ないしは減少というものには至っていなかったという点は、とても残念に思うところであります。やはり、早期に感染を抑制していく、減少させていくことは、本当に、政府の喫緊の大きな課題であるというふうに感じております。

その上で、まず、現在のオミクロン株による新規感染者数についてでありますけれども、国民の約八割がもうワクチンを二回接種している中において感染が拡大をしているという意味では、ワクチンについての効果といいましょうか、今の新規感染者数において、二回接種された方とされていない方で違いというものはあるのかないのか。また、特に、最近、若者から広がってきて、そしてまた高齢者の方に重症化が見られる特徴も見られています。そういった意味で、若者と高齢者についての特徴といいましょうか、その差、それは重症化率についてもどういう現象が見られているのか。まず、政府の方に確認をしたいと思います。

○山際国務大臣　ワクチン接種歴別の十万人当たりの新規陽性者数については、厚労省のアドバイザリーボードの資料によると、例えば、一月二十四日から一月三十日において、二十代では、ワクチン未接種者で千二百七十一・六人、ワクチン二回接種済みだと三百五十九・七人になります。七十代では、ワクチン未接種者では四百四十二人、ワクチン二回接種済みで六十四人となります。ということが報告されておりますので、このデータを見る限りでは、ワクチン二回接種済みの者の十万人当たりの新規陽性者数は未接種者に比べて低

いということで、基本的対処方針も柔軟に変え続けて今があるというふうに認識しております。

今回の基本的対処方針の中には、子供がいる場所、先生が今御指摘いただいた学校や保育所のような場所、あるいは高齢者がいらっしゃる場所、もう少し重点的にここでの感染拡大を抑えられないかという専門家からの御意見等々がありまして、それを盛り込んでございます。

ですから、問題は、ここから、言ってみれば行動を少し抑制していただくという形になりますから、それをいつまでも続けるのではなくて、経済社会活動をどう復活させるかということが勝負になりますので、非常に難しいかじ取りでありますけれども、何とかこれで、少しずつ新規感染者数の増え方が低下してきていますから、これを乗り越えられれば社会経済活動ということにより力点を置いて様々な施策が打てるようになるというふうに思っております。まさに今が正念場だ、そういう意識で、日々緊張感を持って努力をしているところでございます。

○小野委員　機動的な対応をお願いします。

ありがとうございました。

○山口委員長　次に、濵地雅一君。

○濵地委員　大臣、よろしくお願い申し上げます。

今日は、一点目は、いわゆる発熱外来登録医療機関の公表についてお聞きをしたいと思っています。

先日、新聞報道でもございましたけれども、いわゆる保健所機能を維持するために、発熱外来をつくられました。全国で三万五千件程度が登録をしていますが、そのうち二万四千件程度が公表し、残り三割が非公表となっています。そのため、保健所に一度問合せをして、保健所が近くの発熱外来を紹介しなきゃいけない、非常に迂遠な手続になっております。

しかし、医療機関には、公表しているところには、診療報酬が五百五十点、五千五百円加算されております。非公表でも三百点、三千円分加算されているので、やはり診療報酬の加算を受けながら患者さんには分かりにくいのは問題だと思っております。

医師会も含め、発熱外来医療機関の公表促進をお願いしたいと思っております。

○山際国務大臣　方向性は完全に政府は先生がおっしゃったことと一致しておりまして、何としても公表して、国民にとって分かりやすい形にしていただきたいということを思っております。

十二月二十八日、もう昨年になりますが、年末に厚労省から都道府県に対しまして、ホームページでの公表を徹底するため、各医療機関に働きかけ、患者にとって分かりやすい情報発信を行うようにお願いをいたしました。何か様々な原因があるんだと思いますが、例えば、かかりつけ患者の受診に限っている場合、受入れを限っている場合であっても、その旨をホームページに記載していただければ公表可能であるといったような少し細かいことも含めて厚労省の方からはお願いをしているところでございます。

しかし、まだ三割というお話でございますから、二月一日には後藤厚生労働大臣から日本医師会長に対して、感染拡大の中で一部の医療機関に患者が集中しているというような声もあることから、都道府県や自院ホームページでの積極的な周知をお願いしたところです。

問題意識は同じでございますので、更に公表していただけるように努力をしてまいりたいと思います。

○濵地委員　是非、医師会に対しても強い働きかけをお願いしたいと思っています。

最後に、コロナ専用病床を確保する医療機関に対して病床確保数の柔軟な運用をお願いしたいと思っております。

御存じのとおり、蔓延が広がってくると、自治体のコロナ専用病床のベッド数を増やせ、当然、蔓延が収束してくると、ベッド数は下げていいよということなんですが、オミクロンのように急に蔓延が広がってくると、追いつかないらしいです。ようやくベッドを空けたところ、蔓延が収束して、その分が結局空いてしまう。しかし、自治体の要請の数は少なくなっているので、その分の補塡というのがなかなかできていないという状態を、これは現場の医療機関から実際聞いてまいりました。

繰り返しになりますが、コロナ専用病床の確保、蔓延が広がったときには確かに増える、しかし、もう少し早めに数を確保してもらって、蔓延が収まっても、しばらくは数の確保というものを、少し減少するのを遅くしていただかないと、現場は結局追いついていかないということでございますので、その点の柔軟な運用を図っていただきたいと思っております。

○山際国務大臣　オミクロン株は特に立ち上がりが早かったものですから、今先生から御指摘いただいたような、ある意味、準備が間に合わなかったというような話は私たちも承知しております。

これは、各都道府県と医療機関との間で密に連絡を取っていただけるようにお願いもしておりますし、事実、それはやっていただいているところでございます。

実際には、感染状況や想定される即応化の時期等の共有を行って、確保病床を稼働する準備を開始することについて依頼するということをやっているんですが、即応病床等については新型コロナの患者以外の患者さんを受け入れた場合も病床確保料の支給が可能であるというような旨を、先般、一月二十日に都道府県に対しお示ししたところです。

ですから、こういうことも通じながら、タイミングが少しずれるというのはおっしゃるとおりなので、柔軟に対応できるようにしてまいりたいと思います。

○濵地委員　終わります。ありがとうございます。

○山口委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野です。よろしくお願いいたします。

通告内容を少し変えさせていただいて質問したいんですが、今日、午前中に、基本的対処方針の書類をいただきまして、読ませていただきました。

一言で言って、今回、これまで、最近なかった大きな追記、変更がされていて、そこは評価をしております。特に、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策という項目が新たにできて、そこに、具体的な、職場ごとの対策方針が明記されている。

これを、是非、国民、あるいはメディアを通じて多くの国民、職場に知らせるべきと思いますけれども、ここについて、大臣に御見解、所見をお伺いしたいと思います。

○山際国務大臣　周知徹底はあらゆる機会を通じてやらなくてはいけないと思いますので、こういう形で、御質問いただいた、そしてそれにお答えするということを通じても、これが少しでも周知に役立つといいなと思います。

我々としては、経済界ともしっかりとコミュニケーションを取って、経済界の皆様方、経済団体の皆様方には当然このことをしっかり説明したいと思っておりますが、本当に、あらゆる機会を使うしかないと思うんですね。特に、働いていらっしゃる方々は、ある意味、自分の生活と直結している話でございますので、御自身のビジネスという点からも、あるいは、社会に対して、ＢＣＰと言われる、事業継続を図っていくためにどうすればいいか、そういう社会的責任感という点からももう既に考えていただいていることだと思います。ある意味、一番アンテナの高い方々でございますから、しっかり正しい情報を共有させていただけるようにやってまいりたいと思います。

○浅野委員　是非、よろしくお願いいたします。

本日、大臣の発言の中に、重症化リスクの高い方々への対応を中心に医療提供体制の確保に万全を期すべきという議論が本日の分科会でもあったという発言がありました。

その一方で、現実問題、濃厚接触の認定を受け

たにもかかわらず、検査をできずに待機期間が続いている、特に高齢者や基礎疾患をお持ちの方が増えています。

こういった方々は統計的にも重症化しやすい方々ですから、こういった方々に対して優先的な検査なども運用上工夫すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○山際国務大臣　これも、委員おっしゃるとおりでございます。

その問題意識を受けて、二月の九日に厚生労働省の方から、改めて、医療機関や高齢者施設等、特に重症化リスクが高い方々が入院、入所されている施設におけるクラスター事例に重点化する等の対応も可能というようなことを発出したりしながら、おっしゃるように、そのコンセプトのとおり、重症化リスクの高い方々が確実に、しかも早期に検査を受けられる体制というものを整えなくてはいけないという意識を持ってやらせていただいています。

それが十分かと言われると、まだ十分でないところがあると思いますので、走りながらではありますけれども、厚労省からもそのような通知を出させていただいていますし、実際にそれでオペレーションがうまくいっているかということをフォローしながら、そのコンセプトに基づいてやらせていただきたいと思います。

○浅野委員　是非、よろしくお願いいたします。

最後の質問になりますが、現在、蔓延防止措置が発出されておりますけれども、夜間の滞留人口の減り方がこれまでよりも、出るたびにだんだんその効果が弱まっているのではないかという懸念をしております。

やはり、今、ワクチンも数量的制約があります。検査キットも経口薬についても同様です。ですから、人流をとにかく抑えなければいけないということで、そういった意味では、国民の皆様に対してより強く行動制限をお願いするような方法も検討しなければいけないのではないかと思うんですが、この点、大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○山際国務大臣　実は、人流のデータというものを取っているんですけれども、夜間の人流という意味でいうと、例えば、東京都における繁華街の夜の人流は三割程度は下がっているんですね。一番最初に比べると、最初は本当に人っ子一人いないぐらいに人流はなくなりましたが、昨年の夏等々はそうでもなかったんですね。そういう意味でいいますと、そこそこ、相当の効果はあるというふうに私たちは見ております。見ておりますが、完璧かと言われると、当然そうではないわけですね。

しかし、これは、先生御案内のように、バランスの問題でもあるので、もし仮にこれで我々一人一人の行動をより強く制限するということになりますと、これは強い私権の制限にもつながりますし、また、経済そのものが相当毀損するということになりますから、そのバランスを見ながらだというふうに思っております。

現在のところ、蔓延防止等重点措置は、先ほどから申し上げているように、新規陽性者数というものの増え方が大分緩くなってきておりますから、ある一定の効果があったというふうに私は思っておりますし、この形で、更に、今御披瀝いただいたように、子供たちがいる場所や職場や高齢者の皆さんがいらっしゃる場所、こういうところに対しての感染抑制策というものを組み合わせることによって感染者数が減るという方向になれば、より強い私権制限というものは伴わないで乗り切れるのではないか、そういう思いを持って今運営しているところでございます。

○浅野委員　国会においても、連日、国会議員も含め陽性者が出ている状況もございます。この議院運営委員会を始め、国会内のオンラインの利活用等の議論も進むことを期待しながら、私の発言を終わります。

ありがとうございました。

○山口委員長　次に、宮本徹君。

○宮本(徹)委員　日本共産党の宮本徹です。

命を守る上でも、医療提供体制を守る上でも、高齢者施設、障害者施設等の感染対策が極めて重要であります。

まずお伺いしますが、世代時間の短いオミクロン株の下で、高齢者施設等の頻回定期検査について国が示している頻度は十分でしょうか。

○山際国務大臣　何をもって十分かというのは、それぞれの方々、それぞれのお立場によって違うと思いますが、少なくとも私たちがやり得る最善を尽くしているということだけは言えると思います。

○宮本(徹)委員　世代時間は、デルタ株に比べて、もっと言えば従来株と比べてかなり短くなっているわけですから、週一回では到底足りないというのは科学的にははっきり言えると思いますので、御検討をお願いしたいと思います。

二つ目に、高齢者施設、障害者施設への抗原検査キットが大変不足しております。

今、抗原検査キットの購入を申し込んでどれぐらいで届くか、御存じでしょうか。

○山際国務大臣　これも一概に申し上げるわけにいかないと思いますが、ケース・バイ・ケースで。注文してもなかなか来ないということが事例としてあるということは承知しております。

○宮本(徹)委員　私が昨日聞いたところでも、届くのは再来週だというお話でした。

高齢者や障害者の入所施設やグループホームでは、発熱者がいたり、せき込んでいる人がいたら、すぐに抗原検査キットで確認をして、クラスターにしない、そのための努力をしております。抗原検査キットというのは、その点では極めて必要なものになっております。

是非、国と自治体と協力して、必要な施設に至急抗原検査キットが届くようにすべきじゃありませんか。

○山際国務大臣　それは完全に同意いたします。何としても、必要なところに遅れることなく検査キットが届くように、今も努力しておりますし、更に努力をしなくてはいけないというふうに思っております。

○宮本(徹)委員　具体的には、更にどういったことをやっておられますか。

○山際国務大臣　現在、今週は四百九十万回だったと思いますが、およそ一日に約七十万回分の検査キットというのが供給されるようになっております。これを一日八十万回まで速やかにまずは伸ばしたいと思っております。

また、検査キットそのものは、日本国内の製造だけではなくて、輸入措置というものも取れるわけですから、あらゆる可能性、輸入できないかということを今やっているところでございます。

○宮本(徹)委員　もし手元にキットを持っている自治体があれば、そこからも供出するように働きかけてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○山際国務大臣　先生、これは、どこの自治体も、皆さん、この検査キットというものを確保して、自分の地域における住民の皆様方の健康というものを守りたいと思うのが自然だと思うんですね。ですから、もちろん融通が利くぐらいに大量にお持ちの自治体があるならばいいですけれども、なかなか調整は難しいのではないかと思います。

○宮本(徹)委員　そういうことを言っているわけではなくて、まだ手元にある自治体があれば、自分の自治体の施設にちゃんと優先して届けるようにしてほしいということです。

それから、高齢者施設、障害者施設等のエアロゾル感染対策で、換気の徹底などと併せて、ＨＥＰＡフィルターつきの空気清浄機の活用、購入の緊急の支援を行うべきだと思いますが、いかがですか。

○山際国務大臣　今の仕組みとしては、空気清浄機そのものは、新型コロナウイルス感染症に限らず、感染症対策として日常的に必要なものであるということから、介護報酬の全体の中で見ていく、そういう仕組みになっております。

先生の今御指摘いただいたフィルターつきの空気清浄機等々に関して、これは、知事さんの判断

第二百八回国会　衆議院　議院運営委員会議録　第十二号

令和四年三月三日（木曜日）

午前十時開議

出席委員

委員長　山口　俊一君

理事　盛山　正仁君　理事　丹羽　秀樹君

理事　伊東　良孝君　理事　佐々木　紀君

理事　井野　俊郎君　理事　青柳陽一郎君

理事　井坂　信彦君　理事　遠藤　敬君

理事　濵地　雅一君

石原　正敬君　西田　昭二君

山田　賢司君　逢坂　誠二君

森田　俊和君　吉田はるみ君

奥下　剛光君　山本　剛正君

浅野　哲君　笠井　亮君

塩川　鉄也君

議長　細田　博之君

副議長　海江田万里君

事務総長　岡田　憲治君

参考人（人事官候補者（日本マイクロソフト株式会社執行役員プロフェッショナルスキル開発本部長））　伊藤かつら君

参考人（原子力規制委員会委員長候補者（原子力規制委員会委員））　山中　伸介君

委員の異動

三月三日

辞任　補欠選任

佐々木　紀君　三ツ林裕巳君

伊藤　俊輔君　森田　俊和君

中谷　一馬君　逢坂　誠二君

中司　宏君　奥下　剛光君

塩川　鉄也君　笠井　亮君

同日

辞任　補欠選任

逢坂　誠二君　中谷　一馬君

森田　俊和君　伊藤　俊輔君

奥下　剛光君　山本　剛正君

笠井　亮君　塩川　鉄也君

同日

辞任　補欠選任

山本　剛正君　中司　宏君

同日

理事佐々木紀君同日委員辞任につき、その補欠として三ツ林裕巳君が委員長の指名で理事に選任された。

本日の会議に付した案件

本会議における議案の趣旨説明聴取の件

参考人出頭要求に関する件

人事官及び原子力規制委員会委員長任命につき同意を求めるの件

本日の本会議の議事等に関する件

○**山口委員長**　これより会議を開きます。

まず、趣旨説明を聴取する議案の件についてでありますが、内閣提出の雇用保険法等の一部を改正する法律案は、本日の本会議において趣旨の説明を聴取し、これに対する質疑を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**山口委員長**　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本法律案の趣旨説明は、後藤厚生労働大臣が行います。

本法律案の趣旨説明に対し、立憲民主党・無所属の井坂信彦君、日本維新の会の池下卓君、公明党の角田秀穂君、国民民主党・無所属クラブの田中健君から、それぞれ質疑の通告があります。

質疑時間は、井坂信彦君、池下卓君は各々十五分以内、角田秀穂君は十分以内、田中健君は五分以内とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**山口委員長**　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、質疑者の要求大臣は、お手元の印刷物のとおりであります。

一、趣旨説明を聴取する議案の件

雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

趣旨説明　厚生労働大臣　後藤　茂之君

質疑通告　時間　要求大臣

井坂　信彦君（立民）　15分以内　厚労、外務、法務

池下　卓君（維新）　15分以内　厚労

角田　秀穂君（公明）　10分以内　厚労

田中　健君（国民）　5分以内　厚労

○**山口委員長**　次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○**岡田事務総長**　まず最初に、日程第一につき、上野内閣委員長の報告がございまして、共産党及びれいわ新選組が反対でございます。

次に、雇用保険法等改正案につきまして、後藤厚生労働大臣から趣旨の説明がございます。これに対しまして、四人の方々からそれぞれ質疑が行われます。

本日の議事は、以上でございます。

議事日程　第五号

令和四年三月三日

午後一時開議

第一　警察法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○**山口委員長**　それでは、本日の本会議は、午後零時五十分予鈴、午後一時から開会いたします。

○**山口委員長**　次に、人事官及び原子力規制委員会委員長任命につき同意を求めるの件についてでありますが、去る一日の理事会において、木原内閣官房副長官から、内閣として、人事官に日本マイクロソフト株式会社執行役員プロフェッショナルスキル開発本部長伊藤かつら君、原子力規制委員会委員長に原子力規制委員会委員山中伸介君を任命いたしたい旨の内示がありました。

つきましては、理事会の申合せに基づき、人事官の候補者及び原子力規制委員会委員長の候補者から、所信を聴取することといたしたいと存じます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本日、参考人として人事官候補者伊藤かつら君、原子力規制委員会委員長候補者山中伸介君の出席を求め、所信を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**山口委員長**　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○**山口委員長**　まず、議事の順序について申し上げます。

ありがとうございました。

○山口委員長　次に、濵地雅一君。

○濵地委員　公明党の濵地雅一と申します。

今日は、伊藤人事官候補者におかれましては、様々な今回の国会での質問ということに丁寧にお答えいただいているなというふうに思っております。経歴を拝見しても、また、私は四番目の質疑者なんですが、もう既にかなりの御経験と自信と、あとは意欲といいますか、今後の方向性についても、他の委員の質問を聞きながら、私自身、大変適任の方だなと思いながらやっておりましたので、質問は二問だけにしたいというふうに思っております。

一つは、今、人事院の方でテレワークとかフレックスの推進案を考えられておりまして、これは非常に重要なことだと思っております。

例えば、大学生はテレワークが何日あるかで就職先を決めたりということでございまして、本当に時代は変わったなということでございます。ただ、日本の制度は、上司からの職務命令を受けて初めて在宅勤務ができるという制度で、非常に遅れているということでございます。また、フレックス制もなかなか導入されていないということでございますので、これを是非早速実現していただきたいと思っております。

特に、外資系出身の人事官候補でございますので、その辺りは十分お分かりと思っておりますので、柔軟な働き方、特にこの推進案を是非進めていただきたいと思いますが、その辺りの御所見をまずお聞きさせてください。

○伊藤参考人　国家公務員が意欲を持って生き生きと公務に取り組めるという環境が質の高い行政サービスにつながる、それがひいては国民の信頼を得るというふうに考えております。

おっしゃっておりますように、テレワークの推進は非常に重要なポイントでございます。ただ、これを広げていくためには、様々な規則の変更が必要であるというふうにも伺っておりますので、今やっております有識者研究会での御検討状況を伺いながら、着実に案を練っていきたいというふうに思っております。

そして、もう一つは、デジタルスキルの教育でございます。

先ほど、若い方が、実効感がない、言われたことをやっているだけで自分が何をやっているか分からないということがありましたが、デジタルの世界は若い方が有利でございますので、このデジタルスキル教育を通じて、皆さんが、特に若い方が中心となって、業務改革、業務の効率化、こういうことを進めていただく機会を御提供できればいいかな、皆さんのモチベーションのアップにつながるのではないかと考えております。

それから、特に管理職の意識改革、これが非常に重要と考えております。リーダー自らが、学び、成長し、変化する、この姿勢を示していくことが重要だと思います。

○濵地委員　ありがとうございます。

しっかり働き方改革を推進いただきたいと思っています。

最後に、技術系職員の確保についてお聞きをしたいと思っております。

技術系の皆様方は、非常にやはり、重要ポストが少なかったり、また、持っていらっしゃる能力に比べてどうしても公務員のお給料というのがそんなに高くないという現状があります。特に、伊藤さんは、外資の中において、こういった技術系の職員の重要さは十分お分かりだと思っているんですね。

例えば、防衛省だったら、サイバー人材を今回採りました。しかし、これは、国会法の規定で、いわゆる一般の公務員の皆さんは、国会議員の給料を超えられないから、二千万程度が限度なんですね。果たして二千万円で、これまで伊藤さんがおつき合いされてきた、特にDXの高度人材が来るのかなと。それを是非御提案いただきたいと思うんですね、人事官にならられたら。それは、当然、国会法を我々は変えなきゃいけません。一部の優秀な人材については我々の給与を超えていいんだという改正をしなきゃいけないんですが、その必要性をやはり思い切って伝えていただくことも必要だと思っております。

ちょっと一つの例でございましたけれども、こういった、本当にこれから必要となる高度な技術職員の確保について、最後に御見解をお聞きしたいと思います。

○伊藤参考人　おっしゃるとおり、例えば、シリコンバレーでは、ＡＩ人材の初任給がまさにウナギ登りというふうに、恐ろしい金額になっております。

高度人材を確保するに当たっては、もちろん、今の現行制度においても、任期付職員法に基づいて採用する場合に、その専門性や業務の重要度等に応じて重要な決定を行うことが可能になっているものとは承知いたしますが、世界情勢を見ながら、この厳しい人材確保競争の中で、国として重要な人材を採用していくことは大変重要だと思っております。

ただ一方、技術者の話を聞いておりますと、給与だけが全てではないんですね。やりがいとか成長性とか自分ができること、こういうことに意義を感じる技術者というのもたくさんいらっしゃいます。

やはり、人事院としては、こういうことをきちっとメッセージしながら、全体観を持って、バランスを取りながら施策を打っていきたいと考えております。

○濵地委員　是非、人事官に就任されましたら、お力を発揮していただきますようお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○山口委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野でございます。

これより質問をさせていただきたいと思います。

伊藤候補者は、これまで、民間企業の中で非常に多くの御経験をされてきていると伺いました。これまでの質疑の中でも、本当にいろいろなことを経験されて、それに裏打ちされた御自身なりの価値観をお持ちだというふうに感じたところでございます。

そこで、まず最初に、大きな視点から聞きたいんですけれども、やはり、今回、人事官ということで、見るべき対象は公務員ということになります。これまで、民間企業、特に外国資本の企業の中で業務に当たられてきた御経験があると思うんですけれども、民間企業と公務員、その人事ですとか人材開発という視点で違いがどういうところにあるのかというのを候補者御自身の視点で少し御開陳いただければと思います。

○伊藤参考人　民間のビジネスと申しますのは、貴重な資本を元にリターンを求めるということで成立しております。資本市場ですとか金融市場、税、法律など、様々な規律がございます。結果を厳格に問われて、失敗すれば存続することはできない、これが民間でございます。

官は、民主主義に基づいた運営でございます。税金を元に、国民全体の奉仕者として運営されます。国家公務員は、その中で、厳正な服務規律、それから職務の公正性に対する高い倫理観が求められるほか、労働基本権が制約され、給与などの勤務条件の決定方法が異なるなどの特殊性がございますので、そのような特殊性を踏まえた人事制度が構築されているものというふうに考えます。

特に、人事評価において、評価を公正に行い、的確にフィードバックをするということが非常に重要であるという点では民間と共通する部分ではございますけれども、民間に比べて業績目標の達成度合いを測りづらいという性質がある、それから、長い年にわたる業務が多いということから、なかなか誰が責任者なのかという、無責任体質になりやすいというリスクもありますので、この辺もきちっと踏まえた評価、それから処遇ということが大事だというふうに考えております。

○浅野委員　ありがとうございました。

今お答えいただいた内容から、先ほどまでも議論もございました、例えば、職場における上司と

部下の関係ですとか、特に管理職の意識改革ということろに触れられていたんだろうというふうに思うんですけれども、私も以前民間企業で勤めておりまして、同様に、やはりマネジャー、管理職の意識というものが大きく職場内では影響するということを身をもって経験してまいりました。

幸い、私の場合は、よい上司に恵まれて、非常にやりがいを持って働くことができたわけですけれども、上司、管理職の意識改革というのは、やはりそれほど簡単ではないと思います。

そういった点で、候補者がそういったところに御意識を持たれていることは非常に期待を持っておるわけですが、どのようにやっていくのか、これまでの御経験も踏まえて、何らかの考えを御開陳いただければと思います。

○伊藤参考人　管理職の業務成績といいますか業務評価の中に、組織をつくれているかどうか、部下を成長させているかどうか、それから、その組織のやる気、こういったことを管理職の中の業務評価に取り入れていくというのがまず非常に重要だというふうに考えます。

その方たちは、もちろん一人の個人として、職員として優秀であったから管理職に皆様なられたんだと思うんですが、管理職であるということと一個人の公務員として優秀であること、これは別のスキルでございます。

管理職になったときに、業務全体を把握してリソースを配分するですとか、部下に正しいフィードバックをするですとか、やる気を引き出すという、今まで、現場の担当者では知らなかったようなスキルを身につけていただく必要があるんですね。それをきちっと規定して、その評価指標の中に入れる。上司からのコーチングとよくいうんですけれども、コーチングのようなものも通じながら、きちっとした指標を入れてやっていくことが重要だと思います。

特に、正しいフィードバックをしていくためには、このコーチングのスキルというのが世界的にも大変重要視されておりまして、今までのように、これをやれと言うだけでは人が動かない時代になってきましたので、管理監督職にある方たちには是非こういったコーチングということも学んでいただきたいと思っております。

○浅野委員　是非そういった職場環境になることを私も望んでおります。

次は、少し視点を変えまして、これまで若い方々に対する御見解は伺いましたけれども、一方で、今、公務員の皆様も六十五歳に定年を段階的に引き上げております。

これからは、少子高齢化社会の中で、やはりベテランの公務員の方々の能力発揮の環境整備についても重要になってくるのではないかと思うんですが、この視点について、お考えを伺いたいと思います。

○伊藤参考人　平成三十年に、国会及び内閣に対して、定年を段階的に六十五歳まで引き上げるための国家公務員法の改正について意見の申出が行われたと承知しております。これを受け、令和三年に同法の一部改正法が成立したと承知します。これにより、役職定年制、給与水準の再設定などもなされると聞いておりまして、これはよく民間でやられている方法と一緒なんですが、こういうことにより、公務の組織活力を維持しつつ、定年の引上げが可能になったと認識しております。

ポイントは、幾つになっても人は学べるし変われる、ここだと思います。ですので、中高齢職員の皆様が常に学び続ける、今までの豊かな経験を基に常に学び続けるということが、皆様の豊かな御経験をそのまま生かしていただく方法になると考えます。

○浅野委員　最後の質問になります。

今度は、ちょっと地方自治体のＤＸについて伺いたいと思います。

候補者は、これまで金沢市のＤＸ推進に関わる外部委員もされてきたという御経験がありますが、やはり、ウクライナ情勢も踏まえれば、デジタル庁もできて、これからＤＸを進める中でも、サイバーセキュリティー対策というのは非常に重要な課題になっていくと思います。そのためには、やはり公務員自身の意識改革が必要なわけですけれども、これまでの御経験を踏まえて、地方自治体のＤＸに向けた課題認識、お考えがあれば、最後に伺いたいと思います。

○伊藤参考人　約一年間、ＤＸ会議の外部委員として、地方自治体の首長さん、職員の皆さん、有識者の皆様と大変有意義な活動が、討議ができたと思います。

その中の提言では、例えば、職員の働き方を改革するスマートワークの実践ですとかスマートシティーのデータ連携基盤などデジタル化を実現するための環境整備、もちろんセキュリティーなんかもここに入ってまいります、それから、デジタル化の進捗を図るための評価指標の設定、こういうことをやってきました。

その結果、市役所の皆さんが非常に頑張って活動なさいまして、行政手続のオンライン化率一〇〇％、コピー用紙の五〇％削減、それから、最新技術の活用による労働時間の削減九千七百時間、デジタル推進リーダー四十名の育成、こういった成果があったというふうに聞いております。

何よりも、自治体の皆さんが、自分たちの力でＤＸができるという自信を持っていただいた。そのことにより、より市民目線の質の高い行政サービスが提供できるということに気がつき、自信をお持ちになった。これは本当に、拝見していても楽しい経験でございました。

サイバーセキュリティー、とても怖いものでございますが、やはりここも基礎的なスキルが基になります。例えば、入ってきたスパムメール、ちょっとでも怪しいと思ったら開けない、こういうのは基本的なＩＴの知識でございます。こういうＩＴ知識をきちっと教育していくことが重要だなというふうにも考えます。

○浅野委員　ありがとうございました。

終わります。

○山口委員長　次に、塩川鉄也君。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

伊藤かつら参考人、今日はありがとうございます。

最初に、人事官の仕事に求められるものということでお尋ねします。

公務員は、憲法で全体の奉仕者と定められ、職務の遂行に当たっては中立公正性が強く求められます。このため、国家公務員法に基づき、人事行政に関する公正の確保及び国家公務員の利益の保護等に関する事務をつかさどる中立第三者機関として設けられたのが人事院であります。最も重要なのは、公務員の労働基本権制約の代償機能としての役割です。

人事官は、こうした人事院の役割を自覚して、政府から独立して、中立の立場で職務を遂行することが求められているのではないでしょうか。

○伊藤参考人　公務の民主的、能率的な運営を保障することを目的とした国家公務員法において、おっしゃるように、人事院は、中央人事機関として、国民全体の奉仕者として、公務員の人事制度運用の公平性の確保、労働基本権が制約されている職員の利益保護という、憲法に由来する重要な役割を持っているというふうに認識しております。

公務員の人事行政の中立公正性の確保として、内閣の所轄の下に独立性の高い中立的第三者機関としての人事院が設置されており、任免の基準の設定、採用試験、研修などを実施しながら、公務員が不偏不党、中立公正の立場で能率的に公務を遂行していくことを可能にしていくものというふうに承知しております。

私も人事官としてこの責任を負うものということを理解しております。

○塩川委員　先ほどの質疑で、公務と民間の仕事の違いのお話がありました。民間は、リターンを求める、利益、利を求める、公務は、民主主義に基づき、全体の奉仕者として中立公正が求められると述べられました。

そこで、お尋ねします。

二〇〇〇年以降、官邸機能強化の下で、政権中

2022年3月17日
議院運営委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス まん延防止措置　施策の効果/検証について

2022.3.17（Thu）議院運営委員会（まん延防止等重点措置解除）

現状・課題意識

● 3月21日で東京や愛知、大阪等18都道府県に適用されていたまん延防止等重点措置が全面解除となる。

●3月10日に開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会では、新規陽性者数が微増または高止まりしていても、医療への負担が低下する「見込み」があれば、まん延防止措置を終了できるといった議論がなされている。

委員会での浅野の発言要約

「まん延防止措置解除については、客観的なエビデンスに基づいた判断が必要であるが、これまでの施策の効果/検証は行ったのか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「全ての施策の効果を検証することは難しいが、日々の病床使用率や重症病床使用率等のデータを客観的に確認しながら解除の判断とした。」


山際国務大臣

新型コロナウイルス まん延防止措置　ワクチン・検査パッケージについて

2022.3.17（Thu）議院運営委員会（まん延防止等重点措置解除）

現状・課題意識

●オミクロン株のブレイクスルー感染の拡大により停止しているワクチン・検査パッケージについて、自治体から再開を望む声が挙がっている。

●新型コロナウイルス感染症対策分科会では、ワクチン・検査パッケージに代わる「ワクチン/検査制度（仮称）」について議論がされている。

委員会での浅野の発言要約

「分科会で議論されている制度について、従来のワクチン・検査パッケージとの違い、また、いつから開始されるのか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「ワクチン接種歴や検査履歴を活用することで、経済を回していくツールとして議論しているが、国が提供する制度としてお示しできるものはまだない。」


山際国務大臣

第二百八回国会　衆議院　議院運営委員会議録　第十七号

令和四年三月十七日（木曜日）

正午開議

出席委員

委員長　山口　俊一君

理事　盛山　正仁君　理事　丹羽　秀樹君
理事　伊東　良孝君　理事　三ツ林裕巳君
理事　井野　俊郎君　理事　青柳陽一郎君
理事　井坂　信彦君　理事　遠藤　敬君
理事　濵地　雅一君

石原　正敬君　大串　正樹君
國場幸之助君　武井　俊輔君
中谷　真一君　西田　昭二君
三谷　英弘君　山田　賢司君
伊藤　俊輔君　中谷　一馬君
山岸　一生君　吉田はるみ君
中司　宏君　浅野　哲君
塩川　鉄也君　宮本　徹君

議長
副議長
国務大臣
事務総長
国立国会図書館長

細田　博之君
海江田万里君
山際大志郎君
岡田　憲治君
吉永　元信君

委員の異動
三月十七日
辞任　補欠選任
塩川　鉄也君　宮本　徹君
同日
辞任　補欠選任
宮本　徹君　塩川　鉄也君

本日の会議に付した案件
中央選挙管理会委員及び同予備委員指名の件
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件
国会職員の給与等に関する規程及び特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部改正の件
衆議院事務局職員の定員に関する件の一部改正の件
国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件
本会議における議案の趣旨説明聴取の件
本日の本会議の議事等に関する件
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了の報告に関する件

○山口委員長　これより会議を開きます。

まず、中央選挙管理会委員及び同予備委員指名の件についてでありますが、同委員及び同予備委員に、お手元の印刷物にあります諸君を各党から届け出てまいっております。

一、中央選挙管理会委員及び同予備委員指名の件

委員

宮里　猛君（自民推薦）（再任）
門山　泰明君（自民推薦）
神本美恵子君（立民推薦）
西　博義君（公明推薦）
橋本　雅史君（維新推薦）

予備委員

元宿　仁君（自民推薦）（再任）
阿部　信吾君（自民推薦）（再任）
平川　憲之君（立民推薦）
魚住裕一郎君（公明推薦）
島松　洋一君（維新推薦）

○山口委員長　本件は、本日の本会議において指名を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、この指名は、その手続を省略して、議長において指名することになりますから、御了承願います。

○山口委員長　次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件、国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正の件、国会職員の給与等に関する規程及び特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部改正の件、衆議院事務局職員の定員に関する件の一部改正の件、国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件外五件につきまして御説明申し上げます。

現在、令和三年の人事院勧告等を受けた政府職員の給与改定等を行うための法案が国会に提出されております。

まず、それに準じた改正を行うものについて御説明いたします。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件は、内閣総理大臣等の特別職の国家公務員に準じて、各議院の議長、副議長及び議員について、令和四年六月に支給される期末手当の特例措置を講じようとするものであります。

次に、国会議員の秘書の給与等について、令和四年六月に支給される期末手当の特例措置を講じようとするものであります。

次に、国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正の件は、政府職員の改正に準じて、国会職員について育児休業の取得回数の制限を緩和しようとするものであります。

次に、国会職員の給与等に関する規程及び特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部改正の件は、政府職員の給与改定に準じて、国会職員の期末手当の支給月数の引下げ等を行うものであります。

以上四件が、人事院勧告等に関連した改正でございます。

次に、衆議院事務局職員と国立国会図書館職員の定員の改正について御説明いたします。

まず、衆議院事務局職員の定員に関する件の一部改正の件は、本年四月一日から、事務局職員の定員を二人増やし、現在の千六百二十人から千六百二十二人にしようとするものであります。

次に、国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件につき、便宜、私から御説明させていただきます。

これは、本年四月一日から、国立国会図書館職員の定員を一人増やし、現在の八百九十一人から八百九十二人にしようとするものであります。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
国会職員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

だと思うんですけれども、そこは七波に向けて考慮すべきだなと思うんです。

そもそも、経口薬、ファイザー製のものは使いにくいと言われておりますが、国内産の塩野義の経口薬は今どんな状況になっているか、最近全然聞こえないので、お聞きしたいと思います。

○山際国務大臣　済みません、感染外来と申し上げましたが発熱外来の間違いでございますので、訂正させていただきます。

塩野義製薬のものが日本のＰＭＤＡに承認申請が行われているということはもちろん承知しておりますけれども、現在、安全性とそして有効性についてしっかりと審査が行われている、その最中であるというふうに認識しております。

○遠藤（敬）委員　要は、大臣、保健所のところで時間がたってしまうというのと、やはり、地元のお医者さんで検査をして、即経口薬を飲んで重症化を抑えていくということがこれからの第七波に向けて僕は大きなポイントになるんじゃないかなと思うし、また、コロナとのつき合い方もそこで全然変わってくると思うんですね。

それで、つき合っていく上で一番重要なポイントが、ワクチンもそうですけれども、経口薬だと思うんです。早期に国内産を前に進めていく、そういう状況はどうでしょうか。

○山際国務大臣　これは先生がおっしゃっているとおりで、そこの姿を目指して、我々みんな進んでおります。

結局、先ほど申し上げたように、まずは予防で、ワクチンが必要だと思います。そして、何か自分の体の状況がおかしいなと思ったときに、すぐに検査ができる、検査で陽性だったというときに経口薬がすぐに手に入る、こういうところまで来ればいろいろな意味でコントロールがしやすくなるというのはみんなが願っている姿でございまして、その切り札が経口治療薬であるということもまさにおっしゃるとおりだと思います。

しかし、そうはいっても、効き目のないものが出回るというわけにいきませんから、安全性と有効性というものはしっかり一日も早く確認していただいた上でそれが確保できるように、そして、もちろん国産のものがいいんですが、しかし、ファイザーのものもメルクのものも含めて今もう既に相当数確保してございますから、それらもきちんと利活用しながら、先生が御指摘いただいたような、そういう環境になるように努力をしたいと思います。

○遠藤（敬）委員　最後になりますけれども、そこができたら、七波、またこの緊急事態宣言や蔓延防止ということを越えられると思うんですね。そこでようやく我々の国民生活が安定してくると思うので、そのところは、これはもう与野党関係なく、我々も一生懸命協力しますので、是非よろしくお願いしたいと思います。

終わります。

○山口委員長　次に、濵地雅一君。

○濵地委員　公明党の濵地でございます。

今日は、ワクチンの効果という基本中の基本なんですが、実は、大臣に改めてこの場でもう一度確認したく、質問させていただきます。

といいますのが、ワクチンの効果は、感染予防、次が発症予防、そして三つ目が重症化予防と言われておりますけれども、前回の私の質疑のときに、ワクチン・検査パッケージを使って、三回目の接種が進みますよねというような話をしたんです。

そうしましたら、山際大臣は、三回目のブースター接種をしていただいた方々が、これは感染の予防までできるのか、感染はするけれども発症するのを予防できるのか、発症して重症化するのを予防できるのかというところで、やはり、感染を止められるというのはそう長い期間ではないということも分かっています云々の話があって、オミクロン株に対しては、元々このワクチンの効果であった感染予防効果が政府の考えとして少し薄れているんじゃないかなというふうに私は実は疑問に感じたんです。

ですので、このオミクロン株に対してのワクチンの効果をどのようにお考えなのか、基本的なところでございますが大事なところですので、改めて御答弁をいただきたい、そのように思います。

○山際国務大臣　オミクロン株、これは本当に難しいんですよね。感染と、発症と、そして重症化と、この三段階を見なくてはいけないので。

間違いなく重症化予防効果というものは三回目の接種においてかなり上がりますので、ワクチンは非常に効果があるし、推奨されるべきものであるというのが基本であるということをまず御説明申し上げた上で、感染予防効果に関して、例えば、論文によりますと、三回目接種後のオミクロン株に対する感染予防効果、これはモデルナ社でございますけれども、十四から六十日後で七一・六％、六十日以上で四七・四％というふうになっておりますので、まあ、一定程度は感染予防効果もある。しかし、それが、六十日ですから二か月ということになりますので、二か月を過ぎると、四七・四％ですから半分程度しか感染予防効果は続かないということでございますので、このことを前回申し上げたということでございます。

しかし、ワクチンは効果があるし、やらなくてはいけないものだ、これは強調しておきたいと思います。

○濵地委員　ありがとうございます。

正確なところを知ることも大事だし、逆に、だからこそ、ワクチンを打ってもやはり感染予防対策が大事だということも、私も理解をしたところでございます。

もう一問聞きますが、事業復活支援金、これは持続化給付金より使い勝手がいいはずなんですが、どうも募集状況や執行状況も含めて、また、私は現場で聞いても、まだ知らない方もいたり、実際にはまだ一〇％しか執行されていません。

持続化給付金の方は、ほぼ満額、非常に人気があったわけでございますが、その辺りをもう少し、広報も含めてやらないといけないと思いますが、最後に御答弁ください。

○山際国務大臣　これは、事実といたしまして、三月十五日の時点で、約五十八万件の申請がございました。そのうち、約四十二万件、額にして約三千百億円を事業者の皆様のお手元にお届けしております。

これは五月三十一日まで申込期間がございますので、慌てずに、昨年の十一月から今年の三月までの間に三〇％以上売上げが減少したという事業者の方はしっかり申し込んでいただければと思ってございます。

広報が足りないという話でございますので、政府といたしましても、しっかり周知していただけるように努力をしてまいりたいと思います。

○濵地委員　時間です。終わります。ありがとうございます。

○山口委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野でございます。よろしくお願いいたします。

昨日の時点で基本的対処方針の最終案が出ておりませんでしたので通告ができなかったわけですけれども、ちょっと一問、冒頭お聞きしたいことがございます。

今回、結果として全ての都道府県での蔓延防止等重点措置が解除されることになるということで、一つ懸念しているのは、安心感が国民の中に広がってしまわないかというところなんです。以前も、蔓延防止の適用あるいは解除を決めた後に岸田総理が会見を開いて国民の皆様に呼びかけをしていましたが、このタイミングで是非それをまた再びやるべきではないかと思うんですが、大臣から是非また進言をいただけませんでしょうか。

○山際国務大臣　進言いたします。

というのは、我々もそこは同じ問題意識を持っておりまして、やはりリバウンドの可能性というのはあると思います。ですから、それをできるだけ低く抑えるために、アナウンスをあらゆる機会を使ってやらなくてはいけないと思っておりまして、そういう意味でいうと、国民に対して直接訴えていただくのは総理から訴えていただくのが一

番でございますから、総理には、更に丁寧に国民に訴えていただけるように進言をいたします。

○浅野委員　よろしくお願いいたします。

では、通告している質問に入りたいと思います。

三月十一日の新型コロナウイルス感染症対策分科会の中で、今後の蔓延防止等重点措置を終了する際の考え方というのが議論されたと伺いました。この内容は、新規陽性者数が微増傾向又は高止まりしていても、今後医療への負担が低下する見込みがあれば終了できる、こういうような内容だったというふうに承知をしております。

そのためには、見込みを担保するために、しっかりとした客観的エビデンスがなければいけないと思います。これまで取った様々な施策がちゃんと効果が出るのか、この対策をしていればこういう効果が見込めるから終了できる、できない、そういう判断があってしかるべきだと思いますが、しっかりこれまでの施策の効果検証を行われているか、お聞かせください。

○山際国務大臣　これは、日々、効果検証というものはしてございます。しかし、先生御案内のように、相手が目に見えないウイルスでございますので、効果を一〇〇％検証することができるかと言われれば、それはなかなか難しいということも御理解いただける話だと思うんです。

私たちとしては、極力客観的なデータに基づいて判断できるようにということで、病床使用率であるとか、病床使用率の変化、病床使用率が上がっていく方向にあるのか下がっていく方向にあるのか、しかも、それは一週間だけでは見て取れませんので、一週間、二週間と追うことによって、安定的に下がる傾向にあるのか、そのようなことも含めて客観的に判断できるようにということを一つ一つ丁寧にやらせていただいて、その結果として、今先生がおっしゃったような客観的な指標を使って、安定的に新規陽性者数あるいは病床使用率、重症病床使用率等々が全て下がってきているということを確認しながら、今回、解除になったということでございます。

○浅野委員　最後の質問になります。

これから感染対策と経済活動の両立をしっかりと行っていくフェーズになると思うんですけれども、そこで必要なのがワクチンと検査体制になります。

現在、自治体からワクチン・検査パッケージの再開を望む声があるんですけれども、その一方で、政府の中ではワクチン・検査制度という新たな施策を検討しているというふうに伺いました。

従来制度との違いや、これがいつから開始されるのか、最後に伺います。

○山際国務大臣　デルタ株のときに全体像でお示しをいたしましたワクチン・検査パッケージ制度は、これはもう先生御案内のとおりですが、感染拡大時にいかにして行動制限を緩められるかという観点から、ワクチンの接種あるいは検査というものを使って行動制限を緩和させようというので始めた制度なんですが、オミクロン株はブレークスルー感染を起こすということがあって、ワクチンを二回打っていたとしても、先ほどの答弁にもありましたように、ブレークスルーして感染してしまうわけですね。なので、一度、この制度はそぐわないということで、止めたわけです。

しかし、先ほどもこれも申し上げたように、ワクチンを打てば、感染予防もある程度の期間はできますし、又は重症化の予防というものは更に長い期間できます。さらに、検査というものは、当然、検査をしたそのときに陽性にならなければ、もちろん本当に一〇〇％その方が感染しているかどうかということを判定できないかもしれませんが、少なくても、検査にひっかからない程度しかウイルスというものを排出していないということになりますから、社会活動をするときに相手に対して感染をさせてしまうというリスクは相当程度低いということが見込めるわけです。

ですので、ワクチンを接種しているかどうかということや、あるいは検査というものをうまく活用していただくことで、社会活動というものをよりうまくしていただけるように持っていく、そのツールとして使っていただけるのではないか、こういう議論をしております。

しかしながら、国が提供する制度として、これは決まったものとしてこういうものだということをお示しできるような、そういうエビデンスが集まっているわけではないので、民間の皆様方には、ワクチンも効果があるし、検査というものも確実なものもあるから、うまく利活用して社会経済活動というものを回していただきたい、このようなことでお示しをしているということでございます。

○浅野委員　はい、分かりました。ありがとうございました。

終わります。

○山口委員長　次に、宮本徹君。

○宮本（徹）委員　宮本徹です。

職場で独自に判断した濃厚接触者の検査は自費という報道が出ておりました。現在、感染不安がある場合は検査を無料でできますが、報道が事実であれば整合性が取れないと思いますが、いかがですか。

○山際国務大臣　今般、先生に今御指摘いただいた話は、濃厚接触という考え方をどこまで私たちはオミクロンに合わせていくかという議論をしております。

その中で、職場で働いていらっしゃる方々に関して、積極的疫学調査を行って、どなたが濃厚接触者であるかということを追うというのは、オミクロン株の足が速いという特性を考えると、余りこれは実情に合っていないということで、積極的疫学調査を職場においてはしないという判断になりました。ということは、結局、職場で働いていらっしゃる方々には、ある意味社会的な制限がかからないということになりますので、行政検査として検査を行う必要というのはなくなるということでございます。

それでもなお御心配であるということであれば、当然、それは会社の判断で検査を行っていくということもできますし、また、無料検査として提供しているサービスということも使っていただくことも可能でございますが、何にしても、行政として、検査をやってくださいということをお願いする状況ではないということで、自由な活動の中でやっていただくのであれば、当然、費用負担は、自由な活動の中ですから、民間の皆様方に御負担いただくということは普通であろう、こういう考えでございます。

○宮本（徹）委員　今、感染不安がある方はあちこちに設置されている無料の検査場で受けられるわけですから、同じようにやった方が、やはり感染拡大の不安があるから職場でも検査しようとなるわけですからね、陽性者がいれば。そこはしっかり対応していただきたいと思います。

二つ目ですけれども、昨日の総理の記者会見で、BA・2株への置き換わりへの言及がありませんでした。BA・2株に置き換わることでのリバウンドの可能性やあるいは医療への負荷、これについてどう認識されているでしょうか。

○山際国務大臣　BA・2がどのようなものであるかということは、厚生労働省におきますアドバイザリーボードにおいて、専門家の先生方から資料も提出され、そこで議論が深められてございます。それで全てではないと思いますが、BA・1に比べて更に感染力が強いということ、あるいは、動物実験においては、もしかすると重症化する可能性もあるということが言われておりますが、現在のところ、入院率等々において有意な差が認められる、そういう科学的な報告はないというふうに伺っております。

しかし、我々としては、BA・2がBA・1に置き換わることによって更に感染が拡大する可能性というものは当然排除できませんので、最大限の警戒を持って当たらなくてはいけない、そういう表現で総理も昨日記者会見で申し上げたとおりでございまして、BA・2のことはきちんと踏まえた上で対応しなくてはいけないと思っております。

2022年1月26日
予算委員会
（質疑要旨）

ガソリン価格の高騰対策について

2022.1.26（Wed）予算委員会（令和４年度予算について）

現状・課題意識

●1月26日の発表では、国内のガソリンの平均価格が170.2円となった。

●政府は石油元売りに対して補助金を出し、卸売価格の抑制を図るが、ガソリンの店頭販売価格がどの程度下がるのか疑問。

●国民民主党はトリガー条項の凍結解除により、25.1円/Lの税金を引き去る法案を提出している。

委員会での浅野の発言要約

「国民生活への影響をできる限り抑えるのであれば、ガソリンの販売価格に目を向けたトリガー条項凍結解除の方が政策効果が高いのではないか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「トリガー条項が発動された場合、ガソリンの買い控えやその反動による流通の混乱、国、地方の財政への影響等が考えられるため、凍結解除は適当でないと考えている。」


鈴木国務大臣

オミクロン株に対する特措法適用の妥当性について

2022.1.26（Wed）予算委員会（令和４年度予算について）

現状・課題意識

●重症化のリスクが低いとされるオミクロン株疑い例の割合は93％（1月19日時点）となっている。

●緊急事態宣言やまん延防止措置を適用できる新型インフルエンザ等対策特措法の条文において、新型インフルエンザは従来のインフルエンザに比べ肺炎、多臓器不全または脳症の発生頻度が相当程度高いものと定義されている。

委員会での浅野の発言要約

「オミクロン株の重症化例が少ない状況下で、まん延防止等重点措置を適用するのが適法なのか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「現段階において、オミクロン株も新型コロナウイルス感染症であり、政令で定める通りと判断している。データの収集、分析を不断に行うとともに、エビデンスに応じて柔軟に対応を検討していく。」


山際国務大臣

2022年1月26日
予算委員会
（質疑要旨）

子育て支援策に関する所得制限の是非について

2022.1.26（Wed）予算委員会（令和４年度予算について）

現状・課題意識

●18歳以下の子供をもつ子育て世帯への10万円給付は、年収960万円未満の世帯に限定されている。

●対象外の世帯への給付有無は各自治体の判断によって許可されることとなった。

●例えば世田谷区では、年収960万円以上の子育て世帯に給付する場合、国から交付された金額に加え、68億円の追加予算が必要とされる。

委員会での浅野の発言要約

「国として自治体の判断に任せるというのであれば、自治体が判断できる環境を整える、すなわち国がしっかりと予算措置すべきではないか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「小学校休業等対応助成金や、学生等の学びを保障するための支援金等、重層的な支援によって幅広い立場の方々を支援していく。」



岸田内閣総理大臣

衆議院　第二百八回国会　予算委員会議録　第四号

令和四年一月二十六日（水曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　根本　匠君

理事　今枝宗一郎君　理事　島尻安伊子君

理事　谷　公一君　理事　西村　康稔君

理事　葉梨　康弘君　理事　大串　博志君

理事　重徳　和彦君　理事　浦野　靖人君

理事　稲津　久君

青山　周平君　秋葉　賢也君

井出　庸生君　伊藤　達也君

石破　茂君　今村　雅弘君

岩屋　毅君　衛藤征士郎君

奥野　信亮君　加藤　勝信君

金田　勝年君　亀岡　偉民君

北村　誠吾君　後藤田正純君

下村　博文君　新谷　正義君

土屋　品子君　中谷　真一君

平沢　勝栄君　古屋　圭司君

宮崎　政久君　山本　有二君

鷲尾英一郎君　渡辺　博道君

石川　香織君　江田　憲司君

おおつき紅葉君　落合　貴之君

城井　崇君　源馬謙太郎君

近藤　和也君　階　猛君

田嶋　要君　長妻　昭君

道下　大樹君　足立　康史君

市村浩一郎君　岩谷　良平君

金村　龍那君　山本　剛正君

伊佐　進一君　河西　宏一君

輿水　恵一君　中川　宏昌君

浅野　哲君　前原　誠司君

穀田　恵二君　宮本　徹君

緒方林太郎君

内閣総理大臣　岸田　文雄君

総務大臣　金子　恭之君

法務大臣　古川　禎久君

外務大臣　林　芳正君

財務大臣　鈴木　俊一君

国務大臣（金融担当）

文部科学大臣　末松　信介君

厚生労働大臣　後藤　茂之君

農林水産大臣　金子原二郎君

経済産業大臣　萩生田光一君

国務大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）

国土交通大臣　斉藤　鉄夫君

環境大臣　山口　壮君

国務大臣（原子力防災担当）

防衛大臣　岸　信夫君

国務大臣（内閣官房長官）　松野　博一君

国務大臣（デジタル大臣）　牧島かれん君

国務大臣（規制改革担当）

国務大臣（復興大臣）　西銘恒三郎君

（沖縄及び北方対策担当）

国務大臣（国家公安委員会委員長）　二之湯　智君

（防災担当）

（海洋政策担当）

国務大臣（地方創生担当）　野田　聖子君

（少子化対策担当）

（男女共同参画担当）

（こども政策担当）

国務大臣（経済再生担当）　山際大志郎君

（経済財政政策担当）

国務大臣（科学技術政策担当）　小林　鷹之君

（宇宙政策担当）

国務大臣　堀内　詔子君

（消費者及び食品安全担当）

（クールジャパン戦略担当）

（知的財産戦略担当）

財務副大臣　岡本　三成君

政府特別補佐人　近藤　正春君

（内閣法制局長官）

政府参考人　谷内　繁君

（内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室長）

政府参考人　山本　和徳君

（デジタル庁審議官）

政府参考人　犬童　周作君

（デジタル庁審議官）

政府参考人　林　俊行君

（復興庁統括官）

政府参考人　若宮　健嗣君

（法務省民事局長）

政府参考人　金子　修君

（外務省大臣官房地球規模課題審議官）

政府参考人　赤堀　毅君

（外務省大臣官房参事官）

政府参考人　石月　英雄君

（外務省総合外交政策局長）

政府参考人　岡野　正敬君

（外務省国際法局長）

政府参考人　鯰　博行君

（外務省領事局長）

政府参考人　安藤　俊英君

（文部科学省初等中等教育局長）

政府参考人　伯井　美徳君

（文部科学省高等教育局長）

政府参考人　増子　宏君

（厚生労働省健康局長）

政府参考人　佐原　康之君

（厚生労働省子ども家庭局長）

政府参考人　橋本　泰宏君

（林野庁長官）

政府参考人　天羽　隆君

（経済産業省大臣官房商務・サービス審議官）

政府参考人　畠山陽二郎君

（経済産業省大臣官房首席国際カーボンニュートラル政策統括調整官）

政府参考人　南　亮君

（経済産業省大臣官房審議官）

政府参考人　木原　晋一君

（資源エネルギー庁資源・燃料部長）

政府参考人　定光　裕樹君

（国土交通省都市局長）

政府参考人　宇野　善昌君

（国土交通省水管理・国土保全局長）

政府参考人　井上　智夫君

（気象庁長官）

政府参考人　長谷川直之君

（防衛省大臣官房政策立案総括審議官）

政府参考人　川嶋　貴樹君

（防衛省防衛政策局長）

政府参考人　増田　和夫君

（防衛省整備計画局長）

政府参考人　土本　英樹君

予算委員会専門員　小池　章子君

委員の異動

一月二十六日

辞任　補欠選任

岩屋　毅君　井出　庸生君

加藤　勝信君　新谷　正義君

木原　稔君　宮崎　政久君

石川　香織君　田嶋　要君

近藤　和也君　おおつき紅葉君

足立　康史君　山本　剛正君

市村浩一郎君　金村　龍那君

伊佐　進一君　河西　宏一君

きた同僚議員であります。牧島さんも本当はやりたい。でも、先輩方が反対するからできないんですよ。

今、牧島大臣の御答弁、もう一回確認させていただきましたが、大臣はどうおっしゃったか。理解が進んでいないだけなんですよ。ロジックじゃないんです。合理性じゃないんです。単に理解が進んでいないんです。

だから駄目なんです、自民党は。野党から憲法改正反対だと言われたら、ひるむ。マイナンバー、ひもづけしたら危険だとデマを流されたら、そのデマにひるむ。労働市場改革、首切り法案だと言われたら撤回する。だから日本経済は、三十年、成長していないんですよ。

総理、ちょっと言い過ぎました。昨日、予算委員会でやった後、地元の御婦人から、日本国の総理に足立さんの質問は失礼だ、こういうコメントもいただきましたので、もう少し上品にやりたいと思いますが。

でも、総理、今の私の議論は分かっていただけると思います。だから、理屈では、自民党がつくってきた社会よりも、私たち日本維新の会が提案しているプランBの制度の方が、公正で公平で透明なんです。勝っているんです。明らかに勝っているんです。だって、みんなそうでしょう。だって、誰も理屈を言えないんだから。

総理、これはこのままだと、本当に選挙、僕ら勝っちゃいますよ。先ほどの野田大臣ぐらいの時間を差し上げますので、ちょっと御答弁をお願いします。

○岸田内閣総理大臣　今のやり取りを聞いておりまして、まず、マイナンバーカードにおいて、なかなか取組が進まないというのは理解の問題であってロジックではないという点、それはそのとおりだと思います。

マイナンバーカードの口座のひもつけ……（足立委員「マイナンバーですね」と呼ぶ）マイナンバーカードの……（足立委員「カードじゃなくてマイナンバー」と呼ぶ）マイナンバーの口座のひもつけ、これは資産の把握とは直接関係ない話であると思っています。

その上で、先ほど来委員の御提案されたシステム、制度と、今の内閣において、政府において取っているシステムとの比較ということで考えたならば、透明、公正であるという主張、これは、でき上がりの姿を見れば、これは透明であり公正であるということをおっしゃるというのは分かるわけですが、それを実現できるかどうか、実現するにはどうしたらいいか、これについては、まさに国民の理解を得ながら丁寧に進めなければならない課題だと思います。

今の社会保障方式と、ベーシックインカムを基本とする制度、これは移行を考えた場合に、不公平の問題ですとか国民の理解ですとか、大きなハードルもあるということを思いますし、逆の見方からすると、課税によって様々な調整を行うという際には、まさに資産の状況、所得の状況、これをしっかり把握した上でそこで調整するということをやらなければいけないわけですから、まさに全国民の資産、所得をしっかり把握した上でそれをやらなければいけない、これも大変大きなハードルがあるということは感じます。

こうしたものが全部クリアできれば、こうした理想的な制度ができるのかもしれませんが、現実の中でそれに移行するということは、国民の理解を始め様々な努力が、大きな努力が求められることではないかと考えます。

○足立委員　そのための預貯金口座、全ての預貯金口座のひもづけなんです。私が言っているだけじゃない。

かつて、消費税を上げるときに三党合意がありましたね。三党合意、自民党、公明党、もう今はなき民主党。三党合意に何が書いてあったか。軽減税率とともに、選択肢として給付つき税額控除が書いてあった。給付つき税額控除がなぜ退けられたか。マイナンバーのフル活用による所得と資産の捕捉がまだ十分にできていないから退けられたんですよ。だから、出来の悪い軽減税率をやっているんですよ。

でも、もうマイナンバーをフル活用すればいいんです。だから、自民党がどこまで格好をつけても、やっていることは、全国の豪族たちに言われて、資産はおいておいてくれ、所得だけで再分配してくれと。（発言する者あり）いや、今はそうなっている。今の日本社会はそうなんです。

日本維新の会は、所得と資産、当たり前です、当たり前のことを当たり前に把握をして、分散型集中管理で把握をして、透明で公正公平な社会をつくっていく。また様々な場で論戦させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

○根本委員長　これにて足立君の質疑は終了いたしました。

次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野でございます。よろしくお願いいたします。

まずは冒頭、昨日の前原委員の質疑時間と同様に、本日の質疑時間、他の野党の皆様からの御配慮をいただいた上で今日お時間をいただいておりますことを、冒頭感謝を申し上げたいというふうに思います。有意義な内容としていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、通告の順番を少し変更させていただきまして、ガソリンの価格高騰対策についてから質疑をさせていただきたいと思います。

皆様も御案内のように、先日、国内のガソリンの平均価格が百七十円を超えまして、百七十・二円という状況になっております。このことを受けて、政府は、元売に対して補助金を出して、ガソリン価格の高騰対策を打つということなんですけれども、いろいろ国民の皆様の声を聞いていて、もしかしたら、ガソリンスタンド、全国のサービスステーションは喜んでいるということを想像される方が多いと思うんですが、現実はそうばかりとは言えない状況になっております。

なぜか。まず、国民の皆様の理解がまだまだ不十分であるということであります。

補助金の金額、リッター当たり今のところ三・四円補助される予定だということなんですが、当初、上限五円までという情報が先行したせいで、一律五円引下げという誤解も一部では広まっているというふうに聞いておりますし、あるいは、百七十円を超えたら百七十円で頭打ちになるんでしょうというような認識を持っている国民の皆様もいらっしゃるそうであります。

まず、政府の方からこの制度の内容についてしっかりと説明をいただきたいと思いますし、今日私が聞きたいのは、この施策によって、ガソリンの販売価格、一体幾ら下がるのかというところをまずはお聞かせをいただきたいと思います。

○萩生田国務大臣　原油価格が上昇している中、本事業は、ガソリン価格などの更なる高騰を抑えるものであり、そもそも値下げを狙う制度ではないことを改めて御理解いただきたいと思います。

二十四日にガソリンの全国平均価格が百七十・二円となったため、百七十円の超過分と今週上昇が見込まれる原油価格上昇分を合わせて、ガソリン、軽油、灯油、重油に、今週木曜日からそれぞれ一リットル当たり三・四円を支給します。これにより、本来なら三・四円分上昇する卸売価格が抑制されることになります。店頭価格にも今週木曜日から順次反映されていく予定です。

この効果については、ガソリンは全国二万九千か所のガソリンスタンドに全数調査を実施するほか、他の油種も含め、全国数万の事業所を毎週調査します。卸価格が据え置かれているにもかかわらず値上げをしている事業者がいる場合には、事業の趣旨を踏まえた価格設定がなされているか個別に事情を確認します。

まずは、本事業を適切に実施し、足下の小売価格の高騰を抑制してまいりたいと思います。その上で、原油価格の高騰が長引くか否かも見極めながら、国民生活や経済活動への影響を最小限にするよう不断の努力をしてまいりたいと思います。

○浅野委員　国民生活への影響を最小限にできるだけ抑えるのであれば、やはりガソリンの販売価

格にも目を向けながら施策への対応をしていただきたいと思います。

つけ加えるならば、今サービスステーションから寄せられている不安の声として、今大臣がお答えいただいたような制度の仕組み、あるいはその効果について、やはり国民の皆様との認識のギャップが現状ございます。

それを埋めるのは誰かというと、今のところ、サービスステーションで働いている従業員の皆様がユーザーの方々に説明をしていくということになるわけですけれども、やはりその労力は多大なものでしょうし、あるいは、消費者の皆様の思い込みによって一部のサービスステーションではクレームが入ったりというようなことも容易に想定ができるわけで、カスタマーハラスメントと言えばいいんでしょうか、こういった問題に対する対応等も十分に政府からケア、サポートをしていただきたいということを申し添えさせていただきたいと思います。

その上で、財務大臣にお伺いしたいんですけれども、我々国民民主党が昨年来主張しております、トリガー条項の凍結解除によって揮発油税の上乗せ部分二十五・一円を引き去るという法律が既にできております。これを凍結解除した方が直接的に消費者の皆様の不安解消につながるのではないか、政策効果も出るのではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木国務大臣　今回の政府によりますガソリン価格の抑制対策事業につきましては、卸売原油価格の上昇分に応じてフレキシブルに価格を抑制するものであるほか、トリガー条項とは異なりまして、灯油や重油も対象としているところでございます。

トリガー条項につきましては、発動された場合、ガソリンの買い控えやその反動による流通の混乱、また、国、地方の財政への多大な影響等の問題があることから、凍結解除は適当ではないと考えております。

なお、政府では、ガソリン価格の抑制対策事業に加えまして、お困りの方々にきめ細かく対応していくという観点から、灯油や重油をお使いの農業者、漁業者等に対する支援、自治体が地域の実情に応じた対策を行う際の支援策などを強化をしているところでございます。

○浅野委員　ありがとうございます。

是非総理にも御検討いただきたいのは、このトリガー条項というのは既に法律として成立をしているものであります。もう既にある法律を凍結して別の対策を打つということそのものは、見方によっては、やはり立法府に対する、立法府が決めたことを軽視しているんではないか、そんな指摘もございます。

今財務大臣がおっしゃっていたようなできない理由ではなくて、それをどうすれば混乱を生じずに法律を有効に活用できるのかという視点で政府内でも是非検討いただきたいと思うんですが、もし御所見があれば一言いただきたいと思います。

○岸田内閣総理大臣　今回の燃料価格高騰に対しては、政府として、ただいま経産大臣から説明させていただきました激変緩和措置もありますし、また業種ごとへの支援もあれば、地方自治体が独自に支援する際に国としてしっかり財源を支援していく、こうした仕組みであったり、様々な仕組みを重層的に用意をしています。そういった様々な対策の中で何が効果的なのか、こういったことについてはしっかりと検証していかなければならないとは思います。

ただ、御指摘のトリガー条項については、先ほど財務大臣から説明したとおりであります。

○浅野委員　是非、より広い選択肢も含めて、今後検討されることを期待させていただきたいと思います。

続いて、現在オミクロン株が拡大しておりますが、その対応について質問をさせていただきたいと思います。

まず冒頭、厚労大臣にお伺いしたいと思うんですが、現時点で国内の新規陽性者に占めるオミクロン株の割合が分かれば教えていただきたいと思います。

○後藤国務大臣　オミクロン株への置き換わり状況については厚生労働省のアドバイザリーボードにおいて毎回報告しておりますが、一月十九日時点のオミクロン株疑い例の割合は九三％となっております。

○浅野委員　ありがとうございました。

九三％ということなんですけれども、もうほとんど、国内の新規陽性者のほとんどがオミクロン株に置き換わっているという状況と言って差し支えないかなというふうに思っております。

そこで、今日ちょっと議論させていただきたいのは、今日用意させていただいた資料の方には新型インフルエンザ等対策特措法の条文、そしてその施行令の条文を示させていただいております。

これを見ると、特措法の方では三十一条の四になりますが、新型インフルエンザ等というのは、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限るというふうに明記がされておりまして、これを指定しているのが下に書いてある施行令でありますが、施行令の第五条の三には、当該新型インフルエンザ等にかかった場合における肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の発生頻度が、インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められるものに限りますというようなことが書いてあります。

要するに、新型インフルエンザよりも症状の発生頻度が高いものに限るということなんですけれども、じゃ、オミクロン株はどうなのかということを見ると、今分かっている事実だけを見た場合に、必ずしもこの政令で定めた条件に合致していないんではないかということが考えられるわけですが、その状況下でこの特措法を適用することが果たして本当に適法なのかどうか、この辺りの御認識を伺いたいと思います。

○山際国務大臣　御指摘の問題意識は共有させていただいておりますが、現段階において、政府としては、オミクロン株も新型コロナウイルス感染症であり、政令で定める要件のとおり、肺炎等の重篤な症例の発生頻度が通常のインフルエンザに罹患した場合に比して相当程度高いというふうに判断しているということでございます。

しかし、委員が御指摘いただいたように、オミクロン株が大分性状が異なってきているということもありまして、国立感染症研究所により、デルタ株に比して入院や重症化のリスクの低下等が示唆されているものの、引き続き疫学的特徴や重症化リスクについて分析、評価の必要があるとされてございます。

これを受けて、感染症の症例の発生頻度は、ウイルスそのものの性状のほかに、ワクチンの接種状況や医療へのアクセス等によって変わるものであり、新型コロナウイルス感染症に関するデータの収集、分析を不断に行うとともに、医学的エビデンスが積み重なれば、それに応じて柔軟に対応を検討してまいりたい、このように考えております。

○浅野委員　大臣、ありがとうございました。

ちょっと今の部分、改めて少し詳しく確認させていただきたいんですが、最後、具体的な検証でエビデンスが出てきた暁にはより柔軟な対応をするということをおっしゃっておりましたが、今後、オミクロン株によるその辺りのリスクの評価が定量的に出てきて、新型インフルエンザ相当以下である場合、例えばオミクロン株に対して、あるいは類似の危険性の低い株に対して、例えば蔓延防止等重点措置あるいは緊急事態措置の適用をしないというような運用になることも可能性としてはあり得るのかどうか。その辺りをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○山際国務大臣　さすがに、先生、今、仮定の話で、可能性があるかないかと言われると、分かりませんとしか答えようがないんですが、しかし、分科会等々においても専門家の皆様方から、オミクロンの性状に関してしっかりとこれを分析をしなくてはいけない、議論をしっかりしなくてはい

けないという話も出ておりますので、そういうことも含めて、しっかり専門家の皆様方と議論をしていただいた上で、政治的な判断をしていくものというふうに御理解いただければと思います。

○浅野委員　是非、我々国民民主党としては、やはり国内の経済社会活動と感染防止の両立というものを目指していくべきである、そういう考えに立っておりますので、変異株一つ一つの特性を踏まえた対策内容というものを是非柔軟に運用していただきたいということを申し上げさせていただきます。

その点でいうと、今、象徴的なのは濃厚接触者の扱いでありますが、先日、政府は待機期間を短縮することを発表されました。

ただ、我々は、国民民主党としては、当初から、毎日検査をして、陰性であれば、濃厚接触とみなされた場合でも、陰性が証明された状況下では社会活動に参加をしてもいいのではないか、このような考えを持っております。

是非、特措法を適用するしないという大きな議論にとどまらず、一つ一つの対策内容について、経済も非常に傷んでおりますので、柔軟な観点での検討をお願いしたいというふうに思います。

そういった点で、今、ちょっと厚労大臣、非常に熱心に聞いていただいていたので、今の観点で、今後、濃厚接触者の対応についてお考えがあれば、是非お聞かせいただきたいと思います。

○後藤国務大臣　濃厚接触者の待機期間については、御説明もしているとおりですけれども、客観的エビデンスに従って、十四日を十日に、また、エッセンシャルワーカーの場合は検査つきでもう少し、六日という形で短くしているわけですが、御指摘のように、医療のエッセンシャルワーカーについては、やはり、前回の夏もそうだったんですけれども、病院が回らなくなるということで、社会機能維持、医療の現場を守るために、濃厚接触者になっても、潜伏期間のことを考えずに、毎日検査をして、十分に注意をして医療についていただく、そういう扱いで、エビデンスに従ってリスクを大きくしないという形で運用をしてまいりました。

今後、社会的機能の維持、あるいは感染状況、オミクロンの性格というようなものが明らかになってきた場合にどういう運用をしていくか。もう少し社会的機能に寄った形で検討をしていくということも含めて、今後しっかりと適用していきたいと思っております。

○浅野委員　是非よろしくお願いいたします。

それでは、次のテーマですけれども、次に取り上げたいのは、子育て世帯への臨時特別給付、そして高等教育修学支援新制度の所得制限についてであります。

やはり、先ほど維新の足立委員がおっしゃっていたように、所得制限というものが、ある種、国民の中に分断、意識の分断を生んでしまっているんではないかという指摘はされて久しいわけであります。岸田総理も、就任当初、新自由主義経済によって、富む者、富まざる者の間に分断を生んでしまった、だからこそ新しい資本主義が必要だ、そういった趣旨のことをおっしゃっておりましたし、その点では私も同感であります。

この子育て世帯への臨時特別給付についてまずは取り上げたいと思うんですが、そもそもこの給付金の政策目的は何なのか、改めて御説明をいただきたいと思います。

○山際国務大臣　端的に申し上げます。

子育て世帯への給付は、新型コロナが長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子供たちを支援するため、ゼロ歳から高校三年生までの子供たちに一人当たり十万円相当の給付を行うこととしたものでございます。

○浅野委員　新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及んでいるからということなんですけれども、この政策の出発点となる問題意識を聞いた限りでは、全ての人々が対象になるような気もいたします。

ただ、実際の運用は異なっておりまして、年収九百六十万円未満の世帯に限定される、それ以上の世帯については自治体判断で給付することもよしとする、そういった制度運用になっているわけでありますが、じゃ、全ての自治体がそれで対応可能かという点で、少し私は問題があると思っております。

例えば、世田谷区の場合、令和三年度の教育関連当初予算額というのは二百五十九億円だそうであります。それに対して、仮に年収九百六十万円以上の子育て世帯に全て十万円を給付しようとした場合、国から交付された金額に加えて六十八億円の追加予算が必要だと。これは、当初予算の四分の一に相当する規模であります。したがって、一般的には、自治体単独での追加確保というのが難しい規模になってくるのかなというふうに思います。

じゃ、政府は、補塡のために新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用してもよいというふうにしているんですが、こちらもまた十四・三億円しか世田谷区には来ておりません。六十八億必要なのに、国からは十四・三億しか来ていないと。そもそも無理なことをやってもいいというふうに国は言っているように聞こえております。

是非、その辺りは、国として自治体の判断に任せるというのであれば、自治体が判断できる環境を整える、すなわち国がしっかりと予算措置をするべきではないかと思うんですが、こちらは総理に伺いたいと思います。

○岸田内閣総理大臣　議論になっております子育て世帯への給付ですが、児童手当の仕組みを利用して、昨年のうちに九九％、ほぼ全ての市町村で支給が開始されています。

そして、御指摘のように、所得制限が設けられているわけですが、給付を行う必要性の高い子育て世帯に対して幅広く支援を行うことができるものと考えており、そのために必要な予算、全額国庫で負担をしているということであります。

そして、御質問の中で、地方創生臨時交付金による地方の努力についても、不十分ではないかという御指摘がありました。

こうした様々な仕組みを用意しているわけですが、今話題に出た二つの仕組み以外にも、小学校休業等対応助成金ですとか、学生等の学びを保障するための緊急給付金ですとか、子育て世帯を対象にして国として重層的な支援を行っています。

一つの制度では全てをカバーすることができない、これはこの予算委員会の議論の中でも再三申し上げてきたわけであります。だからこそ、国においても、また地方においても重層的な支援策を用意して、そしてそれを重層的に施行することによって幅広い立場の方々を支援していく、こうした結果を出していこうと努力をしているところであります。

是非、こういった考え方に基づいて、よりきめ細かく支援の方策を用意していく、こういった努力を続けていきたいと考えます。

○浅野委員　時間もなくなってきましたので、次の質問に移らせていただきたいと思うんですが、次は高等教育の修学支援新制度について取り上げたいと思います。

この制度では、住民税非課税世帯の子供は、授業料減免や給付型奨学金を合わせると年間約百六十万円の支援を受けることができます。その一方で、住民税非課税世帯ではない世帯の子供たちには支援がない制度になっております。

岸田総理が今おっしゃっていただいたような重層的な制度というのがあればいいんですけれども、給付型奨学金あるいは学費の減免制度に代わるほかの制度というのは、今のところ、私が知る限りございません。したがって、住民税非課税世帯の子供に対してはそういう支援があるんだけれども、課税世帯に対しては子供が多かろうが少なかろうが支援がない。

見方を変えると、年収が四百万円から八百万円程度のいわゆる中間層と呼ばれている世帯の子供たち、子供が仮に三人、四人いた場合、全員を大学まで出してあげたいという親御さんが多いと思うんですが、学費の工面に非常に苦労されて、結

果的に、進学先が制約を受けたり、あるいは、それを見越して産み控えのようなことが子育て世帯の中では多いというふうに聞いています。私自身も同じような問題意識を持ったこともありました。

こうした現状に対する総理の見解、そして現状を改善するに向けたお考えがあるのか、伺いたいと思います。

○岸田内閣総理大臣　今、高等教育の修学支援新制度について御指摘をいただきました。こうした制度では不十分ではないか、こういった指摘であります。

令和四年度において、安定財源を確保しながら、給付型奨学金ですとか授業料減免等、様々な支援を行っているわけですが、その際に多子世帯への配慮を行うということで、具体的には、世帯の収入ではなく、子供の数が反映される課税所得を用いて家計の要件を満たすかどうかを判定する。要は、柔軟な対応を行っているということであり、これにより、扶養する子供の数が多いほど、収入が高くても支援対象となる。

こうした配慮を行うということもあり、また、貸与型奨励金を始め様々な制度も用意しているところですが、これから更に上乗せということを考えた場合に、これも従来から申し上げておりますが、大学卒業後の所得に応じて出世払いを行うというような仕組み、これは海外で行っている制度でもありますが、日本においてもこういった制度を導入する、支援を強化する、こうした取組は行っていきたいと考えております。

○浅野委員　この問題は、また今後とも議論させていただきたいと思います。

文科大臣にも、今日は質問ができず、失礼いたしました。今後とも是非よろしくお願いいたします。

今日は終わります。

○根本委員長　これにて浅野君の質疑は終了いたしました。

次に、穀田恵二君。

○穀田委員　日本共産党の穀田恵二です。

敵基地攻撃能力を中心に質問します。

先週二十日の衆院本会議で、我が党の志位委員長は、敵基地攻撃に関わって、安倍元総理が昨年十一月の講演で、敵基地だけに限定せず、抑止力として相手をせん滅するような打撃力を持たなければ日米同盟は成り立たないという趣旨の発言をしていることを指摘し、岸田総理に、この安倍元総理が主張する打撃力という議論をきっぱり拒否できるのかと質問しました。これに対して岸田総理は、安倍元総理の発言にコメントするのは控えると、答弁を避けました。

安倍元総理が行った発言というのはこれです。資料一、御覧ください。

そこには、十一月二十日に開かれた日本協議会・日本青年協議会結成五十周年記念大会で行った記念講演、問題の発言箇所は、講演では元総理はこのように述べています。「よく」敵基地攻撃能力」という言葉が使われますが、この表現は私はあまり適切ではないのではないかと思います。」と言っていまして、「敵基地だけに限定せず「抑止力」として打撃力を持つということです。」と述べています。その上で、「米国の場合は、ミサイル防衛によって米国本土は守るけれども、一方で反撃能力によって相手を殲滅します。この後者こそが抑止力なのです。」と、打撃力とは相手をせん滅する能力だと説明しているわけであります。

そこで、資料を作ってまいりました。二つ目です。

この配付資料の二枚目は、総理、あなたが総理になる前の昨年三月、自身のツイッターに掲載した「安全保障上の喫緊の課題について」と題する提言の一部であります。

ここで総理は、中国や北朝鮮のミサイルを、我が国にとって直接的かつ喫緊の脅威と述べた上で、「相手領域内でのミサイル阻止能力、すなわち、敵のミサイル発射能力そのものを直接打撃し、減衰させることができる能力を保有することが必要です。」と主張しています。

これは、安倍元総理が主張する打撃力の議論と何が違うのか、お答えいただきたい。

○岸田内閣総理大臣　私が発言しております敵基地攻撃能力というのは、急速なスピードで変化、そして進化しているミサイル技術などに対して国民の命や暮らしを十分守ることができるのか、こういった課題に対してあらゆる選択肢を排除せず議論するべきである、敵基地攻撃能力も含め、あらゆる選択肢を排除するべきではない、こういったことを申し上げているわけであります。

そして、御質問に対しては、これから敵基地攻撃能力については国家安全保障戦略の議論等の中で議論するわけですが、少なくとも、憲法とか国際法とかそれから日米の基本的な役割分担、これはしっかり維持した中で日本の安全保障を考えなければいけない、これは当然のことであります。その範囲内で何ができるのか、これを具体的に考えていかなければならないと思っています。

安倍元総理の発言についてコメントすることは控えますが、逆に、志位議員が指摘されたような、いざというときは相手国をせん滅する全面戦争を行う、それができる軍事力を持てという引用された部分がありますが、そういったことは全く考えているものではありません。

○穀田委員　る述べますけれども、肝腎な問題は、私はどこがちゃうのかと言ったわけですよね。だから、そういう考えは持っていないとおっしゃいましたけれども、はっきりしているのは、岸田総理も安倍元総理も、敵基地だけに限定せず、打撃力を持つということについては違いはないということなんです。この文章を見たら分かりますよね、そう書いてはるのやから、打撃力を持つと。だから、それを言っているわけで。

しかも、総理は、当時の提言で、我が国が講じるミサイル抑止策は、弾道ミサイル防衛システムによる迎撃体制のみですと言っていますよね。常時持続的なミサイル防衛を実現するため、昨年十二月、イージスシステム搭載艦二隻の整備が閣議決定されました。しかし、変則軌道のミサイルや飽和攻撃への対応には不十分ですと強調していますね。

この点でも安倍元総理の認識と全く同じですよね。安倍さんは、ミサイル防衛能力をずっと追求し続けることには限界がありますと述べて、日本が「打撃力を持たなければ、私は日米同盟は成り立たないと思っています。」と強調しています。つまり、相手国をせん滅するために出撃する米軍への協力に日本の打撃力が不可欠だというのが彼の見解ですよね。

ですから、このような議論は、いずれにしても、何かすぐ、聞かれると憲法の範囲内と言っていますけれども、まさに戦争放棄をうたった憲法とは絶対相入れない、そういう立場だということを私は述べておきたいと思います。

そこで、次に質問します。

岸田総理は、一月二十四日の本委員会で、敵基地攻撃能力に関し、安倍政権時代に平和安全法制の議論を行い、新しい武力行使の三要件を確認したと。さらに、我が国の武力行使については、その原則に基づいて対応すべきものであると説明されました。覚えておいでだと思います。

これは、武力行使の新三要件を満たせば集団的自衛権の行使として敵基地攻撃を行うということなのか、明確にお答えいただきたいと思います。

○岸田内閣総理大臣　まず、さっきの続きを一言だけ申し上げさせていただくならば、まず、ミサイル迎撃システム、これは引き続き大変重要なシステムであり、この迎撃システムの信頼性向上のために引き続き努力をしていかなければいけません。しかし、それで十分なのかどうかという観点から、あらゆる選択肢を排除せず、議論をしていかなければならないということを申し上げているわけですが、しかし、その際に、憲法、国際法、それから日米の基本的な役割分担、これはしっかりと維持していきますということを再三申し上げているわけであります。

安倍総理の発言についてはコメントは控えますが、御指摘のような相手国をせん滅するような全

2022年2月9日
内閣委員会
（質疑要旨）

男女共同参画分野における配偶者控除制度等の在り方について

2022.2.9（Wed）内閣委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●大臣所信演説の中で、新型コロナ感染症は、特に女性の就労に深刻な影響を与え、これは平時の男女共同参画の遅れの表れとの発言があった。

●平時から女性は男性に比べて非正規雇用労働者の割合が高く、男女間の賃金格差も存在している。

●家庭内における役割分担や選べる働き方に制約があるといった状況、事情がある。

委員会での浅野の発言要約

「女性の就労促進の観点で、配偶者控除や配偶者特別控除、社会保険への加入要件など、現行制度に対する問題意識はないか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「女性の人生や家族の在り方が多様化しており、各種制度の望ましい形を考える必要がある。女性の視点をしっかり踏まえた税制や社会保障制度について検討を進めていく。」


野田国務大臣

全世代型社会保障における配偶者控除制度等の在り方について

2022.2.9（Wed）内閣委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●大臣所信演説の中で、全世代型社会保障の構築に向けて、女性の就労の制約になっている制度の見直しを行うとの発言があった。

●女性の就労を阻む要因として税金の103万円の壁や社会保険の130万円の壁、配偶者控除の在り方が挙げられる。

●一部法改正はあったものの、パート・アルバイトの方々から未だに壁を意識して就業調整をしているとの声もある。

委員会での浅野の発言要約

「幅広い選択肢の中から働き方を選べる環境をつくるためにも、配偶者控除や配偶者特別控除、社会保険料が発生するような年収の基準値を見直していくべきではないか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「社会保障の在り方について、複雑な仕組みは整理しないといけない。家族単位かよいか、個人単位がよいかということも含めて、全世代型社会保障構築会議で議論し、納得いただけるものを示していく。」


山際国務大臣

2022年2月9日
内閣委員会
（質疑要旨）

行政のDX及びEBPM推進に関するデジタル庁の役割について

2022.2.9（Wed）内閣委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●政府のコロナ対策において、重症患者とワクチン接種回数の相関は政策立案の判断材料となり得るが、現行システム※1間のデータ連携は行われていない。

●政府の情報システムは、紙に記載したデータをシステムに入力する程度にとどまっている。

●EBPM※2の推進には、データの利活用を考慮した情報システムの構築が要となる。

委員会での浅野の発言要約

「各システムに蓄積されたデータの利活用、またEBPMの推進のために、デジタル庁として政府の中でどのような役割を担い、何を変えていくべきだと認識しているか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「紙で行っている作業をただデジタル化するのではなく、データ利活用も含めてDXに向けて意識を改革していかなければならない。関係府省庁とも連携し、EBPMの確立を進めていく。」


牧島国務大臣

※1　HER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）とVRS（ワクチン接種記録システム）※2　Evidence Based Policy Making　証拠に基づく政策立案

経済安全保障政策及び経済安全保障法案について

2022.2.9（Wed）内閣委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●世界各国が戦略的物資の獲得や重要技術の確保を進める中で、我が国も経済安全保障を確保していくためには、①自立性の向上、②技術の優位性・不可欠性を獲得していくことが重要。

●情報流出の防止も重要だが、本法案では罰則を設けたり、守秘義務を課したり、特許を非公開にしたりと、守りの部分に偏重しているように思われる。

委員会での浅野の発言要約

「情報の保護も重要だが、いろいろな情報の交差があって、そこから新しい発見や新しい技術が生まれる。そういったところを抑圧し過ぎないような運用にしていくべき。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「重要なことは、先端的な重要技術を官民で連携して育てて、同時に守っていくこと。自由な研究活動と情報保護のバランスを確保することを意識して、具体的な制度設計を進めていく。」


小林国務大臣

第二百八回国会　衆議院　内閣委員会議録　第三号

令和四年二月九日（水曜日）

午後一時一分開議

出席委員

委員長　上野賢一郎君

理事　井上　信治君　理事　工藤　彰三君

理事　平　将明君　理事　藤井比早之君

理事　森田　俊和君　理事　國重　徹君

赤澤　亮正君　伊東　良孝君

石原　宏高君　金子　俊平君

小寺　裕雄君　杉田　水脈君

鈴木　英敬君　髙木　啓君

永岡　桂子君　長谷川淳二君

平井　卓也君　平沼正二郎君

松本　尚君　宮路　拓馬君

宗清　皇一君　山田　賢司君

吉川　越君　和田　義明君

おおつき紅葉君　大串　博志君

堤　かなめ君　中谷　一馬君

本庄　知史君　山岸　一生君

阿部　司君　浅川　義治君

堀場　幸子君　河西　宏一君

平林　晃君　浅野　哲君

塩川　鉄也君　緒方林太郎君

山本　太郎君

国務大臣（内閣官房長官）　松野　博一君

国務大臣（デジタル大臣）（行政改革担当）　牧島かれん君

国務大臣（国家公安委員会委員長）　二之湯　智君

国務大臣（少子化対策担当）（男女共同参画担当）（こども政策担当）　野田　聖子君

国務大臣（経済再生担当）（新しい資本主義担当）（新型コロナ対策・健康危機管理担当）（全世代型社会保障改革担当）　山際大志郎君

国務大臣（経済財政政策担当）　小林　鷹之君

国務大臣（経済安全保障担当）　若宮　健嗣君

国務大臣（国際博覧会担当）（消費者及び食品安全担当）　小寺　裕雄君

内閣府大臣政務官　宮路　拓馬君

内閣府大臣政務官　宗清　皇一君

内閣府大臣政務官　上杉謙太郎君

外務大臣政務官　藤原　崇君

財務大臣政務官　三貝　哲君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　柳樂　晃洋君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　小森　敏也君

政府参考人（内閣官房行政改革推進本部事務局次長）　田村　暁彦君

政府参考人（内閣官房ＴＰＰ等政府対策本部審議官）　高科　淳君

政府参考人（内閣官房国際博覧会推進本部事務局次長）　北原　久君

政府参考人（内閣府大臣官房公益法人行政担当室長）　笹川　武君

政府参考人（内閣府政策統括官）　林　伴子君

政府参考人（内閣府男女共同参画局長）　藤原　朋子君

政府参考人（内閣府子ども・子育て本部統括官）　緒方　禎己君

政府参考人（警察庁生活安全局長）　楠　正憲君

政府参考人（デジタル庁統括官）　中村　和彦君

政府参考人（外務省大臣官房参事官）　坂本　基君

政府参考人（財務省主計局次長）　森　晃憲君

政府参考人（文部科学省高等教育局私学部長）　宮崎　敦文君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　本多　則惠君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　岸本　武史君

政府参考人（厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長）　近藤　博人君

内閣委員会専門員　楠　正憲君

委員の異動

二月九日

辞任　補欠選任

平沼正二郎君　長谷川淳二君

本庄　知史君　おおつき紅葉君

同日

辞任　補欠選任

長谷川淳二君　平沼正二郎君

おおつき紅葉君　本庄　知史君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

内閣の重要政策に関する件

公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

栄典及び公式制度に関する件

男女共同参画社会の形成の促進に関する件

国民生活の安定及び向上に関する件

警察に関する件

○上野委員長　これより会議を開きます。

内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として、お手元に配付いたしておりますとおり、内閣官房内閣審議官三貝哲君外十六名の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上野委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○上野委員長　質疑の申出がありますので、順次これを許します。堀場幸子君。

○堀場委員　日本維新の会、堀場幸子です。

本日は、内閣委員会、初めての質問をさせていただきます。所信質疑を始めます。よろしくお願いいたします。

男女共同参画基本計画についてお尋ねいたします。

私は女子校育ちでございまして、文化祭から学校行事は、リーダーも女性、力仕事も女性という環境で育ちました。ですから、社会に出ると女性という枠にはめられている感覚が生まれ、結婚してからは、より強く感じるようになりました。女だから家事をする、女だから育児をする、女はスリムで、化粧をして、きれいでいるといったプレッシャーがありました。また、男性は、男は泣

大至急やっていただかなきゃいけない。

国が言えば自治体は動きますよ。お金をどうやって賄うかということに関しては、当然、それはいろいろあるでしょうけれども、先に国が、心配するな、やれ、責任は持つという言葉を言っていただかないことにはなかなか難しい。それを大臣だけの権限でできるのかと思うと、どうなんだろうなと思うんですよ。だから、閣議という場で総理にも相談していただくというのが一番いいのかなと思うんです。

十万円の給付、これは、孤立しています、孤独です、しかもコロナという状況で。ここに対して、もう一度十万円給付。それぞれが、何があろうと、どんな状態でも乗り切れるというような予備弾、コロナにもしもなったとしても、国からもらった十万円で、一部で、それを使ってしのげるというような予備弾を与える必要があると思うんです。

野田大臣、孤立している人たちに対して、これからするかもしれない人たち、第七波、第八波に対して、一律の十万円給付、どうか、あしたの閣議で投げかけていただけませんか。お願いします。

○野田国務大臣　ちょっと、事前通告がなかったので、にわかにきちっとお答えできませんけれども、いずれにしても、総意で、何ができるかをしっかり取り組んでいきたいと思います。

○山本（太）委員　ありがとうございます。

あした話す場があるんだったら、是非お願いします。七波、八波と広がっていくという心の不安、そこに対してしっかりと兵たん、国から入れていっていただきたい。インパールを終わりにしてください。十万円給付、お願いいたします。

ありがとうございます。

○上野委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日最後の質疑者でございますので、よろしくお願いいたします。

本日、私が質疑をさせていただきたいテーマは大きく三つございます。一つ目は男女共同参画の視点から見た全世代型社会保障制度の在り方について、二つ目はコロナ対策を例に挙げた今後のデータ政策についてお伺いをし、最後に経済安全保障について質疑をさせていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、これまで各質疑者の皆様にも御対応いただいてきた山際大臣そして野田大臣にお聞きしていきたいと思いますけれども、先日の所信演説、お二方のものを聞いておりまして、社会保障制度に関して、あるいは男女共同参画の視点で触れられた発言がそれぞれございました。少しそれを振り返ってみたいと思うんですが、まず、野田大臣の発言の中に、新型コロナウイルス感染症は特に女性に深刻な影響を与えました、これは平時の男女共同参画の遅れの表れと捉えています、こういう一節がございまして、非常に、穏やかな口調ながら、かなり強い問題意識を示されたのではないかなというふうに思いました。

まず、最初の質問なんですけれども、この男女共同参画の遅れの表れというふうに表現されたものは、具体的にどういった制度やどういった政府の施策に表れているのか、どういう問題意識をお持ちなのかということを具体的に教えていただきたいと思っております。お願いいたします。

○野田国務大臣　ちょっと今、手元に統計の資料がないんですけれども、やはり、コロナ禍で、私たち女性政策に取り組んでいる者にとって非常に心を痛めたのが、女性の自殺者の増加でございました。ここ近年、自殺対策の取組は進んでいて、日本も自殺者を減らしてくるといういい兆しではあったんですけれども、コロナ禍になっては、それでも、少なかった女性の自殺者がこのコロナ禍の状況で急増している、これは非常に痛ましいことでございます。

いろいろ突き詰めていくと、様々な理由があるんですが、やはり経済的な理由、つまり、コロナ禍によって職を失ったり、元々非正規が女性は多いわけですから、そういう中で、とりわけ飲食とかサービス業が閉ざされることによって職を失って、結果としてそこで死を選んでしまう方がいるということを聞きました。

なぜそこを平時かというと、先ほどの方も御質問ありましたけれども、新型コロナが拡大する以前からの問題として、平時の問題として、女性は男性に比べて非正規雇用労働者の割合が高い、そして、男女間の賃金格差も、正社員同士、非正規雇用労働者同士で比較しても存在して、同じ職業、勤続年数においても差がある、固定的な性別役割意識を背景に、家事、育児、介護を女性が多く担い、働く場合には家計の補助と位置づけられていたなど、様々な課題が認識されていたんですが、結果として、そういうコロナ禍で緊急事態になったときには、飲食、宿泊業の非正規雇用者を中心として女性の就業者数が減少したこと。

また、実は、エッセンシャルワーカーとおっしゃるんですけれども、割合としては女性が多いんですね、六割、七割、八割と。こういう看護師、介護士、保育士といった方々、女性の多くは、厳しい処遇の中で、かつコロナ対応の最前線に当たることになりました。不当な差別もあったと思います。看護師さんは病院に行っているから、コロナがうつるかもしれないから、看護師さんの子供は保育園に来ないでくれとか、実際にそういう事例が幾つも当時はございました。

また、今でもですけれども、全国一斉休校というのは、先ほども話がありましたけれども、子供たちを持つ親からすると、母親と父親がいても、やはり母親が仕事を休んで子供に付き添わなきゃならないというのが平時からの日本の現実なんですね。

そういうことがより明らかになってきたんだと思います。

女性の収入というのは家計の補助といった昭和の考え方を前提とすることではなくて、家計の担い手であり、かつ、女性の経済的自立というのが必要である、取り組む必要があるということを、やはりこの平時の不十分なところが今出てきたということでお示しさせていただいています。

○浅野委員　どうもありがとうございました。非常に、具体的な問題意識を理解することができました。

大臣おっしゃるように、経済的な困窮であったり、じゃ、なぜその経済的な困窮に陥りやすいのかというと、その背景にあるのは、家庭における、昭和的なというのが適切か分かりませんが、昔から続いている家庭内における役割分担であったり、それに派生して、選べる働き方に制約があったり、こういった状況、事情があるということ、ここについては大臣と全く見解を一にするものであります。

では、次に、山際大臣にも同様な質問をさせていただきたいと思うんですけれども、山際大臣は全世代型社会保障の担当ということで、先日の所信演説の中でも、この全世代型社会保障の構築に向けた発言で、女性の就労の制約となっている制度の見直しという言葉をお使いになられました。

これは、聞いていまして、私も、この女性の就労の制約となっている制度というのは、じゃ、具体的に何なんだというところが気になっておりまして、本日、大臣のお考えにおいてどういう制度がそれに当たるのかというところを是非教えていただきたいというふうに思います。

○山際国務大臣　これから全世代型社会保障構築会議で議論をしていくに当たって、その内容に当たる部分というものをこれで御紹介申し上げたということなんですけれども、具体的には、委員が先ほどおっしゃったように、労働時間あるいは収入によって社会保険の適用が変わる問題など、こういうものを念頭に置いております。

○浅野委員　ありがとうございました。

私自身もその部分の問題意識をこれまでも持ってきましたし、大臣もそういったところに問題意識を向けていただいているということは、非常に前向きな受け止めをしております。

今、お二方にお聞きしましたけれども、そうし

たお二方の問題意識は、やはりこれは余り与野党かかわらず、大きな違いがないのではないかと私は思っております。

今日私が次に取り上げたいのは、今日お配りした資料の方に、「配偶者の収入における「四つの壁」について」というタイトルをつけさせていただいておりますけれども、百三万円の壁とか百三十万円の壁とか、そういうことを言われることが多いわけですが、住民税、所得税、社会保険料、そして配偶者控除、配偶者特別控除といったそれぞれの制度について、御覧のような、年収に応じた取扱いがされております。

特に、今コロナで、先ほど野田大臣がおっしゃったような、有期契約労働者の方々が、このコロナによって本当に職場を、仕事を失っている方が多いということもありますし、今まだ仕事に就かれている方々の中でも、例えば、先日私が聞いたのは、小売業、いわゆるスーパーマーケットだとか、そういう販売を主とした職場で働かれている女性のパート、アルバイトの方々は、ここ数年、労使の協議の成果あるいは政府の働きかけの影響もあり、賃金が少しずつ上がっているんだ、ただ、この百三万円の壁とか百三十万円の壁があるせいで働ける時間がどんどん短くなっているということなんですね。

何でなのかというと、やはり、この百三万円の壁を越えてしまうと例えば社会保険料を払わなきゃいけなくなるとか、これは百三十万円もそうなんですが、あるいは、いわゆるこれは先般の法改正によって配偶者控除が百三万円から百五十万円に見直されはしたものの、これが余り周知されていなくて、いまだに百三万円を超えないようなマネジメントが現場で行われているというような実態もあるそうなんですね。ですから、やはりこういったところを変えていかなければいけないのではないかというふうに私は考えているわけであります。

そこで、次の質問は、今お伺いしたお二方にそれぞれ御意見を伺いたいと思うんですが、この配偶者控除や配偶者特別控除、そして社会保険料が発生するような年収の基準値、こういったことは、やはり男女共同参画の推進ですとかあるいは全世代型社会保障の実現に向けて、私は積極的に見直していくべきだと思っております。お二方、両大臣のそれぞれの立場から見た課題感あるいはお考えがあれば、それぞれ伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○野田国務大臣　人生百年時代を迎えていますし、離婚件数というのが結婚件数の三分の一になりまして、女性の半数が九十歳以上まで生きます。そういう女性の人生と家族の在り方が、先ほど比較するのはどうかと言われましたけれども、統計上、昭和の時代とは大きく変化しているということが大切だと思います。

そしてまた、多様化もしています。かつては、世帯といえば、両親プラス子供二人みたいなイメージ、昭和のイメージ。今はやはり断トツで多いのは一人世帯なんですね。

そういうことを踏まえて、女性が長い人生を通じて、経済的困窮に陥らないように、自立できるようにということで、この各種制度の望ましい在り方を取り組む必要というのは必ずあります。

女性の就業に関する現状というのを見ると、賃金格差の存在はもとより、既婚女性の約六割が年間所得二百万円未満となっているんです。平成二十九年時点のデータですけれども、有配偶の非正規雇用者の女性については、所得が五十万以上百五十万円未満の方の約半数が、先ほどおっしゃったように就業調整をしており、これはもう年齢、階級にかかわらず同様の状況が見られています。

例えば冬場になると、今コロナ禍で大変医療関係者の方に御尽力いただいているんですけれども、平時のとき、例えば冬場は風邪、インフルエンザがはやるわけですけれども、非正規の看護師さんを雇用されていると、その調整のために一番患者さんが増える時期に看護師さんが休まなければならない、医療現場は毎年毎年それで苦労しているという話は絶えず聞かせていただいていましたし、直近では、経済団体の方から、女性の就労を阻害する税、社会保障制度の見直しについて要望が出されております。

こういうことをも踏まえながら、やはり女性の視点をしっかり踏まえた税制や社会保障制度について、山際大臣としっかり連携しつつ検討を進めていきたいと思っています。

○山際国務大臣　委員におまとめいただきましたこの資料一、本当に分かりやすいですね。これを見ていただいても分かるように、非常に複雑なんですよね。社会保険の問題だけではなくて、税の問題も絡んでいる。これを見たら、左の二つが税で、一番右側もこれは税に関わってくる話ですね。それに対して社会保険料も発生するということですから、相当複雑に入れ込んでいるものについて、一か所だけいじると百三万円が百六万円になったりというようなことがある。やはりこれは整理しなくてはいけないという意識がございます。

そして、今、野田大臣からお答えしましたとおり、やはりこれから、社会保障の在り方というのを本当に家族単位で見ていくのか、それとも一人一人の単位で見ていくのかということも含めて相当議論をしなくてはいけないものですから、ですから、岸田政権においては、全世代型社会保障構築会議というものをつくって、そこでしっかりと議論をした上で、皆様方に納得していただけるようなものをお示ししようということでございます。問題意識は完全に共有しています。

○浅野委員　どうもありがとうございました。

問題意識はかなり共通する部分がございますし、やはり今の社会情勢を考えても、女性の方々に限る話ではないんですけれども、これまで有期契約で働かざるを得ないような立場の方々がこれから更に幅広い選択肢の中から働き方を選べるような環境をつくるためにも、ここは是非早急に着手をして変化をさせていただきたいということを思っておりますので、引き続きこの委員会でも議論を深めていきたいと思っております。

本日は、この関連の質疑は以上になりますので、お二方はここまでで結構でございます。ありがとうございました。

○上野委員長　山際大臣と野田大臣におかれましては、御退席をお願いいたします。

○浅野委員　続きまして、新型コロナの感染症を例に挙げながら、この国のデータの利活用についてちょっと議論をさせていただきたいと思っております。

まず、これは厚労省に確認をさせていただきたいんですけれども、今、これまでアルファ株、デルタ株、オミクロン株といろいろな変異株が出てきまして、その変異株ごとの特性も違うのではないかというようなことが、大体の方がここは認識を持っているものなんですが、じゃ、それを客観的に把握できているのかというところであります。

具体的な質問なんですが、現在、政府は、新型コロナワクチンの接種歴と重症度との関係性を把握しているかどうかというのが一つ、もう一つは、新型コロナの変異株ごとの重症化率そして死亡率というのを定量的に把握しているか。これは決してオミクロンだけのことを聞いているわけではなくて、デルタやアルファも含めて把握をしているのかということをお伺いしたいと思います。

○宮崎政府参考人　二点御質問がございました。お答え申し上げます。

まず一点目の、新型コロナワクチンの接種歴と重症度との関係等についてでございます。

御指摘ございましたように、この新型コロナ感染症対策を講じていく上で、重症度あるいは接種の関係などについては大変重要な手がかりになりますので、我々としても分析をかけているところではございますが、具体的に何かシステム的に網羅的に把握するという仕組みがあるわけではございません、特に重症度に関して申し上げますと。

直近で申しますと、二月二日のアドバイザリーボードにおいて報告されているものがございますが、自治体のデータに基づきまして、その分析

を、我々厚生労働省、あるいは国立感染症研究所の方で分析をしていくという形になっております。

例えば、この二月二日に出された自治体データによりますと、いわゆるデルタ株が中心だったと思いますが、令和三年七月一日から十月三十一日の期間に報告された陽性例の分析では、六十歳未満について、一回以上のワクチン接種で〇・三%、接種歴なしで〇・六%、六十歳以上について、一回以上の接種で三%、接種歴なしで六・九%というデータの報告をいただいております。

また、直近のオミクロン株の分析に関して言うと、令和四年の一月一日から十四日の期間に報告された陽性例の、これは、重症度ということは少し期間を長く見ないといけないので、現時点では暫定的な分析という位置づけになりますが、六十歳未満については、一回以上の接種で〇・〇二%、接種歴なしで〇・一%、六十歳以上については、一回以上の接種で一%、接種歴なしで五・一%という重症者の発生率というふうな報告をいただいているところでございます。

引き続き、これは、自治体との協力の下で、ワクチンの重症化予防効果、感染者の重症化率の科学的な知見の収集に努めてまいりたいと考えております。

また、二点目の、新型コロナの変異株ごとの重症化率及び死亡率ということにつきましては、今申し上げましたように、各自治体において分析しているデータを基に分析をしているところでございます。それぞれ重症者数あるいは死亡者数等につきましては各自治体にて公表されておりまして、それを厚生労働省として全体を集計をして公表しておりますが、例えばオミクロン株については、デルタ株に比べて相対的に入院、重症化のリスクが低い可能性が示されているものの、国立感染症研究所のリスク評価では、まだ国内のオミクロン株の重症度や重症化リスク因子について定量的に評価することは難しい等とされている、現時点ではそのような段階でございます。

引き続き、こうした重症化率などの把握を行うことは重要でございますので、自治体の協力も得ながら把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○浅野委員　今の話を聞いておりますと、自治体との連携とか、自治体の持っている情報から引用すればこうなりますというような答弁だったように受け止めたんですけれども、やはり、自治体の自主的な取組だったり自治体の持っているデータに頼っているというところが、どうしても我々から見ると少し不安材料になっております。

先ほど答弁の中で網羅的に把握することが難しいということをおっしゃっていましたけれども、これはちょっと専門的な、テクニカルな話も入るのかもしれませんが、例えば、ワクチン接種履歴を記録しているVRS、ここには、誰々がいつワクチンを打ったのか、どういう種類のワクチンを打ったのかというのが記録されていますよね、個々人単位で。さらに、あとは、HER―SYSという厚生労働省のシステムには、感染した方の日々の症状、体温ですとか症状ですとか、そういった具体的なデータが蓄積されております。どちらもこれは厚生労働省が所管をしているシステムだというふうに聞いていますけれども、これらを個々人でひもづけることができれば、じゃ、ワクチンを打った人が今どういう症状なのか、どういう症状まで発展したのかというところを統計的に処理できるのではないかなというふうに思うんですけれども、これはそもそも技術的に可能なのか、できないのであれば、どういうことが障害でできないのかというところについてちょっと教えていただきたいと思いますが。

○宮崎政府参考人　お答え申し上げます。

まず、今御議論ございました重症化という点に関して言いますと、HER―SYSという仕組みにつきましては、感染症法上の発生段階での届出を基にしたデータが基本的なベースになっております。したがって、重症化に関する記載もございますけれども、それはその発生時点の、届出をした時点での重症化についての記載をいただくので、実際に、我々、あるいは委員が御指摘のところというのは、重症度がその後転帰をしていって、最初無症状あるいは軽症で届けられた後に、その後更に重症化していったというようなところまで追いかけていったデータというものが本来必要なんだろうと思います。

そういう意味で、重症度というものをしっかり把握するためには、かなり一人の方を長く取ったデータを取る必要がありまして、その点で、自治体が陽性者に協力依頼をして、一定の、ファクトシートといいますか、そういうものを出していただいて、重症化というものを把握、事後の、届け出た後の重症化の転帰まで含めた重症化を把握した上で、それを、例えばワクチン接種歴との分析をしているというのが状況でございます。逆に申し上げますと、HER―SYSのデータのみでは、そこまでが把握できないという限界があるというところでございます。

その上で、御指摘のございました、VRSやHER―SYSのデータをもう少し連結するような取組ですとかはできないのかという御指摘の点でございます。

これは、確かに我々としても一つの課題だというふうに認識をしておりますけれども、現時点では、連結をするキーをどうするのか、そのキーを、例えばマイナンバーということになれば、それをマイナンバー法上の位置づけをする必要があるのではないかとか、そうした技術的な課題あるいは法的な課題というものが現時点ではございますので、VRSとHER―SYSの連結とかそういった点については、今後の課題ということで我々は認識をしているところでございます。

このような限界の下で、重症度等の分析につきましては、自治体のデータを活用しながら必要な提供を行っているという状況でございます。

○浅野委員　かなり苦しい、苦しみながら答弁をされていたので、本当に御苦労されているんだろうなというのは思うんですが、例えばHER―SYSに登録するデータも、登録時点での症状だけを記録するというものではなくて、私がHER―SYSの資料を見ると、逐次、日々の推移も含めて記録できるような機能は持っているような印象を受けておりますし、じゃ、運用上やっていないだけなのであれば、それをやるというふうに決めるのは、これは国の役割だと思うんですね。国がリーダーシップを取らないと、自治体に任せているだけではやはりそういうデータはいつまでたっても集まってきませんし、そういったところで国が計画的にそのシステムを活用しなければいけないんだろうと私は思います。

HER―SYS自体は、当初、かなりの急ピッチで開発された情報システムだと聞きました。三週間ぐらいで立ち上げたんだ、使いながら機能修正をしているようなシステムなんだというふうに伺いました。もはや、情報システム産業界ではそういった開発の仕方というのはスタンダードになっていますけれども。

このHER―SYSについては、今後、そういう逐一データを登録するような運用にしたりだとか、あるいは、マイナンバーなどを活用してVRSとデータ連携できるようにするとか、そういった機能拡張をするような考えというのは今厚労省は持っておりますか。

○宮崎政府参考人　お答え申し上げます。

済みません、私、ちょっと答弁が不十分だったかと思います。

御指摘のように、HER―SYSのシステムの中で転帰を記載する部分もあるんですけれども、そうしますと、そこは、保健所、医療機関などの入力の後、更に続けて入力を、負担をお願いするということがあるものですから、どこまで徹底できているかという点で、特に現在のような感染が非常に拡大しているときには、なかなかそこまで徹底を求めることが難しいという部分があって、基本的には、発症時点の重症度というものがまずそこは確実に入っているわけですけれども、追いかけ切れていないという部分が、あるいは徹底で

きていないという部分がございます。

そして、入力項目につきまして、現場からの、かなり、できるだけ必要最小限にしてほしいというようなことでいろいろ簡素化もしてきましたので、その中で、感染対策上必要な項目と現場の負担との兼ね合いで、どこまでをどれだけの徹底を求めるかというところで悩んでいるところがございます。

その上で、委員御指摘のように、このHER―SYS自身、非常に感染の、コロナ対策の初期におきましてかなり急ピッチにつくったということで、様々な課題を走りながら修正してきたという面もございます。

御指摘のような今後のデータ対応につきましては、これは、御指摘の点にとどまらず、いろいろ御指摘をいただいているところでございますので、他のシステムとの連結の問題、あるいは、今ございましたような入力項目をどのように整理していくのかという問題も含めまして、これまでに出てきた課題を整理して修正をかけていくという考えで随時やっているところでございます。

御指摘の点も、今後の検討課題だというふうに受け止めているところでございます。

○浅野委員　もう釈迦に説法だとは思いますが、こういう医療とかのデータは、記録することが目的ではなくて、記録したデータを活用することが目的ですから、現場に負担がかかるからこれ以上記録させないというのは、それはちょっと本末転倒な話ではないかな。

もし記録のための負担が大きいのであれば、それはシステムの欠陥ですから、負担を少なく記録が継続できるようなシステムに修正をするというのが政府が考えるべき話だと思いますし、是非、そこは継続的改善をしていただきたいと思います。

私もいろいろ現場からヒアリングをして、そういった問題点はできるだけ共有をしてまいりたいと思いますので、是非、ここは国民の皆様のためにちょっと頑張っていっていただきたいというふうに思います。

ちょっと一点だけ確認なんですが、先ほど答弁でマイナンバーの話も触れていましたけれども、今、HER―SYSとVRSを取り上げましたが、これらはどちらもマイナンバーを登録した上でデータを記録する、そういう運用になっているんでしょうか。

○宮崎政府参考人　お答え申し上げます。

HER―SYSにつきましては、現在はマイナンバーを活用する位置づけにはなっておりません。住所、氏名、生年月日、電話番号等の入力を義務づけておりまして、これが基になっております。マイナンバー法の別表に明記する形での取扱いをした上でマイナンバーを活用するとすれば、そのような改正が必要になりますけれども、現時点ではマイナンバーを活用する仕組みにはなっていないということでございます。

一方、VRSにつきましては、予防接種の取組ということで、各市区町村がマイナンバー法に基づきマイナンバーを登録しているという形になっております。

○浅野委員　ありがとうございました。

これまでかなり細かいところまで少し確認をさせていただきましたけれども、ちょっと今日、牧島大臣にもお越しいただいておりますが、やはり、今のやり取りを聞いていただくと分かるように、システムはつくるんだけれども、そこに記録したデータをどう使うか、どう記録しなければいけないかまでを想定してシステムがつくられているかというと、今、実際のシステム設計上も、システム運用上も、なかなかこのHER―SYS、VRSの本領を発揮をするようなものになっていないんじゃないかと私は思うんですね。

一問質問通告しておりますが、その前に、ちょっと今の話を、やり取りを聞いていただいた大臣の所感を少しいただければありがたいんですけれども。

○牧島国務大臣　委員御指摘のとおり、データを登録するに当たって現場の皆さんの御負担がないようにしなければならないというその制度設計については、それぞれのシステムについてはそれぞれの所管省庁で考えることとはいえ、やはりデジタル庁としてもしっかり検討しなければならない課題だなと、やり取りを拝見して感じているところでございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

では、予定されていた質問をちょっと一問したいと思うんですが、今やり取りを聞いていただいたように、まず、HER―SYSとかVRSに限る話ではないんですが、今政府が進めている情報システムの導入というものは、既存の、紙に記載していた、紙に保存していたようなデータを同じ項目でタイピングで打ち込むというような、打ち込み方が変わったようなものにとどまっていて、余り本当の意味でのDXというものがされていないんじゃないかというふうに感じるところが多々あります。

これはすぐにできる問題ではないので、息の長い取組が必要だとは思うんですけれども、やはりそういった部分、真のDXを進めるのがデジタル庁の役割だとは思いますが、大臣として、蓄積されたデータをちゃんと分析、活用できるように、そしてEBPMを推進するようにするために、デジタル庁としてどういう役割をこれから政府の中で担い、そして具体的に何を変えていくべきだというふうに現時点で認識をしているのか、大臣の大まかな課題感を教えていただきたいと思います。

○牧島国務大臣　御指摘のとおりだと思っております。紙で行っている作業をただ何となくデジタルというものにしようとしたいわゆるデジタイゼーションではなくて、デジタライゼーションにしてDXにしていかなければならない、そのところは常に意識をして改革をしなければならないという問題意識、同様のものを私としても持っております。

EBPMについても、やはりデータ標準の整備等も行っていかなければならないというふうに考えておりまして、デジタル社会の実現に向けた重点計画の中でもその点は記載をさせていただきました。

この整備方針、情報システム及び管理の基本的な方針を昨年十二月に策定したときには、各府省庁に対しても、情報システムの設計に当たって、データの活用や共有、外部連携を可能とする設計にすること、そして、後で使いやすいデータを整備することというのを方針として示させていただいております。

今後も、こうした理念に基づいて、関係府省庁とも連携し、EBPMの確立を進めてみたいと思っております。

○浅野委員　その部分は全くおっしゃるとおりだと思います。難しいのは、デジタル庁だけがそれを考えていてもしようがないので、やはり各省庁にそこをできるだけ早く広めていただいて、それがスムーズに行えるような法整備なり仕組みづくりなりといったものについては今後またいろいろ議論させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、牧島大臣はここまでで結構でございます。ありがとうございました。

○上野委員長　牧島大臣、御退席をお願いいたします。

○浅野委員　最後のテーマになりますが、小林大臣に対して、これから経済安全保障について質問させていただきたいと思います。

まず、経済安全保障の必要性というのはもう今社会的には誰もが認めるところで、産業界も含めて、この政府の動きに対しては協力姿勢を見せておりますが、やはり、過度な制約を避けたいというようなものが代表的かと思うんですが、幾つかの問題提起も私は受けておりますので、今日は、所信に対する質疑ですから余り具体的なところには入りませんが、大枠についてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

まず、経済安全保障という言葉を使ったときに、政府の中でこの経済安全保障という言葉が何

を示しているのか、その定義というのが何なのかというところをまず確認させていただきたいと思います。

私もいろいろ資料を読ませていただきましたが、経済安全保障とはという定義づけが余り見受けられませんでしたので、改めて、そこを大臣の方から御説明をいただきたいと思います。

○小林国務大臣　お答え申し上げます。

経済安全保障という概念自体が、多岐にわたる、ある意味新しい課題、概念でありまして、あるいは切り口と言った方がいいかもしれませんが、我が国を含めた主要国におきまして、経済安全保障はこういうものだという定義が何らかの形で確立している、そうしたものがあるとは現時点において承知はしておりません。

その上で、一般論として申し上げますと、絶えず変化する国際情勢、あるいは厳しさを増す安全保障環境を踏まえまして、私が重要だと思うのは、国益をしっかり守っていくということだと思っているんです。

その国益というのは、例えば、今の、現行の国家安全保障戦略に幾つか書いてあります。それをはしょって申し上げますと、例えば、我が国自身の主権や独立の維持、そして経済発展を通じた更なる繁栄、そして普遍的価値やルールに基づく国際秩序の維持、擁護。こうした大切な国益を守っていくということがますます重要になってきていると私は考えております。

こうした中で、国際情勢の複雑化、あるいは経済社会構造の変化、こうしたことを踏まえて、外交、防衛はもとより、経済上の措置を講じることによって幅広い課題に対処する必要性が増してきていると考えているんです。

その上で、スピードが速く広がりのある変化にしっかりと対応していくためには、経済構造の自律性をしっかりと確保していくこと、また、技術などの他国に対する優位性、そして、それを更に磨いて国際社会にとっての不可欠性にしていくこと、そして、ある意味脆弱性を解消して強みを磨いていくことによって、国際社会における立ち位置を強化し、普遍的な価値やルールに基づく国際秩序の維持強化、この三つの目標をしっかりと推進していくことが重要であると考えておりまして、そのための経済的な施策を総合的かつ効果的、また時間軸を意識しながら推進していくことが、現在取り組んでいる経済安全保障の中心にある考え方だと考えております。

○浅野委員　ありがとうございました。

まず政府の中で、今回提出、議論する予定の経済安保法案に限った話ではないんですが、やはり日本の国として、経済安全保障を達成した状態というところを明文的に定義をした方がよろしいのではないか。今大臣がおっしゃっていただいたような考え方は私もそのとおりだとは思うんですが、一人一人が別々のイメージを持っているよりも、目標地点、ゴール地点をしっかり明示をした方が、今後の、これは経済界も巻き込んで進めていく話なので、まずは、目標設定といいましょうか、あるいは価値観の共有でもいいかもしれません、そういったことをしっかりと進めていただきたいというふうに思っております。

その上で、今いろいろおっしゃっていただきましたけれども、私たち国民民主党も、この経済安全保障は非常に大事な政策分野だと捉えておりまして、今党内でも議論をしております。

私たちは、経済安全保障については、サプライチェーンの保全やエネルギー供給や研究開発、そして優秀な人材の確保、育成など、幅広い観点から議論をしているんですが、今回、この法案が対象としているのは、四つの分野といいましょうか、項目があると思いますね。サプライチェーンであったり、あるいは基幹インフラの保全であったり、あるいは官民の連携、そして特許の非公開化ということなんですが、少し、それで十分なのかというふうに我々は感じております。

何でこの四つの分野にしたのかという経緯について、その四つに限定した理由について、大臣のお考えを伺いたいというふうに思っております。

○小林国務大臣　世界各国が、今委員の御指摘にもありましたけれども、戦略的物資の獲得ですとか、あるいは重要技術の確保、こういうところにしのぎを削っていく中で、我が国として経済安全保障というものをしっかり確保していくためには、先ほど申し上げた自律性を向上させるということと、優位性、不可欠性を獲得していくこと、この二つが重要であって、それによって同志国との協力を拡大し、深化させていくことが重要だと考えているんです。

でも、そのときに私が重要だと思うのは、日本としての基軸がないと、ほかの国と連携するといっても、単なる追随になりかねない。そこは考えておりまして、したがって、まずは我が国としてどうするかという基軸を決めていくことが重要であって、そのためには、最初にやるべきことは、我が国としての脆弱性、弱みと強みをしっかりと把握をしていくことだと思っております。

そうした考え方に基づいて、国際情勢が複雑化し、変化のスピードにも富む中で、我が国としての立ち位置を明確化しつつ、必要な取組を総合的、効果的に進めていく必要がある。このことが基本的なアプローチの仕方です。

そうした視点に立った上で、これまでも、法律だけじゃなくて、例えば外為法に基づく対応の強化ですとか、新しい法律だけじゃなくて、既存の法制度の中で多岐にわたる取組というものを既にやってきております。その中で、我が国の脆弱性や強みを把握していく作業を今も続けておりますけれども、そうした中で、経済安全保障推進会議ですとか有識者会議での議論も踏まえた上で、更なる喫緊の政策課題をやっていかなきゃいけないという観点から、サプライチェーンの強靱化を含めた、いつも言っています四つの項目についてまずは取り組んでいかなければいけない、法制上の手当てをしなければいけないと考えたところです。

委員御指摘のとおり、経済安全保障というのは非常に幅広い概念であって、今回この四つの項目をやれば全て終わりというわけでは私はないと思っていて、また、有識者会議でも、この間、提言をいただいたんですけれども、いろいろその中にも書かれていて、例えば、一つだけ読み上げさせていただきますけれども、「経済安全保障は多岐にわたる新しい課題であり、情勢の変化に応じた迅速な対応が不可欠であることから、今後も、さらなる立法措置を含む必要な取組を検討・実施していくべきである。」というようなことも提言されていて、私たちとしては、その提言というのを非常に重く受け止めているところでございます。

情勢は非常に急速に変化をしていく中で、したがって、法制化するもの以外でもやらなければいけないことというのは多岐にわたっていると思いますし、一気に全てできればそれが理想ですけれども、やはりそういうわけにはいかないということで、先ほどの問いのところでお答えさせていただいたんですが、時間軸を意識しながらということで、優先順位もつけつつ、できるところからスピード感を持ってやっていくというのが今の方向性でございます。

○浅野委員　これからも追加のテーマ、分野というものが議論し得るんだということなんですけれども、ちょっと二つだけ具体例を挙げさせていただくと、私どもが今ちょっと課題として思っているのは、やはりセキュリティークリアランスですね。あとは人権デューデリジェンスなんですけれども、特にセキュリティークリアランスについては、もう既に、日本人の技術者が海外の学会だとかいろいろな会合に出ていこうとしたときに、それが、例えば量子コンピューティングのような分野だったり、あるいはＡＩの分野だったり、先進的な分野が多いんですが、このセキュリティークリアランスがないということをもってそこに入っていけないという事象が既に起き始めているんですね。

これはやはりグローバルなネットワークの中から日本人技術者が孤立し始めていることの表れだとも思いますし、人権デューデリの話をすると、

こちらはまた別の事由によって国際的な流通網から孤立してしまうようなリスクもあるわけで、経済安全保障というのであれば、やはりこの二つの議論というのは絶対に避けて通れないというふうに思っております。

今回、そういった要素がこの法案の中には含まれていないように思われるんですけれども、ちょっと通告にはないんですが、大臣の、この二つのテーマに対する問題意識であったり、あるいは、今回含まれていないのかどうかも、ちょっと今、法案の詳細がまだ出てきていませんから分かりませんので、その辺りについて大臣の見解を伺えればと思っております。

○小林国務大臣　ありがとうございます。

今の委員の御指摘というのは、僭越ながら、傾聴に値するというふうに受け止めております。

セキュリティークリアランスにつきましては、今、結構いろいろなところで言葉は出てくるんですが、必ずしも、多くの方のイメージというか定義というか、そういうものが統一されて語られていないのかなというふうにも感じているところです。

その意味で、まず、そもそも論として、先端的な重要技術の研究開発というのは、我が国の技術の優位性や不可欠性を獲得していくに当たって極めて重要な課題だと認識しておりまして、だからこそ、今、法案自体は検討中ではあるんですけれども、四つの柱の一つとして、官民の研究開発に関する技術協力という、そこを一つの柱として位置づけているところであります。

これにつきまして、今後、法案提出に向けた準備を加速しながら、先端的な重要技術の研究開発とともに技術流出対策というものに万全を期していきたいというふうに思っているんです。

その上で、セキュリティークリアランスについてですけれども、主要国を中心に諸外国では、機微技術に関するものも含めて、主として政府の保有する秘密情報の保全などの観点から導入をされていて、例えば、今委員が御指摘されたように、各国との共同研究などを民間部門も含めて進めていく上で、こうしたクリアランスを我が国でも取得できないのかといった声もあるということは承知をしております。

これは、いろいろ、国民の理解も含めて、今後検討をしていくべき課題の一つであるというふうには個人的には考えておりますけれども、まず今やらなければいけないことは、機微技術に関するものを含めて、情報流出対策というものを更に進めていくこと、そしてそのための必要な取組を強化していくこと、これは喫緊の課題であるというふうに考えておりますので、今、法案自体は検討中でございますけれども、しっかりと法案の中身を詰めて、委員の皆様にこの技術流出対策も含めて御審議いただけるように努めていきたいと考えております。

○浅野委員　是非、引き続き議論をさせていただきたいと思います。

最後の質問になります。

今、やはり情報流出の防止が非常に重要なんだという御発言がありましたけれども、それはもう間違いないと思いますが、今、法案に関する情報や、あるいは政府関係者の御発言を聞いておりますと、この情報流出、いわゆる保護の部分のところに余りにも重きが行っていて、新しい技術をつくったり、あるいは、先ほど大臣がおっしゃっていた、日本の優位性だったり不可欠性を創造する部分の施策というところが、そういう姿勢が弱いのではないかというふうに感じるところがあります。

是非、罰則を設けたり、あるいは守秘義務を課したり、そして特許を非公開にしたりという、それはそれでそれぞれ必要な措置、施策なのかもしれませんが、その一方で、やはり技術が生まれるときというのは、いろいろな情報の交差があって、そこから新しい発見や新しい技術が生まれるわけですから、そういったところを抑圧しないような運用にしていかなければいけないと思っております。

こうした部分、つくり出す部分と守る部分のバランスといったもの、ちょっと今偏っているんじゃないかなと思うんですが、大臣の御見解を最後に伺って、終わりたいと思います。

○小林国務大臣　おっしゃるとおりだと思っていまして、守ってばかりいたら結局守るべきものがなくなっちゃう、そんな日本にしたら意味がないというふうに思っています。

重要なことは、先端的な重要技術を官民で連携して育てて、そして同時に守っていくこと、バランスだというふうに思っています。

先ほどの有識者会議の提言において幾つか指摘されたことは、産学官がその枠を超えて継続的かつ緊密に支援、連携して先端技術を育てる、そして、安心して機微なものを含む情報の交換や協議を行える枠組みをつくっていく、そして、研究成果の取扱いは、公開を基本としつつ、当事者で協議をして決定する、こうした御指摘をいただいていて、自由な研究活動と情報の保護のバランスを確保する制度をつくっていくことが重要だと考えています。

もう時間が来ているので特許の話とかはちょっとはしょりますけれども、こうした有識者からの提言を踏まえて、具体的な制度設計の検討を今進めているところであって、議員の御指摘、御懸念に及ばないような形の制度をつくっていきたいと思っています。

私としては、議員の問題意識というのは極めて重要だと思っていて、イノベーションというのは閉じていたら起こらないと思うんです。やはりオープンイノベーションであって、企業の枠や国の枠を超えて、異なる価値がぶつかって融合して、そこで新しい付加価値を生み出していく、これがイノベーションの在り方だというふうに思っていますので、当然、そこをしっかりと、根底にそうした考えを持って具体的な制度設計を進めていきたいと考えます。

○浅野委員　終わります。どうもありがとうございました。

○上野委員長　次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五分散会

2022年3月2日
内閣委員会
（質疑要旨）

サイバー警察局の役割について

2022.3.2（Wed）内閣委員会（警察法改正に対する法案質疑）

現状・課題意識

●国際情勢では、ウクライナの政府機関や大手銀行に対して大規模なサイバー攻撃が行われている。

●安全保障に関わるサイバー攻撃による被害は、近年被害が甚大化傾向にある。

●日本がサイバー攻撃を受けた場合は、事態の重大性・緊急性に応じて、政府対策本部の設置やNISCを含む関係省庁が連携し、被害状況の把握、拡大防止、復旧等が行われる。

委員会での浅野の発言要約

「国の危機管理体制の中で、サイバー警察局がどのような役割を果たすのか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「サイバー攻撃が発生した場合は、内閣官房を中心に政府が一体となって対応する。その中で警察庁はサイバー警察局を中心に、関係省庁と緊密に連携しながら、被害の発生や拡大の防止を図る。」



二之湯国家公安委員長

ICTシステム・ソフトウェアの脆弱性事前評価について

2022.3.2（Wed）内閣委員会（警察法改正に対する法案質疑）

現状・課題意識

●近年、サプライチェーンの複雑化やグローバル化が進む中で、サイバー空間を構成するシステムやソフトウェアの脆弱性を突いて攻撃を仕掛ける事案が確認されている。

●平成28～29年にかけて、国内約200の企業がサイバー攻撃を受けた事案では、攻撃者があらかじめITソフトウェアの脆弱性を事前に調査して攻撃を行ったとされる。

委員会での浅野の発言要約

「サイバー攻撃を未然に防ぐ観点で、システムやソフトウェアの脆弱性評価を事前に行うべきではないか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「各省庁等では、疑似的な攻撃により対策を検証するペネトレーションテスト（侵入テスト）を行っている。また、脆弱な設定状態を悪用した攻撃に備え、情報の把握や定期的なスキャン等の取組みを推奨している。」



吉川政府参考人

2022年3月2日
内閣委員会
（質疑要旨）

GIGAスクール構想における子ども用端末のセキュリティ対策について

2022.3.2（Wed）内閣委員会（警察法改正に対する法案質疑）

現状・課題意識

●文科省が主導するGIGAスクール構想では、全国の小中学生にタブレット端末、IT機器が配布されている。

●サイバーセキュリティの観点では、子どもたちが使うIT機器についても、セキュリティリスクが存在すると有識者会議で指摘されている。

文科省HP

質疑翌日にガイドラインが改訂され各都道府県に事務連絡が通達されました。

委員会での浅野の発言要約

「GIGAスクール構想で普及させたIT機器へのセキュリティ対策の取組みはどうか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「教育情報セキュリティーポリシーのガイドラインに基づき、不正インストールの防止やセキュリティー設定の一元管理等を講じている。今後も状況に応じて見直し等を進めていく。」



警察局内での連携とIT人材育成、相談窓口について

2022.3.2（Wed）内閣委員会（警察法改正に対する法案質疑）

現状・課題意識

●サイバー事案に起因する犯罪は、刑事部門、生活安全部門、警備部門等でも取り扱われるため、サイバー警察局に限らずIT人材の育成が必要となる。

●サイバー犯罪の被害に遭った際に、被害情報の公表による風評被害を恐れ、警察への通報・相談をためらう傾向が指摘されている。

委員会での浅野の発言要約

「サイバー警察局と他の部局の機能の違い、人材育成についての考え方はどうか。被害者が安心して警察に通報・相談できるためにどのように取り組んでいくのか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「サイバー事案への対処は、既存部局と連携して行い、IT人材の育成を確実に進めていく。相談窓口については、広報啓発に取り組むとともに、被害者への配慮や情報保護を徹底し、安心して頼れるようにしていく。」



衆議院　第二百八回国会　内閣委員会議録　第五号

令和四年三月二日（水曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　上野賢一郎君

理事　井上　信治君　理事　工藤　彰三君

理事　平　将明君　理事　藤井比早之君

理事　森田　俊和君　理事　森山　浩行君

理事　足立　康史君　理事　國重　徹君

赤澤　亮正君　伊東　良孝君

石原　宏高君　金子　俊平君

小寺　裕雄君　杉田　水脈君

鈴木　英敬君　髙木　啓君

谷川　とむ君　永岡　桂子君

平井　卓也君　平沼正二郎君

松本　尚君　宮路　拓馬君

宗清　皇一君　山田　賢司君

吉川　赳君　和田　義明君

青山　大人君　大串　博志君

堤　かなめ君　本庄　知史君

山岸　一生君　阿部　司君

浅川　義治君　堀場　幸子君

河西　宏一君　平林　晃君

浅野　哲君　塩川　鉄也君

緒方林太郎君　山本　太郎君

国務大臣（国家公安委員会委員長）　二之湯　智君

法務副大臣　津島　淳君

外務副大臣　鈴木　貴子君

経済産業副大臣　細田　健一君

防衛副大臣　鬼木　誠君

内閣府大臣政務官　小寺　裕雄君

内閣府大臣政務官　宮路　拓馬君

内閣府大臣政務官　宗清　皇一君

政府参考人（内閣官房内閣情報調査室次長）　柳　淳君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　吉川　徹志君

政府参考人（警察庁長官官房長）　小島　裕史君

政府参考人（警察庁生活安全局長）　緒方　禎己君

政府参考人（警察庁刑事局組織犯罪対策部長）　渡邊　国佳君

政府参考人（警察庁警備局長）　櫻澤　健一君

政府参考人（警察庁情報通信局長）　河原　淳平君

政府参考人（法務省大臣官房審議官）　保坂　和人君

政府参考人（外務省大臣官房審議官）　徳田　修一君

政府参考人（文部科学省大臣官房学習基盤審議官）　茂里　毅君

政府参考人（経済産業省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）　江口　純一君

政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）　松山　泰浩君

政府参考人（防衛省防衛政策局次長）　大和　太郎君

内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

三月二日

辞任　補欠選任

宗清　皇一君　谷川　とむ君

中谷　一馬君　青山　大人君

同日

辞任　補欠選任

谷川　とむ君　宗清　皇一君

青山　大人君　中谷　一馬君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

警察法の一部を改正する法律案（内閣提出第二号）

○上野委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、警察法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として、お手元に配付いたしておりますとおり、内閣官房内閣情報調査室次長柳淳君外十二名の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上野委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○上野委員長　これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。山岸一生君。

○山岸委員　立憲民主党、山岸一生です。おはようございます。よろしくお願いいたします。

早速質疑に入ってまいります。

二之湯委員長、私、お地元の京都で、昔、新聞記者をやっていたことがありました。駆け出し時代に京都で過ごしていました。非常に伝統、文化豊かな町でしたけれども、一方で、よそ者にはいろいろ分からないルールがあったり、仕組みがあるなということも感じておりました。今回、自民党京都府連の政治資金をめぐる様々な疑惑、報道に接する中で、そんな思いも新たにしました。こういった闇、あるいはうみというものは是非出し切っていただきたい、その思いで質疑をしてまいります。

大臣、この間、御答弁を伺っていますと、いろいろ矛盾があるなというふうに思います。なぜこの問題を僕が取り上げるのか。それは、まさにこれから審議をしていく警察法の改正に密接な関連があるからなんでございます。この法案によって、国家公安委員会の役割が大きく変わっていく。そのトップである二之湯委員長がその職責を果たしていくために、本当に大丈夫なんだろうか、こういう疑問があるわけでございます。

大臣、この政治資金の問題をめぐって、矛盾のある答弁をされていると私は思います。

一つ、大臣、こうおっしゃっている。二月十四日、衆議院予算委員会、我が党の階猛議員への答弁でこうおっしゃっています。地方議員に金を渡すために決めたんじゃないかと、そういうことではございませんと否定をされています。

一方で、その次の日、二月十五日、これは予算委員会ではありません、大臣の記者会見ですけれども、こうおっしゃっている。大きな節目節目の選挙には、府連の地方議員に対して応分の政治活動費が配分されるやろうということは想像はしている。

二つのことをおっしゃっているんですね。御自分の思いで寄附をして、府連が独自にお金を配ったから示し合わせていないというお考えと、一方で、当然、お金を配分することは分かっていますよ、想像していますよとおっしゃっている。これは明らかに矛盾をしていませんか。大臣、どっちが正しいんでしょうか。

○二之湯国務大臣　私も再三委員会で答弁しておりますけれども、私たち国会議員が京都府連に政治活動費の一部にこれを使ってくださいということについては全く変わっておりません。前後の記者会見でどういう、私が、発言が違った、それは

○上野委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、参議院の予算委員会との兼ね合いで、二之湯国家公安委員長には、大変忙しい中、お時間を割いていただき、感謝を申し上げます。また、我が会派の質疑時間については、立憲民主党さんから御配慮をいただきましたことに感謝を申し上げ、質問に入らせていただきたいと思います。

本日は警察法の改正案の審査ということで、冒頭、今日、午前中の質疑でも出ておりましたが、ウクライナに関連した質問をさせていただきたいと思います。

ウクライナの今の情勢、大変厳しい状況になっておりますけれども、今回の事案については、いわゆるハイブリッド戦ということが言われております。午前中もそのやり取りがされましたが。

今回、我が国でもサイバーセキュリティーの対策を強化しなければいけないという局面において、実際、じゃ、どのような攻撃内容で、どのような被害が今確認をされているのか、その事実関係について、まずは最初、伺いたいと思います。

○吉川政府参考人　お答えいたします。

私ども内閣サイバーセキュリティセンターで公表資料や報道で把握をしているところでは、二月十五日に、ウクライナの国防省など、政府機関や大手銀行に対するサイバー攻撃があり、また、二月二十四日には、内閣、外務省、インフラ省、教育省など、政府機関のウエブサイトがダウンするなど、数度にわたりウクライナに対するサイバー攻撃があったことについて承知をしているところでございます。

○浅野委員　ありがとうございます。

現在もなお詳細な情報収集の途上にあるというふうには思いますけれども、やはり、海外でのこうした事例、よくその内容についても情報を蓄積し、今後に生かすこともまた重要だと思いますので、政府としても、引き続きこの詳細調査を続行していただきたいと思います。

翻って、我が国が今回のような、このような大規模サイバー攻撃を今後受けないとも限りません。そのような場合に、我が国においては、現在、どのように対応する体制がつくられているのか。重立ったところで言いますと、ＮＩＳＣや警察庁、そして防衛省など、それぞれサイバーセキュリティー部門を持っておりますけれども、どのように機能分担をしているのか、教えていただきたいと思います。

○吉川政府参考人　お答えいたします。

大規模なサイバー攻撃に対しては、攻撃を完全に防げないことも想定をし、速やかに検知して所要の対策を講じ、被害の拡大を最小限に抑えることが重要であります。

国民の生命、身体、財産若しくは国土に重大な被害が生じ、若しくは生じるおそれのあるサイバー攻撃事態、又はその可能性がある事態が生じた場合には、官邸対策室等を危機管理センターに設置し、その体制の下に、ＮＩＳＣを含む関係省庁は、相互に被害状況、被害の拡大の防止、復旧等に関する情報共有を行うこととしているところでございます。

さらに、事態の重大性、緊急性に応じ、関係閣僚会議、国家安全保障会議、閣議等の開催、政府対策本部の設置等を行い、事態の変化に対応することとしているところでございます。

○浅野委員　では、続いて、今回、警察法の改正によって設置されるサイバー警察局、これが今おっしゃったような国の危機管理体制の中でどういった役割を果たすのか、改めて教えていただけますでしょうか。

○二之湯国務大臣　国民の生命などに重大な被害が生じるおそれのある大規模なサイバー攻撃が発生した場合には、内閣官房を中心に、政府が一体となって対応する枠組みが構築をされております。こうした枠組みの下で、警察では、警察庁に新たに設けられるサイバー警察局を中心として、関係省庁と緊密に連携し、被害の発生や拡大の防止を図ることとなります。

○浅野委員　緊密に連携をしてというところはそのとおりなんだろうと思うんですけれども、やはり、サイバーセキュリティーという分野、まだ、防衛省、警察庁、そして内閣の中でも、それぞれ立ち上がって、これまで検討はしてきておりますが、大規模な事案に対する対応の在り方、連携の在り方という部分については、やはりもう少し具体的に指針を定める等してやっていただきたいな、それが国民の安心感にもつながるものだというふうに思います。

現在検討中の部分もあるかと思いますが、この問題、これからも続きますので、是非、今後のこの委員会の中での質疑等の中では、緊密な連携というところをもう一段ブレークダウンして、具体的に国の方針、姿勢というものを教えていただきたいというふうに思っております。

次の質問に移りたいと思います。

今回設置されるサイバー特別捜査隊、これは関東管区警察局に設置をされるということになりますが、この関東管区警察局は、現在、さいたま新都心にある合同庁舎二号館の方に入っているというふうに伺いました。私も少し話を聞いてみますと、こちらの庁舎には、防衛や災害対応を担当する、関東管区警察局のほか、北関東防衛局、そして関東地方整備局などが入っていることもありまして、この建物自体は非常に頑丈で、広域防災拠点としても利用できる機能が備わっているというふうに聞きました。ですけれども、やはり物理的な安全性があれば大丈夫かと言われると、そうではないと思います。

自然災害とか、あるいはパンデミック、大規模なサイバー攻撃を受けた際にも、しっかりその機能を維持しなければいけない。そういった点で、サイバー特別捜査隊がその役割を果たし続けるためにどのような対策をしているのか、その辺り、お考えを伺いたいと思います。

○二之湯国務大臣　サイバー特別捜査隊は、政府の機能や、あるいは企業が多く集積しております首都圏に拠点を置く、拠点を東京に置くことになるわけでございます。

自然災害が発生した場合も、警察としての業務を止めることはできません。あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害対応などの緊急性の高い業務を優先し、確実に継続していく必要がございます。

重大サイバー事案の捜査についても、災害の影響を見定めつつ、救助活動を妨害する事案のように特に緊急性が高いものがあれば、サイバー特別捜査隊と都道府県警察が連携を図りつつ、警察としての業務を継続することができるように警察庁を指導していきたいと考えております。

○浅野委員　ちょっと今の内容について一点だけ確認をしたいんですが、サイバー特別捜査隊の拠点を置く場所ですね。

関東管区の警察局はさいたま新都心にありますけれども、今、大臣の答弁の中では、東京に置くというような発言があったようにも聞こえましたが、正確にはどちらに置かれるのか、確認をさせてください。

○二之湯国務大臣　今の段階では、私も承知しておりません。（発言する者あり）

関東管区にサイバー捜査隊を置きますけれども、その拠点の場所は確定をしておりませんという意味です。

○河原政府参考人　お答えいたします。

確定的ではございませんが、サイバー特別捜査隊は、政府の機能や企業の本社等が首都圏に多く存在することなどを踏まえまして、その拠点を東京に置くことを考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。

拠点をどこに置くかというのは非常に重要な問題だと思います。検討中ということは分かりましたけれども、今国家公安委員長が答弁されたように、いかなる場合でもその役割を果たし続ける、そういう環境整備、場合によっては、一か所という考え方にとどまらず、やはり、サイバー領域で

の対策ですから、分散した拠点においてもその機能を発揮できるような、そういう検討も政府の中で進めていただきたいというふうに思います。

続いての質問に移らせていただきたいと思います。

情報システムやソフトウェアの脆弱性についての評価の在り方について、ちょっと質問させていただきたいと思います。

近年、サプライチェーンの複雑化やグローバル化が進む中で、サイバー空間を構成するシステムやソフトウェア、この脆弱性を事前に調べた上で、そこに攻撃をしかけるような事案が確認をされております。

例えば、平成二十八年から二十九年にかけて、ＪＡＸＡを始め国内約二百の企業がサイバー攻撃を受けた事案では、攻撃者があらかじめ、資産管理システムだったようですけれども、ＩＴソフトウェアを事前に入手して脆弱性を調査をして、それが流通、普及した段階で攻撃をした、そういったような事案でありました。

このようなサイバー攻撃、サイバー被害を未然に防ぐためには、やはり情報システムやソフトウェアの事前の脆弱性評価というものが非常に重要になってくると思うんですけれども、現在、政府としてどう取り組んでいるのか、お伺いしたいと思います。

○吉川政府参考人　お答え申し上げます。

政府においては、サイバーセキュリティ基本法に基づき、戦略本部の下、サイバーセキュリティ戦略として閣議決定をしておりまして、国民の安全、安心の実現等を目的として様々な対策を進めているところでございます。

御指摘の脆弱性対策に関して申し上げれば、例えば、各省庁、独立行政法人等に対して、疑似的な攻撃により実際に情報システムに侵入できるかどうかの観点から対策の状況を検証するペネトレーションテストを行うことなどにより、システムの脆弱性について確認する取組を行っているところでございます。

また、国民生活及び経済活動の基盤であって、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生じるものに関する事業を行う者として指定された重要インフラ事業者においても、政府は、脆弱な設定状態を悪用した攻撃に備えた、ソフトウェアの設定についての把握、定期的に脆弱性を洗い出すスキャンの実施等の取組を推奨しているところでございます。

このような取組を通じましてＩＣＴシステムやソフトウェアの脆弱性対策に努めているところであり、引き続き、サイバーセキュリティーの強化に取り組んでまいります。

○浅野委員　ちょっと今の答弁内容で確認なんですが、いわゆる後半の部分、経済活動に多大な影響を及ぼす重要インフラ分野において、事前のチェックテストを推奨しているというふうにおっしゃいましたけれども、これは推奨しているのであって義務ではないということの確認と、それをするために、何らかの指針やガイドラインとか、政府としての考え方を明示したものがあるのかどうか、そこをちょっと確認させてください。

○吉川政府参考人　お答え申し上げます。

先ほど申し上げたサイバーセキュリティ戦略本部におきまして、重要インフラ行動計画を決定をしております。この中で、今御質問のことについて定めているところでございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

続いて、ちょっと各論になってしまいますが、近年、このサイバーセキュリティーという観点、ＩＴ機器の普及という観点では、文部科学省が主導してＧＩＧＡスクール構想というのを行いまして、全国の小中学生たちにタブレット端末、ＩＣＴ機器を配付をしたということがございました。

やはり、これは政府の有識者会議の中でも指摘されていましたように、これは大人だけでなくて、子供たちが使うＩＴ機器についてもサイバーリスクというのが存在をしています。

このＧＩＧＡスクール、急速に普及をさせた分、セキュリティー対策の面ではどうなのか。政府の取組状況について確認をさせていただきたいと思います。

○茂里政府参考人　お答えいたします。

サイバー攻撃など不正アクセス等に対し十分な情報セキュリティー対策を講じることは、教師そして児童生徒が安心してＩＣＴ教育に携わる上で非常に大事なことだと考えております。

そのため、文科省では、教育委員会や学校が教育情報セキュリティーポリシーというものを策定するに当たり、その参考になる情報や対策について、関係省庁と、また専門家の意見を伺いながら、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインというものを定めてございます。教育委員会や学校につきましては、そのガイドラインを踏まえてそれぞれのセキュリティーポリシーを定めているところでございます。

御指摘の児童生徒用端末につきましては、当該ガイドラインにおきまして、不正インストールの防止やセキュリティー設定の一元管理などを求めておりまして、それを踏まえて学校設置者においてセキュリティー対策が講じられているところでございます。人的、物理的、技術的セキュリティーを整理して、総合的に推進しているところでございます。

今後とも、情報がどんどん変わっていくと思いますので、そういったことに即座に対応できるよう、このガイドラインの見直しなどを通じて徹底してまいりたいと思います。

○浅野委員　その際には是非、これは文科委員会の方で議論すべき内容かもしれませんが、現場の先生方の負担、そして自治体側の担当者の負担、そこはよく考えて、合理的な対策を打っていただきたいと思います。

次の質問に移りますけれども、近年、サイバー空間での出来事をきっかけにして、リアルな空間での犯罪というのが多数起こっています。例えば、インターネットを利用して出会い系サイトでそういう接点を持ち、実際に対面してそこで詐欺行為に及んだり、あるいは、まあ詐欺事案というのがありますけれども、こうしたサイバー事案に起因する犯罪というのは、やはり警察として取り締まるべき対象なんだと思います。

ただ、今回、サイバー警察局のほかにも、従来からそうした事案を取り扱っている、刑事部門や生活安全部門、警備部門など多くの部門がございますけれども、このサイバー警察局とそれらの部門との明確な役割の違い、機能の違いというのがあれば、そこを分かりやすくちょっと教えていただきたいと思います。

ただ、いずれにしても、重大事案であっても個別の事案であっても、やはりそこを取り締まるためには、サイバー空間で何が起こっているのかというところの捜査力の強化というのが必要になると思います。

そういった点では、サイバー警察局に限らず、各都道府県警も含めて、スキル向上、人材育成というものが重要になっていくと思います。

午前中も指摘された課題感ではありますけれども、その点について、その機能の違い、そして人材育成に対する考え方、教えていただきたいと思います。

○二之湯国務大臣　今回、警察庁に新設されますサイバー警察局では、サイバー事案への対処について、これまで複数の部局に分かれていた役割を一元化するといいますか、一元的に担うことになるわけでございます。

また、サイバー警察局では、サイバー空間における安全、安心を確保するため、犯罪の捜査や防止などの様々な面で生活安全局などの既存の部局とも連携を図ることとなります。

こうしたサイバー事案への対処においては、人材の育成が極めて重要となってまいります。

警察では、ＩＴ企業出身者や技術的解析の専門家が様々な部門に配属されています。こうした職員の技術力や適性を見極めて、高度な訓練を受けさせたり研究機関との共同研究に従事させたりするなど、サイバー事案への対処に必要な人材の育成が確実に行われていくよう警察庁を指導してま

いりたいと思っております。

○浅野委員　では、最後の質問になります。

警察庁が令和二年度に実施した犯罪情勢に関するアンケート調査によると、サイバー犯罪に遭うことへの不安を持っているという国民の皆様の回答の割合が七五％に及んでいるというデータがございます。

ただ、その一方で、情報漏えいとか何らかの被害を受けたことを公表することによって風評被害が出てしまうんじゃないか、例えば会社なんかはまさにそのことを考えると思うんですが、この風評リスクへの懸念から、被害を受けた人や事業者が、警察へ通報、相談をためらう傾向があるということも指摘されています。この点について、今後どのように取り組んでいくのか、考え方を確認したいと思います。

○二之湯国務大臣　昨年九月に閣議決定された政府のサイバーセキュリティ戦略では、サイバー犯罪に関する警察への通報やあるいは公的機関への連絡の促進によって、サイバー犯罪の温床となっている要素、環境の改善を図るとされております。

社会全体でサイバー空間の脅威に立ち向かうために、警察への通報やあるいは相談を促進することが重要であると考えております。

今回設置されるサイバー警察局を中心として、関係機関、団体と連携し、警察への通報や相談を促すための広報啓発に取り組むとともに、被害の通報や相談については、企業の信用への影響や業務の継続に対する懸念に配慮した対応を行うとともに、警察が入手した情報が確実に保護されることにより、被害を受けた方が安心して警察を頼ることができるよう警察庁を指導していきたいと考えております。

○浅野委員　以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○上野委員長　この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後一時五十三分開議

○上野委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。塩川鉄也君。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

警察法改正案について質問いたします。

霞が関、国の府省庁におきましては、部や局の改編は法定事項ではなく政令事項となっております。しかしながら、警察庁については法律で定めることが維持されておりますが、それはなぜでしょうか。

○二之湯国務大臣　お答えいたします。

府省の内部部局の設置などについては、かつて各府省設置法等において定めていましたが、国の行政機関の組織編成の弾力化を図る観点から、昭和五十八年に、政令で規定することとされております。

そうした中で、警察庁については、国家公安委員会の下に置かれる特別の機関であり、第一線において警察活動を行う都道府県警察の指揮監督を行う組織であるということを踏まえ、その内部部局である局や部の設置などについて国会の判断に委ねることが適当であると判断されたものと認識をしております。

捜査などの警察活動は、個人の権利と自由に関わり、影響を与えるものであることから、このような警察活動を行う都道府県警察の指揮監督などを行う警察庁の局や部については、民主的統制の下で、国会の判断により法律で規定することとなっているものと承知しております。

○塩川委員　今お答えいただきましたように、個人の権利と自由に影響を与える、捜査等の警察活動に係る警察組織の改編は大変重いものであり、国会の関与、民主的統制の下で慎重な対応が求められるものであります。

続けてお尋ねしますが、今回の法改正は、重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する規定の整備を行うものですが、その検討過程が全く分かりません。

昨年六月、小此木国家公安委員長が、サイバー局の設置と、その下に捜査権を持つサイバー隊の設置を公表しました。

政府内では、事前にどのような検討を行ったんでしょうか。

○二之湯国務大臣　サイバー空間における脅威に対処するための組織改正の必要性については、以前から警察庁において議論があったものと私は聞いております。

その後、令和二年秋以降のデジタル庁創設に向けた動きなどを踏まえて、令和三年からは令和四年度の組織改正に向けて更に具体的な検討を行い、昨年六月の公表に至ったものと聞いております。

○塩川委員　令和三年から検討を行ったと言うんですけれども、その検討過程というのは、今までお出しいただいていないんですが。

○小島政府参考人　お答えいたします。

具体的には、サイバー空間における脅威に対処する業務を所掌する部局や執行事務を行う部隊を設置する必要性、警察庁の警察官の職権の在り方、執行事務を行う部隊を設置する機関や場所、都道府県警察との関係等につきまして、警察庁内の関係各課が様々な観点から意見を出し合い、活発な議論が行われたというものでございます。

○塩川委員　ですから、その警察庁内の検討過程についての文書を出してくれと頼んだんですよ。出てきていないじゃないですか。

○小島政府参考人　お答えいたします。

昨年六月に組織改編の概要を公表いたしましてから、るる御説明を申し上げているところでございます。

○塩川委員　いや、だから、昨年六月の小此木国家公安委員長の発表の前でどんな検討を行ったのかと。検討していたと言っているんですから、前でどういう検討を行ったのかというのを明らかにするのは当然じゃないですか。

○小島政府参考人　重ねて同じ答弁で恐縮でございますけれども、先ほど申し上げましたように、サイバー空間における脅威に関する情勢であるとか、あるいは警察庁の警察官の職権の在り方であるとか等々につきまして議論を交わしてきたものというものでございます。

○塩川委員　国会でやはり審議をするそういった法案の中身について、どういう検討を行ったのかという、その検討過程そのものも極めて重要なわけですよ。それについて出さないままで、これでお願いしますというわけにはいかないと言わざるを得ません。

例えば、昨年三月に公表された警察庁の有識者会議、サイバーセキュリティ政策会議の報告書、去年の三月ですよ、警察庁内に置かれている有識者会議、政策会議においても全く触れられていないんですよ。

あるいは、政府の司令塔となっているサイバーセキュリティー戦略二〇二一、この検討過程においても、昨年五月に戦略の骨子というのが大きく出ていました。その戦略の骨子、六月の直前ですよ、このサイバーセキュリティー戦略二〇二一の戦略の骨子にも一言も触れられていないんですよ。

政府内で検討した形跡がないんじゃないですか。

○小島政府参考人　お答えいたします。

検討の過程につきましては、行政文書の保存ルールに従って、適切に文書として保管をしてございます。

○塩川委員　保管じゃなくて、私は出してくれと言ったのに、一向に出さなかったじゃないですか。それでここに至っているわけですよ。こんな格好で、経緯も分からないまま、曖昧なまま、まともな議論ができないのは許されないと言わざるを得ません。

私が指摘したいのは、小此木国家公安委員長の公表の直前にあったのは何かというと、自民党による政府骨太方針に向けた経済安保に関する提言であります。新国際秩序創造戦略本部、中間取り

2022年3月4日
内閣委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス感染症対策　年代別・感染場所別の感染防止策について

2022.3.4（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●2月10日改訂の基本的対処方針で、オミクロン株に特化した方針（学校、職場、高齢者福祉施設別の感染対策）が示された。

●3月2日のアドバイザリーボード資料によると、10代以下は学校、20代～50代は職場、60代以上は病院や高齢者福祉施設での感染が多くなっている。（資料1参照）

●状況が変化するコロナ対策には、エビデンスに基づいた政策や効果検証が重要と考える。

委員会での浅野の発言要約

「2月10日の基本的対処方針で示されたオミクロン株の特性を踏まえた感染場所別の対策について、その効果は出ているのか。」



政府の答弁要約

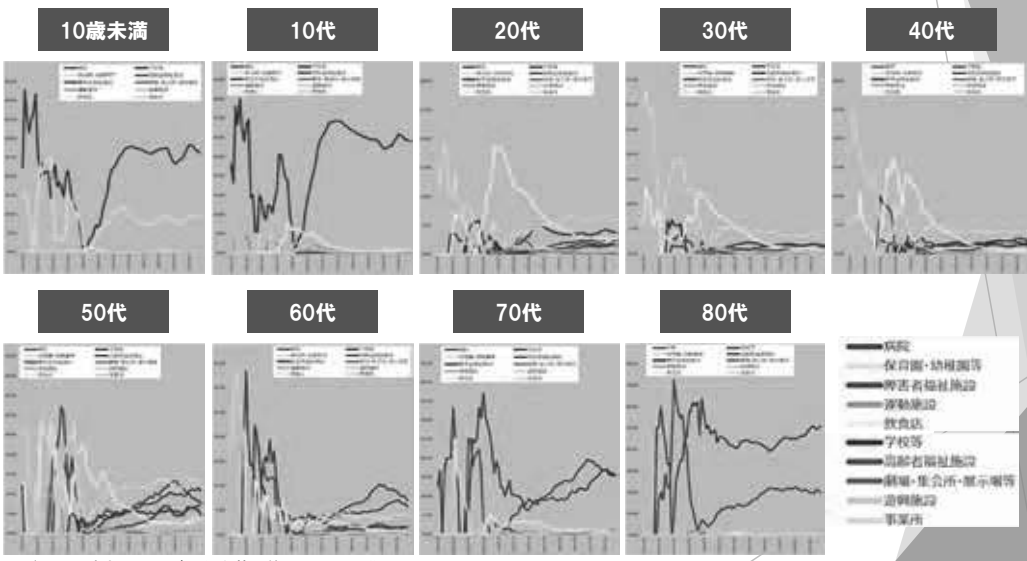
「マクロの観点では、感染者数が低下傾向のため、一定の効果は表れていると思うが、ミクロの観点では不十分な部分があると考えている。」



新型コロナウイルス感染症対策　年代別・感染場所別の感染防止策について

2022.3.4（Fri）内閣委員会（一般質疑）

資料1　新規陽性者の感染場所①（報告日別、HER-SYSデータ、100分率）



＊3/1 9:00時点の入力データを基に算出。７日間移動平均による。

（出典：第７４回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和４年３月２日）資料２－３をもとに浅野事務所で作成）

2022年3月4日
内閣委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス感染症対策　学校における感染防止策について

2022.3.4（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●10代以下の感染場所を示したデータの中で減少傾向となっている個所があるが、オンライン授業の実施等、学校での対策との相関がある可能性がある。

●文部科学省は、オミクロン株の特性を踏まえた対策の通達を行っているが、対策内容の元になっている「学校衛生管理マニュアル」については12月から更新されていない。

委員会での浅野の発言要約

「10代以下の学校等での感染推移では、2月に減少傾向がみられる。推定される要因は何か。」

「基本的対処方針を踏まえて学校衛生管理マニュアルの内容も見直すべきではないか。」



政府の答弁要約

「ご指摘の点は特に分析していないが、今後文部科学省と連携して分析を進めていく。」

「オミクロン株に対する知見の蓄積も踏まえ、今後不断の見直し、改訂に取り組んでいく。」





新型コロナウイルス感染症対策　自宅における感染防止策について

2022.3.4（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●今年に入ってから幅広い世代で、自宅での感染が増えている。（資料2参照）

●特に40代以下の若い世代は、自宅での感染が急激に増加傾向にある。

●基本的対処方針のオミクロン株の特性を踏まえた対策について、自宅での対策の記載がない。

委員会での浅野の発言要約

「基本的対処方針の中で、オミクロン株に対応した“自宅での配慮”事項を明示すべきではないか。」



政府の答弁要約

「基本的対処方針の中で、家庭内においても定期的な換気や手洗いの推奨等は記載しているが、国民一人ひとりに認識されるように、広報も含めて徹底していく。」



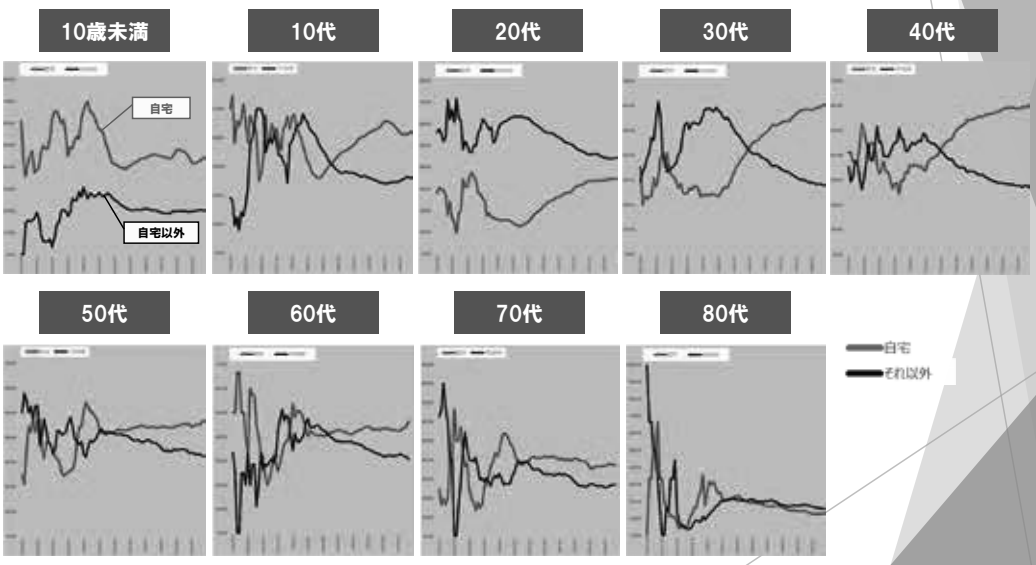
2022年3月4日
内閣委員会
（質疑要旨）

新型コロナウイルス感染症対策

自宅における感染防止策について

2022.3.4（Fri）内閣委員会（一般質疑）

資料2 新規陽性者の感染場所②（報告日別、HER-SYSデータ、100分率）



＊3/1 9:00時点の入力データを基に算出。７日間移動平均による。

（出典：第７４回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和４年３月２日）資料２－３をもとに浅野事務所で作成）

第二百八回国会　衆議院　内閣委員会議録　第六号

令和四年三月四日（金曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　上野賢一郎君

理事　井上　信治君　理事　工藤　彰三君

理事　平　将明君　理事　藤井比早之君

理事　森田　俊和君　理事　森山　浩行君

理事　足立　康史君　理事　國重　徹君

赤澤　亮正君　伊東　良孝君

石原　宏高君　加藤　竜祥君

金子　俊平君　小寺　裕雄君

杉田　水脈君　鈴木　英敬君

髙木　啓君　永岡　桂子君

平井　卓也君　平沼正二郎君

松本　尚君　宮路　拓馬君

宗清　皇一君　山田　賢司君

吉川　赳君　和田　義明君

大串　博志君　鈴木　庸介君

堤　かなめ君　本庄　知史君

山岸　一生君　渡辺　創君

阿部　司君　浅川　義治君

堀場　幸子君　河西　宏一君

平林　晃君　浅野　哲君

塩川　鉄也君　緒方林太郎君

大石あきこ君　山本　太郎君

国務大臣（内閣官房長官）　松野　博一君

国務大臣（国家公安委員会委員長）（国家公務員制度担当）　二之湯　智君

国務大臣（少子化対策担当）（男女共同参画担当）（こども政策担当）　野田　聖子君

国務大臣（新型コロナ対策・健康危機管理担当）（経済財政政策担当）　山際大志郎君

国務大臣（ワクチン接種推進担当）　堀内　詔子君

国務大臣（消費者及び食品安全担当）　若宮　健嗣君

内閣官房副長官　木原　誠二君

厚生労働副大臣　佐藤　英道君

内閣府大臣政務官　小寺　裕雄君

内閣府大臣政務官　宮路　拓馬君

内閣府大臣政務官　宗清　皇一君

内閣府大臣政務官　泉田　裕彦君

政府特別補佐人（人事院総裁）　川本　裕子君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　下田　隆文君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　田中　仁志君

政府参考人（内閣府政策統括官）　笹川　武君

政府参考人（内閣府男女共同参画局長）　林　伴子君

政府参考人（内閣府子ども・子育て本部統括官）　藤原　朋子君

政府参考人（総務省自治行政局公務員部長）　山越　伸子君

政府参考人（外務省大臣官房参事官）　股野　元貞君

政府参考人（文部科学省大臣官房学習基盤審議官）　茂里　毅君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　宮崎　敦文君

政府参考人（厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長）　岸本　武史君

政府参考人（資源エネルギー庁次長）　山下　隆一君

内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

三月四日

辞任　補欠選任

平沼正二郎君　加藤　竜祥君

中谷　一馬君　鈴木　庸介君

山本　太郎君　大石あきこ君

同日

辞任　補欠選任

加藤　竜祥君　平沼正二郎君

鈴木　庸介君　渡辺　創君

大石あきこ君　山本　太郎君

同日

辞任　補欠選任

渡辺　創君　中谷　一馬君

三月三日

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第七号）

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第八号）

国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第九号）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第七号）

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第八号）

国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第九号）

内閣の重要政策に関する件

公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

栄典及び公式制度に関する件

男女共同参画社会の形成の促進に関する件

国民生活の安定及び向上に関する件

警察に関する件

公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件（人事院勧告）

○**上野委員長**　これより会議を開きます。

内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として、お手元に配付いたしておりますとおり、内閣官房内閣審議官下田隆文君外十名の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**上野委員長**　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○**上野委員長**　質疑の申出がありますので、順次

ているというふうな御指摘を受けました。

けれども、私としては、総合調整をしっかりと、関係大臣と役割分担した上で、緊密に連携しながら、政府一丸となってワクチン接種に取り組んできているところというふうに考えております。

○緒方委員　いろいろな、多分、そちらにおられる井上大臣も内閣府特命担当相をやっておられましたし、総合調整をやる大臣というものの困難というのが常にあると私は思っておりまして。

ちょっと今の流れでお伺いをさせていただきたいのが、堀内大臣が国務大臣としてワクチン接種推進担当相をやっておられることによって、その事実によって、ワクチン接種推進にどのような付加価値があったか。言い直すと、あなたが専任の国務大臣であることをもって、こういうことが進みました、次官級の官僚に任せるのではなく、局長級の官僚に任せるのではなく、あなたが国務大臣であることによってよかったこと、これは何だと思いますか。

ちなみに、これは、今どんなワクチン接種推進の政策をやっているかということではなく、そうじゃないです、その説明を求めているのではなく、堀内さんが大臣であることでつけられた付加価値というのは何ですか。

○堀内国務大臣　私といたしましては、ワクチン接種推進担当大臣として、ワクチンの供給、そしてワクチン接種に対する様々なことの発信、そして総合調整を行わせていただいております。

私自身といたしましては、私の立場で精いっぱい努力して様々な発信を続けさせていただいております。そういったことによって、お一人でも多くの方がワクチン接種について前向きになっていただければと思っておりますし、また、今回、この三回目の接種に当たっては、交互接種など様々な、新しいこのワクチン接種に対する局面もございます。また、小児接種も始まったところであります。

そういったところについて、例えば、ファイザー、ファイザーを打たれた方もモデルナを是非打っていただきたい。そしてまた、小児接種、悩んでいらっしゃる親御さんのお話を聞いて、車座などで聞いて、しっかりとした、その親御さんの御不安をいろいろな省庁にお届けして、そして不安を取り除くための発信をしていきたい。そういうことを様々取り組ませていただいておりますし、それは、私は、今、モデルナとファイザー、打った割合が、大体、二月の初めよりも、ほぼ、曜日によってはモデルナの方が逆に多くなっている、三回目打っていただいた方が。というようなことで、成果はあったものと自負しております。

○緒方委員　ただ、今聞きながら、今の事務は、大臣の中で、次官級の官僚とか、あとは局長級の政策統括官とか、そういう方々がその案件を差配することによっては達成できないというふうにお考えですか。

○堀内国務大臣　やはり政治家でなければできないような部分があるというふうに私は思っておりますし、大臣であるからこそさせていただいた成果というものもあるというふうに自分では思っております。

例えば、自治体の長の皆様方、全国自治会の会長さん、また、そのワクチンの担当の方々、市長会の会長さん、町村会の会長さん、又は各個人の自治体の方々からお話を伺っていて、ワクチンをもっと早く配送してほしいとかもう少し早く届けてほしい、そういったお話を伺ったときに、直接、是非、そういうお声が全国からありますから何とか早くしてくださいということで、そういう声を届けさせていただいて、少しワクチンの配送の時期を、オペレーションをちょっと縮めていただいて早く届けていただいたり、そういったことをさせていただきました。これは、ワクチン接種担当大臣だからこそできたものではないかというふうに思っております。

○緒方委員　それで、お伺いしたいと思いますが……（発言する者あり）うるさいな。

何でこの質問をしているかというと、三月三十一日でワクチン接種推進担当相のそのポストが、恐らくですけれども、なくなる可能性が高い、そして、それを誰か別の人に振るわけですよね、厚生労働大臣なのか山際さんなのか分かりませんけれども。

今聞いた感じで、それぐらいの付加価値なのであれば、ワクチン接種担当相を専任で置く必要は、実はないのではないかと思うんですけれども、いかがお考えですか。

○堀内国務大臣　ワクチン接種推進担当大臣の体制についてでございますが、それについては、やはり内閣のリーダーである、まさに、先ほどは山際大臣、本部長と表現なさっていらっしゃいました、総理がお決めになることだというふうに私自身は思っております。

○緒方委員　先ほども松本議員の方からもお話がありましたが、何でもかんでも総理のイニシアチブだとか、そういうことにはならないと思うんですね。私、松本さんはすごくいいことを言っていたと思います。シンプルで、情報の一元化をするということが必要だと。その観点から、今の体制はよくないのではないかと思います。

もっと、担当する大臣の一元化を図るべきではないかと私思うんですけれども、大臣、いかがですか。

○堀内国務大臣　様々な局面が政治にはあると思います。日本が置かれているこの新型コロナのオミクロン株の急激な拡大というのも大変厳しい局面だと思います。その局面、局面においてどのような体制を築いていくかは、まさに総理大臣のリーダーシップの下に行われていく、そうあるべきだと私は思っております。

○緒方委員　与党席からの激励、本当にありがとうございました。

終わります。

○上野委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

どうぞ、山際大臣、よろしくお願いいたします。

今日、十五分しか時間がありませんので、簡潔に質問させていただきたいと思います。

まず一問目になりますが、二月二十日に蔓延防止等重点措置を解除した県が五つあります。そのうち三つ、沖縄、島根、大分では感染者数が増加傾向にあります。推定される原因、そして今後の措置の解除に当たって留意すべき点など、お考えがありましたら伺いたいと思います。

○山際国務大臣　その三県全部をつまびらかに承知しているわけではないんですが、傾向としては、やはり、子供そして若者において新規感染者数が増え始めているというふうに報告を受けております。ですので、我々としては注意深く見ていかなくてはいけないと思っておりますが、子供やあるいは若い方なので、今、にわかに病床に対して負荷がかかるという状況にはないというふうに報告を受けております。

一方で、解除に関しては、病床数がどうであるかとか、あるいは感染の傾向が、きちんと低下傾向が確実なものであるかとか、あるいは医療に対する負荷がこれ以上重たくならないかどうかというようなことを総合的に判断しております。

○浅野委員　ありがとうございました。

今、大臣まさにおっしゃったように、子供や若者といった、ある特定の年齢層であるとかというところに着目していくといろいろ情報があるように思います。

この後の質疑でも少し取り上げていきたいと思うんですが、その前に、本日お配りをさせていただいた資料の一を御覧いただきたいと思います。

こちらは、先日行われたアドバイザリーボードの資料の抜粋なんですけれども、新規陽性者の、世代別にグラフを整理しているんですが、色が分かれている部分は、感染した場所を色で分けております。赤丸をつけた十歳未満と十代のグラフを見ていただきたいんですけれども、直近、これは紫色のグラフが二か所、ちょっとへこんでいる傾向が見て取れると思います。

その前に、これは各世代ごとに見ていくと、若い人たちは学校での感染が増えている。今大臣が

おっしゃったとおりです。そして、二十代から五十代は職場での感染が多く、六十代以上になってくると病院とか高齢者福祉施設での感染が多くなっているのが分かります。

二月十日に基本的対処方針を改定して、それぞれの場所ごとに対策指針を定めたと思うんですが、この効果が発揮されているのかどうか、ちょっと御見解を伺いたいと思います。

○山際国務大臣　マクロの目で見れば、当然、全国的に新規の感染者数は低下傾向にありますから、ですから、マクロの目で見れば、今回の基本的対処方針に盛り込んだ対策というものはある一定の効果は表れてきているというふうに私たちは判断しておりますが、しかし、ミクロの、それぞれの現場にいきますと不十分な部分があるということは我々も承知しております。

○浅野委員　まさに、全体的には確かにピークアウトして減少局面にあるのかもしれませんが、大臣おっしゃるように、場所場所で見ていくと、世代世代で見ていくと決してそうとも言えないということが言えます。

次の質問なんですが、ちょっと先ほど言いかけましたが、この資料一を見ていただいたときに、赤丸の部分、特に十代、十歳未満のグラフでは、学校において直近二回の減少局面というのがございました。これは、私もいろいろ省庁からヒアリングをしたんですが、つまるところ何が原因なのかというのがよく分かりませんでした。

この減少した、推定される要因、この原因、要因をしっかり把握することは非常に今後の対策をする上でも重要だと思いますので、現時点での政府の見解を伺いたいと思います。

○山際国務大臣　正直申し上げまして、このカーブで、一旦減少してまた新規感染者数が増えている、このことについての明確な分析結果というのはまだ出ておりません。

○浅野委員　是非そこは分析をして、また今後の委員会の中でも確認をさせていただきたいと思います。

私が調べた範囲になりますが、少し、これが原因だと言い切れる状況にはないんですが、御参考までに申し上げると、一回目に下がった二月の第三週あたりなんですけれども、このときは、学校などでオンライン授業が一斉に行われた週になります。これがどのくらいの効果があったのかというところまでは追い切れておりませんので、是非、文部科学省と連携して調査をしていただきたいというのが一つと、二回目の、直近もう減少傾向になっているわけですが、この減少傾向に入る直前の二月十八日に、文部科学省が教育機関に対して、オミクロン株を踏まえた対策の留意点というのをまとめた文書を通知しているんですね。これも、どのくらい広く知れ渡り、現場で対策が行われたのか、ちょっと私はそこまでは追い切れておりませんが、やはり文部科学省と厚生労働省、内閣府で、この辺り、しっかり連携を取っていただいて、分析をしていただきたい。

大臣、冒頭おっしゃられたように、やはり若者が感染するケースが最近非常に多くなっていて、なおかつ、後ほど質問させていただくんですが、自宅での感染が増えているんです。ですから、学校で感染して自宅に持ち帰り、それが親御さんや高齢者の方々にうつっているということは容易に想像できますので、その入口である学校での対策というのをより効果的にする上で、この部分の分析はしっかりと行っていただきたい、このことを申し上げさせていただきますが、これを聞いた上で、ちょっと大臣から一言いただければと思います。

○山際国務大臣　まず、先生が今御指摘してくださった、文部科学省と分析をきちんとするべきだということに関しては承りました。我々の方としても、しっかり、どういうことが起きていて何が効果があったかというのは、どうしても分析が必要だと思いますので、やらせていただきたいと思っております。

それと、学校の問題というか子供の問題を話をするときには、実は、基本的対処方針分科会でもコロナ分科会でも、専門家の先生方からも相当いろいろな御意見をいただいておりまして、すなわち、子供たちの教育の機会をどう確保していくのかということと、感染症の拡大を予防していくということ、両方相当バランスを取ってやらなくてはいけないことなものですから、なので、衛生マニュアルのようなものの徹底というものを文部科学省の方からは通知を出してもらったんですけれども、余り行き過ぎると教育の機会が失われるということになるので、そこのバランスをどう取っていくかというのも、やはり文部科学省としっかりと相談しながらやらなくてはいけないことだというふうに思っておりますので、しっかり受け止めてやらせていただきたいと思います。

○浅野委員　是非よろしくお願いします。

今、大臣からも衛生マニュアルの話が出ましたけれども、次、ちょっと文科省にお伺いしたいんですが、今触れた学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというものを文部科学省が出して、各教育機関に通知をしておりますが、問題は、これは、今日の二枚目の資料にも示してありますように、実は最終更新が昨年の十二月なんですね。

十一月二十二日にバージョン七というのが作られまして、十二月十日に一部修正をされて、そのまま今運用がされているということで、それ以降にオミクロン株が広がってきたわけですから、これはしっかり基本的対処方針の内容を踏まえてマニュアルの内容も見直すべきだと思うんですが、文科省、いかがでしょうか。

○茂里政府参考人　お答えいたします。

オミクロン株の感染が十代以下にも拡大する中、学校においてオミクロン株の特性を踏まえた感染症対策を進めるということが極めて重要であると認識しております。

このため、文科省としては、二月の二日に、学校での感染確認時の臨時休業の目安等を定めたガイドラインに関し、オミクロン株の特性を踏まえて運用する際の留意事項をお示ししました。また、今お話ありました、二月の四日には、オミクロン株に対応して特に取り組むべき感染対策等をまとめ、各学校設置者等に対して周知徹底するなど、オミクロン株への対応についてしっかりとお示ししてきたところでございます。

御指摘のありましたマニュアルにつきましては、これまで、新型コロナウイルス感染症に関する知見等を踏まえて累次の改定を重ねてきております。近時のオミクロン株に対する知見の蓄積も踏まえ、今後の改定については、不断、見直していくという意思の下、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○浅野委員　文部科学省が頻繁に教育機関に対して通知を出しているのも、私、確認しておりますし、オミクロン株に対応した内容の、留意点をまとめたものを、非常に分かりやすいものを出していることも分かります。ただ、基本的対処方針の中で教育現場における対策というのが触れられておりますけれども、そこで引用されているのはこのマニュアルなんですね。衛生管理マニュアルなんですよ。

ですから、この衛生管理マニュアルの中をしっかりもっと頻繁にアップデートしていただかないと、基本的対処方針も毎週毎週ほぼアップデートされているわけですから、それと足並みをそろえて文科省側でも対応していただかないと、文部科学省の情報が新しいのか、内閣府が出した情報が正しいのか、どっちを信じればいいか、現場の混乱の元になりますから、そこはしっかりとそろえていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、ちょっと先ほども出ました自宅での感染対策についてお伺いいたします。

本日の資料の三枚目を御覧いただきたいと思うんですけれども、これは先ほどと同様に年代別に分けたグラフでありますが、二つのグラフがありまして、赤いグラフは自宅での感染、そして黒色は自宅以外での感染を示したグラフになります。

これを見ると、どのグラフを見ても、特に若い

方々は赤い方のグラフが今年に入ってから急激に増加傾向にあります。やはりこれはオミクロンの影響が強いのではないかなと思うんですが、自宅以外での感染以上に自宅での感染が多い状況であることが一目瞭然ですね。

ですから、基本的対処方針の中で、学校とか職場とか医療施設とか高齢者福祉施設でこういう対策をしてくださいということももちろん大事なんですが、自宅でどうするのかというところを、しっかりとオミクロンに対応した配慮事項というところを明示すべきではないかと思うんですけれども、この自宅での感染対策、これまでどういう対応をしてきたのか。そして、これは厚労省に聞いた方がいいのかもしれませんが、大臣にも、この基本的対処方針の中で自宅での対策というのを明示すべきだと思うんですが、この二つ、お願いいたします。

○宮崎政府参考人　お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、自宅での感染対策、大変重要と認識をしております。

二次感染の比率を見ても、家庭内の感染の場合には、かなり感染する確率が非常に高いデータが得られておりますので、これまでも厚生労働省といたしましては、陽性の方が生じた場合に、可能な範囲で部屋を分けることですとか、あるいは洗濯、掃除を行う際の対策などをまとめたリーフレットを作成して啓発を図ってまいりましたり、あるいは、保健所では、自宅療養をされる方への留意点をお知らせするなどの取組を行っております。あるいは、自治体においては、自宅療養のリーフレットを特別に作られてお渡しされているという取組もされております。そして、特に、同居家族の中に高齢者や重症化リスクのある方がいらっしゃる場合には、宿泊療養の活用なども含めて対応をお願いをしてきているところでございます。

こうした、入院、宿泊療養の活用、あるいは自宅療養時の注意を含めまして、家庭内の感染への対応というものを、都道府県と連携しながら進めてまいりたいということで、取り組んでいるところでございます。

○山際国務大臣　基本的対処方針には元々記載はありますが、おっしゃるように、オミクロン株が出てまいりましたので、二月十日の基本的対処方針の中に、改めて、家庭内においても室内を定期的に換気するとともに小まめに手洗いは行うことといった記載は入れてありますが、先生の問題意識はそこにはなくて、もっとそれがきちんと国民一人一人に認識されるようにしろということだと思いますので、その広報も含めて徹底してまいりたいと思っております。

○浅野委員　ありがとうございます。

是非厚労省にもお願いしたいんですが、今、最後に、自治体とも連携してというふうにおっしゃいました。

例えば、今、接種券も順次配られていますけれども、追加接種分ですね、そういうところに、例えば自宅での留意事項みたいなのをまとめたビラを一緒に同封してもらうとか、今後、自治体が住民に対して情報提供をするときに相乗りさせてもらうなどでもいいので、しっかり、オミクロンに対する自宅での注意が必要なんだと。皆さん、結構、自宅に帰ると安心してしまう方もやはり中にはいるんですよね、慣れ親しんだ場所ですから。だけれども、そこでもしっかりと注意をしなきゃいけないというこの意識改革を、しっかり、これからより一層進めていただきたい。

ちょっと時間が来てしまいましたので、今日はこれで終わりますが、以上のことを申し上げて質問を終わります。

ありがとうございました。

○上野委員長　次に、堤かなめ君。

○堤委員　皆様、おはようございます。立憲民主党、福岡五区の堤かなめです。

まず、子供政策予算の倍増について質問します。

立憲民主党は、少子化を食い止め、社会全体の活力を高め、高齢者の方々をお支えするため、子供政策予算倍増を掲げています。また、既に十数年前に民主党が打ち出したチルドレンファーストの理念に賛同して、私は民主党に参加いたしました。資料一に示しましたように、大見出しで「子育て政策　全候補「予算倍増」」という報道に、立憲民主党の政策をようやく採用していただけた、遅きに失した感はありますが、やっと予算倍増が実現すると喜んでおりました。

ところが、これはぬか喜びだったのでしょうか。二月四日の内閣委員会におきまして、子供政策予算の倍増について確認させていただきましたところ、野田大臣は、子供政策に関する予算をどんどん増やしていくのかという問いであればイエス、子供政策についてはしっかりと予算を内容に応じてつけていくなどとお答えになりましたが、倍増とは明言されませんでした。正直、がっかりいたしました。

一方、岸田総理は、二月二十四日、先週のことです、参議院予算委員会で、我が党の森ゆうこ議員の質問に対し、予算の倍増に向けてしっかりと努力をしていきたいと考えますと答弁されています。

そこで、改めて、野田大臣にも倍増とここで明言していただきたいと思います。持ち時間二十一分です。簡潔にお答えください。

○野田国務大臣　岸田総理の関連予算倍増の発言については、元々、自民党の総裁選挙中の討論会の中で、四候補、私も入っていましたけれども、司会から子供に関する予算等について倍増すべきかと問われた際のものだと思います。

私としても、期限、規模ありきではなくて、子供の視点に立って、必要な子供政策と、その充実に必要な安定財源の確保について、国民各界各層の理解を得ながら、社会全体での負担の在り方を含め、幅広く検討を進めていきたいと思っています。

我が国の少子化の現状は静かな有事であり、国家戦略として、子供を第一に考え、子供政策を社会の真ん中に据えることもまんなか社会実現に取り組んでいく必要があると考えています。同時に、思い切った子供政策の充実を目指していきます。

いずれにしましても、子供目線に立って、必要な子供政策の充実にしっかりと取り組んでまいります。

子供にとって大切なことは、何を届けるべきかであって、お金の総額ではないと思います。ただ、何をすべきかということがたくさんありますので、当然、たくさんの予算を私たちは取っていかなければならない、そういう意思を持って仕事をさせていただいています。

○堤委員　お答えがちょっと、質問をちゃんと聞いていただいていないのかと思いますが、岸田首相は先週も予算倍増とおっしゃっていらっしゃいますので、まさに残念な野田大臣の答弁です。総理が倍増と答弁しているのに、担当大臣は倍増とは口が裂けてもおっしゃらない。閣内不一致と言わざるを得ません。

また、具体的に何年まで予算が幾らになるのかはっきりしなければ、きちんとした計画も立てられません。そもそも、総理よりも担当大臣が子供政策に消極的というのはいかがなものでしょうか。大臣としての資質にも関わる問題だということを指摘させていただきます。

次に、家族関係支出と出生率の関連についてです。

資料二を御覧ください。

野田大臣は少子化対策の特命担当大臣でもあり、釈迦に説法でございますが、家族関係支出と出生率は正の相関がある。日本の家族関係支出は少なく出生率は低いことについてどのような御見解をお持ちか、野田大臣にお聞きします。

○野田国務大臣　国によって国民負担率などが異なることから、単純に比較することは適当ではないものの、御指摘のとおり、我が国の家族関係社会支出の対GDP比は、二〇一九年度で一・七三%、約九兆六千七百三十億円と、欧州諸国と比べて低水準になっていると指摘をされているとこ

2022年3月9日
内閣委員会
（質疑要旨）

人事院勧告（公務員の給与決定）の時期について

2022.3.9（Wed）内閣委員会（国家公務員の給与法改正に対する法案質疑）

現状・課題意識

●国家公務員等の給与は、例年8月の人事院勧告後、10月～11月の国会で審議されているが、今年度は遅れた。

●給与は、民間における春闘後の4月分給与を調査し、これに基づいて算出されている。

●厚労省調査によると、4月に賃金改定を適用している企業は、59．2%となっている。

●国家公務員の安定的な給与支給のためには、時期や仕組みについて柔軟な見直しが必要。

委員会での浅野の発言要約

「人事院勧告が民間の給与実態を反映し、勧告から法案審査までの時間をできるだけ置かないようなタイミングを考え、10月給与を調査対象とすべきではないか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「情勢適応の原則に基づいて、民間の賃金改定の状況を速やかに公務員給与に反映させることが適当であり、現行の方式で問題ないと考える。」


川本人事院総裁

60歳に達した公務員の給与や役職定年制について

2022.3.9（Wed）内閣委員会（国家公務員の給与法改正に対する法案質疑）

現状・課題意識

●令和3年度の法改正で、60歳に達した公務員について、賃金水準の引き下げや、役職定年制が導入された。

●労働人口の減少や生活基盤を確保する観点から、60歳を過ぎても働き続ける方が増えている。

●今後の労働市場を展望したとき、知識と経験豊富な人材に活躍していただく環境を整備することは非常に重要。

委員会での浅野の発言要約

「60歳という一定の年齢を基準にして、役職や処遇を引き下げることは、国益になっているのか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「経験豊富なシニア職員の処遇に関しては、モチベーションの維持向上ができるよう、その能力や実績によって、給料にメリハリを一層つけていくことが重要と考えている。」


二之湯国務大臣

第二百八回国会　衆議院　内閣委員会議録　第七号

令和四年三月九日（水曜日）

午前九時二分開議

出席委員

委員長　上野賢一郎君

理事　井上　信治君　理事　工藤　彰三君

理事　平　将明君　理事　藤井比早之君

理事　森田　俊和君　理事　森山　浩行君

理事　足立　康史君　理事　平林　晃君

赤澤　亮正君　伊東　良孝君

石原　宏高君　金子　俊平君

小寺　裕雄君　杉田　水脈君

鈴木　英敬君　髙木　啓君

谷川　とむ君　永岡　桂子君

平井　卓也君　平沼正二郎君

古川　直季君　松本　尚君

宮路　拓馬君　宗清　皇一君

柳本　顕君　山田　賢司君

吉川　赳君　和田　義明君

大串　博志君　堤　かなめ君

中谷　一馬君　馬場　雄基君

本庄　知史君　山岸　一生君

阿部　司君　浅川　義治君

堀場　幸子君　河西　宏一君

輿水　恵一君　浅野　哲君

塩川　鉄也君　緒方林太郎君

大石あきこ君　山本　太郎君

国務大臣（国家公務員制度担当）　二之湯　智君

内閣官房副長官　木原　誠二君

内閣府大臣政務官　小寺　裕雄君

内閣府大臣政務官　宮路　拓馬君

内閣府大臣政務官　宗清　皇一君

政府特別補佐人（人事院総裁）　川本　裕子君

政府参考人（内閣官房内閣人事局人事政策統括官）　堀江　宏之君

政府参考人（内閣法制局総務主幹）　嶋　一哉君

政府参考人（人事院事務総局総括審議官）　柴﨑　澄哉君

政府参考人（人事院事務総局職員福祉局長）　合田　秀樹君

政府参考人（人事院事務総局人材局長）　西　浩明君

政府参考人（人事院事務総局給与局長）　佐々木雅之君

政府参考人（デジタル庁統括官）　篠原　俊博君

政府参考人（デジタル庁審議官）　山本　和徳君

政府参考人（総務省大臣官房審議官）　池田　達雄君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　富田　望君

政府参考人（厚生労働省雇用環境・均等局雇用環境総合整備室長）　岸本　武史君

内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

三月九日

辞任　補欠選任

石原　宏高君　古川　直季君

宮路　拓馬君　谷川　とむ君

宗清　皇一君　柳本　顕君

山岸　一生君　馬場　雄基君

同日

辞任　補欠選任

國重　徹君　輿水　恵一君

山本　太郎君　大石あきこ君

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

政府参考人出頭要求に関する件

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第七号）

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第八号）

国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第九号）

公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件（人事院勧告）

○上野委員長　これより会議を開きます。

理事の辞任についてお諮りいたします。

理事國重徹君から、理事辞任の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上野委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

ただいまの理事の辞任に伴い、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じますが、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上野委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、理事に平林晃君を指名いたします。

○上野委員長　公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、特に人事院勧告について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として、お手元に配付いたしておりますとおり、内閣官房内閣人事局人事政策統括官堀江宏之君外四名の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上野委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○上野委員長　質疑の申出がありますので、順次これを許します。森田俊和君。

○森田委員　立憲民主党の森田でございます。よろしくお願いいたします。川本総裁、よろしくお願いいたします。

任期が始まってから初めての国会の質疑ということでよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。ということもございまして、いろいろと、総裁の御自身のこれまでの御経験、いろいろと背景も生かした形でのお仕事というのを期待するわけでございますけれども、初めてということもございますので、是非、御本人の、忌憚のな

でにやるのか、しっかりとリーダーシップを取って進めていっていただきたいと思っております。

コロナ禍におきまして、リモートワークですとか、そうしたものが急速に普及するといったことも含めて、ここ五年程度でも働き方をめぐる環境は大きく変化をしてまいりました。こうした変化にもしっかり対応するには、やはり改革をしっかりと進めていく必要があると思いますので、是非とも大臣を先頭に制度改革等に邁進していっていただきたいと思います。

あと一分ほどありますので、ちょっと本筋からそれるんですけれども、働き方改革、長時間労働抑制の分野で、国会でもできることがあると先ほどお話がありました。しっかりと質問の通告を早めにしていくですとか、こうした国会議員の努力も必要なわけですけれども、日本維新の会では、質問通告は二日前にやっております。レクもなるべくリモートで行っていく、これを是非とも皆さんで協力して、霞が関の政策力向上に資するような努力を行っていけたらと思っております。

以上をもちまして、日本維新の会、阿部司の質問を終了します。御清聴ありがとうございました。

○上野委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

先ほどに続きまして、質疑に臨ませていただきます。

この法案、給与法、育休法の審議ということなんですけれども、十分しか時間がありませんので、大臣には是非簡潔にお答えをいただけますように御協力をお願いいたします。

まず、今回の給与法なんですけれども、例年よりも提出のタイミングが大変遅くなっておりまして、現場にも多くの混乱あるいは不安が広がっている状況にございます。

法案提出が例年よりも遅れた理由と大臣としての御見解を伺いたいんですけれども、議論を分かりやすくするために、ちょっと例年との比較を申し上げます。

例えば、前回総選挙があった二〇一七年、平成二十九年を例に挙げますと、人事院勧告が八月八日、そして、給与関係閣僚会議が八月十五日と十一月十七日に行われておりまして、取扱方針の閣議決定も、同日、十一月十七日に行われました。そして、同日閣議決定をし、国会に提出をされているというのが二〇一七年の実績でございますが、今回はどうなのかといいますと、人事院勧告についてはほぼ同じ時期の八月十日、そして、給与関係の閣僚会議も八月十日、十一月の十二日と二十四日に行われておりまして、取扱方針についてはこの日に決まっている。ただ、いつもと違うのは、法案の閣議決定と国会提出が十一月下旬ではなく二月の一日になっているということで、取扱方針の閣議決定から法案の閣議決定までがいつになく非常に時間がかかったということでございます。

なぜそうだったのかという理由を併せて、大臣には答弁を求めたいと思います。

○二之湯国務大臣　今回の人事院勧告の取扱いにつきましては、百年に一度の危機とも言われるコロナ禍の下で、政府としても、いろいろな経済対策が決定されたわけでございます。これらが着実に実施されることで、国家公務員のボーナス引下げによる消費の低下など、経済へのマイナスの影響の懸念が払拭された、こういうことでございまして、そのため、今回の人事院勧告を実施し、令和三年度の引下げ相当額を令和四年六月のボーナスで減額することとしたわけでございまして、そのために、今国会にその法案を提出させていただいたものでございます。

令和三年度の引下げ相当額を令和四年六月に減額することにより、令和三年度の人事院勧告を実施することに何ら変わりはないわけでございます。私としましては、人事院勧告を尊重するという政府の基本姿勢に沿ったものと考えております。

○浅野委員　人事院勧告を適用するというその一点においては大臣がおっしゃるとおりなのかもしれませんが、十二月の引き去り分も併せて六月分から減額をするということに今回なるわけですけれども、やはり、人事院勧告が出てから速やかに法改正をして、本来であれば十二月に間に合わせるというのが通常のプロセスだと思いますが、それを越えて検討したというのは、やはり、政府側の判断、政府側の責任の下でそういうことをやられたと思うんですね。

十二月の分も引き去るというんですが、実は、中には、十二月に受け取った後、例えば退職をされて、六月分から引き去れない方々もいらっしゃるわけです。ですから、政府の責任の下で時間をかけて検討を行った、また同時に、六月から減額できないような方々も現に存在する、この不公平感がありますけれども、それでもなお六月から減額を、十二月分まで減額をするということの妥当性をどのように考えるのか、見解をお伺いできますでしょうか。

○二之湯国務大臣　先ほども申しましたように、百年に一度のコロナ禍の非常に厳しい経済状況の中で、政府はいろいろな経済対策をされておったわけでございます。そこに、人事院勧告を直ちに実施することによって非常に消費が落ち込むんじゃないか、こういう懸念もされたわけでございまして、政府の経済対策の推移を見ながら、この人事院勧告をいつ実施するかということを考えたわけでございまして、実質、何ら変わらないわけでございます。

ただ、十二月に減額されなくて、既に退職された方は結局引かれなかったという中で、現職の人はちゃんと〇・一五分引かれるということでございますけれども、全体で約三億円ほどの、そういう退職された方の、辞めた方は助かったわけでございます。

しかし、基本的には、あくまでも、政府は人事院勧告を尊重するという立場には変わりはないわけでございますので、ひとつこの点を御理解いただきたいと思います。

○浅野委員　人事院勧告を政府としては尊重しなければいけない、今大臣がおっしゃられたような一部の現場における不公平感がある部分についてはのみ込んでいただかなければいけない、そういうことだろうと思うんですけれども、今、私も現場の方々に聞いたら、やはり一定程度の理解をしている方はいらっしゃいます。

ですが、これをやはり今後繰り返されると、それはそれで困ってしまうわけで、今回、かなり異例な日程感でこの法案提出、審議をしているわけでありますが、これは是非大臣から、今回のこの取扱いについては前例としないんだ、これは今後前例とせずに、あくまでも、今後も速やかな法案の成立と公務員の給与への反映というのを、これをルールにしていくんだと。

前例としない、これを明確にちょっとおっしゃっていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○二之湯国務大臣　今回の、人事院勧告を直ちに実施しなかったということは異例中の異例だ、過去にそういう例があったのか、こういうことでございますけれども、私もちょっと今直ちに過去のことは分からないわけでございますけれども、これは、さっき申しましたように、百年に一回か二回あるかないかのいろいろな経済情勢の下で、こういう人事院勧告の実施の延期となったわけでございまして、そういうことのないようなことを期待しながら、そういう人事院勧告をできるだけ早く実施するということが、委員おっしゃっておられますけれども、私もそういうことについては変わりはない考え方でございます。

○浅野委員　例外にしないという思いは理解することができましたが、是非とも、実運用の面でも今後とも御留意をいただきたいと思います。

残り時間が僅かとなりましたので、ちょっと最後の質問に行かせていただきたいと思います。

公務員の役職定年制の話になりますが、健康寿命が延びたり、あるいは労働人口が減ったり、あるいは人生後半の生活基盤を確保する必要性が出てきたりと、様々な観点から、六十歳を過ぎても

働き続ける方が増えております。

公務員の制度においても給与法改正によって定年年齢の段階的な引上げを進めている最中ではありますが、そもそも、今後の労働市場を展望したときに、知識と経験豊富な人材に活躍してもらうための環境整備というのは非常に重要だと思いますし、国家の運営基盤を維持していく観点からいえば、六十歳を過ぎたからといって、役職を降ろしたり、あるいは処遇を減らしたり、賃金水準を減らしたり、こういったことは、今、民間との横並び、比較をしたときに、ある程度理解をされるものではあるものの、こういった社会的背景を踏まえると、六十歳という一定の年齢を基準にして役職や処遇を引き下げることは、果たして国益にかなっているんだろうか。

この制度の今後の在り方などについて、大臣のお考えを最後に伺いたいと思っています。

○二之湯国務大臣　六十歳を定年とか高齢公務員と言うのは、いささか私も、七十七歳の私でも、ちょっとその言葉には違和感があるわけでございますけれども。

今回の国家公務員の定年の段階的引上げに関する措置は、人事院の意見の申出に基づいて昨年行われた国家公務員法の改正によるものであるわけでございます。若手、中堅職員の管理職への昇任機会を確保して組織全体の活力を維持するためにも、昨年、法改正により役職定年制を導入したということでございます。

役職定年に達したことによって、要するに、課長の方が平社員、平になるというようなこともあるわけでございますけれども、そういう職員の方のモチベーションについては、研修などを通じた意識改革、あるいは期待される役割の明示などを行って、その知識経験を生かして、若手の長時間労働の原因となっている業務の代替だとか、若手に対する助言、育成だとかなどに当たっていただきたい、このように思っております。若手を含む全ての職員が、やりがいを持ってその能力を存分に発揮できる環境の整備につなげていきたいと考えております。

さらに、経験、体験豊富なシニア職員の処遇に関しましては、モチベーションの維持向上ができるよう、その能力、実績によって給料にめり張りを一層をつけることは重要であると考えております。

今後、人事院においてしっかりと検討をしていただきたい、このように思っております。

○浅野委員　終わります。ありがとうございました。

○上野委員長　次に、塩川鉄也君。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

給与法について質問をいたします。

昨年十一月の給与関係閣僚会議で二之湯大臣は、人事院勧告は、国家公務員の給与のほか、地方公務員の給与や、病院、学校など民間被用者の給与にも事実上影響を及ぼします、国家公務員のボーナス引下げはコロナから回復途上にある我が国経済にマイナスの影響を与えることも念頭に置きつつ対応していくことも重要と述べています。

そこで、二之湯大臣にお尋ねしますが、この国家公務員のボーナス引下げが我が国経済にマイナスの影響を与えるというのは、どういう影響を与えるということを認識しておられるんでしょうか。

○二之湯国務大臣　先ほども申しましたけれども、いわゆるボーナス、いわゆる期末手当の〇・一五分が、全体として数千億円の規模になるわけでございます。これが消費に回らないということが、非常に厳しい経済の下で大きな影響を与えるんじゃないかと。今回、幸いにいたしまして、政府の経済対策、あるいは公務員のこの期末手当の今年の六月での引下げということによって、そういう、経済が更に悪化するという懸念は払拭された、このように考えておるところでございます。

○塩川委員　消費に回らない大きな影響を与える、ただ、経済対策を打ったからそれでカバーをするというお話なんですが、直接国家公務員に関わるような経済対策というのは実際何があるのかという問題もあるわけですよね。

加えて、今、ウクライナをめぐる深刻な情勢があります。エネルギー価格の高騰を始めとした国民生活へのマイナスの影響が大きく懸念をされる、こういう経済状況のときに、我が国経済にマイナスの影響を及ぼす国家公務員の賃下げ、それは広く多くの労働者にも影響を与える。これをやっていいのかということは改めて問われているんじゃないですか。

○二之湯国務大臣　国家公務員の給与は民間準拠ということであるわけでございますから、民間がよくなれば公務員の給料もよくなる、民間が非常に厳しいときには、それに準じて公務員も賃金を下げてもらうとかあるいは手当を減額する、こういうことはよく御理解をいただけるんじゃないか、このように思います。

現下の、今、情勢が非常に厳しい中でございますけれども、お互いがそういう面で少しずつ負担を分かち合って、この厳しい時代を乗り切っていかなきゃならぬので、公務員も、そういう観点から、今回の措置をひとつ御理解をいただきたい。人事院勧告を尊重するということについては、何ら変わらないということでございますから。

○塩川委員　ですから、十一月、十二月の段階の判断というのはあるわけですけれども、今の段階での改めての判断が問われているんじゃないのか。

当然、この先の見通しが非常に不透明な状況の中で、現に様々な物価高などの影響も出ているときに、経済にマイナスの影響を与えるこういった国家公務員の賃下げ、それは、国家公務員にとどまらず、地方公務員もあり、大臣自身がおっしゃったように、病院ですとか私立学校ですとか、そういったところにも大きな影響を及ぼす人勧、国家公務員の給与の改定。今の情勢の下で、大きな影響を及ぼすこういった賃下げをやるのかというのは、改めて考えるべきじゃないでしょうか。

○二之湯国務大臣　確かに、今委員おっしゃいましたように、内外の情勢が非常に厳しくなって諸物価が上がってくる、そういうときに期末手当を減額するのはいかがなものか。そういうのはよく私も理解できるわけでございますけれども、あくまでも、国家公務員の給与あるいは期末手当というのは人事院勧告を尊重するという、こういう政府の基本的な方針がございますから、六月にそれを減額させていただくという方針を取らせていただいたわけでございます。

○塩川委員　経済へのマイナスの影響を与えるといったことをしっかり踏まえて、この賃下げについては少なくとも行わないという決断というのはやはりあり得るというふうに思います。

今、岸田政権におきましては、経済団体に対しても三％を超える賃上げを要請しているところであります。その一方で、公務員には賃下げを行う。賃上げを目指すという岸田政権においては、民間への賃上げを求めるとともに、公務の賃上げ、少なくとも賃下げはやめたらどうかと率直に思うところです。

その点でいえば、人勧の影響というのはいろいろなところに及ぶということで、公定価格の話があります。

公定価格について、例えば保育士の方などの給与というのは、国家公務員の給与に準じて人件費が出されます。当然のことながら、国家公務員の給与が引き下げられれば、公定価格の人件費部分も引き下げられてしまう。そういった悪影響というのは出てくるわけですよね。

その際に、今回、政府の公的価格の抜本的見直しでは、保育士の方など、公定価格の方の労働者、マイナス人勧を反映をした賃下げ部分については、これは穴埋めの措置を取っているんですよ。ですから、マイナス人勧を反映しない措置を公定価格では取るということをやっているわけですから、やろうと思えばそういう施策というのは取れるんじゃないのかと思うんですが、そういうのも更に広げるといったことは考えませんか。

○二之湯国務大臣　繰り返しになりますけれど

2022年3月11日
内閣委員会
（質疑要旨）

学校健診データのデジタル化について

2022.3.11（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●日本では多くの健診項目が管理されているが、データとしての活用が進んでいない。これらをデジタル化し、医療系データを連携・分析することで予防医療等に役立つと推測される。

●一部の学校健診票は、自治体毎に項目等が異なり、集約の手間が懸念される。

●デジタル社会形成にあたってデータの利活用を前提にした設計が重要。

委員会での浅野の発言要約

「健診データのデジタル化を進める際は、項目やフォーマットを標準化・統一化し、後でデータを利活用しやすい環境を構築すべき。」



政府の答弁要約

「現在、学校健診ではPHR※の構築に向けて、学校健診結果を電子的に提供する際の標準様式について調整を行っている。一定程度の項目やフォーマットの統一についても、今後検討していく。」



※PHR（Personal Health Record）：個々人が自身の医療に関わる情報や健康に関するデータを記録し、それを自身の手元で管理するしくみ

政府のデジタルデータ戦略について

2022.3.11（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●行政の現場では、各省庁がそれぞれデータを考えており、標準化が進んでいない。

●現在、政府のデータ戦略については、デジタル庁のデータ戦略推進ワーキンググループで、データ化のルールづくりや連携基盤について議論されている。

●民間企業では、効率的に子どもたちの健康情報を正確に把握して、早期発見につなげられるような研究や開発が行われている。

委員会での浅野の発言要約

「民間企業でもデータの利活用が進められているが、どの分野でいつから活用を考えていくことができるのか見通しを伺う。」



政府の答弁要約

「現在、データ標準の整備及びデータ流通促進のためのプラットフォームの検討を進めているが、民間のノウハウをしっかり吸収して環境整備を進めていく。健康、医療、介護等の準公共分野に対して2025年7月までのプラットフォーム実装をめざしている。」



2022年3月11日
内閣委員会
（質疑要旨）

経済安全保障政策について

2022.3.11（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●政府が提出した経済安全保障法案は、サプライチェーンの断絶リスクを最小化、先端技術開発の秘匿性を高める等、守りに徹する印象が強い。

●守りに徹した場合、国産化圧力が高まったり、情報閉鎖性が高まる懸念があり、結果として過度な自前主義に陥ってしまうリスクがある。

委員会での浅野の発言要約

「守りと同時に過度な自前主義に陥らないために、どのように対策していくのか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「サプライチェーン強靭化は、特定物資の国内生産基盤の整備だけでなく、供給源の多様化等、民間の自発的な取組みを支援する枠組みを設け、先端技術開発は、欧米等の大学と十分な連携が可能となるように運用していく。」



小林国務大臣

第二百八回国会　衆議院　内閣委員会議録　第八号

令和四年三月十一日（金曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　上野賢一郎君

理事　井上　信治君　理事　工藤　彰三君

理事　平　将明君　理事　藤井比早之君

理事　森田　俊和君　理事　森山　浩行君

理事　足立　康史君　理事　平林　晃君

赤澤　亮正君　伊東　良孝君

石井　拓君　石原　宏高君

金子　俊平君　小寺　裕雄君

杉田　水脈君　鈴木　英敬君

髙木　啓君　永岡　桂子君

平井　卓也君　平沼正二郎君

松本　尚君　宮路　拓馬君

宗清　皇一君　山田　賢司君

吉川　赳君　和田　義明君

大串　博志君　鈴木　庸介君

堤　かなめ君　中谷　一馬君

本庄　知史君　山岸　一生君

阿部　司君　浅川　義治君

堀場　幸子君　河西　宏一君

浅野　哲君　塩川　鉄也君

緒方林太郎君　山本　太郎君

国務大臣（内閣官房長官）　松野　博一君

国務大臣（デジタル大臣）　牧島かれん君

国務大臣（こども政策担当）　野田　聖子君

国務大臣（経済財政政策担当）　山際大志郎君

国務大臣（経済安全保障担当）　小林　鷹之君

デジタル副大臣　小林　史明君

財務副大臣　岡本　三成君

内閣府大臣政務官　小寺　裕雄君

内閣府大臣政務官　宮路　拓馬君

内閣府大臣政務官　宗清　皇一君

デジタル大臣政務官　山田　太郎君

外務大臣政務官　上杉謙太郎君

経済産業大臣政務官　岩田　和親君

環境大臣政務官　穂坂　泰君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　加野　幸司君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　室田　幸靖君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　三貝　哲君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　澤田　史朗君

政府参考人（内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室長）　谷内　繁君

政府参考人（内閣府大臣官房総合政策推進室室長）　笹川　武君

政府参考人（内閣府政策統括官）　村山　裕君

政府参考人（内閣府北方対策本部審議官）　伊藤　信君

政府参考人（警察庁長官官房長）　小島　裕史君

政府参考人（デジタル庁統括官）　楠　正憲君

政府参考人（外務省大臣官房審議官）　徳田　修一君

政府参考人（外務省大臣官房審議官）　大鶴　哲也君

政府参考人（財務省大臣官房審議官）　江島　一彦君

政府参考人（財務省主計局次長）　奥　達雄君

政府参考人（文部科学省大臣官房学習基盤審議官）　茂里　毅君

政府参考人（経済産業省大臣官房総括審議官）　片岡宏一郎君

政府参考人（中小企業庁事業環境部長）　飯田　健太君

政府参考人（原子力規制庁原子力規制部長）　市村　知也君

政府参考人（防衛省人事教育局長）　川崎　方啓君

政府参考人（防衛装備庁長官官房審議官）　春日原大樹君

参考人（日本銀行企画局長）　清水　誠一君

内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

三月十一日

辞任　補欠選任

和田　義明君　石井　拓君

堤　かなめ君　鈴木　庸介君

山本　太郎君　大石あきこ君

同日

辞任　補欠選任

石井　拓君　和田　義明君

鈴木　庸介君　堤　かなめ君

三月十日

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案（内閣提出第二二号）は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案（内閣提出第二二号）

内閣の重要政策に関する件

公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

栄典及び公式制度に関する件

男女共同参画社会の形成の促進に関する件

国民生活の安定及び向上に関する件

警察に関する件

○上野委員長　これより会議を開きます。

議事に入るに先立ちまして、委員会を代表して一言申し上げます。

本日で東日本大震災から十一年を迎えます。

改めて、お亡くなりになられた方々を悼み、深く哀悼の意を表しますとともに、被災地の一日も早い復興を祈念いたします。

これより、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと存じます。

全員の御起立をお願いいたします。――黙禱。

〔総員起立、黙禱〕

○上野委員長　黙禱を終わります。御着席願います。

○上野委員長　内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、参考人として日本銀行

持った科学技術の振興について伺いたいと思います。主に日本学術会議のことについて伺いたいと思います。

二〇一五年に、日本学術会議と中国科学技術協会が、両機関の協力促進を目的とした覚書を結んでおります。経済安全保障の面から、私はこれは極めて多くの問題をはらんでいると考えているんですけれども。

これは調べればすぐ分かるんですが、日本学術会議と覚書を結んだ中国科学技術協会は、中国工程院という国務院直属のアカデミーと戦略的提携枠組み合意書というのを結んでいるわけであります。

さらに、中国人民解放軍軍事科学院傘下の国防工程研究院の主要な研究員は、この中国工程院と人事交流が非常に盛んでございまして、中には両組織を兼任している者もいるというふうに聞いているわけであります。

つまり、日本学術会議が中国科学技術協会と連携をしているということは、中国工程院と連携をしていることということになりまして、最終的に、人民解放軍軍事科学院、国防工程研究院と連携をしている、こういうつながりに実はなるわけであります。

米中対立が顕在化をするさなかで、この関係性は、我が国の基礎研究とかあるいは機微技術が軍事転用される可能性があると想像するのが、私はこれは普通だというふうに思います。

したがって、日本学術会議が意図しているかどうかは別として、こうした関係性を安全保障の観点から検証することは当然のことでありまして、この組織に対する監督権はどこにあるのかがやはり私は問われなければならないと思います。

日本学術会議には毎年約十億円の国費がつぎ込まれていることを考えますと、この組織の在り方は根本的に考え直されるべきだ、こう思いますが、政府の見解を伺います。

○笹川政府参考人　お答え申し上げます。

日本学術会議の在り方の見直しということで承りました。

先生御指摘のとおり、学術会議には毎年十億円近い国費が使われております。したがいまして、国民から理解、信頼され続けるような組織になっていくということが本当に必要なんだというふうに思っております。

また、当然のことですけれども、政府と日本学術会議、歩調を合わせて社会の大きな問題に取り組んでいって、国際社会における日本のプレゼンスを高めていく、そういったことが大事なんだろうと思っております。

そんな観点から、本年一月に、内閣府総合科学技術・イノベーション会議有識者懇談会からも報告をいただきました。いろいろな御意見を踏まえながら、日本学術会議の見直しについて現在総合的な検討を行っているところでございます。できれば今年夏までに方針を出していきたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○髙木(啓)委員　報告の政策検討の取りまとめは読ませていただきましたので、是非その方向でしっかり日本学術会議の在り方を検討していただきたいし、また、研究にこれは駄目だというような、そういう否定的な空間があっちゃいけないと私は思いますので、軍事技術も含めたそういう研究ができるようなしっかりとした組織にしていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○上野委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　おはようございます。国民民主党の浅野哲でございます。

今日は、大きく二つのテーマ、データヘルス、デジタル庁所管の問題と、あとは経済安全保障、後半に小林大臣には伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日資料をお配りさせていただいておりますが、こちらには、厚生労働省がこれまで検討を進めてきたデータヘルス改革推進本部の資料の一部を抜粋したものを載せております。

どういうものかといいますと、これから健康情報をデータ化をして、それを、自治体が行う健診とか、あるいは事業者が行う健診とか、あるいは学校で行われる健診、これらのデータを蓄積して本人がいつでも見られるようにして、あるいはまた統計的な活用もして、より一層の健康増進につなげる、こういったための概念的な絵になっているんですけれども、今日は、まず取り上げていきたいのは、学校の設置者が行う健診、その内容をいかにデータ化をしていくかというところでございます。

まず、最初の質問ですけれども、学校では、健診を含む学校備付け表簿というものを作成、保存する義務というものが学校教育法の施行規則第二十八条で定められております。これは、手作業で文書を作成、保存してもいいし、あるいは校務支援システムを使って電子的に記録、保存してもよい、どちらでも選択できるようになっております。

取り上げたいのはこの校務支援システムの方なんですけれども、資料の二を御覧いただきますと、全国の都道府県別の校務支援システムの導入割合というものが掲載されております。

御覧のように、非常に大きくばらつきがありまして、例えば、右下の方にございます宮崎県では二一・七％ですし、あるいは、少し左側にあります、濃い青と水色、水色の方がぐんと伸びて一〇〇％に達しているところがありますけれども、これが徳島県でして、徳島県は、前年度、普及率としては四割程度だったものが、翌年一気に普及させて、今一〇〇％導入が完了しているというような状況だそうでございます。

このように、都道府県によって非常に普及状態にばらつきがあるという現状があるんですけれども、やはり、導入されないと学校の先生方も手作業でやらなければいけないし、非常に負担となっております。

校務支援システムの導入が進んでいない地域に対して更なる支援が必要ではないかと思いますし、これまで財政支援をしてきたにもかかわらず、これだけばらつきが生じてしまった原因と、それらにどう対応していくのか、政府のお考えをまずは聞きたいというふうに思います。

○茂里政府参考人　お答えいたします。

統合型校務支援システムの導入につきましては、児童生徒の状況の一元管理や共有を可能とし、作業が多い教員の業務の効率化を図る上で大変有効だと考えてございます。

健康診断情報や成績の処理などの機能を有している統合型支援システムにつきましては、令和三年三月現在で、全国の公立学校の約七五％で導入が進んでおります。また、この三年間で導入率が二一％増加しており、着実に導入が進んでいるものと考えてございます。

一方、進んでいないところもございます。

文部科学省としては、統合型校務支援システムの整備が計画的に進みますよう、地財措置が講じられているなども含めまして、また、個別にヒアリングなどを行いながら、寄り添いつつ、しっかりと進めてまいりたいと思います。

また、個別に実証事業をやってございまして、そういった成果なども周知しながら、全体として校務支援システムの導入に取り組んでまいりたいと思ってございます。

○浅野委員　是非お願いしたいと思います。

この進捗についてはこれからも適宜確認をさせていただきたいと思いますので、情報の方を継続的にいただけますようにお願いいたします。

次の質問に入りますが、今のは、データを入力する、保存する際の負担の問題につながるんですけれども、次は、どういうデータを保存するのかという問題を取り上げていきたいと思います。

資料の三を御覧いただきたいと思います。これは一例なのでありますが、学校で健診を行うときに、この資料に記載されているものは、あらかじめ保護者の方が子供たちの様子をこのチェック項目ごとに記録をして、学校に提出するためのもの

だそうなんです。

御覧のように、少しイラストが書いてあると思うんですが、イラストを見ると、同じイラストが使われているんですね。なんだけれども、都道府県とか自治体によって、どういうフォーマットで記録するかというのがばらばらで、非常にこれはデータを集約する際の手間になっているのではないかというふうに懸念をしております。

やはりデータを保存するときは、できる限り共通のフォーマットで保存するのがよろしいと思いますし、そういう点では、全国的に、項目についてはある程度共通項目なんですが、それをどういうデータフォーマットで記録するのか、ここもしっかりと統一基準、標準化を進めていくべきではないかと思うんですが、こちらについて答弁を求めたいと思います。

○茂里政府参考人　お答えいたします。

学校健康診断の検査方法や技術的基準につきましては、学校保健安全法施行規則で定めますとともに、検査時の留意事項や記録様式の参考例などの詳細につきまして、文部科学省の事務連絡、又は、文部科学省が監修いたします児童生徒等の健康診断マニュアルについて詳細にお示ししているところでございます。

学校診断の役割の一つは、学校生活を送るに当たり支障が起こるかどうかについて、疾病をスクリーニングし、健康状態を把握することにございます。このため、学校や地域の状況に応じた柔軟な対応が可能となるよう、学校医の意見なども踏まえながら、健診の主体であります学校において判断することが基本とされているところでございます。

ただ、先生御指摘がございました、一定程度のフォーマットの統一ということにつきましては、文部科学省において今後とも検討してまいりたいというふうに思います。

○浅野委員　是非、それは検討を進めていただきたいと思います。

例えば、この資料三の絵を見ますと、左側の絵のチェック項目の①というところは、肘を伸ばし曲げたときに痛みを感じるかどうかというチェック項目なんですが、左のフォーマットだと①にある、最初の一番上にあるんですけれども、右のものだと、下から二つ目、⑧にあるんですね。これは同じチェック項目なんですけれども、順番がばらばらなので、一対一で照合できないというか、比較できないんですよ。

これは非常に細かなところなんですが、こういうところに意識を向けないと、本当のデジタル行政、データの利活用というのはできませんから、是非、フォーマットだけではなくて、こういうところに気を配って、できる限り、データとして利活用しやすいデータとは何かという意識を持って考えていただきたいと思います。本当にこういうところは、後から二度手間、三度手間になるのを防ぐところですので、よろしくお願いします。

次の質問なんですけれども、今フォーマットの話をしましたが、次は項目自体の話をしたいと思います。

資料の四を御覧いただきたいと思います。こちらは、学校保健安全法施行規則の中で、健康診断のときにどういうところに気を配るべきかというところを定めた規則であります。

ちょっと赤枠で囲ったところに目をやっていただきたいんですが、例えば、一番上、これは番号でいうと第三条の二というところになりますが、脊柱の疾病及び異常の有無は、形態等について検査をする、側彎症等に注意すると書いてあるんですね。これは、注意するとは、一体何を見てくれと言っているのかが分からないんですね。注意した結果、何を記録すべきか、何を記録として残すべきかというところが分からないんです。ですから、現場の先生方も、これは非常に曖昧で、統一した基準の下に健診が行われていないという実態もあるかと思います。

あと、一番下、ちょっと大きく囲ってあるところも見ていただきますと、いろいろな項目について、障害等の発見に努めてくださいというのがある。これは、発見に努めるだけでいいんですかということなんですよ。これは、それぞれの障害等について、どういう項目で確認をすれば判断ができるのかという基準が非常に曖昧なので、こういったこともデータ化の障害になっているというふうに思います。

次に、質問なんですが、やはりこういったところ、健康に関するデータというのはしっかりと残していかなければいけないということで、確認すべき項目も含めてちゃんと標準化をして、明確な基準を設定して、それで記録しやすい環境をつくるべきだと思います。先ほどはフォーマットの話でしたけれども、今回は項目、どういう項目を確認すべきなのか、こういったところも是非標準化を進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○茂里政府参考人　お答えいたします。

文部科学省におきましては、現在、学校の健診の記録というものにつきまして、ＰＨＲ、パーソナル・ヘルス・レコードの構築に向けまして、学校健診結果を電子的に提供する際の標準様式、その案について内容の精査と関係者との調整を行っているところでございます。

今申し上げたところはまさにその出口の部分でございまして、実際、先ほど御指摘ありました検査項目であったり技術的基準であったり、こういったものについては、施行規則で書かれているわけですけれども、それを更に一段落として、マニュアルというところに、現在いろいろ精査し、また周知を図っているところでございます。

そういったマニュアルについて、しっかりと、出口のところ、そのフォーマットのところ、データ管理のところと突合しながら、本当にこれで十分かということはしっかりと精査しながら検討を進めてまいりたいと思います。

○浅野委員　出口だけではなくて、やはり収集の部分、入口が非常に大事だと思いますので、そこは是非検討いただきたいと思います。

次は、大臣にお伺いしたいと思います。

今、一連のやり取りを聞いていただければ分かるように、データの残し方、それをどう使うのかというのも大事なんですが、どう蓄積するかということが非常に大事だと思いますし、ここが実際今、日本の行政の現場では、それぞれが考えてしまっていて標準化されていない、それゆえに無駄がある、漏れがあるというような状況になっていると思います。

政府においては、データ戦略推進ワーキンググループにおいても、このルールづくりとかあるいはデータ連携基盤について議論が進められているというふうに聞いているんですが、まず、そういったところでどういう議論状況なのかというのを教えていただきたいのと、あと、例えばこういう学校の健診についても、民間企業の中でも、効率的に子供たちの健康情報を正確に把握して、もし何か問題があったときにそれを早期発見につなげるようなアルゴリズム作成だとか、いろいろ研究されているんですね。

ですから、民間企業としてもできるだけこういうところに貢献をしたいという意欲を持っているんですが、どの分野でいつぐらいからこの民間の活力活用というのも考えていけるのか、そういった見通しについてもお答えいただきたいと思います。

○牧島国務大臣　今委員からは大変重要な御指摘をいただいたものと考えております。

データ利活用を進めるための環境整備は大変重要でして、御指摘のあったこのワーキンググループでは、具体的に、利活用しやすい政府機関のデータを作るためのデータ標準の整備を今検討しているところでございます。データのひな形、また連携方法、質の管理方法などを示していきたいと考えています。

また、データ提供者、利用者等の多様な関係者の懸念や不安を払拭するということも重要だと思い、データ流通を促進するため、プラットフォームにおけるデータ取扱いのルールの実装ガイダンスを作成したところでもあります。

さらに、重点計画では、健康、医療、介護などの準公共分野におけるデータ連携をするための基盤であるプラットフォームの実装を目指すこととされておりまして、分野間でのデータ連携、共有を可能とする機能、いわゆるコネクターの開発を行ってきているところというふうに承知をしています。

御指摘があったとおり、民間企業の皆さんのノウハウや知見というものもしっかり吸収をして、データが社会で利活用されて新たな価値を創出する環境整備を進めていきたいと思っています。

さらに、健康、医療、介護などの準公共分野及び相互連携分野を重点的に取り組むべき分野として、二〇二五年、令和七年までのプラットフォームの実装を現時点では目指すこととさせていただいております。

○浅野委員　ありがとうございました。

デジタル、ヘルスケアについては以上となりますので、大臣におかれましては、御退席されて結構でございます。ありがとうございました。

○上野委員長　牧島大臣には御退席をお願いします。

○浅野委員　続きまして、経済安全保障について、小林大臣の方に伺わせていただきたいと思います。

先日行った所信に関する質疑でも、経済安全保障の定義とはですとか、あるいは、守りだけではなくて攻めの重要性ということについても議論させていただきましたけれども、今日は、その守りと攻めというところにちょっと関連して、もう少し具体的な考え方を伺いたいと思います。

今回、経済安全保障法案を構成する四つの柱というのがあると思いますが、それぞれ、何を実現したいのかという観点で見ますと、これは私の解釈ですけれども、サプライチェーンの断絶リスクを最小化したいというのが一つあると思いますし、あるいは、基幹インフラを守りたい、そして、先端技術開発は秘匿性を強化して漏えいを防止したい、同様な観点から、特許の非公開化も進めていく、こういった目的があるんだろうというふうに認識をしております。

これは、言葉の使い方はちょっと、これは私なりの解釈ですのでいいんですが、やはり全体として、守りに徹する印象が非常に強いなということを感じております。

守るのは大事なんです。ただ、どう守るのかという、その守り方に対して、国全体で意識を合わせなければいけないんじゃないかと思っています。

例えば、以前、日本の作った携帯がガラパゴス化しているみたいな議論がよくありました。今回も、サプライチェーンを強靱化するために国内に工場を造りましょうだとか、あるいは、先端技術については秘匿性を高め、みんなで秘密を守りましょうだとか、こういうことをやっていくと、国産化圧力が高まったり、あるいは情報閉鎖性が高まったりして、結果的に過度な自前主義に陥ってしまうリスクというのも、分野としてはあると思うんですね。

自前主義の弊害というものをいかに対策していくかということも、守りと同時に、守りつつ、自前主義に陥らないように守らなきゃいけない、このことをどういうふうに考えているのか。ちょっと概念的な話になりますけれども、それに関して大臣のお考えを是非伺いたいというふうに思います。

○小林国務大臣　まず、委員に申し上げたいのは、経済安全保障の取組を進める上で、企業の経済活動ですとか、あるいはアカデミアの研究活動、これは原則自由である、この大前提に立っております。その上で、こうした活動を大きく阻害することのないようにすることが重要であるというふうに思っています。

また、今はもうオープンイノベーションの流れです。企業の枠を超えて、あるいは国の枠を超えて新たな価値を生み出していく、それがイノベーションの在り方だと私は考えておりまして、そうした考え方の下で、この経済安保の施策も進めていく考えであります。

委員が今、四項目御指摘いただきましたけれども、例えばサプライチェーンの強靱化につきましては、今、経済がどんどんグローバル化しています。その中で、当然サプライチェーンの多様化が進んでおりますけれども、今回提出させていただいた法案におきましては、安定供給確保を図ることが特に必要と認められる物資に関しまして、その国内生産基盤の整備、これもあるんですけれども、それありきではなくて、物資の特性に応じた供給源の多様化など、民間事業者による自発的な取組を支援する枠組みを設けることとしています。

例えば、供給源の多様化といえば、当然、同志国との連携も含まれることになりますので、国産化ありきではないということは申し上げておきたいと思います。

また、他方の柱でございます先端的な重要技術の開発支援についてもお触れいただきましたけれども、これは有識者会議の提言でもいただきましたが、効果的な研究開発の推進に向けて、自前主義に陥ることがないように、国際的かつ戦略的な技術協力も促進していくことが必要だと考えておりまして、欧米などの有志国の大学などとの十分な連携が可能となるように運用していきたいと考えています。

いずれにしても、我が国の経済安保の確保のためには、民間の経済主体の予見可能性や透明性を可能な限り担保していくとともに、自由な経済活動による効率性の確保を阻害しないよう留意しながら、実効的な取組を進めていきたいと考えております。

○浅野委員　ありがとうございました。

時間が来てしまいましたので今日は終わりたいと思いますが、今後また、米国あるいはアジアでの国家間連携ですとか、そういった部分についても是非議論させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○上野委員長　次に、塩川鉄也君。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

今日は、藤井敏彦元国家安全保障局内閣審議官、経済安保法制準備室長の懲戒処分に係る報告書をめぐる問題について質問をいたします。

最初に、官房長官にお尋ねいたします。

この藤井氏については、多数の非違行為が明らかとなりました。このような多くの違反行為があったにもかかわらず、経産省や防衛装備庁、国家安全保障局において、周りのスタッフの人は、上司含めて、何にも気づかなかったんでしょうか。

○松野国務大臣　塩川先生にお答えをさせていただきます。

藤井氏の不識庵における違法な兼業は二〇一三年から行われていましたが、今般明らかになりました。この間、経済産業省、防衛装備庁、国家安全保障局在任中、藤井氏の違法な兼業に気づかなかったことは、結果として大変遺憾であります。

内閣総理大臣から国家安全保障局長に対し、また、経済産業大臣から経産次官に対し、厳重に注意をしたところであります。

政府としては、今後、国家公務員の服務指導を更に徹底してまいりたいと考えております。

○塩川委員　気づかないというのは、にわかに信じ難い話であります。

今回、国家安全保障局が主体となって調査ということですけれども、当然のことながら、元々は経済産業省の人間でありますし、防衛装備庁でも官房審議官を務めていた。

経済産業省や防衛省では、これはちゃんと調査したんでしょうか。

○片岡政府参考人　お答え申し上げます。

経済産業省におきましても、国家安全保障局と同様に、藤井氏本人に対する聴取を始めまして、関係者への問合せ、関係者から提供いただいた情報の内容確認などを行っております。

当該調査の中で、経産省在籍時に、兼業につきまして、四年間で総額約八百十万円の報酬を受けていました。また、少なくとも二十件の講演や執筆を行いまして、総額約三百八十万円の報酬など

2022年3月16日
内閣委員会
（質疑要旨）

キャッシュレス納付に係る手数料負担の在り方について

2022.3.16（Wed）内閣委員会（キャッシュレス法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●本法案により、これまで現金でしか納付できなかった自動車検査登録手数料、旅券発給手数料、交通反則金等について、インターネットバンキングによる支払やクレジット決済、コンビニ決済等が可能となる。

●キャッシュレス決済事業者の収入は主に手数料であり、決済方法によって概ね1.5％から6％程度となっている。

委員会での浅野の発言要約

「さまざまなキャッシュレス決済を活用する中で、手数料率の考え方はどうか。また、手数料は誰が負担するのか。」



政府の答弁要約

「対象とする歳入の性質に応じて、基本的には納入手続きを所管する各府省庁とキャッシュレス決済事業者との間の契約等により、取り扱いを決定していく。」



滞納者に対する適正な徴収手続きの在り方について

2022.3.16（Wed）内閣委員会（キャッシュレス法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●これまで滞納者からの徴収については、滞納処分制度により国（行政）が直接徴収している。

●今回の改正で滞納については、キャッシュレス決済事業者が国への納付を行った後は、キャッシュレス決済事業者と納付者間の問題となり、双方が不利益を被る可能性がある。

委員会での浅野の発言要約

「徴収手続きの在り方については、しっかりと国がリードすべきではないか。」



政府の答弁要約

「本法案では、指定日までに納付しない場合、クレジットカード会社とクレジットカード利用者との関係として、契約上の請求権に基づいて解決することとなる。」



2022年3月16日
内閣委員会
（質疑要旨）

キャッシュレス決済を行う事業者の要件について

2022.3.16（Wed）内閣委員会（キャッシュレス法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●キャッシュレス決済で扱われるデータは、利用者のライフスタイルや経済的水準等さまざまな情報が得られるビッグデータとなる。

●中国では、政府によるデータへのアクセスや国内でのデータ保管義務、越境移転規制等が法律で定められている。

●安全保障の観点から、キャッシュレス決済事業者の情報セキュリティについても考慮が必要と考える。

委員会での浅野の発言要約

「キャッシュレス決済事業者の選定にあたり、情報セキュリティに関して、どのような要件があるのか。」



政府の答弁要約

「要件については、納付事務を適切かつ確実に実施できることだが、情報セキュリティの確保についても考慮しながら、各府省庁と連携して取り組んでいく。」



キャッシュレス納付の対象となる手続き範囲について

2022.3.16（Wed）内閣委員会（キャッシュレス法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●規制改革推進会議では、件数が年間1万件以上の手続きについて、キャッシュレス納付を導入するよう答申している。

●例えば、資格取得の申請手続きにおいて、資格によってキャッシュレス納付できる／できないとなると、利便性が低下することが懸念される。

委員会での浅野の発言要約

「キャッシュレス納付の普及に向けて、1万件という基準は見直すべきではないか。」



政府の答弁要約

「件数の多いものから順次取り組むことを考えているが、キャッシュレス納付を導入すべき手続きが年間1万件以上のものに限られるものではないと考えている。」



第二百八回国会　衆議院　内閣委員会議録　第九号

令和四年三月十六日（水曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　上野賢一郎君

理事　井上　信治君　理事　工藤　彰三君

理事　平　将明君　理事　藤井比早之君

理事　森田　俊和君　理事　森山　浩行君

理事　足立　康史君　理事　阿部　司君

理事　國重　徹君　理事　平林　晃君

赤澤　亮正君　東　国幹君

伊東　良孝君　石橋林太郎君

金子　俊平君　小寺　裕雄君

杉田　水脈君　鈴木　英敬君

髙木　啓君　永岡　桂子君

平井　卓也君　平沼正二郎君

松本　尚君　宮路　拓馬君

宗清　皇一君　山田　賢司君

吉川　赳君　和田　義明君

大串　博志君　堤　かなめ君

中谷　一馬君　本庄　知史君

山岸　一生君　浅川　義治君

奥下　剛光君　堀場　幸子君

河西　宏一君　浅野　哲君

塩川　鉄也君　緒方林太郎君

大石あきこ君

国務大臣（デジタル大臣）　牧島かれん君

デジタル副大臣　小林　史明君

財務副大臣　岡本　三成君

経済産業副大臣　細田　健一君

内閣府大臣政務官　小寺　裕雄君

内閣府大臣政務官　宮路　拓馬君

内閣府大臣政務官　宗清　皇一君

財務大臣政務官　藤原　崇君

経済産業大臣政務官　岩田　和親君

政府参考人（内閣府規制改革推進室次長）　辻　貴博君

政府参考人（警察庁長官官房総括審議官）　近藤　知尚君

政府参考人（警察庁生活安全局長）　緒方　禎己君

政府参考人（警察庁交通局長）　楠　芳伸君

政府参考人（金融庁総合政策局審議官）　田原　泰雅君

政府参考人（金融庁総合政策局参事官）　尾崎　有君

政府参考人（デジタル庁統括官）　楠　正憲君

政府参考人（デジタル庁統括官）　村上　敬亮君

政府参考人（デジタル庁統括官）　篠原　俊博君

政府参考人（デジタル庁審議官）　山本　和徳君

政府参考人（デジタル庁審議官）　犬童　周作君

政府参考人（デジタル庁審議官）　菅原　希君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　澤井　俊君

内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

三月十六日

辞任　補欠選任

石原　宏高君　石橋林太郎君

和田　義明君　東　国幹君

足立　康史君　奥下　剛光君

同日

辞任　補欠選任

東　国幹君　和田　義明君

石橋林太郎君　石原　宏高君

奥下　剛光君　足立　康史君

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

政府参考人出頭要求に関する件

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案（内閣提出第二二号）

○上野委員長　これより会議を開きます。

理事の辞任についてお諮りいたします。

理事足立康史君及び平林晃君から、理事辞任の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上野委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

ただいまの理事の辞任に伴い、現在理事が二名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じますが、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上野委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、理事に

阿部　司君　及び　國重　徹君

を指名いたします。

○上野委員長　内閣提出、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として、お手元に配付いたしておりますとおり、内閣府規制改革推進室次長辻貴博君外十二名の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上野委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○上野委員長　これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。平沼正二郎君。

○平沼委員　おはようございます。自由民主党の平沼正二郎でございます。

まず冒頭、ウクライナ情勢がまだまだ先を見通せない状況でございますけれども、改めて、ロシアによる侵略に対して最大級の非難をいたすとともに、日本も、この事態に対して、対岸の火事として捉えるのではなく、我が国にも同様のことが起こり得る危機と捉え、ウクライナに対する支援をより一層取っていけるよう、私も尽力をしてまいる所存でございます。

さて、本日は、情報通信技術を利用する方法に

あくまで民民の選択の中で行われるということで、その上でデジタル庁の方針も確認をさせていただきました。大変にありがとうございます。

今確認をさせていただいたメリットの一方で、やはり御高齢の方、また障害者の方など、キャッシュレス決済が困難な方々もいらっしゃいます。誰一人取り残されないデジタル化、この理念の下、十分な配慮もお願いをしたいことをつけ加えさせていただきまして、その観点で、本日は、デジタル推進委員について、ちょっと併せてお伺いをさせていただきます。

昨年二月の、第三回デジタル田園都市国家構想実現会議、ここで牧島大臣から御提出のありましたデジタル推進委員に関する資料、本日、皆様のお手元にもお配りをさせていただいております。横A4判のパワーポイントのものでありますけれども、御高齢者などに対して講習会などでスマホの使い方を教えてくださる方々を募集し、大臣が、現状は無報酬で委嘱する方向で検討をされているというふうに伺っております。

その上で、一点懸念をされるのが、この資料には、デジタル推進委員の募集対象に税理士、行政書士、あと社労士などの士業の方々が列挙をされている点でございまして、あくまでこれは主観なんですが、正直、士業の方々に無報酬で御協力いただくのは結構ハードルが高いのではないかということも思っているわけであります。

というのも、例えば、昨年の月次支援金、また今回の事業復活支援金などの申請を審査する際の事前確認、これを、登録確認機関として、一件最大二千円という事務手数料をお支払いすることを前提に、中小企業庁の方から税理士さん、また行政書士さんなどの皆さんにお願いをしたわけでありますけれども、実情を伺いますと、既存のクライアントならまだしも、新規の場合は到底割に合わないというお声を聞いております。こうした方々にただでスマホの講習会を御担当いただきたいというのは、ちょっと難しいのかなということも懸念をいたします。

これを踏まえて、本日改めて御提案を申し上げたいのが、スマホをどの世代よりも使いこなしている大学生あるいは専門学校生などの学生の皆さんに御協力を呼びかけてはどうかということでございます。

大事なのは、インセンティブとして、デジタル推進委員として携わったエビデンスも公的に発行していただいて、例えば就職活動でアピールできるような仕組みも是非考えていただきたいと思います。

また、これは、これからの日本で大変重要になってくる世代間の交流にも大きく資するのではないかというふうに考えております。

学生の皆さんのデジタル推進委員への参画について、是非、大臣のお考えを伺いたいと思います。

○牧島国務大臣　貴重な御助言、誠にありがとうございます。

デジタル推進委員は、デジタルに不慣れな方たちが講習などに参加をするときにサポートしてくださる方と、また、講習に参加することをちゅうちょされている方にお声がけをしてくださる方々なども含め、青年団体等にも御協力をいただこうと考えております。そして、ボランティア活動をされている方などにもお声がけをいただきながら、協力をお願いしたいと思っておりますし、そういう意味では、今、デジタルに詳しい学生さんにも関わっていただく場面があろうかと思います。

委員御指摘のとおり、世代間を超えた交流ということも大変重要な観点だと思いますので、しっかりと検討しながら、誰一人取り残されないデジタル社会に向けて推進していきたいと存じます。

○河西委員　大変前向きな御答弁、また、現状の検討の状況を御教示をいただきまして、大変にありがとうございます。

公明党といたしましても、やはり、デジタルはあくまで手段でございまして、この手段をいかに使いこなして、あらゆる世代、あらゆる状況の方々の生活また経済を豊かにするのか、この目的の達成が何より重要であるというふうに考えております。

そのためにも、デジタル庁におかれましては、的確なニーズの掌握とインセンティブの付与、これを基軸にしっかりと政策の推進をお願いを申し上げたい、そのように申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○上野委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

よろしくお願いいたします。

本日は、デジタル納付法の質疑ということで、何点か内容について確認をさせていただきたいと思っております。

まずは、よく、多くの議員の皆様そして納税者の皆様が恐らく今気にしている手数料について伺いたいと思います。

キャッシュレス決済を行う事業者の収入は主にこの手数料でございますが、決済方法によって手数料率というのは異なります。低いものでいうと一%台、高いものですと五%から六%のものがあるそうでございますが、今回、国への様々な納付をこのキャッシュレス決済を活用する中で、この手数料を誰が負担するのか。そして、手数料の公平性といいましょうか、余りばらつくと、結局のところ、特定の手段に集中をしてしまうことになり、利便性が思ったほど確保できないというような事態にもなりかねません。

この手数料率の在り方、そして、誰がどのように負担するのかについて、政府の考え方をお聞かせください。

○牧島国務大臣　手数料についての御指摘でございます。

従来、国の歳入等の納付に関し、決済手数料率や国と利用者のいずれが負担するかについては、当該歳入等の納付金額や納付件数、性質等に応じ、当該納付手続を所管する各府省庁と決済業務を受託する者の間の契約等により、その取扱いを決定しているものでございます。本法案においても同様に、対象とする歳入等の性質などに応じ、基本的には、納付手続を所管する各府省庁と指定納付受託者の間の契約等により、その取扱いを決定するものと考えております。

各府省庁におけるキャッシュレス化の取組については、デジタル臨時行政調査会、規制改革推進会議などを通じてフォローアップすることとしておりまして、こうした取組を通じて、各府省庁と連携して、決済手数料の率やその負担の在り方についても検討してまいりたいと存じます。

○浅野委員　非常に一般論的な答弁だというふうに感じましたが、やはり大事なのは、納付方法によらずに手数料負担というものがある程度均一化される状態というのがもちろん望ましいわけであります。当然ながら、民間事業者が行うものですので多少のばらつきは許容されるべきなのかもしれませんが、その辺りに対する政府の考え方というのは、今後、是非しっかりと打ち出していただきたいというふうに思います。

ちょっと時間の関係から、次の質問に移らせていただきます。

次の質問なんですが、滞納者に対する適切な徴収の在り方について伺いたいと思います。

今回の法律案では、指定納付受託者が、委託者、つまり納付する人から国に納めるべき金銭を受領できない場合、指定納付受託者と委託者との間の問題として処理されることになる。つまり、これまでは、納めるべきものを納めなければ、それは国が督促をして徴収をしていたわけですけれども、これからは、キャッシュレス決済事業者が国に納めた後は、後はもう納付者とキャッシュレス決済事業者との間の問題として処理されるべきものだというような内容になっています。

そうなると、やはり、納付者そしてキャッシュレス決済事業者、それぞれが不利益を被る可能性がございますし、その辺りの徴収手続の在り方についてはしっかりと国がリードしていくべきではないかなと思うんですが、これに関する国の考え

方、指針などがあれば教えていただけますでしょうか。

○牧島国務大臣　納付の委託を受けた指定納付受託者は、本法案に基づき、国に納付義務を負い、これを怠った場合は滞納処分の例によって国から徴収されます。他方、指定納付受託者と委託者との関係は、契約上の問題として処理されることになります。

本法案では、委託者である納付義務者が指定納付受託者に委託して納付できるよう、指定納付受託者に対し指定日までに納付すべき義務を課すとともに、指定日までに納付したときは、委託を受けた日に遡って納付がされたものとみなすという法的効果を創設しています。あわせて、指定日までに納付しない場合の必要な措置についても規定しているものでございます。

一方で、指定納付受託者と委託者である納付義務者の関係は、元々、クレジットカード会社などの事業者と当該クレジットカードなどの利用者との関係として契約で定められております。したがって、指定納付受託者が委託者から国に納めるべき納付額を受領できない場合というのは、民間取引において委託者から支払いを受けられなかった場合と同様であり、当該契約上の請求権に基づいて、当該契約で定める手段で解決することになります。

○浅野委員　ありがとうございました。

次の質問ですけれども、今、大臣、答弁の中でしっかりと、指定納付受託者が国に納めることというのをおっしゃっていましたけれども、指定納付受託者というのが、おおむね、事前の認定のときに経営状況であったり適切な運営の要件を備えているかどうかというのはチェックされるものだと思いますけれども、万が一倒産などをして支払い能力がなくなってしまった場合も、この法案では想定されているわけです。

そこで気になるのは、望ましくない状況ではありますが、そういう事態が起こったときに、指定日までに指定納付受託者が国に対して納付をできなかった、つまり延滞が発生してしまった状態で、その延滞の理由は一義的には指定納付受託者にあるわけですけれども、最終的には、納付すべき委託者が徴収を受けることになっております。

そのとき、この延滞金のようなものを、じゃ、委託者が負担すべきなのかどうかというところが気になるところでして、この点に関して、この法案での考え方、是非、御説明をいただきたいというふうに思います。

○篠原政府参考人　お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、本法案第七条では、指定納付受託者が納付義務者から委託を受けた歳入等を指定日までに納付をしない場合、各省各庁の長は、まずは指定納付受託者から徴収することを定めることで、納付義務者の保護を図ることとしております。

その上で、本法案第六条第四項ただし書では、歳入等に係る延滞金その他の歳入等の納付の遅滞に係る徴収金に関する他の法令の規定の適用につきましては、指定納付受託者が指定日までに当該歳入等を納付したかどうかにかかわらず、委託を受けた日に歳入等の納付がされたものとみなすというふうに規定をしております。

したがいまして、納付義務者が納付期限までに納付の委託を行い、指定納付受託者がこれを受託した場合には、指定納付受託者による納付が遅延したとしても、それに伴う延滞金その他の歳入金の納付の遅滞に係る徴収金の支払い義務が納付義務者に課されることはないところであります。

○浅野委員　明確なお答え、ありがとうございました。

では、続いての質問になりますが、指定納付受託者の要件について確認をさせていただきたいと思います。

ちょっと今私が懸念しておりますのは、キャッシュレス決済のデータというのはいわゆるビッグデータでございまして、そこから様々な、例えばライフスタイルですとか経済的な水準ですとか、いろいろな情報を予測することができます。やはり、サイバーセキュリティー対策と言えばいいのかもしれませんが、こういったところに気を配りながら指定納付受託者を認めていくことというのは大変大事だろうというふうに思います。

例えば、中国のサイバーセキュリティー法では、中国政府によるデータへのアクセスや、中国国内でのデータ保管義務、越境移転規制などが定められているというふうに聞いております。

やはり、サイバーセキュリティー上の観点から、指定納付受託者の選定に当たっては、やり取りのデータがしっかりと管理されている、セキュリティーが確保されているというのが大前提だと思いますけれども、改めて、指定納付受託者に求める要件、特にサイバーセキュリティーの観点からどのような要件を考えているのか、伺いたいと思います。

○牧島国務大臣　御指摘のとおり、本法案において、指定納付受託者の具体的な要件は政令で定めることとしており、政令で定める要件については、納付事務を適切かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有することなどを定めることを想定しています。

指定納付受託者として指定を受けようとする者がこの要件を満たすかを判断する上で、今御指摘ありました情報セキュリティーの確保についても考慮要素となり得るというふうに考えております。

安全かつ安心なシステムにより納付事務の運用がなされることは指定納付受託者制度の根幹に関わるものでありますので、指定納付受託者の選定においてもこれらの要素が適切に考慮されるよう、各府省庁と連携して取り組んでまいりたいと存じます。

○浅野委員　ありがとうございます。

今年、この国会では警察法も改正されて、サイバーセキュリティー対応をする部署も新設されるなど、いろいろやはり国際情勢を考えてもこうした対策が非常に重要になってくると思いますので、特に、国に対する納付のプロセスでこういったキャッシュレス決済を活用するということ、既に始まっておるところもありますけれども、改めてしっかりとこの要件の具体化というのはお願いしたいと思います。

次、最後の質問になりますが、今回キャッシュレス納付の対象となる手続の範囲についてお伺いしたいと思います。

規制改革推進会議というのがございますが、この中の規制改革推進に関する答申において、手続件数が年間一万件以上の手続などについてキャッシュレス納付を導入するよう答申をしています。

ただ、私も政府の資料を読んでいたときに、例えば資格取得の際の申請手続、これは今回キャッシュレス納付ができるようになったものもあるんですが、この資格についてはキャッシュレス納付ができます、でも、この資格についてはできませんみたいなことになるのではないかなということを懸念しておりまして、この一万件以上か以下かという基準が本当にいいのか、やるんだったら全て対象にしてしまってもよいのではないかというふうに思うんですね。

経産省の中では、一万件以下であっても独自でオンライン申請を進めるような動きもあるというふうに聞いておりますので、是非、キャッシュレス納付の普及に向けて、この一万件という基準を見直すべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○牧島国務大臣　まず、件数の多いものから順次取り組むことが適当という考えの下、一万件以上の手続についてということで、インターネットバンキング、クレジットカード決済等のキャッシュレスによる納付に取り組むという方針が出されているところでございますが、もとより、これらキャッシュレスによる納付を導入するべき手続が年間一万件以上のものに限られるものではないというふうに考えております。しっかりと費用対効果を踏まえつつ、デジタル臨時行政調査会、規制改革推進会議などにおいても、キャッシュレス化を更に推進していきたいということを申し上げて

おきます。

そして、利用者にキャッシュレス納付対象手続が分かりやすいものとしてしっかりと示されるように、本法案第十二条では、各府省庁では、対象手続をインターネット等により公表することというふうにもしております。

こうした取組も推進する中で、キャッシュレス納付の普及を図ってまいりたいと考えております。

○浅野委員　以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○上野委員長　次に、塩川鉄也君。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

キャッシュレス法案について質問をいたします。

本法案は、国の行政手続での納付において、当該手続に関する法令の規定にかかわらず、各府省庁の判断でインターネットバンキングやクレジットカード、電子マネー、コンビニ決済などによる支払いを可能とするものであります。

大臣にまず確認ですけれども、この法案は、従来の現金や印紙による支払いを廃止するものではなく、支払いに係る国民の選択肢を増やすもの、そういうことでよろしいでしょうか。

○牧島国務大臣　本法案は、従来の現金や印紙による納付方法を廃止するものではなく、納付方法の選択肢を増やすことで利用者の利便性の向上を図るものであります。

○塩川委員　国民、利用者の選択肢を増やすということであります。

同時に、このようなキャッシュレスにおきまして、システム障害の影響の問題が懸念をされます。

一昨日、国税電子申告・納税システム、e―Taxに接続障害が起きて、昨日も障害が継続をしているということもありました。確定申告書が送信しにくい状況となっているということでした。

このように、システム障害が起きたときに、今回の法改正による納付に伴い納付者が不利益を被ることがないようにどのように対応するのか、この点についてお答えいただきたいと思います。

○牧島国務大臣　システム障害が生じて指定納付受託者が納付することができない場合において、これがやむを得ない理由に該当すると認められる場合には、今回のe―Taxの事案もそうでございますが、制度所管官庁において納付期限を延長するなどの必要な措置が取られるものと考えております。

また、指定納付受託者が主務省令で定める指定日までにシステム障害等により納付することができなかった場合においても、主務省令で必要な対応が取られるよう、デジタル庁として主務省令のモデル例を作成して、各府省庁において必要な対応を取っていただけるように働きかけてまいりたいと存じます。

○塩川委員　納付者にとって不利益がないような、そういう措置に万全を期していただきたいと思います。

今回の法案は、デジタル庁が発足して初めての法案ということでもあります。改めて、デジタル庁の組織の在り方について質問をいたします。

昨年、赤石デジタル審議官や向井IT総合戦略室室長代理、そして平井デジタル担当大臣らがIT大手のNTTから接待を受けていたことが問題となりました。赤石デジタル審議官らは処分を受けました。

また、デジタル庁の前身であるIT総合戦略室が関与したオリパラアプリをめぐって、IT室の幹部職員らが他社の見積り内容を別の会社に漏らしていたことや、このシステム発注によって、システム開発に関与した幹部職員自らが利益を得ようとしていたことなどが問題となりました。国民の疑念を招く官民癒着が懸念される事態がありますす。

そこで、デジタル庁の組織構成について質問をいたします。

デジタル庁の実員は何人か、総数及びグループ別の人数を示していただきたい。

○山本政府参考人　お答えいたします。

令和四年一月一日における、デジタル庁におけるグループ別の職員の数をお答え申し上げます。

四つのグループを設けておりまして、戦略・組織グループが二百二十六名、デジタル社会共通機能グループが百七十七名、国民向けサービスグループが七十五名、省庁業務サービスグループが八十八名となってございます。

○塩川委員　四つのグループの上にも組織があるわけですけれども、総数で何人かを教えてもらえますか。

○山本政府参考人　合計いたしますと五百六十六名ということになるものでございます。

○塩川委員　四つのグループで五百六十六、四つのグループの合計。

○山本政府参考人　お答えいたします。

今申し上げた四つのグループの数字を足し合わせたものが五百六十六名でございます。

○塩川委員　デジタル監やデジタル審議官やCDO、CPOとか、そういった人を含めると総数で何人かを確認したいんですけれども。

○山本政府参考人　お答えいたします。

デジタル監始め幹部を加えますと五百七十六名になるものと存じます。失礼いたしました。

○塩川委員　何か八月末の時点で五百九十人ほどと聞いているんですけれども、まあ六百人ぐらいの人数ということで。ちょっと、グループ別で聞くとごちゃごちゃしますので、もう一回、トータルの数字で教えてほしいんですが、その六百人近くのうち民間出身者の人数が何人か、それは総数でいいので、常勤と非常勤の別で教えてもらえますか。

○山本政府参考人　お答えいたします。

事前の御質問がグループ別だったので、まずグループ別でお答えを申し上げたいと思います。

まず、戦略・組織グループにおきましては、民間出身者の数として、常勤職員の数が三名、非常勤職員の数が四十八名。デジタル社会共通機能グループでは、常勤職員が一名、非常勤職員が九十二名。国民向けサービスグループでは、常勤職員が五名、非常勤職員が三十三名。省庁業務グループは、常勤職員の数が一名、非常勤職員の数が十一名。

常勤職員については合計が十名、非常勤については百八十四名、足し合わせて百九十四名と承知しております。

○塩川委員　六百人中、民間の方が二百人ということで、その民間の方の大半が非常勤職員ということであります。

この職員のうち、兼業している方というのは何人ぐらいなんでしょうか。

○山本政府参考人　お答えいたします。

国家公務員や常勤の民間出身職員も含めたデジタル庁の職員のうち、民間企業と兼業していたり、また、これに加えて、官民人事交流制度に基づき民間企業から交流採用されていたり、また、無償で団体役員の地位に就いている方など、これらの方々がおられまして、これらを含めて、民間企業と一定の関係を有する職員の人数として、私どもとしては約百七十名というふうに承知しております。

○塩川委員　その方々は、兼業が可能な非常勤の職員、民間出身の非常勤職員の方がその大半ということでよろしいでしょうかね。

○山本政府参考人　お答えいたします。

委員からの御質問は、民間企業から給与を得ている方がどの程度かという数かと思いますけれども、今申し上げました約百七十名につきましては、先ほど申し上げましたように、民間団体で無償で役員となっている方、またフリーランスで自ら事業を営んでいる方、こういった方を全て含んでいる数となっておりますので、その内訳については把握をしてございません。

○塩川委員　そうすると、兼業している民間の非常勤職員のうち出向元企業から給与をもらっている人はどのぐらいか、そういうのは把握していませんか。

○山本政府参考人　お答えいたします。

2022年3月18日
内閣委員会
（質疑要旨）

中小企業のコロナ支援策（事業復活支援金）について

2022.3.18（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●中小企業に対するコロナ対策として、売上減少に応じて支援金を給付する「事業復活支援金」が1月末より施行されている。

●本事業は当初370万件程度の申請を想定している事業だが、3月17日現在の申請は61万件となっている。

●支給実績も47万件であり、審査に時間を要している事例もある。

委員会での浅野の発言要約

「事業復活支援金の申請数が伸び悩んでいるが、審査の体制強化や審査方法について見直す必要があるのではないか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「本給付金は1月末から受け付けており、現時点で申請件数の76％に対して給付している状況。過去の例からも申請受付終了時（5月末）に駆け込み申請が多いとみており、事業者支援に万全を期していく。」



飯田政府参考人

経済安全保障推進法案 米国の経済安全保障政策について

2022.3.18（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●経済安全保障に関する施策は、諸外国でも多く行われている。

●例えば、米国等においても、産業基盤強化への支援、輸出管理の強化、機微技術の流出防止といった経済安全保障に関連する施策を強化する取組みが進められている。

委員会での浅野の発言要約

「法案の検討段階で米国の経済安全保障政策について、施策や特徴等の調査研究を行ったのか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「米国を含む諸外国の動向や取組みについても必要に応じて参考にしながら、我が国として主体的に国益を確保していく観点で法整備を進めている。」



小林国務大臣

2022年3月18日
内閣委員会
（質疑要旨）

経済安全保障推進法案　米国のバイ・アメリカン政策について

2022.3.18（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●米国は自国製品優先購入政策※として、連邦調達規則を改正した。
※バイ・アメリカン政策の強化策

●改正された連邦調達規則では、国内調達比率を段階的に引き上げ、国内製品と認められたものについては、価格的な優遇措置が受けられる制度となっている。

委員会での浅野の発言要約

「米国の政策を参考にして、水素やバイオ燃料、木材等の分野を特定して、国内調達比率を高めていくことは、経済安全保障上有効ではないか。」



政府の答弁要約

「安定供給を図ることが特に必要な物資については、 WTO協定等の国際ルールとの整合性に留意しながら、国内生産基盤の整備だけでなく、供給源の多様化等、民間の自発的な取組みを支援していく。」



経済安全保障推進法案　重要インフラ防護等に関する資源集約的な取組みについて

2022.3.18（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●米国において、重要インフラ防護やサプライチェーンの強靭化に向けて、次のように資源を集中させた取組みが行われている。

①民間セクターとのサイバーセキュリティサミットの開催
②重要サプライチェーン（４分野）に対する100日間の集中審査
③サプライチェーン（６分野）に対して1年間の脆弱性調査

委員会での浅野の発言要約

「重要インフラ防護あるいはサプライチェーン強靭化について資源集中的に取り組むことについての考えを伺う。」



政府の答弁要約

「関係各省庁と共にリスク点検の取組みを進めている。また、政府横断的な取組として経済安全保障課題検討会議を開催し、今後定期的に実施していく。」



第二百八回国会　衆議院　内閣委員会議録　第十号

令和四年三月十八日（金曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　上野賢一郎君

理事　井上　信治君　理事　工藤　彰三君

理事　平　将明君　理事　藤井比早之君

理事　森田　俊和君　理事　森山　浩行君

理事　足立　康史君　理事　阿部　司君

理事　國重　徹君

伊東　良孝君　石橋林太郎君

石原　宏高君　尾崎　正直君

加藤　竜祥君　金子　俊平君

国定　勇人君　小寺　裕雄君

杉田　水脈君　鈴木　英敬君

髙木　啓君　永岡　桂子君

平井　卓也君　平沼正二郎君

松本　尚君　宮路　拓馬君

宗清　皇一君　山田　賢司君

吉川　赳君　和田　義明君

大串　博志君　堤　かなめ君

中谷　一馬君　本庄　知史君

山岸　一生君　浅川　義治君

堀場　幸子君　河西　宏一君

平林　晃君　浅野　哲君

塩川　鉄也君　緒方林太郎君

大石あきこ君

議員　足立　康史君

議員　阿部　司君

議員　堀場　幸子君

国務大臣（内閣官房長官）　松野　博一君

国務大臣（デジタル大臣）　牧島かれん君

国務大臣（防災担当）　二之湯　智君

国務大臣（少子化対策担当）　野田　聖子君

（男女共同参画担当）

国務大臣（経済財政政策担当）　山際大志郎君

国務大臣（経済安全保障担当）　小林　鷹之君

内閣府副大臣　大野敬太郎君

法務副大臣　津島　淳君

厚生労働副大臣　古賀　篤君

厚生労働副大臣　佐藤　英道君

経済産業副大臣　細田　健一君

内閣府大臣政務官　小寺　裕雄君

内閣府大臣政務官　宮路　拓馬君

内閣府大臣政務官　宗清　皇一君

内閣府大臣政務官　泉田　裕彦君

財務大臣政務官　藤原　崇君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　室田　幸靖君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　三貝　哲君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　下田　隆文君

政府参考人（内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局審議官）　北波　孝君

政府参考人（内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室審議官）　相川　哲也君

政府参考人（内閣府男女共同参画局長）　林　伴子君

政府参考人（内閣府宇宙開発戦略推進事務局長）　河西　康之君

政府参考人（内閣府子ども・子育て本部統括官）　藤原　朋子君

政府参考人（警察庁長官官房長）　小島　裕史君

政府参考人（警察庁生活安全局長）　緒方　禎己君

政府参考人（カジノ管理委員会事務局次長）　坂口　拓也君

政府参考人（金融庁総合政策局審議官）　井上　俊剛君

政府参考人（消費者庁審議官）　長谷川秀司君

政府参考人（デジタル庁統括官）　楠　正憲君

政府参考人（総務省大臣官房審議官）　阿部　知明君

政府参考人（法務省大臣官房審議官）　堂薗幹一郎君

政府参考人（財務省主計局次長）　奥　達雄君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　片岡宏一郎君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　藤田清太郎君

政府参考人（中小企業庁事業環境部長）　飯田　健太君

政府参考人（原子力規制庁長官官房緊急事態対策監）　金子　修一君

内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

三月十八日

辞任　補欠選任

赤澤　亮正君　尾崎　正直君

鈴木　英敬君　国定　勇人君

同日

辞任　補欠選任

尾崎　正直君　加藤　竜祥君

国定　勇人君　石橋林太郎君

辞任　補欠選任

石橋林太郎君　鈴木　英敬君

加藤　竜祥君　赤澤　亮正君

同日

理事阿部司君同日理事辞任につき、その補欠として足立康史君が理事に当選した。

三月十七日

経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案（足立康史君外二名提出、衆法第一〇号）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（内閣提出第三七号）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

政府参考人出頭要求に関する件

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（内閣提出第三七号）

経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案（足立康史君外二名提出、衆法第一〇号）

内閣の重要政策に関する件

公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

栄典及び公式制度に関する件

男女共同参画社会の形成の促進に関する件

国民生活の安定及び向上に関する件

警察に関する件

○上野委員長　これより会議を開きます。

でございます。

予算につきましては、経済産業省では、令和三年度補正予算で七十一億円、令和四年度当初予算案において四年間で四百五十五億円の国庫債務負担行為として計上し、データセンター整備に必要な電力、通信インフラの支援を、総務省では、令和三年度補正予算において五百億円を計上し、データセンターの建物やサーバー等の整備に加え、島国でもある我が国にとって必須となる海底ケーブルや陸揚げ局等も一体的に支援することを予定しております。それぞれ複数年にわたって執行していく考えでございます。

また、この予算の執行に当たりましては、先ほど申し上げました有識者会合で整理した考え方を参考に進めていく予定としております。

引き続き、国内における地方データセンター拠点の整備に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○平林委員　ありがとうございます。経産省、総務省、それぞれで予算を確保し、力を合わせて対応していっていただけるということと理解をさせていただきました。地方分散は本当に大切だと思います。現在は東京圏に六割ということも伺いました。是非とも地方に展開をしていただきたいと思います。

また、投資金額という意味では、中国が大変桁違いに先を行っておりまして、二〇二五年には十兆円を超えるという報道も承知をさせていただいております。このような動きに対抗するといってもなかなか難しいことではございますが、先ほどもありましたとおり、日本の特徴を生かしたデータセンターを構築をしていただくことによって、世界からもつなぎたいと思ってもらえるようなデータセンターの構築を後押ししてもらいたいと思います。

もう時間がなくなりましたので、最後の質問はなしにいたしますが、データセンター設置の事業主体もこれから公募をしていただけるということですので、地方の企業も元気いっぱいにこういったことに挑戦していただけるように、私もしずかりと後押しをさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○上野委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願いいたします。

今日は、中小企業のコロナ支援策と、あとは後半、経済安全保障政策について議論をさせていただきたいと思います。

まず、今日は経産省に来ていただいておりますけれども、最近、春闘が徐々に結論が出てきまして、一部、満額の回答を出す企業も現れ始めて、これはこれで大変よろしいことなのではないかと思いますし、それが中小企業にも及ぶことを期待するわけでありますが、その一方で、景気判断指数である業況判断ＤＩの最新値を見ますと、昨年十二月の十月―十二月期でマイナス二三・三という数値となっておりまして、引き続き厳しい状況が続いております。

こうした中小企業支援に対しては、現在、経産省が事業復活支援金制度を運用しているところでありますが、まず最初の質問です。

これは、申請開始から一か月半となりますが、聞くところによると、なかなか審査件数が伸びない、審査が進まないという話を聞いております。実際、二週間以上審査に時間を要している案件が全体の二割弱というふうに聞いておりますけれども、審査の体制の強化や、審査の中身について少し見直す必要もあるのではないかと思うんですが、その辺り、御回答いただけますでしょうか。

○飯田政府参考人　お答え申し上げます。

事業復活支援金でございますけれども、今お話がありましたけれども、一月の末から申請を受け付けておりますけれども、三月十七日時点で、六十一万件御申請いただいておりまして、七六％に当たる約四十七万件を給付しているところでございます。

審査の体制についてのお話がございましたけれども、まず、そもそも、その申請件数でございます、今後の見通しでございますけれども、引き続き厳しい景況感が続く中で、要件を満たすかどうか、特に三月は厳しくなっておりますので、見極めておられる方もいらっしゃるんじゃないかということ、それから、過去のいろいろな支援金の関係でも、申請受付終了のタイミングで駆け込み申請が多く見られる。この給付金は五月の末までございますけれども。こういったことを踏まえますと、今後、要するにどれぐらい件数が出るかということについて、なかなか確定的なことを申し上げることは難しいと思っております。最近、申請数がまたちょっと、確定申告も終わった関係もあるんだと思いますが、出てきて、伸びてきておる状況でございます。

○浅野委員　ありがとうございます。

今、答弁の中でも触れていた部分ですけれども、今回のこの事業、当初、三百七十万者程度の利用を想定して事業を開始した、予算も組んであるということだと聞きました。

ただ、今の段階で、もう三月中旬になりますけれども、六十一万件、そして四十七万件に支給したということでありましたが、このままのペースだと、恐らく、五月末までの期間の中で三百七十万件というのが達成可能なんだろうかというところは疑問があります。

これは支援制度ですから、支援を必要としない事業者がそれだけ多くなるのであればそれはそれで喜ばしいことなのかもしれませんが、そうなりますと、中小企業支援の在り方そのものというのを少し見直していくべきではないかとも思いますので、その点について、もう一問お願いします。

○飯田政府参考人　お答え申し上げます。

今御指摘ありましたけれども、今後の中小企業施策でございますけれども、まず、足下で景況感を見てまいりますと、やはり新型コロナの影響の長期化ということ、それから最近では原油を始めとする資源価格の高騰といったようなことで非常に厳しい状況にあると思っております。

こういった関係から、中小企業施策について幾つか御紹介いたしますけれども、新型コロナの関係では、今委員御指摘がありました事業復活支援金、それから政府系金融機関による実質無利子無担保融資の延長ですとか、それから、事業者の方々が、アフターコロナも見ながら新分野の展開、業態転換、こういったことなどを御検討しておられる方々を後押しするための事業再構築補助金ですとか、こういったことも講じておるところでございます。

それから一方で、原油など資源価格の高騰の関係でございますけれども、こちらの特別相談窓口を全国約一千か所に設置する、あるいは日本公庫によるセーフティーネット貸付けの金利引下げ、それから下請中小企業への価格転嫁の促進、こういったようなことに取り組んでまいりたいと思っております。

各種の支援措置を事業者の皆様のニーズに合わせてしっかりお届けしていきながら、事業者の支援に万全を期してまいりたいと思っております。

○浅野委員　いろいろと重層的な支援策があるのも承知しております。ほかの施策もあるから大丈夫だよという話ではなくて、一つ一つをしっかりと精査し続けることが大事だとも思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

では、ここからは小林大臣の方に経済安全保障についてお聞きをしていきたいと思いますが、昨日、本会議で趣旨説明、質疑をされて、これからいよいよ法案の中身について議論がされていくことになろうかと思います。

今日確認させていただきたいのは、これまで経済安全保障に関する施策というのは諸外国でもたくさん取られてきておりまして、特に、今日はアメリカの施策を取り上げながら、それに対してどこか日本が参考にできる部分がないのかというところを中心に議論をしていきたいというふうに

思っております。

まず、大前提の質問になるんですが、この経済安全保障法案の検討過程で、米国を含め諸外国の経済安全保障政策についてどのような施策、どのような特徴があるのか、こういったことは調査研究を行った事実があるかどうかと、現時点でどういうところを参考にしているのかというところについて教えていただけますでしょうか。

○小林国務大臣　ありがとうございます。

米国を含む諸外国におきましても、産業基盤強化への支援ですとか、あるいは輸出管理の強化、あるいは機微技術の流出防止、こうした経済安全保障に関連する施策を強化する取組が進められております。我が国としても、こうした各国の取組を注視してきておりまして、特に、同盟国である米国の取組につきましては高い関心を持ってフォローしていることは事実です。

ただし、我が国としては、経済安全保障の取組を進めるに当たっては、米国を含む他国の動向や取組にも目を配って、必要に応じて参照しながらも、重要なのは、我が国として主体的に国益を確保していく観点だというふうに思っています。

このため、これまでも既存の法制度の中で多岐にわたる取組に着手してまいりましたが、今般、更なる我が国の主体的な取組として、法制上の手当てが必要な喫緊の課題に対応すべく所要の法制度の整備を行うこととなったものでございます。

この法案の絡みでいえば、例えば特許の非公開制度などについては、G20の中で、日本、メキシコ、アルゼンチン以外の国は持っているということで、当然、米国を含む他国の制度というのは参考にしてきております。

法案以外の部分でいうと、例えば、機微技術流出の防止で対内投資規制みたいなのがありますけれども、向こうはCFIUSという合議体がありますが、我が国の投資規制の在り方についても、これまでは各省が、財務省と例えば経産省、バイでいろいろやっていたものを、できるだけ各省で情報を共有していこうというような形にしましたが、そういう意味でアメリカの取組なども参考にしているところはございます。

○浅野委員　具体的な例示も交えて答弁いただき、ありがとうございます。

次の質問は少し個別の論点に入っていきますけれども、私がアメリカの経済安全保障政策を眺めていたときに少し気になったのが、バイ・アメリカン政策というのがあるそうでございます。

どういうものかというのを簡単に申し上げますと、連邦調達規則という規則がございまして、この中で、国内調達比率というものを段階的に引き上げていく、そして、国内製品というふうに認められれば価格的な優遇措置というのを受けられるようにする、こういうような中身だそうなんですが、この国内調達比率を高めていくことというのは、経済安全保障上、効果があるような印象が一見あるんですけれども、ただ、WTOの取引ルールとの整合性も考えなければなりませんし、先日の委員会で私が指摘させていただいた過度な自前主義に陥ってしまうようなことも懸念されているんです。

ですから、非常にこれは判断が難しい問題なのかなというふうに思っておりますが、ただ一方で、例えば水素とかバイオ燃料ですとか国産木材など特定の分野を支援する方法というのは、これは検討する価値はあるのではないかなというふうに思うんですね。

ですから、経済安全保障の観点から、この国内調達比率をどうしていくかということについて、現時点での見解を伺いたいと思います。

○小林国務大臣　今回提出させていただいている法案におきましては、安定供給確保を図ることが特に必要と認められる物資に関しまして、その国内生産基盤の整備だけではなくて、物資の特性に応じた供給源の多様化などの民間事業者による自発的な取組を支援する、そのことをあくまでたてつけとしております。

また、委員御指摘のように、政府調達において国内調達要求を制度化することにつきましては、やはり、WTO政府調達協定などにおける内外無差別の原則を踏まえまして、慎重な検討が必要と考えております。この法制に関する有識者会議の提言におきましても、「政府の措置はWTO協定等の国際ルールとの整合性に十分に留意しながら実施すべき」とされたところでございます。

いずれにせよ、重要なことは、安定供給を図ることが特に必要な物資について、その自律性を高めていく観点から安定供給確保が図られるよう適切に取組を進めることであって、自由な経済活動による効率性の確保にも留意しながら、実効的な取組を進めていきたいと考えています。

○浅野委員　今大臣もおっしゃった民間企業による自発的な取組というところが、一つポイントなのかなというふうに思っております。

国が補助金、様々な支援制度を用意して国内比率を高めるというのは、これはWTOルールに抵触する可能性が出てきますが、民間企業の自発的努力として、サプライチェーンの持続可能性の向上などを狙って国内比率を高めていくということは十分に考え得る話ですから、そういったところで、両面を見ながら、今後、いろいろな、ガイドラインあるいは民間企業への働きかけというのは是非やっていただきたいなというふうに思っております。

次の質問に移りますが、もう一つ、アメリカで少し面白いなというふうに思っている取組がございます。

今回内閣が提出した法案でも、重要インフラ防護あるいはサプライチェーンの強靱化というものが含まれておりますが、アメリカでは、この重要インフラ防護やサプライチェーンの強靱化に向けて、民間セクターとのサイバーセキュリティーサミットの開催や、あるいは、重要サプライチェーンを四つほど指定をして、これを百日間で調査するという取組、あるいは、それ以外にも幾つかの分野を指定して、そちらについては一年間かけてサプライチェーンの脆弱性評価を行う、こういった資源集中的な取組を行っているそうです。

ですから、この部分は日本でも参考にできるところはあるのではないかなというふうに思うんですが、政府としてはどのように考えていますでしょうか。

○小林国務大臣　我が国としても、国民生活や経済活動を支える重要な産業が直面するリスク、これを総点検そして評価をし、脆弱性を解消していくとともに、逆に、強みである優位性ですとか不可欠性を獲得する取組を推進すること、これが我が国の経済安全保障を確保していく上で極めて重要だと思っています。

こうした問題意識の下、別にアメリカがやっているから日本がやるというのではなくて、バイデン政権の取組とは別に、我が国としても、これまでも、関係各省庁の御協力をいただきながらリスク点検の取組というものを進めてきております。

先般、三月十一日に、私が議長となって、第一回の経済安全保障重点課題検討会議というものを開催をいたしまして、政府横断的な取組として定式化をし、今後定期的に実施していくこととしました。

こうした取組を通じまして経済安保の抜本的な強化を図っていくことが重要であって、今回提出させていただいた法案の成立に向けて全力を尽くすとともに、今後の情勢を当然しっかりと見極めまして、更なる課題についても不断に検討し、必要な対応があれば政策形成に反映していきたいと考えています。

○浅野委員　先日そういう会議を行われたことは、小林大臣のSNSでの発信なども通じて私も拝見をしました。

非常にそういう取組はよろしいかと思いますし、あと、私が申し上げたいのは、アメリカがやっているから日本もやるべきだというわけではなくて、もちろん、今日はたまたまアメリカの例を取り上げましたけれども、ほかにもヨーロッパでの先行事例も多数ございます。日本としては、この経済安全保障の分野は、比較的新しい概念として、今回初の取組となりますので、そこは是

非、謙虚に我々も諸外国の先行事例を吸収し、そして、早く、追いつくという言い方は適切ではないかもしれません、我々自身が主体的に世界をリードできるようなルールをつくっていくことが大切だと思いますので、引き続き議論をさせていただきたいと思います。

今日は以上になります。ありがとうございました。

○上野委員長　次に、森山浩行君。

○森山(浩)委員　おはようございます。立憲民主党の森山浩行でございます。

今日は、一般質問ということで、先週ちょうど官房長官にお願いをいたしました危機管理という部分でございます。ウクライナ情勢で大変な状況である、本当に激務だと思いますけれども、地震というのはいつ起こるか分かりません、ですので、是非、横横の連携ができるように、五十以上あると思います、危機管理の部署、こういう皆さんともしっかり連携をしていただきたいということでございました。

お忙しかったと思いますけれども、この一週間、五十の部署の皆さんに連携を取れよという御指示をなされたり、また、顔合わせされたりということはございましたか。

○松野国務大臣　森山先生にお答えをさせていただきます。

先生からも様々御指摘、御指導をいただいた後、ウクライナの情勢もございます、また、東北地方での大きな地震も発生をいたしました。関連部署と緊密に連携を取りながら、業務を遂行してまいりました。

○森山(浩)委員　ちょうど大きな地震もあったところでございます。是非、連携を取るということで、以前、何年か前になりますけれども、全部の危機管理、震災対応などの部署の皆さんに集まってもらって勉強会をしたことがありまして、いやあ、この人と初めて会ったわというようなお話もあったりいたしました。

是非、官房長官も、これを機に、集まっていただくというような機会なども設けていただいて、いざというときにしっかり顔がつなげるようにしていただきたいなと思います。

今回の福島県沖の地震に関してでございます。今回、総理大臣が公邸に住まれたということで、前二代の総理大臣とは違って公邸に住まれていて、首相動静によりますと、十一時五十五分に官邸にお着きになっておられます。素早い対応をしていただいたわけですが、危機管理の責任者でございます官房長官の初動について、当日、どんな動きをされておりましたか。

○松野国務大臣　お答えをさせていただきます。

まず、政府としては、地震発生直後、直ちに官邸危機管理センターに官邸対策室を設置するとともに、関係省庁の局長級による緊急参集チームを参集し、地震に関する様々な情報について、関係機関より収集をしたところであります。

私としても、地震発生直後、直ちに官邸に登庁し、官邸危機管理センターにおいて収集された情報について、適宜報告を受けました。その上で、これらの情報等を踏まえ、三月十七日零時三十一分及び同日二時三十九分の二回にわたり、臨時の記者会見を行ったところでございます。

○森山(浩)委員　総理大臣は公邸にお住みですけれども、官房長官の今お住みの場所というところから官邸に行くというのは少し時間がかかるのかなと思いますが、お着きになったのは総理よりも後ですか。

○松野国務大臣　お答えをさせていただきます。

発災当時、私、議員宿舎の方で休んでおりましたが、発災から二十分前後ぐらいで官邸の方に入ったものと思います。

先ほど先生からお話をいただいたとおり、総理は今公邸にお住まいでありますから、総理は迅速にこの発災に関して対応されたものと承知をしております。

○森山(浩)委員　私も宿舎におりまして、随分揺れたというので、これは起きてすぐ行かなきゃと、私も党本部の方で災害対策本部に駆けつけましたけれども、迅速に動いていただいたのかなというふうに思います。

ただ、これは、総理が公邸にお住みなように、官房長官というのも、そういうお仕事でありますので、ちょっとこれは皆さん一緒に考えていただきたいんですが、住む場所というか待機する場所というか、こういったものについても準備した方がいいのかなというようなことも思ったりもいたします。これはまた議論していきたいと思いますが。

最初の会見、また、その後の会見というようなことで、国民みんなが不安に思っているときに、決まった人が決まった時間にきちんと会見をする、そしてまた、分かっていること、分かっていないこと、これをしっかりお伝えをするということが安心につながるのだと考えています。

そういった意味で、いろいろな人が会見をするのではなく、官房長官にぐっと情報を集中をして、そしてやるべきだというふうに思いますが、今回、最初の会見のとき、ちょっと御体調が悪かったですかね、ちょっと何か、お話をされているところというのがばたついたような雰囲気が見られたのと、NHKの中継が途中で現場の映像に変わったりして混乱も、これは放送の問題かもしれませんが、というようなことを見て感じましたけれども、何か、最初の、初動のときの会見について思われることはありましたか。

○松野国務大臣　お答えをさせていただきます。

特に、私自身としては通常と同様の対応だと思っておりますが、発災直後の緊急時でございまして、各種情報が飛び交っている中での対応でありましたので、先生御指摘のような感じを与えることがあったとしたら、また更に気を引き締めて頑張ってまいりたいと思います。

○森山(浩)委員　NHKのテレビを見るという方が多分一番多いと思います、ネットでも発信をされていますけれども。画面がどうだったかというようなことなどもちょっとチェックをしていただいて、今後に生かしていただきたいなというふうに思います。

このときですけれども、最初、新幹線の脱線事故というのがございました。最初に映像が出てきて、何だこれはというような状況になり、状況を調べていますと。そのうちに、多くの車両が線路を外れていますというような形で徐々に情報が出てきたわけですけれども、何か、映像が出てから、これは脱線事故ですというまでにタイムラグがあったような感じがいたしますが、JR東日本さんからの情報の伝達、そして官邸の中に入ってから発表までのプロセス、この辺の経緯についてお知らせください。

○下田政府参考人　お答えいたします。

先ほど官房長官からも答弁がございましたけれども、政府といたしましては、地震発生直後に、官邸地下にございます官邸危機管理センターに官邸対策室を設置いたしました。そして、そこに関係省庁の局長級による緊急参集チームを招集いたしまして、御指摘の、東北新幹線の脱線を含む様々な情報について、関係機関より集約をしたところでございます。

また、これらの情報につきましては、逐次、内閣官房長官に報告を行っているところでございます。

初動対処の段階におきましては、まさに先生も御指摘ございましたけれども、多くの情報が官邸の危機管理センターにもたらされることから、個々の情報がどの時刻に認識されたかについて確定的にこの場で申し上げることは困難ではございますけれども、いずれにしても、関係省庁の局長級に来ていただいて、情報集約、整理、そして、総理、官房長官に報告して、官房長官が会見を行っていただいた、そういう次第でございます。

○森山(浩)委員　新幹線のあの映像を見たときに、最初に、人的被害はないのかなというようなことが、国民みんな心配なところだと思います。だから、何か情報が入ってきたときに、これは先に出さなきゃいけないなというようなことも含め

2022年3月25日
内閣委員会
（質疑要旨）

経済安全保障推進法案　「特定重要技術」の定義について

2022.3.25（Fri）内閣委員会（経済安全保障推進法案に対する質疑）

現状・課題意識

●本法案では、先端的な重要技術の研究開発とその成果の適切な活用のため、「特定重要技術」について国の支援が法制化される。
（官民パートナーシップ）

●法文上、特定重要技術は「先端的な技術のうち、研究開発情報の外部からの不当な利用や、当該技術により外部から行われる妨害等により、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの」と定義されている。

委員会での浅野の発言要約

「国が支援する『特定重要技術』については、具体的にどのようなものを想定しているのか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「宇宙、海洋、AI、量子、バイオ分野の中で、衛星コンステレーション技術、海洋のセンシング技術、サイバーセキュリティの脆弱性検知技術、AIコンピューティング技術等が含まれ得ると考えている。」


小林国務大臣

経済安全保障推進法案　我が国におけるシンクタンク組織について

2022.3.25（Fri）内閣委員会（経済安全保障推進法案に対する質疑）

現状・課題意識

●官民パートナーシップでは、特定重要技術の見定めやその研究開発等に資する調査研究業務はシンクタンクへ委託される。

●近年、海外のシンクタンク組織は、技術動向の調査等に留まらず、リスク分析や経済的戦略の立案の領域まで活動の幅を広げている。

委員会での浅野の発言要約

「令和５年度までに創設をめざしている新たなシンクタンクは、どのような組織になるのか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「国内外の研究機関等とのネットワークを活用し、技術動向の調査研究・分析機能、情報を集約するハブ機能、高度な知見を有する人材の開発・育成の機能をもった組織にしていく。」


小林国務大臣

2022年3月25日
内閣委員会
（質疑要旨）

経済安全保障推進法案

シンクタンクのめざすべき組織像について

2022.3.25（Fri）内閣委員会（経済安全保障推進法案に対する質疑）

現状・課題意識

●シンクタンクのハブ機能を構成する組織として、JST※1やNEDO※2 、国際問題研究所等が挙げられるが、現在の活動ではシンクタンクに求められる経済安全保障の観点を全てカバーすることは難しいと考える。

●米国のDARPA※3は、国家安全保障を主なミッションとした中核組織にそれぞれの組織が紐づいている。

※1　国立研究開発法人科学技術振興機構
※2　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
※3　Defense Advanced Research Projects Agency
　　軍隊使用のための新技術開発、研究を行う国防総省の機関

委員会での浅野の発言要約

「シンクタンクを構成する組織は経済安全保障の観点を組織目標にして、一体的に動ける仕組みづくりが必要ではないか。」



政府の答弁要約

「課題意識や目標を共有する観点では一つの組織が理想だが、現時点では難しい。ハブ機能を強化することについては、海外の事例も参考にしながら、具体化を進めていきたい。」



第二百八回国会　衆議院　内閣委員会議録　第十二号

令和四年三月二十五日（金曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　上野賢一郎君

理事　井上　信治君　理事　工藤　彰三君

理事　平　将明君　理事　藤井比早之君

理事　森田　俊和君　理事　森山　浩行君

理事　足立　康史君　理事　國重　徹君

赤澤　亮正君　東　国幹君

伊東　良孝君　石原　宏高君

金子　俊平君　神田　潤一君

小寺　裕雄君　塩崎　彰久君

杉田　水脈君　鈴木　英敬君

髙木　啓君　土田　慎君

永岡　桂子君　平井　卓也君

平沼正二郎君　松本　尚君

宮路　拓馬君　宗清　皇一君

盛山　正仁君　山田　賢司君

山本　左近君　吉川　赳君

和田　義明君　大串　博志君

小山　展弘君　櫻井　周君

堤　かなめ君　本庄　知史君

山岸　一生君　阿部　司君

浅川　義治君　堀場　幸子君

河西　宏一君　平林　晃君

浅野　哲君　笠井　亮君

塩川　鉄也君　緒方林太郎君

大石あきこ君

議員　足立　康史君

議員　阿部　司君

議員　堀場　幸子君

国務大臣（経済安全保障担当）　小林　鷹之君

内閣府副大臣　大野敬太郎君

外務副大臣　鈴木　貴子君

経済産業副大臣　細田　健一君

内閣府大臣政務官　小寺　裕雄君

内閣府大臣政務官　宮路　拓馬君

内閣府大臣政務官　宗清　皇一君

経済産業大臣政務官　岩田　和親君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　高村　泰夫君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　室田　幸靖君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　三貝　哲君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　木村　聡君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　泉　恒有君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　吉川　徹志君

政府参考人（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官）　阿蘇　隆之君

政府参考人（内閣府日本学術会議事務局長）　三上　明輝君

政府参考人（金融庁総合政策局審議官）　井上　俊剛君

政府参考人（金融庁証券取引等監視委員会事務局次長）　齋藤　馨君

政府参考人（デジタル庁統括官）　楠　正憲君

政府参考人（総務省大臣官房審議官）　辺見　聡君

政府参考人（総務省総合通信基盤局電波部長）　野崎　雅稔君

政府参考人（法務省大臣官房司法法制部長）　竹内　努君

政府参考人（外務省大臣官房参事官）　岩本　桂一君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　大坪　寛子君

政府参考人（経済産業省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）　江口　純一君

政府参考人（経済産業省大臣官房経済安全保障政策統括調整官）　風木　淳君

政府参考人（特許庁長官）　森　清君

政府参考人（原子力規制庁原子力規制部長）　市村　知也君

政府参考人（防衛省防衛政策局次長）　大和　太郎君

政府参考人（防衛装備庁長官官房審議官）　春日原大樹君

内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

三月二十五日

辞任　補欠選任

赤澤　亮正君　山本　左近君

鈴木　英敬君　東　国幹君

山田　賢司君　土田　慎君

吉川　赳君　神田　潤一君

中谷　一馬君　小山　展弘君

塩川　鉄也君　笠井　亮君

同日

辞任　補欠選任

東　国幹君　塩崎　彰久君

神田　潤一君　吉川　赳君

土田　慎君　山田　賢司君

山本　左近君　盛山　正仁君

小山　展弘君　櫻井　周君

笠井　亮君　塩川　鉄也君

同日

辞任　補欠選任

塩崎　彰久君　鈴木　英敬君

盛山　正仁君　赤澤　亮正君

櫻井　周君　中谷　一馬君

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（内閣提出第三七号）

経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案（足立康史君外二名提出、衆法第一〇号）

○**上野委員長**　これより会議を開きます。

内閣提出、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案及び足立康史君外二名提出、経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、連合審査会開会に関する件についてお諮りいたします。

ただいま審査中の両案に対し、経済産業委員会から連合審査会開会の申入れがありました場合には、これを受諾するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**上野委員長**　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、連合審査会において、政府参考人及び参考人から説明又は意見を聴取する必要が生じました場合には、出席を求め、説明等を聴取することとし、その取扱いにつきましては、委員長に御一

○足立委員　頑張って御答弁いただいたと思います。今まさにあったように、電力の安定供給の責任は、これは経産省にある、役所でいうと。経産省にあるんだということを明確におっしゃいました。だって、法律にそう書いてある。だから、私はやはり、これは単に、にらめっこをしているだけではなくて、規制委員会は、これだけ私も市村部長にはもうお願いしておきましたから、だから経産省が動けば、心の準備はできているはずです、規制委員会も。

ただ、これは経産省だけの問題でもないと思います。しっかりと内閣を挙げて、私たちの提言には、経産大臣にはお持ちしました、経産大臣に原発再稼働をお願いしたいということを持ち込みましたが、提言には内閣の判断でと。官邸も含めて、内閣が責任を持って、これはだって戦時なんだから、しっかりとそこについて対応していただく、これが必要だと思っています。

せっかくなので、その関連の御質問もちょっとお願いしているので、細田さん、引き続き、いいですか。

さっき私が申し上げたサハリン2、これは、ちょっと順序が逆転しましたが、サハリン2から撤退する可能性は私はあると思うんです。いや、私は即時撤退すべきだと思うんですよ。だって、イギリスのシェルとか撤退しているんだから。私は即座に原発再稼働した上でサハリン2は撤退するべきだと思いますが、そのサハリン2から撤退する余地、あるのかないのか、検討中なのか。お願いします。

○細田副大臣　ありがとうございます。

まず、我が国のエネルギー自給率というのは一〇％程度でありまして、残念ながらOECD諸国の中でも最低のレベルにあるという現実ですね。まず、この現実を冷徹に踏まえるべきだというふうに考えております。

その上で、サハリン2につきましては、日本の総需要量の約九％のLNGを供給していること、また、現状のようなエネルギー価格高騰時には市場価格よりも安価に調達できることなどから、エネルギー安全保障上極めて重要なプロジェクトであるというふうに考えております。

先生十分に御理解いただいていると思いますけれども、仮に我が国としてサハリン2から撤退をした場合に、例えば同レベルでの価格での代替調達が可能であるかといったような点、あるいは、我が国の権益をロシアや第三国が取得するようなことになった場合に結果としてロシアを利することになるのではないかという点がございまして、最終的に有効な制裁とならない可能性もあるという点、この点について是非御理解をいただきたいと思っております。

エネルギー分野のロシアに対する制裁については、各国の事情、エネルギー安全保障の考え方に基づいて対応するということが、G7でも共有されている考え方であるというふうに認識をしております。

いずれにせよ、サハリン2のプロジェクトについては、昨日発表されたG7の首脳声明においてロシアのエネルギーへの依存を低減させるため更なる取組を進めていくとされた方針も踏まえ、エネルギー安全保障の観点から、エネルギー構成全体の中で今後適切に対応してまいりたいと考えております。

○足立委員　このエネルギー政策は、本当に奥深い、まさに外交安全保障、経済安保そのものでありますので、引き続きこの議論をしますが、私たちはこういう観点から原発再稼働をお願いをしているということでございます。

あと、市村部長に一言と、ちょっと大臣にお願いしたいんですが、市村さん、せっかくお越しいただいているので、今日明らかにしたことは、今までは経産省と規制庁がにらめっこしていたわけです。でも、私が理解するところ、当たり前のことですけれども、細田副大臣が、電力の安定供給の問題は経産省が最終的な責任を持っているんだということを、当たり前のことですが、はっきりと私の質問の趣旨を踏まえて御答弁くださった。そういう意味では、やっと市村部長は私から解放されたわけでありますが、しっかり準備しておいてほしいんですよ、時間ないから。

だから、経産省から、経産大臣から、あるいは総理から、あるいは内閣から正式に規制委員会に、安全を損なわないような形で対応できる方法はほかにないのか、そういうことを検討してくれと言われたら検討する、当たり前ですね、検討するということだけお願いします。

○市村政府参考人　お答え申し上げます。

先生既に御指摘いただいているように、稼働そのものについて規制委員会が論ずるという立場ではございませんけれども、これはあくまで一般論でございますけれども、政府あるいは事業者から何らかの議論の要請があって、それが規制に関するものということなのであれば、その議論に対してそれを拒否するということではないというふうに考えてございます。

○足立委員　ありがとうございます。もうこれでしばらく国会に無理やり呼びませんので。

今日いただいた御答弁を踏まえて、しっかりとまた党として活動を、各所と活動してまいりたいと思います。

大臣、こういう、まさにエネルギーである原発再稼働、これは大臣の所管ではありませんが、まさに私は経済安保そのものだと思うんですね。ここで本当は大臣から、これはもう足立さんが言ったとおりだ、原発再稼働を内閣の一員として俺はやるべきだと思うと、言えないと思うんですけれども、何か言っていただきたいなと思って。お願いします。

○小林国務大臣　エネルギーは、あらゆる経済社会活動の根幹だと考えています。これは、主要産業というのは幾つかありますけれども、その中でもエネルギー産業というのはほかの産業の基盤になるので、私は、国家戦略の根幹に当たる産業の一つだというふうに思っています。

したがって、安定供給を確保するというのは当然だと思っておりまして、その上で、エネルギー政策は、安全性を大前提とした上で、安定供給、経済効率性、そして環境適合を同時に達成すべく取組が進められてきたと承知をしていますが、これらの要素全て満たす単一の完璧なエネルギー源というのはないと考えておりまして、一つのエネルギー源に頼ることはリスクが高いですし、危機時であっても安定供給を確保し続けるためには、原子力を含めたバランスの取れた供給構造を実現することが必要だと思っています。

私は経済安保担当大臣という立場ですけれども、私としては、安定供給の確保を図る観点から、安全性の確保を大前提とした上で、原子力発電所の再稼働を着実に進めることが重要だと考えています。

○足立委員　御答弁ありがとうございました。

以上で終わりますが、今日、私はトリガーということを申し上げました。もう今日からは、玉木さんの言っているどうでもいいトリガー条項じゃなくて、本当に原発再稼働のトリガーは、政治が責任を持ってトリガーを引くんだと。政治が、経産省、内閣、官邸が責任を持って、日本の国民の生活を守るために原発再稼働、知恵を絞るんだというそのトリガーを政府がしっかりと引く、これが当面の政局の、政策の焦点であるとお訴えをして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○上野委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

まず冒頭、ロシアによるウクライナ侵略に強く抗議をいたします。また、ウクライナ国民の支援に当たっている多くの国々の皆様に敬意を表し、ウクライナ国民の皆様の下に一日も早く平穏な日々が戻ることを心から祈念を申し上げて、質問に入らせていただきます。

またあわせて、本日の質疑なんですけれども、日本維新の会の皆様から三分間時間をいただいたことに感謝を申し上げます。

また、先週まで森山理事にもいろいろ御配慮いただいたことにも感謝申し上げます。

この三分間、貴重な時間として、しっかり使わせていただきたいと思います。

今日は、ちょっと、数日前に時間変更になりましたので、通告は小林大臣のみになりますけれども、よろしくお願いいたします。

今日、取り上げたいのは、特定重要技術の開発支援についてであります。法律で言うと、第四章関係になりますけれども。

まず、この特定重要技術の定義について確認させていただきたいと思います。

今日、これまでの議論の中でもありましたが、どういったものを想定しているのかというイメージも含めて御答弁いただければと思います。よろしくお願いします。

○小林国務大臣　お答え申し上げます。

この法案の特定重要技術、これは法案の第六十一条に規定されているとおりでございますが、先端的技術のうち、当該技術若しくは当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合又は当該技術を用いた物資若しくは役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合において、国家国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの、これは法文上の定義でございます。

今、委員からイメージというお話がありましたので、具体例といたしましては、もちろんこれからいろいろ考えていくことになるんですけれども、有識者会議の提言におきまして、宇宙、海洋、AI、量子あるいはバイオといった分野が示される中で、議論の過程におきまして、衛星コンステレーションの技術、また、海洋分野でのセンシング技術が例示されました。それに加えて、このほか、例えばサイバーセキュリティー上の脆弱性の検知技術ですとか、AI処理などが可能なコンピューティング技術なども含まれ得ると考えているところでございます。

○浅野委員　ありがとうございます。

この六十一条に記載されているとおりの定義だということなんですけれども、私、この中に幾つか要素があると思うんですね。

まずは、「先端的な技術のうち」ということで、先端的技術というものに限定がかかっていること。そして、「安定的に利用できなくなった場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの」ということで、安定供給が損なわれた場合に何らかの安全を損なう事態が生ずる可能性があるものということなんですが、一言で言うと、非常に抽象的な定義でありまして、これから具体的なものは限定をかけていくんだと思うんですけれども、ここは非常に大事なところだと思いますので、しっかりこれから提示をしていただきたいと思います。

例えば、アメリカを例に挙げますと、アメリカは二〇一九年に国防権限法という法律が改正をされまして、ここで十四の技術が輸出管理対象に新たに追加をされております。それは、ちょっと読み上げると長いんですが、例えばバイオテクノロジーですとか、AI技術ですとか、あとはマイクロプロセッサー技術ですとか、3Dプリンターとか、あとはドローンとかロボティクス技術とか、いろいろあるんですね。十四あります。これをよくよく見てみますと、必ずしも先端的技術、いわゆる最先端の、今ない技術ではないような印象も受けます。

次の質問なんですが、この特定重要技術の定義に含まれる言葉の先端的技術、この先端的技術というものが、どの範囲、どういう定義なのか、この辺り、教えていただけますでしょうか。

○小林国務大臣　お答え申し上げます。

法文上は、先端的技術、これも同様に第六十一条にございまして、「将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術」と定義しています。具体的には、先ほど申し上げた分野でいうと、AIですとか量子、我々のまさに将来の国民生活を支えていく技術というのがイメージです。

今委員おっしゃったように、国防権限法、いわゆるエマージングテクノロジーを最初十四指定しまして、たしかそこから増えているはずですけれども、また、中国は製造二〇二五があって、それぞれ力を入れる技術分野というのがあります。日本でいえば、統合イノベーション戦略というものがあります。

確かに、今委員御指摘の、アメリカの例えば十四分野を見ても、先進的技術だなとイメージにフィットするものもあれば、そうではないものもあろうかと思います、従来からの。ただ、あれは本当に大ざっぱなくくりであって、それをいかに細分化していくかということが恐らく重要であろうかと思っています。

例えば、これはちょっと、この法案とは別に、半導体というふうに言ったときも、半導体、もう既に汎用品であったりしますけれども、半導体も、今のままで別に技術がとどまるわけではなくて、次世代半導体というのも各国がしのぎを削ってやろうとしているし、その先の、例えば光電融合技術みたいな話もあるし、そこだけ見ると決して新しいものではないかもしれませんが、それぞれの分野において更に進化した先の技術というのは想起し得るものだというふうに思っております。

今後、こうした、アメリカと同じように、例えば十四、あるいはもう少し増えた程度でリストを作るかどうか、それは多分検討の余地があると思っておりまして、できる限りこの法案の中に、これも基本指針を作ることになるんですけれども、どういうものが特定重要技術に当たり得るのかというところは、有識者の方の意見も聞きながら、できる限り明確に定めていきたいと考えています。

○浅野委員　具体的な事例も交えて御説明ありがとうございました。

今、半導体を例に挙げられましたが、まさに、先端的技術という言葉を使うと、ともすると、今存在していない、あるいは今実用化に至っていない、比較的新しい技術分野という印象が強いわけですけれども、大臣が例示されたように、半導体などはまさに、半導体の技術なんというのは昔からあるんですけれども、これが数年おきに様々な技術改良を加えられてどんどん性能が上がっていって、それが今本当に安全保障上重要な技術になっているというものもありますので、先端的技術のうちという定義がついている以上は、この先端的技術の範囲をしっかりと明示をしていただいて、その上でこの指針を定めていただきたいと思います。

産業界からしてみると、やはりどの範囲の中から選ばれていくのかというところが非常に重要ですし、それが予見可能性の向上にもつながりますので、是非お願いしたいところでございます。

それでは、次の質問に移りたいと思うんですけれども、実は三問目に、特定重要技術の要件に先端的技術を加えた背景みたいなものをちょっと聞こうと思ったんですが、今のやり取りで少し解消しましたので飛ばさせていただきます。

次の質問なんですが、今度はシンクタンクの話です。令和五年度までに創設することを目指している新たなシンクタンク組織について伺いたいと思います。

今日の午前中の質疑を聞いておりますと、国内外の研究機関とのネットワークも活用しながら、技術動向であったり社会経済情勢などについて調査を行う機関というものを想定していて、ハブ機能を有する、ハブ機能のようなそういうシンクタンク機能をイメージしているというやり取りがありましたが、もう少しその辺り、整理をして教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小林国務大臣　今、令和五年度に本格的に立ち上げることを目指しているシンクタンクなんですけれども、この法案に基づく委託調査を含めて、国内外の技術動向、社会経済動向、また安全保障など、多様な視点から科学技術・イノベーションに関する調査研究を行うものでございます。

具体的には、国内外の研究機関などとのネット

ワークを活用した、今委員御指摘のとおりなんですけれども、先端的な技術をめぐる国内外の情勢や研究開発動向などに関する調査分析、そして政策提言機能、これが一つです。関係省庁や国内外の関係機関あるいは専門家と緊密に連携の上、様々な情報を集約するハブとしての機能、これが二つ目です。先端的な技術の動向などについて高度な知見を有する人材を確保、育成する機能、これも重要だと思っておりまして、これも三つ目の機能として位置づけておりまして、この三つの機能を、主な機能を発揮させたいというふうに考えております。

これは今、委託調査をちょっと行っているところなんですけれども、なので、これは令和三年度、四年度の委託調査ですので、その委託調査も踏まえた上で具体的な形をつくっていくということになろうかと思いますけれども、いずれにしても、いきなりアメリカのランド研究所とかＤＡＲＰＡとか、そういう大きな研究所がどんと令和五年度に立ち上がるわけではない。当然、一歩一歩、時間はかかるかもしれませんが、一朝一夕になりませんが、着実に進めていきたいというふうに思っています。

あくまで現時点でのイメージですけれども、数十人規模の専門家による体制からスタートをして、経済安保重要技術育成プログラムの実施に資する調査分析を中心に行い、また、段階的に、ネットワークの規模や活動内容、体制を充実させて、将来的には、連携する外部の専門家の方なども含めまして、例えば、百人を超える規模感で活動していくことが想定されるところでございます。

今、何とか、令和四年度にかけてシンクタンク機能に関する試行事業、これを実施しているところでございますので、幅広い分野の情報収集、整理、また、経済安保の強化、推進の観点から、育てて守るべき技術を抽出するための調査分析を進めているところでもございまして、この事業の実績を踏まえて、令和五年度を目指して具体化を図っていきたいと考えています。

○浅野委員　ありがとうございました。

調査研究、そしてハブ機能、また人材開発、育成、こういった機能を有するシンクタンクということでありましたが、そういった要素を備えたシンクタンクをつくるというその心というのは私もよろしいと思います。必要だと思いますし、是非つくっていただきたいと思います。

問題は、時間軸なんですね。

アメリカとかヨーロッパのシンクタンクの動きを見ておりますと、最初は、それぞれそのシンクタンクを設立したときは、我が国が今まさにやっている、やろうとしているような、海外動向を把握して、技術潮流を把握して、そして、そこに対して自国のテクノロジーを戦略的に育てていく、こういう思想の下にシンクタンクをつくっているんですが、近年では、ちょっとその役割が変わり始めています。

どういうふうに変わり始めているかというと、もう大臣御存じかもしれませんが、いわゆる米中貿易摩擦、覇権争いの中で、様々な経済的な制裁であったり、あるいは、いわゆるエコノミック・ステートクラフトと呼ばれるような、経済的な取組で自ら有利な環境をつくり出す、そういう経済的戦術というんでしょうか、これが国際的にも多くなってきております。

ですから、最近のシンクタンクの役割としては、技術を育てる勘どころを押さえるという機能にとどまらず、どんなリスクがあるのかを分析をしたり、あるいは、どういう攻め方が一番効果的なのかという戦術を自ら考え出すような領域に足を踏み入れ始めています。現実問題、アメリカのＮＥＣでは、そういった領域にまで活動の幅を広げようとしているという話も聞いております。ですので、ちょっと、我が国もスピード感を持ってこのシンクタンクの整備を進めていかなければいけません。

次の質問なんですが、じゃ、シンクタンクをつくるのはいい、ただ、先ほどハブ機能を有するともおっしゃっておりました、ハブ機能というからには、そのハブの先がつながる幾つかの組織だったり研究機関があるはずなんですけれども、シンクタンク機能を補い得る組織というのは現状存在しているんでしょうか。どういったものがあるのか、是非御紹介いただきたいと思います。

○小林国務大臣　この法案におきまして、いわゆるシンクタンクの要件といたしまして、先端的技術に関する内外の社会経済情勢、そして研究開発の動向の専門的な調査研究を行う能力を有すること、これが一つです。先端的技術に関する内外の情報を収集し、整理し、そして保管する能力を有すること、これが二つ目。三つ目として、内外の科学技術に関する調査研究を行う機関、あるいは科学技術に関する研究開発を行う機関その他の内外の関係機関と連携する能力を有すること、また、情報の安全管理のための措置を適確に実施するに足りる能力を有すること。幾つか要件が定められています、この能力につきまして。

個別の分野についてこうした能力を一定程度有する調査研究機関は国内にも存在すると承知をしています。例えば、ＪＳＴ、科学技術振興機構にあるＣＲＤＳ、研究開発戦略センターや、ＮＥＤＯのＴＳＣ、技術戦略研究センター、こうしたものが一応シンクタンク機能に関する検討結果報告書では列挙されています。

ただ、他方、こうした機関だけでは、経済安全保障上の政策ニーズに対応した技術の探索や重要技術の絞り込み、これは委員が、そこは見極め、目利きと言ったところですけれども、それに加えて、政策立案に資する提言、これはリスク分析というのも入ってくると考えています、こうした機能を実現するのは、そうした今私が申し上げた機関だけだと困難だというふうに思っておりまして、既存の様々な機関とも連携しながら、多様な視点から調査分析を行う新たなシンクタンクを立ち上げることが必要であると認識をしているところであります。

○浅野委員　ありがとうございます。

私も同じ認識でありまして、やはり、既存の、ＪＳＴですとかＮＥＤＯとか、あるいは国際問題研究所だけでは、我々、これから必要となるシンクタンク機能の全てをカバーすることはできないのではないかという懸念を持っています。そういう意味で、シンクタンクをつくること自体に反対はいたしませんが、問題は、やはりその実効性、組織的にちゃんと総合力を発揮できるような形にできるのかどうかというところも重要だと思います。

例えば、ＪＳＴとかＮＥＤＯの任務というのがどういうものかというと、やはり、ＪＳＴでいうと、いわゆる科学技術・イノベーションを生み出して、世の中の、日本の技術水準を上げていくことですし、ＮＥＤＯに関して言えば、社会の変化に応じて実行性のある提言を行い、また技術の社会実装を促す、こういった観点なんですけれども、ただ、経済安全保障ですので、安全保障の観点、経済安全保障の観点を持って日頃からあらゆる活動をしていくことというのが非常に大事なんだと思います。

そういう点で、一つ御提案を申し上げたいのは、新たなシンクタンク組織は、やはり、その重要性を考えれば、経済安全保障を組織目的とする組織として設立するのみならず、そこと関わるあらゆる組織に対しても経済安全保障の観点を組織目標に加えて、一体的に動けるような仕組みづくりをするべきだと思うんです。

イメージとしては、まさに米国のＤＡＲＰＡのような、国家安全保障を主なミッションとした中核組織、そして、そことつながる、あらゆる、例えばランド研究所や全米科学アカデミーもそうでしょうけれども、やはりそれぞれが経済安全保障あるいは国家安全保障という一つの目標を持って活動しているからこそ一体性が発揮できるんだと思うんですね。

この辺り、各組織の組織目標にも目を配っていただいて、しっかりと機能するようにしていただきたいと思うんですけれども、大臣の御見解を伺

いたいと思います。

○小林国務大臣　世界各国で様々なイノベーションが進展するとともに、社会に対する脅威、これも多様化している中で、様々な脅威に迅速に対応するには、安全保障の視点も含めて、幅広い政策ニーズの把握、また技術情報の収集、整理、分析が重要と考えています。

委員御指摘のとおり、全ての関係者間で課題意識ですとか目標を共有するという観点からは、恐らく一つの組織の下で関係者が調査分析することが理想的なんだと私も思います。ただ、それはそう認識はしているんですが、様々な分野における最新の情報ですとか知見の収集というのを、今の時点で、本当に近い将来、一つの組織で行うことはなかなか難しいんじゃないかというふうに思っているんです。

そういう観点から、新たなシンクタンクにおきましても、政策当局や既存の研究機関などと連携をし、先ほど来話に出ているネットワークのハブとなりながら、多様な政策ニーズを踏まえた重要技術の検討を行うことが必要と考えています。

ただし、このハブというものが、ずっと一定の規模でいいかというと、恐らくそれは、やはり少しずつ強化をしていかなきゃいけないと思うんです。これも多分、恐らく大きくすればいいというものでもなくて、アメリカの、例えばそういう主要な研究機関を見ていると、ある意味、新陳代謝をやった方が新たな視点を取り込めるということもありますので、規模を大きくすればいいというわけじゃないんですけれども、恐らく最初はそれほど大きなハブにはならないので、そこを、でも着実に大きくしていくという努力は必要だと思っています。

やはり、今委員から幾つか具体的な名前が出ましたけれども、海外の機関における企画立案プロセスですとか、あるいは組織目標、あるいは人材システムの好事例なども参考としながら、この調査研究をリードする優秀な人材の確保ですとか、産学官の人的ネットワークの構築を含めて、具体化を進めていきたいと考えています。

○浅野委員　では、引き続き議論をさせていただきたいと思います。

終わります。

○上野委員長　次に、笠井亮君。

○笠井委員　日本共産党の笠井亮です。

今回の経済安全保障推進法案において、経済安全保障とは何を指すのかと三月十七日の本会議で私が質問したのに対して、岸田総理は、例えば、基幹インフラ事業を対象としたサイバー攻撃が多発している、基幹インフラ事業の安定的な実施が妨げられた場合、国家及び国民の安全が損なわれる事態が生じるおそれがある、こう答弁されました。

そこで、冒頭、小林大臣に伺いますが、本法案の第三章の、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度というところにある妨害する行為というのは、どういうことを想定しているんでしょうか。

○小林国務大臣　お答え申し上げます。

この法案の基幹インフラに関する制度におきまして、防止を図る特定妨害行為というのは、特定重要設備の導入又は重要維持管理などの委託に関しまして、我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為を指しております。

この特定妨害行為の内容を網羅的にお示しすることは難しいですけれども、この妨害行為には、例えばサイバー攻撃などの電磁的な方法、これが主に想定しやすいところではあるんですけれども、それだけではなくて、物理的な方法によるものも含まれるところでございます。

特定妨害行為の具体的な内容に関する事項につきましては、閣議決定する基本指針においてお示しする予定でございますけれども、例えば、外国政府などが特定重要設備の供給者からその設備の脆弱性に関する情報の提供を受けて、その脆弱性を利用してウイルスに感染させることですとか、あるいは、例えば、外国政府などの指示を受けて、特定重要設備の供給者がその設備にあらかじめ不正プログラムを埋め込んで、そのプログラムによって設備を停止させることですとか、あるいは、例えば、重要維持管理などの委託を受けた者が外国政府などの指示を受けて、その委託を受けた重要維持管理などの業務を放棄することで設備の機能を失わせる、こうしたことによって特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為を想定しているところでございます。

○笠井委員　今答弁を伺っていて、サイバー攻撃だけではなくて、例えば、不正機能が埋め込まれた製品購入だとか、あるいは設備導入時に不正機能を埋め込まれることなども想定をして、そして設備の導入、維持管理等の委託を事前審査するということだと思います。こうした取組は、全くこれからというんじゃなくて、既に政府調達において実施をされている。

本法案の前提となっている、経済安全保障法制に関する有識者会議による経済安全保障法制に関する提言というのは私も読みました。そこの十七ページで、これまで政府は、ＩＴ調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せというものを策定したと。

ＩＴ調達申合せということでありますが、この調達申合せは、サーバー装置、パソコン端末、複合機、システム開発などの調達だとか、あるいは維持管理の委託に関して、サプライチェーンリスクへの対応を含めた、サイバーセキュリティーを確保するための取組、こういうふうにされております。

そこで、内閣官房に伺います。ＮＩＳＣですかね。これは何を目的とした申合せなんでしょうか。

○吉川政府参考人　お答え申し上げます。

複雑化、巧妙化するサイバー攻撃に対して、サイバーセキュリティー対策を向上させるためには、サプライチェーンリスクについてもより一層の対策が必要であり、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準においても、機器等に不正な変更が加えられない管理がなされていることの確認を遵守事項としているところでございます。

この確認をする具体的な手段の一つとして、政府機関等において特に防御すべき情報システム、機器、役務等に関する調達の基本的な方針及び手続について関係省庁での申合せを行い、講ずべき必要な措置について明確化したものでございます。

○笠井委員　この調達申合せが対象とする政府機関等というのはどうなっているかということなんですが、最初に公表された二〇一八年十二月十日の時点と、それから直近の数字でいいと思うんですが、それぞれの対象とその数について報告していただきたいと思うんです。

○吉川政府参考人　お答え申し上げます。

平成三十年十二月十日に申合せを行った時点においては、国の行政機関二十三機関を対象としておりました。その後、新設された国の行政機関や独立行政法人等を加え、現在は、国の行政機関二十五機関、独立行政法人八十七法人、サイバーセキュリティ基本法に定める指定法人九法人、合計百二十一の機関、法人が申合せの対象となっております。

○笠井委員　この調達手続で、「内閣サイバーセキュリティセンター及びデジタル庁に対して、講ずべき必要な措置について、原則、助言を求めるものとする。」というふうにされております。

二〇一九年度と二〇二〇年度の助言の実績の件数というのは、それぞれどうなっているでしょうか。

○吉川政府参考人　お答え申し上げます。

申合せに基づき、政府機関等からは、調達予定のＩＴ製品や役務の委託先等について照会がかけられ、内閣サイバーセキュリティセンターでは、それぞれの照会に対して、サプライチェーンリスクを軽減する観点から助言を行っております。

平成三十一年度及び令和元年度においては、調達予定のＩＴ製品や役務の委託先等に関する千九

第二百八回国会 衆議院 内閣委員会議録 第十四号

令和四年三月三十一日（木曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　上野賢一郎君

理事　井上　信治君　理事　工藤　彰三君
理事　平　将明君　理事　藤井比早之君
理事　森山　浩行君　理事　足立　康史君
理事　國重　徹君
赤澤　亮正君　伊東　良孝君
石原　宏高君　金子　俊平君
小寺　裕雄君　小森　卓郎君
杉田　水脈君　鈴木　英敬君
髙木　啓君　永岡　桂子君
平井　卓也君　平沼正二郎君
松本　尚君　宮路　拓馬君
宗清　皇一君　山田　賢司君
山本　左近君　吉川　赳君
和田　義明君　大串　博志君
鈴木　庸介君　堤　かなめ君
中谷　一馬君　本庄　知史君
山岸　一生君　阿部　司君
浅川　義治君　堀場　幸子君
河西　宏一君　平林　晃君
浅野　哲君　塩川　鉄也君
緒方林太郎君　大石あきこ君

内閣府大臣政務官　小寺　裕雄君
内閣府大臣政務官　宮路　拓馬君
内閣府大臣政務官　宗清　皇一君
参考人（東京大学東洋文化研究所准教授）　佐橋　亮君
参考人（同志社大学名誉教授）　村山　裕三君
参考人（東京大学公共政策大学院教授）　鈴木　一人君
参考人（東北大学名誉教授）　井原　聰君
内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

三月三十一日

辞任　補欠選任
和田　義明君　山本　左近君
中谷　一馬君　鈴木　庸介君

同日

辞任　補欠選任
山本　左近君　小森　卓郎君
鈴木　庸介君　中谷　一馬君

同日

辞任　補欠選任
小森　卓郎君　和田　義明君

本日の会議に付した案件

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（内閣提出第三七号）

経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案（足立康史君外二名提出、衆法第一〇号）

○上野委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案及び足立康史君外二名提出、経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

本日は、両案審査のため、参考人として、東京大学東洋文化研究所准教授佐橋亮君、同志社大学名誉教授村山裕三君、東京大学公共政策大学院教授鈴木一人君、東北大学名誉教授井原聰君、以上四名の方々から御意見を承ることにいたしております。

この際、参考人各位に一言御挨拶申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。両案について、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただき、審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

佐橋参考人、村山参考人、鈴木参考人、井原参考人の順に、お一人十分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

なお、参考人各位に申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださるようお願い申し上げます。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御承知おき願いたいと存じます。

それでは、佐橋参考人にお願いいたします。

○佐橋参考人　おはようございます。東京大学東洋文化研究所准教授の佐橋と申します。

本日は、お招きいただきまして、ありがとうございます。

米ソ冷戦が終結を迎えた頃から、世界には、グローバル化、さらにはロシアや中国との国際協調への前向きな期待が存在した時代がございました。しかし、過去十年ほどで、そうした前向きな期待を持つには厳しい国際環境が出現しております。

従来の先進国以外の国の台頭により、世界のパワーバランスが変化しただけではなく、国際秩序の在り方への不満や拡張主義が具体的な形となって表れるようになりました。

第四次産業革命と言われるほど先端技術の発展が著しく、それらの軍事活動や情報活動への応用が危惧されるようにもなりました。米中の技術競争の激しさは、各国政府や民間企業の研究開発費の増大だけではなく、中国による技術の移転や窃取を増やす結果にもなりました。また、経済における依存関係を利用して相手に強要を迫る行為も実例が積み重ねられてきました。

こうした状況において、いわゆる海洋や宇宙、サイバーなどにおける安全保障空間だけでなく、経済安全保障の考え方が、日本だけでなく欧米や中国において強調されるようになったことは不思議なことではありません。

安全保障とは、時代を映す鏡であり、その時々の国際環境の中で、各国政府が喫緊に、又は長期的に、優先して考えるべき課題に焦点を当てていくものです。あえてアメリカの例を申し上げれば、九〇年代にその関心は地域紛争でしたが、同時多発テロにより、テロリズム及び大量破壊兵器の拡散防止に急に変化をいたしました。何から、何を、何で守るか、安全保障を考える上でのフレームワークですが、それぞれが不断に変わることが安全保障の難しさであります。

今この瞬間において、ロシアのウクライナ侵攻が喫緊の課題であり、国際秩序を国際的な連携によって守るべきことは言うまでもありません。他方で、長期的な課題として、我が国の主権や領土の一体性、国民の生命財産及び国家の繁栄を守るためには、経済社会面での相互依存を活用して他国を脅かしたり、さらには攻撃することが十分に考えられることから、軍事力による抑止や外交だけではなく、経済活動、科学技術分野を含めた体

やはり特許にして本人のプライオリティーや利益をきっちり守っていく、そのことが周りの人を励ましていく、そういう関係になっているわけで、それをやはり、特許は即公開ということで、あっ、もう特許を取られちゃっている、じゃ、次のところをやらなきゃと。でも、それが隠されていると、そこのところをやる人が出てくる。これは、戦時中、そうですよね。三本か四本、並行的に同じ研究がやられていた。そういうのをつくって競争に勝てますかという思いが私はして、やはり特許は公開が原則。

だから、よく、秘匿しなきゃいけない、僕も理解できるんですが、それはもっと違う工夫が必要だろうと。それは、企業ではそうやってずっとやられている。ノウハウをどうやって仕込むか、そういう工夫をしないで、手軽にこれでと。それは、ますますそういう分野を狭くしていっちゃうということになりますので。そういうふうに考えます。

以上です。

○塩川委員　ありがとうございます。

それでは、佐橋参考人にお尋ねいたします。

お話の中で、基幹インフラの防護のことがございました。必要性とともに、経済団体の負担が大きいというお話がございました。

どのような負担が生じ得るのか、その点についての心配といいますか、懸念というか、現場の声なども含めて御紹介いただけないでしょうか。

○佐橋参考人　ありがとうございます。

基幹インフラに関しては、結局のところ、ここに関しては事業者が負担をしなくてはいけないわけです。もちろん、事前相談などの機会はあるわけですが。ただ、やはり一番大きい負担感というのは、じゃ、どれを使ったらいいのかというのが明示されていないということに尽きるんだというふうに思います。

ですが、そういったことは、結局は、事前相談の運用に関わってくるというふうに思っておりまして、各省庁が窓口で受けるというふうに承知しておりますけれども、その事前相談をかなり真剣に運用していくことで負担感の軽減につながるというふうには思います。

○塩川委員　時間が参りました。ありがとうございました。

○上野委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

四名の参考人の皆様には、お忙しい中、今日はお時間をつくっていただきましたことに感謝を申し上げます。

時間も限られておりますので、早速質問に入りたいと思いますけれども、まずは佐橋参考人にお伺いをしたいと思います。

この法案なんですけれども、先ほどから出てきております四つの柱がございます。サプライチェーンの強靱化、基幹インフラの安全性、信頼性の確保、そして特許出願の非公開化、官民技術協力、この四つの柱でございますが、これは人それぞれ捉え方があると思うんですけれども、私自身は、この四つの柱によって、いわゆる攻めと守りを同時両立しようとしているように感じております。

ただ、この攻めと守りをする必要が出てくるその前提条件というのは、当然ながら、守るべきものが存在していること、そして、攻めるだけの強みを持っていることだと思うんですね。その観点でいいますと、先ほど参考人がおっしゃっていた、シンクタンクが重要であるですとか、人材の確保が最大の課題である、また、科学技術基盤の強化、そしてインテリジェンスの重要性、こういったものに先ほど触れられておりましたので、とても私としては合点がいった内容でありました。

ただ、特にインテリジェンスについてちょっと伺いたいと思うんですが、この法案にインテリジェンスという要素というのは余り強く含まれておりません。このことに、私自身、一つの懸念を持っております。

インテリジェンス機能がしっかりとワークしないと、守るべきものをつくり出せませんし、強みも生み出せない、こういったことにつながると思っておりますが、我が国の経済インテリジェンスの現状と課題、どのような御認識を持っていらっしゃるか、そして、この法案の課題としても、関連して言及いただければと思います。

○佐橋参考人　御質問ありがとうございます。

経済に関わるインテリジェンス機能というのは、恐らく二つの面があると思っておりまして、一つが、日本に対する他国からの技術窃取などをもくろむような活動を事前に察知して、それを防ぐ、又は、重要インフラや基幹インフラなどを狙ったようなそういった動き、これも事前に察知する、そういう、守るためのインテリジェンスという機能が一つございます。

ここに関しては、今後強化がされていくというふうに期待はしておりますけれども、ただ、逆に、一つだけ留意点を申し上げるとすれば、これはアメリカからの例になりますけれども、特定の背景、国籍や出自の背景を持つ人を狙い撃ちにしたようなプログラムというものを設けてはいけない。

アメリカではチャイナ・イニシアチブというものを司法省が行いましたけれども、恐らくこれは経済インテリジェンスの一環と言うことはできると思うんですが、かなり成果は上がらなかった。むしろ特定の、これはすなわち中国系、中国のといいますか、中国系の背景を持つ人に対する差別的な動きというものを増長してしまいました。こういったことが起きないようにしっかりとした運営をしていくことが、今言ったインテリジェンスの中では必要だと思います。

他方で、もう一つのインテリジェンスというのは、これはシンクタンク機能と重なるところがある方のインテリジェンスでして、どういった技術が必要か、どういった物資が今後必要になってくるか、どういった攻撃が例えばインフラだとか重要物資のサプライチェーンに及ぼされるのか。このインテリジェンス機能も実は日本は全然足りないと思っておりまして、正直なところ、サプライチェーンに関してはシミュレーションをしてほしい、インフラに関してもリスク評価をしてほしいと申し上げましたが、どこが担っているのかもよく分からないですし、こういった状況を変えていく必要は大いにあると思います。

○浅野委員　ありがとうございました。

続いて、村山参考人にお伺いしたいと思います。

村山参考人は、先ほど、重要物資の安定供給について、多くの企業が既にＢＣＰの一環として取り組んでいるんだということをおっしゃっておりました。私も、前職、民間企業に勤めておりましたので、その点、よく承知をしておりますし、最近も、法改正によってＢＣＰの強化が定められましたので、より一層その取組というのは強化されている状況にあると思っております。

その上で、本法案では、政府が重要なサプライチェーンの実態調査を行うことを可能にしているんですけれども、じゃ、企業も既に自主的に取り組んでいる、その実態を政府が調査したときに、政府はどのような役割を期待されているんでしょうか。その観点から教えていただきたいと思います。

○村山参考人　ＢＣＰですけれども、どの企業も一生懸命取り組んでいるんですけれども、当然、跛行色があるわけですね。

ＢＣＰの場合、通常の経済活動ではありませんで、いざというときに備えたことですので、そこにどれだけ投資を振り向けるかという問題なんです。だから、通常の経済活動にこれだけ投資をして、ＢＣＰにどれだけ投資をするかということなんですね。それに対して、政府が、ある意味、補助金を与えれば、ＢＣＰへの取組がより強くできる、投資ができるということなんですよね。

でも、そのときに注意しなきゃいけないのは、やはり企業が一番よく知っているので、いろいろなノウハウがあるわけです。だから、政府からこういうふうにやれと言うのは余りよくなくて、こ

の法案でもそうなっていると思うんですけれども、企業の方から、こういうふうにすればこの業界のＢＣＰは確保できるから、ここにもう少しお金をつけてくれたらこんなことができるんだという提案があれば、それを政府が認可する、そういう方策が望ましいんですね。

したがって、ＢＣＰだとか、いざというときに備えるための投資を援助する、そういう形のお金の使い方というか、それが望ましいというふうに考えます。

○浅野委員　どうもありがとうございました。

まさに私もそのとおりだと思っております。恐らく、その辺り、詳細はこれからということになりますので、そういったところに現場の声が反映されることを私も願っております。

続いての質問ですが、鈴木参考人に二問お伺いしたいと思います。

まず一問目なんですけれども、資料を拝見いたしますと、脆弱性を回避する手段、言い換えれば、依存度を低減させる手段と言ってもいいかもしれません。備蓄や供給の多元化や代替品の開発、サプライチェーンの強靱化、信頼できる相手との取引の重点化などを資料では例示をされておりましたが、そういったことの実現というのは相当な困難を伴うものだと私は考えております。

もちろん、それに向けて努力をしなければいけないんですけれども、今のＢＣＰの話とは違って、こちらについては、安全保障のための対策ということもありますので、しっかり、民間企業にその責任を押しつけるべきではなく、政府として一定の役割を果たすべきだと私は考えるんですけれども、この備蓄、供給元の多元化や代替品の開発、サプライチェーンの強靱化、信頼できる相手との取引の重点化、こういったところに政府がどう関わっていくべきなのか、また民間と政府の連携の在り方というのはどのような形が理想なのか、そういった観点で御意見をいただきたいと思います。

○鈴木参考人　御質問ありがとうございます。

一つの参考になる例は、石油ショックの後に備蓄法が制定されて、石油が国家の責任の下で備蓄をされている、私の記憶が正しければ百四十日だったと思いますけれども。そういう形で、例えば、国家が備蓄の部分は担当するけれども、供給元の多元化、これは、企業の様々なビジネスプラン等があるでしょうから、やはりそことの調整をしていくための政府とビジネスの対話というのをやっていく。その中でも、やはりどこにリスクがあるのかということを政府が、先ほど経済インテリジェンスの話がありましたけれども、経済インテリジェンスというのは、ビジネス上のリスク、これを、政府が持っている情報を可能な範囲で企業とシェアしながら、どういった形でそのリスクを回避していくかということを考えていく。

今回の法案で特定重要物資と言われるようなものについては、そうした石油の備蓄に準ずるような、こういう対処の仕方をしながら政府が対応していくということの考え方が適切なのではないかというふうに考えております。

○浅野委員　ありがとうございました。

私は、あと、加えて、これは今後、国会内でも議論していきたいと思いますが、やはり、在外公館ですとかジェトロですとか、既にある海外機関の有効活用、機能強化、こういった視点も大事だと思っておりまして、また今後そういう機会がありましたら、是非御意見を伺えればと思います。

二問目なんですけれども、鈴木参考人は国会図書館の客員調査員も務められておりまして、二月十七日に、国会図書館主催のセミナーでアメリカの戦略国際問題研究所のマシュー・グッドマン氏の基調講演が行われ、私もそれを拝聴させていただきました。

この中で、講師の方が最後に指摘をしたかったこととして、日本は、今回、経済安全保障の議論を進めていく上で、保護主義に陥ることなく、国内経済の開放性というものに配慮をしながらリスク対策をしなければいけない、そういった言葉がございまして、大変私も印象的で、共感をするものがありました。

経済の開放性というのが本法案の中に余りない概念ではないかなというふうに思っておるんですけれども、我が国の現状に対して、経済の開放性という観点から御見解があれば伺いたいというふうに思います。

○鈴木参考人　ありがとうございます。

先ほど御紹介されました国会図書館でのマシュー・グッドマン先生とのやり取りの中、私もよく覚えております。

あのとき開放性という言葉を使われたのは、オープンネスという英語だったと思いますけれども、やはり、日本がこれまで広く、ＣＰＴＰＰですとかＲＣＥＰ、自由貿易を進めてきた、そういうアジアにおけるリーダーとしての役割を失ってほしくないというニュアンスが込められていたのではないかというふうに考えます。

その意味では、今回の法案の中では開放性ということが必ずしもメインではないとは思いますけれども、これまでの日本政府の取組として、全体として自由貿易を推進するというところはあったというふうに私は理解しておりまして、ゆえに、先ほどの冒頭の陳述では、自由貿易と安全保障のバランスということが大事だということを申し述べさせていただきましたけれども、まさにそれは、グッドマン先生がおっしゃるような、保護主義に陥ってはならないと。つまり、どこまでが安全保障上合理的に言えるところなのか。

先ほど、佐橋参考人はスモールヤード・ハイフェンスと言いましたけれども、どこまで守るべきものというもののエリアを狭くできるか、そして、そのエリアを狭くしたところのフェンスは高くできるか、こういうことがこの法案には求められているのではないかというふうに考えております。

○浅野委員　ありがとうございました。

今のやり取りに関して、佐橋参考人にも御見解を伺いたいと思います。

加えて、それと併せて、日本の優位性や不可欠性というものをこれから考えて、発揮を目指して取り組んでいく中で、やはり、これは国のリーダーシップと民間企業のリーダーシップ、あるいは教育機関のリーダーシップというものがそれぞれ存在をすると思いますが、その辺りの御認識も併せて最後にお伺いをしたいというふうに思います。

○佐橋参考人　御質問ありがとうございます。

まず第一点のマシュー・グッドマン先生のオープンネス、オープンさの指摘なんですけれども、私もそのとおりだと思います。

そして、冒頭陳述でも申し上げましたけれども、日本はやはり、経済外交、少なくとも近年は成功してきたわけです。それは、ＣＰＴＰＰの取組などにもよく表れているわけです。恐らく、御指摘があったような点は、まさに日本の経済安全保障の取組が悪い意味での産業政策になってほしくないということなんだというふうに思います。実際には、アメリカと中国はそのようになってしまっているわけです。ですので、恐らく、グッドマン先生は、他人が推し量るのはなんですけれども、日本だけではなくアメリカにも注文していたというようにも私には思えます。

そして、日本の取り組むべきことは、やはりオープンネス、オープンさというものを求めて経済外交を力強く推進していくことであるし、やはり日本が戻るべきは、ＣＰＴＰＰ、これに尽きるわけです。そこは、余り周りのほかの交渉枠組みに踊らされず、そこを追求していくべきというふうに思いますし、それは経済安全保障の今回の法案の内容とは全く矛盾しないというふうに思います。

二つ目の御質問が国のリーダーシップと民間の話なんですけれども、正直、やはり、民間企業の方と話したり、またいろいろ勉強しても分かるのは、国が引っ張るだけではなくて、責任も取ってほしいということに尽きるんだというふうに思います。

民間企業に負担だけを強いるのではなくて、そ

して国がリーダーシップを取っていくという形だけではなくて、やはり、民間企業に、例えば人権デューデリジェンス、ちょっと経済安保の話からすると外延ですけれども、例えばそれを求めるだけではなくて、国がしっかりとした方針をつくるということというのは大事なわけですね。そうでないと、あっという間に相手国からの経済強要行為にまず企業が巻き込まれてしまうわけです。

ですので、国のリーダーシップとまた民間との関係性というのは、恐らく、どっちかが先導するという話じゃなくて、コストの負担、リスクの負担を共有していくということにあるのではないかというふうに考えます。

○浅野委員　時間が参りましたので、終わります。

本日は、ありがとうございました。

○上野委員長　次に、森山浩行君。

○森山（浩）委員　先生方、今日は、参考人としておいでいただき、本当にありがとうございます。

立憲民主党の森山浩行でございます。

私、大学のときのゼミナールがＷＴＯができる前のガットでございまして、日本が自由貿易の中で大変な恩恵を受けているということを前提に考えたときに、この法案において、やはり少し、自由貿易に対するリスペクトというか、こういうものが足りないのではないかという印象を持つ中で、そのような誤解も含めて、ないようにしていかなければいけないのではないかなというような印象を持っています。

その上で、一つは自由貿易との関係、そしてもう一つが、日本は自由主義経済ということでございます。自由をしっかりと確保した上で、国家の安全というようなところとのバランスを取っていかなければならないわけですが、今回の経済安全保障という法案の中に、定義あるいは基本理念といったものが十分書き込まれているとは言えないということで、この委員会でも随分と大臣ともやり取りをしてまいりましたけれども、こういったものをしっかり書くべきではないのかな、こういうことを思っております。

また、特定重要物資やあるいは基幹インフラなどの指定に当たりまして、関係者の意見を聞くことという部分、これについては、当然やりますよという御答弁はあるのですが、今回の法案が出るまでの間に、いや、うちは聞かれていないよというような経済団体であるとか、あるいは特許関係の団体であるとか、こういうお話も聞いている中でいうと、やはり、各省が自分のところの、ふだんおつき合いをしているところとのやり取りの中で組み上げてきた法案ではなく、内閣という中で特命大臣を置いて、その中で、自分たちの見える範囲でお話を聞いてきた結果が、このような形で積み上げが弱いという法案になってきたのではないかなと思っています。

広い網を粗くかけて後で考えるという姿勢についてはいかがなものかなということで、この委員会の中におきましても、厚生労働省の政務三役が出てきて、特定重要物資と連呼していました。特定重要物資ということ自体が入っていないというような状況のまま、法案が通ってからそれぞれが考えるというようなことになっていることについては、危惧を覚えています。

それぞれの先生方、四人の先生方にお聞きをしたいのですが、一つは自由貿易との関係、そしてもう一つは、予見可能性を高めるためにも、いかに指定に対して事前の相談をしていくか、これは明確に書き込んでいくべきではないかなというふうに思っていますけれども、いかがお考えでしょうか。

○佐橋参考人　ありがとうございます。

まず、自由貿易についてですけれども、全く委員と認識は同じでして、日本という国の繁栄を維持していくためには、この自由貿易体制、これを維持していく必要があります。

むしろ、この経済安全保障的な問題意識が世界に蔓延する中で、若干、自由貿易体制に厳しい状況、風が吹いているのは間違いがないわけです。ですので、私は、経済外交が、大きな意味での国家安全保障戦略の中でしっかりと位置づけられるべきだというふうに個人的に思っておりますし、今回の取組に限らず、経済安全保障に関する施策の中では、自由貿易との両立、これが非常に重要になってくるというふうに思います。

また、自由主義との関連でいえば、今回の法律には直接の記載はないですけれども、憲法、国際人権法、こういったものにのっとった対応がされるというふうには思っておりますし、当然だろうと思います。

その上で、自由な商業活動を行っているはずの業界とのコミュニケーションが少ないのではないかという二つ目の御質問なんですけれども、確かに、今後、そこは非常に大きな課題だというふうに私自身も思っております。もちろん、仄聞しているだけなんですが。

ですが、法案には、十分そのための仕組みというものは書かれているというふうには理解しておりまして、問題は運用だというふうに思います。その運用が、例えば、インフラであれば事前相談とかいろいろございますけれども、その運用のところで果たして各省庁がどこまできちんとできるか。ただ、ここはコミュニケーションが重要だということを、常に政府が、政権が、政策として明示していくということで担保していくしかないんじゃないかなというふうには思います。

○村山参考人　まず、第一点ですけれども、自由貿易、自由競争、これは日本の要ですね。

アメリカと中国と日本の違うところというのは、アメリカにしても中国にしても、国内のマーケットは大きいですから、閉じてもある程度やっていける。ところが、日本は、閉じたらもう終わりになると思います。したがって、ここは開放性というのは第一に考えなきゃならないところなんですね。

したがって、経済安保のところで自律性と不可欠性という二つの言葉があるんですけれども、私は、不可欠性の方が重要というふうに考えるのはそういうところなんですよね。だから、連携する中で、日本が不可欠であると。自律性となると、関係は断たれても我々で回せるようにしておこうということですので、どうしても保護主義に陥りやすい考え方なんですね。だから、どちらかというと、不可欠性を重視した方が日本はうまくいけるんじゃないかというふうに私は考えております。

それから、この経済安保に関して、官民連携が新しいステージに入ったというふうに私は考えております。ここでじっくりと話し合わないと駄目なんですね。じっくりと話し合って、経済と安全保障を切り分けて、うまくそこで線引きをして、両方とも満足できるようなところを探っていく、そういう作業ですね。

これはアドホックな対応じゃ駄目で、私は組織をつくるべきだと思います。官民の新たな組織をつくって、そこで、そういう問題があったら、各業界ごとにそういうことが組織的にできるような、そういう形にこれから持っていかなきゃならないと思います。私はそれを建設的官民連携と言っているんですけれども、そういうステージに入ったというふうに考えております。

○鈴木参考人　ありがとうございます。

自由貿易との関係については、もう既に冒頭陳述のところで申し上げたところではありますけれども、現在、やはり自由貿易の在り方というのが非常に大きなチャレンジを受けている。それは、トランプ政権のときに、アメリカがＴＰＰから離脱するですとか、またＷＴＯの上級委員を任命しないといったような形で、現在、自由貿易の在り方そのものが問われている。

そういう時代にある中で、先ほど村山参考人からもありましたとおり、日本は、やはり貿易立国として生きていかなければならない。そういう中で、いかにして、自由貿易を進めるリーダーシップを取りながら同時に経済安全保障を確立していくか。やはり、これは非常に難しいタスクだとは思いますけれども、ここを目指していくためには、いろいろな難しい問題はありますけれども、

2022年4月1日
内閣委員会
（質疑要旨）

経済安全保障推進法案　サプライチェーン調査の実効性担保について

2022.4.1（Fri）内閣委員会（経済安全保障推進法案に対する質疑）

現状・課題意識

●本法案では、サプライチェーン強靭化のため、事業者に対する調査が行われるが、応答については努力義務となっている。

●事業者にとって調査に協力するメリットを感じてもらえるような環境整備が必要になると考える。

委員会での浅野の発言要約

「サプライチェーンに関する調査について、調査の実効性を担保するために具体的にどのように取り組んでいくのか。」



政府の答弁要約

「対象となる事業者、関係団体に趣旨・目的を丁寧に説明するとともに、調査を通じて事業者と問題意識を共有し、必要に応じて事業者の取組みに対するきめ細かい助成や金融支援につなげていく。」



経済安全保障推進法案　第三者による脆弱性の事前検証について

2022.4.1（Fri）内閣委員会（経済安全保障推進法案に対する質疑）

現状・課題意識

●基幹インフラ事業者に対する審査は、審査対象の範囲や内容、期間を考慮して、事業者の人的・時間的負担に配慮することが求められる。

●サイバーセキュリティ分野については、既存法で第三者による脆弱性の事前検証が担保されている。

委員会での浅野の発言要約

「基幹インフラの審査時は、第三者による脆弱性の事前検証を義務づけるべきではないか。」



政府の答弁要約

「今後、基本指針において第三者という意味では、外部からの有識者等の意見やさまざまな産業界の意見を伺いながら、ルールを決めていく。」



2022年4月1日
内閣委員会
（質疑要旨）

経済安全保障推進法案　基幹インフラ対策の遡及適用について

2022.4.1（Fri）内閣委員会（経済安全保障推進法案に対する質疑）

現状・課題意識

●本法案の基幹インフラ対策については、制度施行時点で既に導入済の設備について、事業者の負担等を鑑み、遡及適用しないこととなっている。

●一方で、遡及適用しないと、経済安全保障上リスクを抱えることにもなり得る。

●妨害行為のリスクがある設備について、入替えだけでなく、設置環境の変更や運用面で対応できる場合もある。

委員会での浅野の発言要約

「一概に遡及適用しないとするのではなく、柔軟な対応を求めるが、政府の考えを伺う。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「基幹インフラ事業者の既存設備について、妨害行為のリスクが高まったと政府が把握した場合、同様の設備を使用している他の事業者に情報を提供し、検査等必要な対策を講ずることができるようにしていく。」


小林国務大臣

経済安全保障推進法案　機微情報をやり取りするための環境整備について

2022.4.1（Fri）内閣委員会（経済安全保障推進法案に対する質疑）

現状・課題意識

●経産省の産業構造審議会通商・貿易分科会（2019）では、安全保障と一体となった経済政策の在り方について、機密技術流出防止策（守る）だけでなく、技術力強化策（知る、育てる）が重要とされている。

●我が国においては、特定機密保護法以外に、機微な情報を扱う個人の適正を保証する資格がない。

●海外ではセキュリティークリアランス制度が導入されていて、国際共同研究等に寄与している。

委員会での浅野の発言要約

「個人の情報管理能力を一定程度担保する環境整備が必要ではないか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「協議会の構成員に安全管理措置や守秘義務を設けることで、情報を保護していく。相互の信頼関係の上に連携先と円滑に情報交換が行えるような制度や体制の構築が必要と考えている。」


小林国務大臣

第二百八回国会　衆議院　内閣委員会議録　第十五号

令和四年四月一日（金曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　上野賢一郎君

理事　井上　信治君　理事　工藤　彰三君

理事　平　将明君　理事　藤井比早之君

理事　森山　浩行君　理事　足立　康史君

理事　國重　徹君

赤澤　亮正君　伊東　良孝君

石原　宏高君　金子　俊平君

小寺　裕雄君　杉田　水脈君

鈴木　英敬君　髙木　啓君

永岡　桂子君　平井　卓也君

平沼正二郎君　松本　尚君

宮路　拓馬君　宗清　皇一君

山田　賢司君　吉川　赳君

和田　義明君　梅谷　守君

大串　博志君　岡本あき子君

堤　かなめ君　福田　昭夫君

本庄　知史君　山岸　一生君

阿部　司君　堀場　幸子君

河西　宏一君　平林　晃君

浅野　哲君　塩川　鉄也君

緒方林太郎君　吉良　州司君

大石あきこ君

議員　足立　康史君

議員　阿部　司君

議員　堀場　幸子君

国務大臣（経済安全保障担当）　小林　鷹之君

内閣府大臣政務官　小寺　裕雄君

内閣府大臣政務官　宮路　拓馬君

内閣府大臣政務官　宗清　皇一君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　高村　泰夫君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　泉　恒有君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　三貝　哲君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　木村　聡君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　五味　裕一君

政府参考人（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官）　阿蘇　隆之君

政府参考人（外務省大臣官房参事官）　中村　和彦君

政府参考人（文部科学省科学技術・学術政策局科学技術・学術総括官）　寺門　成真君

政府参考人（中小企業庁経営支援部長）　佐々木啓介君

政府参考人（国土交通省大臣官房技術審議官）　奥田　薫君

内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

四月一日

辞任　補欠選任

堤　かなめ君　岡本あき子君

中谷　一馬君　福田　昭夫君

緒方林太郎君　吉良　州司君

同日

辞任　補欠選任

岡本あき子君　堤　かなめ君

福田　昭夫君　梅谷　守君

吉良　州司君　緒方林太郎君

同日

辞任　補欠選任

梅谷　守君　中谷　一馬君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（内閣提出第三七号）

経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案（足立康史君外二名提出、衆法第一〇号）

○上野委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案及び足立康史君外二名提出、経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として、お手元に配付いたしておりますとおり、内閣官房内閣審議官高村泰夫君外九名の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上野委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○上野委員長　質疑の申出がありますので、順次これを許します。福田昭夫君。

○福田（昭）委員　立憲民主党の福田昭夫でございます。

今日は、十五分しかありませんので、閣法についてのみ質問をさせていただきます。小林大臣を始め、是非、簡潔にお答えいただければと思いま す。

まず、基幹インフラの安全性、信頼性の確保について絞って質問をさせていただきます。

中でも、基幹インフラの十四の対象分野に自由貿易、経済連携協定などが入っておりませんけれども、政府の自由貿易に対する基本的な姿勢、考え方を外務省の方にただしたいと思います。

ハイレベルな自由貿易の定義についてでありますが、政府は今まで、ハイレベルな自由貿易を進めるとして、ＴＰＰ11やＥＵとのＥＰＡ、あるいは日米のＦＴＡ、ＲＣＥＰなど様々な、主に広域的な経済連携、自由貿易協定などを締結してまいりましたけれども、政府の言うハイレベルな自由貿易、その定義というのがあるのであれば、それを教えていただきたいと思います。

○中村政府参考人　お答えいたします。

先生御指摘のとおり、政府としてハイスタンダードな自由貿易協定の推進に取り組んできているところでございます。

このハイスタンダードの意味するところでございますが、単に関税の引下げにとどまらず、知的財産、国有企業など、幅広い分野で透明性の高い、公正なルールを整備する、こういう内容を持つ協定をハイスタンダードな自由貿易協定と理解しております。例えば、御質問でも言及のありましたＴＰＰ11協定、これがハイスタンダードな自由貿易協定に該当するということでございます。

こうした自由貿易協定の交渉に当たりましては、政府としては、国内への影響についてもしっかりと注目して、攻めるべきは攻め、守るべきは守るということで交渉してきておる、こういうことでございます。

○福田（昭）委員　そうすると、ＴＰＰ11については、これを始めたＰ４の原則であります、十年後には関税ゼロ、それから非関税障壁を撤廃する、

のは整えていかなきゃいけないですし、委員御指摘のとおり、これも、じゃ、増やせといって、人を集めればいいというものではないです、時間がかかると思いますので。

その点については、もう既にいろいろこれまでも取組はありますけれども、本当に加速していくという気持ちがなければ、やはりこの経済安保というものは私はなかなか十分には機能しないんだろうという思いを持っていますので、委員の御指摘を受け止めて努力をしていきたいと考えます。

○足立委員　ありがとうございました。

まだ来週も少しありますが、今日申し上げた、議論したような観点から、我が党は独自案、独自の議員立法を同時審議入りいただいて今日までやってきました。そして修正協議をさせていただいてきました。

その中で、今あったように、まず、この法案が成立したら、速やかに体制整備、これをやはり急いでいく必要があるということが一点。それからもう一点は、る堀場さんも申し上げた罰則ですね。これは、今附則の検討規定がある三年をめどというものを待たずに、法律の施行後、適当な時期にこの議論は検討すべきだということを申し上げましたが、公明党の抵抗で入りそうにないんですが、ただ、私は、この法案の重要性、そして関連の皆様の御努力に心から敬意を表していますので、その上で賛否を決めてまいりたいと思います。

どうもありがとうございます。

○上野委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野でございます。本日もよろしくお願いいたします。

時間が限られていますので、まずは閣法について大臣にお伺いしたいと思います。

今日も議論がございましたが、サプライチェーン強靱化のための調査について、事業者には応答努力義務というのが四十八条で設けられております。

本法案の基本的な思想というのは、守るべきものをしっかりと見定めて守ることだと思うんですね。見定めることが非常に大事だという点で、今回、調査権限が追加されたり、あるいは応答努力義務を設けた、これは一定の前進だと思いますけれども、やはり、維新の皆さんが指摘されるように、その実効性をどう担保するのかという観点では、私もいささか不十分さを感じております。

ただ、罰則は絶対に必要だという立場を我が会派は取っておりませんが、その代わり、この応答努力義務を、応答するメリットがある、あるいは、応答した方が今後いい効果が見込めると事業者に感じてもらえるような環境整備というのも、いわゆるインセンティブ設計ですね、重要だと思っております。既存の企業支援策とパッケージで調査を行ったりだとか、あるいは企業側に対する動機づけというのが必要なのではないかと思います。

例えばなんですけれども、アメリカでは、百日間レビューだとか、特定分野の集中的なサプライチェーン調査みたいなことを国が主導して行うことによって事業者側の応答意欲あるいは応答の動機づけをした上で、環境をつくった上で調査をしているような取組もありますので、やはりこういった実効性の担保、政府はどのように考えますでしょうか。

○小林国務大臣　サプライチェーン調査の実務では、まず主務大臣が調査対象を適切に絞り込む、そして、調査に先立ちまして、事業者、関係団体にその趣旨、目的を分かりやすく説明する、多くの事業者に御理解、御協力をいただけるよう丁寧な対応に努めて調査の実効性を確保していくというのは、先ほど来申し上げている大きな方向性です。

この調査の主たる目的は特定重要物資に指定する物資を的確に選定することにございますが、調査は物資の生産などに関するデータの収集にはとどまらない。調査の過程における事業者とのコミュニケーションは、サプライチェーンの強靱化に向けた現場の課題の把握ですとか、必要な支援策の検討、提案にも資すると考えています。

具体的には、この調査を通じて事業者から問題意識を共有していただき、必要に応じてそれを安定供給確保取組方針に反映するほか、安定供給確保に向けた事業者の取組に対するきめ細かい助成や金融支援につなげていくなど、官民が協力する形でサプライチェーンの強靱化を図っていくことを想定しております。

調査の運用につきましては、事業者に対して活用可能な支援策を周知、広報する取組を併せて実施することを含めて、多くの事業者から円滑に御協力いただくことによって実効性を高める方策を真摯に検討していきたいと考えます。

○浅野委員　実効性を高める方法は決して一つではないと思いますので、事前の説明は当たり前なんですけれども、インセンティブ設計、そして、調査に協力しないことでどのような影響が及ぶのか、逆に、協力すればどのような効果が及ぶのか、こういったところをしっかりと明示をしていただきたいというふうに思います。

次の質問です。基幹インフラの審査に関する件で、まずは要望を伝えた上で質問させていただきたいと思います。

まず、事業者、経済界からの要望の声が我々の元にも届いています。やはり基幹インフラの審査については、審査対象の範囲、いわゆる一次下請までなのか、二次下請までなのか、それ以降も含めるのかといったところ、どの範囲までを対象にするかであったり、あるいは、審査の内容、そして是正に要する期間、どこまで是正期間として認めるか、こういったところについて事業者の人的、時間的負担に配慮した運営としていただきたいというのが一つです。もう一つは、やはり、事業者が基幹インフラの設備などの導入を検討する段階で参考とできるように、基幹インフラが満たすべき経済安全保障上の要件を十分な時間的余裕を持って提供してほしいということでありました。まずは、これをお伝えさせていただきます。

その上で質問なんですけれども、基幹インフラの審査時は、様々な脆弱性を除外するために審査をするわけですけれども、第三者による脆弱性検証を義務づけるべきではないかと思っております。この観点でいうと、よく言われるのは、サイバーセキュリティーの第三者検証が必要ではないかという指摘があるんですけれども、実は、サイバーセキュリティー対策に関しては、既存法で事前の検証というのが既に担保されております。この法案では、サイバーセキュリティー以外の脆弱性の検証、対策というものを狙っているというふうに聞いているんですが、その辺り、既存法と本法案の違い、役割分担なども含めてちょっとお答えいただければと思います。

○小林国務大臣　この制度の勧告、命令の審査に関しましては、有識者会議の提言で、妨害の態様ですとか事業の形態、設備の種類などは多様でございますので、リスクのある設備等の類型をあらかじめ網羅的かつ詳細に明らかにしていくことには一定の限界があるとする一方で、事業者の予見可能性の観点からは、国が審査を行う際の考え方はできる限り明確に定めておくべきとの御意見をいただいております。

したがって、閣議で決定する基本インフラに関する基本指針などにおきましては、審査に当たっての考え方などにつきまして、委員から最初に御要望がございましたその中に、事業者の負担にも配慮すべきだというお話もあって、当然、今いただいた御要望、こうした点もしっかりと踏まえつつ、可能な限り明確に定めてまいりたいと考えております。

また、今回の制度を施行するに当たりましては、事業所管省庁に相談窓口を設置しようと考えております。情報提供に努める、なので事前の相談にもここで乗らせていただこうと思っておりますし、いろいろ対象となる事業者というものを最後は指定していくことになりますけれども、今は、これから基準は作りますけれども、できるだけ中小企業のような方には、負担がやはりかなり重くなってしまいかねないので、そこは慎重にと

いうふうに考えておりますけれども、そういう方たちであっても、御懸念点とかがあれば積極的に問合せをいただいて、そうした相談に乗るという形で事業者と常日頃からコミュニケーションを取って、連携を図っていきたいと考えております。

○**浅野委員**　今、第三者による脆弱性の事前検証については、済みません、具体的な答弁が含まれていたのかどうか、ちょっと判断が難しかったものですから、その部分をちょっと補足で説明いただけるとありがたいんですけれども。

○**小林国務大臣**　これは、今後、基本指針などにつきましては、第三者というところでは、外部からの有識者などの意見や様々な産業界の意見も伺いつつ、そうしたルールというものを決めていく。最終的に判断をしていく際には、やはり政府の中で、内閣総理大臣を含めて、関係省庁でしっかりと情報を共有しつつ判断していくということになろうかと考えています。

○**浅野委員**　ありがとうございました。是非、前向きに検討していただきたいというふうに思います。

次は、遡及適用についてお聞きしたいと思います。

経済界からは、基幹インフラの対策、遡及適用に対して非常に慎重な声が出ております。実際、やはり現場の負担感を考えますと、現実問題として、基幹インフラの遡及適用というのはかなりの負担が伴うものであります。ただ、一概に遡及適用しないというふうにしてしまいますと、これは経済安全保障上もリスクを抱え込むことになります。

例えば、設備自体の入替えは難しくても、設置している環境であったり、あるいは運用の面で対応できることもあろうかと思います。是非、一概に遡及適用しないとするのではなくて、毅然とした対応、そして柔軟な対応を政府には求めたいと思いますが、この点について見解を伺います。

○**小林国務大臣**　有識者会議の提言も踏まえまして、この法案では、この制度の施行時点で既に済んでいる設備の導入などにつきましては、事業者の負担などに鑑みまして遡及適用は行わないこととしています。

一方で、法施行前に導入済みの設備などにつきましても、特定妨害行為を防止することは当然重要です。仮に、ある基幹インフラ事業者が利用する設備が実際に妨害行為に利用されるなど妨害行為のリスクが高まったことを政府が把握するに至った場合などにつきましては、この法案の規定に基づきまして、同様の設備を使用している他の事業者に対して関連情報を提供するなど、事業者が検査などの必要な対策を講ずることができるように後押ししていきたいと考えています。

○**浅野委員**　よろしくお願いします。

続いて、いわゆる技術の安全保障についてちょっとお伺いをしたいと思います。

先日の質疑でも少し引用されておりましたが、二〇一九年の経産省の産業構造審議会通商・貿易分科会の中では、安全保障と一体となった経済政策の在り方について、機微技術流出防止策だけでなく、技術力強化策が必要とされたというふうに承知をしております。

私は、技術強化策、いわゆる情報漏えい対策だけじゃなくて、技術をいかに高めて、我々が自律性、不可欠性を確保していくのかというのは非常に大事だと思っております。

それで、この技術強化のためには、昨日の参考人の先生方の御意見やこれまでのこの委員会での質疑の内容をいろいろ聞いておりますと、つまるところ、三つの要素が必要なのではないかと私は考えております。

一つは、情報収集とその知識化であります。いわゆるインテリジェンスだとかシンクタンクのことになろうかと思いますし、この部分はこの法案で今回ある程度対応しようとしております。二つ目が、情報共有、手に入れた情報を共有し、それを新しい技術や製品として具現化することになります。ここは、例えば予算二千五百億を確保しておりますが、ここはちょっと私は課題があると思うので、後で御説明します。最後、三つ目が、その具現化したものを実証する環境の整備ということで、これは経産省が主導しておりますが、グレーゾーン解消制度だとか規制のサンドボックス制度というのが既にございます。

じゃ、どこが足りないと思っているかというと、やはり二つ目の情報共有と具現化の部分でして、特に、手に入れた情報を国内で共有をして、その共有をした情報をうまく新しい技術に結びつける部分というところが大事なんですけれども、予算は二千五百億確保したといいますが、問題は、どうやって共有するんだというところなんですね。結局、機微な情報を入手して、それを共有するための制度が今の日本には弱いんじゃないかというふうに思っているんです。

ちょっと具体的に申し上げれば、情報管理に関する我が国の資格体系というのがございまして、例えば情報処理安全確保支援士とか情報セキュリティーマネジメント資格という資格がございますが、これはどちらも組織向けの情報システムの保護に関する資格だったり、あるいは組織マネジメントの資格であって、個人の情報管理能力を保証するような資格ではないんですね。

海外ではこれがセキュリティークリアランス制度として運用されている国も多いんですけれども、我が国にはなかなか、いきなりセキュリティークリアランス制度の導入というのが、非常に国民の理解も含めた環境整備に課題があるということで、政府としては慎重な姿勢を示しているというのがこれまでの議論で分かりましたが、やはり個人の情報管理能力を一定程度担保するような環境整備というのは私も大事だと思うんです。

ですから、こういった観点で、国内に存在する情報をいかに共有していくのか、ここについて、是非、政府、大臣の御見解をお伺いしたいというふうに思います。

○**小林国務大臣**　委員御指摘の三つの点のうちの二つ目が非常に重要、欠けている、だから強化していかなきゃいけないというところは、私も共有するところでございます。

社会実装を志向した研究開発を促進する上では、オープンイノベーションに配意しつつも、機微な情報を含めた有用な情報を関係者間で円滑に交換する、あるいは共有する、そういう環境の整備が重要だと考えています。

この法案では、特定重要技術に関しまして、協議会での情報交換を円滑にするために、構成員に安全管理措置や法律上の守秘義務を新たに設ける枠組みを設けておりますが、この枠組みを通じて、民間企業ですとか海外の研究者から提供された情報も保護されることとなります。

一方で、委員御指摘の海外を含めた連携先からの情報収集につきましては、これは一つ目の収集の方ですけれども、海外で活躍している日本人研究者、在外公館、シンクタンクのネットワークも活用していく考えです。このためには、相互の信頼関係はもちろんですけれども、連携先が安心して円滑に情報をやり取りしてくれるような制度や体制の構築が必要だと。

この法案では、シンクタンクの役職員に守秘義務を求めるとともに、調査研究を受託する条件の一つとして、情報の安全管理措置を的確に実施する能力を求めることとしております。

制度のたてつけはそうですけれども、委員御指摘のように、やはり個人の情報管理能力を高めていくという視点は、私は非常に重要な視点だと思っています。この法案に限った話ではないですけれども、産業界、アカデミアも含めて、こうした経済安全保障に関する意識をどう醸成していくのか、そういうことも含めて、これからも検討していきたいと考えます。

○**浅野委員**　御理解をいただいたことに感謝を申し上げます。

私の問題意識としては、やはり、今回の法案では、協議会を設置して、その協議会のメンバーに対しては守秘義務を設けていますので、そこに、協議会のメンバーに対して情報提供をする安心感

というものは一定程度改善をされると思うんですね。

しかしながら、協議会が具体的にどういう規模感、どういう幅広さを持つのかにもよるんですけれども、あくまでも閉じた場での情報共有であり、その範囲内での情報の取扱いになるという点では、これはいわゆるオープンイノベーションというのが非常に、起きる余地がないのではないかというふうに思います。

大臣も御存じのように、オープンイノベーションというのがこれからは非常に大事になっていく中で、メンバーが限定されていない状態で、オープンに、なおかつセキュアに情報をやり取りできるような環境整備というのが、経済安全保障上も我が国にとっては必要なのではないかというふうな問題意識を持っておりますので、是非これは、この法案にとどまらず、今後議論をさせていただきたいというふうに思っております。

続いて、残りの時間なんですが、今回、提出者の足立委員の方に質問させていただきたいと思います。

今回、維新案、少し拝読をさせていただきました。閣法との違いというもの、まず最初に私が感じたのは、閣法は、経済活動を維持するための必要最低限の重要物資を指定して、そこを守っていこうとするのに対して、維新の案は、経済の成長というものを念頭に置いている、さらには、利益をちゃんと確保していくこと、日本の国益を確保していくことというところを非常に重要視をして、そこにフォーカスを当てて保護していこう、こんな違いがあるようには感じております。ちょっと、違ったら訂正をしていただきたいんですが。

それで、どこに我々が関心を持っているかというと、やはりそれを見定める目利きをどのようにしていくのかというところであります。

まず、閣法ではシンクタンクを整備したりしておるんですけれども、より高い目利き力が必要になるのではないかというふうに感じるわけでありますが、その点、どのようなお考えを持っているのか、是非お聞かせいただきたいと思います。

○足立議員　浅野委員、御質問ありがとうございます。

まさに御指摘のとおりでありまして、私たちが党として議員立法を出させていただいたのは、今回の経済安全保障の議論は、まさに民間の自由な経済活動、あるいは、さっき、大きな話でいうと自由貿易との関係、これはやはりそのバランスをいかに取っていくかということが肝になるわけでありまして、そこのイメージというか、実効性を担保しながらそれをどうやってやっていくのかということが最大の焦点だと思いましたので、それについての我々の考えを議員立法の形でお出しした。まさに御理解をいただいているとおりであります。

その観点から、やはり大事なのは最終的には人材ということです。ただ、人材といってもぼやっとしていますので、我々の議員立法では、まず基本原則、経済安全保障の議論を進めていく、施策を進めていくときの基本原則として、その第一の原則として、経済成長に十分配慮しつつ、我が国の経済安全保障上重要な利益が確保されるようにすることということを明文で位置づけた上で、配慮事項として、客観性と実効性ということを書かせていただいています。

対象となる物資等の選定に当たり、客観的な指標に基づく厳正な評価、選定過程の公平性の確保及び客観的な費用効果分析を行い、その結果を考慮することを明示的に規定し、経済安全保障に関する諸施策を実効的かつ総合的に推進するために、再三こだわっている罰則、委員おっしゃったように、我々も罰則にこだわりません、もっとポジティブなインセンティブでもいいんですね。いずれにせよ、そういう官民のコミュニケーションを円滑にするための措置を講ずることとすると明記をさせていただいています。

こうした基本原則と配慮事項によって、浅野委員御指摘のとおり、その対象、施策の対象を厳格に選んで、そして、実効的かつ総合的に推進していく、めり張りをつけていく、そういう立場でやっています。

それを担うのが人材でありまして、今日私も質問しましたが、本当に専門的な機関、専門的な人材、これを産官学を超えて、股にかけて育成していく。これはまさに法案成立直後からその取組を進めていくべきということをお訴えしている次第でございます。

ありがとうございます。

○浅野委員　ありがとうございます。

今、足立委員のお答えの中にもちょっと出てきましたけれども、次にお伺いしたいのが、我々も、客観的指標に基づいて施策を進めていくことの重要性、これは一般論として非常に大事だと思っております。ただ、経済安全保障という非常に広範な、概念的なもので客観的な指標といいますと、ちょっと具体的にどういうことを我々がこれから見ていくべきなのかというところで、我々も今党内でも議論を進めているところではあるんですが、是非その辺りの考え方を伺わせていただければと思っております。

○足立議員　御質問ありがとうございます。

客観的指標というのは、政府も同じかもしれませんが、基幹統計などの政府が保有する各種データはもちろん活用する、また、費用効果分析については、経済安全保障に関する諸施策を実施するために必要ないわゆる国費、税を使うわけですから、それと、得られる、確保できる利益、これを客観的なデータに基づいて比較考量していくということに尽きるわけでありますが、それをどう適正にやるかというと、昨日の参考人質疑でいうと、悪い意味での産業政策という話がありました。まさに産業政策です、これは。その産業政策は、いい意味での産業政策、これは国益のためにやる産業政策。

ところが、自民党さんを前にして言いにくいですが、いわゆる既得権、既存の何か既得権を守ってあげるためにこれが建前として使われるようなことがあったら、これは悪い産業政策ですから、それにならないようにするためには、国会も、それから政府もしっかりそれを見極めて、まさに、そういった意味では、国会の仕組み、今日私は国会のことを申し上げました、国会の仕組み、霞が関の在り方、政策の進め方という政治文化、行政文化に係るようなものはやはりしっかり転換していく必要があるということで、是非、国民民主党とはこれからも連携して、そういう実現に向けて頑張っていきたいと思います。御指導お願いします。

○浅野委員　終わります。ありがとうございました。

○上野委員長　次に、塩川鉄也君。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

経済安全保障推進法案について質問をいたします。

サプライチェーン、特定重要物資の関係でまずお尋ねいたします。

供給確保計画において、取引先企業情報の記載についてお尋ねをいたします。

法文の第九条第三項第八号に、「供給確保計画の作成者における当該特定重要物資等の調達及び供給又は使用の現状」とあります。現時点の取引先企業について、どのような情報を記載することになるのか。調達先や供給先、顧客の企業情報を全て提供するのか。その点について御説明ください。

○小林国務大臣　法案の第九条第三項第八号によって供給確保計画に記載していただく内容としましては、例えば、調達については、原材料をどの国から輸入しているのか、供給につきましては、どういった業種の企業が相手先かといったことが考えられます。

これらは調達の現状などに関する情報の提供を求めるものでございまして、民間事業者が行おうとする安定供給確保のための取組に応じて、供給確保計画の認定に必要な限度で記載していただくものでございます。したがいまして、一律に、調

2022年4月6日
内閣委員会
（質疑要旨）

経済安全保障推進法案　特定重要物資の迅速な選定について

2022.4.6（Wed）内閣委員会（経済安全保障推進法案に対する質疑）

現状・課題意識

●新型コロナウイルスの感染が発生した当初、マスクや医療用ガウン等が足りなくなり、混乱があった。

●特定重要物資の選定は政令で定めるとあるが、どの範囲（大規模災害時等）までを想定しているのか分からない。

●緊急時には臨機応変な指定措置が必要になると考える。

委員会での浅野の発言要約

「大規模災害の発生時等、緊急的に重要物資の選定が必要になった場合、選定プロセスの迅速性は担保されているのか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「本法案で指定する物資は、有事に備える上での平時の備えが基本になっている。物資を緊急で選定する必要が生じた際には、政府内部での検討等を含めて最大限迅速に対応していきたい。」


大野副大臣

経済安全保障推進法案　サプライチェーン強靭化における輸送手段の確保について

2022.4.6（Wed）内閣委員会（経済安全保障推進法案に対する質疑）

現状・課題意識

●特定重要物資の安定供給確保が困難な場合、政府が率先して物資の国際的な調達、備蓄等に取り組むとされているがその対象は「物資」のみ。

●国際物流の現場では、コンテナ不足や船の空き状況等さまざまな課題がある。

●特定重要物資の確保・入手のみでなく、輸送も重要と考える。

委員会での浅野の発言要約

「物資の確保のみならず、輸送手段に対する支援等も検討すべきではないか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「本法案は物資に焦点を当てた制度であり、輸送手段や在庫積み増し等倉庫整備については支援の対象外。国際輸送網の確保については、これまで通り関係省庁が連携した取組みを継続していく。」


小林大臣

2022年4月6日
内閣委員会
（質疑要旨）

経済安全保障推進法案　省令指針策定時における関連団体の参画について

2022.4.6（Wed）内閣委員会（経済安全保障推進法案に対する質疑）

現状・課題意識

●本法案は制度の概括を定めるものであり、個々の基本指針や政省令は今後定められていく。

●重要物資やインフラを支える事業者やそこで働く者の意見についても十分に聴取し、反映する機会を設ける必要がある。

委員会での浅野の発言要約

「特定重要物資に関わる事業者、基幹インフラを支える事業者、現場の方々の意見をどのように反映していくのか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「指針の策定に際しては、有識者会議だけでなく、事業者を含めた産業界やアカデミア等、さまざまな分野の知見を有している方々の意見を聞いていきたいと考えている。」



小林大臣

経済安全保障推進法案　資源集中的な取組みによる実効性の確保について

2022.4.6（Wed）内閣委員会（経済安全保障推進法案に対する質疑）

現状・課題意識

●米国では、半導体・蓄電池・レアアース・医薬品の分野で100日間と期限を決めて、集中的にサプライチェーンのリスクや脆弱性の調査を行っている。

●調査を受ける事業者の立場から見ると、期限を設けた調査であれば事前準備も可能になる。

●リスク点検を定式化、定期化すると、形骸化につながる恐れもある。

委員会での浅野の発言要約

「特定の分野と期間を決めて集中的に調査する方法は非常に合理的だと思うが、総理の見解はどうか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「各国の取組みを参考にしながら、我が国としてリスクに対する考え方を絶えず追求し、議論を深めていく。」



岸田総理大臣

2022年4月6日
内閣委員会
（質疑要旨）

経済安全保障推進法案

特定重要技術開発の基金について

2022.4.6（Wed）内閣委員会（経済安全保障推進法案に対する質疑）

現状・課題意識

●本法案では、特定重要技術開発に向けて国からの財政的支援のため、基金が設置される。

●基金について、総理は所信演説で5,000億円規模とする旨を表明した。

●基金は財政面の事情から令和三年度補正予算※で2,500億円の確保に留まっている。

※経済安全保障重要技術育成プログラム

委員会での浅野の発言要約

「重要技術開発に向けた支援は継続することに意味がある。基金については5,000億円に留まらず、継続して積み増していく考えでよいか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「本基金については、継続的に我が国の安全保障や経済社会をめぐる環境等の状況変化を注視しつつ、必要な予算をしっかりと確保し続けていく。」



岸田総理大臣

第二百八回国会　衆議院　内閣委員会議録　第十六号

令和四年四月六日（水曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　上野賢一郎君

理事　井上　信治君　理事　工藤　彰三君
理事　平　将明君　理事　藤井比早之君
理事　中谷　一馬君　理事　森山　浩行君
理事　足立　康史君　理事　國重　徹君
赤澤　亮正君　井出　庸生君
伊東　良孝君　石井　拓君
石原　宏高君　石原　正敬君
金子　俊平君　小寺　裕雄君
杉田　水脈君　鈴木　英敬君
髙木　啓君　永岡　桂子君
平井　卓也君　平沼正二郎君
古川　直季君　松本　尚君
宮路　拓馬君　宗清　皇一君
山田　賢司君　吉川　赳君
和田　義明君　大串　博志君
岡田　克也君　神津たけし君
堤　かなめ君　本庄　知史君
山岸　一生君　阿部　司君
青柳　仁士君　浅川　義治君
堀場　幸子君　河西　宏一君
平林　晃君　浅野　哲君
塩川　鉄也君　緒方林太郎君
大石あきこ君

議員
議員　阿部　司君
内閣総理大臣　堀場　幸子君
国務大臣（経済安全保障担当）　岸田　文雄君
内閣府副大臣　小林　鷹之君
外務副大臣　大野敬太郎君
小田原　潔君
文部科学副大臣　田中　英之君
経済産業副大臣　細田　健一君
内閣府大臣政務官　小寺　裕雄君
内閣府大臣政務官　宮路　拓馬君
内閣府大臣政務官　宗清　皇一君
政府参考人（内閣官房内閣審議官）　泉　恒有君
政府参考人（内閣官房内閣審議官）　三貝　哲君
政府参考人（内閣官房内閣審議官）　木村　聡君
政府参考人（内閣官房内閣人事局内閣審議官）　岡本　誠司君
政府参考人（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官）　阿蘇　隆之君
政府参考人（外務省大臣官房参事官）　石月　英雄君
政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　坂本　修一君
政府参考人（経済産業省大臣官房総括審議官）　片岡宏一郎君
政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　龍崎　孝嗣君
政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　福永　哲郎君
政府参考人（経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ長）　濱野　幸一君
政府参考人（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長）　茂木　正君
内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

四月六日

辞任　補欠選任
金子　俊平君　石原　正敬君
髙木　啓君　石井　拓君
永岡　桂子君　井出　庸生君
松本　尚君　古川　直季君
堤　かなめ君　岡田　克也君
森田　俊和君　神津たけし君
浅川　義治君　青柳　仁士君

同日

辞任　補欠選任
井出　庸生君　永岡　桂子君
石井　拓君　髙木　啓君
石原　正敬君　金子　俊平君
古川　直季君　松本　尚君
岡田　克也君　堤　かなめ君
神津たけし君　森田　俊和君
青柳　仁士君　浅川　義治君

同日

理事森田俊和君同日理事辞任につき、その補欠として中谷一馬君が理事に当選した。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

政府参考人出頭要求に関する件

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（内閣提出第三七号）

経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案（足立康史君外二名提出、衆法第一〇号）

○上野委員長　これより会議を開きます。

理事の辞任についてお諮りいたします。

理事森田俊和君から、理事辞任の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上野委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

ただいまの理事の辞任に伴い、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じますが、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上野委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、理事に中谷一馬君を指名いたします。

○上野委員長　内閣提出、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案及び足立康史君外二名提出、経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、内閣提出、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案に対し、森山浩行君外一名から、立憲民主党・無所属提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。森山浩行君。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

ゆる大学ファンド、十兆円ファンドと呼ばれるもの、これで大学改革を含めた研究環境を強化していきます。また、博士課程の学生への経済的支援の抜本的な拡充も行っていきますし、また、特に若手の研究者の方が自由な発想で挑戦的な研究を行っていく創発的研究支援事業というものがありまして、既に取り組んでいるところでございます。

こうした取組を行っていくことで、更なる研究の魅力の向上、また研究の環境の改善に努めて、博士課程の学生、また若手研究者を始めとする研究者を手厚く支援をしていくことで、この裾野を広げる取組を進めていきたいと考えます。

○阿部(司)委員　御答弁ありがとうございました。

もっと大胆にやっていく必要があると思っています。例えば、特定分野の博士課程の学生には、学費全額免除、あとは生活費を五百万程度負担していくですとか、教員の給与を二倍にするですとか、いろいろと力を入れていっていただきたいと思います。

時間が終わりましたので、これにて終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○上野委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願いいたします。

これまで経済安全保障の法案の質疑をさせていただきまして、今日は、時間も限られていますが、三点ほど、これまで議論が余りできなかった観点から質問させていただきたいと思っております。

まず一問目なんですけれども、特定重要物資の選定プロセスについて、今日は大野副大臣にお越しをいただいておりますので、ちょっと伺いたいと思います。

やはり、この特定重要物資の選定、どういう事態を想定して選定をしていくかということが非常に大事なのではないかというふうに思っております。例えば、先ほども少し出ておりましたが、コロナが発生した当初、マスク不足になったり医療用のガウンが足りなくなったりと様々な混乱が発生いたしましたが、今回、特定重要物資の指定を政令で定めるというふうにされているんですけれども、例えば自然災害などのような事態も当然想定していくと思うんですけれども、どのような範囲を想定していくのかということについて伺いたいと思います。

また、当然、想定し切れなかった部分については、迅速に追加指定をしていくようなプロセスも必要になっていくかと思います。今回、法令で規定されている選定プロセスの迅速性というものはどのように担保されているのか、御説明をいただきたいと思います。

○大野副大臣　ありがとうございます。

特定重要物資の指定におきましては、委員御存じのとおり、外部から行われる行為がこの指定の要件の起点になっているわけでありますので、御指摘の自然災害におきましては、直ちに、直接的に、法案上、外部から行われる行為ということにはならないわけでありますが、ただ、例えば大規模な災害があって、それを契機として外部の主体が何らかの行動を起こす、それによって国家国民の安全を損なう事態が生じる、それを事前に未然に防止をするという必要性というのは生じ得るというふうに考えておりまして、そういうふうに読み取れるのではないかと。これまでも大臣から答弁をさせていただいているとおりでございます。

後段の迅速性につきましては、本法案は、御存じのとおり、有事に備える上での平時の備えということが基本になっておりますけれども、緊急にこの法案の要件に合致するような物資を指定する必要というのが生じましたら、これは政府内部で検討等を含めて最大限迅速に対応していきたい、そのように考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。

是非、この迅速性の担保というところ、なかなか仕組み化というのが難しい部分なのかもしれませんが、やはり、緊急性がある場合、有識者の関与も当然ながら望まれるわけですけれども、そういう事態においては、政府のリーダーシップを発揮していただけるような仕組みをあらかじめしっかり御説明いただく必要があろうかと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、二問目、小林大臣に伺いたいと思います。サプライチェーンの強靱化における輸送手段の確保についてであります。

今回、安定供給の確保が困難な場合は、政府が先頭に立って物資の国際的な調達、備蓄などに取り組むこととされているんですけれども、支援対象はあくまでも物資の確保であって、物資の運搬とかいう部分に対しては適用の範囲ではないというふうに私は事前に伺っております。

ただ、今、国際物流の現場では、例えば、コンテナが足りないとか、船がもう埋まってしまっているとか、様々な課題がございますので、特定重要物資は、確保、入手を約束するだけじゃなくて、ちゃんと運んでくるところまでが大事なものですから、物資の確保のみならず、輸送手段の確保に対する、例えば輸送事業者に対する支援等も是非検討すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○小林国務大臣　浅野委員御指摘のとおり、重要物資の安定供給の観点からは、国際輸送網の確保というのは重要な課題だと認識しています。事実、有識者会議におきましても、この物流の重要性について指摘をいただいたところです。

その上で、この法案は、国民の生存あるいは国民生活、経済活動にとって重要な物資の安定供給の確保を図る、いわば物資に焦点を当てた制度でございますので、輸送事業者が自らあるいはメーカーなどと連携をして、例えば、在庫の積み増しを図るための倉庫整備といった、重要な物資の安定供給確保に向けた取組を行う場合には支援の対象となり得ると思いますが、国際輸送網の確保そのものにつきましては、今回の特定重要物資の安定供給確保の範疇には含まれず、この法案の射程の対象外となっております。

ただし、国際輸送網の確保につきましては、これまでも関係省庁が連携して検討ですとか措置を進めてきたものと認識をしておりまして、私どもとしても、引き続き、よく連携を図りながら必要な取組を進めていきたいと考えております。

○浅野委員　是非よろしくお願いします。

今、今回のこの法案の射程外ということでしたけれども、大臣も当初からおっしゃっているように、まずはこの四分野、まずはこの範囲ということでこの法律を策定されたというふうに思いますし、今後、発展の余地は十分にあろうかと思います。この輸送手段の確保という部分については、法的措置を今はされていなかったとしても、やはり何らかの支援ということは是非御検討いただきたいということを申し添えさせていただきます。

最後の質問ですけれども、政省令策定時、どのような方々が関与していくのかということについて伺いたいと思います。

今回の法案は我が国の経済安全保障制度の概括を定めるものであって、個々の基本指針や強化の対象、保護の対象などを定める政省令は後ほど定められることになるというふうにしておりますが、やはり、施策の内容によっては、その対象となる物資やインフラを支える現場に追加の負担もお願いすることになりますので、しっかり事前に十分な意見聴取、意見反映をする機会というものが望まれます。

今回、本当に幅広い範囲をカバーしておりますので、一概にお答えいただけるかどうか分かりませんが、どのような形式で、どのような方から意見を聞くのかというところについて改めて御説明いただきたい。特に私が気にしているのは、やはり、インフラを支える事業者あるいは特定重要物資に関わる事業者、現場の方々の意見をどのように反映していくのか、その点について教えていただきたいと思います。

○小林国務大臣　この法案のたてつけとしては、制度ごとに有識者の意見を聞いた上で、それぞれ

の基本指針を作っていくというたてつけになっております。

この指針の策定に際しましては、例えば、今回の法制の有識者会議に参画してくださったメンバーのような方々から広く意見をいただきたいと思っておりまして、それは、今委員がおっしゃった事業者を含めた産業界やアカデミアの方から、ここは本当に広く、様々な分野の知見を有している方に意見を聞いていきたいと思っておりますし、また、今回、委員の様々な御質問を含めて、国会での審議も踏まえてそこは対応していきたいというふうに思っています。

また、広くという意味では、行政手続法にものっとりましてパブリックコメントも実施していきたいというふうに考えておりますので、そうした事業者の方々を含めて、どういう方であってもそうした機会をつくらせていただいて、いただいた意見を踏まえながら丁寧に運用していきたいと考えております。

○**浅野委員**　新たな課題である経済安全保障だからこそ、現場も意見を聞いてほしいという思いを今持っていますので、そういった期待に応えていただくことをお願い申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○**上野委員長**　次に、塩川鉄也君。

○**塩川委員**　日本共産党の塩川鉄也です。

経済安全保障推進法案について質問いたします。

この間、大手企業において経済安全保障に対応する部署を設けるということが続いていると、毎日新聞の報道等によって紹介がされておりました。三菱電機は経済安全保障統括室を設置するとか、デンソーや富士通、ＮＥＣも経済安全保障室を設置するとか、パナソニックは経済安保やカーボンニュートラルの政策などに対応するパナソニック総研を設立するとか、続いております。

これらの企業に経産省のＯＢが再就職をしたということですけれども、その再就職先と最終官職を明らかにしていただきたい。また、ほかにも経済安保担当という名目で再就職した事例があれば紹介していただけますか。

○**片岡政府参考人**　お答え申し上げます。

毎日新聞の御指摘の記事につきましては承知をしてございます。

この記事で触れられております五名の経産省ＯＢの再就職先と最終官職でございますけれども、法律上、離職後二年間は再就職の届出を出すことになってございまして、それらを確認いたしましたところ、まず、日下部氏でございますけれども、最終官職は資源エネルギー庁長官、再就職先は、令和元年七月に三菱電機株式会社に再就職されております。二人目、高橋氏でございますけれども、最終官職は資源エネルギー庁長官、令和二年十一月に富士通株式会社に再就職されております。三人目、横尾氏でございますけれども、最終官職は経産省大臣官房付、平成二十九年十月に株式会社デンソーに再就職されております。四人目、石黒氏でございますけれども、最終官職は経済産業審議官、平成二十八年八月に日本電気株式会社に再就職されております。最後、三又氏でございますけれども、最終官職は経済産業省大臣官房付、令和三年四月に株式会社パナソニック総研に再就職されております。

また、お尋ねの、経済安全保障担当という名目で経済産業省の本省庁課長相当職以上の離職職員が民間企業等に再就職した事例でございますけれども、保存されている届出等を確認しましたところ、該当する者は見当たらないということでございます。

○**塩川委員**　大臣にお尋ねしますけれども、このように、経済安全保障の担当室などを企業が設ける、そういったところに経産省ＯＢなどがいわば天下りをするといったことについて、何で企業側はこういった経済安全保障担当部署にこういったＯＢを採用するのか、どのようにお考えでしょうか。

○**小林国務大臣**　それは、それぞれの企業が考えてやられていることだと考えますので、私の方から何かコメントをすることは控えたいと思います。

○**塩川委員**　政府は、この間、サプライチェーン関連の基金を造成してきました。サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金五千百六十八億円、ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業二千二百七十四億円などがあります。これらの基金の基金設置法人である環境パートナーシップ会議及び受託事業者でありますみずほリサーチ＆テクノロジーズへの国家公務員の再就職の状況について、分かれば教えてもらえますか。

○**岡本政府参考人**　お答えいたします。

国家公務員法に基づきまして、職員のうち管理職職員であった者が離職後二年間に再就職した場合は、速やかに内閣総理大臣に再就職情報の届出を行うとともに、公表することとされているところでございます。

これに基づきまして、平成三十一年一月から令和三年十二月までの三年間にあった届出につきまして確認いたしましたところ、御質問いただいた一般社団法人環境パートナーシップ会議への再就職の届出はゼロ件、みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社への再就職の届出は一件であり、離職時の官職は総務事務次官となっております。

○**塩川委員**　こういった受託事業者への総務事務次官の天下りの例などもあります。

今後、基金の造成が行われて支援法人の在り方なども問われてくるときに、大臣、この経済安保政策の下、このように、今回の法案でも議論してきていますように、政府の規制が拡大をし、また、巨額補助金など支援策が拡充をすることで企業側と政府の接点が拡大する契機となる、これが天下りなども通じて癒着が拡大することにつながりはしないのか、こういう懸念についてはどう受け止めておられますか。

○**小林国務大臣**　お答え申し上げます。

一般論としてまず申し上げれば、施策の実施に当たって、関係業界の意見などに耳を傾けるということは、私は必要なんだろうと思います。

一方で、これは経済安保政策に限った話ではございませんが、当然、官民の癒着などの疑念を抱かれるようなことがあってはいけないわけでございまして、職員の職務の遂行に関しましては、国家公務員法の服務に関する規律を遵守することは当然だと考えます。その上で、こうした規律に違反した場合には、国家公務員法に基づく懲戒処分を受けるということによって公務の公正性を確保することになっているものと考えます。

なお、この法案について申し上げますと、まず、措置の対象となる物資、事業、あるいは技術分野などにつきましては、有識者の意見を聞いて制度ごとに策定する基本指針において考え方を明らかにします。これらを定める下位法令の要件は、法律上、可能な限り明確化していきます。そして、政省令の策定に当たりましては、先ほどもありましたが、パブリックコメントの実施など、広く意見を聞く手続を設けていくなど、客観性、公平性の担保に配慮しておりまして、癒着につながるような判断が行われることはないと考えます。

○**塩川委員**　百三十八の政省令、当然、それを立案する過程があるわけであります。案を作ってパブリックコメント、その前の、まさに立案するその過程においてどういう関わりがあるのかということが問われてくるわけで、そういった際に、担当官庁のＯＢが当該企業にいるということが癒着の懸念ということにつながりかねないという疑念は拭えないわけですし、やはり、藤井敏彦元経済安保法制準備室長の特定企業との特別な関係を見ても、癒着の疑念が拭えないということを申し上げておきます。

次に、基幹インフラの関係で何点かお尋ねをいたします。

この法案におきまして、導入等計画の策定の件がありますけれども、この導入等計画には取引先の情報がどのように書き込まれることになるんで

2022年4月8日
内閣委員会
（質疑要旨）

子どものコロナワクチン接種について

2022.4.8（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●2月末から5歳～11歳を対象に小児向けコロナワクチン接種が開始された。

●11歳以下と12歳以上ではワクチンの種類や接種の量が異なり、受付窓口や予約方法も異なっている場合がある。

●現在12歳の子ども達は誕生日によってどちらの制度で接種するか異なり、接種が進んでいるか懸念される。

委員会での浅野の発言要約

「現在12歳になる子ども達の接種機会はしっかりと確保されているのか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「誕生日を迎え新たに12歳になられた方を含めて、1回目、2回目未接種の方に対して、接種機会を確実に用意していただくよう自治体の説明会や手引き等でお願いをしている。」



大坪政府参考人

年齢別のワクチン接種率について

2022.4.8（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●現在の年齢階級毎のワクチン接種率は、十歳刻みで集計されている。

●コロナの各種施策の効果を評価するにあたり、子ども達の実態を正確に把握するためには、年齢や学年毎の接種状況等を把握することが重要と考える。

委員会での浅野の発言要約

「現在12歳の子どもの接種率を他の年齢の子ども達と比べた場合、有意な差があるのか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「現時点では12歳(一学年)に限定した接種率は把握していない。一歳刻みで集計するためにはシステム改修等も必要になる。」



内山政府参考人

2022年4月8日
内閣委員会
（質疑要旨）

マイナポータルと他システムとの連携について

2022.4.8（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●3月28日にマイナポータルで公金受取口座の登録申請が開始された。

●マイナポータルに口座を登録すると、各種給付金（年金、児童手当等）の手続き時に口座情報の照会・入力が不要になる。

●マイナポータルに登録した口座情報を変更した時に、他のシステムにも反映すれば、コネクテッド・ワンストップの実現にも寄与する。

委員会での浅野の発言要約

「マイナポータル上の情報（公金受取口座）を他の行政機関の情報システムと連携させるのか。」



政府の答弁要約

「デジタル庁として、登録された公金受取口座情報が利用されて、国民の利便性の向上が図られるよう、各行政機関に働きかけていく。」



マイナンバーカード・マイナポータルの使い易さについて

2022.4.8（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●マイナンバーカード発行や健康保険証との紐づけ、公金受取口座登録によりマイナポイントが付与される。

●経済的インセンティブで登録者を増やすことも良いが、幅広く普及するためには、便利さや使い易さが重要になる。

●現在、マイナポータルのログイン時にカードが必要であったりパスワードの初期化も自治体窓口や専用アプリで対応しなければならず不便が多い。

委員会での浅野の発言要約

「マイナンバーカードやマイナポータルを使い続けていただくためのユーザビリティ（使い易さ）の改善について考えを伺う。」



政府の答弁要約

「今後はマイナンバーカードのスマートフォンへの搭載も目標としており、ユーザインタフェース（UI）、ユーザーエクスペリエンス（UX）を常に意識して改善していく。」



第二百八回国会
衆議院

内閣委員会議録　第十七号

令和四年四月八日（金曜日）
午前九時開議

出席委員
委員長　上野賢一郎君
理事　井上　信治君　理事　工藤　彰三君
理事　平　将明君　理事　藤井比早之君
理事　中谷　一馬君　理事　森田　俊和君
理事　森山　浩行君　理事　足立　康史君
理事　國重　徹君
赤澤　亮正君　伊東　良孝君
石原　宏高君　金子　俊平君
小寺　裕雄君　杉田　水脈君
鈴木　英敬君　髙木　啓君
永岡　桂子君　平井　卓也君
平沼正二郎君　松本　尚君
宮路　拓馬君　宗清　皇一君
山田　賢司君　吉川　赳君
和田　義明君　大串　博志君
堤　かなめ君　本庄　知史君
山岸　一生君　阿部　司君
浅川　義治君　堀場　幸子君
河西　宏一君　平林　晃君
浅野　哲君　塩川　鉄也君
緒方林太郎君　大石あきこ君

国務大臣（消費者及び食品安全担当）　若宮　健嗣君
内閣府副大臣　大野敬太郎君
総務副大臣　田畑　裕明君
文部科学副大臣　田中　英之君
農林水産副大臣　武部　新君
防衛副大臣　鬼木　誠君
内閣府大臣政務官　小寺　裕雄君
内閣府大臣政務官　宮路　拓馬君
内閣府大臣政務官　宗清　皇一君
外務大臣政務官　本田　太郎君
財務大臣政務官　藤原　崇君
政府参考人（内閣官房内閣審議官）　松田　浩樹君
政府参考人（内閣官房内閣審議官）　内山　博之君
政府参考人（内閣府大臣官房総合政策推進室室長）　笹川　武君
政府参考人（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官）　覺道　崇文君
政府参考人（内閣府子ども・子育て本部統括官）　藤原　朋子君
政府参考人（警察庁警備局警備運用部長）　安田　浩己君
政府参考人（デジタル庁統括官）　楠　正憲君
政府参考人（デジタル庁統括官）　村上　敬亮君
政府参考人（デジタル庁審議官）　山本　和徳君
政府参考人（総務省大臣官房審議官）　阿部　知明君
政府参考人（総務省自治行政局選挙部長）　森　源二君
政府参考人（出入国在留管理庁出入国管理部長）　丸山　秀治君
政府参考人（外務省大臣官房審議官）　徳田　修一君
政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　坂本　修一君
政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　原　克彦君
政府参考人（文部科学省科学技術・学術政策局科学技術・学術総括官）　寺門　成真君
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　大坪　寛子君
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　本多　則惠君
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　榎本健太郎君
政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　澤井　俊君
政府参考人（経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長）　佐藤　悦緒君
政府参考人（資源エネルギー庁資源・燃料部長）　定光　裕樹君
政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）　松山　泰浩君
政府参考人（中小企業庁事業環境部長）　飯田　健太君
政府参考人（国土交通省航空局次長）　海谷　厚志君
政府参考人（国土交通省航空局航空ネットワーク部長）　五十嵐徹人君
政府参考人（防衛省防衛政策局次長）　大和　太郎君
内閣委員会専門員　近藤　博人君

国務大臣（内閣官房長官）（ワクチン接種推進担当）　松野　博一君
国務大臣（デジタル大臣）　牧島かれん君
国務大臣（国家公安委員会委員長）　二之湯　智君
国務大臣（新型コロナ対策・健康危機管理担当）（全世代型社会保障改革担当）（経済財政政策担当）　山際大志郎君

四月八日
理事中谷一馬君同日理事辞任につき、その補欠として森田俊和君が理事に当選した。

本日の会議に付した案件
理事の辞任及び補欠選任
政府参考人出頭要求に関する件
内閣の重要政策に関する件
公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件
栄典及び公式制度に関する件
男女共同参画社会の形成の促進に関する件
国民生活の安定及び向上に関する件
警察に関する件

○上野委員長　これより会議を開きます。
理事の辞任についてお諮りいたします。
理事中谷一馬君から、理事辞任の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○上野委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいたします。
ただいまの理事の辞任に伴い、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じますが、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○上野委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
それでは、理事に森田俊和君を指名いたしま

いるものに、船舶である、飛行機である、そういうものに対して移して、それで実際の運用をしているということをお伺いをいたしました。

私、これを聞いて深刻だなと思ったんですよね。実際に自衛隊が持っている装備の数よりも、本当に動くものというのが実はもっと少ないんじゃないか、この共食い整備をやることによって。これは、予算の面、そして運用の面もあると思うので、是非解消をしていただければというふうに思うんですよね。

予算をつけたからといってすぐにこれが解消するわけじゃない、実際には部隊の運用とかもたくさんあるのでそう簡単ではないですけれども、鬼木副大臣から、元気の出る、力のある答弁をお願いしたいと思います。副大臣。

○鬼木副大臣　現大綱、中期防においては、各種事態に即応し、実効的に対処するために、持続性、強靱性の強化を図り、取得した装備品に係る高い可動率の確保のため、装備品の維持整備に必要十分な経費を確保するなど、各種施策を推進することとされております。

このため、装備品の部品取得や修理役務といった維持整備に必要な経費について、前中期防における平均額と比べて現中期防の平均額は約二六％増額することとしております。これにより、議員御指摘の共食い整備も局限していきたいと考えております。

今後とも、あらゆる事態に即応し、実効的に対応していくため、必要な維持整備費の確保、装備品の可動確保のための施策をしっかりと推進してまいります。

○緒方委員　終えさせていただきたいと思いますが、これは結構重要なテーマでありますので、与党の皆様方も、党内の議論も含めて、是非意を用いていただければというふうに思います。

それでは、終えさせていただきます。ありがとうございました。

○上野委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

よろしくお願いいたします。

今日は私も十分しか時間がございませんので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず、本日は、子供のワクチン接種について質問をさせていただきたいと思います。

今年の三月から、五歳から十一歳を対象とする小児接種がスタートいたしました。十一歳以下と十二歳以上ではワクチンの種類や接種の量が異なり、また受付の窓口も異なっている場合があると聞いております。十一歳以下の接種は、専用窓口や医療機関の指定、そして集団接種対応などを実施する自治体が多くなっておりますが、十二歳以上の接種については、それ以上の年齢層の方々と同一の窓口、また医療機関に各自で問い合わせ、接種をするケースが多いというふうに聞いております。

つまり、今十二歳の子供たちは、誕生日によってどちらの制度で接種をするかというのが異なっていまして、しっかり接種が進んでいるのかどうか、ちょっと懸念をしております。

まず、厚労省に確認をさせていただきたいと思いますけれども、十二歳の子供たちの接種機会、しっかり確保されていますでしょうか。悪影響はありませんでしょうか。

○大坪政府参考人　お答え申し上げます。

今お尋ねありました五歳から十一歳の新型コロナワクチンの接種、本年二月の末に開始したところでございまして、お誕生日を迎えて新たに十二歳になられた方を含めて、一回目、二回目の接種をまだ受けていない方に対しましても、接種の機会を引き続き確実に用意していただきますよう、自治体の説明会や手引などでお願いをしてきたところでございます。

これは累次にわたってお願いをしているところでございまして、引き続き、自治体と緊密に連携してまいりたいと考えております。

○浅野委員　自治体に対しては、そういった国からの連絡が行き、各自治体のホームページを見ますと、この小児接種に対する注意喚起あるいは情報提供がされていることは確認をしておりますが、それがしっかりと成果に結びついているかというところを確認させていただきたいと思います。

現在十二歳の子供の接種率をほかの年齢の子供たちと比べたときに有意な差があるのかないのか、ファクトベースで御回答いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○内山政府参考人　お答えいたします。

接種実績に基づきます接種率は、十歳刻みの年齢階級ごとを基本に集計、把握をしているところでございまして、御指摘の十二歳を含む十二歳から十九歳の接種率は、四月四日時点で、一回目が約七七％、二回目が約七六％でございます。

御指摘の十二歳、いわゆる一学年の接種率につきましては、一歳刻みで集計するためにはシステム改修等も必要でございまして、十二歳、一学年に限定した接種率につきましては、現時点では把握していないところでございます。

○浅野委員　私も事前のレクでそのことを知ったんですけれども、やはり、そういう集計の仕方というのは問題があるのではないかなというふうに思うんですね。

今、内閣官房、内閣府でも、コロナの各種施策の効果をどう評価するかという議論をしているんだと思いますけれども、年齢ごとの、しっかりそういった実態を把握する手段がない中で、じゃ、学校、子供たちといっても、大学生、高校生、中学生とたくさん場所がありますし、それぞれでどのような傾向になっているかというのをしっかりと把握する上で、やはりこういった情報は大事だと思いますので、システム改修が必要ならシステム改修をすればいいと思いますので、是非、政府にはそれを求めていきたいというふうに思います。

時間の関係から次の質問に移らせていただきますが、今度は、マイナンバーについて大臣にお伺いをしたいと思います。

三月の二十八日から、マイナポータルからの公金受取口座の登録申請などが開始をされております。令和四年度中には、各種給付金の手続時に口座情報の照会や入力が不要となるという予定だと聞いておりまして、これは期待をしております。

政府は、以前、デジタル・ガバメント実行計画というものの中で、主要ライフイベントである引っ越し、介護、死亡、相続、こういった分野でまずワンストップサービスを先行して始めるというような方針を出しておりました。ただ、現状、それが進んでいるようには私からは見えません。

今回、マイナポータル上の情報をほかの行政機関の情報システムと連携をさせるようなことも考えていらっしゃるということなんですけれども、それがしっかり行われているのか、今の状況。あるいは、これはちょっと通告できていないんですけれども、先ほど言った、以前定めた引っ越しや介護、死亡、相続について、いつ頃からの開始を目指しているのか。これは大臣じゃなくて参考人の方でも構いませんが、是非御答弁いただければと思います。

○牧島国務大臣　まず、引っ越しや介護、死亡、相続などライフステージにおいて大変手続が多くて、役所に行って大変な思いをしている方たちの声というのを私たちとしても伺ってまいりました。

自治体によっては、書かない窓口ですとか、住民の皆様のこうした御負担を減らすための工夫をされている自治体も出てきていますし、デジタル田園都市国家構想実現会議の中でも、そうした取組を進める自治体も増えてきているというふうには理解しております。

公金受取口座については、御紹介いただいたとおり、先月二十八日から、マイナポータルからの口座の登録が可能になりました。今年度中に円滑に利用開始できるように、各行政機関等で登録された公金受取口座への給付を行うこと、システムの整備の準備を進めているところでございます。この口座情報の利用が開始すれば、法令に基づいて、デジタル庁から各給付事務を所管するほかの

行政機関に公金受取口座情報を提供することが可能となってまいります。

各給付事務において公金受取口座を受取口座とする場合は、例えば、公金受取口座の変更をしたらば、手続の簡素化が実現できるといったようなところも可能になってまいりますし、さらに、これらの実現に当たって、各給付金事務を所管する各行政機関のシステム改修、手続の改正が必要になってくるんですけれども、デジタル庁としては、公金受取口座情報が利用されて国民の利便性の向上が図られるように、各行政機関に働きかけていくということを私どもの務めとして今行っているところでございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

ちょっと質疑とは関係ないんですけれども、今日、大臣、タブレットで答弁をされておりますが、いつからそれはされているんでしょうか。

○牧島国務大臣　参議院の方でもタブレット、パソコンでの委員会の答弁が今週から可能になってまいりまして、そうしたものに倣いまして、先に参議院の方がさせていただいたんですけれども、大変私どもとしては使い勝手がよいなというふうな実感がございましたので、お許しをいただいて、衆議院の方でもタブレットでの答弁をさせていただいているところでございます。

○浅野委員　質問通告にない質問で失礼いたしましたが、私も以前からこのタブレットを使って質問させていただいていますので、ペーパーレス化の議論、現在衆議院の中でも前進が図られておりますけれども、こういったIT機器の活用についても、大臣、是非推進していただきたいと思います。

最後の質問に移りたいと思いますが、マイナポータルのユーザビリティーについてちょっと質問をさせていただきたいと思います。

今、マイナポイントの付与事業第二弾の申込みが行われておりまして、健康保険証としての利用申請あるいは公金受取口座の登録をすると、それぞれ七千五百円相当のポイントが付与される、こういった事業なんですが、やはり、こういう経済的インセンティブで登録者を増やすというのは、それは一つの手法としていいと思うんですけれども、登録した後、使われなければ意味がないとも思います。

私が、このマイナポータル、自分も登録して使ってみたところ、やはり幾つか不便な点があるんですね。例えば、ログインするときに毎回カードを当てて承認をしなければいけないということであったり、あるいは、パスワードをもし忘れてしまったりしてリセットをかけるときに、一々自治体の窓口に行かなければいけないとか専用アプリを使わなければいけないとか、かなり不便なところが多くて、そこまで考えたときに、やはりいわゆるデジタルデバイドの問題なんかも表面化してくるんじゃないかなというふうに思います。

登録者を増やすのはいいんだけれども、使い続けていただくためのユーザビリティーの改善というものを大臣が今どのように御認識されているのか、最後に伺いたいと思います。

○牧島国務大臣　ユーザビリティーの改善というのは、随時行わなければならない、そして意識をしておかなければならない大事な御指摘だと思っています。

公金受取口座の登録、私自身させていただいたとき、約二分ぐらいでできたなというふうに思っていますが、UI、UX、常に改善していくこと、そして、今後はスマートフォンの搭載という目標もございますので、そうしたものを視野に入れながら常に努力をしていきたいと存じます。

○浅野委員　是非、ほかの大臣にもタブレット端末を使っての答弁が広がることを期待申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○上野委員長　次に、塩川鉄也君。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

今日は最初に、保育士、学童保育指導員の賃上げ政策の進捗状況についてお尋ねをいたします。

月額三%、九千円の賃上げを図るという保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の申請状況ですけれども、申請しなかった自治体数、申請した自治体数、申請した自治体数のうち公立施設を対象に含めて申請した自治体数がそれぞれ幾つかをお答えください。

○藤原政府参考人　お答え申し上げます。

今般の保育士等の処遇改善に係る補助金でございますけれども、三月四日までに保育所、幼稚園等について申請があった市町村数、千四百五市町村となってございます。全市町村の数が千七百四十一でございますので、その時点で申請がなかった市町村数は三百三十六となっております。また、公立保育所について申請があった市町村数は四百七十四市町村となっております。

○塩川委員　全市町村のうち申請自治体は約八割です。二割近くが申請をしておりません。公立施設の申請は全自治体の三割に届かない。七割以上の自治体が申請していないということであります。

続けて、放課後児童支援員処遇改善臨時特例事業の申請状況についても、同様に、申請しなかった自治体数、申請した自治体数、うち公立施設を対象に含めて申請した自治体数が幾つかを教えてください。

○藤原政府参考人　お答え申し上げます。

放課後児童支援員等の処遇改善に係る補助金につきましては、同じく三月四日までに放課後児童クラブについて申請がありました市町村数で申し上げますと、千九十九市町村となっております。全市町村の数は千七百四十一でございますので、申請がなかった市町村数は六百四十二となっております。また、公立の放課後児童クラブについて申請があった市町村数は三百三十八市町村となっております。

○塩川委員　申請自治体数が全体の六割。四割近くが申請をしておりません。公立施設の申請は全自治体の二割に届かないということで、八割以上の自治体が申請していないということです。

保育士や放課後児童支援員、それぞれ、都道府県別の特徴がどうなっているとかは分かりますか。

○藤原政府参考人　先ほどお答え申し上げました申請状況に係る市町村数でございますけれども、その時点までの令和三年度分の申請があった市町村数をお答え申し上げたわけです。

この交付金の申請につきましては、市町村から国に対する申請につきましては、令和四年度に三年度分も含めて交付申請を行うことも可能としており、今後、追加で申請をする市町村もあるというふうに見込んでおります。

このため、現時点で都道府県ごとの市町村数ですとか特徴について申し上げることは難しいかなというふうに考えております。

○塩川委員　現時点での都道府県別の実施自治体、都道府県別でいいですから、実施自治体の一覧表というのは、後でいいんですけれども、出していただけますか。

○藤原政府参考人　都道府県ごとの市町村数をというふうなお尋ねでございました。

以前から御説明申し上げておりますように、この交付金の取扱いについて、例えば概算による申請も可能であるということ、それから四年度に三年度分も含めて交付申請を行うことも可能というふうな柔軟な取扱いをしております。

こうした柔軟な取扱いをしているがゆえに市町村の状況は様々ございまして、概算による交付申請を行っている市町村もあれば、一定の時期までに各保育園等から補助金の申請があったものについてまず国に交付申請をし、残り分はまた改めてというふうな市町村もあれば、四年度に追加で国に申請しようというふうな市町村、様々あるように承知をしております。

こういうふうな状況でございますので、三月四日の時点での申請状況について都道府県別の市町村数をお示しするということは差し控えたいと思っておりますが、まずは、四年度に三年度分も申請をするということができることになっておりますので、そちらの方の手続について、しっかり

2022年4月15日
内閣委員会
（質疑要旨）

レベル4自動運転サービスの許認可制度について

2022.4.15（Fri）内閣委員会（道路交通法の一部を改正する法律案に対する質疑）

現状・課題意識

●本法案により、地域を限定した無人自動運転移動サービスの許認可制度が設けられる。

●自動運転の普及は、都市部では渋滞の緩和や交通事故の削減、輸送の効率化、地方では高齢化・過疎地域における交通手段の維持・確保が期待されている。

●一方、事業の採算性や市場発展性がなければ、事業者の参入が難しい側面もある。

委員会での浅野の発言要約

「許認可制度が事業者の参入市場を狭めてはいけないと考えるが、公安委員会の考えを伺う。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「現状想定している自動運転サービスは、円滑な交通に支障を及ぼす恐れがあることから、地域住民の利便性の向上に役立つか、福祉の向上に資するかということを許可基準としている。」


二之湯大臣

事業内容の変更に伴う再申請について

2022.4.15（Fri）内閣委員会（道路交通法の一部を改正する法律案に対する質疑）

現状・課題意識

●本法案では、事業者が一度許可を得た後で、走行ルートや事業規模拡大等の変更を行う場合、再度許可を得ることが原則となっている。

●一方で軽微な変更については、届出でよいとしている。

●事業者の負担軽減の観点から、どのような変更の場合に許可／届出となるのか、明確に示すことが重要。

委員会での浅野の発言要約

「事業者の立場からすると、どのような変更であれば届出で済むのか、基準を明確に示していただきたい。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「届出で足りる事項については、内閣府令で定めることとしており、例えば、特定自動運行を管理する場所の連絡先を変更する場合等、具体的なものとなるよう検討していく。」


二之湯大臣

2022年4月15日
内閣委員会
（質疑要旨）

審査における首長の意見について

2022.4.15（Fri）内閣委員会（道路交通法の一部を改正する法律案に対する質疑）

現状・課題意識

●本法案では、自動運転サービスの許可を審査する中で、都道府県公安委員会は運行経路が含まれる市区町村の首長の意見を聴くことが定められている。

●自治体には、安全な地域環境、交通環境を保持する社会的責務があるが、一方で営業の自由も守られる必要がある。

委員会での浅野の発言要約

「審査で首長の意見を聴く目的は何か。首長が意見した内容に法的効力が発生するのか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「地域住民の利便性、福祉の向上に資することが許可条件となっているため、公安委員会が総合的に判断する際、地域住民の声が必要になると考えている。許可にあたり首長の同意は必要ない。」



二之湯大臣

第二百八回国会　衆議院　内閣委員会議録　第十九号

令和四年四月十五日（金曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長	上野賢一郎君		
理事	井上　信治君	理事	工藤　彰三君
理事	平　将明君	理事	藤井比早之君
理事	森田　俊和君	理事	森山　浩行君
理事	足立　康史君	理事	國重　徹君
	伊東　良孝君		石原　宏高君
	加藤　竜祥君		金子　俊平君
	小寺　裕雄君		杉田　水脈君
	鈴木　英敬君		髙木　啓君
	永岡　桂子君		西田　昭二君
	平井　卓也君		平沼正二郎君
	松本　尚君		宮路　拓馬君
	宗清　皇一君		盛山　正仁君
	山田　賢司君		吉川　赳君
	和田　義明君		大串　博志君
	堤　かなめ君		中谷　一馬君
	本庄　知史君		山岸　一生君
	阿部　司君		浅川　義治君
	堀場　幸子君		河西　宏一君
	平林　晃君		浅野　哲君
	塩川　鉄也君		緒方林太郎君
	大石あきこ君		

国務大臣（国家公安委員会委員長）		二之湯　智君	
デジタル副大臣		小林　史明君	
総務副大臣		田畑　裕明君	
経済産業副大臣		細田　健一君	
内閣府大臣政務官		小寺　裕雄君	
内閣府大臣政務官		宮路　拓馬君	
内閣府大臣政務官		宗清　皇一君	
法務大臣政務官		加田　裕之君	
厚生労働大臣政務官		深澤　陽一君	
国土交通大臣政務官		木村　次郎君	
政府参考人（警察庁交通局長）		楠　芳伸君	
政府参考人（総務省大臣官房地域力創造審議官）		馬場竹次郎君	
政府参考人（総務省大臣官房審議官）		川窪　俊広君	
政府参考人（総務省自治行政局選挙部長）		森　源二君	
政府参考人（法務省大臣官房審議官）		保坂　和人君	
政府参考人（外務省大臣官房参事官）		北村　俊博君	
政府参考人（財務省大臣官房審議官）		江島　一彦君	
政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）		出倉　功一君	
政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）		木原　晋一君	
政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）		柴田　敬司君	
政府参考人（資源エネルギー庁資源・燃料部長）		定光　裕樹君	
政府参考人（国土交通省大臣官房審議官）		倉野　泰行君	
政府参考人（国土交通省大臣官房技術審議官）		渡邉　浩司君	
政府参考人（国土交通省自動車局次長）		野津　真生君	
内閣委員会専門員		近藤　博人君	

委員の異動

四月十五日

補欠選任

盛山　正仁君

西田　昭二君

加藤　竜祥君

辞任

赤澤　亮正君

金子　俊平君

山田　賢司君

同日

辞任

加藤　竜祥君

西田　昭二君

盛山　正仁君

補欠選任

山田　賢司君

金子　俊平君

赤澤　亮正君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第五二号）（参議院送付）

○上野委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として、お手元に配付いたしておりますとおり、警察庁交通局長楠芳伸君外十三名の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上野委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○上野委員長　これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。金子俊平君。

○金子（俊）委員　おはようございます。自由民主党の金子でございます。

本日は、道路交通法の一部を改正する法律案の質疑に関しまして質問の機会をいただきました。委員長始め理事の皆様方に感謝を申し上げます。早々ではありますけれども、質問に入らせていただきます。

今回の法改正、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード、それから免許の改正、また、レベル4、自走ロボット等々、幾つか目玉があると思いますけれども、十五分でありますので、いわゆる電動キックボードに関してのみ質問をさせていただきたいというふうに思います。

先日、理事の皆様方のお計らいで、委員会の視察として、会館の地下駐車場にてキックボードの展示と試乗に私も参加をさせていただきました。まず、そのときの体験も踏まえて質問をさせていただきたいというふうに思います。

六キロと二十キロと、二パターン準備をしていただいていたというふうに思います。六キロであれば、今回例外的に歩道を、自転車と同じということで走行を認めるようでありますけれども、まず気になった点は、性能がいいからなのかもしれませんけれども、非常に静かなんですね。びっくりするぐらい静か。ちょっとふらつくということもありましたけれども、これは慣れの問題だというふうに思います。

車道を走るプリウスでさえ、その後、音をあえて歩行者のためにつけるというような対処をされたというふうに理解をしておりますけれども、今回の歩道を走るキックボードに関して、運用上の問題だろうと思いますけれども、今後どういうような対処をしていくおつもりがあるのか、若しくは今御検討されているのか。

それから、スピードメーターが義務化される予定は今のところないというふうにお伺いしたと私は理解していますけれども、そもそも、モードを切り替えることによって、車道を走ること、歩道を走るように切り替えられるようになっています

そして、与党も、補正をするのかしないのか、予備費をどうするのか、迷走しています。ちょっと、余りあれですが。

審議官、そういう中で、今、二十五円上限の補助金があるのに、二十五円の当分の間税率を課しているんですね。税金を、当分の間という中途半端な、よく分からない形で税を課した上で、同じ額の税金を課している。国民は、ばかじゃないかと思っているわけです。

私は、二十五円、二十五円なんだから、そろそろ、二十五円をこれからも突破していく、すぐにこの原油高騰が収まりそうにもない中で、しっかりと、この当分の間という何かよく分からないやつを早くやめて、当分の間税率は廃止をして、そして、改めて石油諸税の在り方について抜本的に検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○江島政府参考人　お答えいたします。

揮発油税等の燃料課税につきましては、昭和四十九年度以来、道路財源の充実等の観点から、五年間等の暫定措置として本則よりも高い税率が設定されて、その後、道路整備計画も踏まえて、期限を迎えるごとに引上げないし延長されてきたところでございます。

こういったいわゆる暫定税率は、平成二十一年に道路特定財源制度が廃止されたことを踏まえまして、平成二十二年度税制改正において廃止することとされました。しかしながら、一方で、地球温暖化対策の必要性や厳しい財政事情を踏まえまして、検討が行われた結果、それまでの税率が維持され、当分の間税率とされたものと承知しております。

当分の間税率の在り方につきましては、こういった過去の経緯や現在の状況を踏まえ検討すべきであると考えておりますが、その廃止という御指摘でございますが、今ほど申し上げました地球温暖化対策の必要性、そして厳しい財政事情を踏まえますと、慎重であるべきと考えております。

○足立委員　質問を一個忘れていました。済みません。

経産省もお越しいただいていますが、まさに今あった地球温暖化対策、これは、カーボンプライシング等、そうした本格的な脱炭素戦略の中で議論すべきだと思うんですが、いかがですか。

○木原政府参考人　お答え申し上げます。

カーボンプライシングの本質は、企業の排出削減に向けた行動変容を促進することでありまして、成長に資するという観点が重要だと考えております。

こうした観点から、産業競争力の強化やイノベーション、投資促進につながるのか、政府内で幅広く検討しておりまして、まずは、自主的かつ市場ベースのカーボンプライシングを促進することが政府の方針となっております。

経済産業省では、この方針を踏まえ、野心的な削減目標を掲げる企業が自主的に排出量の取引を行うGXリーグ、グリーントランスフォーメーションリーグを二〇二三年度に本格稼働させるため、具体化に向けた検討を進めております。

このGXリーグの基本構想に対して、CO_2を多く排出する産業を含め、幅広い業種から四百四十社の賛同をいただいております。これらの賛同企業によるCO_2排出量は、総計で約三億二千万トン、日本全体の排出量の約二八％以上に相当しまして、家庭部門等への電力供給に伴う排出を加味すると四割以上を占めることとなります。これは、諸外国の制度と比べても遜色のないレベルでございます。

企業におけるカーボンニュートラルに向けた投資や成長と排出削減が両立するような、実効性のある枠組みにしてまいります。

なお、排出量取引や炭素税に関しましては、このGXリーグにおける取組の進捗も踏まえつつ、専門的、技術的な議論を進めてまいりたいと思います。

○足立委員　時間超過しまして、恐縮でした。

日本維新の会としては、包括的な経済対策、成長戦略を打ち出し、実行していくことをお誓いして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○上野委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。本日もよろしくお願いいたします。

私、国会議員になる前は、自動車に使われる半導体センサーの研究開発というのをやっておりまして、用途としては、車両制御であったり、あるいは、将来的には自動運転の実現、機構部品として使われるようなものでありました。今日は、道路交通法の改正で、レベル４の自動運転についてのものが含まれる法案ということで、個人的にも大変喜ばしく思っているところでございます。

今日は、この自動運転について、限られた時間ではありますが、大臣に質問させていただきたいと思います。

我々国民民主党、この法案には賛成の立場でございますが、今日は、今後の国内における自動運転サービスの発展性をよりしっかりと確保したい、その思いから何点か御質問いたします。

まず、このレベル４の自動運転サービスに関する許可制度を今回創設するというものになっておりますが、自動運転の用途としては、地域別で見ますと、大都市部では渋滞の緩和や交通事故を削減する効果が期待されていたり、あるいは、都市間交通、輸送の効率化が期待されていたり、あるいは、地方に行けば、高齢化した地域や過疎地域における交通手段の維持、確保、こういった期待がされているわけであります。

ただ、こういった非常に期待の集まる技術なんですが、実際、実態、現実的な経済の現場では、事業の採算性やあるいは市場発展性というものがなければ事業者の立場からなかなか投資ができない、こういった側面があるのも現実であります。

少しドイツの事例を御紹介しますと、ドイツは昨年道交法を改正して、一足早くレベル４の自動運転を導入した国でありますが、ドイツにおいては、都市部とか地方、様々なエリアでちゃんと活用できるようなことを想定した法整備がされているというふうに聞いています。

そこで質問なんですが、今回、日本でも幅広いマーケットでこの自動運転サービス、普及されることが期待されていますけれども、この法案では、制度として、許可制度を導入することになっています。事業者が参入する市場をいたずらに狭めることがないようにしなければいけないと思っているんですけれども、公安委員会として、この点、どのように考えているのか、大臣の見解を伺いたいと思います。

○二之湯国務大臣　今回の改正案では、現在の技術水準を踏まえて、運転自動化のレベル４に相当する運転者がいない状態での自動運転のうち、非常に地域が限定される遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスを念頭に置いているわけでございます。

このようなサービスは、現状においては円滑な交通に支障を及ぼすおそれがあることから、特定自動運行による人又は物の運送が地域住民の利便性の向上に役立つのか、福祉の向上に資するのかということが一つの許可基準となっているわけでございます。このため、このような許可基準に適合するのであれば、限定地域における高速道路を一部利用した特定自動運行やトラックによる物流サービス、あるいは自家用車による有償旅客サービスも対象になると考えております。

いずれにいたしましても、今後の技術開発の状況を踏まえつつ、引き続き必要な検討を進めるよう、警察を指導してまいりたいと思っております。

○浅野委員　やはり、許可制度でございますので、その利便性に資するかどうか、そういった基準を踏まえて今後の判断ということですけれども、是非、今後許可制度の具体的中身を検討する際には、自動運転サービス、この産業分野の将来的な発展性、これがないと事業の継続性というのはなかなか維持できません。地方においては実証実験的に、無人型の移動手段、電動カートなどを使って試行されてはおりますけれども、やはり採算性が合わずに、これは継続ができないという判

断に至っているところもあると聞いておりますので、この部分、しっかりと政府の中でも制度設計の中に取り込んでいただきたいというふうに思います。

続いての質問ですけれども、この法律では、事業者が一旦許可を取った後に、何らかの理由で、その許可の内容を変更したい、例えばルートを変更するですとか、あるいは事業の規模を拡大するですとか、そういった場合に、もう一度許可を取ることが原則なんですけれども、ケースによっては届出だけで済む場合がある、こんな仕組みが用意されているというふうに聞いております。

これも、事業者の立場からすると、どういう基準であれば届出で済むのかどうか、この辺りを明確に示してほしいという声があるんですが、この点、大臣にお伺いしたいと思います。

○二之湯国務大臣　今回の改正案では、特定自動運行の経路など、特定自動運行計画に記載された事項を変更する場合には、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととしておりますが、例外として、軽微な変更については届出で足りることといたしております。

届出で足りる事項については内閣府令で定めることとしておりまして、例えば特定自動運行を管理する場所の連絡先を変更する場合などを定めることを検討いたしております。

委員御指摘のとおり、いかなる場合が届出で足りるかを明確に示すことは、事業者の負担の軽減の観点から大変重要なことと考えておりますので、内閣府令を定めるに当たっては、できるだけ具体的なものとなるように警察を指導していきたい、このように思っております。

○浅野委員　やはり許認可の予見可能性というのは非常に大事ですから、その点、よろしくお願いいたします。

最後の質問になるかと思いますが、今回、許可をするかどうかを審査する中で、公安委員会は、運行経路が含まれる市町村の長の、いわゆる首長の意見を聞かなければならないというように法令で定められる予定となっておりますが、なぜ首長の意見を聞かなければいけないのか、その理由と目的を教えていただきたいと思います。さらには、首長が意見した内容というものに法的効力が発生するのかどうか、この点も併せてお答えいただきたいと思います。

どういう問題意識かというと、やはり原則として、安全な地域環境、交通環境を保持する社会的な責務というのは国とか自治体にあるとも思いますけれども、一方で、営業の自由というものも守られるべきだと思っております。

首長の意見の効力の大きさというのがこれらのバランスに影響するというふうに思いますので、その観点から質問いたします。よろしくお願いします。

○二之湯国務大臣　今回の改正案では、限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスを念頭に置いているわけでございます。

このようなサービスは、現状においてはその地域の円滑な交通に支障を及ぼすおそれがある、こういうことでございますから、地域住民の利便性の向上、あるいは福祉の向上に資する、そのどちらかを、比較衡量して、それを許可条件と公安委員会はしているわけでございます。

そこで、都道府県公安委員会がそのような総合的な判断をするに当たって、やはり地域住民の人々の意見を聞かないかぬ、首長さんも当然地域住民の意見を聞く、こういうことになっておりまして、いわゆる市町村長の同意が必要、こういうことになっているわけでございます。

事業者の方も大変でございますから、この制度が円滑に運用されるように警察を指導していきたい、このように思っております。

○浅野委員　自動運転技術というのは、本当に日本が誇るすばらしい技術分野であります。これからこの自動運転サービスというものが日本でどんどん開発され、そして世界をリードしていくことを期待して、質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。（二之湯国務大臣「委員長、済みません、一言だけ」と呼ぶ）

○上野委員長　では、二之湯国家公安委員長、簡潔にお願いします。

○二之湯国務大臣　今、市町村長の同意と申しましたけれども、同意は必要ない、こういうことでございますので。

○浅野委員　ありがとうございました。

○上野委員長　次に、塩川鉄也君。

日本共産党の塩川鉄也です。

道路交通法改正案の質疑に当たりまして、まず二之湯国家公安委員長にお尋ねをいたします。

この道路交通法改正案について、閣議決定の際の参考資料でもある法案要綱に三か所の間違いがありました。また、提案理由説明についても、先日の委員会の場で誤りが明らかになりました。極めて重大であります。国民に権利義務を課す法案の審議だからこそ、国民の代表機関である国会での慎重な審議、議決が求められます。その審議に付す法案及び関連資料に誤りがあってはなりません。誤りがあれば、直ちに国会、国民に報告をし、是正することが必要であります。

今回の度重なる事態について、警察組織を監督する国家公安委員長としてどう受け止めておられるか、お尋ねします。

○二之湯国務大臣　要綱や提案理由説明の原稿に誤りがあったことを始め、警察庁の対応に不手際があったことは大変遺憾であり、おわびを申し上げたいと思います。今後、このような、同じような誤りが発生しないよう、警察庁を指導してまいります。

○塩川委員　警察庁が議員に対して道路交通法改正案の審議スケジュールの案のメモを出すなど、考えられない、あってはならないことなども起こっております。猛省を促すものであります。

そこで、まず電動キックボードについてお尋ねをいたします。

電動キックボードは、原付の交通ルールを適用し、免許必要、ヘルメット着用義務、車道通行ということでした。今回の法改正で、特定小型原動機付自転車としての電動キックボードについて、自転車と同様の交通ルールを適用し、免許不要、ヘルメット着用は努力義務、歩道通行可とするものであります。

原付の交通ルールを適用していたものが自転車と同様の交通ルールということになりますと、これはやはり道路交通安全対策の後退になりはしないかと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○二之湯国務大臣　現行の道路交通法では、電動キックボードは原動機付自転車に区分されまして、運転免許を必要とするなど、原動機付自転車としての交通ルールが適用をされておるわけでございます。

一方、その使用実態を見ますと自転車並みの速度でしか走行しないものもございまして、一般的な原動機付自転車と同様に扱うことが必ずしも適当ではない場合も認められるわけでございます。

そこで、性能上の最高速度や大きさが自転車と同程度のものを現行の原動機付自転車から切り出しまして特定小型原動機付自転車と定義して、そして自転車と同様の交通ルールを定めることとしたものでございます。

また、性能上の最高速度が歩道通行を認められた電動車椅子と同様に時速六キロメートル以下に制御できるものについては、例外として歩道を通行することができることとしております。

これらの改正案の内容は、道路交通法における原動機付自転車や自転車に関する規定の内容を踏まえつつ、特定小型原動機付自転車という車両の特性に応じて作成したものでございます。

○塩川委員　自転車と同様のルールを適用するんだという話ですけれども、自転車の場合に警察庁はこれまで車道の通行を原則としていました。電動キックボードの車道通行の必要性について、警察庁がこれまでどのように説明してきたかを確認したいと思います。

規制のサンドボックス制度に基づく第三者委員会として、革新的事業活動評価委員会、現在の新

2022年4月20日
内閣委員会
（質疑要旨）

自治体情報システム標準化　自治体システム標準化におけるコスト削減について

2022.4.20（Wed）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●全国約1,700の自治体は情報システムに毎年5,000億円以上支出しているとされる。

●政府は2025年度末を目標に、自治体の基幹業務（住民記録、地方税等）について、標準準拠システムへの移行を進めている。

●デジタル・ガバメント計画では自治体の情報システムの運用経費等について、2026年度までに2018年度比で3割の削減をめざすとしている。

委員会での浅野の発言要約

「3割の削減目標を具体的にどのように実現するのか。」



政府の答弁要約

「インフラ面では、クラウド環境利用による構築期間の短縮、メンテテナンス費用の削減、ソフト面では、従来の個別システムに応じたカスタマイズ対応を不要にし、運用コストを削減していく。」



自治体情報システム標準化　標準準拠システムの改修費用負担について

2022.4.20（Wed）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●国の法令改正等により自治体の事務に変更が生じた場合、これまでは自治体が所有するシステムを個別に改修する必要があった。

●今後、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムを利用することで、システム改修の手間やコストが削減されることが期待されている。

委員会での浅野の発言要約

「国の法令改正等に伴い標準準拠システムの改修が必要となった場合、その改修費用は国の負担となるのか、それとも自治体の負担となるのか。」



政府の答弁要約

「これまで自治体のシステム改修に要する経費については、国庫補助や地方財政措置等が講じられてきた。事務の性質や制度の見直し内容に応じて、関係府省庁とよく協議をしながら決めていく。」



2022年4月20日
内閣委員会
（質疑要旨）

自治体情報システム標準化　システム移行にかかる費用負担について

2022.4.20（Wed）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●2025年度末までのシステム移行にかかる費用は原則国が負担することとなっている。

●財源は、地方公共団体システム機構（J-LIS）のデジタル基盤改革支援基金として、1,826億円が措置されている。

●2025年度に移行作業が集中することで、事業者側の業務単価上昇等により、予算超過や事業者に対する無理な値引きが要求されることがないか懸念される。

委員会での浅野の発言要約

「十分な予算確保と柔軟な運用を前提に、自治体やITベンダーが無理なく取り組めるよう、デジタル庁には全体的な進捗管理をお願いしたいと考えるが、大臣の見解を伺う。」



政府の答弁要約

「今後、事業者等に対する調査や自治体の意見を伺い、適切な費用で円滑な移行へ向けた実務上の課題を整理した上で、本年夏までに標準準拠システムへの移行の在り方について定めていく。」



自治体情報システム標準化　小規模自治体に対するサポートについて

2022.4.20（Wed）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●自治体は大規模な政令指定都市から小規模な過疎地域の市町村までさまざまである。

●小規模な自治体では、情報システムを管理する組織が無かったり、人材不足により担当者が不在の場合が多い。

●このような自治体では、移行期のサポートだけでなく、通常時の運用についても支援が必要になると考える。

委員会での浅野の発言要約

「小規模な自治体が標準準拠システムへの移行や利用するにあたって、政府はどのようにサポートしていく考えか。」



政府の答弁要約

「総務省が作成した移行手順書を活用していただくとともに、都道府県が人材不足に対して支援する役割を担っていくことが重要。デジタル庁も技術的助言等を含めてしっかりとサポート体制を取っていく。」



2022年4月20日
内閣委員会
（質疑要旨）

自治体情報
システム標準化

ベンダーロックインの解消について

2022.4.20（Wed）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●政府はガバメントクラウド上の複数の標準準拠システムから自治体が選択して契約、運用することを想定している。

●さまざまなベンダーのシステムがガバメントクラウド上に構築されることで、競争環境が生まれて、コスト削減につながると考える。

●実際には、これまで使用してきた業務システムのクラウド化を希望する自治体も多い。

委員会での浅野の発言要約

「ベンダーロックインの解消に向けて、自治体が標準準拠システムを選択できるようにするためには、システムやアドオンの互換性確保が必要となるが、政府はどのように考えるか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「標準準拠システムは、国が定めるデータ要件や連携要件へ適合することが義務化されている。適合性の確認を厳格に行いつつ、課題の解消に取り組んでいく。」


牧島デジタル大臣

第二百八回国会　衆議院　内閣委員会議録　第二十号

令和四年四月二十日（水曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　上野賢一郎君

理事　井上　信治君　理事　工藤　彰三君

理事　平　将明君　理事　藤井比早之君

理事　森田　俊和君　理事　森山　浩行君

理事　足立　康史君　理事　國重　徹君

赤澤　亮正君　伊東　良孝君

石原　宏高君　金子　俊平君

小寺　裕雄君　杉田　水脈君

髙木　啓君　永岡　桂子君

長谷川淳二君　平井　卓也君

平沼正二郎君　松本　尚君

宮路　拓馬君　宗清　皇一君

山田　賢司君　吉川　赳君

和田　義明君　井坂　信彦君

大串　博志君　岡本あき子君

堤　かなめ君　本庄　知史君

山岸　一生君　阿部　司君

浅川　義治君　堀場　幸子君

河西　宏一君　平林　晃君

浅野　哲君　塩川　鉄也君

緒方林太郎君　大石あきこ君

議員　加藤　勝信君

議員　木原　稔君

議員　塩崎　彰久君

議員　中野　洋昌君

議員　岡本あき子君

議員　三木　圭恵君

国務大臣（内閣官房長官）　松野　博一君

国務大臣（デジタル大臣）　牧島かれん君

国務大臣（海洋政策担当）　二之湯　智君

国務大臣（少子化対策担当）（男女共同参画担当）（こども政策担当）　野田　聖子君

国務大臣（経済財政政策担当）　山際大志郎君

国務大臣（共生社会担当）　若宮　健嗣君

内閣府副大臣　赤池　誠章君

農林水産副大臣　中村　裕之君

内閣府大臣政務官　小寺　裕雄君

内閣府大臣政務官　宮路　拓馬君

内閣府大臣政務官　宗清　皇一君

外務大臣政務官　上杉謙太郎君

財務大臣政務官　藤原　崇君

文部科学大臣政務官　鰐淵　洋子君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　大矢　俊雄君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　川辺英一郎君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　柳樂　晃洋君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　岡本　宰君

政府参考人（内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室長）　谷内　繁君

政府参考人（内閣府大臣官房長）　宮地　毅君

政府参考人（内閣府政策統括官）　笹川　武君

政府参考人（内閣府男女共同参画局長）　林　伴子君

政府参考人（内閣府北方対策本部審議官）　伊藤　信君

政府参考人（内閣府総合海洋政策推進事務局長）　平岡　成哲君

政府参考人（内閣府国際平和協力本部事務局長）　久島　直人君

政府参考人（警察庁交通局長）　楠　芳伸君

政府参考人（警察庁警備局長）　櫻澤　健一君

政府参考人（デジタル庁統括官）　楠　正憲君

政府参考人（デジタル庁審議官）　山本　和徳君

政府参考人（デジタル庁審議官）　内山　博之君

政府参考人（総務省大臣官房審議官）　阿部　知明君

政府参考人（法務省大臣官房審議官）　堂薗幹一郎君

政府参考人（法務省大臣官房審議官）　保坂　和人君

政府参考人（外務省大臣官房審議官）　遠藤　和也君

政府参考人（外務省大臣官房審議官）　御巫　智洋君

政府参考人（外務省大臣官房参事官）　岩本　桂一君

政府参考人（外務省大臣官房参事官）　西永　知史君

政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　淵上　孝君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　川又　竹男君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　榎本健太郎君

内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

四月二十日

辞任　補欠選任

鈴木　英敬君　長谷川淳二君

堤　かなめ君　岡本あき子君

中谷　一馬君　井坂　信彦君

同日

辞任　補欠選任

長谷川淳二君　鈴木　英敬君

井坂　信彦君　中谷　一馬君

岡本あき子君　堤　かなめ君

四月十九日

子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（城井崇君外十一名提出、衆法第八号）

こども基本法案（加藤勝信君外十名提出、衆法第二五号）

子ども育成基本法案（三木圭恵君外二名提出、衆法第二七号）

こども家庭庁設置法案（内閣提出第三八号）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第三九号）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

こども家庭庁設置法案（内閣提出第三八号）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第三九号）

こども基本法案（加藤勝信君外十名提出、衆法第二五号）

子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（城井崇君外十一名提出、衆法第八号）

子ども育成基本法案（三木圭恵君外二名提出、衆法第二七号）

する組上に一歩も上っていないから、小指をかけてほしいんですよ。

今日の議論については厚労大臣と、だって、大臣室に入れると言っているんだから、閣僚同士で、これだけテーマになっているんだから話し合うと。ちょっと。

○牧島国務大臣　重く受け止めます。

まず、厚労省の方で大臣の方に、こうした御議論、また国民の皆様に高い関心を寄せられているということを御報告がされるものと確信しているところでございます。

○足立委員　ありがとうございます。とにかく頑張りましょう。

あと、経済対策が来週取りまとめられます。何かよく分からないですね。与党自民党さんは支援金だっけ、それから公明党さんは給付金だっけ、よく分からないんですけれども、何かそういう、現金を国民の皆様、困窮されている皆様にお配りするという提言がありますが、山際大臣のところでの御検討状況を教えてください。

○山際国務大臣　まだ検討中なので、検討状況の中身がこうだということを申し上げられる状況にはないんですけれども、現金給付に関しては、ちょっと正確性を期すために読みますけれども、総理からの指示で、コロナ禍において物価高騰等に直面する国民生活の不安を解消する観点から、困窮する方々の生活を守るべくセーフティーネットを強化する、この文脈の中で考えなきゃいけないということでございまして、もちろん現金給付も排除しておりません。なので、今それも全体併せて検討しているところです。

○足立委員　困窮されている方々を応援する方法は二つしかないと私は理解をしています。給付をするか、減税をするか。社会保険料とかいうことも含めた減税をするということになりますが、ちょっとその前に、どっちかだと思うんですね。

私たちは、一義的には消費減税をしたらいいという御提案を三月十五日からしていますし、あした、それを法案にしたものを国会に提出します。コストプッシュインフレに対応するための国民負担軽減法案というものを出しますが、その中核の一つは消費減税であり、特に軽減税率、食品ですね、軽減税率の引下げが核の一つですが、もう一つは原油高騰対策で、いわゆるガソリンや軽油の暫定税率の廃止、これをあしたの法案に盛り込んで提出をする予定でありますが、仮に、自民党も公明党も言っている給付というものが実現する場合には、これはいわゆる、平先生とか私たちが結構走り回って、私は余り役に立たなかったかもしれないけれども、牧島大臣も当時一緒になって、議員立法にも協力をしていただいたりしながら、最終的には政府の枠組みででき上がった公的給付支援等口座、これは自治体をかませなければ今でも使えるんですよ。もう相当数のマイナンバーカードが、五千五百万枚だったかな、あるわけですから、これを使わない手はないと私は思いますが、牧島大臣、どうですか。

○牧島国務大臣　公金受取口座の登録は、今既に登録マイナポータルを経由して始まっているところでございます。

ただ、システムの整備の準備を現状進めているところでございまして、今年度中には円滑に利用を開始できるようにというめどで動いております。

○足立委員　私も、私なりに詰めましたが、自治体をかませなければ、それから、もうちょっと言うと、線引きしなければ、一律給付であればすぐできるというのが私の今の政府の準備状況の理解です。まあ、それはもう質問しません。私は、どうせ高額所得者、高所得者は税金で返ってくるわけだから、だから、配るなら一律で配ったらいい、こういう提案を今日はしておきます。

その上で、やはり今必要なのは、ガソリン税の問題と、それから石油関連の税制の在り方と軽減税率、消費税が、まさにコストプッシュの物価高騰対策として私はふさわしいと思います。

藤原さん、いつもありがとうございます。藤原政務官は、答弁、すぱっとしていていいですよね。敬意を持って、いつも思っています。

消費減税をやろうといったら、基本的に日本はやらないわけですよ。財源の問題は、だって、財源というのは、恒久的な制度だったら財源の議論をせなあかんけれども、これは一時的な経済対策ですから、短期の経済対策に財源の議論は要りません。あとは、手間ですよ。事務負担。

でも、世界中で消費減税をやっているんですよ。特に、コロナのときに、イギリスは、感染防止用物品についてゼロ税率を適用、レストラン等における飲食の提供、適用税率を二〇パーから五パーに引き下げ、ドイツはレストラン等における食品の適用税率を一九%から七%に引き下げ、フランスはマスクや医療品について軽減税率五・五%を適用、イタリア、ぶらぶらぶらっと、ずっと、百か国ぐらい、付加価値税低減で国民生活を支えています。

なぜ、日本だけ事務負担、事務負担と言うのか。それは、消費税の課税の仕組み、あるいはシステム、これがやはり時代遅れだからなのかどうか、ちょっと御答弁ください。

○藤原大臣政務官　お答えします。

少々長くなりますが、ちょっとお話をさせていただきます。

諸外国の制度について詳細に把握をしているわけではありませんが、例えば、コロナ発生直後、二〇二〇年頃税率を引き下げたドイツやイギリスにおいては、付加価値税率変更の際、価格設定や価格変更のタイミングを事業者が自らの経営判断により比較的柔軟に判断をしております。税率の変更に伴って、事業者がある税率の切替えの日、その日に一律に価格を変更することはないため、値札の貼り替えやシステム改修などが一時期に集中することはなく、税率引下げ前の買い控えも生じにくいのではないかと考えております。

対して、日本においては、消費税は最終的に消費者に転嫁すべきものとの考え方の下、税率の変更に伴い税込み価格を直ちに変更する事業者が多いため、事業者には値札の貼り替えやシステム改修などの相応の準備が必要であることに加え、税率引下げ前に買い控えが生じやすいといった問題があると考えております。

○足立委員　それはどっちのシステムが優れているの。

○藤原大臣政務官　お答えいたします。

なかなか一義的にどちらが優れているというふうには申し上げづらいのですが、例えば、先ほど足立委員お話があった中で、令和二年の七月十六日、日本テレビのニュースなどによりますと、イギリスで、現在の二〇%から五%に外食やホテルの税率が、付加価値税が下げられたと。ただ、これについて、マスコミの報道によりますと、企業側が減税された分を価格に反映させなければそのまま利益となるため、ほとんどの飲食店などは値下げをしていないなどとも報道をされているところであります。

なかなか一義的にどちらが優れているかというのは言えないんですが、一長一短ある中で、しっかり財務省として検討、研究をしていきたいと思います。

○足立委員　我が党は、消費税制、これについては、そもそも地方税にしたらとか、いろいろな議論がありますが、もっともっと、こういう景気対策とか物価高騰対策に機動的に使える、世界は使っているんだから、給付で何かもめるんじゃなくて、早くそういうものをツールとして使える、そういう制度づくり、国づくりを提案していくことをお誓いして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○上野委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日もよろしくお願いいたします。

今日は牧島大臣と、これから全国の自治体で進められていくであろう情報システムのクラウド化について、いろいろ質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、今、全国約千七百の自治体で情報システムに要する費用、年間およそ五千億円以上という

ふうに言われております。非常に莫大な予算がこの情報システムの維持に使われているわけですけれども、政府が定めたデジタル・ガバメント実行計画においては、標準化やクラウド化を進めることによって、地方公共団体の情報システムに係る経費について、二〇二六年度までに二〇一八年度比で少なくとも三割、少なくとも三割の削減を目指す、こういうことがうたわれています。

三割減らすとなると相当な額になると思われますけれども、具体的に、じゃ、この三割の削減目標というのをどのように実現するのか、その内訳、あるいは、どういうところを工夫するのかというところをまずはお伺いしたいと思います。

○牧島国務大臣　今御指摘のありました、二十の基幹業務システム、これは住民記録、地方税、介護、福祉といった地方自治体の基幹業務システムについてですけれども、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行できる環境を整備いたします。統一、標準化の取組を進めています。

今御指摘のあったコスト削減効果に関しては、オンプレミス環境の状況にもよるものの、オンプレミス環境からガバメントクラウド環境に移行するだけではなく、ガバメントクラウドが提供する機能を活用することが重要だと考えております。

インフラレベルでは、例えば、ガバメントクラウドが提供する環境の自動設定機能の活用によりインフラの構築期間を短縮して運用の効率化を図ることや、マネージドサービスを活用することなどによりアプリケーションのメンテナンス費用を下げることなどによってコスト削減につなげていく必要があります。

さらに、インフラレベルだけではなくアプリケーションレベルにおいて、標準仕様書に準拠したものへ移行することにより、従来の個別自治体のシステムに応じたカスタマイズ対応を不要にし、アプリケーションを共同利用することで運用コストを削減する必要もあると考えています。

現在、地方自治体にガバメントクラウドを安心して利用していただけるように、複数の団体が、ガバメントクラウドを利用する先行事業を行っています。その投資対効果も検証しているところでございます。そこで得られた知見を、より投資対効果が出るような統一、標準化の取組として推進をしていきたいというふうに考えております。

○浅野委員　ありがとうございました。

クラウド化したときに、様々な、自動化の機能があったりだとか、いわゆるマネジメント、これもいわゆる一種の自動化ですよね、自動でマネジメントしてもらえる機能を使ってコストを削減していくということなんですけれども、ちょっと大臣、是非今後、デジタルに関する議論をする際に、言葉をもう少し平易な言い方でしていただけると我々も理解しやすいので、よろしくお願いいたします。

ちなみに、オンプレミス環境というのは、実際にサーバーやシステムのハードウェアから自治体が保有する状態のことをいいますが、クラウド化というのは、いずれかの場所に集約されたデータセンターに、その機能を含めて、ハードウェアを含めて集約するということですので、当然ながらコストメリットというのは出てくるかと思います。

二問目の質問ですけれども、今、クラウド化することによって、いろいろな機能が使えるということがございました。ただ、自治体の情報システムというのは、当然ながら、自治体の施策の内容であったり、あるいは様々な環境変化に応じて適宜改修をされながらこれまで運用されてきております。

その改修費用についてなんですけれども、ガバメントクラウドにすると、要は自治体が保有していないハードウェア上の機能改修になりますので、これは自治体が負担するべきなのかどうかというところに今少し疑問が湧いてまいります。国の負担なのか、自治体の負担なのか、その考え方についてお答えいただけますでしょうか。

○牧島国務大臣　御指摘ございました制度改正に伴うシステム改修費用については、これまでの個別の自治体のシステムについても、国の法令改正によって地方公共団体の事務に変更が生じる場合に、当該事務に係るシステム改修に要する経費については、例えば国庫補助や地方財政措置などが講じられてきたものと承知しております。

今後も、事務の性質や制度の見直しの内容等に応じてにはなるものの、必要な財政措置がなされるものと認識しております。また、これらの財政措置については、制度を所管する関係府省庁とよく協議をしながら進めてまいりたいと存じます。

○浅野委員　これは、実際、私、今回の質疑に臨むに当たって、情報システムを開発している方々にも少し話を聞いたんですね。やはり、今の話の部分なんですけれども、内容にもよるという話がございました。

例えば、基幹的な部分の改修については、国が一括してやる場合もあれば自治体が独自でやる場合もあるんですけれども、やはりそこが、国と自治体で連携不足だったり、あるいはコミュニケーションのミスマッチがありますと、予算上重複して計上されたりだとか、作業が二度手間になったり、あるいは、作業そのものが、相手に期待することによって忘れてしまったりとか、そういうことが起こるリスクになるので、ここは、実際のビジネス上もやはり重複だったり欠損だったりという事象が出ていますので、是非そこはしっかりと対応していただきたいと思います。非常に細かなところなんですが、かなりクリティカルなところですので、よろしくお願いいたします。

続いてなんですけれども、先ほど、先行事業もされているというふうに大臣おっしゃっておりましたが、二〇二五年度末までのシステム移行に係る費用というのは原則国が、移行の費用については国が負担するということとされています。そのために、先ほど大臣がおっしゃっていた二十の業務についてはおよそ一千八百億円強が措置をされているというふうに承知をしております。

ただ、これは二〇二五年というお尻が決まっている、期限が決まっていますけれども、これに今懸念しているような、二〇二五年度、一番最後の最後、ぎりぎりの時期に作業が集中してしまうことによって、事業者側で業務単価が上昇して、例えば予算が達成できなかったり、あるいは作業が集中をしてどうしても納期に間に合わなくなる、そんな状況になってしまうのではないか。さらに、それによって、予算内でどうしてもやってくれというような無理なお願いを自治体からされたら、事業者側としてはなかなか断りづらいし、交渉しづらいんですね。

ですから、願わくば、十分な予算措置であったり追加の措置というのもお願いをしたいところなんですけれども、まだ少し時間もありますので、しっかりとこの二〇二五年、最後の最後で作業が集中しないように、デジタル庁には是非全体的な進捗の管理というのをお願いしたいと思うんです。これは業界の声ですから、是非大臣からお答えをいただきたいと思います。

○牧島国務大臣　御指摘ございましたとおりに、コミュニケーションを図っていかなければならないというところは私どもも大事な観点として思っております。

この間、二月から三月にかけてですが、市町村とそして基幹業務システム等を自社開発しているベンダーに対するヒアリングを丁寧に実施してまいりました。これらのヒアリングを通じていただいた質問なども整理いたしました。そして、昨日でございますが、標準化法に基づく基本方針〇・八版、一より前、〇・八版として、全国の地方自治体に対して提示をさせていただきました。

今後、この基本方針〇・八版をたたき台として、適切な費用での円滑な移行へ向けた実務上の課題を整理した上で、標準準拠システムへの移行に関し、事業者等に対する調査も行い、地方自治体の意見を丁寧にお伺いし、本年夏までに標準準拠システムへの移行の在り方について定めてまいります。

○浅野委員　ありがとうございます。

今、いろいろ業界にもヒアリングをしていただいているというふうに伺いました。ありがとうございます。本当に現場はそういったところに耳を傾けてもらうことを非常に期待をしております。

ちょっと質疑の順番を変えたいと思うんですが、ＩＴベンダーなどとのコミュニケーション、これまでも図られているということなんですけれども、今のお話の部分は除いていただいて構いませんので、これまでどういった形でそういう場をつくってきたのかというのと、あとは、肝腎なのはこれからですね、やはり二〇二五年度に向けてどういったコミュニケーションを取っていくのか、もし計画や考えがあればお聞かせください。

○牧島国務大臣　担当者において、自治体に加えて、基幹業務システムを自社開発するベンダーと直接意見交換を行いました。意見交換の結果、ベンダーから意見が出てきておりまして、標準仕様書などはその概要や案の段階で早期公表が円滑かつ確実な移行には必要であるといったような御意見をいただいた、ベンダーの開発期間に配慮する必要があるという意見もいただきました。

こうしたものを踏まえ、随時情報提供を行い、今後もしっかりと御意見をお伺いしながら取組を着実に進めていきたいと思っております。

○浅野委員　そういった意味で、先ほど言っていた〇・八版、一に至る前にそういった方針、方向性を出していただいているというのは、これは多分これまでの府省庁の中ではやられていなかったのではないかなと思いますし、そこは前向きに評価をさせていただきたいと思います。是非お願いいたします。

ちょっと今もう一つ気になっていることは、自治体といってもたくさん、大きなところから本当に過疎地域の小さな自治体まで多数ございます。今懸念しているのは、やはり小さな自治体が置いてきぼりにされてしまうのではないか、置いていかれてしまうのではないかというところを懸念しております。

やはり実態として、小さな自治体では情報システムを管理する担当者が一人ないし不在というところもあるというふうに聞いておりますし、そういう場合は、多くがＩＴベンダーに全てを任せっきりにしているというような実態があるというふうにも聞いています。

こういった自治体がこれからクラウド化へ移行していくに当たって、やはり政府のサポートというのは必要不可欠かと思いますが、どういった体制でサポートをするのか、是非教えてください。

○牧島国務大臣　御指摘のとおり、小規模自治体、人材不足ということは、私としても認識しております。

総務省の方では移行のための手順書を作成していただいておりますので、まずそれを活用していただくとともに、都道府県がこうした人材不足に対して寄り添って支援する役割を担っていくことが重要であるとも考えております。また、総務省の方では、移行に係る進捗管理を支援することとしているというふうにも聞いております。

我々デジタル庁としては、こうした総務省や都道府県の活動とともに、市町村が円滑な移行ができるように、技術的な助言等を含めて、しっかりとサポート体制を取っていきたいと思います。

○浅野委員　事前に省庁から聞いた話ですと、今のお話のように、都道府県がサポートをするということだというふうに聞いておりますが、ただ、まず移行期のサポートというのに今は主眼が置かれていて、移行後の通常オペレーション時のサポートというところはこれからなんだというふうに聞いております。

移行できれば後は大丈夫かというと、そうではないと思いますので、この辺りは、やはりデジタル庁として、都道府県に任せるだけでなく、一定の共通のマニュアルであったりガイドラインであったり、あるいは普遍性の高い部分であればデジタル庁が一部運用をするとか、様々な柔軟な対応を考えていくべきだと思いますので、是非、今後も御検討いただきたいですし、進捗については教えていただきたいなというふうに思っています。

そろそろ時間が来ましたので最後の質問になりますが、今回、システムの移行に当たってもう一つ重要な観点は、ベンダーロックインの解消だと思っています。

様々なベンダーがこのガバメントクラウドに参加することというのが、一つ、競争環境の構築につながり、ひいてはコストダウンにつながるというふうに思うんですけれども、ただ、一方で、今先行している自治体では、今、これまで使ってきたシステムをそのままクラウド化する、つまり、ベンダーを替えずにクラウド化するというような実態もあるというふうに聞いております。

こういった状況でロックインの解消というのを狙うためにはどうすればいいのか、是非政府のお考えをお聞きしたいと思います。

○牧島国務大臣　ベンダーロックインの課題については私ども認識をしている上で、地方自治体の基幹業務システムにおけるベンダーロックイン解消のため、統一、標準化の取組の中で、基幹業務システム間のデータ連携やベンダー間のデータ移行について、円滑かつ容易に行えるようにする必要があるというふうに考えております。

そのため、この基幹業務システム、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定により、国が定めるデータ要件、連携要件の標準に適合することが義務化されていますので、その適合性の確認も厳格に行いつつ、課題の解消に取り組んでまいりたいと存じます。

○浅野委員　是非、自治体側にそのことをよく理解していただけるように周知もお願いして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○上野委員長　次に、岡本あき子君。

○岡本（あ）委員　立憲民主党・無所属の岡本あき子でございます。

本日は、質問の機会をいただき、ありがとうございます。

私からは、家族の法制に関する世論調査、これについて伺ってまいりたいと思います。

いわゆる選択的夫婦別姓についての質問、昨年末に調査をされて三月に公表された結果、選択的夫婦別姓を希望する人が減ったんじゃないか、そういう形での報道がございましたが、平成二十九年に世論調査を行った前回に比べて、そもそも設問が大きく変わり、結果として、多くの混乱、問題を抱えた世論調査になってしまったんじゃないか。私は、民法、戸籍法を変えずに通称使用を拡大することを結果として導く、そんな意図、圧力でもあったのかと思うような、大幅に数値が変わるような調査内容と結果について、野田大臣はどう受け止めましたでしょうか。

○野田国務大臣　お答えします。

今回の世論調査で注目される論点である夫婦の氏に関する具体的な法制度の在り方については、現在の制度を維持した方がよいとする回答が全体の三割を下回ること、特に二十代から四十代、この方たちは、現在の制度は一〇％台の低い支持に止まっていること、また、二十代から四十代のおよそ四割が選択的夫婦別姓制度を支持していることなどから、これから結婚して家庭を築くとともに社会の第一線で活躍する世代、若い世代を中心に新しい法制度を求める声が高まっている、そういうふうに受け止めています。

また、現在の制度の下で婚姻によって夫婦のどちらかが名字、姓を変えなければならないことに関して、何らかの不便、不利益があると思うとの回答は全体の過半数を超えています。三十代及び四十代では、それが約七割に上ることを重く受け止めているところです。

さらに、何らかの不便、不利益があると思うという回答のうち、およそ六割が、通称を使うことができても、それだけでは対処し切れない不便、不利益があると思うと回答していることにも留意することが大切です。

今回の世論調査は、七十歳以上の回答者の構成比が全体の四分の一を超えています。六十歳以上

2022年4月27日
内閣委員会
（質疑要旨）

こども家庭庁の名称について

2022.4.27（Wed）内閣委員会（こども家庭庁設置法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●当初、「こども庁」という名称が検討されていたが、「こども家庭庁」と閣議で決定された。

●名称に「家庭」が入ることによって、特定の家庭環境や家族構成を前提とした施策の設計、運用にならないか懸念される。

委員会での浅野の発言要約

「名称に『家庭』が入ることによって、個々人の家族観や結婚・出産等の選択に影響を及ぼし得ることはないか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「こども家庭庁という名称は、子どもの健やかな成長にとって家庭における子育てをしっかり支えることが子供の幸せにつながるという趣旨であり、政府が家庭に過干渉するものではない。」



野田国務大臣

高等学校等就学支援金の所得制限について

2022.4.27（Wed）内閣委員会（こども家庭庁設置法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●高等学校等就学支援金は平成26年度に制度が改正され、支給対象が年収約910万円※未満となっている。
※両親のうち一方が働き、高校生1人のケース

●例えば、世帯年収1千万円で子が4人いる家庭と世帯年収500万円で子が1人の家庭では、子の進学の選択（公立、私立等）に制限がかかっている現状がある。

委員会での浅野の発言要約

「高等学校等就学支援金制度に所得制限を設けている理由は何か。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「所得制限で捻出した財源を有効活用（公私間格差の是正、高校生等就学給付金）することで、より支援が必要とされる世帯に対する支援を充実しながら、全体として教育の機会均等に資する制度としている。」



淵上政府参考人

2022年4月27日
内閣委員会
（質疑要旨）

奨学金の所得制限について

2022.4.27（Wed）内閣委員会（こども家庭庁設置法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●令和２年４月から低所得世帯（年収目安380万円未満）に限り、給付型奨学金と授業料減免の支援制度が実施されている。

●貸与型奨学金には、無利子型と有利子型があり、利用にはそれぞれ世帯所得による制限がある。

委員会での浅野の発言要約

「奨学金に所得制限を設けている理由は何か。また、貸与型奨学金について、親の収入によって返済が左右されている現状についてどのように考えるか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「経済状況が困難な家庭の子どもほど進学率が低い背景がある。所得制限の撤廃については、既存の貸与型奨学金の拡充により進学機会が開かれていること、進学しない者との公平性に留意し、慎重な議論が必要になる。」


里見政府参考人

放課後児童クラブの安全性・質の担保について

2022.4.27（Wed）内閣委員会（こども家庭庁設置法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●令和２年４月から、放課後児童クラブを運営する支援員不足を背景に、人員配置、資格要件の基準が変更された。

●令和２年９月の厚労省調査では、無資格者のみで運営されている施設は全国で711か所となっている。

●１クラスあたりの人数が、国のガイドライン基準（概ね40人）以下となっていない施設が全体の約4割に上っている。

委員会での浅野の発言要約

「放課後児童クラブの安全性の確保、質の確保をどのように担っていくのか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「自治体において、常時連絡可能な人員を配置し、緊急時に速やかに対応できる体制の整備を条例等で定めている。厚労省も支援員への研修や処遇改善の推進等を行い、質の向上に努めている。」


川又政府参考人

2022年4月27日
内閣委員会
（質疑要旨）

放課後児童クラブの開所時間について

2022.4.27（Wed）内閣委員会（こども家庭庁設置法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●放課後児童クラブの開所時間が、保育園やこども園に比べて短く、学校終了後に保護者が家にいなければならない「小1の壁」の要因となっている。

●保護者の就労時間、就労状況が多様化している実態がある。

委員会での浅野の発言要約

「放課後児童クラブの開所時間を保育所と同等程度に伸ばせないか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「令和3年5月時点で、平日18時30分を超えて開所しているクラブは全体の約6割。厚労省としても、長時間開所する場合の加算や職員の処遇改善等を実施し、子育て支援に切れ目が生じないよう対応していく。」


川又政府参考人

放課後児童クラブにおける給食提供について

2022.4.27（Wed）内閣委員会（こども家庭庁設置法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●一部の自治体では、放課後児童クラブでの給食提供を通じて、家庭で食事をとりづらい児童に食事を提供している事例もある。

●放課後児童クラブの所管は福祉部門、学校給食は教育委員会が所管し、縦割り行政となっている。

●こども家庭庁には、こうした課題に一元的に取り組める体制が期待されている。

委員会での浅野の発言要約

「子ども達が安心して過ごせる場所を確保する意味でも、放課後児童クラブで給食を提供することに対する見解を伺う。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「自治体の福祉や教育の担当部署が連携を行いながら学校給食の施設や人員等、地域の実情に応じて適切に判断いただくべきものと考える。」


野田国務大臣

2022年4月27日
内閣委員会
（質疑要旨）

高学年児童の居場所づくりについて

2022.4.27（Wed）内閣委員会（こども家庭庁設置法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●小学校高学年になると放課後児童クラブ以外の場所で過ごす場所が欲しいという要望がある。（例えば、商業施設のフリースペース等で集まって勉強している。）

●政府としても放課後児童クラブにこだわらない場所を提供する意向が示されている。

●企業内託児所の取組みも有効と考える。

委員会での浅野の発言要約

「放課後児童クラブにこだわらない場所の提供とは、具体的にどのような場所を想定しているのか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「こども家庭庁自らも放課後児童クラブを所管するとともに、調査研究を行い、児童館や青少年センター、子ども食堂、学習支援の場とするさまざまな居場所づくりを進めていく。」



野田国務大臣

第二百八回国会　衆議院　内閣委員会議録　第二十二号

令和四年四月二十七日（水曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　上野賢一郎君

理事　井上　信治君　理事　工藤　彰三君

理事　平　将明君　理事　藤井比早之君

理事　森田　俊和君　理事　森山　浩行君

理事　足立　康史君　理事　國重　徹君

赤澤　亮正君　伊東　良孝君

石原　宏高君　上田　英俊君

金子　俊平君　小寺　裕雄君

杉田　水脈君　鈴木　英敬君

高木　啓君　永岡　桂子君

平井　卓也君　平沼正二郎君

松本　尚君　宮路　拓馬君

宗清　皇一君　山田　賢司君

吉川　赳君　和田　義明君

若林　健太君　大串　博志君

岡本あき子君　櫻井　周君

堤　かなめ君　中谷　一馬君

馬場　雄基君　本庄　知史君

山岸　一生君　浅川　義治君

阿部　司君　堀場　幸子君

金村　龍那君　平林　晃君

河西　宏一君　塩川　鉄也君

浅野　哲君　緒方林太郎君

本村　伸子君

大石あきこ君

議員　加藤　勝信君

議員　勝目　康君

議員　木原　稔君

議員　塩崎　彰久君

議員　鈴木　英敬君

議員　國重　徹君

議員　中野　洋昌君

議員　岡本あき子君

議員　城井　崇君

議員　金村　龍那君

国務大臣（こども政策担当）　野田　聖子君

内閣府副大臣　赤池　誠章君

デジタル副大臣　小林　史明君

厚生労働副大臣　佐藤　英道君

内閣府大臣政務官　小寺　裕雄君

内閣府大臣政務官　宮路　拓馬君

内閣府大臣政務官　宗清　皇一君

法務大臣政務官　加田　裕之君

厚生労働大臣政務官　島村　大君

政府参考人（内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室審議官）　谷内　繁君

政府参考人（内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室長）　蝦名　喜之君

政府参考人（内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室審議官）　相川　哲也君

政府参考人（内閣府政策統括官）　笹川　武君

政府参考人（内閣府男女共同参画局長）　林　伴子君

政府参考人（内閣府子ども・子育て本部統括官）　藤原　朋子君

政府参考人（警察庁交通局長）　楠　芳伸君

政府参考人（デジタル庁審議官）　内山　博之君

政府参考人（財務省大臣官房審議官）　青木　孝徳君

政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　出倉　功一君

政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　淵上　孝君

政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　里見　朋香君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　川又　竹男君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　本多　則惠君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　榎本健太郎君

政府参考人（厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長）　岸本　武史君

政府参考人（国土交通省道路局次長）　佐々木正士郎君

内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

四月二十七日

辞任

鈴木　英敬君

山田　賢司君

堤　かなめ君

中谷　一馬君

本庄　知史君

山岸　一生君

堀場　幸子君

塩川　鉄也君

補欠選任

上田　英俊君

若林　健太君

岡本あき子君

櫻井　周君

馬場　雄基君

早稲田ゆき君

金村　龍那君

本村　伸子君

同日

辞任

上田　英俊君

若林　健太君

岡本あき子君

櫻井　周君

補欠選任

鈴木　英敬君

山田　賢司君

堤　かなめ君

中谷　一馬君

本庄　知史君

山岸　一生君

堀場　幸子君

塩川　鉄也君

四月二十五日

「歩きスマホ」の禁止に係る法整備に関する意見書（東京都墨田区議会）（第一二四一号）

教職員、保育士等による児童等への性犯罪・性暴力防止対策の厳格化等を求める意見書（福岡県北九州市議会）（第一二四二号）

緊急事態に対する法令等の見直しを求める意見書（神奈川県議会）（第一二四三号）

国民的行事での手話通訳等による情報保障を求める意見書（札幌市議会）（第一二四四号）

国民の祝日「海の日」の七月二十日への固定化を求める意見書（新潟県柏崎市議会）（第一二四五号）

国民の祝日「海の日」の七月二十日への固定化を求める意見書（静岡市議会）（第一二四六号）

国民の祝日「海の日」の七月二十日への固定化を求める意見書（三重県鈴鹿市議会）（第一二四七号）

国民の祝日「海の日」の七月二十日への固定化を求める意見書（大阪府阪南市議会）（第一二四八号）

国民の祝日「海の日」の七月二十日への固定化を求める意見書（神戸市議会）（第一二四九号）

国民の祝日「海の日」の七月二十日への固定化を求める意見書（和歌山県議会）（第一二五〇号）

国民の祝日「海の日」の七月二十日への固定化を求める意見書（鳥取県議会）（第一二五一号）

国民の祝日「海の日」の七月二十日への固定化を求める意見書（山口県下関市議会）（第一二五二号）

給付で所得制限するのはベーシックな再分配ができていないからだと。

例えば、給付つき税額控除みたいな形で所得税で再分配をきっちりやっておけば、所得控除だけではなくて給付をしておけば、ふだんの給付はばたばたする必要はないんですよ。みんなに一律に配ったらいいんです。だって、子供たちはみんな、どの家庭にも、お金持ちの家にいる子供たちもそうでない子供たちも、同じ子供たちなんだから。だから、私は、一々そういう所得制限を課するのではなくて、ベーシックな再分配を根本からしていないことがそういうことにつながっているのではないかということを申し上げています。

それは政務官でいいですね、お願いします。

○宮路大臣政務官　児童手当に関しての所得制限の、設けるべきかそうでないべきかということも含めてのベーシックな再分配に関する御質問ということで。

まず、そもそも児童手当は、家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給するもので、昭和四十七年の制度発足時から所得制限を設けております。

御指摘の児童手当を始めとする各種給付制度において所得制限を設けるかどうかについては、個々の制度の目的や支援方法などに応じてそれぞれ判断されるものというふうに考えております。

御党の御主張であられる、私も何度か委員会質疑でも聞かせていただきました、ベーシックインカムとされる政策については承知しておりますが、その導入に当たっては、財源の確保を含めまして、乗り越えなければならない課題がたくさんあるというふうに考えております。

政府としては、社会保障各制度の見直しを行うことを通じて、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築し、そして、次の世代に引き継いでいくことを目指しているところでございます。

○足立委員　ありがとうございます。

この問題はもう時間が来ますので終わりますが、このマイナ保険証の問題、それから今あった経済対策、これ、所得制限のオンパレードですよ。私たちは、まさにマイナンバーで国民の所得と資産をちゃんと捕捉して、ベーシックに、ベーシックというのは、例えば所得税体系の中とか、いろいろな形で再分配政策をちゃんとやっておけばいいんですよ、ふだんから。

その一つのイメージが給付つき税額控除ですよ。だって、給付つき税額控除を何でやらないかというと、何で軽減税率にしたかといったら、マイナンバーがまだ普及していないからと書いてあるじゃない。まあ、それはいいや、ちょっと誤解もあるかもしれない。

だから、私たちは、やはりマイナンバーをフル活用して再分配政策をしっかりやっておくと。給付つき税額控除でもいいんだけれども、これだけ動乱の時代は、誰が困っているか分からないことが多いわけですよ。誰がお困りなのか分からないから事前給付ということで、給付つき税額控除を事前給付にしたものが、それがベーシックインカムなんです。もうそれ以外ないんです。

だから、日本維新の会は、何か思いつきでベーシックインカムと言っているんじゃなくて、この動乱の時代に国民の生活を守るためにはベーシックインカムなんだ、こういう主張をしてきた。それをやれば、しっかりと所得再分配をやっておけば、一々経済対策のときに政府・与党と、政府、与党、あるいは自民党と公明党でけんかしなくていいんだ。公明党の存在意義も薄まりますよ、そうすれば。だって、そこで飯食っているんだから。そこで、所得制限をつけるつけないで仕事したふりをしているんでしょう。

そういう古い国会は乗り越えて、新しい国会をつくっていく、そうした訴えを参院選でしていきます。

ありがとうございます。

○上野委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、よろしくお願いいたします。

こども家庭庁設置法等に関する審査ということで、今日は、冒頭、こども家庭庁設置に関する質問をさせていただいた後、いわゆる、最近国民の皆様の中でも関心の強くなってきている所得制限について伺い、そして最後は、放課後児童クラブの運営についても取り上げさせていただきたいと思いますので、今日は文科省にも来ていただいておりますが、よろしくお願いいたします。

まず最初は、こども家庭庁の名称について、大臣にお伺いをしたいと思います。

今日の午前中もこのような名称について質問があったかと思いますけれども、我々が説明を受けた際には、当初、こども庁という名称が検討されていたのが、途中から家庭という文言が入ってきて、先ほど大臣が答弁された、閣議決定の際には、こども家庭庁という名称で閣議決定がされたという経過でありました。

やはり、この家庭という言葉をどういう意図、どういう思想の下につけ加えることにしたのかというところをまず伺いたいと思っています。

質問としては、やはり、私のところにも、こども家庭庁と、家庭がつくことによって、今後、特定の家庭環境であったり特定の家族構成を前提として施策を設計、運用することがないのかといった懸念であったり、あるいは、今日、午前中の質疑で、血縁のないものも含めた幅広い家族の在り方というのは認めていくんだ、こういう大臣の御発言もあったので、そこは安心をしたところでありますが、個々人の家族観や、結婚や出産などの選択に影響を及ぼし得る取組、例えば、こういう条件がないと支援はできないとか、そういうことがないようにしていただきたいというのが国民の皆様からの声としてあるんですね。

ですから、この辺りの懸念について、こども家庭庁、家庭をつけたそのときの思想であったり、あるいはこうした今私が申し上げた国民の皆様の不安に応える答弁をお願いしたいというふうに思います。

〔委員長退席、工藤委員長代理着席〕

○野田国務大臣　御質問ありがとうございます。

新たな行政組織の名称については、今お話があったように、これまでの議論を踏まえて、昨年十二月に閣議決定をしたこども政策の新たな推進体制に関する基本方針、ここで、こども家庭庁としたところです。児童の権利に関する条約の前文の考え方においても、子供は家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきとされています。こども家庭庁という名称は、子供の健やかな成長にとって、家庭における子育てをしっかり支えることが子供の幸せにつながるという趣旨でありまして、政府が家庭に過干渉するという趣旨ではありません。

むしろ、必要としている支えを提供。今まで、ややもすると、国は、非常に、家庭、家族とかそういうのをプライベートなものとして、直接の支えとかいうのがなかなか、いわゆるプッシュ型とかアウトリーチとか、そういうことをせずに来ました。結果として、やはり困難を抱える子供たちがコロナ禍の中でも非常に増えて、これは平時からそうだったんだろう、コンディションが悪かったんだろうと。マクロでいえば、大変な人口減少、それも少子化、子供を産みたいけれども産めないという人たちが増えている。こういうところを改善するために、やはり、子供にとって安らぎの居場所が幾つもあるという、そういうことを改めて皆さんと、家という、かつての、血のつながった関係性、むしろそういう固定したものではなくて、最初そういう生物学的に親がいても恵まれなかったら、虐待を受けたら、次にあなたに居心地のいい場所を提供するというのが、このこども家庭庁の家庭という言葉の意味であると受け止めていただければありがたく思います。

○浅野委員　ありがとうございます。

大臣自身のお言葉で御答弁をいただいて、その思いといったものは少し理解できたような気がいたしますが、やはり、国民の皆様からの声として、この後の議論にもありますが、例えば所得制

限だとかあるいは家族の年齢とか属性だとか、そういったもので支援、手を差し伸べる対象を限定することがないように。対象が限定されてしまうと、どうしても、その対象の範囲内にいなければいけないですとか、まさに、全く別の問題ですけれども、いわゆる百三十万円の壁の議論に似たような現象を及ぼしてしまわないようにしなければいけない。その辺りを我々は懸念しておりますので、しっかりその辺りは今後の制度設計の中で配慮していただきたいということを、まず冒頭申し上げさせていただきます。

次の質問なんですけれども、こども家庭庁を創設することによる効果が何なのかという議論が我が党の中でもこれまで度々ありました。

就学前の児童に対する教育、保育や、いじめ、不登校への対応というのは、今後こども家庭庁が文科省と連携して対応することになるというふうに聞いておりますけれども、では、これまでもそれは文科省、厚労省、内閣府それぞれ連携して対応してきた部分もあろうかと思います。こども家庭庁をつくることによってどのようなメリットが更に新たに生まれるのかといったところをまずは確認をさせていただきたいと思います。

○野田国務大臣　教育については、文部科学省の下でこれまでどおりその充実を図りつつ、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携して、子供の健やかな成長を保障、そういうこととしているところです。

小学校就学前の子供について、学校教育法及び児童福祉法に、文部科学省と相互に協議を行い、幼稚園における教育内容、保育所における保育内容を定める旨の規定を新たに設けることとしておりまして、これによって、施設類型を問わず、共通の教育、保育を制度上担保して、質の一元化が図られると考えています。

と同時に、いずれの施設にも通っていない、これは義務じゃないので、義務教育じゃないので、未就園児が存在するわけですね、そういう子供たちも含めて、就学前の全ての子供の育ちを支えていかなければなりません。子供の育ちを支える際に留意すべき事項等を、就学前の子供の育ちに係る基本的な指針、またこれも仮ですけれども、として閣議決定し、政府内の取組を主導することとしているところです。

○浅野委員　今の御答弁の中にあった基本的な指針という部分ですね、私も、現場の方々から声を伺っていますと、非常に、未就学児が小学校に上がるときの接続性という部分に多くの課題を感じていらっしゃる方が多いというふうに思っております。

例えば、文科省の調査では、幼保小の架け橋プログラムの取組というのがあるそうなんですけれども、幼稚園、保育所、認定こども園の七割から九割が、やはり児童が小学校に上がるときに何らかの問題、課題を抱えているというふうに回答しているそうです。例えば、保育園などではお昼寝の時間があったりするところもありますけれども、そのまま小学校に上がったときに、どうしても、習慣化されていますので、その時間帯になると眠くなって授業に集中ができないとか、やはりそういった課題を感じる保護者、そして園があるそうなんですね。

ですから、小学校に上がるときに、保育園でも幼稚園でも、そしてこども園でも、あるいはどこにも通っていない子供であっても、小学校に上がる時点で、こういう能力であったり習慣であったり、そういったことをしっかりと身につけておくこと、共通基準みたいなものを是非明らかにしていただいて、教育の質の確保につながる取組を推進していただきたいというふうに思います。これは要望です。

次の質問ですけれども、次からは所得制限の話をさせていただきたいと思います。

先日の本会議でも取り上げさせていただきましたが、高等学校等就学支援金という制度がございまして、この制度ですと、今、所得制限がかかっております。年収基準としては、五百九十万円、そして九百十万円といった基準があるんですけれども、そもそもこの高等学校就学支援金に所得制限をかけている理由は何なのか、その背景を御説明いただきたいと思います。

○淵上政府参考人　お答え申し上げます。

子供たちの誰もが、希望する質の高い教育を受けられる環境を整備するためには、教育の機会均等に関わる施策をより一層推し進めることが必要というふうに認識をしております。

こうした観点から、高等学校等就学支援金につきましては、平成二十六年度に制度改正をいたしまして、支給対象を年収約九百十万円未満の世帯を対象ということにいたしました。

この所得制限で捻出した財源を有効活用することで、一つには、私立高校等へ通う年収約五百九十万円未満の世帯の生徒への加算拡充、二つ目は、授業料以外の教育費を賄う高校生等奨学給付金の創設などを可能としておりまして、低所得世帯の支援を拡充できているというふうに考えております。

文部科学省としましては、今後とも、教育費の負担軽減に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○浅野委員　どうもありがとうございます。

ちょっと通告はしていないんですけれども、この九百十万円と五百九十万円という二つの基準がこの制度ではございます、年収制限をかける際の基準ですね。これは、九百十と五百九十が当時どのように決まったのか、もし答弁できるようでしたら、いただきたいんですけれども。

○淵上政府参考人　少し、正確な情報は今手元にないのですけれども、記憶の限りで申し上げますと、当時、全体の制度設計を見直すという過程の中で、どの程度の家庭に高校の授業料の負担を求めることとするかということと、それから、やはり、手厚い支援が必要な家庭というのはどういうことなんだろうということを検討する中で、その水準が決まっていったということでございます。

制度創設後におきましても、低所得世帯における授業料以外の教育費負担が大きいこと、それから公私間の教育費格差などが課題としてございましたので、先ほど申し上げましたように、九百十万円という世帯の所得制限を活用して新たな支援を講じたという経緯でございました。

○浅野委員　済みません、急な質問で、御対応いただいてありがとうございました。

ちょっと私の方でも少し事前に調べさせていただいたときに、九百十万円という基準が決まった背景は、その当時、支援が必要とされている低所得層の割合というのが全体の約二〇％ぐらいだったということで、そして、反対に、上位二〇％というのがどの辺りから上なのかというのを見たときに、それが当時、九百十万円から上の辺りが二割ぐらいいたんだということで、この九百十という数字が決まったというふうに聞いております。

また、五百九十という基準についても、当時の、児童がいる世帯の中央値が五百九十万円だったということで定まったそうなんです。

私、ちょっと課題提起をしたいのは、まず、この五百九十と九百十という二つの基準が当時の統計的なデータに基づくものであって、現状はこれが更に変わっているという事実があることなんです。

例えば、この五百九十という中央値は、二〇一九年の厚生労働省の調査によると、児童がいる世帯の平均所得というのが七百四十五万円というような数字も出てきておりまして、かなり、晩婚化も進んだり、あと共働きが増えたという背景もあって、年収が上がっているんですね。これが中央値だそうなんです。ですから、こういったところも時代に合わせて見直すべきだというのが一つです。

もう一つは、先ほど御答弁いただいた中で、収入の多い世帯から、受け取らない代わりに、それを支援が必要な世帯に分けるんだということなんですが、その結果、何が起きているかというと、例えば、世帯年収一千万円でお子さんが四人いる御家庭と世帯年収が五百万円でお子さんが一人だけの世帯というのを考えたときに、四人のお子さ

んを親御さんは学校に行かせたいわけで、四人分の学費を考えると、どうしても公立で行ってほしい、子供に対して公立学校への進学を求めざるを得ないというような現実がある一方で、子供が一人の世帯年収五百万円の御家庭では、この支援制度を使って、公立でも私立でも自由に行かせられるというような現状もあるんですね。いわゆる逆転現象が起きてしまっている。

こういった課題もあるので、高等学校等就学支援金の制度について少し見直すべきではないのかなというふうに思っているんですけれども、改めて文科省の御答弁、御見解を伺いたいと思います。

〔工藤委員長代理退席、委員長着席〕

○淵上政府参考人　お答え申し上げます。

今ほど先生が御指摘をいただいたケースは、そういうことが生じ得る可能性があるわけでございますけれども、もう少し厳密に申し上げますと、九百十万円、五百九十万円というのは、モデル世帯での、モデル例としてお示しをしておりますので、もう少し精緻に申し上げれば、課税標準によって変わってまいりますので、少し、計算はそれぞれの世帯構成などによっても変わってまいりますということはちょっと申し上げたいと思います。

その上で、高等学校就学支援金制度につきましては、先ほど申し上げましたように、制度全体としましては、より支援が必要とされる世帯に対する支援を充実をしながら、全体として教育の機会均等に資するように設計をしているところでございまして、このために、この結果、改正前よりも教育の機会均等に資する制度となっているというふうに評価をしているところでございます。

ただ、今後とも、教育費の負担軽減にはしっかり努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○浅野委員　改正前よりも効果が出ているという評価をしているということなんですが、その一方で、先ほど私が例示した、お子さんがたくさんいる世帯などにとっては、やはり実質的に進学先を制約せざるを得ない、子供が少ない御家庭では比較的そういう制約がなく進学先を選べる、こういった認識になっている。このことが、子供をつくろうという意思のある若者に対してどのような影響をもたらすのかということはしっかり政府としても御検討いただきたいと思いますし、私としては、所得制限というものはやはり一種の不公平感を生み出す制度なのではないかなというふうに思いますので、これからもここは議論をさせていただきたいというふうに思っています。

続いて、まだ同様に所得制限の話をさせていただきたいと思いますが、給付型奨学金について、あるいは無利子型奨学金というものもありますけれども、奨学金制度で所得制限を設けている、これについても、その理由、背景、是非御答弁をいただきたいと思います。

○里見政府参考人　お答えいたします。

令和二年四月より開始いたしました高等教育の修学支援新制度では、経済状況が困難な家庭の子供ほど大学等への進学率が低いという状況にあることなどを踏まえまして、真に支援が必要と考えられる低所得世帯に限って、給付型奨学金と授業料減免による支援を実施しているところでございます。

○浅野委員　ありがとうございます。

所得制限をかけている理由ということで、真に支援が必要な世帯に、なぜ、どういった理由で限定をかけているのかということなんですけれども、今の答弁ですと、家庭の経済力が進学率に大きく影響するからということなんですが。

恐らく、それというのは、私も統計的なグラフを見たことがあるんですけれども、本当に、例えば非課税世帯のような世帯だけじゃなくて、年収が上がれば上がるほど、やはり連続的に、線形的に進学率というのが上がっていくようなデータだったと思いますので、じゃ、なぜそれが一部の世帯に限定されるのかというところについては、ちょっと今の答弁では疑問が払拭できなかったわけです。

ただ、ちょっと次の質問に移りたいと思いますけれども、そもそも子供と親というのは、当然ながら別の人間ですから、別人格です。親の収入で子供の将来の負担、つまりは、奨学金は、給付型であればもらい切りですけれども、そうでない場合には、将来子供が返さなければいけない。親の収入で子供の将来の負担が左右されてはならない、されるべきではないというふうに思っております。

親の収入を詳細に知っている子供は少ないと思いますし、親から子に親の経済力が継承されるなんという保証は一般にはないわけです。全く同じ仕事に就けば別ですけれども、親の会社を継いだりするのだったらあり得るのかもしれませんが、それでも、親の経済力を子供が継承するなんということはどこにも保証されていないわけであります。だからこそ、国は、所得制限を設けずに、全ての子供を平等に支えるべきだというふうに考えております。

今の私の発言なんですけれども、子供自らの奨学金の返済、その負担が親の収入によって左右されているという今の現状について、改めてちょっと文科省、政府のお考えを伺いたいと思います。

○里見政府参考人　お答えいたします。

まず、所得制限を撤廃することにつきましては、低所得世帯以外は、既存の貸与型奨学金の拡充により進学機会が開かれていること、高校卒業後の進路が多様でありまして、進学せずに働く者との公平性に留意することを十分に踏まえまして、慎重に議論する必要があると考えております。

また、幅広い学生に対しまして、希望者全員に対する貸与の実現など、無利子奨学金の充実に努めてきたところでございますが、経済的理由から奨学金の返還が困難となった方には、返還の期限を猶予したり、将来の収入に応じて返還できる制度を導入したりするなど、きめ細やかな救済制度を講じ、高等教育への進学の支援の充実を図ってまいりました。

文部科学省といたしましては、修学支援新制度や無利子奨学金などの教育費の負担軽減策を着実に実施することによりまして、家庭の経済事情にかかわらず、安心して学べる環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。

私、やはり奨学金というのは、貸与型というものを別に否定する気はありませんけれども、やはり、できることなら、基本的には無利子型奨学金をスタンダードにしていくべきだというふうに思うんですね。利子の部分はやはり国なりなんなりが補填をして、自分が学びたいという意思のある子供に対しては無利子でお金を貸して、将来しっかり返していただくということで。

そこに利子が入ってくると、やはり、借りることに対する抵抗感であったり、それを理由に学ぶことを諦めたりだとか、そういう学生が出てくることも想像ができますので、是非、今後、この無利子型奨学金も、精力的に取り組んでいただいていることは分かるんですが、更にもう一歩踏み込んで、基本的に無利子型をスタンダードにしていくというふうにしていただきたいというふうに思います。

では、次のテーマ、放課後児童クラブについて話を移してまいりたいと思います。

この放課後児童クラブなんですけれども、二〇二〇年の四月に基準が変更されました。どういうふうに変更されたかというと、放課後児童クラブを運営をする支援員が不足しているということを背景にして、職員の資格と配置基準というものを、従うべき基準というものから参酌すべき基準に緩和し、これによって、無資格者一人のみでも放課後児童クラブの運営が可能となりました。

現在、資格を持った支援員が一人もいない施設も多く存在しておりまして、例えば、そういう無資格者のみで運営されている施設は全国に七百十一か所、そのうち七十一名以上の大規模施設というのが三十三か所、これは二〇二〇年の九月時点

の厚労省調査のデータですけれども、こういった状況だそうであります。

また、一クラス当たりの人数が、国のガイドラインの基準、おおむね四十人以下となっていない施設が全体の約四割に上っているという現状もあるそうでございます。

やはり気になりますのは、このような状況で子供たちの安全をしっかりと運営側が管理できるのか、確保できるのかということなんですが、放課後児童クラブなどの安全性の確保、そして質の確保というものをこれからどのように担っていくのか、御答弁をいただきたいと思います。

○川又政府参考人　放課後児童クラブの人員配置、資格要件の基準につきましては、令和二年四月一日から参酌標準となっておりますけれども、人員配置数に関する基準を独自に設定をいたしました四十四の自治体がございますが、四十四の自治体の状況を見ますと、事業をいかなる体制で運営する場合でも、子供の安全の確保について最大限留意することが必要であることから、常時連絡可能な人員を設定し、緊急時に速やかに対応できるよう連絡体制の整備、緊急時には併設している施設職員の応援を得られる体制を整備といった安全確保の方策を条例等で併せて定めているか、あるいは今後定めるように検討するというふうに承知をしております。

また、厚生労働省といたしましても、放課後児童支援員に対する研修、処遇改善の推進、活動内容に関する質の向上のための評価の推進、好事例の普及、展開、放課後児童クラブを巡回し育成支援の質の向上を図るアドバイザーの市町村への配置、支援員等の補助職員の配置などを行いまして、安全確保、あるいはその質の向上に努めているところでございます。

○浅野委員　今おっしゃっていただいたような様々な対策をするのであれば、例えば、緊急時の連絡体制を整えたり、あるいは補助員を準備したりと、正直、国のガイドラインが緩和されたことによって現場の負担がかなり上がっているような気がするんですね。であれば、最初からしっかり厳格な基準を設けて、自治体負担を増やさないような配慮が必要なのではないかというふうにも思いますけれども、今後、これから本格的に始まりますので、しっかり我々も見ていきたいと思います。

この放課後児童クラブに関しては、今日、二つ、現場の方々からの御要望もいただいておりますので、ちょっとその二つを取り上げさせていただきたいと思います。

一つは、放課後児童クラブの開所時間が、小学校に上がったばかりのお子さんを想定していますけれども、保育園やこども園のときと比べて開所時間が短い、短くなってしまうので、学校が終わった後、子供たちの面倒を見るために親がその時間家にいなければいけないとか仕事をすることができない、いわゆる小一の壁というものが課題視されております。

是非、現場の要望としては、放課後児童クラブの開所時間を保育所と同程度に延ばしてほしい、こういった要望があるんですけれども、これについて政府の御認識を伺いたいと思います。

○川又政府参考人　保護者の就労時間あるいは就労状況が多様化している実態を踏まえまして、地域のニーズに沿った放課後児童クラブを運営していただくということが重要であります。設備運営基準におきましても、保護者の労働時間等を考慮して開所時間を定めるということが規定をされてございます。

令和三年五月一日時点で、開所時間を調べてみましたところ、平日において十八時三十分を超えて開所しているクラブは全体の約六割となっております、その割合は着実に増加しているところです。

厚労省としても、御指摘の小一の壁というような問題が生じることのないよう、保育所と比べ開所時間が短いという課題についての支援策といたしまして、長時間開所する場合の加算、あるいは長時間開所する放課後児童クラブの職員の処遇改善などを実施しているところでございます。

子育て支援に切れ目が生じることのないよう、きめ細かな対応に努めてまいりたいと考えております。

○浅野委員　よろしくお願いします。

もう一つございます。もう一つは、放課後児童クラブにおける昼食の提供に対する要望です。

現在、放課後児童クラブの所管というのは福祉部門が担っておりまして、いわゆる学校給食は教育委員会が所管をしている、いわゆる縦割りとなっています。放課後児童クラブの運営指針では、おやつの提供については記載があるんですけれども、昼食については定められておりません。実施するためには、自治体の責任の下で各自治体が対応しなければならず、実施するためのハードルがやや高くなっている現状があります。

それでも、一部の自治体、例えば、奈良市ですとか越谷市、あとは島根県の益田市などでは、昼食の提供を通じて、家庭で食事を取りづらい、取れない児童に食事を提供しているといったこともあるそうでございます。

是非、こども家庭庁を創設した際には、このような課題に一元的に取り組める体制ができるものというふうに期待がされておりますので、例えば夏休みなど長期休暇の際や学校が休校となっている期間、子供たちが安心して過ごせる場所を確保する意味でも、この放課後児童クラブに昼食提供というものを御検討いただきたいということなんですが、政府の見解を伺いたいと思います。

○野田国務大臣　少し前まで、待機児童というと、未就学児、保育園とか幼稚園ということになっていたんですけれども、少子化でどんどん年がスライドしていて、もう今は、やはり学童の子供たちが増えているという現状をしっかり捉まえていかなければならないといつも思います。

御指摘のとおり、地方自治体の福祉部門と教育委員会など子供政策に関連する部局同士、しっかりと連携を図ることが重要だと認識しています。放課後児童クラブ等への給食提供については、自治体の福祉や教育の担当部署が連携を行いながら、学校給食の施設や人員など、地域の実情に応じて、自治体において適切に御判断いただくべきものと考えています。

でも、こども家庭庁の中には、やはり、貧困問題とか様々な事情でしっかりと食事が取れない子供たちも増えていることも現実ですし、また、少し前から食育というのを国でやっていて、最近ちょっと聞かれなくなっているんですが、食育ということを通じて、やはり自らの健康管理ができる子供たちをつくっていかなきゃいけないというのも国の方針だと思っているので、是非、御判断はそれぞれ自治体ですけれども、こどもまんなか社会をつくる意識の下でいろいろ取り組んでいただければと思います。

○浅野委員　よろしくお願いします。

国、こども家庭庁から、いわゆる貧困家庭の子供たちへの対応も併せて、こういった放課後児童クラブの役割みたいなものを是非随時見直していただいて、各自治体にメッセージを発信していただくことが現場での変化を促すことにつながると思いますので、是非そこは、こども家庭庁のリーダーシップを発揮していただきたいというふうに思います。

次の質問になりますが、今度は、小学校も高学年になりますと、放課後児童クラブ以外の場所で子供たちが過ごす場所が欲しいというような要望、ニーズが出てまいるそうです。

例えば、中学校に上がる前に、落ち着いて勉強ができる場所を探したい。私の地元でも、例えば駅の近くの商業施設のフリースペースなんかで、子供たちが宿題をしていたり、友達同士で集まって勉強をしたりという光景があるんです。正直、私が子供の頃はそういったところが余りなくて、家で勉強するか、塾に通っている子供は塾で勉強するかぐらいだったんですけれども、今は、なかなかそういう場所も、何というか、子供たちが勉強する場所がなくて、商業施設のフリースペースにしか集まる場所がないみたいな現状があるのかなというふうに、見ながら考えております。

政府としても、子供たちに、放課後児童クラブにこだわらない場所の提供をしていきたいという意向を持っているというふうに聞いたんですが、では、具体的にどのような場所を想定しているのかということをちょっと伺いたいと思いますし、私自身は、企業に勤めていたときに、やはり、子供が会社に来て、例えば親の近くで過ごせるなんということができれば、企業内託児所なんかもありますけれども、もっと職場に子供を受け入れられるような風土が醸成できれば、子供が地域社会を身近に感じる機会をつくり出したり、あるいは郷土愛を醸成したり、若しくは従業員の多様な働き方の実現にもつながるんじゃないかなというふうに思いますので、そういった観点に対しても政府の御見解をいただければと思います。お願いします。

○野田国務大臣　昨年末に閣議決定した基本方針において、今後の子供政策の基本理念として、全ての子供が安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びと社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、幸せな状態で成長できるようにすることが重要であることを掲げています。

こども家庭庁においては、子供の居場所づくりに関する指針を策定して、政府全体の取組を強力に推進するとともに、自らも放課後児童クラブを所管するとともに、児童館や青少年センター、子供食堂、学習支援の場を始めとする様々な居場所づくりを進めていくことにしています。

こども家庭庁の創設を待たずに、令和四年度において、指針の策定に資するよう、子供の居場所についての実態把握や論点の整理に関する調査研究を行うことにしています。調査研究の結果を踏まえて、また、御提案いただいた内容もしっかり参考にして、様々な居場所づくりを進めてまいります。

○浅野委員　是非よろしくお願いいたします。

コロナ禍になりまして、親が、これまでは会社に出ていた方々が家で過ごす時間も増えた一方で、子供たちも学校だけではなく家庭、学校以外の場所で過ごす場所も増えてきて、子供が一番安心できる場所はどこなんだということを考えたときに、やはり、先ほどもありました、安全が確保されていて、自分が信頼する大人がいる場所が子供にとっては一番いい、安心できる場所だと思いますので、そういった点では、職場に子供を連れていきやすい社会づくりというものも是非これから進めていただきたいということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○上野委員長　次に、馬場雄基君。

○馬場（雄）委員　皆様、こんにちは、立憲民主党、福島県出身の馬場雄基です。

初めて内閣委員会にて質疑に立たせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。（発言する者あり）ありがとうございます。

昨年の衆議院議員選挙におきまして、伝統あるこの国会に初めて平成世代が加わりました。二人です。まだ私ミレニアム世代ですね、Z世代にはなれなかったんですけれども、自民党の土田慎議員、そして私、馬場雄基、二人になります。今日はいらっしゃっていないかなと思いますけれども。

時代は既に令和に変わりました。失われた三十年ど真ん中世代の、私、その世代の一人として、この間に生まれてきたひずみやゆがみに対して責任を持って挑んでいきたいという覚悟で本日質問をさせていただきます。

まさにこの法律はその一つだと思っております。今、子供を取り巻く環境、痛ましい事件の数々が起きています。虐待、いじめ、自殺、残念ながら様々あります。私も伺いましたが、児童相談所に寄せられている相談件数、年々増加傾向です。令和二年度だけでも約二十万件を超えている相談があります。一日当たりに換算すれば五百五十件。今この瞬間にも起きている可能性はあります。私たちは、例えば児童虐待致死事件、こういったものにも遭いました。岡山や愛知、本年でも起きております。今もなお私たちの心に深い悲しみが刻まれているというふうに思います。

そこで、子供政策をつかさどる野田大臣にお伺いさせていただきます。

被害者となってしまった亡くなった子供たち、あるいは加害者となってしまった親、そういった方々に対してどのようなお言葉をおかけになるでしょうか。また、なぜこういった問題が起きるのか、お考えを教えてください。

○野田国務大臣　馬場委員、平成四年生まれ、ちょうど私はその少し後に国会議員に初当選させていただいて、昭和の生まれでございます。よろしく。

児童虐待により子供が亡くなる、未来が奪われてしまうという事態は、大変痛ましくて、決して起こしてはいけないことであります。

こども家庭庁においては、これまで各省において別々に担われていた子供政策に関する総合調整権限を一元化して、子供の視点に立った強い司令塔機能を発揮することとしています。児童虐待防止対策についても、これまでも厚生労働省中心に取組が行われてきましたが、こども家庭庁において、これを引き続き行うとともに、関係省庁にまたがる児童虐待防止対策を主導していきます。

私も今ちょっと育てにくい子供と一緒に暮らしているんですけれども、国会議員を長らくやっていたからといって子育てにちゃんと反映できるわけではなく、やはり子供の身勝手にかあっとくることも、この年でもございます。ですから、子供を守るということは、その一番近くにいる親の支えも必要なんだろうと。

そういうことも総合的に勘案しながら、起きたことだけで終わらせるのではなくて、そうならない予防を、こども家庭庁はしっかり、各方面との総合調整役として、知見を集積させて取り組んでいきたいと思います。

○馬場（雄）委員　大臣、ありがとうございます。

確かに私自身、この事件を見たときに、もちろん殺してしまった親が悪いのは当然なんですけれども、親にだけ責任を問う、そういった状況はいけない、そういう社会ではあってはならないというふうに思っております。

時代は変化しています。昭和、平成、令和、時代が変わるにつれて、家族の在り方も変わっています。大家族中心であったのが、私もそうですが、核家族、あるいはシングル世帯、様々な家族の変化が生まれております。

確かに、子供に関する予算、これは増加傾向でもあります。しかし、これは、九〇年代、まさに私が生まれてからですけれども、九〇年代から始まった少子化対策が基軸になっている、源流であるというふうに思います。

ただ、私はしっかり考えたいのは、子供にとって子育ては余り関係ない、つまり、少子化の問題は子供にとっては関係ないんじゃないかというふうに思っています。つまり、子育てする親、家庭ももちろん大切ですけれども、そもそも、少子化に関係なく、一人一人の子供たちにしっかりと立脚した制度を今こそつくるとき、それが今の時代の変化に合わせた制度であるというふうに私は思っています。

そこで、改めて、こども家庭庁について伺います。

こども家庭庁の家庭です。家庭とはどんな家族を想定しているのか、こちらは、内閣府さん、是非お答えください。

○谷内政府参考人　お答えいたします。

昨年末に閣議決定いたしました基本方針におきましては、今後の子供政策の基本理念として、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を掲げております。

こども家庭庁設置法上、議員御指摘の家庭につきまして法律上の定義は置いておりませんけれども、この委員会で野田大臣が何度か答弁されておりますけれども、こども家庭庁におきましては、先ほど申し述べました基本理念に沿いまして、血縁関係や法律上の親子関係のみにとらわれず、子

第二百八回国会　衆議院　内閣委員会議録　第二十三号

令和四年四月二十八日（木曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　上野賢一郎君

理事　井上　信治君　理事　工藤　彰三君

理事　平　将明君　理事　藤井比早之君

理事　森田　俊和君　理事　森山　浩行君

理事　足立　康史君　理事　國重　徹君

伊東　良孝君　石井　拓君

石原　宏高君　勝目　康君

金子　俊平君　小寺　裕雄君

杉田　水脈君　鈴木　英敬君

高木　啓君　土田　慎君

永岡　桂子君　平井　卓也君

平沼正二郎君　松本　尚君

宮路　拓馬君　山田　賢司君

吉川　赳君　和田　義明君

大串　博志君　堤　かなめ君

中谷　一馬君　本庄　知史君

山岸　一生君

金村　龍那君

河西　宏一君　堀場　幸子君

浅野　哲君　平林　晃君

緒方林太郎君　塩川　鉄也君

大石あきこ君

内閣府大臣政務官　小寺　裕雄君

内閣府大臣政務官　宮路　拓馬君

参考人（中央大学文学部教授）　古賀　正義君

参考人（NPO法人わかもののまち事務局長）（一般社団法人トリナス代表理事）（一般社団法人Next Commons Lab理事）　土肥　潤也君

参考人（日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事）（子どもの権利条約総合研究所副代表）（東京経済大学教授）　野村　武司君

参考人（東京都中野区子どもの権利救済委員）（国立市子どもの人権オンブズマン・スーパーバイザー）（前・西東京市代表子どもの権利擁護委員）　末冨　芳君

参考人（日本大学文理学部教授）　近藤　博人君

内閣委員会専門員

委員の異動

四月二十八日

辞任　赤澤　亮正君　鈴木　英敬君　宗清　皇一君　堀場　幸子君

補欠選任　土田　慎君　勝目　康君　石井　拓君　金村　龍那君

同日

辞任　石井　拓君　勝目　康君　土田　慎君　金村　龍那君

補欠選任　宗清　皇一君　鈴木　英敬君　赤澤　亮正君　堀場　幸子君

本日の会議に付した案件

こども家庭庁設置法案（内閣提出第三八号）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第三九号）

こども基本法案（加藤勝信君外十名提出、衆法第二五号）

子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（城井崇君外十一名提出、衆法第八号）

子ども育成基本法案（三木圭恵君外二名提出、衆法第二七号）

○上野委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、こども家庭庁設置法案及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案並びに加藤勝信君外十名提出、こども基本法案、城井崇君外十一名提出、子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案及び三木圭恵君外二名提出、子ども育成基本法案の各案を一括して議題といたします。

本日は、各案審査のため、参考人として、中央大学文学部教授古賀正義君、NPO法人わかもののまち事務局長、一般社団法人トリナス代表理事、一般社団法人Next Commons Lab理事土肥潤也君、日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事、子どもの権利条約総合研究所副代表、東京経済大学教授、東京都中野区子どもの人権オンブズマン・スーパーバイザー、前・西東京市代表子どもの権利擁護委員野村武司君、日本大学文理学部教授末冨芳君、以上四名の方々から御意見を承ることにいたしております。

この際、参考人各位に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。各案について、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただき、審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、古賀参考人、土肥参考人、野村参考人、末冨参考人の順に、お一人十分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

なお、参考人各位に申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださるようお願い申し上げます。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御承知おき願いたいと存じます。

それでは、古賀参考人にお願いいたします。

○古賀参考人　おはようございます。よろしくお願いいたします。中央大学の古賀でございます。

資料をお渡ししておりますので、それをめくりながら、お話ししてまいります。

私は、こども政策の推進に係る有識者会議、子供を真ん中に置いて政策を立案していこうという会議に参加しておりました。この会議はいろいろな子供関連の有識者会議の代表が入っておりまして、私は、二ページにございますが、子供・若者育成支援推進有識者会議の代表として参加させていただきました。

この会議では、報告書において次のような点を強調しておりました。

子供、若者が誰一人取り残されず、社会の中に安心できる多くの居場所を持ちながら成長、活躍していけるよう、支援の担い手やそのネットワークを強化しつつ取り組むとともに、取組の推進、評価にデータを有効に活用していくことをポイントとするということでございます。

ここにある、居場所、ネットワーク、データ検証、この三つのポイントをきちっと進めていくということに多くの点を置いて有識者会議でも発言させていただきました。

ページをめくっていただきますと、その次の四ページになっておりますが、インデックスボード

この法案が及ばないということですと、十分その役割を果たすことができるのかと受け止めたんですが、その点についてお考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○野村参考人　ありがとうございます。

今回の自民党、公明党提出の基本法案を拝見して、私が一番危惧したのはその点です。

もちろん、学校現場における教育内容をどうするのかという問題等については、これは先生が、生き生きと伸び伸びと、子供に直接接して教育をしてもらう、そういう役割というのは十分果たしてもらわなければいけないということは当然ですけれども。

しかしながら、例えば、生徒指導の在り方であるとか、あるいは教育確保法の分野の問題であるとか、あと特別支援教育の問題であるとか、あるいはもちろんいじめの問題であるとか、学校教育の周辺もありますけれども、学校教育の内容。つまり、子供を真ん中に置いて考えるということは、子供の生活場面、全生活場面において子供の権利保障をするということですから、子供が最も多くの時間を費やす学校の現場がそこから抜けてしまうということになると、それはこどもまんなかという話にはならないだろうというふうに思っています。

ただし、教育法の様々な基本原則や原理があって、いろいろ難しい議論も当然あるのはもちろん承知はしているんですけれども、それを踏まえた上でも、子供の最善の利益あるいは子供の人権の観点からは、学校教育というのを子供施策の中にきちんと位置づけるということは、私は不可欠であろうというふうに考えています。

○末富参考人　御質問ありがとうございます。

こども基本法やこども家庭庁が学校教育に踏み込まないんだというような御心配があるということは承知しておりますし、私も懸念はしました。ただし、そのようなことは法の建前上もないというふうに考えております。

なぜかと申しますと、既に、教育の世界では、本日御説明申し上げたように、子供の権利を前提として、九ページあるいは十ページにありますように、実際の教育政策や教育実践が行われつつあるからです。

文部科学省も、では、子供の権利を無視しているかというとそういうことではなく、今議論されております生徒指導提要という例えば校則の根拠となっている方針においては、児童の権利条約が明記されております。すなわち、子供を権利の主体として位置づけ、子供の意見を表明することや尊重することも大事にしていこうねということが申し述べられております。

なぜそのような議論になるのかと申しますと、与党案のこども基本法のすばらしいところは、日本国憲法の精神に基づくという一文が入っていることです。教育基本法の前文にも日本国憲法の精神に基づくという文言が入っており、当然のことながら、子供も権利の主体であり、基本的人権を持ち、主体的な国家及び社会の形成者として成長していくことが、この二つの法律に共通するものだと考えています。

そうした日本国憲法の精神を基盤とするこの二つの法律は、対立するものではなく、相補いながら進んでいくものであり、文部科学省や関連する省庁の政策においても、教育政策か子供政策かではなく、両方とも大事にした実践が進むということを期待しております。

こども家庭庁も、当然のことながら、そうした視点に立って、子供の最善の利益を実現するための司令塔として、子供の権利は大事ですよねということを全ての省庁にきちんと横串を通していってくださるものと期待をしております。

御質問ありがとうございます。

○塩川委員　終わります。ありがとうございました。

○上野委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日参考人にお越しいただきました四名の皆様には、お忙しいところ、大変貴重な時間を割いていただいたこと、まずは冒頭、感謝を申し上げたいと思います。

私からは、何点か、本日御説明いただいた内容にも触れながら、皆様の御意見をお伺いしていきたいというふうに思っております。

まず初めに、古賀参考人にお伺いをさせていただきたいと思うんですけれども、本日の資料の十三ページに「「孤立」の生まれる構造」という表がございまして、参考人の御意見を伺いながら、やはりこの孤立が若者にとって、子供もそうですけれども、移行期にある若者にとって孤立がどのような構造の下で生まれるのか、私自身も非常に関心がある分野でございましたので、ただ、この表の見方について少し御説明をいただければと思います。

○古賀参考人　どうもありがとうございます。

この十三ページの図は、内閣府が行った日常の接触相手、メールでもいいんですけれども、挨拶をしたり関わりがある人は誰かというのを回答してもらったものです。非常に重要な点は、同居している家族と、あと地元の友人、それから高校や大学時代の友人というような、こういう三つの種類の人、これをコアな他者と私は呼んでいるんですが、このコアな他者が年齢が上がってもずっと大きな接触相手になって、余り接触相手が広がらないという傾向なんです。つまり、限られた人と日々接しているだけで、それがずっと二十代の後半まで変わらないという状態を示しております。

つまり、そもそもが、コミュニケーションの他者が非常に限定されるような構造が社会の中に埋め込まれているんじゃないかということをこれは示しているものなんですけれども。よろしいでしょうか。

○浅野委員　ありがとうございます。

年齢が変わっても関わりを持つ幅が広がらない。やはりその広がりが、孤立の解消であったり、あるいは自己有用感、自己肯定感の獲得につながるという、この感覚は私も共有をできるものだと思います。

この観点、土肥参考人に伺いたいんですけれども、やはり土肥参考人も、この自己肯定感、自己有用感という言葉を使っていらっしゃったかと思いますけれども、これらの感覚を高めるために、今回のこども家庭庁設置法、こども家庭庁に対してどのような役割を期待しているのか。先ほど実際の活動事例も御紹介いただきましたけれども、この法案についての御見解を伺えればというふうに思っております。

○土肥参考人　ありがとうございます。

法案に関してということとともに、ただのこれがスローガンになってしまっては意味がないというふうに思っていまして、やはり子供たちが実際にいるのはそれぞれの家庭であったりだとか町であったりだとか学校であったりだとか、それぞれの現場に子供たちはおりますので、彼らに実際に実態を伴うような、理念がきちんと現実になっていくということを推進していくような体制づくりというのが求められるのではないかというふうに思います。とりわけ、地方自治体とどういうふうに連携をしていくかということが大きなポイントになるんではないかというふうに考えています。

○浅野委員　ありがとうございます。

やはり自治体との連携、社会との連携と言ってもいいかもしれませんけれども、やはりつながりを実感できる、体感できることというものが子供たちにとって、若者にとってそういう感覚を醸成していくものだということは、私もそのとおりかなというふうに思っております。

次の質問は、野村参考人に伺いたいと思うんですが、野村参考人は、実際今、今の話で、社会とのつながり、子供たちの声、若者の声を政府や社会に伝えていくために、子供コミッショナーの重要性というものを御説明されておりまして、その類似の先行事例として地方分権改革提案募集検討部会の活動というのを御紹介いただきましたけれども、そういう先行事例があるのは非常に私としても頼もしく思いますし、よかった部分を是非子供施策にフィードバックをするべきだろうという

ふうに思うんですが。

一方で、資料に記載していただいたフローチャートというか、ポンチ絵を見せていただきますと、地方公共団体からのいろいろな相談や提案を府省庁との間で取り持っているのがこの部会の存在だというふうに理解をしておりますが、これを、じゃ、子供たちや若者に置き換えたときに、どのように意見を収集して、その意見を集約するのか、意見形成をするのか、この部分がやはり、対象が自治体なのか子供なのかによって異なる部分なのではないかなというふうにちょっと推察をいたしました。

意見収集や意見形成、どのように行うべきというふうにお考えになっているのか、御見解がありましたら是非お願いいたします。

○野村参考人　ありがとうございます。

御指摘の点はそのとおりで、ここで例を出したのは、私がこの部会に入って驚いたのは、国の仕組みでありながら、地方の声を聞いて、地方の立場に立って働くという、この仕組みというのは面白いなというふうに思って関わってきたんですけれども、同じように、子供の声を聞いて、子供の立場に立ってという。

ただ、御指摘のように、地方自治体のような政策形成の場で出てくる問題を集約するのと、それから、子供の声をどういうふうに集約するのかというのには、当然のことながら違いがあるということになろうかと思います。

その意味では、どうするのかというのは、今後の展開によるとしか言いようがないところもあるんですけれども、例えば自治体の例などでいうと、コミッショナーに当たるものが、いろいろ、巡回をしてというのがありますが、特に子供は、権利侵害だというふうに訴えて出てくることは実は余りないです。

権利侵害だという言葉を使うということは非常に難しいことで、むしろ、日頃受けていることで、つらいであるとか、しんどいであるとか、苦しいという感情を持っているけれども、それを権利侵害とは考えずに、ずっとそのまま抱え込んでいるというのが現場の実態であるように思っています。その意味では、そういうところにきちんと入り込んでいけるような仕組みというのがとても大事かなというふうに思っています。

それは、各国のコミッショナーの動きなんかを見ていますと、座して、座っているというよりも、いろいろな場に出かけていって、子供たちと遊びも含めてワークショップをしながら、今現在、テーマ設定が幾つかできると思うんですけれども、例えば学校で、あるいは地域で、あるいはもう少し違うところで、暮らしの生活の場で、困っていることは何かということを聴取していく中で、そのコミッショナーが、大人が考える最善の利益と子供が考えているもののずれというものに視点を当てて、それに焦点を当てていくということはあり得る仕組みかなというふうに思っています。

それともう一つは、校則問題なんかが顕著だと思いますけれども、一自治体で起こっていることがほかの自治体に関係ないことは余りなくて、それは、市区町村がやっている救済機関と連携を取りながら、ここで起こっていることは、実はここの問題でもあるということの認識が深まっていけば、それは国全体の問題として働きかけをしていくということにはなっていくというふうに思うので、多様な意見の聴取のルートがあるというふうには感じています。

○浅野委員　ありがとうございました。

おっしゃっていただいたことは非常に理解ができましたし、やはり子供コミッショナーだけいればよいというものではないですし、やはり横展開の仕組みだったりとか、あるいは現場に伴走型支援をするような存在というものも必要なのではないかなというふうに、今の話を聞きながらやはり認識を新たにいたしました。

その関係でいきますと、次は、末冨参考人にお伺いしたいんですが、参考人も、先ほどの説明の中で、やはり重層的な支援体制の構築が大事だというふうにおっしゃっていました。今、野村参考人の方もおっしゃっていただいておりましたが、やはり横展開の仕組みであったり、現場に寄り添う役割であったり、あるいは少し高い視点から見る役割であったり、こういった存在の必要性というのが今感じているわけでありますけれども、参考人が先ほどおっしゃっていた重層的な支援体制というもののイメージがあれば、少し御説明をいただきたいというふうに思っているのが一つ。

あと、続いて、古賀参考人の方でも、学校のプラットフォーム化というお話をされていましたけれども、これも恐らく似たような概念なのではないかなというふうに思いますので、古賀参考人の方からも、この学校のプラットフォームについて少し御意見をいただければと思います。

○末冨参考人　御質問ありがとうございます。

再び二十六ページ目のスライドを用いながら説明をさせていただきたいと思います。

具体的にどのようなことかと申しましたけれども、先ほどの御質問があったときに、子供ソーシャルワーカーあるいはスクールソーシャルワーカー等の必要性は申し上げました。ただし、それらの専門職だけでなく、子供に関わる大人や組織がいかに体制を整備していったり、ルールを作っていくかということだろうと考えております。

こちらの方は、部活動の地域移行を事例に説明をさせていただきます。私、スポーツ庁で委員もやっておりますが、その議論の中でも同じようなことが話題になっております。まず、下から申し上げますと、現在、部活動の地域移行に際しては、日本スポーツ協会が設定したガイドラインに基づく指導者の研修をして、資格を取っていきましょうということが言われております。なぜかというと、それが子供の権利やアスリートの権利を保護する内容を含むからです。あわせまして、そのスポーツ関係の団体でも、まず相談体制を整備するということが言われています。

あわせまして、学校、園や学校の外に移行していくであろう地域スポーツ活動や文化活動の中で、もしも何か問題が起きた、あるいは、とても親に追い詰められているんだ、自分はといったようなケースを発見したときに、専門家でない大人こそ悩むわけですよね。

それは、野村先生の準備された事例集にもたくさんございますが、そうしたときに、先ほど申し上げたとおり、一元化された窓口と連絡相談の基準が必要になります。こうした事例を見聞きしたあるいは心配だといった場合、必ずここに報告してくださいねという責任ある部署を設け、そこから関連する機関あるいは子供の権利擁護の仕組みにつなげていく。

どこにつなげたらいいのだろうかという司令塔が必要で、その司令塔は、先ほど申し上げたスクールソーシャルワーカーだけでは専門性は発揮できません。やはり法曹の専門家、それからカウンセラーや、あるいは子供アドボケーター、子供の声に丁寧に寄り添う専門性を持った人々が主要な自治体に配置され、きちんと難しい事例に対して、次はここにつなぎながら見守りの体制をこうしましょうということがなければならないと思います。

そうしたことを各自治体独自で整備することはとても難しく、国の調査検証事業等によって具体の取組の検証が進められ、このように充実し、このようにガイドラインを整備したらいいのではないかという支援があってこそ初めて実現していくものであろうというふうに考えます。

あわせまして、学校プラットフォームにつきましては、私が内閣府の子供の貧困対策の委員になりました二〇一四年から提唱し、かつ、その実現を熱望してきたものでございまして、そうした子供の貧困対策や子供の虐待を守るための仕組みも、今申し上げた重層的な仕組みの中に含まれると存じます。

以上です。ありがとうございます。

○古賀参考人　私、十七ページのところに、高校中退者への支援組織づくりということで表示させていただいております。

今ちょっとお話があったんですが、スクールソーシャルワーカーなんかも、養成が十分に行われていないので、実は多くの学校にこれを配置するのは簡単ではなかった。ですから、これは研修をして、サポート体制という形で支援チームというのをつくって、人員をつくるところから踏み出していったというのが現状だったんですね。

かつ、学校の先生方は多忙化です、今。お忙しい。ですから、コーディネーターになる先生を置いていただいて、学校はハブになっていただいて、各組織との連携の窓口をつくっていただくということをやりました。そうしないと、全ての担任の先生が同じような比重で仕事を負うと、これは支援どころではなくなってしまうという現状があります。ですから、プラットフォーム化するための条件整備ということにかなりの時間と手間をかけました。

同時に、その中で、先ほど出ました関係諸機関との連携を図る。これも顔の見える関係でつくる。つまり、例えば相手方の組織のどなたがこういう対応をしてくださる方なのかというところまで入ってやるという実務者レベルでのものをつくったということですね。

こういったような一連の作業、ネットワーク構築作業があって初めて支援体制として有効に活用できるというのが現状だと思います。ですので、私が言いたかったことは、こういうプラットフォームを現実的につくるということの作業が必要ということでございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

やはり重層的な支援体制の構築はもちろん進めていきたいと思いますが、最後に末冨参考人がおっしゃっていた、我々一人一人が子供と対話して、子供に寄り添う、研修も是非私も受けてみたいと思いましたので、本日はありがとうございました。

以上で終わります。

○上野委員長　次に、堤かなめ君。

○堤委員　立憲民主党の堤かなめでございます。

まず、限られた時間でありながら、大変内容の濃い貴重な御意見をいただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

では、まず野村参考人にお聞きします。

政府提出のこども家庭庁設置法案には、第七条にこども家庭審議会の設置の規定がございます。参考人は同審議会とコミッショナーの関係についてどのようにお考えか、お聞かせください。

○野村参考人　質問ありがとうございます。

御指摘のこども家庭審議会は、こども家庭庁に置かれる諮問機関としての審議会に当たるものというふうに理解しています。こども家庭審議会が専門的な立場から内閣総理大臣又はこども家庭庁長官に意見を述べる、そういう仕組みで、これは縦割り行政を排するという意味ではとても重要な仕組みだというふうに見させていただきました。

ただ、他方で、こども家庭審議会は諮問機関であることから、内閣総理大臣あるいは関係大臣、あるいはこども家庭庁長官ですか、その諮問に応じる、いわば政府から意見を求められる、そういう制度設計になっている。

子供コミッショナーは、政府から距離感を保った子供の代弁者というところに意義がありますので、子供の意見やこれを踏まえた発意で活動する。つまり、諮問に応じてということではなくて、子供からの、あるいはそのコミッショナーの発意をもって動くということが何よりも大事で、その意味では、こども家庭審議会は、それはそれとして重要であるとしても、子供コミッショナーとは原理的には違うものというふうに理解しています。

○堤委員　それでは、野村参考人からは、コミッショナーの設置は、児童の権利条約を批准している国、締約国の中核的義務であるということ、それから、世界七十か国以上で既に設置されている、また国内では四十三市区町村に既に設置されている、そういったお話がございました。

そこで、全員の参考人の皆さんにお聞きしたいんですけれども、子供コミッショナーに当たるものとして、我が党立憲民主党案では子どもの権利擁護委員会を設置するとしております。このことについて、不十分な点もありましたら、参考人の皆様から御評価をいただきたい。あるいは、子供コミッショナー全般に関してどのように思っていらっしゃるか、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○古賀参考人　私、国レベルでは、なかなかコミッショナーというのは難しいんじゃないかという印象を持ちます。

というのは、我々、有識者会議でいろいろな議論をして、第三者的な立場の方のコメントもいただいていますけれども、やはりそれを含み込まない限り、国の政策に関わるところでは議論は進まなかったというように思います。

同時に、個別の地域でのいろいろな事例や係争の問題になってくれば、これは、いじめが先ほど紹介されていましたが、いじめの場合に端的でございますけれども、実際、第三者の人が入ってやっていくというスタイルが取られております、現状でも。それをもっと更に促進して、精緻にしていくという作業が早いのではないかなという印象があります。

というのは、教育ぐらいステークホルダーがたくさんいる領域はないんですね。ですから、この辺のところの様々な立場の方々に同意いただくという作業からいうと、今のような、地域レベルでやっていくということがまず優先されるのではないかと思います。

○土肥参考人　子供コミッショナーの組織の在り方、どういう位置づけにしていくかということについては、私、専門でもありませんので、ちょっと具体的に意見を持ち合わせているものではないんですけれども、やはり一番重要に考えなければいけないのは、子供の声がきちんと響いていく社会になっていたりだとか、子供の最善の利益を考えていくということが重要だと思いますので、それに合わせて検討していく必要があるんだろうなというふうには思います。

○野村参考人　立憲民主党案の子どもの権利擁護委員会、これは合議制の機関ですけれども、私は重要なものとして基本的に評価をしています。これは、各国によって、独任制のものがあったり、合議制のものがあったり、それはいろいろで、日弁連の意見書でも実は合議制を提案しています。その観点から、とても重要な仕組みだというふうに理解しています。

なお、先ほど古賀参考人の方から、個別的な地域の問題として解決すればいいのではないかというお話がありましたが、実は、我が国の法制度というのは、自治体でやっているほとんど全てのことはその根拠が法律にあるという仕組みになっています。その意味では、地域で起こっている事柄、地域ごとの運用の問題は地域で解決すればいいということになりますけれども、その大本をたどっていくと、実は国の法律に行き当たることというのがたくさんある。多分、地方分権も同じで、これは地方の問題でしょうというふうに言っていて、確かに、地方の運用を直せばいいところもあるんですけれども、寄せ集めてみると、それが国の基準であったり、あるいは政省令の問題であったり法律の問題であるということに、この間ずっと気がついてきたわけです。

子供の問題も、当然、地域レベルで行われていることはほとんどだけれども、その大本をたどっていくと実は法律があって、そこに手をつけなければ解決できない問題というのはたくさんあるだろうし、人権侵害というのは全国的な規模の問題でもあるので、国にコミッショナーを置くということは不可欠であろうというふうに考えていますし、御質問は立憲民主党案だと思いますけれども、立憲民主党案は私は評価をしています。

以上です。

○末冨参考人　子どもの権利擁護委員会に関する規定につきましては、私も幾つかの重要な要素を含むものと考えております。

一つは、子供の権利の重大事態に関して、特定

2022年5月11日
内閣委員会
（質疑要旨）

こども家庭センター設置における人材確保について

2022.5.11（Wed）内閣委員会（こども家庭庁設置法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●現在自治体には、妊産婦や乳幼児の相談を受ける「子育て世代包括支援センター」と、虐待や貧困等の問題に対応する「こども家庭総合支援拠点」が併存するが、政府は二つを一本化し、子育て世帯を包括的に支援する「こども家庭センター」を設置をめざす。

●2021年4月時点で、支援センターは全市区町村の9割で設置済みだが、支援拠点は4割弱に留まっている。

委員会での浅野の発言要約

「『こども家庭センター』の設置による業務負荷の増加に対して、人材をどのように確保していくのか。」



政府の答弁要約

「これまで両分野の相談支援に関わった経験者の活用、自治体規模に応じた柔軟な人員配置、子供家庭福祉の認定資格の積極的な取得促進等により、適切な人材確保の支援を行っていく。」



保健師等専門職の人材確保について

2022.5.11（Wed）内閣委員会（こども家庭庁設置法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●保健師の児童相談所への配置割合は令和2年度で58％。

●厚生労働省の調査によると、20～30代の保健師の定着には、処遇改善はもとより、自己のキャリアアップや子育てしながら働ける環境の整備が必要と指摘されている。

●専門職の人材確保に向けては、多様なアプローチが必要と考える。

委員会での浅野の発言要約

「保健師等の専門職の人材確保に向けて、どのように取り組んでいくのか。」



政府の答弁要約

「現在、国として運営に必要な財政支援や研修等を主催して資質向上のための環境整備を実施しているが、今後も自治体における保健師等の確保と育成を支援していく。」



2022年5月11日
内閣委員会
（質疑要旨）

小規模自治体における体制整備について

2022.5.11（Wed）内閣委員会（こども家庭庁設置法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●小規模自治体が支援拠点を設置していない理由として、人員不足に加え、地域の少子化等から高齢者への対応を重視せざるを得ないことが挙げられている。

●また、児童虐待件数が少なく専任担当者を置く必要性に乏しい課題もある。

委員会での浅野の発言要約

「『こども家庭センター』を全国に展開していくに当たって、小規模自治体に対して、どのように体制を整備していくのか。」



政府の答弁要約

「小規模自治体がこども家庭センターを円滑に設置できるよう人材確保のための財政支援、複数の自治体による共同設置を可能としたり、柔軟な人員配置を認めるなど、しっかりと支援していく。」



特別児童扶養手当の所得制限について

2022.5.11（Wed）内閣委員会（こども家庭庁設置法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●子の出生数が減る中、障害児支援サービスを利用する子どもは2019年度までに40万人に増加している。

●障害児を育てる保護者には「特別児童扶養手当」が支給されているが、所得制限が設けられている。
例えば、扶養一人の場合、受給対象となる保護者の所得目安は約686万円。

●障害を持つ子を養育する家庭では、片方の親が働き方を制限せざるを得ないといった事情もある。

委員会での浅野の発言要約

「特別児童扶養手当に、所得制限が設けられている理由は何か。」



政府の答弁要約

「限られた財源を活用し、特に支援を必要とする方に支給を行う必要があること、児童手当等にも制限があること、障害福祉サービス等が所得に応じた利用者負担の仕組みとなっていること等から設けている。」



2022年5月11日
内閣委員会
（質疑要旨）

特別児童扶養手当の申請却下率の地域差について

2022.5.11（Wed）内閣委員会（こども家庭庁設置法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●特別児童扶養手当について、2020年度に申請を却下された人の割合が地域によってばらつきがある。
（却下率：秋田県0.3%、横浜市：62.2%）

●審査を担当する判定医の個人差も要因とされている。

委員会での浅野の発言要約

「政府として、現状の認識と今後の対策について伺う。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「精神の障害について、認定の地域差があることを確認しており、各自治体に障害の程度や認定要領を改めて周知した。今後は、等級認定のガイドライン作成に向けて調査研究を行っていく。」


堀内政府参考人

出産費用の保険適用について

2022.5.11（Wed）内閣委員会（こども家庭庁設置法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●出産にかかる費用は、公的病院で全国平均約51万円に上り、最低限水準でも約44万円となっている。

●現行の出産育児一時金は、42万円となっている。

●安全な分娩に必要な医療的行為とそれ以外の付加的サービスの費用を分離することで、母子の安全な出産環境を維持しつつ、公費の適正な分配環境に近づくと考える。

委員会での浅野の発言要約

「出産費用の付加的サービスを分離して、医療的行為を保険適用にすれば、安心して誰もが出産できる環境が整うのではないか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「疾病や負傷に対してという健康保険の基本的な考え方を見直す必要があること、定率の自己負担が増えること等から、慎重な検討を要すると考える。」


榎本政府参考人

第二百八回国会
衆議院

内閣委員会議録　第二十四号

令和四年五月十一日（水曜日）
午前九時開議

出席委員

委員長	上野賢一郎君		
理事	井上　信治君	理事	工藤　彰三君
理事	平　将明君	理事	藤井比早之君
理事	森田　俊和君	理事	森山　浩行君
理事	足立　康史君	理事	國重　徹君
	赤澤　亮正君		伊東　良孝君
	石橋林太郎君		石原　宏高君
	石原　正敬君		金子　俊平君
	小寺　裕雄君		塩崎　彰久君
	杉田　水脈君		鈴木　英敬君
	髙木　啓君		永岡　桂子君
	平井　卓也君		平沼正二郎君
	松本　尚君		宮路　拓馬君
	宗清　皇一君		山田　賢司君
	吉川　赳君		和田　義明君
	阿部　知子君		荒井　優君
	大串　博志君		大西　健介君
	岡本あき子君		堤　かなめ君
	中谷　一馬君		藤岡　隆雄君
	本庄　知史君		山岸　一生君
	山田　勝彦君		阿部　司君
	早坂　敦君		堀場　幸子君
	河西　宏一君		平林　晃君
	浅野　哲君		塩川　鉄也君
	緒方林太郎君		大石あきこ君
	櫛渕　万里君		

議員	加藤　勝信君
議員	勝目　康君
議員	木原　稔君
議員	塩崎　彰久君
議員	丹羽　秀樹君

議員	岡本あき子君
議員	早稲田ゆき君
議員	三木　圭恵君
国務大臣（こども政策担当）	野田　聖子君
文部科学副大臣	池田　佳隆君
内閣府大臣政務官	小寺　裕雄君
内閣府大臣政務官	宮路　拓馬君
内閣府大臣政務官	宗清　皇一君
文部科学大臣政務官	鰐淵　洋子君
政府参考人（内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室長）	谷内　繁君
政府参考人（内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室審議官）	蝦名　喜之君
政府参考人（内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室審議官）	相川　哲也君
政府参考人（内閣府政策統括官）	笹川　武君
政府参考人（内閣府子ども・子育て本部統括官）	藤原　朋子君
政府参考人（法務省大臣官房審議官）	堂薗幹一郎君
政府参考人（出入国在留管理庁在留管理支援部長）	君塚　宏君
政府参考人（財務省大臣官房審議官）	青木　孝徳君
政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）	淵上　孝君
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）	川又　竹男君
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）	堀内　斉君
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）	榎本健太郎君
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）	横幕　章人君
政府参考人（厚生労働省雇用環境・均等局雇用環境総合整備室長）	岸本　武史君
内閣委員会専門員	近藤　博人君

委員の異動
五月十一日
辞任
平沼正二郎君
松本　尚君
大串　博志君
堤　かなめ君
中谷　一馬君
本庄　知史君
山岸　一生君
大石あきこ君
同日
辞任
石橋林太郎君
塩崎　彰久君
阿部　知子君
荒井　優君
大西　健介君
岡本あき子君
山田　勝彦君
早坂　敦君
櫛渕　万里君
補欠選任
石橋林太郎君
岡本あき子君
大西　健介君
荒井　優君
山田　勝彦君
阿部　知子君
早坂　敦君
櫛渕　万里君
補欠選任
石原　正敬君
松本　尚君
山岸　一生君
中谷　一馬君
藤岡　隆雄君
大串　博志君
本庄　知史君
浅川　義治君
大石あきこ君
同日
辞任
石原　正敬君
藤岡　隆雄君
補欠選任
平沼正二郎君
堤　かなめ君

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
こども家庭庁設置法案（内閣提出第三八号）
こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第三九号）
こども基本法案（加藤勝信君外十名提出、衆法第二五号）
子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（城井崇君外十一名提出、衆法第八号）
子ども育成基本法案（三木圭恵君外二名提出、衆法第二七号）

○上野委員長　これより会議を開きます。
内閣提出、こども家庭庁設置法案及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案並びに加藤勝信君外十名提出、こども基本法案、城井崇君外十一名提出、子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案及び三木圭恵君外二名提出、子ども育成基本法案の各案を一括して議題といたします。
この際、お諮りいたします。
各案審査のため、本日、政府参考人として、お手元に配付いたしておりますとおり、内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室長谷内繁君外十三名の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○上野委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○上野委員長　質疑の申出がありますので、順次これを許します。藤井比早之君。

染症の影響で基礎となる調査が一年遅れましたので、次は一年遅れた形になることを想定しております。（足立委員「いつになりますか」と呼ぶ）来年になります。二〇二三。

その方法については、これは私どもの審議会で議論をしていただきながら、一般的な科学的な知見から議論いただいて行うということでございます。

○足立委員　ありがとうございます。

確かに、人口政策というのは政治的にも難しいテーマで、余り言い過ぎるとまた炎上するのでこれ以上は言いませんが、先ほど申し上げたように、やはりいろいろな意味で、私は、個人的には一億人を割りたくないな、そのためにいろいろ考えないといけないなと思うときに、理論上は、選択肢は、子供たちがたくさん生まれてくれば人口は中期的には回復していく。移民を入れれば当然そうなるということですが、移民はいろいろな入れ方、移民政策はバリエーションがいろいろあって、ポイント制とかで、その国のためになる人だけをスクリーニングして入れるという国もたくさんありますね。

他方、子供たちは、生産年齢人口になるまでは時間がかかります、二十年なりかかります。その間は、いわゆる子育ても社会保障の一つだとすれば、子育てにかかる社会保障の費用は膨らみますね。そういうところの財政的な負担をどれぐらい野田大臣は考えたことがあるのか。

私は余りちゃんと考えたことはないんですが、なぜ私が考えたことがないかといえば、いずれ生産年齢人口になって返ってくるわけだから、子育て費用は投資だという考え方に基づいて、これは財政負担なのではなくて投資なんだということで、十年でも二十年でもいい、それは気にせず、国民民主党さんのように教育国債と言うつもりは我々は今のところないんですが、これは投資であるということで考えています。

どれぐらいの規模で社会保障負担が膨らむのかということについて、大臣は何か御見解というかがおありかどうか、教えていただきたいと思います。

○野田国務大臣　今、足立委員からもろもろ御示唆もありまして、まず、やはり、負担とかそういう形ではないと思うんです。本来ならばやるべきこと、子供に対する投資を怠ってきたということで人口減少が始まっているので、当然やるべきことを今後はやるので、何か負担ではないというやはり線引きをしないといけない。投資であって、無駄になくなっていくお金ではなくて、リターンが必ず、当然国内にも返ってきますし、また、世界的なやはり評価にも、人口が減るということじゃなくて、ボリュームゾーンがどんどん高齢化するというのは、やはり他国からしても投資意欲に欠く国になっていくので、そういう意味では、子供が育っていくことが大事。

先ほどおっしゃったように、産み育てるというのは極めて個人的なことなので、とりわけ男性からはなかなか、言うと問題になってくる長い歴史がありましたので、今は、産まないという選択をされた方の権利をしっかり守りつつ、ただ、産みたいと願っている人が、さっきの希望出生ですね、一・八あるのにもかかわらずそこに到達できていないという問題点を解決するために、様々、取り組んでいないことを取り組みましょうと。

例えば、やはり顕著なのは、男性の育児、家事参加が全然足りていませんよねとか、お金を全然使っていませんよねとか、そういうことがまだ山積みなんですね。そういうことをクリア、明らかにして、皆さんで、そのお金は出し方は様々あると思う、これに限るということも、いろいろな形でお金をコンセンサスを得て集めていくことが大事、そういうふうに思っています。

○足立委員　ありがとうございます。

時間が来ましたので終わりますが、先ほどの推計、私は、推計も、政府目標が一・八なら、やはりそれを推計に入れるべきだと思うし、それから、今の話も、私は投資だと思うので、負担だとは思わないけれども、客観的に、一・八が足下で実現したらどれぐらいの財政負担になるのかということの検討もしていただきたいとお願いをして、また予算委員会でこのテーマを取り上げることを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございます。

○上野委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願いいたします。

今日は、厚労省そして文科省さんにも来ていただきながら、子供行政に関する様々な各論も含めて質疑をさせていただきたいと思いますが、まず取り上げたいのは、こども家庭センターをこれから設置していくに当たって、幾つか懸念点がありますので、その質疑をさせていただければと思います。

現在、各自治体には、母子保健法に基づいて、妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受けるための子育て世代包括支援センターというのがございます。それと併せて、また別の法律、児童福祉法に基づいて、虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応するための子ども家庭総合支援拠点、こういった拠点もございます。これらが今併存している状況なんです。

二〇二一年四月、昨年の四月の時点で、例えば、先ほど最初に申し上げた子育て世代包括支援センターというのは全市町村の九割を超える千六百三市町村で設置が済んでいる。一方、子ども家庭総合支援拠点、いわゆる虐待や貧困問題に対応するための拠点ですが、こちらは四割弱の六百三十五市区町村にとどまっているのが現状であります。

今回、児童福祉法の改正も議論をされておりますけれども、この中では、この子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点とを一本化してこども家庭センターというものを設置するということにしておりまして、市町村には努力義務が課される、そういった現状があるということをまず冒頭申し上げた上で、一つ目の質問なんですけれども、やはり、人材をどのように確保していくのかということを伺いたいと思います。

これまで例えば子育て世代包括支援センターを設けていた自治体、全体の九割以上あるということなんですけれども、ここに新たに包括支援拠点的な機能を加えてこども家庭センターを設置するためには、どうしても業務負荷が増大してしまいます。

まず確認したいのは、業務負荷が増えるということは明らかですので、これを、職員のスキル向上、能力強化によって達成するのか、もちろんそれも必要だと思うんですけれども、やはり、職員の人材の新たな確保、純増という部分がしっかり前提となっているべきだと思うんですけれども、その辺りについて、政府の見解を伺いたいと思います。

〔委員長退席、工藤委員長代理着席〕

○川又政府参考人　児童虐待防止や家庭支援の充実のために、今般の児童福祉法改正案におきまして、現行の児童福祉の子ども家庭総合支援拠点、母子保健の子育て世代包括支援センターの機能を維持した上で見直して、一体的に相談支援を行う機関としてこども家庭センターを創設するという趣旨でございます。

このセンターでは、全ての妊産婦、子育て世帯、子供に対する相談を行うこと、子育て世帯に対して計画的に支援を行うためのサポートプランの作成を行うことなどの業務を実施するということとしております。

センターにおいてこのような業務を担う人材を各地域で確保していくことは大変重要と考えております。その確保に当たっては、これまで両分野の相談支援や指導に関わった経験者の活用、自治体の規模に応じた柔軟な人員配置を認めること、市町村向けの研修の充実、児童福祉法改正案において導入することとされている子供家庭福祉の認定資格の積極的な取得促進などによりまして、市町村において適切な人材が確保できるように、国としても支援をしてまいりたいと考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。

何をやろうとしているのかは理解できましたし、その必要性も、直ちに否定されるものではないと思いますけれども、やはり、柔軟な人員配置であったり資格取得の促進といったような受入れ環境の整備とか、あるいはプッシュ型の支援、こういったことは必要だと思うんですけれども、一番大切なのは、その仕事に就きたいと思える人間をより多く増やしていくことだと思うんですね。モチベートしていくことというのもまた必要だと思います。

次の質問なんですけれども、例えば保健師の児童相談所への配置割合というのがございまして、令和二年度では五八％だそうです。政府の目標としては今年度までに一〇〇％という目標を立てているんですが、非常にこれは、達成の見通し、厳しいものがございます。

児童相談所だけでこのような状況ですので、さらに、こども家庭センターを整備するために、例えば総合支援拠点のような機能をより多くの自治体に設けていこうとすると、やはりそういった能力のある人材に主体的、積極的に参加していただかなければなりません。

ただ、平成三十年度に保健師の活動基盤に関する基礎調査というのを政府が行っておりまして、特に若い二十代、三十代の保健師の定着のためには、一つ、処遇改善というのはよく議論されることですけれども、自己のキャリアアップが図れる職場環境の整備や、子育てをしながら働くことができる労働環境への改善というのが必要だという指摘がされたそうでございます。

ですので、柔軟な人員配置ですとか資格取得促進というのは否定はしませんけれども、少し論点としてもうちょっと多様なアプローチをした方がよいのではないかというふうに思っておりますが、この人材確保に向けてどのように取り組んでいくのか、改めて答弁を求めたいと思います。

○川又政府参考人　お答えします。

妊産婦や子育て家庭、子供への相談支援等を適切に行うためには、専門的な知識を有する保健師の人材確保は重要と考えております。

今回の改正法案で盛り込んでおりますこども家庭センターにおける具体的な保健師の配置については、今後検討していくこととなりますが、例えば現行の子育て世代包括支援センターにつきましては、国として、保健師等の専門職の配置を一名以上求めるとともに、その運営に必要な財政支援、これは子ども・子育て支援交付金で措置しておりますが、を行っております。また、毎年、保健師等の母子保健関係者を対象とした国主催の研修の開催など、資質向上のための環境整備を実施をしてきたところでございます。

今後とも、自治体における保健師等の確保と育成の取組を支援し、相談支援体制の整備を引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○浅野委員　やはり、ちょっと先ほどと同様の議論になってしまうんですが、財政支援ですとかそういったことは必要だと思う一方で、やはり、保健師になりたい、保健師として働きたいという人が、若い世代がもっと多く誕生していくような環境整備というものが重要になっていくんだと思いますので、その点も抜けのないように是非御検討いただきたいと思います。

野田大臣にはちょっと質問通告はしておりませんので要望にとどめますが、やはり、人員確保に向けては予算の確保というのは大事なんですけれども、非常に、子育て支援とか福祉分野、保健師さんなんか特にそうですけれども、この仕事に就こうという若者が今全体的に減少傾向にあるというのもまた現実としてありますので、財政措置や資格取得促進というような施策に加えて、そういった若者を喚起するような取組というのも是非今後の運営の中で考えていただきたい。これは要望にとどめさせていただきます。

次の質問なんですけれども、小規模自治体ではどうなのかという議論もさせていただきたいと思います。

小規模自治体では、これまで支援拠点というのを設置してこなかった自治体も多くございまして、やはりその理由としては、地域の少子化などから高齢者への対応を重視せざるを得ず、子供にお金、予算を措置することがそもそも難しいであるとか、児童虐待件数が認知件数が少なく、児童虐待担当者などの専任担当者を置く必要性に乏しいといった理由がこれまで挙げられてきました。

この環境についてはこれからもそれほど大きく変わるものではないと思うんですけれども、ただ、こども家庭センターを全国に展開していく中で、やはり小規模自治体にどう対応していくのか、これは考えなければならない問題だと思いますので、現時点での政府の考えを伺いたいと思います。

○川又政府参考人　御指摘のように、地域において様々な事情があるという点は念頭に置く必要があると考えております。現在、既に全市町村のうち九二％、御紹介ございましたが、九二％の市町村におきまして、母子保健の子育て世代包括支援センター若しくは児童福祉の子ども家庭総合支援拠点のいずれかが設置されているという状況にはございます。

児童虐待を未然に防止をし、家庭支援を強化していくため、児童福祉の分野と母子保健の分野の一体的な対応が重要であるということは、これはどの自治体にも言えることであるというふうに考えております。今回の改正案において、可能な限り早くこども家庭センターを全国展開できるように、自治体に促してまいりたいと考えております。

その上で、小規模自治体については、先ほどの子ども家庭総合支援拠点の設置が進まないことについて、審議会の専門委員会がまとめた報告書におきましても、自治体がその必要性は理解しつつも、人員確保の体制構築に関して課題があるということが指摘をされております。

厚労省としても、小規模自治体がこども家庭センターを円滑に設置できるよう、人材確保のための財政支援を行うこと、複数の自治体が共同で設置することを可能とすることや、柔軟な人員配置を認めることなどを検討し、自治体の御意見も伺いながら、その設置につきましてしっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

○浅野委員　ありがとうございました。

では、次のテーマに移りたいと思いますが、次は野田大臣にお伺いしたいと思います。

これまでこの法案審議の中で、子供コミッショナーに関する質疑、様々な委員の皆様がされてまいりました。例えば、四月二十二日の当委員会では、立憲民主党の中谷委員が、ヨーロッパでは四十七か国中三十四か国が既に導入済みなんだということを引用しながら、この子供コミッショナーの必要性について政府の認識をただしたんですけれども、野田大臣は、やはり、与野党において様々な議論や提案がされているのでそれを注視したいということを述べておられましたし、政府としては、当事者や有識者の意見を聞くことで、公平性、透明性を確保しながら、子供の権利利益の擁護を図っていく、こども家庭審議会においての話ですけれども、そういった答弁をされてきました。翌四月二十七日も同様に、立憲民主党の櫻井委員が同じ質問をされたときも同じような趣旨の答弁をされましたし、今日の午前中も、大西委員が同様な観点で質問した際にも同じ答弁を繰り返されております。

私、ちょっと今日あえて伺いたいのは、もう二週間ほど前からずっとこの子供コミッショナーの設置についての政府見解というものを質問し続けてきているんですけれども、そのたびに与野党の議論状況を注視するということで答弁をされてきております。実際にこの二週間にわたって、様々な観点からこの子供コミッショナーの必要性、委員ばかりでなく、参考人質疑の中でもその必要性が議論されてまいりました。

今日は、そういったこれまで注視いただいた内容を踏まえて、今どのように考えているのかということを、是非野田大臣には、これまでの答弁から一歩踏み込んだ答弁をいただければと思います

ので、よろしくお願いいたします。

○野田国務大臣　コミッショナーについては、現在様々な観点から御審議をいただいているところであります。

私、大臣としましては、政府提出法案で、子供の権利利益の擁護を任務とすることも家庭庁を創設することにしています。こども家庭庁においては、国会での御審議をしっかりと受け止め、子供の視点に立って、こども家庭審議会などで子供や子育て当事者や有識者等の意見も聞く、そのことにより、公平性、透明性を確保しつつ、子供の権利利益の擁護を図り、そして、その最善の利益を実現するために必要なことをしっかりと検討、実現してまいります。

○浅野委員　今のおっしゃること、政府、こども家庭庁においては、こども家庭審議会の中で公平、透明性を確保して取り組んでいくんだ、国会の意見も踏まえていくんだというその御意思、大変ありがたいですし、是非期待申し上げたいところではあるんですけれども、やはり参考人の皆様も言っていたのは、独立機関の必要性というものを非常に重要視されていたというふうに私は受け取らせていただきました。

政府として、政府の主体的な行為として、透明性、公平性を確保するために様々な取組をされるのはそれはいいことだと思う一方で、やはり、第三者機関の必要性、独立した機関の必要性というものについても、ここは国会も政府も謙虚に検討を進めていくべきなんだというふうに私は思うんですね。

ですので、今日、時間の関係でこれ以上質問はいたしませんけれども、是非、今後、省庁の中でも、第三者機関の必要性が本当にないのか、こども家庭審議会だけで十分なのかという部分については常に検討をしていただきたいですし、この委員会でも私は継続して議論させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

では、続いての質問です。

続いては、障害児支援について質問をさせていただきたいと思います。

厚生労働省の調査によると、子供の出生数が減る中、障害児支援サービスを利用する子供は一九年度までの五年間で約二倍の四十万人という数字まで、かなり増えております。

今日お配りした資料にもちょっと記載が、関連記事があるんですけれども、障害を持つ子供を養育する御家庭では、片方の親が働き方を制限せざるを得ない状況などがあることから、相対的に年収が低くなっているといった調査結果がございます。詳細はこの資料の方をお読み取りいただければと思うんですが、こういった状況を考えますと、障害者支援策の更なる拡充というものが常に出ている状況にあるんですけれども、これに対して、現状、政府がどのように対応しているのか、まず確認をさせていただきたいというふうに思います。

〔工藤委員長代理退席、委員長着席〕

○堀内政府参考人　お答えいたします。

障害児支援について御質問いただきました。

まず、障害児のいる家庭の費用負担を軽減する取組といたしまして、現行、児童発達支援等に係る利用者負担については、所得に応じて一月当たりの負担限度額を設定いたしまして、これとサービス費用の一割とを比較して低い方の額としておりまして、その負担が過重なものとならないようにしておるところでございます。

また、令和元年十月からは、三歳から五歳児の障害児に対する児童発達支援等の利用者負担につきましては、所得区分にかかわらず無償化するという取組を行っているところでございます。

また、子の障害の有無にかかわらず親の就労を支える社会というのを構築していく観点からは、親の就労により支援時間が長くならざるを得ない場合であっても、障害児が適切に発達支援を受けられるようにする必要があると我々も考えているところでございます。このため、児童発達支援や放課後等デイサービスにつきまして、親の就労に対応するために支援時間が長くなる場合も適切に評価されるよう、次期報酬改定に向けて検討してまいりたいと考えております。

○浅野委員　ありがとうございました。

今の施設の利用料については、所得制限つきで利用料負担に上限を設けているというような支援策の紹介がございましたが、もう一つ、今日、次に伺いたいのは、障害児を育てる保護者に対して、今、特別児童扶養手当が支給されておりますが、この特別児童扶養手当についても所得制限がかかっている制度になっております。

今、所得制限の内容と所得制限が設けられている理由について政府に説明を求めたいというふうに思います。

○堀内政府参考人　お答えいたします。

今御指摘がございました特別児童扶養手当でございますが、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づきまして、障害児を監護する父母等に対して支給することとしており、父母等に一定額以上の収入がある場合には支給しないということにしてございます。

この所得制限につきましては、限られた財源を活用し、特に支援を必要とする方に支給を行う必要があること、児童手当等の他の給付制度も制限があること、障害福祉サービス等についても所得に応じた利用者負担の仕組みとなっていること、そうしたことから設けているところでございます。

○浅野委員　聞く限り、先日質問した高等学校等就業支援金の所得制限の考え方とかなり似ているのかなというふうに思っておりまして、先ほど足立委員の質疑にもございましたけれども、個々の制度の趣旨、個々の制度ごとに所得制限の考え方を整理しているとはいいながらも、結構似た概念で全て所得制限がかかっているのではないかというふうに私は今考えております。ここについては、今後の委員会の中でもより議論を深めていきたいというふうに思いますが。

今日、次、取り上げたいのは、特別児童扶養手当については、申請の却下率、許可率と言い換えてもいいかもしれませんが、地域によってかなりばらつきがあるという実態が、今日お配りをした資料の二の方に報じられております。

地域差、却下率は最大で二百七倍にも上っているというような、かなり衝撃的な数字が出ておりますけれども、審査を担う判定医が一人でやっていたりだとか、一人でやるから個人差が出やすいとか、いろいろな課題が指摘されておりますけれども、政府においてこの問題を今どう認識して、今後どう対策していこうとしているのか、それについて答弁を求めたいと思います。

○堀内政府参考人　お答えいたします。

特別児童扶養手当につきましては、国が一律の認定基準を定めた上で、各自治体、都道府県や指定都市において認定事務を行っているところでございます。

一方、こうした特別児童扶養手当の対象となる障害のうち、特に精神の障害につきましては、私どもも、厚生労働科学研究ということで研究班で調査を実施しておりまして、御指摘のように、認定の地域差があるという報告があったところでございます。

このため、今年の三月に開催しました障害保健福祉関係主管課長会議におきまして、こうした調査結果の内容を周知するとともに、各自治体に対しまして、現在の特別児童扶養手当の精神の障害に係る障害の程度及び認定要領等について改めて周知し、適切な認定の実施を求めたところでございます。

また、今後につきましては、今年度から来年度にかけまして、厚生労働科学研究におきまして、特別児童扶養手当の精神の障害に係る等級判定のガイドライン、そうしたガイドライン案を作成するための調査研究などを実施していきたいと思っております。

この調査研究の結果等も踏まえながら、特別児童扶養手当の認定の適正化について検討してまいりたいと考えております。

○浅野委員　是非早急に進めていただきたいと思います。

今、ガイドラインの策定ですとか、運用の再徹底みたいな話をされておりまして、それも必要だと思うんですけれども、先ほど私が申し上げたように、やはり、判断するお医者さんが一人でやっているという、その属人性が非常に強いプロセスであることも一つの要因なのではないかというふうに思うんですね。

ですので、そこは是非運用を改めていくべきではないかと思いますし、今後の検討の中で、ガイドラインのみならず、体制面についても検討項目に含めていただきたい。このことをちょっと申し上げたいと思いますが、これについて、ちょっと御答弁、一言いただければと思います。

○堀内政府参考人　お答えいたします。

先ほど申し上げました厚生労働科学研究、これにつきまして今後行うこととしておりますので、今の委員の御指摘も踏まえまして、検討してまいりたいと思っております。

○浅野委員　よろしくお願いします。

じゃ、次の質問ですが、次は、出産育児一時金について質問させていただきます。

先日の本会議でもこの問題を取り上げさせていただきまして、現在政府では実態調査を行っているという答弁がございましたが、今日は、やはり、改めて調べてみますと、年々、出産にかかる費用というのが増えているようなんですね。厚生労働省の調査でもそれが明らかになりました。二〇一九年度は公的病院でも全国平均約五十一万円、個室料金代などを除く最低限の水準でも約四十四万円かかるとされておりまして、現在の一時金四十二万円では足りていない実態が指摘をされております。

今、この金額、一時金自体を引き上げてほしいという要望もある一方で、そもそも出産にかかる費用の保険適用ができないのかという声も多くございます。

やはり、安全な分娩に必要な医療的行為とそれ以外の付加的なサービス、快適性を向上させるような付加的なサービスというのを分離することによって、医療的行為についてはしっかりと保険を適用する、それによって安心して誰もが出産できる環境を整えつつ、ワイズスペンディングといいましょうか、公的なお金ですので、賢い利用を促進する、こういった考え方もできるのではないかと思うんですが、政府の見解を伺いたいと思います。

○榎本政府参考人　お答え申し上げます。

健康保険制度におきましては、労働者やその被扶養者の業務災害以外の疾病や負傷に対しまして療養の給付を行っているところでございますが、正常分娩につきましては疾病や負傷には当たらないということから療養の給付の対象とはしておらずに、すなわち、御指摘のとおり、保険適用はされていないという状況でございます。

一方、出産に要する費用の経済的負担の軽減を図るという観点から、正常分娩、異常分娩にかかわらず、先ほど御指摘のとおり、出産育児一時金を健康保険から現金給付として支給しているところでございます。

お尋ねの正常分娩を保険適用するということについてでございますけれども、幾つかやはり課題があるというふうに考えておりまして、例えば、一つは、身体の一時的な異常であります疾病や負傷に対して行われるという療養の給付の基本的な考え方自体を見直す必要があるということ、それからまた、保険適用といたしますと定率の自己負担が新たに求められることになりますので、地域によっては新たな自己負担が発生し得るということ、それからまた、出産においては、現在、分娩時の安心感あるいは産後ケアの充実といったことのために、必ずしも医療的な必要性にもよらない多様なサービスが提供されて、妊婦さんの方でそれを自由に選んでいただいているような実態がある中で、診療報酬でどのように評価をしていくのかといったような課題があることなどから、慎重な検討を要するというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

そういう論点も具体的に提示していただき理解が深まりましたので、今後また更に議論させていただきたいと思います。

今日は質疑時間が終了しましたのでこれで終わりにしますが、一問、スクールソーシャルワーカーについて取り上げようと思っておりました。こちら、是非、人員確保して、全ての子供たちが学校環境でも安心して過ごせるような環境整備に御尽力いただくことを最後に申し上げて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○上野委員長　次に、緒方林太郎君。

○緒方委員　よろしくお願いします。緒方林太郎です。

大臣に、今日、結構、少子化対策について議論しておられる方がたくさんおられたんですが、非常に端的な質問からスタートをさせていただきたいと思います。

これまでの少子化対策がほぼ失敗に終わってきた原因というのは何だというふうにお考えでしょうか、大臣。

○野田国務大臣　二〇二〇年の出生数は八十四万八百三十五人と過去最少となっていて、少子化の進行や人口減少は我が国の有事というべき大きな課題となりました。

今の問いにお答えするならば、実は少子化の背景というのは様々な要因があるわけで、例えば、そもそも個々人の結婚とか、その前に至る恋愛とか、又は出産、子育ての希望の実現を阻むものがたくさんあって、それに対して、少子化社会対策大綱というのがあるんですけれども、取り組んでいるものの、やはり若い人たちがそこに至るまでには、まだ到達し得ていない、まだやっていないような様々な施策、政策があるのだというふうに私は理解しているところです。

○緒方委員　希望出生率、先ほどから何度も出ていますが、希望出生率と実際の出生率の差分のところ、これは政策によって解消できるものだというふうにお考えでしょうか、大臣。

○野田国務大臣　政策というのをどういうことに捉えるか。例えば、教育とか又は働き方の慣習とか、様々、家の在り方とか結婚の在り方とか、とにかくありとあらゆる手だてを講じて、今までどちらかというと議論もされてこなかったことも、例えば、フランスの場合は、法律婚と事実婚、ほぼ平等で、子供がしっかり育てられるとか、そういうやはり様々な取組をしっかりと見聞して、それができるかどうかは政治判断があろうかと思います。

○緒方委員　そういう中、今日、自由民主党、立憲民主党の提案者から来ていただいておりますが、自由民主党、立憲民主党、そして政府の考える少子化対策というのはいかなるものでしょうかということについて、まず自由民主党、そして立憲民主党、そして野田大臣にお答えいただければと思います。

○塩崎議員　緒方委員の御質問にお答えをいたします。

少子化対策とはどういうものかということについての御質問でございますが、我々の提出しておりますこども基本法案、こちらの二条二項二号の中では、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するために、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援という形で、これらのものを全て子供施策という形で包含をしております。

こういったものと一体的に実施することによって、少子化対策も併せて、これまで以上に推進できるものというふうに考えております。

以上です。

○岡本（あ）議員　お答えします。

本日のやり取りの中で、野田大臣からも、先ほど、子供への投資を怠った結果という言葉がございました。大きな要因の一つではないかと思っています。

2022年5月13日
内閣委員会
（質疑要旨）

こども家庭庁による実態把握の推進について

2022.5.13（Fri）内閣委員会（こども家庭庁設置法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●こども家庭庁に諮問機関として「こども家庭審議会」が設置される。

●これまで国は自治体に、保育所等を年に一回は訪問して、問題がないか確認することを求めてきたが、自治体間の取組状況にはバラつきがある。

●英国では、自治体レベルでこども政策の責任者の配置を義務付け、国が全国の自治体の取組状況を定期的に評価している。

委員会での浅野の発言要約

「自治体の取組状況を確認するために、こども家庭審議会に教育委員会や教育機関等に対する調査権限を付与すべきではないか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「こども家庭審議会は直接活動を調査する機関ではないが、こども家庭庁等において地方自治体に対して施策の取組状況の調査を行い、必要な改善につなげていくことが重要と考える。」


岸田内閣総理大臣

こどもの権利利益擁護に取り組む独立機関について

2022.5.13（Fri）内閣委員会（こども家庭庁設置法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●こどもは自分にどのような権利があるのか知らなければ、権利が侵害されても声を挙げることができない。

●こどもの権利の周知やこどもの意見を聞いて改善を求める独立機関が必要と考える。

●スウェーデンでは「こどもコミッショナー」が施設で暮らすこどもの声を聴き、政府に改善を求め、こどもと接する職員の犯罪歴チェックの義務化等に貢献している。

委員会での浅野の発言要約

「こどもの権利利益の擁護に取り組む独立機関の必要性を検討していただきたい。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「第三者機関であるこども家庭審議会等で様々な声をしっかり聞かせていただき、透明性や公平性を確保しながらこどもの権利利益の擁護を図っていく。」


岸田内閣総理大臣

第二百八回国会
衆議院

内閣委員会議録　第二十五号

令和四年五月十三日（金曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　上野賢一郎君

理事　井上　信治君　理事　工藤　彰三君
理事　平　将明君　理事　藤井比早之君
理事　森田　俊和君　理事　森山　浩行君
理事　足立　康史君　理事　國重　徹君
赤澤　亮正君　伊東　良孝君
石原　宏高君　金子　俊平君
国定　勇人君　小寺　裕雄君
杉田　水脈君　鈴木　英敬君
髙木　啓君　高見　康裕君
永岡　桂子君　平井　卓也君
平沼正二郎君　松本　尚君
宮路　拓馬君　宗清　皇一君
山田　賢司君　吉川　赳君
和田　義明君　泉　健太君
おおつき紅葉君　城井　崇君
堤　かなめ君　中谷　一馬君
本庄　知史君　山岸　一生君
阿部　司君　浅川　義治君
遠藤　敬君　三木　圭恵君
平林　晃君　河西　宏一君
塩川　鉄也君　浅野　哲君
大石あきこ君　緒方林太郎君
櫛渕　万里君

議員　加藤　勝信君
議員　勝目　康君
議員　木原　稔君
議員　塩崎　彰久君
議員　鈴木　英敬君
議員　鈴木　隼人君

委員の異動

五月十三日

辞任　伊東　良孝君　東　国幹君
山田　賢司君　高見　康裕君
吉川　赳君　国定　勇人君
大串　博志君　おおつき紅葉君
本庄　知史君　泉　健太君
山岸　一生君　城井　崇君
阿部　司君　三木　圭恵君

補欠選任　東　国幹君　高見　康裕君
国定　勇人君　おおつき紅葉君
泉　健太君　城井　崇君
三木　圭恵君

議員　國重　徹君
議員　中野　洋昌君
内閣総理大臣　岸田　文雄君
国務大臣（こども政策担当）　野田　聖子君
内閣府大臣政務官　小寺　裕雄君
内閣府大臣政務官　宮路　拓馬君
内閣府大臣政務官　宗清　皇一君
政府参考人（内閣官房新しい資本主義実現本部事務局次長）　彦谷　直克君
政府参考人（内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室長）　谷内　繁君
政府参考人（内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室審議官）　蝦名　喜之君
政府参考人（デジタル庁審議官）　内山　博之君
政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　出倉　功一君
政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　淵上　孝君
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　岡崎　毅君
内閣委員会専門員　近藤　博人君

同日　辞任　東　国幹君　伊東　良孝君
国定　勇人君　吉川　赳君
高見　康裕君　山田　賢司君
泉　健太君　本庄　知史君
おおつき紅葉君　大串　博志君
城井　崇君　山岸　一生君
遠藤　敬君　浅川　義治君
三木　圭恵君　阿部　司君
櫛渕　万里君　大石あきこ君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

こども家庭庁設置法案（内閣提出第三八号）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第三九号）

こども基本法案（加藤勝信君外十名提出、衆法第二五号）

子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（城井崇君外十一名提出、衆法第八号）

子ども育成基本法案（三木圭恵君外二名提出、衆法第二七号）

○上野委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、こども家庭庁設置法案及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案並びに加藤勝信君外十名提出、こども基本法案、城井崇君外十一名提出、子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案及び三木圭恵君外二名提出、子ども育成基本法案の各案を一括して議題といたします。

この際、内閣提出、こども家庭庁設置法案に対し、森山浩行君外一名から、立憲民主党・無所属提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。森田俊和君。

こども家庭庁設置法案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○森田委員　ただいま議題となりましたこども家庭庁設置法案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

子供を産み、育てていくためには、何かと出費がかさみます。他方、我が国においては、ここ数十年間賃金はほとんど上がっておらず、子育て世帯の経済状況は厳しさを増しております。こうした状況の下、子育て世帯に対する給付など、子育て支援の充実が求められておりますが、我が国の家族関係社会支出の対ＧＤＰ比は、依然として低水準にあります。そこで、立憲民主党といたしましては、子供施策に係る予算について具体的な数値目標を設定し、これを確実に増額し、児童手当の支給対象の拡大及び児童扶養手当の増額等を行うべきであると考えております。

また、政府案においては、教育はこども家庭庁の所掌事務に含まれておりませんが、子供施策を総合的かつ効果的に実施するためには、教育も含め、子供施策を一元的につかさどる新たな省の創設が必要であります。

さらに、子育てにおいて家庭は大切なものであるとは認識していますが、貧困、虐待等、家庭だけでは抱え切れない課題も数多く存在しており、家庭が子供の権利を尊重して助けてくれる場にな

んな構造をつくれるのかということが大事だと思うので、構造を変えていく、それが行政のトップである総理の仕事だと思うんですね。

口ではいろいろなことを、成長や分配を言いますけれども、それ以外にないです、こうやってウクライナ危機が出てくると。それを我々政治家も肝に銘じて進めていかなくてはならないなと。大谷選手が教えていただいた、できないかも分からぬけれどもやってみる、やればできたという若い人たちの思いに、希望に応えられるような政治でなければならないなと思っております。

最後になりますけれども、子供のマスクの問題、総理もコメントされておりますが、子供のマスク、本当に、僕が一番心配しているのは、呼吸もそうですけれども、顔の表情が分からないというその部分については、今後、是非、子供のマスクの着用の義務といいますか、強制力がないのか分かりませんが、できるだけ総理のメッセージとしてお出しいただけることはできないでしょうか。

○岸田内閣総理大臣　マスクに対する基本的な考え方は、先ほど答弁させていただきましたので繰り返すことはいたしません。

しかし、今後については、我々は、できるだけ平時を目指して、今、移行期間として、感染症対策をしっかり維持しながら、できるだけ経済社会を動かそうという方向で取組を進めています。感染状況ですとか専門家の皆様方の意見もしっかり踏まえながら、現実的な対応を絶えず考えていかなければいけない課題であると認識をしています。

マスクについても、今後の動向をしっかり見極めた上で、政府として考え方を明らかにしていきたいと思っております。

○遠藤(敬)委員　終わりますが、たらい回しのない子供政策、野田大臣、トップとして、是非、頑張っていただきたいと思います。

終わります。

○上野委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

総理、今日はよろしくお願いいたします。

時間が五分しかございませんので、二問まとめて質問させていただきたいと思います。

これまで、こども家庭庁設置法、関連法に対する質疑を行っておりましたが、今日は、取り上げたいのは一つだけ、子供コミッショナー制度につながる提案を二つさせていただきたいと思います。

子供に関わるこれまでの政府の取組といいますのは、少子化に対する危機感を背景に、出産や子育てに関する支援に重きが置かれてきたと、今認識をしております。

近年は、保育所の待機児童の解消といった量の確保というものを最優先課題として取り組んできていると思いますが、その反面、子供にとっての保育、教育の質の確保というのが相対的に、相対的にではありますが、後回しとなってしまった結果、直近の出生数が七十五万人台まで落ち込んでいる、そういった状況だというふうに思いますし、また、近年では、子供を取り巻く状況、貧困、虐待、いじめ、不登校、ハラスメント、こういった、環境が悪化をしておりまして、子供たちの自殺の数も増えております。

こうした状況を受けて、政府は、従来の少子化対策から、全ての子供の健やかな成長、ウェルビーイングの実現に向けて政策を推進する、子供中心の政策へかじを切ったこと、これは我々国民民主党も、大人が中心の施策体系から子供が中心の施策体系に転換をする、この部分では思想を同じくしていると認識しておりまして、評価をしておりました。

ただし、諸外国の取組を見てみますと、まだ少し、取組として更なる強化が必要ではないかと思うところがございますので、これから二つ、質問、提案をさせていただきたいと思います。

一点目は、国が自治体に対して、保育所などを年に一回は訪問して問題がないか確認することを求めてきたんですが、実際に、これは自治体によってばらつきがあります。訪問、チェックしている自治体と、そうでない自治体がある。

イギリスでは、全ての子供のウェルビーイング実現に向けて、自治体のレベルでも子供政策の責任者の配置を義務づけて、国が全国の自治体の取組状況を定期的に評価をしています。我が国でも、こども家庭審議会というのがこれから設置をされることになると思うんですけれども、いきなり子供コミッショナーということはもう今日は申しませんが、このこども家庭審議会に教育委員会や教育機関などに対する調査権限を付与するということを検討すべきではないか、これが一点目です。

二つ目の質問なんですけれども、更にその先になりますが、子供たちは、自分にどのような権利があるのかを知らなければ、権利が侵害されていても声を上げることが当然ながらできません、何が侵害されているのか分からないわけですから。ですから、子供たちと、その子供たちに関わる大人が置かれている状況に応じて、子供の権利について周知をしたり、子供の声を聞いて、子供に代わって改善を求めることのできる独立機関が、だからこそ必要だと我々は思っています。

スウェーデンでは、子供コミッショナーが、施設で暮らす子供の声を聞いて、施設内での虐待を把握し、政府に改善を求めて、子供と接する職員の犯罪歴チェックの義務化などの実現に貢献をしている例もあります。

子供の権利利益の擁護に取り組む独立機関の必要性を、まずは検討を政府内でしていただきたい、設置を約束してくれとは申し上げませんので、政府内で継続的に検討していただきたい、これを今日は総理に是非明確に御答弁をいただきたいというふうに思っております。

以上、二問になります。よろしくお願いします。

○岸田内閣総理大臣　まず一問目ですが、こども家庭審議会、これは、内閣総理大臣の諮問機関として、子供が自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会実現に向けた基本的な政策の重要事項に関して調査審議するというものであります。ですから、御指摘のように、教育委員会や教育等の活動を直接調査する機関ではないと位置づけられています。

しかしながら、こども家庭審議会が述べる意見を受けて、こども家庭庁等において地方自治体に対する施策の取組状況の調査を行う、こうしたことは考えなければならないと思っています。こども家庭庁におけるそうした取組状況の調査等を踏まえて現場の実態把握をしっかりと行って、関係省庁の施策を含め、必要な改善につなげていく、こうした連係プレー、しっかりとした体制をつくっていく、これが大事であると思っています。

そして、二点目の子供コミッショナーについての質問でありますが、もう既に、これにつきましては様々な議論が委員会でも行われてきたと承知をしています。

政府としては、子供の権利利益の擁護を任務とすることも家庭庁を創設することによって、まずは子供の権利利益の擁護にしっかりと取り組んでいくわけですが、その際に、子供の視点に立って、第三者機関であるこども家庭審議会等で様々な声をしっかりと聞かせていただく、透明性や公平性、これをしっかり確保しながら権利利益の擁護を図っていく、こうした取組を進めていかなければならないと思っています。

そして、声を聞く、子供の意見を聞くということについては、これは審議中の児童福祉法改正法においても、施設における処遇等について、第三者である支援員が子供の意見を聞いて対応する意見表明等支援事業、こうした新たな事業を設けるということにしておりますので、こうした形で、権利の擁護、そして子供の声を聞く、こうした課題について政府としても対応を考えているというのが考え方であります。

○浅野委員　ありがとうございました。

是非とも、こども家庭審議会の意見を政府として最大限尊重し、そして、その機能強化に向けた

検討も継続されることを望んで、質問を終わります。

ありがとうございました。

○上野委員長　次に、塩川鉄也君。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

こども家庭庁設置法案について、岸田総理にお尋ねをいたします。

今、子供の貧困は約七人に一人、一人親世帯の半分が貧困状態であります。二〇二〇年度では、虐待の相談件数は二十万件、不登校も二十万件、いじめの認知件数は五十一万件に上り、いずれも大幅に増加をしています。十代の死因で自殺が最多を占めるのは、G7で日本だけ。

総理、子供の置かれている現状が深刻だという認識をお持ちですか。

○岸田内閣総理大臣　昨日ですが、現場の第一線で、子育てを含め、社会の様々な方々の支援を行っている民生委員、児童委員の皆様方と車座対話というのを行わせていただきました。その中で、今、新型コロナ禍の中、子育て世帯が孤立をしている、また、児童虐待、いじめ、さらには子供の貧困など、子供をめぐる課題が一段と複雑化している、そして多様化している、こうした様々な具体的な例を挙げて、指摘を受けてきました。

こうした状況を考えますときに、人は国の礎でありますので、様々な深刻な状況、これはあってはならないことであると深刻に受け止めている次第であります。

○塩川委員　深刻に受け止めているということですが、子供の相対的貧困率、直近の二〇一八年で一三・五％ですが、しかしながら、この貧困率を明らかにしている最初の年となっている一九八五年は一〇・九％です。つまり、この三十年余りで子供の相対的貧困率は、一〇・九から一三・五、改善どころか悪化しているというのが実情ではありませんか。その認識をお持ちですか。

○岸田内閣総理大臣　子供の貧困率、今手元に資料がありますが、平成二十七年で一三・九％、平成三十年が一三・五％、国民生活基礎調査ということであります。こうした数字、これは重く受け止めなければならない数字であると認識をいたします。

○塩川委員　さらに、今、コロナ禍で、格差の拡大が強く懸念をされている。まさに貧困と格差が拡大をする、こういう中での子供の貧困の深刻さというのが改めて問われているときであります。

三十年のこの経緯を見ても、相対的貧困率が改善どころか悪化をしたままだ、そこにそもそも、自民党政治の下、長期間放置をしてきたということが問われていると思います。

その期間に、子どもの権利条約の取組もあったはずであります。子どもの権利条約の批准から約三十年、子どもの権利条約の批准に当たって、政府は、子どもの権利条約の内容について、現行国内法制によって既に保障されているとしてきました。そのことが、OECD諸国の中でも子供関連の社会支出が少ないなど、子供施策の遅れを生み出してきたのではありませんか。

○岸田内閣総理大臣　少子化対策あるいは子育て世帯への支援など、子供に関する施策については、これまでも政府として様々な取組を進めてきました。保育の受皿整備、幼児教育、保育の無償化、高等教育の無償化、あるいは、地域社会による子育て支援、多子世帯への支援を含む経済的支援、あるいは不妊治療の保険適用の開始などの妊娠、出産への支援、こうした様々な取組を進めてきたところです。

そして、我が国の家庭関係社会支出の対GDP比、二〇一九年度で一・七三％、これは、米国の〇・六一％は上回るものの、OECD平均二・一との比較においては低い、こうした指摘があるのは十分承知をしています。

いずれにせよ、これまでのこうした取組をしっかりと大事にしながら、今後とも、昨年策定した、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針、これに基づいて政策を充実させていきたいと考えております。

○塩川委員　OECD諸国の中でも子供関連の社会支出が少ないということをお認めになった、そこに、自民党政治の果たしてきた問題、このことが浮き彫りとなっているということを正面から受け止めるべきであります。

児童扶養手当の問題も先日取り上げましたが、母親の就労の大半が非正規雇用、低賃金となっている現状があるのに、就労による自立支援を名目にして、児童扶養手当の減額や一部支給停止規定を設けるなど、子育て世帯支援に逆行することを行ってきた、このことへの責任が厳しく問われていると思います。

そういった点で、こども家庭庁設置法案において、子どもの権利委員会の勧告を踏まえて行った措置というのはあるんでしょうか。

○岸田内閣総理大臣　児童の権利委員会から、二〇一九年の政府報告審査の総括所見として、条約の実施に関連する全ての活動を調整するための調整機関の設置要請などの勧告があったこと、これは承知しておりますが、他方で、今回のこども家庭庁設置法案については、少子化が深刻化し、また、児童虐待、いじめ、子供の貧困など、子供をめぐる課題は一段と複雑化する中で、我が国として、こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織が必要である、こうしたことを主体的に判断したものであると思います。

いずれにせよ、児童の権利条約については、その趣旨も踏まえて、政府として、子供政策、主体的に進めていきたいと考えております。

○塩川委員　勧告は承知しているけれども、こども家庭庁の設置は主体的に判断したものだ、つまり、子どもの権利条約に基づき子供施策を進める、こういう姿勢が感じられないということがかがえるわけであります。子どもの権利条約の内容について、現行国内法制によって既に保障されているという政府の立場が変わっていない、その点が問われているということを指摘しなければなりません。

だからこそ、政府から独立した立場で政府を監視、評価するとともに、子供の意見表明を代弁をし、個別の事案の相談・救済機関として、いわゆる子供コミッショナー制度が必要だと考えますが、総理のお考えをお聞かせください。

○岸田内閣総理大臣　子供コミッショナーにつきましては、先ほども議論がありました。また、これまでも委員会で様々な議論が行われてきたと承知をしております。

政府としては、こども家庭庁を創設することによって子供の権利利益の擁護に取り組んでいく方針でありますが、その際に、第三者機関であるこども家庭審議会等で、子供やあるいは子育て当事者、また有識者等の意見もしっかりと承り、公平性、透明性を確保しつつ、権利利益の擁護を図りながら、最善の利益を実現できるよう政策を進めていきたいと思います。

あわせて、子供コミッショナー、子供の意見をしっかりと聞く、こうした観点から申し上げるならば、審議中の児童福祉法改正案においても、意見表明等支援事業、こうした新たな事業を設けることで対応していきたいとも考えております。

以上です。

○塩川委員　コミッショナー制度についての取組の話はありませんでした。

国連子どもの権利委員会は、独立した監視機関の仕組みについて、子供の権利を促進し、保護するものとして、条約締約国の中核的な義務として位置づけられている、このことも参考人質疑の中で参考人から述べられていたことを重く受け止めるべきであります。

子供は権利の主体ではありますけれども、大人と同じような自己決定権が認められているわけではありません。だからこそ、自由に意見を表明し、反映される権利を保障する仕組みとして子供コミッショナーというのは必要不可欠ではないのか、このことを改めて総理に問いたいと思いますが、いかがですか。

○岸田内閣総理大臣　先ほども申し上げましたが、子供コミッショナーについては様々な議論が行われてきました。

2022年4月7日
原子力問題調査特別委員会
（質疑要旨）

審査会合の事前ヒアリングの効率化について

2022.4.7（Thu）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●ウクライナ情勢の緊迫化に伴い、世界でエネルギー供給に対する危機感が高まっている。

●日本の原子力行政では審査に時間を要しており、審査会合の事前ヒアリングの効率化が必要と考える。

●事前ヒアリングは事業者側の詳細説明に留まっており、審査会合に向けた事業者の説明に対する指摘や追加の論点等が共有されていない。

委員会での浅野の発言要約

「審査会合に向けた事前ヒアリングの中で論点整理等を行わないのは何故か。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「審査においては透明性の確保が重要。公開の審査会合の議論が判断を伝える場だと考えている。ヒアリングは非公開のため、その場で規制側の判断を伝えることは慎むべきと考えている。」


更田原子力規制委員長

審査期間（標準処理期間）長期化の課題について

2022.4.7（Thu）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●行政手続法により、許認可等の審査に係る標準処理期間が定められており、発電用原子炉の設置変更許可は二年以内となっている。

●現状では二年を大幅に超過している案件が多く、その要因の一つに審査会合の進め方も含まれると考える。

委員会での浅野の発言要約

「審査期間を標準処理期間に近づけていくためのボトルネックは何か。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「ボトルネックは地質や地震・津波・火山等の自然、サイト固有の安全性に係る議論であり、事業者側がこれらについてしっかり議論できる状態が整っていない点であると認識している。」


更田原子力規制委員長

第二百八回国会　衆議院　原子力問題調査特別委員会議録　第二号

令和四年四月七日（木曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　赤澤　亮正君

理事　大西　英男君　理事　神田　憲次君

理事　鈴木　淳司君　理事　古川　康君

理事　菅　直人君　理事　野間　健君

理事　伴野　豊君　理事　伊東　信久君

理事　中野　洋昌君

畦元　将吾君　五十嵐　清君

井林　辰憲君　石川　昭政君

今村　雅弘君　江渡　聡徳君

勝俣　孝明君　門山　宏哲君

神田　潤一君　新谷　正義君

高木　啓君　高木　宏壽君

長坂　康正君　藤丸　敏君

堀井　学君　三ッ林裕巳君

宮内　秀樹君　宮澤　博行君

簗　和生君　阿部　知子君

江田　憲司君　逢坂　誠二君

米山　隆一君　渡辺　創君

藤巻　健太君　堀場　幸子君

吉田とも代君　河西　宏一君

平林　晃君　浅野　哲君

笠井　亮君

経済産業副大臣　細田　健一君

環境副大臣兼内閣府副大臣　務台　俊介君

文部科学大臣政務官　高橋はるみ君

経済産業大臣政務官　岩田　和親君

防衛大臣政務官　岩本　剛人君

衆議院法制局第三部長　望月　譲君

政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）　更田　豊志君

政府参考人（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官）　覺道　崇文君

政府参考人（復興庁統括官）　林　俊行君

政府参考人（外務省大臣官房審議官）　池松　英浩君

政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　坂本　修一君

政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　林　孝浩君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　宮崎　敦文君

政府参考人（農林水産省大臣官房審議官）　川合　豊彦君

政府参考人（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長）　茂木　正君

政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）　松山　泰浩君

政府参考人（防衛省大臣官房審議官）　町田　一仁君

衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長　飯野　伸夫君

委員の異動

四月七日

辞任　補欠選任

北村　誠吾君　藤丸　敏君

西田　昭二君　高木　啓君

簗　和生君　五十嵐　清君

同日

辞任　補欠選任

五十嵐　清君　簗　和生君

高木　啓君　西田　昭二君

藤丸　敏君　北村　誠吾君

同日

理事菅直人君同日理事辞任につき、その補欠として野間健君が理事に当選した。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

原子力問題に関する件

○**赤澤委員長**　これより会議を開きます。

理事辞任の件についてお諮りいたします。

理事菅直人君から、理事辞任の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**赤澤委員長**　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**赤澤委員長**　御異議なしと認めます。

それでは、理事に野間健君を指名いたします。

○**赤澤委員長**　この際、御報告いたします。

第百九十三回国会、原子力問題調査特別委員会理事会の決定により、本委員会の活動等について専門的見地から助言を求めるため、会員七名から成る衆議院原子力問題調査特別委員会アドバイザリー・ボードを設置いたしました。

本アドバイザリー・ボードにつきましては、各会派の理事等の協議により、今国会においても設置することとなりました。

以上、御報告申し上げます。

○**赤澤委員長**　この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

原子力問題に関する件の調査のため、本会期中、アドバイザリー・ボード会員から意見を聴取する必要が生じました場合には、参考人として出席を求めることとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**赤澤委員長**　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○**赤澤委員長**　原子力問題に関する件について調査を進めます。

この際、原子力規制委員会の活動状況について説明を聴取いたします。更田原子力規制委員会委員長。

○**更田政府特別補佐人**　原子力規制委員会委員長の更田豊志でございます。

衆議院原子力問題調査特別委員会における御審議に先立ち、原子力規制委員会の業務について御説明申し上げます。

まず第一に、原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施について申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ強化した規制基準への適合性審査については、これまで、発電用原子炉について十一の事業者から二十七基の原子炉に係る申請が、核燃料施

一つは、規制当局の役割というのは、要求したり強制したりといったようなものだけが役割ではありませんで、やはり、促していく、こういったところに関心を持ってください、こういったところが注意のポイントですということを事業者に広く知っていただくということも重要だと思っています。そういった意味で、このインフォメーションノーティスという制度は、有効なものになるように育てていきたいと思っております。

もう一つは、私は、かつて規制当局の外にいて安全研究を行っておりましたけれども、ある意味規制当局ウォッチャーだったわけですが、米国の規制当局を見ているときに、インフォメーションノーティスを見ると、今、NRCは、要求しているわけではないけれどもこういうことに関心を持っているんだというのを外部の人間が知る上で非常に有効であったと。

もちろん、規制委員会も発足して以来様々な文書は出してはいるんですが、委員会資料であったり会合資料という形ですけれども、はっきりインフォメーションノーティスといって番号を振ることで、私たちの関心事項は今こうであるんだ、あるいは事業者にはこういう点に注意を払ってもらいたいということをお知らせする上で、少なくとも米国ではうまくいっていると私は思いますので、私どももそれに倣って、この制度がうまく回るようにしていきたいというふうに考えております。

○中野(洋)委員　ありがとうございます。二つの狙いということで言っていただきました。まさにそういう意味で、こうした原子力の規制の在り方を日々改善していただいているということには改めて敬意と感謝を表したいというふうに思います。制度がうまく機能して、更に安全な高みを目指していけるような、そういうものにして、是非お願いをしたいというふうに、今日、改めてお願いを申し上げます。

済みません、時間が余り残っておりませんが、福島の復興についてもお伺いをしたいというふうに思います。

私も経済産業の政務官として取り組んでまいりました。福島の復興にとって、廃炉・汚染水・処理水対策、これが非常に重要でありまして、ALPS処理水の処分が非常に大事なクリアすべき課題であります。地元や国民の理解を得るための丁寧な情報の発信や説明などが不可欠だというふうに思います。政府が先頭に立って進めていかないといけない。

他方、規制庁の立場としては、原子力の安全性を審査するという立場ではあろうかと思いますけれども、それのみならず、やはり、透明性であるとか信頼性の向上、こういうものに資する形でのモニタリングや、IAEA、第三者機関等の目も入れていく等の取組も含めて是非行っていただければと思っております。

海洋放出に向けた取組ということで、委員長の今後の取組を答弁いただきたいと思います。

○更田政府特別補佐人　東京電力から昨年十二月に提出されたALPS処理水の海洋放出に係る実施計画につきましては、現在厳正な審査を進めているところでございますが、御指摘のように、このプロセスの透明性というのは大変重要であります。

そういった意味で、公開の審査会合で議論を進めるとともにIAEAのレビューを受ける、それから、国際的な関心も持たれておりますので、議事録の英訳をしたもの等の資料をウェブ上で公開するなどの試みを進めているところであります。今後、まだ審査は続きますけれども、より細やかな審査資料であるとか審査書の作成、それからその英訳、そして、モニタリングに関してはモニタリング情報の公開も含め、モニタリングは放出以前からのモニタリングも大変重要な意味を持っておりますので、こういったものの公開にきちんと努めてまいりたいというふうに思います。

○中野(洋)委員　済みません、復興庁に、時間が来てしまいまして質問できませんでした。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○赤澤委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は時間が僅かしかございませんので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

更田委員長におかれましては、これまでの長きにわたりまして規制委員長としての役職を務められましたこと、心から敬意を表させていただきたいと思います。

それでは、質問に入りますが、今日は、まず原子力規制委員会設置法の解釈について伺いたいと思います。

第一条、目的規定がございますけれども、原子力規制委員会は、この第一条、ポイントだけ申し上げますと、原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務を一元的につかさどるとともに、中立公正な立場で独立して職権を行使することで、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とするというふうに定められております。

安全保障という言葉があるわけですけれども、この中にエネルギー安全保障という概念が含まれていると委員長が考えられているかどうか、是非お考えを伺いたいと思います。

○更田政府特別補佐人　お答えをいたします。

原子力規制委員会設置法の第一条にある我が国の安全保障という文言につきましては、国会における法案の御審議や附帯決議などを踏まえ、原子力規制委員会が原子力安全規制、核セキュリティー及び核不拡散の保障措置を一元的に担うという観点から規定されたものというふうに理解しております。

○浅野委員　直接的な御答弁ではなかったですけれども、確かにそういった趣旨も含まれていると思います。

昨今、ウクライナの情勢緊迫化に伴ってエネルギー供給に対する危機感が世界中で高まっている中で、やはり、エネルギー安全保障の観点から我が国の安全保障を捉える、これも必要なのではないかと私は考えております。

その立場から次の質問をさせていただきたいと思うんですが、先ほど鈴木委員の質疑の中でもございましたが、審査に時間を要しているという今の現状、いろいろな要因があるというふうに思いますけれども、審査会合の前の事前ヒアリングの効率化という議論が先ほどございまして、私も全く同じ問題意識を感じておりました。

今いろいろと話を聞いておりますと、事前ヒアリングでは、事業者側の説明予定内容の詳細のヒアリングにとどめられておりまして、例えば説明内容が一部不十分であったり、あるいは、規制側が確認したい論点を改めて含めてもらえるような、内容の改善に対するやり取りというのはされていないというふうに聞いております。

ただ、やはり、審査会合という大変貴重な機会の中で国民の安全に関するしかるべき議論をしていただくためにはこういう事前の論点整理というものは必要ではないかというふうに思うんですけれども、なぜこれまでこの事前ヒアリングの中でそういったいわゆる論点整理というものを行ってこなかったのか、その辺りの背景、そして委員長の考え方について伺わせていただきたいと思います。

○更田政府特別補佐人　お答えをいたします。

まず、審査におきましては透明性の確保が非常に重要で、これは前提であるというふうに考えております。

公開の審査会合の議論が判断を伝える場であるとしますと、ヒアリングはそれに先立って資料等の確認をするものという位置づけをしております。ヒアリングは、要旨は公表をしておりますけれども、非公開で行っていますので、その場で規制側の判断を伝えたりするようなことは慎むべきであるというふうに考えております。そういった意味で、ヒアリングの持つ意味というのはあくまで限定的であるべきだと思いますし、議論の時間がというのであれば、公開の審査会合をより頻繁

に開くといったような形の方が望ましいというふうに考えております。

○浅野委員　その委員長のお考えについては、過去の規制委員会の会議議事録の中でも同様な御発言をされていることを確認したんですが、審査の結果を伝えるわけではないと私は思うんですね、不足の論点を補うように。先ほど委員長自らおっしゃいました、要求するだけではなく促していくことも大事なんだと。事業者の自発性を尊重した上で、しっかり事業者側に、論点を整理し、そして審査会合に臨んでもらうことが大事なんだ、私はそう解釈いたしました。

そういう観点からすると、説明内容の事前聴取というのは確かに大事です。なぜならセキュリティー上公開できない内容も審査の対象となっておりますし、それをしっかり把握するためにはそういうことも必要だと思いますが、ただ、やはり、審査会合という非常に重要な場面、そして、そんなに頻繁に行うことができないというふうにも聞いております。一回一回の審査会合の中身をより向上させていく責務は規制側にもあると私は思っております。

これは別に、早く審査を終わらせるためとか早く再稼働させるためではなくて、皆様のお立場は中立でありますから、規制側からも中立ですし、事業者側からも中立なプロセスでなければいけませんし、そこに効率性から来る納得感というような要素もあるかと私は思います。したがいまして、事前ヒアリングの内容の改善に向けて是非更なる検討をお願いしたいというふうに思います。

時間があと僅かとなってしまいましたけれども、もう一問、最後、伺いたいと思います。

標準処理期間二年というのがございます。ただ、今、それとは裏腹にかなり長期化しておりまして、その一つの要因が今申し上げたような会合の進め方というものにも起因していると思うんですけれども、委員長が考えていらっしゃる、標準処理期間に近づけていくためのボトルネックが現状で何なのか。そして、事業者側そして規制側それぞれがどういったところを改めていけばその現状が改善されるとお考えなのか。最後にその部分をお伺いしたいと思います。

○赤澤委員長　更田委員長、申合せの時間が来ているので、簡潔に御答弁をお願いいたします。

○更田政府特別補佐人　はい。

お答えをいたします。

ボトルネックは、やはり、地震、津波、火山といった自然、サイト固有の安全性の確認に係る議論であるというふうに思っております。

さらに、事業者側からしてみると、サイトの自然の特性の把握というのは、その後も努力は続ける必要があるとはいうものの、一回限りといいますか、断層であるとか、地震の強度であるとか。したがって、事業者の方はなかなか地震や津波に関する専門知識を有する要員を十分に自分の組織で抱える動機を強く持てない状態がありますので、事業者によっては、やはり、地震や津波、地質についての議論がしっかりできる状態が整っていない事業所があるのは事実であります。

いずれにしましても、こういった地質であるとか地震に関わるような議論が審査のボトルネックであるというふうに認識をしております。

○浅野委員　終わります。ありがとうございました。

○赤澤委員長　次に、菅直人君。

○菅(直)委員　今日は、原子力発電所を国内に持つことがある意味での安全保障上のリスクになっているということを含めた議論をさせていただきたいと思います。

皆さんも御承知のように、ウクライナに対するロシアの侵略はまさに許し難いものであります。その中でも、私は、ロシア軍が三月の四日にウクライナのザポリージャ原発に対して通常兵器による攻撃を加えたというニュースには本当に驚愕をいたしました。

そこで、まず原子力委員長にお聞きしたいと思います。稼働中の原発に対する通常兵器による攻撃あるいはテロ攻撃があった場合に、原発が破壊される可能性があるのではないかと。

福島原発事故のときにも私もいろいろな場面に当たりましたけれども、あれは外部電源と内部電源が地震と津波で落ちたことによってメルトダウンにつながったわけですが、こういう通常兵器あるいはテロ攻撃によって、それと同様、それ以上の原発が破壊される可能性があるのではないかと考えますが、委員長の見解をお聞かせください。

○更田政府特別補佐人　お答えをいたします。

通常兵器による武力攻撃、これに対する備えを要求しているわけではありませんし、また、審査の中でこういった武力攻撃について検討しているわけではありませんので、その結果についてお答えをすることは困難でありますけれども、通常兵器の破壊力そのものは、蓄積されている放射性物質をまき散らすだけの力を持っているわけですので、一般論から考えますと、原子炉建屋や使用済燃料プールが直接被害を受けた場合には環境への放射性物質の放出は避けられないというふうに考えております。

○菅(直)委員　私もそのとおりだと思うんです。そして、そのことが持つ意味を私はきちっと議論しなきゃいけないと。つまりは、原子力発電所のいろいろな危険性は言われてきましたけれども、それがそうした攻撃によって起きる可能性が現実にウクライナでは起きているわけです。

私は、今お答えになりましたけれども、特に稼働中の原発が破壊された場合には、例えば、止まっている原発の場合は、まあ、止まり方にもよるでしょうが、稼働中の原発が破壊された場合には、今答弁もありましたが、相当大きな、場合によっては福島原発事故を超えるような、そういう被害が発生する可能性が私は高いと思います。重ねて、それに対する委員長の見解をお聞かせください。

○更田政府特別補佐人　私たち原子力規制委員会は、通常兵器の持つ破壊力等の情報に触れているわけではありませんので、破壊力を前提とした審査や評価等を行っておりませんので、武力攻撃を前提とした被害についてお答えするような評価結果なり検討結果を持っているわけではありません。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、兵器は直接的に物をまき散らす破壊力を持っておりますので、さらに、運転中の原子炉は短寿命の、それだけ放射能強度の強い放射性物質を蓄えている状態にありますので、武力攻撃を受けたときの被害というのは大きなものになるというふうに考えております。

○菅(直)委員　今、資料を二つほどお示しいたしました。

第一の資料は、日本維新の会が三月十五日、つまりはウクライナにおけるザポリージャ原発に対する攻撃があった二週間ほど後ですか、そのときの資料であります。日本維新の会のウクライナの危機から国民生活を守るための緊急経済対策という中に、原発の再稼働、再稼働に向けた残る課題が特重の整備のみとなっている美浜三号機、高浜一号機、二号機始め運転計画の前倒しが可能な原発については、緊急の特別措置としてエネルギー基本計画を改訂し内閣の責任で再稼働させると。

私はこれに驚きました。現実にウクライナでそうした事態が起きている中で、それを全く無視して、再稼働させろというのは一体どういう意味ですか、これ。

それに加えて、その後、参議院の決算委員会で維新の音喜多政調会長はこういう言い方をしています。今発言があったように、もちろんあった方がいいです、安全性は追求していけば、できることはたくさんあるわけですけれども、答弁いただいたように、なかったとしても、すぐさま安全性に問題が出るわけではない、こういう答弁を決算委員会で更田委員長に、音喜多参議院議員はやっています。

なかったとしてもすぐさま安全性に問題が出るわけではないというのは、私は、完全に国民に対する誤解を招く表現だと。なかったとしてもというのは、どういうことでこの音喜多さんが言った

2022年4月28日
原子力問題調査特別委員会
（質疑要旨）

審査会合と事前ヒアリングの方針について

2022.4.28（Thu）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●現在、原子力の規制審査に時間を要しており、審査会合や事前ヒアリングの効率化が必要と考える。

●4月7日の委員会で、「審査の透明性確保の観点から、公開の審査会合の議論が判断を伝える場、ヒアリングは非公開のため、その場で規制側の判断を伝えることは慎むべき」との答弁があった。

委員会での浅野の発言要約

「ヒアリングは資料等の確認、審査会合は判断を伝える場という方針は、誰が決めたものなのか。変えることはできるのか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「平成25年7月1日の原子力規制委員会で議論し、委員会として決めたものであり、審査会合、ヒアリングの位置づけについては、委員会で議論して定め直すことは理屈上はあり得る。」



更田原子力規制委員長

原子力規制委設置法における安全保障の定義について

2022.4.28（Thu）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●原子力規制委員会設置法第一条にある「安全保障」は、原子力安全規制、核セキュリティー及び核不拡散の保障措置を一元的に担う観点で規定されている。

●昨今のエネルギー問題を鑑みると、エネルギーの安定供給を前提とした「エネルギー安全保障」の観点を加えるべきと考える。

委員会での浅野の発言要約

「設置法第一条の『安全保障』に、エネルギーの安定供給を前提としたエネルギー安全保障の解釈を加え、再規定すべきではないか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「原子力行政で重要なのは推進と規制が分離されていることと考える。安定供給は推進側の範囲であり、規制側の安全保障の概念に含まれるものではない。」



更田原子力規制委員長

第二百八回国会　衆議院　原子力問題調査特別委員会議録　第三号

令和四年四月二十八日（木曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　赤澤　亮正君

理事　大西　英男君　理事　神田　憲次君
理事　鈴木　淳司君　理事　古川　康君
理事　野間　健君　理事　伴野　豊君
理事　伊東　信久君　理事　中野　洋昌君
東　国幹君　畦元　将吾君
井林　辰憲君　石川　昭政君
今村　雅弘君　江渡　聡徳君
勝俣　孝明君　門山　宏哲君
神田　潤一君　国定　勇人君
熊田　裕通君　新谷　正義君
高木　宏壽君　土田　慎君
長坂　康正君　西田　昭二君
堀井　学君　堀内　詔子君
三ッ林裕巳君　宮澤　博行君
江田　憲司君　逢坂　誠二君
菅　直人君　篠原　孝君
米山　隆一君　渡辺　創君
藤巻　健太君　堀場　幸子君
吉田とも代君　河西　宏一君
平林　晃君　浅野　哲君
笠井　亮君

経済産業副大臣　細田　健一君
経済産業大臣政務官　岩田　和親君
防衛大臣政務官　中曽根康隆君
政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）　更田　豊志君
政府参考人（内閣官房内閣審議官）　澤田　史朗君
政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　松下　整君
政府参考人（内閣府総合海洋政策推進事務局長）　平岡　成哲君
政府参考人（総務省大臣官房審議官）　藤野　克君
政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　林　孝浩君
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　宮崎　敦文君
政府参考人（経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官）　湯本　啓市君
政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）　松山　泰浩君
政府参考人（環境省大臣官房環境保健部長）　神ノ田昌博君
政府参考人（防衛省防衛政策局次長）　大和　太郎君
衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長　飯野　伸夫君

委員の異動

四月二十五日

辞任　補欠選任
北村　誠吾君　堀内　詔子君

同月二十八日

辞任　補欠選任
畦元　将吾君　土田　慎君
宮内　秀樹君　国定　勇人君
築　和生君　東　国幹君
阿部　知子君　篠原　孝君

同日

辞任　補欠選任
東　国幹君　築　和生君
国定　勇人君　熊田　裕通君
土田　慎君　畦元　将吾君
篠原　孝君　阿部　知子君

同日

辞任　補欠選任
熊田　裕通君　宮内　秀樹君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

原子力問題に関する件

○赤澤委員長　これより会議を開きます。

原子力問題に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官澤田史朗君、内閣府大臣官房審議官松下整君、内閣府総合海洋政策推進事務局長平岡成哲君、総務省大臣官房審議官藤野克君、文部科学省大臣官房審議官林孝浩君、厚生労働省大臣官房審議官宮崎敦文君、経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官湯本啓市君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長松山泰浩君、環境省大臣官房環境保健部長神ノ田昌博君及び防衛省防衛政策局次長大和太郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○赤澤委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○赤澤委員長　質疑の申出がありますので、順次これを許します。井林辰憲君。

○井林委員　おはようございます。自由民主党の井林辰憲でございます。

今日は、原子力問題調査特別委員会で質問の機会をいただきまして、委員長、理事始め同僚議員に御礼を申し上げます。

私の地元の選挙区には御前崎市の旧御前崎町部分が含まれている関係で、御前崎市には浜岡原発が立地しております、私の選挙区自身には立地をしておりませんが、立地自治体が私の選挙区であるという関係で、原子力発電所そのものについて、私の地元では非常に身近な問題でございます。

ですので、浜岡原発と申し上げますと、平成二十三年、二〇一一年三月十一日の東日本大震災と、その後、五月六日、浜岡原子力発電所の全原子炉の運転停止を当時の海江田経済産業大臣を通じて中部電力に要請され、その九日後には、運転中の浜岡原発の四、五号機の停止と、定期点検中の三号機について当面運転再開を見送るという決定が行われました。

当時、私は新人候補予定者として地域を回っていましたが、正直言って、私自身も非常に強い違和感があると同時に、この前後に様々、特に与党ですが、当時の、主要な政治家が浜岡原発に視察に来て、様々な発言もされていました。これが、私の政治家としての、原子力発電所というものについて接する機会、また、大きな政治課題として捉えるきっかけでもありました。

以来、十年以上進んでいるわけでございますが、その間、私も、環境省の政務官を拝命しまして、原子力規制や原子力防災も担当させていただきましたし、その後は、党で、今、筆頭理事であります鈴木委員長が務めていらっしゃいますが、党の特別委員会でも事務局や委員長代理を拝命して、関与させていただきました。原子力の安全性を追い求める原子力規制委員会と規制庁の皆様方の奮闘に敬意を表しながら、議論をしてまいりたいというふうに思っております。

まず初めに、原子炉等規制法が二〇一七年に改

における技術開発支援と人材育成に関してお伺いをいたします。

原子力分野におきましては、現在も様々な新技術が開発されていると認識をしております。SMR、小型モジュール炉でありますとか、プレハブのような規格化されたものとか、そういったものを聞いております。こうした革新的な原子炉の開発とともに、現状の原子炉の安全性が向上することも重要であります。

これら様々な原子炉分野の技術開発を後押しするために、政府はどういった予算措置を取られておられるのか、政府参考人に伺います。

○松山政府参考人　お答え申し上げます。

原子力発電の安全性を始め、技術の高度化を図る上でも、また、サプライチェーンの維持強化という観点から申し上げましても、今委員御指摘のように、原子力分野の技術開発、新しい技術開発は大変重要だと考えてございます。

昨年十月に閣議決定されました第六次エネルギー基本計画の中でも、将来に向けた原子力利用の安全性を抜本的に高める新技術の開発を進めるとしているところでございます。

お尋ねを頂戴しました予算措置の話でございますが、安全性について申し上げますと、例えば、事故時に水素を発生しない燃料、これは事故耐性燃料といいますが、これの技術開発ですとか、もし事故が起こった場合の溶融燃料を受け止める耐熱材の開発、こういった安全性向上に向けた技術開発の予算支援事業を行ってございます。

また、先ほど例示いただきましたSMRも含めてでございますが、高速炉ですとか高温ガス炉といった革新炉に関しまして、技術開発及びその実証の取組の支援というものも併せて予算措置で講じているところでございます。

今後とも、国際連携、これは海外のプレーヤーと一緒にやることも重要でございますし、また、民間の創意工夫を活用することが重要でございます。将来を見据えまして、技術開発をしっかり推進していきたいと考えてございます。

○平林委員　ありがとうございます。

様々手を打っていただいておりまして、本当にやはり育成していくことが重要だと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

予算と同様に重要になるのが人材であります。日本の原子炉、この十年間、福島の事故以降は新しく設置されたものはないということで、記事なんかを拝見いたしておりますと、そういった経験がないとなかなか技術者も育成されないというようなこともお聞きをいたしました。日本の今後の原子力技術を支える、また、新しい技術を開発してもらうために、人材をしっかりと育成していく必要があろうかと思います。そのための方針を政府参考人に伺います。

○林政府参考人　お答えいたします。

委員御指摘のとおり、原子力分野の人材育成は非常に重要な分野であると考えております。一方で、近年、原子力関係の学科、専攻数や大学教員数が減少し、また、稼働している試験研究炉が減少しているなどの課題にも直面しております。

こうした状況の中で、中長期的な観点から、原子力分野の人材育成を最大限効果的に行っていく必要があると考えております。このため、文部科学省では、大学や高等専門学校が所有する限られた人材育成のリソースを有効活用する、こうしたために、産学官が連携した横断的な教育研究機能を有する拠点を構築して、当該拠点において人材育成の取組の充実を図っている、こうした取組をしてございます。

文部科学省としては、このような取組を通じ、引き続き、原子力の基盤を支える人材育成をしっかりと進めてまいります。

○平林委員　ありがとうございます。

残念ながら、教員数が減ったり、炉も減ったりということで厳しい状況にある、そういう中でも、大学間の連携によって、設備あるいは指導側の人材も共有をしながら育成をしていくというお話であったかというふうに存じます。本当に適切な取組だと思いますので、是非しっかりと人材育成をしていっていただければと思います。

個人的には、僕も理工系の大学におりましたので、雰囲気として、どうしても学生が、原子力というとちょっと避けてしまうような雰囲気もあったりするのを感じました。やはり重要な分野ですので、何かしらのインセンティブを与えられないか、そんなことも考えておりまして、私もしっかりと人材育成に関しまして考えていければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○赤澤委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日はよろしくお願いいたします。

本日、一般質疑ということで、四月七日に行いましたこの委員会での委員長に対する質疑の続きを今日はさせていただければというふうに思っております。

今日委員長にお伺いしたいのは、三点ほどあるんですけれども、いずれも、やはり今、規制審査に時間を要している、その原因に関するものでございます。是非、委員長自身のお考えも併せて御答弁いただけることをお願い申し上げます。

まず、一問目の質問ですけれども、前回の質疑の中で、委員長は次のようにおっしゃりました。規制委員会の審査会合について、審査会合とヒアリングの位置づけについて私が質問をさせていただいたときの答弁でありますが、ヒアリングはそれに先立って資料などの確認をするものという位置づけをしているという答弁を委員長はされておりましたが、この方針、つまりは、ヒアリングは審査会合に先立って資料等を確認するもの、審査会合は判断を伝える場である、この方針というのは委員長が決めたものなのか、それとも何らかの手続を経て定められたものなのか、これについて御答弁をお願いいたします。

○更田政府特別補佐人　お答えいたします。

御質問いただいた中にありました方針につきましては、いわゆる新規制基準適合性の審査を開始するに当たりまして、二〇一三年、平成二十五年の七月十日に行いました原子力規制委員会の定例の会議において議論をいたしまして、また、規制庁が整えた資料に基づいて、ヒアリングの位置づけ等について定めたものでございます。

したがいまして、規制委員会として決めたものでございます。

○浅野委員　ありがとうございます。

繰り返しになりますが、平成二十五年、二〇一三年の規制委員会の会議の中で定められたものだということを確認させていただきました。

ということは、ちょっと更問いになりますけれども、このヒアリングの位置づけ、そして審査会合の位置づけ、繰り返しになりますが、審査会合は判断を伝えるもの、ヒアリングは資料の確認をするものという位置づけは、委員会で決めればまた内容の変更もまた論理的には可能である、こういうふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○更田政府特別補佐人　お答えをいたします。

審査会合の位置づけ、ヒアリングの位置づけは原子力規制委員会が定めたものでありますので、改めて議論をして定め直すということは、理論的にはとおっしゃいましたけれども、理屈の上ではあり得ることというふうに考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。

次の質問です。

こちらも前回の委員会で質問させていただきました、原子力規制委員会設置法第一条にある安全保障という文言の解釈について、先般、委員長の答弁では、この安全保障というものは、原子力安全規制、核セキュリティー及び核不拡散の保障措置を一元的に担うという観点で規定したものだという答弁がございました。

ただ、恐らくこの規制委員会が設立された時点でこういった課題認識があったものというふうに思いますけれども、現状、やはりエネルギー問題、エネルギー安全保障という問題を我が国は目前に抱えておりまして、やはりこの安全保障とい

う意味の中に、エネルギーの安定供給を前提とした安全保障である、保障措置なんだという解釈を再規定すべきではないかと思うんですけれども、これについて委員長の御見解を伺えればというふうに思います。

○更田政府特別補佐人　お答えをいたします。

これは国際的にも今多くの国で前提として認識されていることでありますけれども、原子力行政にとって重要なことは、推進と規制が行政の中できちんと分離されていること、独立した規制、独立した推進が置かれることが大変重要だと考えております。したがいまして、この分離が原則でありまして、安定供給というのは推進側の守備範囲であります。これは規制側のいわゆる安全保障の概念の中に含まれるものではないというふうに考えております。

したがいまして、原子力規制委員会設置法について、エネルギーの安定需給を前提として規制行政を行うといったような改正を私どもの方から提案するという考えは持っておりません。

○浅野委員　ありがとうございます。

今の委員長の御答弁、規制と推進は分離されるべきものだ、私も全くそのように思いますが、念のため確認ですけれども、やはり規制委員会のお立場として、言い方を換えますと、エネルギーの安定供給のいかんにかかわらず、やはり規制を徹底すること、規制審査を正確に、厳格に行うことを優先して考えるべきである、そういう立場を取っている、このような解釈をしてよろしいでしょうか。

○更田政府特別補佐人　お答えをいたします。

原子力の利用に当たりまして、安全が確保されることは大前提であって、安全の追求に妥協は許されないと考えております。審査はその安全について重要な判断を行うものでありますし、また、直接現場で安全の確保に当たっている事業者との間で共通理解を生むことが大変重要です。したがいまして、双方が納得のいくまで議論をすること、疑問や曖昧な点を残したまま判断をしてしまうといったことがないようにするということは大変重要なことだというふうに思っております。

一方で、その上で、審査をいたずらに長期化させることは私どもとしても望むことではありませんし、それがエネルギーの安定需給といった理由ではなくて、私たちの規制資源をより適正なところへ投入するという観点、そしてまた、事業者は事業者自身が自分たちの施設の安全確保により努力を注げるように、審査が無駄な時間を過ごさないということは大変重要だと思っておりますので、既に御答弁を差し上げておりますけれども、審査の効率化のための工夫は今後とも講じてまいりたいというふうに考えております。

○浅野委員　最後の質問です。時間が僅かなので、質問のみさせていただきます。

現在、規制委員会の活動原則、五つあると思いますけれども、独立性、実効性、透明性、向上心と責任感、緊急時即応、この活動原則を見直すということは理屈上可能でしょうか。その場合、どのような手続が必要になりますでしょうか。

○更田政府特別補佐人　お答えをいたします。

当該活動原則は原子力規制委員会によって決定しているものでございますので、再度規制委員会で決定すれば、見直すということも可能であります。

○浅野委員　以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○赤澤委員長　次に、逢坂誠二君。

○逢坂委員　立憲民主党の逢坂誠二です。

今日はお世話になります。よろしくお願いします。

今、前段、浅野さんが審査のことを質問されましたので、本題に入る前に、ちょっと具体的な話を一点だけお伺いさせてください。

北海道の泊原発ですけれども、規制基準への適合審査、これが今遅れているというふうに承知しています。二〇一三年の七月に、新規制基準の施行と同時に新規制基準への申請を泊原発は行っておりますけれども、あれから九年たって、同時期に申請した、五原発十基あるわけですが、その中で泊だけが、これは審査がまだ完了しておりません。

この遅れている理由というのは、委員長、どのように見ているでしょうか。

○更田政府特別補佐人　最大の理由は、サイト内にあります破砕帯の活動性につきまして、この活動性を否定するための立証材料として、ある火山灰の層が見られるということを示しておりまして、旧規制当局、原子力安全・保安院ですが、原子力安全・保安院もそれを認めていて、火山灰があるものとして審査を続けておりました。その火山灰の層が見られるということで、それは活動性は否定されているよねという前提に立って審査をどんどん進めてしまったんですけれども、いざ実際に現地に行ってみると、その火山灰の層が見られない。

そこで、破砕帯の活動性の議論が振出しに戻りまして、そして、活動性の否定のための北電の努力というのが数年間にわたって続くという状態ですので、実質的には、そういった地質に関わる議論というのは、立証するための材料を整えるのに大変長い時間がかかりますので、審査が続いていたというよりは、数年間止まっていて、規制委員会は、北海道電力が立証材料を整えるのを待っていたという状態が続いておりました。

○逢坂委員　分かりました。

それで、もう一点だけ。今後、この泊原発の審査ですけれども、それを例えば前倒しをするとか、何らかの便宜を図るとか、規制委員会として何らかの取組をする、規制委員会自らが何らかのことをやるということはあり得るんでしょうか。

○更田政府特別補佐人　これは、泊三の審査だからということは特に何も考えておりません。

ただ、度々、北海道電力との間に、言ったつもりのことが伝わっていないとかというような、やり取りのかみ合わないところがありましたので、そういった意味については、先日も北海道電力との、経営層との間の意見交換を行いまして、当方の意図が正しく伝わるように、また、先方が先走った作業をしてしまわないようにといったような工夫は進めようと考えておりますが、特に泊三について、これは安全の確認は大前提でありますので、特に審査の内容に影響が及ぶようなことは何も考えておりません。

○逢坂委員　今の更田委員長の答弁を聞いて、安心いたしました。

私は、やはり原子力発電所の適合性審査というのは、ルールを飛び越えて特別な便宜を図るべきではないというふうに思っているんですね。決められたルールの下で確実な審査をすべきだというふうに思っておりますので、その方向でよろしいでしょうか。

○更田政府特別補佐人　繰り返しになりますが、審査は、疑問を残したり妥協を許してはいけませんので、しっかりとした議論を行うことは大事であって、この原則は、泊三号機の審査にあっても変わらないものというふうに考えております。

○逢坂委員　どうもありがとうございました。

それでは次に、津軽海峡の話を聞かせてください。

津軽海峡、これは国際海峡であります。国際海峡でありますので、津軽海峡を航行できる外国船舶の種類に制限はないというふうに承知をしております。

そういうわけで、外国の軍用艦も航行できるわけですが、津軽海峡を航行できる外国の軍用艦、これは大間岬の沖合何キロ程度まで接近することができるのか。もう一点、それと比較する意味で、太平洋を航行できる外国の軍用船、これは六ケ所村の沖合何キロまで接近できるのか、この点を教えてください。

○平岡政府参考人　お答えをいたします。

津軽海峡においては、領海幅が三海里、約五・五キロとなっております。一方で、六ケ所村沖合におきましては、領海幅は十二海里、約二十二キロというふうになっております。

領海における外国船舶の航行につきましては、

衆議院　第二百八回国会　原子力問題調査特別委員会議録　第四号

令和四年五月十日（火曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　赤澤　亮正君

理事　大西　英男君　理事　神田　憲次君

理事　鈴木　淳司君　理事　古川　康君

理事　野間　健君　理事　伴野　豊君

理事　伊東　信久君　理事　中野　洋昌君

畦元　将吾君　石川　昭政君

今村　雅弘君　上田　英俊君

江渡　聡徳君　勝俣　孝明君

門山　宏哲君　神田　潤一君

新谷　正義君　高木　宏壽君

長坂　康正君　西田　昭二君

堀井　学君　堀内　詔子君

三ッ林裕巳君　宮内　秀樹君

宮澤　博行君　阿部　知子君

菅　直人君　米山　隆一君

渡辺　創君　藤巻　健太君

堀場　幸子君　吉田とも代君

河西　宏一君　平林　晃君

浅野　哲君　田村　貴昭君

参考人（アドバイザリー・ボード会長）（政策研究大学院大学名誉教授）　黒川　清君

参考人（アドバイザリー・ボード会員）（東京理科大学経営学研究科教授）　石橋　哲君

参考人（アドバイザリー・ボード会員）（原子力コンサルタント）　佐藤　暁君

参考人（アドバイザリー・ボード会員）（長崎大学核兵器廃絶研究センター副センター長・教授）　鈴木達治郎君

衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長　飯野　伸夫君

委員の異動

五月十日

辞任

築　和生君

笠井　亮君

同日

辞任

上田　英俊君

田村　貴昭君

補欠選任

上田　英俊君

田村　貴昭君

同日

補欠選任

築　和生君

笠井　亮君

本日の会議に付した案件

原子力問題に関する件（原子力規制行政の在り方）

○赤澤委員長　これより会議を開きます。

原子力問題に関する件、特に原子力規制行政の在り方について調査を進めます。

本日は、本件調査のため、参考人として、アドバイザリー・ボード会長及び会員の、政策研究大学院大学名誉教授黒川清君、東京理科大学経営学研究科教授石橋哲君、原子力コンサルタント佐藤暁君及び長崎大学核兵器廃絶研究センター副センター長・教授鈴木達治郎君、以上四名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に委員会を代表いたしまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜れば幸いに存じます。どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人各位からそれぞれ十五分以内で御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際はその都度委員長の許可を得ていただくようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。

それでは、まず黒川参考人にお願いいたします。

○黒川参考人　今日は、このような機会をつくっていただきまして、ありがとうございます。

ちょうど去年は福島の事故から十年でございまして、この資料にありますように、ちょうど十年ということで、十年して日本はどのぐらい変わったのかという話で、いろいろなところのインタビューとセッションをやりました。主にＺｏｏｍでありますが。世界の問題としてこれから原子力は非常に大事だということと、日本のあの事故はどういうふうに生かすべきかという話で、どのぐらい変わったのという話がみんな聞きたくて、ここにあるようないろいろなセッションがありました。

それは、私がその後で一つ本を出しましたけれども、「規制の虜」という。それは、ノーベル経済学賞をもらったジョージ・スティグラーという人が、国会にしろ、議会が、あるいは政府が、国民の優先よりは、ある企業なりなんなりの方を応援してしまうということが起こる、これが規制のとりこということでありますけれども、それでノーベル経済学賞をもらっている人ですが、それと同じ格好ができているというので、私は「規制の虜」という本を書きました。

これが、なぜそんなことが起こったのかということが日本の社会構造と私たちの常識の問題があるということです。つまり、一つは民主主義になっているのかというのが私の最近の考えでありまして、戦後になってマッカーサーが来たから、これが民主主義だよと言われてなっただけじゃないのかという話を考えております。

なぜかというと、それまでは、どこでもそうですが、ロイヤルファミリーがいて、土地のあった人たちがフランス、イギリスをそれぞれつくっているわけですが、日本は、マッカーサーが来て、これが民主主義だよといって、実際に権力を引っ剝がしてやったという経験はないんですね。というところがありまして、是非これは、国会の先生たちがいかに行政府をきちんとガバナンスするかというところが一番の問題があるんじゃないだろうかという気がしております。

そういうわけで、私どもは、こういう機会をいただきまして、独立して日本の行政府をチェックするということをさせていただいたわけですが、これは日本の憲政史上初めてのことだったんですね。先生たちが法律を作ってほかの人たちに自由にさせたということで、これは実は大島衆議院議長がずっと言っておられたことで、議員さんが議運ということで一生懸命いろいろなことをやるのはいいんだけれども、時には専門家のヒアリングをするというのもいいんだけれども、実は全部を外のエキスパートに任せるということをするのが大事で、それが国会事故調の意味なんだということをおっしゃっておりました。

大島先生はさすがにすごいことをおっしゃるなと思ったので、早速そのときに御挨拶に行きまし

依頼した事故調査では、引用文献の二〇％程度しか日本発の各種報告書が引用されていなかったとのことであります。文科省の調査で、注目度の高い論文数の世界ランキングで日本は二〇〇〇年代以降低下傾向にあり、論文市場で見た日本の存在感は低下しております。

いわば国際知識ネットワーク、頭脳循環からの日本の脱落が顕著なわけで、その背景の一つにはやはり言語の壁、英語の壁があるのかなとは思うわけですが、こうした事故を含め原発に関わる教訓や知見を世界と共有していくということは国としての信頼性向上にもつながりますし、評価にもつながると思います。

そこで、世界は福島第一原発事故からいろいろと学びたいと思っているということで、その公開性をめぐる課題、どうしたらもっと国内の優れた知見を世界に発信していくことができるようになるのか、黒川参考人の御意見をお伺いしたいと思います。

○黒川参考人　これは非常に難問でありまして、私、最近、そのことは随分自民党でも話しており、ますし、役所とも話しておりますし、特に財務省は私の言い分については随分気にしていて、この間もブレストしたんですけれども、向こうも三人ぐらい来て、文科省の人たちが課長も五人ぐらい連れてきて、三日前にやはり二、三時間やったんですけれども。

日本の研究は、今、全体の研究のインパクトのあるペーパーということですけれども、大体九位ぐらいになっていますね、世界で。今、トップが初めて中国になりました。二番がアメリカですけれども、三、四、五はドイツ、イギリス、フランスあたりで、日本が九位なんですよ。それもこの間自民党でも話しましたし、いろいろなところで話していますが。

これはなぜかというと、やはり他流試合をしないんですね。企業と同じように、例えば東京大学の教授を見ると七〇％が東大卒です。カリフォルニア大学というのは十ありますけれども、カリフォルニア大学の教授を見ると、カリフォルニア大学卒、ＵＣＬＡとかがありますけれども、カリフォルニア大学卒業の人は二〇％そこそこです。つまり、一つ一つのステップで必ず他流試合をさせるわけですね。それが日本は最初から、入口からずっと縦になっているんです。そうなると、研究も先生のテーマをやるわけです。だから、横に行かないので、これが日本の一番の弱さになっているわけで、インパクトのある論文が出てこないんですよ。

私もアメリカで十四年やっていましたけれども、やはりそれは、どういうところで自分が認められて、どんどんどんどんお互いにセミナーをやったりしますけれども、動きやすいので、どういうところにまず引っ張り上げてもらうか、その大学よりもっといい大学にしておこうと思うとどんどん常に頑張れるんですけれども、日本は入口からずっと縦に行っちゃうので。それがうまくいった理由は、今考えてみると、冷戦構造だったから大きな枠組みは日本の政治が考えなくてもよかったということだと思います。

だから、私は本当に、国会議員の先生たちがすごく大事だというのが、大きな枠組みを議論をしながらつくっていく。行政府はディテールをつくってくれるだけの話なので。これができていないんじゃないかな。専ら行政府がやっているのを国会が審議してオーケーするという、プロセスが逆になっていますね。アメリカの場合は、法律をやるのは全て国会ですから。ディテールをやるのは行政府にやらせますけれども。国会が全部決めるというのは、まあ、ここでもそうですけれども、それが基本になっています。だから、そういう意味では、たまたまそうじゃないシステムでうまくいっていたところで調子に乗っちゃったというのがあるのかなと思います。だから、三権分立をしていない。

私は本当に、国会議員の先生たちはいろいろな案件があるんだけれども、一番大事なんですよ、国民の意見を受けてどういう政策をつくっていくかということが。全部それにやるのが、アメリカはそうですし、イギリスもそうですので、行政府は決まったことをちゃんとやれよなということで、誰がこれをチェックしているか。

これは会計検査院なんですけれども、実は、アメリカや何かでは、会計検査は、お金だけじゃなくて、実際のそのやった政策がどのぐらいの効果があっているかということをどんどんどんどんやるようになりまして。ガバメント・アカウンタビリティー・オフィスとなっていますけれども、アメリカの場合はそれが今、国会の下にくっついているんですね。だから、行政府が何をやっているのかをみんな会計検査院が、お金だけじゃなくて、効果がどのぐらいあったのか、高速道路を造ったらどのぐらい利用されているのかとか、それを全部調べてきて議会に上げてくるんですね。そうすると、議会はどんどん行政府をチェックできる。こういうふうになっていただきたいなというのが私の希望です。

○高木（宏）委員　時間が参りましたので、質問を終わります。ありがとうございました。

○赤澤委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、質疑の順番に御配慮をいただいた他会派の皆様には感謝を申し上げて、質問に入らせていただきます。

また、アドバイザリー・ボードの四名の皆様には、お忙しい中、本日も、示唆に富んだお話をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

事故から十年が経過して、一年前のこのアドバイザリー・ボードの質疑、私もこの部屋におりましたけれども、その頃を思い出しながら先ほどの話を伺っておりました。

改めて、今日、まず最初、四名皆様に見解をお伺いしたいと思っておりますが、黒川参考人からも規制のとりこという話がございましたし、佐藤参考人からも、この規制のとりこを脱したのかどうか、こういった問いかけがございました。規制のとりこを脱したのかどうかという問いについて、ほかの皆様の御見解も是非お伺いしたいと思い、まず最初には、その質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。四名皆様からお願いいたします。

○黒川参考人　ありがとうございます。

規制のとりこというのは日本でもまだまだあると思います。企業でも困ったときに霞が関に行くなんということ自身が非常におかしいと思いますし、お上頼みなんですよね。だから、そういう意味では、三権分立がきちんとしていないなということが問題だと思いますし、企業が問題があれば国会の先生のところに行くのが普通ですよ。

行政府がなぜ上になっているのかというのは、恐らく明治時代は天皇陛下の役人だったからだろうというふうに思っています。となると、日本は本当に民主主義になったのかというと、誰が民主主義にしたんでしょうか。マッカーサーが来たからじゃないですか。それが民主主義だよと言ってみんな選挙をするようになったんだけれども、自分たちで民主主義でやるというのは、やはりロイヤルファミリーがいるところからの返還があるわけで、それがやはりある程度の、イギリスもフランスもみんなそうですけれども、王様から権力を取るというプロセスがあるわけですね。

だから、それがたまたま戦後に来て、マッカーサーにこれが民主主義だよと言われた話だけで来ているんじゃないかというのが、私の、最近ずっと考えていたんですけれども、そうじゃないかなと思っております。

○石橋参考人　ありがとうございます。

まず、御質問は、規制のとりこを脱したのかという御質問だったと思いますけれども、規制のとりこを脱したと思った途端に規制のとりこになると思います。なので、これは不断の改革の努力をし続けるしかないというふうに思います。

先ほどからいろいろな御議論の中で、安全を大前提に云々という御議論が世の中にはたくさんございます。日本の様々な御議論を拝見すると、大前提になった途端に、その大前提が本当に成り

立っているのかということについては放置するということが多々見られるように思います。サイバーセキュリティーも同じでございます。

海外との知見の共有ということについても、国会事故調提言五、新しい規制組織の要件の3)に、海外との交流、しかもこれは、ただ単に研修を受けるというわけではなくて、海外の動いている若しくは止まっている原発の操作員、作業員として日本の原子力関係の方々が行かれる、若しくは、海外の方々が、日本の原子力、廃炉作業中のものも含めて、そこに来て実際に作業をする、一緒にやる、それによってグローバルな安全文化というものが醸成されていくんじゃないかということについての御提言を差し上げているところでございます。

以上でございます。

○佐藤参考人　お答えいたします。

私も、黒川先生がレギュラトリーキャプチャーという言葉を使い出してからいろいろなものを調べてみました。そうしましたら、レギュラトリーキャプチャーだけでなくて、レギュラトリー・アンド・アカデミカル・キャプチャー、そういうのも出てきたんですね。実は、日本の原子力の場合、まさにそうだったんですね。

というのは、私は元々原子力産業界で仕事をしていた人間ですのでその仕組みがよく分かっているんですが、つまり、規制側に十分な知見の蓄えがないわけです。ですので、新しい問題が起こったときに、規制側は何とか委員会というものをすぐにつくって、大学の先生を集めて委託するわけですね、検討を。ですけれども、実は大学の先生方も十分な知見がない、それでその大学の先生方は電力会社を呼び出す、そういう形で、三つどもえ構造になってしまって。単なるレギュラトリーキャプチャーではない、規制機関は大学の先生には一定の敬意を払っていますので、まさに三つどもえ構造ができ上がっていたということなんです。それは昔の話です。

今の規制委員会になってからは、そこのところはしっかりと脱却したなと。つまり、彼らの中でしっかりとした研修制度を確立して、アメリカに勉強しに行ったりとか、そういうこともするようになりまして。これも、私、先ほど申し上げましたように、世界の規制のコミュニティーの中で仕事をするようになった、そういうふうに見受けられます。

ですので、私の判断としては、規制のとりこから脱却したのか、かなりいいところで脱却しているというふうに私は感じています。

○鈴木参考人　ありがとうございます。

規制のとりこを脱したかという面で、原子力規制委員会の独立性は担保できたかという意味ではイエスだと思います。だけれども、今、既にいろいろな、ほかの委員からもありましたけれども、私の質問はむしろ、福島事故の教訓をちゃんと踏まえたかという観点から考えますと、全体的にはノーだと思います。

特に、今ありましたけれども、学界、産業界、政界、国会を含めて、やはり原子力規制委員会に圧力をかける人たちもまだいっぱいいます。これは自然といえば自然ではありますが、これが実はやはり福島事故の教訓を踏まえていない。それから、ゼロリスクを追求するという原子力、一般の住民の皆さんとか反対派の方々もそこはまだなじんでいないというか、福島事故の教訓を踏まえていない。

これは、やはり、規制のとりこを脱したかという今の、委員長からもありましたけれども、社会全体が独立した規制機関をどう育てるかというカルチャーが育たないと、規制委員会がまた孤立してしまう可能性があります。そういう意味では、私は、福島事故の教訓を踏まえたかという観点で見ると、まだ不十分だというのが私の答えです。

ありがとうございました。

○浅野委員　ありがとうございました。まだまだ課題が多いということを再認識させていただきました。

今、鈴木参考人からもございましたけれども、今、最後の部分は、提言の五、新しい規制組織の在り方についてという部分に関連するのかなというふうに理解をしておりますけれども、改めて、この原子力問題調査特別委員会という場において、これまで、私も二〇一七年から約五年間この委員会に在籍して議論をさせていただいておりますが、ではこの委員会の中でどのくらいの提言について触れてきたのかということを振り返りますと、私自身は、まだまだ七つある提言のうち一部しか触れられていないのではないか、そのように今感じているところでございます。

是非、黒川参考人そして石橋参考人にお伺いをしたいんですが、この七つの提言のうち本委員会でどのくらいのことが議論されてきたのか。私はごく一部だと思っておりますけれども、そこに対する御見解、お二人の認識をお伺いできればと思います。

○黒川参考人　私の個人的な意見ですけれども、これは、国会が法律を作ってこういうことをやらせていただいたわけです。それで、私たちは報告書を国会の両院議長に渡しました。ですから、先生方がこれをどれだけやらせるかというところに懸かっていると思います。

私たちのスポンサーはあくまでも先生方でしたので、両院の議長にこういうふうになりましたというのを渡したので、今度は国会の方に今渡しているという格好になっているので、是非先生方の方で、行政をどうしたどうしたという話が一つずごく大事だと思います。

二つ目は、その頃からかなり私はいろいろなところで、外でしゃべったんですけれども、やはり原子力というのは世界共通のグローバルウォーミングにはいい発電ですよね。だけれども、そうなると、アメリカとかイギリスとか日本のアライのところでは運転する人が、いろいろなことをやる人が常にお互いに共有している方がいいんじゃないかという話をしたわけです。つまり、交換して、一対一で、ではアメリカでやっている人たちが日本に来て一年間やろうよという話になると、何かあったときに、お互いにみんな、すぐに電話で、こうなったときにどうしようという話がすぐできるわけじゃないですか。

だから、是非、それをやると、原子力のオペレーターも、ルールを作るのも、ＯＥＣＤとかこちらのアライですけれども、みんな共通のスキルセットとレギュレーションをきちんと書いておけば、こっちでやる人も、アメリカやイギリス、フランスの連中も来ているよ、向こうでも日本の人がやっているよといったら、何かあったときにすぐに自分たちでメールなりなんなりできるようなネットワークをつくるのがいいと言っているんですけれども、なかなか、日本の人は外に行くというのと交換するのが嫌なんですね。英語ができないというのもあるのかもしれないけれども。お互いに慣れちゃいますよ、原子力のオペレーターも。

そういうふうにしてというのが、一つ、日本のイニシアティブでやるというのは非常に向こうも喜ぶと思うんですけれども、是非そういう、オペレーターもルールを作る人たちもＯＥＣＤのグループは一緒にやっているよという話は非常に大事なことなんじゃないかなと私は思っています。それは是非考えてやっていただけるとうれしいです。

○石橋参考人　ありがとうございます。

この原子力問題調査特別委員会で七つの提言がどこまで触れられたのかという御質問だと思います。

私、こちらにお邪魔をさせていただくと、何度も申し上げておりますけれども、提言の実現に向けた実施計画を速やかに策定し、その進捗状況を国民に公表することを先生方にお願いしております。昨年も同じことを申し上げましたけれども、この一年間の議事録若しくはインターネット配信の動画を確認させていただきましたが、そのことについての御議論は一言もございませんでした。それが全てを表していると思います。

以上です。

○浅野委員　ありがとうございます。

私も、約五年、この委員会でいろいろな先生方の議論を聞かせていただく中で、どれも大変重要な議論だったというふうに思うんですが、やはり、皆様が過去御提示をされた七つの提言のうちで最もこの委員会で扱われているのは、提言一の一部がメインだったというふうに思います。

具体的に申し上げれば、規制当局からの説明聴取あるいは有識者からの意見聴取というところがメインになっていたのではないかなと。それ以外の、危機管理体制の見直しであったり、被災住民の皆様に対する政府の対応状況の確認であったりフォローアップ、こういったところはまだまだこの委員会で取り組むべきテーマの一つだというふうに認識をしてございます。

といいますのも、まさに黒川参考人が冒頭触れられていた、今国会、議院運営委員会の中でも、今後の特別委員会の在り方について議論を深めていこう、こういう議論がございまして、やはり私としては当委員会の役割というものはまだまだあるというふうに考えているものですから、参考人の皆様の御見解も伺わせていただいた、こういう経緯でございました。

委員長にお願いをさせていただきますが、国会事故調の提言のうち、やはり当委員会で扱われてきた内容というのが私自身はまだまだ不十分だと思いますし、今後まだ議論すべきことがたくさん残っているというふうに思いますので、今後どのように当委員会の中で扱っていくべきなのかということを、両筆頭そして委員長においても、理事会において御協議の場を是非設けていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○赤澤委員長　はい、受け止めて、後刻、理事会で協議をさせていただきたいと思います。

○浅野委員　よろしくお願いいたします。

残りの時間、ちょっと個別の論点についても伺っていきたいというふうに思っております。

先ほど、前の質疑、高木先生の質疑の中で、規制行政の効率化の話がございました。私自身、規制のとりこは脱しなきゃいけないという立場ではありますが、ウクライナ情勢を受けて、エネルギーの安定供給の確保、いわゆるエネルギー安全保障の視点というものをどうしても国会としては持たざるを得ないのではないか、そのようにも感じております。

そこで、今委員会でも、先日も質疑がされたんですが、規制行政の更なる効率化の是非というものが今議論されてございます。私自身は規制行政の効率化を進めることが即座に規制のとりこに逆行するとは言えないのではないかという立場を取っているんですけれども、この点について、黒川参考人そして佐藤参考人、また鈴木参考人の御意見をいただければと思っております。

○佐藤参考人　お答えしたいと思います。

必ずしも規制の視点からではないんですけれども、原子力発電所を一基建てるという流れを考えますと、いろいろな、立地の選択から、安全審査から、ようやくそれを終えて着工していく。工事が始まってからも、いろいろな検査を経ながら完成していく。何だかんだと十年ぐらい、あっという間にたってしまうわけですね。特に、最近新型炉として建設しておりますフィンランドだとかフランスだとか、そういうケースを見ますと、十五年ぐらい、あっという間にたっていまして、その間にコストも三倍以上跳ね上がって、今や一基を建てるのに一兆円で建たなくなっている、そんな時代になっているわけですね。

ですので、今回、ウクライナの情勢がいろいろなエネルギー問題についての考え方を変えつつあるわけですけれども、そういう変化の急激さに対して原子力は全く追従性がない。また、では原子力が大事なんだというふうに思って、始めて十年たつ頃には全くまた違うエネルギー情勢が展開されている、そういうことになるんだと思うんですね。ですので、機敏さがこれからはエネルギー政策を検討していく上で非常に重要なファクターになるのではないか。そういうものに対して、必ずしも、これは規制の効率化だけではないです、規制を効率よくすれば今言った十年、十五年が五年に短縮される、そういう問題ではないんですね。全く違います。

ですので、ちょっと、今のウクライナの問題で危機感を抱いてエネルギーの多様化というようなことをお考えになっていると思いますけれども、では原子力というものはどのぐらい機動的に動けるのかというところもしっかり分析した上でお考えになられるべきだと思います。

○鈴木参考人　規制の効率化は、私は原子力の安定供給とは個別に考えて重要な問題であると。

これは、私がアメリカの大学で原子力安全性の研究をしているときに、安全性の向上と効率改善というのは相互関係にあるということが分かりまして。要するに、実は、安全性の向上とコスト低減というのは矛盾するんじゃないかとよく言われていたのですが、むしろ逆で、効率改善をすることがむしろ安全性の向上につながる。

これは規制も同じで、規制が非効率的ですと安全審査もなかなか難しくなっていく。効率改善は何も再稼働のためではなくて、安全性の向上のために必要なんですね。その点から、規制の効率化が非常に重要であると私は思います。それとエネルギーの安定供給の問題はやはり切り離して考えていただくのがいいのではないかと思います。

○浅野委員　大変参考になる御意見、ありがとうございました。

時間が来たので、本日は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○赤澤委員長　次に、伴野豊君。

○伴野委員　まずは、本日も、黒川委員長を始め、石橋委員、佐藤委員、鈴木委員、大変お忙しい中、御参集いただきまして、本当にありがとうございます。

また、委員長を始め各党理事、委員の皆様方、今日は、この四方に質問させていただく機会をいただきましたことをまず感謝申し上げたいと思います。

その上で、冒頭、委員長、まずは御提案ですから引き取っていただければ。

先ほど浅野さんが御提案されたことに比較的似ているんですけれども、今まで四方がお話しいただいた知己に富む、しかも専門性を生かしたお話、これは全てすばらしい、我々にとってのアドバイスだと思っております。では、こうしたものを本当に我々は生かし切れたのか、国会として生かし切れたのかということに対して、私も一人の国会議員としてもじくじたる思いがございます。

そうした反省に立って、こうしたアドバイスを具体的にどうしていけばいいんだと。なかなか難しい問題もあります。事故調ができたときの政治環境も今とは随分違います。ですから、いろいろあるんですが、それに関して、どうしていったら少しでも前へ進めるのか。先ほども、鈴木先生だったと思いますけれども、立場を超えて共通の課題があるでしょうと。廃炉の問題とか、それから使用済燃料の話とか、いろいろあります、核セキュリティーの問題とか。

こうしたことをあらかじめ決めてもいいと思うんですけれども、どの項目についてやっていくか。優先順位もある程度議論しながらですね。是非こうした議論を早速この委員会の理事会で、私、信頼しております与党筆頭理事でございますので、こうしたことをきっちりやっていくことが私は国民のための信頼回復に絶対つながると思いますので、これはどういう立場を取ろうとも今の国会議員がやるべきことではないかと思いますので。

これは引き取っていただければ結構ですので、これ以上しゃべっていますと私の持ち時間がなくなっちゃいますので、ここでやめておきますので、是非よろしく、まず引き取っていただけませんでしょうか。

○赤澤委員長　後刻、理事会で協議をさせていただきたいと思います。

○伴野委員　その上で、今日も本当に四人の先生方には、私は国会、国会議員への叱咤激励だと受け止めさせていただきました。はっきり言って国会議員は何をやっているんだというふうにおっ

2022年6月3日
原子力問題調査特別委員会
（質疑要旨）

次世代炉の構築における政府方針について

2022.6.3（Fri）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●ロシアのウクライナ侵攻により、世界的にエネルギー価格が上昇しており、日本におけるエネルギー安全保障の重要性が高まっている。

●国民民主党は現実的なエネルギー政策として、安全基準を満たした原子力発電所の再稼働、次世代炉へのリプレースを提案している。

●次世代炉としては、小型モジュール炉や高温ガス炉が注目されている。

委員会での浅野の発言要約

「政府は、小型モジュール炉や高温ガス炉など次世代炉の研究炉、実証炉の構築は想定しているか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「現在、『もんじゅ』のサイトに設置する新たな試験研究炉について検討を進めている。引き続き、研究炉や実証炉を活用した取組み、研究開発の環境整備をサポートしていく。」



松山政府参考人

次世代炉の安全基準や規制の在り方について

2022.6.3（Fri）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●政府はカーボンニュートラル社会実現に向けて、次世代炉（小型モジュール炉や高温ガス炉等）の研究開発や実証に取り組んでいく方針としている。

●国際的な規制のコミュニティーにおいても、小型モジュール炉等の導入に関する議論が活発に行われている。

●規制側として、新たな技術に対応する備えをしておかなければならないと考える。

委員会での浅野の発言要約

「規制委員会として、次世代炉（小型モジュール炉や高温ガス炉）の安全基準や規制の在り方について、現時点で調査研究を行っているのか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「新技術の導入を促すのは規制の大事な役割の一つであり、各国規制当局の議論に参加して調査研究を進めているところである。」



更田原子力規制委員長

第二百八回国会　衆議院　原子力問題調査特別委員会議録　第五号

令和四年六月三日（金曜日）
午前九時三十分開議

出席委員
委員長　赤澤　亮正君
理事　大西　英男君　理事　神田　憲次君
理事　鈴木　淳司君　理事　古川　康君
理事　野間　健君　理事　伴野　豊君
理事　伊東　信久君　理事　中野　洋昌君
畦元　将吾君　井出　庸生君
井林　辰憲君　石川　昭政君
今村　雅弘君　江渡　聡徳君
勝俣　孝明君　神田　潤一君
新谷　正義君　高木　宏壽君
長坂　康正君　西田　昭二君
堀井　学君　堀内　詔子君
松本　尚君　三ッ林裕巳君
宮内　秀樹君　宮澤　博行君
簗　和生君　阿部　知子君
菅　直人君　山崎　誠君
米山　隆一君　渡辺　創君
藤巻　健太君　堀場　幸子君
吉田とも代君　河西　宏一君
平林　晃君　浅野　哲君
笠井　亮君

経済産業副大臣　細田　健一君
経済産業大臣政務官　岩田　和親君
政府特別補佐人
（原子力規制委員会委員長）　更田　豊志君
政府参考人
（内閣府大臣官房審議官）　松下　整君
政府参考人
（警察庁警備局警備運用部長）　安田　浩己君
政府参考人
（復興庁統括官）　由良　英雄君
政府参考人
（経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長）　須藤　治君
政府参考人
（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）　松山　泰浩君
衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長　飯野　伸夫君

委員の異動
六月三日
辞任　補欠選任
門山　宏哲君　井出　庸生君
江田　憲司君　山崎　誠君
同日
辞任　補欠選任
井出　庸生君　松本　尚君
山崎　誠君　江田　憲司君
同日
辞任　補欠選任
松本　尚君　門山　宏哲君

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
原子力問題に関する件

○赤澤委員長　これより会議を開きます。
原子力問題に関する件について調査を進めます。
この際、お諮りいたします。
本件調査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官松下整君、警察庁警備局警備運用部長安田浩己君、復興庁統括官由良英雄君、経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長須藤治君及び資源エネルギー庁電力・ガス事業部長松山泰浩君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○赤澤委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○赤澤委員長　質疑の申出がありますので、順次これを許します。堀井学君。
○堀井委員　皆さん、おはようございます。自由民主党の堀井学でございます。
質問の機会をいただき、委員長始め理事の皆様方に感謝を申し上げたいと思います。
早速質疑に入らせていただきたいと思います。
皆様御存じのとおり、泊原発廃炉控訴の判決が五月三十一日に言い渡され、今後運転は認めないという司法の判断が下されました。過去には、福井地裁が関西電力大飯原発三号機、四号機の再稼働を認めない判決を下し、また水戸地裁が日本原子力発電東海第二原発の運転を認めない判決を下していますが、原子力規制委員会として各地域の地裁が下す判決についてどのように評価しているのか伺いたいところではありますが、更田委員長からはコメントは差し控えるという答弁になることが予測されますので、それらを踏まえまして政府の再稼働の方針について伺いたいと思います。
○松山政府参考人　お答え申し上げます。
今回の泊発電所の訴訟も含めまして、裁判の結果につきましては、経済産業省としましてもコメントは控えさせていただきたいと思います。
その上で、原発再稼働、原子力発電所再稼働についてのお尋ねでございますけれども、政府といたしましては、原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認めました原子力発電所につきましては、その判断を尊重し、地元の御理解を得ながら再稼働を進めるというのが方針でございますし、このことについては現在も変わりございません。
○堀井委員　報道で伝えられる内容を見る限り、多くの国民が誤解をされていると思います。地裁の判決をテロップで緊急的に紹介したり、番組を切って、判決で運転を認めないと繰り返し報道となれば、もう再稼働できる手だてがなくなったと思う方も国民の中にはいるはずであります。最高裁の判決ならばニュースの速報としてテロップ出しも理解しますが、何を基準にしているのか、ほかの項目の地裁の裁判判決はそういったことをせずに、事原子力問題になると事を大きくする日本の報道の在り方に私は疑問を感じております。
今回の判決は、北電と住民の裁判での判決であります。北電側が判決に不服を申し立て、控訴の手続に入りますので、次は高等裁判所での判断となります。
原子力規制委員会はあくまでも再稼働をできる安全を確保できたかを調べるのが役割であり、審査基準に合格するならば、最終判断は都道府県、立地市町村となるわけであります。国民には理解し難い複雑な内容となっているので、多くの国民に一人でも理解者が増えてほしいと思ってやみません。
次に、ＡＬＰＳ処理水についてお伺いをしたいと思います。
東京電力福島第一原発で増え続ける汚染水を処理した上、希釈をして海に放出する東電の計画について、原子力規制委員会は事実上の合格を示す審査書案を了承したとあります。審査書案については、意見公募、パブリックコメントを経て正式に計画を許可するとあります。ＡＬＰＳ処理水の海洋放出を規制委員会が厳正なる審査を行った結果の了承でありますが、関係者の中には、いまだに消えぬ不安や心配、風評被害を恐れている方が少なくありません。
更田委員長から、国会の答弁の中で規制委員会が安全と認めた理由を改めて国民にお示し願いたいと思います。

し上げます。
　時間となりました。更田委員長に私からも御礼を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○赤澤委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。
　本日はどうぞよろしくお願いいたします。
　また、他のスケジュールとの関係で、質疑の順番についても御配慮いただき、ありがとうございます。
　それでは、本日は僅かな時間しかございませんので早速質問に入りたいと思いますが、質疑順をちょっと一部変更させていただきまして、革新炉に関する質問から入らせていただきたいと思います。
　皆様御承知のように、ロシアのウクライナ侵攻でエネルギー価格が非常に世界的に上昇しております。改めて日本にはエネルギー安全保障の重要性というものが突きつけられておりまして、我々国民民主党といたしましても、原子力発電所の再稼働、そして革新炉へのリプレースなどといった提案を先般させていただきました。その中で改めて注目されるのが、ＳＭＲや高温ガス炉といった次世代炉であります。
　五月二十七日の予算委員会で岸田総理は、原子力について、再稼働はしっかりと進めていきたいと答弁する一方、リプレースは現時点では想定していないという趣旨の発言をされました。
　まず、政府にお伺いしたいと思いますが、政府は、ＳＭＲや高温ガス炉など次世代炉の研究炉、実証炉の構築といったものは想定しておりますでしょうか。研究炉、実証炉についての質問です。よろしくお願いします。

○松山政府参考人　お答え申し上げます。
　二〇五〇年のカーボンニュートラル実現に向けましてあらゆる選択肢を追求していく、このためには、ＳＭＲや高温ガス炉等の革新原子炉の研究開発はもちろんでございますし、また、原子力産業の将来を支えていく技術、人材を育成していく上でも、研究炉や実証炉を通じた活動というのは極めて重要なものだと考えてございます。
　こうした中で、例えば、現在、文部科学省を中心に「もんじゅ」のサイトに設置する新たな試験研究炉についての検討が進められているところだと承知してございます。
　引き続き、研究炉や実証炉を活用した取組に産業界が参画し、更なる成果の実現、普及につながるように働きかけていきたいと思っておりますし、関係省庁と連携して、研究開発の環境の整備についてサポートしていきたいと考えてございます。

○浅野委員　御答弁をありがとうございました。
　続いて、更田委員長にお伺いをしたいと思います。
　今の話でもありましたように、今後のカーボンニュートラル社会実現に向けて、革新炉に向けた研究開発や実証といったものは今後も国として取り組むという方針があるということでございます。そうなりますと、やはり規制側としてもこうした新たな動きに対応する備えをしておかなければいけないのではないかと思うわけでありますけれども、規制委員会としてＳＭＲや高温ガス炉の安全基準や規制の在り方について現時点で調査研究を行っているのかどうか、その事実関係を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○更田政府特別補佐人　お答えをいたします。
　まず、原則ですが、新技術の導入を促すというのは規制の大事な役割の一つだというふうに認識しています。その上で、特に米国やカナダ、英国等を始めとして、ＳＭＲの導入に関しては、規制に係る根幹の考え方に触れるような、アプローチの大きな変革が図られようとしています。
　そういった意味で、今、国際的ないわゆる規制のコミュニティーでもＳＭＲ導入に関する議論というのは極めて活発に行われています。我が国では導入の計画がないからといって、これから引いた形でいると、私たちは新しい考え方から取り残されることになります。これを規制委員会としては恐れていますので、国内に具体的な計画があるわけではありませんけれども、こういった各国規制当局の議論には参加をしておりますし、また、国際コミュニティーでの議論にも参加をして調査研究を進めているところでございます。

○浅野委員　ありがとうございます。その委員長の御姿勢、規制委員会の姿勢というのは非常に私は大事だと思いますし、今後とも維持していただきたいと思います。
　今御答弁の中にもございましたように、国際的な規制の在り方、そういったことを議論するコミュニティーに参加しているということだったんですが、もう少し具体的にちょっとお伺いをしたいんですけれども。
　ＳＭＲの安全基準や規制の在り方については、ＩＡＥＡのＳＭＲ規制者フォーラムというものがあるというふうに聞いております。このフォーラムにおいて各国のＳＭＲ規制に関する知見と経験が共有されたり議論されたりしているというふうに聞いております。こういった場に、私が以前事務方に聞いたところですと、このフォーラムには日本はこれまで参加してこなかったというふうな話を聞いたんですが、その事実関係の確認と、もし参加していないのであれば今後は参加すべきではないかと思いますので、ＳＭＲ規制者フォーラムに関して御答弁をいただきたいと思います。

○更田政府特別補佐人　お答えをいたします。
　まず、ＳＭＲの規制者フォーラムですが、昨年まではオブザーバーとしての参加をしておりました。今年に入りまして正式なメンバーとして登録をして、議論に加わっているところであります。
　また、同じＩＡＥＡでは、グロッシー事務局長のリーダーシップによって、新たなＳＭＲに関する規制の考え方と、さらに導入側の考え方に関する議論をする場というのが設けられようとしておりまして、六月に第一回会合が開催される予定となっておりますが、これも、先般グロッシー事務局長が来日された際に招聘を受けまして、原子力規制委員会としても参加をする予定にしておるところでございます。

○浅野委員　どうもありがとうございます。
　時間が終わりますので、最後、コメントにとどめておきたいと思います。
　我々がＳＭＲに注目している理由といたしましては、大型炉と比べて期待される特徴が幾つかございます。例えば、発電に使用する核燃料の量が少なくて済むため、炉心の自然冷却による受動的安全性が向上したり、あるいは、ＥＰＺ、防災対策重点区域を現状よりも縮小できる可能性もあるのではないか、また、モジュール型の装置ですので、建設期間や費用の圧縮、機動的な出力調整や熱源としての多面的な利用、こういったことが期待されているわけでございます。是非、これから、この規制の在り方、国際的な連携をより密にしていただいて、我が国としてもこうした流れに乗り遅れないように御尽力いただきたいと思います。
　最後に、私からも、更田委員長に対しまして、これまでの十年間にわたって大変な重責を担われた、このことに心から敬意と感謝を申し上げ、私の発言を終わりたいと思います。
　以上です。ありがとうございました。

○赤澤委員長　次に、阿部知子君。

○阿部(知)委員　立憲民主党の阿部知子です。
　本日は、委員長在任中に大変熱心に更田委員長がお取り組みくださいました核物質防護規定違反について、改めてお伺いをいたします。
　原子力規制委員会では、二〇二〇年の九月までに起きた柏崎刈羽の不正ＩＤカード事案、他人のＩＤを使って入構したりですね、そうした事案と、核物質防護設備の機能喪失事案、本来保安施設としてしっかりと機能を持っているものが壊れていたりして、侵入探知機等々ですけれども、そうしたものが放置されている事案について、この間、いわゆる追加検査として、二〇二一年四月から現在に至るまで、この柏崎刈羽の体制についていろいろ追加検査を行っている最中と思います。そして、その検査中に、実は昨年十二月、また、

第二百八回国会　衆議院　原子力問題調査特別委員会議録　第六号

令和四年六月八日（水曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　赤澤　亮正君

理事　大西　英男君　理事　神田　憲次君

理事　鈴木　淳司君　理事　古川　康君

理事　三ッ林裕巳君　理事　野間　健君

理事　伴野　豊君　理事　伊東　信久君

理事　中野　洋昌君

畦元　将吾君　石川　昭政君

今村　雅弘君　江渡　聡徳君

勝俣　孝明君　門山　宏哲君

神田　潤一君　新谷　正義君

鈴木　英敬君　高木　啓君

高木　宏壽君　中川　貴元君

西田　昭二君　堀井　学君

堀内　詔子君　宮内　秀樹君

宮澤　博行君　簗　和生君

山本　左近君　阿部　知子君

江田　憲司君　菅　直人君

米山　隆一君　渡辺　創君

早坂　敦君　堀場　幸子君

吉田とも代君　河西　宏一君

平林　晃君　浅野　哲君

笠井　亮君

参考人（公益財団法人原子力安全研究協会理事）　山口　彰君

参考人（国際環境経済研究所理事）（東北大学特任教授（客員））　竹内　純子君

参考人（獨協医科大学国際疫学研究室福島分室長・准教授）　木村　真三君

参考人（龍谷大学政策学部教授）　大島　堅一君

衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長　飯野　伸夫君

委員の異動

六月八日

辞任　補欠選任

井林　辰憲君　中川　貴元君

大西　英男君　高木　啓君

長坂　康正君　山本　左近君

簗　和生君　鈴木　英敬君

藤巻　健太君　早坂　敦君

同日

辞任　補欠選任

鈴木　英敬君　簗　和生君

高木　啓君　大西　英男君

中川　貴元君　井林　辰憲君

山本　左近君　長坂　康正君

早坂　敦君　藤巻　健太君

同日

理事大西英男君同日理事辞任につき、その補欠として三ッ林裕巳君が理事に当選した。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

原子力問題に関する件（原子力規制行政の在り方）

○赤澤委員長　これより会議を開きます。

理事辞任の件についてお諮りいたします。

理事大西英男君から、理事辞任の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤澤委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤澤委員長　御異議なしと認めます。

それでは、理事に三ッ林裕巳君を指名いたします。

○赤澤委員長　原子力問題に関する件、特に原子力規制行政の在り方について調査を進めます。

本日は、本件調査のため、参考人として、公益財団法人原子力安全研究協会理事山口彰君、国際環境経済研究所理事、東北大学特任教授（客員）竹内純子君、獨協医科大学国際疫学研究室福島分室長・准教授木村真三君及び龍谷大学政策学部教授大島堅一君、以上四名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に委員会を代表いたしまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜れば幸いに存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人各位からそれぞれ十五分以内で御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際はその都度委員長の許可を得ていただくようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。

それでは、まず山口参考人にお願いいたします。

○山口参考人　皆様、おはようございます。原子力安全研究協会の山口でございます。

本日は、原子力問題調査特別委員会におきましてこういう発言の場を与えていただき、大変光栄に存じます。

これから、十五分という時間をいただきましたので、私の考えを述べさせていただきたいと思います。

お手元に資料をお配りしてございます。タイトルに、原子力規制行政の在り方についての意見ということで書いてございます。

まず、原子力規制というのはとても難しいことであるということを申し上げたいと思います。上の方に四角で囲ってありますように、原子力規制というものは、原子力の利用により享受する恩恵、それと適切に均衡するように原子力の利用に伴うリスクを管理する、そういったことでございます。したがいまして、利用による恩恵ということと原子力の利用に伴うリスクというものにどう向き合うかというところが問題なわけであります。

それに対して、安全の確保ということで、日本で、原子力基本法にはこのように書いてございます。安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行う。そして、さらに、第三条の二に、その安全の確保を図るため、原子力規制委員会を置くということで定めてございます。

ここで、ポイントは、安全の確保ということは一体どういうものであるのか、どうすれば安全の確保が実現されたと我々は考えるのか、そういう点でございます。

は、法律の中できちんと規定されているものです。ですから、日本でいえば規制基準と同じで、これは厳格に、必ず守らないといけないもの。それに対して、実は、このアトミック・エナジー・アクトというのは一九五四年の版でこういう形になったわけですが、その後、アメリカもいろいろなことを経験して、スリーマイルアイランドの事故とか、それで、バックフィットルールというのをつくったわけです。

やはり、いろいろな運転経験を重ねていくと新しい知見が出てくるので、それを規制の中に取り込みたい。ところが、一度許認可を与えた発電所に対してバックフィットを課すということは、これは事業者にとっては大変な問題。したがって、このバックフィットルールの中で、そのバックフィットを行うことによる安全の質の向上が投資するコストに見合っているのであればバックフィットを求める、そういうルールを出したところ、裁判になりまして、規制委員会にはそういう経済性を勘案するような権限はないということで。その結果、最終的に出ていた法律によって二つ目の自由裁量の権限というものが明確になった。

それで、例えば、水素爆発の問題ですね。これは実は、ＴＭＩの事故の後とか、水素の燃焼が問題になったりしたんですが、そういう問題があったりすると、規制委員会がそれを審議して、これは安全の向上の効果が大きいのか、あるいは経済的に見合うのか、あるいはそのほかの政策的な観点から適切か、それをさんざん議論しまして、最終的には投票によってそれを事業者に求めるか求めないか決める、そして、求めたときには、それを具体的にどういう方法で実現するかは事業者が自ら決める、そういった構造でございます。

ですから、アディクエートプロテクションで、まず厳格に、やるべきことはしっかりやりなさい、その上で、自由裁量の権限によって、規制委員会が安全上の問題で気になるような点あるいは新しい知見、それが出たときには、規制委員会の自由裁量の権限で求めることができる。ただし、求めるに当たっては、ちゃんとその正当な理由、根拠、そして本当にそれがよい方法なのか、それを示しなさい。

規制委員会はそれだけ重たい責任を担っているわけでして、だからこそ、規制委員会は、どこかの分野の専門家ではなくて、非常に見識のある、やっていただく方が五名、民主党、共和党から推薦されてなる、そういう役割になってございます。

実は、規制委員会は、コミッショナーは、規制委員会が扱う案件の僅か一％しか規制委員会で決定はしない。すなわち、規制委員会は、いろいろな分野にまたがる本当に重要な問題にしっかり議論をする、それがやり方でございます。

以上、御説明になります。

○中野(洋)委員　ありがとうございました。大変よく分かりました。

もう一点、そういう意味では、規制委員会がやはり新しい知見というかいろいろなものを取り入れていって、安全性の向上をしっかり考えていくというのは非常に大事かというふうに思っております。

山口参考人の最後のところにも、革新炉のことでありますとか新しい技術、知見、こういったものの、しっかりと米国の方では対応をするようにやっているというふうなことも書いていただきましたけれども、こうした新しい知見や、またそうした研究、技術開発、こういったものについて、やはり私は、日本の原子力規制委員会も、そういう意味では、しっかりと追いついていけるように、こういうものを備えていくべきではないかというふうな問題意識、安全性の向上という観点からもやはり大事ではないかというふうに思いますけれども、これについて、今の規制委員会の取組ですとか、あるいはもっと、諸外国の例を見るとこういうところの知見の確保を力を入れていった方がいいとかございましたら、ちょっと済みません、もう質疑時間は終わっておりますので、短時間で、もしございましたらよろしくお願いいたします。

○山口参考人　簡単に御説明差し上げます。

いずれの国も、悩みは、規制の独立性を保ちながらイノベーションをどう進めていくか、そういうことでございます。

イノベーションをやろうと思ったら、それに対してどういう規制をやるべきなのか。これは、イノベーションをやるわけなので、初めの段階では分かっていないわけですね。ですから、そこのコミュニケーションをしっかり取りながらイノベーションをやっていくということが、産業の活性化にとっても、エネルギーの確保にとっても、大変重要なことでございます。

その上で、独立性、安全の確保、それをしっかりやるためには、何らかの枠組みが必要となります。それが、アメリカだけではなく、各国いろいろな形で、開発、イノベーションをやっているときに規制が適切な形で関与する仕組みを工夫してございます。

この一つの例がここにあるＮＥＩＭＡというアメリカの法律ということで、やはり日本も、技術立国でございますから、そういったことを進める上で規制がどのように適切に関与できるのか、独立性を保って関与できるのか、そういう工夫は是非しないといけない重要な問題であるというふうに考えております。

以上です。

○中野(洋)委員　ありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○赤澤委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、四名の参考人の皆様には、お忙しい中お越しをいただき、また、本当に様々な視点から御意見をいただきまして、ありがとうございました。

私の方からも、今日のお話の内容も踏まえて質問をさせていただきたいと思います。

この原子力問題調査特別委員会というものは、そもそも原子力規制行政を監視するという役割も一つ持って設置をされた委員会でございまして、本日、私からは、これまでの原子力規制委員会の取組の中で、少し懸念をしている部分について皆様から御見解を伺いたいというふうに思っております。

一問目なんですけれども、先ほど竹内参考人がおっしゃっていたことと絡みますので、ほかの、山口参考人、木村参考人、大島参考人に伺いたいと思っております。

これまでの原子力規制委員会の中では、特に今の更田委員長の運営の方針として、客観的、科学的根拠に基づいて審査を行うことや、あるいは規制と推進の分離、また審査の透明性、こういったことを強く意識した審査が行われてきたというふうに認識をしておりますし、その点は評価をしております。

一方で、先ほど竹内参考人がおっしゃっていた、審査官の判断が審査ガイドよりも優先されるんだというような認識もこの委員会の中にはございまして、よく言えば判断の柔軟性を高めるとも言えるでしょうし、悪く言えば判断の属人性あるいは非科学性といったものを高めるとも言えるのではないかというふうに思います。

やはり、これは一国の原子力規制行政をつかさどる大変重要な委員会でございますから、属人性というものは余り発揮されるのはどうなのかというふうに私は思うんですけれども、審査官の判断が審査ガイドよりも優位にあるという、この現状の委員会の認識について、皆様の御見解を伺えればというふうに思います。

○山口参考人　山口でございます。

今御指摘いただいた点、ガイドなどよりも審査官の判断が優先される点ということですが、少なからずあると考えます。

それは日本だけの問題ではなくて、米国も同じでして、ちょうど日本は新検査制度が導入されましたけれども、アメリカもＲＯＰという制度を導

入したときに、やはりその一番の問題というのは、審査官の判断、人によって判断が違うというところが問題だったわけです。

それで、新しい検査制度ではそういうことのないよう、いろいろな形で工夫をされたわけですが、それの一つの方法として、アメリカはパフォーマンスベースドという考え方を導入しました。つまり、安全を表す指標を決めて、その指標に基づいてパフォーマンスを見てあげる。それが客観性を高める方法です。

それから、やる意思決定を階層的な構造にいたしまして、実は、規制委員会の下には、アドバイザリー・コミッティー・オン・リアクター・セーフガード、ＡＣＲＳと呼ばれる組織があって、そういうところは技術的な問題をしっかり議論する。そこの中には、発電所に元いた人、原子炉の設計に携わった人、それから研究者、いろいろな方が入って、専門家が入って、技術的な議論をする。そういう議論を踏まえて上がっていったものを、規制官が判断のときに使うわけです。それによって客観性や専門性が増していきます。

ですから、何らかのそういう仕組みを持ち込むということが大事。

それから、やはり、規制官によって判断が違うというのは、日本だけの問題ではなくて、どこの国でもあり得る。したがって、それをできるだけならして、それで予見性が高められるように、そして首尾一貫性ある判断ができるように、先ほどもちょっと申し上げましたが、しっかり判断の根拠なりを文書化していって、それを継承していく、そういった工夫が求められるというふうに考えます。

以上でございます。

○木村参考人　私自身も、先ほどの質問に対して、非常に恣意的な部分が入ってくる可能性があると存じております。

そこには、やはり、第三者機関があって、その審議が本当になされているか否かというものをきちんと審議していく機関の設置が必要だと思っております。

ということで、山口参考人がおっしゃられたことと私は同じ意見です。

以上です。

○大島参考人　御質問いただきまして、ありがとうございます。

審査官の判断がガイドより優先されるということについては、確かにそういうところもあるのかもしれません。

もちろん、ガイドラインなんかよりも緩いような判断を審査官がするのであれば、それは大変問題だというふうに思います。

一方、想定外のことを事業者がやっている場合もございまして、例えば新潟の柏崎刈羽原発の場合の核物質防護に当たっての不祥事、不祥事というか、詳しい内容は規制委員会自身も明らかにできないようなことがあった、そういうことに関して審査官が何らかの判断をするというのは、安全規制上、非常に重要だというふうに思います。

ですので、それが十分に機能しているかどうかというのは、先ほども冒頭で申し上げましたように、外部からのチェックを受けるべきだとは思いますが、しばしば、原子力規制については、審査官の判断がより厳しい形で出るのであれば、それは適切なのではないかというふうに考えます。

また、原子力規制委員会については、かなり透明性は確保されていると思いますので、その点は評価しております。

○浅野委員　ありがとうございました。

今のやり取りを聞いた上で、次は竹内参考人に伺いたいと思いますが、今日の参考人の資料の中でも、規制の費用便益分析を用いるべきというふうにございました。

私も以前からその必要性というものは感じておったんですけれども、今、やはり、ほかの参考人の皆様の意見を伺いますと、どうしても審査をする方の属人性というものが多少影響するだろうと。

そうなったときに、できるだけ客観性を高めるために判断指標を定量化するといった工夫もあると思うんですけれども、ただ、最後に大島参考人がおっしゃっていたように、本来あるべきガイドよりも緩く判断するのか厳しく判断するのか、こういったところの妥当性みたいなのも十分に考慮しなければいけなくなると思うんですね。

そうなったときに、費用便益分析といったものの視点が入ると、より、判断の客観性に加えて、その判断内容の妥当性のようなものが確保されるのではないかというふうに思うんですが、この点について、先ほどちょっと説明の中では簡単に触れられていたんですが、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○竹内参考人　御質問いただきまして、ありがとうございます。

費用便益分析、非常に重要なところでございます。

先ほどおっしゃっていただいた、決められた基準よりも緩いあるいは厳しいといったような、そういったところに恣意性が働くといったところは、これは考える余地はないというか、認める余地はないわけでございまして、どうやってその基準を満たすかの満たし方において効率性を高めるというようなところが非常に重要でございます。

ちょっと原子力の例でぱっと思いつかないんですが、例えば、アメリカで、スクールバスで事故が起きてお子さんが亡くなったと。じゃ、全米のスクールバスにシートベルトを義務化しようということになるということが議論された。けれども、シートベルト導入ということになると、相当のお金がかかって、コストを負担できないという学校が出てきて、そうなった学校では、みんながマイカーで通わせるということをせざるを得ない。マイカーの利用が増えるということになると、それは交通事故の確率からいって、その方がかえって人命が失われるのではないか。こういった形で分析をして、そういったシートベルト義務化を議論をしたというようなところも仄聞したところでございます。

どうやって命を守るかといったような基準を緩めるとか厳しくするといったようなところではなくて、どうやって、決められた安全性を満たす道として、最も効率的にそこにたどり着くかというようなところ、これが効率性だというふうに私は認識をしているところで、それに役立つ分析として費用便益分析があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○浅野委員　今の内容についてもう少し伺いたいんですが、今の原子力規制委員会の体制ですと、費用便益分析というものをやれるだけの体制、あるいはその能力、機能があるのかというと、私は、現状、それは少し難しいのではないかというふうに捉えております。

では、これをやろうとしたときに、米国では既にそういったものが用いられているということなんですが、我が国では、じゃ、どういった機能、あるいは体制を組めば原子力規制行政の中にこの考え方を取り込めるのか。この辺り、具体的な体制面であったり、組織の機能、こういったところについて御見解を伺いたいと思います。

○竹内参考人　ありがとうございます。

行政の費用便益分析というところ、これは原子力だけに求めるというようなところでは本来ないものだというふうに思っております。

我が国の規制行政において、そもそも規制の費用対効果といったようなところ、私の専門でございますと環境行政ですとか、そういった様々なところがあるわけでございますけれども、費用便益分析というものが十分できているというふうに感じることは余り多くございません。ですので、原子力行政にだけこれを求めるというようなところでよいのかという問題点はまず申し上げた上で、御質問いただきました、原子力の規制行政の中に費用便益を取り込む体制が取れるのかといった点でございますけれども、確かに、おっしゃるとおり、体制面でも充実が必要であろうというふうに

は思います。

ただ、それは、体制を充実させるというだけではなくて、やはり規制の在り方に、これは繰り返しになりますけれども、効率性、あるいは首尾一貫性、そして透明性は確かに持ってこれまで規制行政はされてきました。規制委員会の委員会というのは、ほとんどがユーチューブで閲覧をすることができます。ただ、ユーチューブで、動画で流すということが透明化ということではなくて、それを文書化をして、文字化をして、判断の基準、この結論、これを明確化していくという、この作業がなければ、これは、明確にした、透明な行政とは言い難いというふうに思います。

そういったところも、相当に人員がかかるというところであろうかと思いますので、人員の体制と併せて、先ほどから申し上げている効率性、首尾一貫性、明確性、明示性、文書化といったようなところを進めていくということが必要になるというふうに思います。

以上でございます。

○浅野委員　ありがとうございます。

最後の質問になるかもしれないんですが、次は、山口参考人、竹内参考人、そして大島参考人に伺いたいと思います。

私、この委員会、以前の、これまでの委員会の中でも取り上げてきたんですが、原子力規制委員会が行う審査会合の効率性にちょっと着目をしておりまして、審査会合を行う前段に、その中でどういった説明を事業者がするのかというのを事前に規制委員会が事業者にヒアリングをする事前ヒアリングの場というのがあるんですけれども、このヒアリングのときに、仮に、事業者側が説明をしようとしている内容が不足していたり、論点が不足していたりしても、そこでは指摘をせずに、規制会合の中で指摘をして、もう一度次回持ってきてくださいというようなことに今現状なっているそうなんです。

私も質疑の中で聞いておりますと、やはり、規制側は、事前に何か助言をすることが、事前にそういう情報を与えるのはふさわしくない、ただ何を説明するつもりなのかを聞くだけでその会は終わって、あとは本番に足りないところがあれば言うんだ、こういうことなんですが、そうしますと、やはり、全体の効率としては、そのとき言ってもらえれば、説明すべき内容をしっかりと当日まで準備して説明をできたかもしれない、これによって相当な時間のロスといいましょうか、機会の損失があるんだというような現場の課題意識も聞いております。

伺いたいのは、この事前のヒアリング、確認の中で、しっかりそういった、説明すべき論点を委員会も言って私はいいと思うんです。その代わり、何を言ったのかをしっかり概要を公開をすればいいと思いますし、そういった事前の論点の整理であれば、これは規制と推進の分離に逆行はしないというふうに私は思うんですけれども、参考人の皆様はそれをどのように捉えるのか、これについて是非意見をいただきたいと思います。

○山口参考人　山口でございます。

お答えいたします。

まず、事前に論点を明確にするというのは大変いいことだと思います。

規制のヒアリング会合というのは何のためにやっているかというと、目的は共通、安全性をしっかり確認して高めていくこと、安全な原子炉となるよう、発電所となるよう、両者で意見をちゃんと交わすということです。

そういう意味で、何が重要な問題なのかというのを明確にするというのは、議論をかみ合ったものにする、それから、安全を向上させるという共通の目的にたどり着くための認識を共有するという意味で重要だと思います。

御承知とは存じますが、泊発電所で論点を出したという例が最近ありまして、大変よいことであると思います。

今御懸念の点が、それによって規制の独立性、事業者との関係が変な関係にならないのかということは当然懸念されるところではありますが、先ほどのコスト便益分析の話とも関連しまして、米国のＮＲＣの方とお話しすると、米国では実はリスク評価のやり方を規制当局と産業界が両方とも独立に持っているんですね。それを聞いたら、もし今ならば、規制当局が持つことはやめて、産業界と協力してやるだろうと。なぜならば、リスク評価のやり方は、今、ピアレビューという、第三者的な目で確認する方法があるから、それによって、両者が同じような問題に投資するということによる弊害をなくせるということです。

もう一つ、近い例では、研究施設、試験データを取るとき。これも、アメリカでもフランスでもそうなんですが、そういう試験データを取るところは規制も産業界も共通でやる、その代わり、その解釈や判断は独立にやる、そういう形で、両者が共通して同じような研究施設を持ってやるということを回避するということでございます。

これも、考え方は、安全に関わる試験データを取ることは、安全を向上させて、国民のためになり、産業界にとっても規制側にとってもいいことである、そういう同じ共通の概念があるがゆえであり、したがいまして、今御質問ありました点、規制のヒアリングの中で双方が論点を明確にし合って実りある議論にしていくという方向、私は大賛成でございます。

以上になります。

○竹内参考人　ありがとうございます。

端的に申し上げます。

私も、論点を明確にしていくということの改善は非常に重要なことだと思っております。

今まで、ともすると、規制側と事業者側が疑心暗鬼といいますか、これなら大丈夫なんだろうかというようなところで非常に時間を浪費していた。

繰り返しになりますが、国民のための審査でございますので、こういった形で、より安全性を高めるということで論点を明確化するということは、どんどん機会を持ってやっていった方がよろしいかというふうに思っております。

以上でございます。

○大島参考人　私の考えを述べさせていただきます。

原子力規制委員会のやり取りを見ておりますと、事前のヒアリングをするというのは、効率性が、今、ないのではないかというお話もありましたが、いきなり本番であるよりも、非常に効率的になっている仕組みではないかというふうに思います。

そこで論点を出して確認をされているというふうに私は認識しておりまして、より深めた内容で本番を迎える、そのときに、今まで論点となっていなかったものが、より深い委員会での審議の中で出てくれば、当然ながら追加の要求をするというのはあり得るだろうというふうに思っております。

また、コスト・ベネフィット分析についても当然で、原子力規制委員会の方は実際にはやっていないと思います。コストの場合、これは環境経済学の方でもそうなんですけれども、対策の費用だけではありません。被害の費用も、被害がどれぐらい出るのかということも計算に入れてのコスト・ベネフィット分析であって、そこは大きく欠落している部分なので、是非これは、追加的ではありますけれども、効率性という観点からも、経済全体の効率性という観点からも、今の考え方を広げて、コスト・ベネフィット分析も含めて検討すべきだというふうに思っております。

ありがとうございます。

○浅野委員　時間が参りましたので、終わります。

どうもありがとうございました。

○赤澤委員長　次に、笠井亮君。

○笠井委員　日本共産党の笠井亮です。

今日は、山口彰参考人、竹内純子参考人、木村真三参考人、そして大島堅一参考人、お忙しいところ、御意見ありがとうございました。

まず、木村参考人、大島参考人に伺います。

この間、原油価格の高騰やロシアのウクライナ

第210回国会
委員会質疑

2022年10月～2022年12月

2022年10月28日
内閣委員会
（質疑要旨）

国の儀式の在り方と手続きについて

2022.10.28（Fri）内閣委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●安倍元総理の国葬儀は、国論を二分した行事となった。

●政府は、国葬儀が行政権の作用に含まれ、国民の権利を制限したり義務を課したりするものでないため、閣議決定を根拠に実施を判断した。

●一方で、国民の関心が強いまたは国の在り方に関わるような重要な事柄については、事前の国民同意が必要という考え方※もある。

※重要事項留保説

委員会での浅野の発言要約

「国の儀式を執り行う際には、国会の事前同意、または手続きに関する法整備や基準づくりが必要ではないか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「政府としては、今回の国葬儀を行政の裁量によって実施できると考えたが、国民や各党各会派から様々なご意見、ご批判をいただいていることを真摯に受け止め、検証を行っていく。」



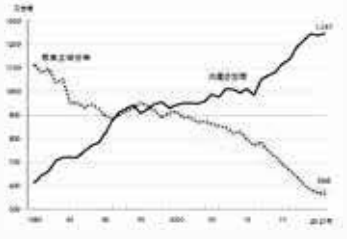
松野内閣官房長官

児童手当における所得制限について

2022.10.28（Fri）内閣委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●児童手当において、世帯主の年収を基準に所得制限が設けられているため、共働き世帯数が専業主婦世帯数を大きく上回っている現代においては、逆転現象により、不公平感や不満が生じている。



※独立行政法人労働政策研究・研修機構ホームページより

委員会での浅野の発言要約

「所得制限はそれぞれの制度目的に応じて設けられているとのことだが、家族の在り方が多様化する中で、児童手当の所得制限は撤廃した方が良いのではないか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「児童手当の見直しの際に、世帯間の公平性の観点から世帯合算の導入を求める意声もったが見送りとなった。今後、附則の検討規定※をもとに検討していく。」



小倉国務大臣

※検討規定【改正法附則に規定】 政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2022年10月28日
内閣委員会
（質疑要旨）

年少扶養控除の復活について

2022.10.28（Fri）内閣委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●以前の児童手当は、所得制限とあわせて「年少扶養控除」が存在したが、民主党政権時に「子ども手当（所得制限なし）」に変更されたことに伴い廃止された。

●2012年以降、再び「児童手当」となった際に、年少扶養控除は復活しなかった。

●子どもたちの環境改善や、介護職の待遇改善には、既に消費増税分が充てられている。

委員会での浅野の発言要約

「所得制限を復活させるのであれば、年少扶養控除も復活させるべきではないか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「年少扶養控除の廃止により確保した財源を元に、その後、幼児教育、保育の無償化や保育の受皿確保などを進めている。再び年少扶養控除を設けることは考えていない。」


小倉国務大臣

日本経済の対中依存度と経済安全保障上の対策について

2022.10.28（Fri）内閣委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●日本の貿易の23．9％は中国による（2020年度）。
中国に対する依存度を高めた結果、コロナ禍では中国国内のロックダウンの影響により日本のサプライチェーンは大きな打撃を受けた。

●米国は大国間競争時代に備えて、米中経済のデカップリングをめざしている。

委員会での浅野の発言要約

「今後の日本経済の対中依存度の在り方について、大臣の課題認識を伺う。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「特に中国を念頭に置いたものではないが、国会で定められた経済安全保障推進法の中で、サプライチェーン強靭化の取組みを進めていく。」


高市国務大臣

第二百十回国会　衆議院　内閣委員会議録　第三号

令和四年十月二十八日（金曜日）

午前九時一分開議

出席委員

委員長	大西　英男君		
理事	井上　信治君	理事	神田　憲次君
理事	藤井比早之君	理事	宮路　拓馬君
理事	青柳陽一郎君	理事	稲富　修二君
理事	阿部　司君	理事	國重　徹君
	赤澤　亮正君		池田　佳隆君
	石原　宏高君		上杉謙太郎君
	尾崎　正直君		大野敬太郎君
	加藤　竜祥君		川崎ひでと君
	工藤　彰三君		小寺　裕雄君
	佐々木　紀君		鈴木　英敬君
	田野瀬太道君		平　将明君
	土田　慎君		中野　英幸君
	中山　展宏君		平井　卓也君
	平沼正二郎君		本田　太郎君
	牧島かれん君		松本　尚君
	三谷　英弘君		八木　哲也君
	山口　晋君		中谷　一馬君
	太　栄志君		本庄　知史君
	馬淵　澄夫君		山岸　一生君
	岩谷　良平君		浦野　靖人君
	堀場　幸子君		河西　宏一君
	福重　隆浩君		浅野　哲君
	塩川　鉄也君		緒方林太郎君
	櫛渕　万里君		

国務大臣（内閣官房長官）	松野　博一君		
国務大臣（デジタル大臣）（国家公務員制度担当）	河野　太郎君		
国務大臣（国家公安委員会委員長）	谷　公一君		
国務大臣（こども政策担当）（孤独・孤立対策担当）（少子化対策担当）（男女共同参画担当）	小倉　將信君		
国務大臣（全世代型社会保障改革担当）（経済財政政策担当）	後藤　茂之君		
国務大臣（経済安全保障担当）	高市　早苗君		
国務大臣	岡田　直樹君		
内閣官房副長官	木原　誠二君		
内閣官房副長官	磯崎　仁彦君		
内閣府副大臣	藤丸　敏君		
内閣府副大臣	星野　剛士君		
内閣府副大臣	和田　義明君		
内閣府副大臣	中谷　真一君		
デジタル副大臣兼内閣府副大臣	大串　正樹君		
法務副大臣	門山　宏哲君		
内閣府大臣政務官	鈴木　英敬君		
内閣府大臣政務官	自見はなこ君		
内閣府大臣政務官	中野　英幸君		
デジタル大臣政務官兼内閣府大臣政務官	尾崎　正直君		
防衛大臣政務官	木村　次郎君		
衆議院委員部長	小林　英樹君		
政府特別補佐人（人事院総裁）	川本　裕子君		
政府参考人（内閣官房内閣審議官）	加野　幸司君		
政府参考人（内閣官房内閣審議官）	品川　高浩君		
政府参考人（内閣官房就職氷河期世代支援推進室次長）	吉岡　秀弥君		
政府参考人（内閣官房こども家庭庁設立準備室長）	渡辺由美子君		
政府参考人（内閣官房こども家庭庁設立準備室審議官）	長田　浩志君		
政府参考人（内閣官房こども家庭庁設立準備室審議官）	浅野　敦行君		
政府参考人（内閣官房内閣情報調査室次長）	柳　淳君		
政府参考人（内閣官房内閣審議官）	吉川　徹志君		
政府参考人（内閣府大臣官房審議官）	畠山　貴晃君		
政府参考人（内閣府大臣官房審議官）	茂呂　賢吾君		
政府参考人（内閣府大臣官房故安倍晋三国葬儀事務局長）	原　宏彰君		
政府参考人（内閣府政策統括官）	三貝　哲君		
政府参考人（内閣府子ども・子育て本部統括官）	吉住　啓作君		
政府参考人（警察庁交通局長）	太刀川浩一君		
政府参考人（警察庁警備局長）	原　和也君		
政府参考人（警察庁サイバー警察局長）	河原　淳平君		
政府参考人（デジタル庁統括官）	村上　敬亮君		
政府参考人（総務省大臣官房長）	今川　拓郎君		
政府参考人（総務省大臣官房審議官）	河合　暁君		
政府参考人（総務省大臣官房審議官）	三橋　一彦君		
政府参考人（総務省大臣官房審議官）	足達　雅英君		
政府参考人（法務省大臣官房審議官）	保坂　和人君		
政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）	西條　正明君		
政府参考人（厚生労働省大臣官房総括審議官）	間　隆一郎君		
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）	野村　知司君		
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）	日原　知己君		
政府参考人（国土交通省大臣官房審議官）	住友　一仁君		
政府参考人（防衛省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）	上田　幸司君		
内閣委員会専門員	近藤　博人君		

委員の異動

十月二十八日

辞任

大野敬太郎君	補欠選任　山口　晋君
工藤　彰三君	川崎ひでと君
鈴木　英敬君	加藤　竜祥君
田野瀬太道君	八木　哲也君
本田　太郎君	上杉謙太郎君

同日

辞任

上杉謙太郎君	補欠選任　土田　慎君
加藤　竜祥君	鈴木　英敬君
川崎ひでと君	工藤　彰三君
八木　哲也君	三谷　英弘君
山口　晋君	佐々木　紀君

同日

辞任

佐々木　紀君	補欠選任　大野敬太郎君

していただくことが先決なんじゃないかというふうに思っております。

○稲富委員　この点はしっかりと、これからもまた議論できればと思います。

最後に、孤独・孤立対策の担当大臣ですよね。なぜこれが必要なのか、どういったお仕事をするのか、大臣の思いなり、どういった担務をするのか、是非お答えいただければと思います。

○小倉国務大臣　孤独・孤立対策についてでありますが、長引くコロナ禍の影響や物価高騰などによって、孤独、孤立の問題はより一層深刻な社会問題となっております。中でも自殺者数の増加などは、この孤独、孤立の問題もその要因の一つというふうに考えております。

また、核家族化や未婚化、晩婚化を背景とした単身世帯や単身高齢者の増加といった我が国の社会環境の変化が孤独を感じざるを得ない状況を生み出してきているとも考えておりまして、今後、こういった状況の深刻化も懸念をされております。

何をしているかということについてでありますが、昨年の二月、孤独・孤立対策の担当大臣が設置をされまして、昨年末に重点計画を打ち出しました。重点計画の下での基本方針の下で各施策を実施しているところでありまして、具体的に幾つか申し上げれば、こういった対策に取り組んでいるNPOに対する支援でありましたりとか、官民連携プラットフォーム、さらには全国で初めての実態調査、こういったことを実施しておりまして、それぞれの方策について、更に継続、発展をさせていただきたいというふうに担当大臣としては考えているところであります。

○稲富委員　時間になりましたので、終わります。

谷大臣、申し訳ございません、また次回に御質問させていただければと思います。

終わります。ありがとうございました。

○大西委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

よろしくお願いいたします。

本日は、この後、官房長官の記者会見があると聞いておりますので、冒頭、官房長官の方に質疑をさせていただければと思います。終わり次第、御退席をいただいて結構でございます。

本日取り上げさせていただきたいのは、まず初めに、先日執り行われました国葬儀の件、そしてその次に、小倉大臣に子育ての所得制限についてお伺いをさせていただきたいと思います。そして、最後になりますが、高市大臣には経済安全保障の点について伺わせていただきたいと思います。

まず、国葬の、国の儀式の在り方、手続についてということで、質問通告に従いまして質問させていただきます。

私は、先日行われました安倍晋三元総理の国葬儀に参列をさせていただきました。そして、そこで献花をさせていただきました。当日、印象的だったのは、国会議事堂から衆議院のバスに乗って、ほかの議員の先生方と日本武道館に移動の最中ですけれども、皇居の周辺に沿ってバスに乗っておりますと、随分と長い行列ができておりました。それは、この葬儀に当たり、献花をしに行く国民の皆様の列だったわけですけれども、中に、聞くところによると、四時間、五時間以上並ばれた方もいらしたというふうに聞いております。一方で、国葬反対のプラカードや横断幕を持って主張を繰り返す方々もいらっしゃいました。

これはやはり、賛成、反対、いろいろと国論を二分した一つの儀式であったわけですけれども、これを調べていきますと、今回だけの現象ではなかったということが分かってまいります。

五十五年前の一九六七年十月三十一日に執り行われた吉田茂元総理の国葬では、神奈川県大磯町にあった元総理の自宅から日本武道館までの沿道には約十七万人の人々が集まったと書物に書かれてありました。また、国葬には、当時の皇太子御夫妻を始め、海外七十二か国からの使節団、各界代表など約六千人が参列したという記録が残っております。

一方、当時も、吉田茂元総理の国葬が行われた翌年の国会質疑の中では、国葬を政府の思いつきだというふうに指摘する社会党の田中武夫議員の指摘に対して、水田三喜男当時の大蔵大臣は、国葬儀には法的根拠はない、何らかの基準が必要だなどと発言したというふうに議事録でも確認ができます。

こうした過去のやり取りなども考えますと、今回も現に賛成、反対、国論が二分された事態になりましたが、今回の国葬儀について、国会への事前説明なく閣議で決定したやり方、この法的妥当性というものを、改めて官房長官の御認識を伺いたいと思います。

○松野国務大臣　浅野先生にお答えをさせていただきます。

安倍元総理の国葬儀につきましては、国の儀式を行うことは、立法権にも司法権にも属さず、当然行政権の作用に含まれ、また、現行の内閣府設置法において国の儀式に関する事務に関することが明記されており、国葬儀を含む国の儀式の執行は行政権に属することは法律上も明確になっているかと考えております。

さらに、国葬儀の実施は国民の権利を制限したり義務を課したりするものでなく、法律による授権も必要としないことなどから、閣議決定を根拠に実施したところであり、法的にも妥当なものであると考えています。

○浅野委員　ありがとうございます。

今、官房長官の御答弁の中では、国民の権利義務を侵すものではないので行政権の範囲内でできるんだ、要約するとそういったことをおっしゃったかと思います。そういった、国民の権利を侵害しないのであれば行政権の中で行使できるんだという考え方、侵害留保説というふうにいうそうなんですけれども、今の日本の法体系の中では、国民の権利を侵害しないのであれば行政権の任意性、裁量性の下でできるというような理解がされて、これまでも運営されてきております。

ただ、一方で、やはり侵害留保説と同様に、それに対する考え方というのが、重要事項留保説というのがあるそうでございます。これはどういうことかというと、国民の関心が強い、あるいは国の在り方に関わるような重要な事柄について何かを決定する場合には、やはり事前の国民同意、言い換えれば国会の事前了承が必要ではないか、こういった考え方がございます。

私を含め多くの皆様、これまで、事前に国会に説明がなかったのはなぜなんだ、するべきではなかったのか、こういった指摘をする方々の多くは、この重要事項留保説の立場に立った主張をされてきているわけで、私もこの立場に立っております。

やはり五十五年前も同じことを繰り返しておりました。今回もまた同じように閣議了解のみでこの儀式を決定したがゆえに、国論を二分する議論に発展をいたしました。

確かに、国民の権利義務を侵してはいないかもしれない。だけれども、日本という国にとって重要な儀式を行うかどうかの判断というのは、望ましくは、やはり国民の理解の下で静かに行われるのがあるべき姿ではないかなというふうに思っております。

したがって、今後いろいろなルールを設けるといったことも考えるというような岸田総理の御発言もあったようでありますが、この国会の事前同意、又は手続に関する法整備、ないしはそういった基準づくりといったものがやはり私は必要だと思うんですけれども、官房長官の御所見を改めて伺いたいと思います。

○松野国務大臣　お答えをさせていただきます。

行政の実務におきましては、先ほど私から答弁をさせていただきましたとおり、先生から御紹介をいただきました侵害留保説という立場に立っているところでございますが、先生からお話があったような御意見、重要事項留保説があることは承知をしております。

政府としては、国葬儀を含む国の儀式を行うということは当然行政権の範囲であり、先ほど申し上げたとおりでございますが、国民の権利を制限したり義務を課すものではないため、法律の根拠

は必ずしも必要でなく、行政の裁量によって実務可能と考えています。

一方で、安倍元総理の国葬儀に対して、国民の皆様や各党各会派から様々な御意見、御批判をいただいていることは真摯に受け止めなければならないと考えており、政府としては検証を行うこととしています。

国会との関係など、どのような手順を経るべきかについて、幅広い有識者から意見を伺い、意見と論点を整理してお示しをしたいと考えております。

○浅野委員　是非、その政府内における検証も行っていただいた上で、その結果についてはしっかり国会にも御説明をいただきたいと思いますし、御存じのように、これからこの衆議院においても、議院運営委員会を中心に、先日の国葬儀の検証というものが行われる予定になっておりますので、是非そちらにも注視をしていただきたいと思います。

ちなみに、私がなぜこのような重要事項留保説の立場に立ったのかという背景を少しだけお話しさせていただきますと、吉田茂元総理の国葬儀を決定したのは、御案内のように佐藤内閣でございました。このときに、じゃ、なぜ内閣の了解の下で国葬儀が決められるのかというのは、当時も議論があったそうなんですが、そのときの理由の一つになったのが、一九五一年に行われた貞明皇后陛下の大喪儀、これを閣議了解で国葬として行ったという事実があった。これを一つの参考として、閣議了解で国葬儀を行うことができるということを佐藤内閣が判断をし、吉田茂元総理の国葬儀を行うことにした。そういったような文献といいましょうか過去の資料を私は拝見いたしまして、そういった経緯もあったのではないかというふうに考えております。

ただしかし、少し気になるのは、貞明皇后陛下というのはやはり皇族であらせられますし、皇族の喪儀を国葬で行うかどうかという問題と、元総理とはいえ国民を国葬儀として、国葬儀を行うかどうか、この判断がなぜそこでつながったのかということであります。

ですので、皇族の喪儀と国民の葬儀というものを当時どのような整理をしたのか、私もまだここまでは調査がし切れていませんけれども、吉田茂元総理の国葬儀が行われたから、そういう前例があるから安倍元総理の国葬儀も行える、こういう判断はもう少し慎重に考えるべきではないかというふうに思っております。

なぜなら、吉田茂元総理の国葬儀が判断された背景には、貞明皇后陛下の国葬儀が参考にされていた、そこに皇族と一国民との差があったということでありますので、ここは政府内においてもしっかりと検証していただければ私としてもよろしいのではないかというふうに考えております。

ちなみに、国民民主党も、この国葬の在り方について党内で議論をしてまいりまして、つい先ほど、今日の午後二時に、国の儀式として行う葬儀に関する法律案というものを参議院の方に提出をさせていただきました。私どもの考えとしては、国葬儀として行うのは天皇陛下、上皇陛下に限る、そして、国民を国葬、国を挙げて見送るかどうかというのは、あくまでもやはり内閣葬として判断されるべきではないか、こういった内容でございますので、是非、官房長官には後ほどこちらを御一読いただきたいというふうに思っております。

最後に、ちょっと先ほども申し上げましたが、一点確認をさせていただいて、官房長官への質疑は終わりたいと思います。

これから、議院運営委員会を中心に国会内においても国葬の検証作業が行われます。この結果がどういった結果になるのか、まだ各会派間の協議前でございますので、私からは何も言えることはないんですけれども、いずれにしても、立法府としての考え方がまとまった場合、是非、政府としても尊重していただきたい。それに対する官房長官の現段階での御見解を伺いたいと思います。

○松野国務大臣　お答えをいたします。

一般論として、国会で、国会の意思が示された場合には、これは厳粛に受け止めるべきものであると考えております。

○浅野委員　ありがとうございました。

是非、今後の議論に御注目をいただきたいというふうに思います。

では、官房長官はここまでで結構ですので、御退席いただいて大丈夫です。

では、続きまして、小倉大臣の方に、子育て支援策に関する所得制限、これをテーマに質疑をさせていただきたいというふうに思います。

小倉大臣は、少し恐縮ですが同世代ということもありまして、今の我々世代、そして我々よりも若い世代が抱える子育ての悩みや、そしてどういった環境の中で子育てに従事しているのか、よく御理解をされているということを私も期待をしながら質疑をさせていただきたいと思います。

国民民主党、我々としては、子供に関する公的給付についてはそもそも所得制限を撤廃すべきだという基本的な姿勢の下にこれまで活動してまいりました。

そんな中で、小倉大臣が先日、ＳＮＳ、ツイッターにおきまして、子育て支援に関する給付はできる限り所得制限をかけずに行うべきだというふうな発信をされておりました。十月の十八日のツイッターへの投稿だというふうに記憶をしてございます。

この発言に対して、私も少し期待を持ちましたし、世の中の子育て世帯の皆様も反応された方がたくさんいらっしゃいました。

まず、最初の質問は、こういった発言、発信内容、どのように考えてそのように発信をされたのか、そのような考えに至った理由と、これまで政府方針としては、やはり所得制限をある種肯定している考え方のように見受けていたんですけれども、これまでの政府方針との差異について大臣の方から御説明をいただきたいと思います。

○小倉国務大臣　どうもありがとうございます。

浅野委員、同世代でありますので、お互い切磋琢磨させていただければな、このように思っております。

言及をいただきました私のツイッターについてであります。

ツイッターの文面は、こうした給付に際してというふうな文言でございまして、こうした給付というのは何を指しているのかというと、今、総合経済対策の中で検討されている、妊娠から出産、子育てまでの身近な伴走型の相談支援と経済的な支援を合わせたパッケージに関して言及をさせていただいております。それについてできる限り所得制限をすべきではないというのが、私のツイッターの発信の趣旨であります。

なぜこういった発信をしたのかについてでありますけれども、私といたしましては、伴走型の相談支援は、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、全ての妊産婦、子育て家庭に必要な支援を確実に届けるために重要なものであり、かつ、併せて検討している経済的な支援を伴走型の相談支援とパッケージで実施することにより、相談実施機関へのアクセスがより容易になり、伴走型相談支援の事業の実効性がより高まるものと考えているからであって、そうするに当たって、できる限り幅広い方々を対象にするという観点を大切にしたいという意見を申し上げました。

なお、この支援パッケージは所得制限を設けない方向で検討されているというふうに承知をしております。

政府方針との整合性はという問いもありました。

政府といたしましては、これまでお答えしておりますとおり、各制度において、所得制限を設けるかどうか、所得制限があるものもあればないものもございます。それについては、個々の制度の目的や支援方法などに応じてそれぞれ判断されるものと考えておりまして、私の今回の発信も、この方針に沿ったものだというふうに認識をしております。

○浅野委員　ありがとうございます。

伴走型の支援、それをパッケージとして提供するに当たって、この施策に関しては所得制限は設けず広く対象とする、そういった御答弁だという

ふうに理解をいたしました。

百点満点では私としてはなかったんですが、これまで様々な現金給付策がございました。やはり非課税世帯を対象としていたり、一定の年収以下の世帯を対象としたり、こういった施策が数多くある中で、今回、所得制限を設けないという点については一定評価をさせていただきたいというふうに思いますが、やはり、本当に子育ての現場で頑張っていらっしゃる多くのお父さん、お母さん、そして関係する御家族の皆さんからすれば、もう一歩、二歩踏み込んだ大胆な政策転換を期待したい、そういうふうに考えているのもまた現実でございます。

続いて、児童手当にちょっと話を移していきたいと思うんですけれども、この児童手当の制度というのは、今大臣の方も、制度の目的に合わせてという話がございました。

児童手当法の第一条には、児童手当の目的が書いてございます。ちょっと一部を読み上げますと、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。」、こういったことが書かれております。

そのために、今、児童手当、具体的には、三歳未満で月一万五千円、三歳から十二歳で一万円、三子以降は一万五千円ですね、そして中学生には月一万円というような金額が支給されているわけでありますが、これにはやはり年収九百六十万というものを境に所得制限が設けられているわけであります。

改めて大臣に確認させていただきたいんですが、この児童手当の目的、そして今申し上げたような支給方法を踏まえたときに、じゃ、なぜ所得制限を設ける必要性がこの制度であったのか、その理由について御答弁を求めたいと思います。

○小倉国務大臣　お答えいたします。

児童手当制度、まさに御紹介いただいたように二つ目的がございます。一つは、次代の社会を担う児童の健やかな成長ということでございますが、他方で、家庭等の生活の安定に寄与するという目的もございます。生活をどれぐらい支えられるか、特に、生活の厳しい、収入の少ない家庭をどう支えていくかというものも児童手当の目的の大きな一つでございます。そういった趣旨に鑑みまして、昭和四十七年の制度発足時から、この児童手当については所得制限が設けられているものと承知をいたしております。

他方で、様々な御意見があることも理解をいたしております。私も、大臣になりましてから、子育て当事者とたくさん意見交換を交わしました。非常に子育てに経済的な負担が重いことも理解をさせていただいております。

いずれにしても、児童手当につきましては、令和三年の改正法附則におきまして、児童の数等に応じた効果的な支給、その財源の在り方、支給要件の在り方について、子供、子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえて、少子化の進展への対処に寄与する観点から検討を加えることとされておりまして、子供政策全体の中で検討を加えていくことになるというふうに考えております。

○浅野委員　今、大臣からも、いろいろな関係者のお話を聞いているという話がありましたが、少し、これも大臣は十分に御認識だと思うんですが、この児童手当法が制定された昭和四十六年、そして運用が開始された昭和四十七年当時というのは、この日本国内における世帯構成、いわゆる専業主婦世帯というのが非常に大勢を占めておりまして、共働き世帯というのが非常に少ない時代でありました。それが、御存じのように、平成に入ってから逆転をして、今は共働き世帯がほとんど、子育て世帯の多くを占めているような環境になっています。

それで、改めてこの児童手当法の第一条を読み返してみますと、父母その他の保護者が子育てについての第一義責任を有すると書いてあります。お父さんだけじゃない、お母さんも、そしてその他の家族も第一義責任を有しているというふうに読むことができますが、当時はやはり働いている者がいわゆる世帯主でしたので、世帯主の年収を基準に所得制限が今も運用されています。

ですけれども、今現在、じゃ、世帯の収入環境はどうなっているかというと、先ほど申し上げたように共働きが多くなっておりますし、また、両親のみならず、ほかにも収入を得ている家族がいるかもしれない。そういった中で、やはり生活を支えるというのは非常に大事だと思うんですね、生活を支えるために児童手当を給付するというのは大事なことだと思います、ですけれども、その前提として世帯主の年収で区切っているから、いろいろな逆転現象だとか国民の中での不公平感というのが生まれてきているのではないかなというふうに思います。

今、家族の在り方も非常に多様になってくる中で、世帯主の年収で所得制限を考えるということは時代に合わないんじゃないか、むしろ、多様な家族の在り方を考えるならば、もはやこの所得制限という制度そのものが要らないのではないか、私はそのように考えております。

この点に関して、大臣、何か御所見がありましたらお願いいたします。

○小倉国務大臣　私も、家族環境が変化をする中で、どうやって子育て当事者を支えるかということはしっかり考えていかなければいけないと思います。だから、政府はこれまで累次に、例えば保育所の整備でありましたりとか、あるいは保育の無償化を手がけてまいりました。先ほど来申し上げております伴走型支援も、まさに時代に合った子育てサービスをいかに提供するかという観点から検討しているものでございます。

今委員から御指摘のありました、そういった家族環境が変わる中で、主たる生計維持者の収入を基に現在支給を決定をいたしておりますけれども、それをどう考えるかということであります。

先般の児童手当の見直しの際に、世帯間の公平性の観点から世帯合算の導入を求める重点化の御意見があった一方で、導入した場合の共働き世帯への影響があるという御意見もありました。そういった検討の結果、導入を見送ることとした経緯があるのは委員も御承知のとおりかと思います。

他方、繰り返しになりますけれども、先ほど言及をさせていただいた附則の中で様々な検討規定がございます。そういった検討規定の中で、委員が言及をされた世帯合算についても検討していくことになるものというふうに考えております。

○浅野委員　私は、世帯合算で所得制限を考えればいいといった意図ではなくて、やはり収入の形、そして家族の形、いろいろなものが多様化する中で、所得制限をかけるということが非常に難しくなってきている、どんなやり方をしても、やはり公平というものを実現することが難しくなっている、こういったことを考えれば、所得制限がないという前提の下にいろいろな制度設計をすべきではないか、そういうことを今日はお伝えをしたかったので、その点、是非、誤解なきようにお願いいたしたいと思います。

もう一点、この所得制限に関連して、以前、二〇一二年以降、自民党が政権復帰を果たしてから、所得制限が、再びと言ったらいいんでしょうか、児童手当に所得制限が復活をいたしました。しかし、それ以前は所得制限とセットで年少扶養控除という制度が存在をしておりまして、民主党政権のときに、所得制限を撤廃したときに年少扶養控除を廃止をしております。

ですので、考え方としては、所得制限を復活させるのであれば、年少扶養控除も復活させてほしい、こういった声が多いわけですけれども、現在は所得制限のみが復活をしております、運用されております。

私はやはり年少扶養控除を復活すべきではないかと思うんですが、大臣はいかがお考えでしょうか。

○小倉国務大臣　お答えをいたします。

御指摘の年少扶養控除につきましては、民主党政権のときの子ども手当の創設に合わせて廃止されたものと承知をしております。

この年少扶養控除の廃止に合わせて、確保した

財源等を元に、その後、幼児教育、保育の無償化や保育の受皿確保などを進めて、子育て支援の更なる充実を図っております。

再び年少扶養控除を設けるべきではないかという御指摘がありましたが、設けることは考えてはございません。

いずれにしても、引き続き、子育て世帯への支援の充実に取り組んでいきたいというふうに思います。

○浅野委員　過去の関係大臣、同様な答弁をされているんですけれども、私はやはり、幼保の無償化ですとか子育て支援を充実しているから年少扶養控除の復活が不要なんだという論理は、少し粗っぽいかなというふうに思います。

なぜなら、やはり消費税を増税するときに、その増税分の使途として、子供たちの環境改善であったり介護職の待遇改善に充てよう、こういう合意、合意というか、こういうことが決定されて実施をされました。ただ、だからといって、元々あった子育て施策の一部をやらなくて済んだというような考え方に至ってしまうと、施策としての発展性、将来性というのが余り期待できなくなってしまいますので、そこは今後、是非、引き続き議論をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、小倉大臣、以上となりますので御退席いただいても結構でございます。

残りの時間僅かとなりましたが、高市大臣、お待たせいたしました。最後に、経済安全保障について質疑をさせていただきたいと思います。

現在の日本の貿易総額の二三・九％は中国とのやり取りであります、これは二〇二〇年度のデータでありますが。中国に対する依存度を高めてきた結果、例えばコロナ禍では、中国国内のロックダウンの影響によって日本のサプライチェーンが大きな影響を受けました。打撃と言ってもいいかもしれない。例えばマスク不足もそうでしたが、こういったことがありました。

アメリカは、大国間競争時代に備えて、米中経済のデカップリングを目指しているという話もございます。

また、先日行われた中国共産党の中央委員会の中では、やはり国内、中国の超巨大市場の優位性をよりどころとして世界のリソースを集めるという内容ですとか、あるいは、国内大循環と呼ぶ内需主導型経済を構築をするといった方針が出されておりますし、その他方、外国からの制裁や内政干渉に対抗する仕組みを整備するといった言及もされております。

いろいろなことを考えなければいけないこの中央委員会の内容だったわけですけれども、こうした現状を踏まえて、今後の対中依存度の在り方、特に経済面でですが、大臣がどのような課題認識を持っているのか伺いたいと思います。

○高市国務大臣　今委員おっしゃったように、確かに、コロナ禍で、私たちは初めて中国でマスクの七割を生産していたんだということに気がついたり、様々なものが不足をいたしました。ですから、やはりサプライチェーンを強靱化していかなきゃいけないという問題意識の中にあって、国会において経済安全保障推進法をお定めいただいたものと思っております。

とにかく、この経済安全保障推進法というのは、特別に中国というふうに、特定の国を念頭に置いたものではございませんけれども、ただ、安全保障に影響を与える、こういうファクターをフォローするということは当然だと思います。

特に、先ほどおっしゃったサプライチェーンという点でいいますと、今回の法律の中にも日本の経済構造の自律性の確保のための取組が盛り込まれておりますので、現在、特定重要物資を何にするかということで、様々民間企業にもお伺いをしながら、できるだけ早く政令で決定をしていく、その取組を進めているところです。

これまでは、ちょっと経済効率性ということを日本は重視し過ぎて、大きな市場のそばに工場を持っていくとか、それから安く輸入できるものは輸入するということでしたけれども、特に命に関わるもの、また私たちの生活や産業に広く普及しているもの、それから将来途絶する蓋然性が高いもの、こういったものはできるだけ自国で生産できるような環境をつくらなきゃいけないし、また、今、日本にないもので、代替できる物資をまた研究開発してくださる、こういった企業に対しても支援をしていかなきゃいけないと考えております。

○浅野委員　そこはおっしゃるとおりだと思います。

私がちょっと問題意識を持っておりますのは、経済安全保障関連法、この通常国会で成立した内容を見ますと、やはり外部からの変動要因に対して、いかに日本国内経済、レジリエンスを保持しておくか、こういった外乱に対する強靱性のようなものも重要視されておりますし、あとは、技術開発面でしっかり日本の強みを発揮するような官民連携ですとか、特許の非公開制度がございました。

ただ、私がもう一つ重要だと思っているのは、中国となると超巨大市場ですので、対中国経済と日本経済とのつながり方、あるいはアメリカ経済と日本経済とのつながり方、地域であったり相手国の市場と日本がどのような意図を持って関係性をつくり上げていくのか、守りではなく攻めの考え方に従ってやはり経済政策といったものは考えなければいけないとも思っています。

その点では、今日はちょっと残り時間がございませんが、次回以降、高市大臣とこういった観点についても議論をさせていただきたいと思います。

それでは、時間が参りましたので、本日は終了させていただきます。ありがとうございました。

〔委員長退席、神田（憲）委員長代理着席〕

○神田（憲）委員長代理　次に、堀場幸子君。

○堀場委員　日本維新の会、堀場幸子です。

本日は、内閣委員会で質疑をさせていただくのは何だかちょっと久々で、どきどきさせていただいておりますけれども、私、実は文科委員の方でも委員会に所属をさせていただいております。本日御質問させていただく案件に関しては、文科でも関わりのあるようなことだと思って、この二点を挙げさせていただいております。

ちょっと通告と順番を変えさせていただきたいと思うんですけれども、一番最初に、通園バスの安全対策についてお伺いしたいと思います。

九月五日、静岡県の牧之原市において、幼保連携型の認定こども園にて、子供が痛ましい事故で亡くなるということがありました。熱中症でした。この事案の原因は何だとお考えか、教えてください。

○小倉国務大臣　堀場委員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回、御指摘をいただきました静岡県牧之原市で起きた通園バスにおける事故を受けて、静岡県から報告を受けると同時に、私を議長といたします関係府省会議を開催をいたしまして、有識者、先進自治体からヒアリングを行いました。

それらを通じまして、今回の事故における園の対応の問題点、原因といたしまして、例えば、園児のバスの降車時に、運転者、乗務員共に、送迎用バスに幼児が残っていないか確認を行わなかったこと、園児の出欠について職員間での共有や保護者への確認ができていなかったこと、また、園全体として、バスの送迎に関して、所在確認等の置き去り防止のための必要な手順を決めて各職員に周知することをしていなかったことなどがあったと考えております。これらを踏まえて緊急対策の取りまとめを行わさせていただきました。

○堀場委員　ありがとうございます。

私どもも、日本維新の会の方で、十月七日には維新でレクをさせていただいております。この際に、今大臣のおっしゃられた、こども政策担当大臣の指示ということで、緊急対策の取りまとめに

2022年11月2日
内閣委員会
（質疑要旨）

若手職員のエンゲージメント（意欲喚起）手法について

2022.11.2（Wed）内閣委員会（国家公務員の給与法改正に対する法案質疑）

現状・課題意識

●現下、公務員を希望する若者が減っている状況。

●人事院では令和3年10月から、新たな人事評価制度が順次導入されている。

●民間では若手社員を期間限定で管理職登用して、様々な責任ある立場を経験させるといった取組みも進められている。

委員会での浅野の発言要約

「若手職員のエンゲージメントを高めるために、若手が自発的に成長するような仕組みが必要ではないか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「若手職員に対しては、①公正な人事評価により成長を実感してもらう、②仕事の意義や目的を言語化することによりやりがいを感じてもらう、③ワークライフバランスを実現するための勤務環境を整備していく。」


川本人事院総裁

高度な能力や専門性を有する人材に対する俸給について

2022.11.2（Wed）内閣委員会（国家公務員の給与法改正に対する法案質疑）

現状・課題意識

●民間では公務員より高い給与で働いている方が、国の機能を維持し、国を守るために公務員として従事いただくためには、それにふさわしい給与水準が必要と考える。

●国会法35条の規定により、国家公務員の俸給（給与）は国会議員を超えてはならないとされている。

委員会での浅野の発言要約

「高度な能力、専門性を有する人材に対する俸給制度について、人事院の取組みや課題はあるか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「高度の専門的な知識経験を有する人材採用の枠組みとして、任期付職員法により任期を定めて、特別な俸給表※を適用することが可能となっている。」

※比較的若手のスタッフ水準～審議官級（年収1,700万程度）、人事院の承認があれば、事務次官級（年収2,300万程度）まで


川本人事院総裁

第二百十回国会　衆議院　内閣委員会議録　第四号

令和四年十一月二日（水曜日）

午前九時七分開議

出席委員

委員長　大西　英男君

理事　井上　信治君　理事　神田　憲次君

理事　藤井比早之君　理事　宮路　拓馬君

理事　青柳陽一郎君　理事　稲富　修二君

理事　阿部　司君　理事　國重　徹君

赤澤　亮正君　池田　佳隆君

石原　宏高君　尾崎　正直君

大野敬太郎君　工藤　彰三君

熊田　裕通君　小寺　裕雄君

島尻安伊子君　鈴木　英敬君

田野瀬太道君　平　将明君

中野　英幸君　中山　展宏君

西野　太亮君　平井　卓也君

平沼正二郎君　本田　太郎君

牧島かれん君　松本　尚君

神谷　裕君　中谷　一馬君

太　栄志君　本庄　知史君

馬淵　澄夫君　山岸　一生君

岩谷　良平君　奥下　剛光君

堀場　幸子君　河西　宏一君

福重　隆浩君　浅野　哲君

塩川　鉄也君　緒方林太郎君

櫛渕　万里君

国務大臣（国家公務員制度担当）　河野　太郎君

内閣官房副長官　木原　誠二君

内閣府大臣政務官　鈴木　英敬君

内閣府大臣政務官　中野　英幸君

デジタル大臣政務官兼内閣府大臣政務官　尾崎　正直君

外務大臣政務官　秋本　真利君

衆議院法制局法制企画調整部長　森　恭子君

政府特別補佐人（人事院総裁）　川本　裕子君

政府参考人（内閣官房内閣人事局人事政策統括官）　窪田　修君

政府参考人（内閣官房内閣人事局人事政策統括官）　横田　信孝君

政府参考人（内閣法制局総務主幹）　鳩　一哉君

政府参考人（人事院事務総局総括審議官）　池本　武広君

政府参考人（人事院事務総局職員福祉局長）　柴﨑　澄哉君

政府参考人（人事院事務総局人材局長）　西　浩明君

政府参考人（人事院事務総局給与局長）　佐々木雅之君

政府参考人（内閣府子ども・子育て本部統括官）　吉住　啓作君

政府参考人（警察庁長官官房総括審議官）　渡邊　国佳君

政府参考人（デジタル庁統括官）　冨安泰一郎君

政府参考人（デジタル庁統括官）　二宮　清治君

政府参考人（外務省大臣官房長）　志水　史雄君

政府参考人（厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官）　堀井奈津子君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　青山　桂子君

内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

十一月二日

辞任　補欠選任

工藤　彰三君　島尻安伊子君

平沼正二郎君　西野　太亮君

牧島かれん君　熊田　裕通君

中谷　一馬君　神谷　裕君

浦野　靖人君　奥下　剛光君

同日

辞任　補欠選任

熊田　裕通君　牧島かれん君

島尻安伊子君　工藤　彰三君

西野　太亮君　平沼正二郎君

神谷　裕君　中谷　一馬君

奥下　剛光君　浦野　靖人君

十月三十一日

ギャンブル等依存症問題に関する対策強化を求める意見書（大阪府八尾市議会）（第四〇七号）

緊急事態に関する国会審議を求める意見書（新潟県柏崎市議会）（第四〇八号）

警察官の増員に関する意見書（滋賀県議会）（第四〇九号）

交通安全施設等整備事業の推進に関する意見書（前橋市議会）（第四一〇号）

国葬に関する法整備等を求める意見書（福島県会津若松市議会）（第四一一号）

国民の祝日「海の日」の七月二十日への固定化を求める意見書（北海道室蘭市議会）（第四一二号）

国民の命と安全を守るためのシェルター設置の推進を求める意見書（大阪市議会）（第四一三号）

国民の祝日「海の日」の七月二十日への固定化を求める意見書（福岡県議会）（第四一四号）

国民の祝日「海の日」の七月二十日への固定化を求める意見書（佐賀県議会）（第四一五号）

子育て支援策に係る所得制限の撤廃・子どもへの直接的な支援の拡充を求める意見書（東京都港区議会）（第四一六号）

子育て支援の拡充に関する意見書（東京都墨田区議会）（第四一七号）

子育て支援の拡充を求める意見書（東京都大田区議会）（第四一八号）

子育て支援策に係る所得制限の撤廃等を求める意見書（神奈川県川崎市議会）（第四一九号）

子供のために配置基準引上げによる保育士増員を求める意見書（福島県喜多方市議会）（第四二〇号）

子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求める意見書（福島県飯舘村議会）（第四二一号）

児童福祉としての保育制度の拡充を求める意見書（沖縄県糸満市議会）（第四二二号）

銃器犯罪を含めあらゆる暴力の根絶を求める意見書（名古屋市議会）（第四二三号）

十八歳・十九歳のアダルトビデオ出演契約の未成年者取消権と同等の法整備を求める意見書（北海道古平町議会）（第四二四号）

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（北海道議会）（第四二五号）

女性デジタル人材育成を推進するための支援を求める要望意見書（北海道苫小牧市議会）（第四二六号）

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（北海道恵庭市議会）（第四二七号）

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（北海道石狩市議会）（第四二八号）

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（北海道新ひだか町議会）（第四二九号）

私は思っています。

こうした方向で、大胆に給与体系や人事制度を再構築すべきときが来ていると思いますけれども、人事院総裁の御所見をお伺いいたします。

○川本政府特別補佐人　能率的で活力ある公務組織を実現するためには、給与制度についても社会と公務の変化に応じたアップデートが必要であると考えています。

本年の人事院勧告時の報告においても、その必要性について言及しています。

具体的には、変化に適応できる能力や専門的な知識経験を持つ人材を確保するため、積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置、登用の必要性が高まっており、こうしたニーズに対応した給与制度としていく必要があると考えております。

また、採用者の年齢、経歴の多様化に加え、採用後のキャリアパスもますます多様化、複線化していくことから、個々の職員の能力、実績や、就くポストの職責を的確に反映する給与制度としていく必要があると考えております。

こうした課題に対応するために、中途採用者を始めとする多様な人材の専門性等に応じた給与の設定、初任層、中堅層、ベテラン、管理職層などキャリアの各段階における職員の能力、実績や職責の給与への的確な反映などの取組を進めてまいります。

○阿部(司)委員　御答弁ありがとうございました。

総裁とも課題共有ができまして、非常によかったなと思っております。

ますます複雑、高度化している行政課題に適切に対処して国民生活を守っていくためには、霞が関においても、デジタル、金融、法律などなど様々な分野での多様な人材が求められているかと思います。そのような人材を集めて、納得して働いてもらうためにも、環境整備はもう待ったなしだと思っています。

公務員給与の民間比較は一つの要素ですけれども、同様に、業務に応じた納得感の高い複線的な給与体系が整備されていること、業務に応じた人材育成プログラムや働き方といった人事制度が整っていることは、人材が活躍するための重要なファクターになってくると思います。そのために、長年続いてきた給与、人事制度を大胆に見直す必要がありまして、今がその時期であると声を大にしてお訴えしたいと思います。

本年九月、岸田総理は、ニューヨーク証券取引所での講演で、日本企業にジョブ型の職務給中心の給与体系への移行を促す指針を二〇二三年春までに官民で策定すると表明しました。総理は、年功序列的な職能給をジョブ型の職務給中心に見直すと述べられまして、専門的なスキルを給与に反映しやすくして労働移動を円滑化して、日本全体の生産性向上、賃上げにつなげたい意図をお持ちとのことです。私も予算委員会で議論させていただきましたけれども、これからの我が国が目指す方向性として、基本的に同意するところであります。

そこで、総理はジョブ型の職務給中心の給与体系の社会を目指すとしておりますけれども、国家公務員のジョブ型移行についてはどのようにお考えか、人事院総裁の御見解をお伺いしたいと思います。また、国家公務員のジョブ型移行へのメリット、課題などを議論する検討会などの具体的な場を早期に設置して、研究、検討を始めるべきと思いますけれども、併せて川本総裁の御意見をお聞かせください。

○川本政府特別補佐人　ジョブ型雇用については、民間企業において注目が集まっており、本年十月の第十回新しい資本主義実現会議において、岸田総理から関連の御発言があったことは承知しております。

人事院としては、従前よりジョブ型雇用に関する動向や民間企業での実例などについて有識者の意見を聴取するなど情報収集を行ってきており、今後も引き続き研究を進めていきたいと考えています。

ただ、ジョブ型雇用といっても、捉え方、定義は様々でございます。公務においても、近年、多くの府省において、公務内では得られない専門性を有する民間人材に特定のジョブ、業務に従事してもらうために、任期付職員法に基づく採用などのニーズが高まっています。

人事院は、各府省がこうした仕組みを通じて必要な人材をタイムリーかつスピーディーに採用し、専門性と民間での経験や業績などを適切に評価した給与処遇を行うことができるよう、現在、任用手続や給与制度の改善を進めているところであり、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○阿部(司)委員　御答弁ありがとうございました。

中途で任期つきの方なども入れていって職場を活性化していくといった御趣旨の発言だったかと思いますけれども、国家公務員についても、ジョブ型の在り方の検討は必要との御認識は一緒なのかなと思っております。

ちょっと御答弁いただけなかったんですけれども、できるだけ早期に、研究、検討の組織を立ち上げて、具体的な議論を進めていただけると大変ありがたいなと思う次第であります。

時代に合った複線的な給与体系と人事制度を一刻も早く整えて、今、本当にキャリアに悩む若手の官僚の方も多いと聞きます。一旦公務員として勤めると自分の市場価値が上がらない、ここに非常に大きな課題感を抱えておられる若手の方は多いので、また後で河野大臣と議論させていただきますけれども、一刻も早く、人事制度を早く整えて、新たな社会課題に果敢に対応できる霞が関となることを要望しまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○大西委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日はよろしくお願いいたします。

私も人事院総裁の方に今日は伺っていきたいと思いますが、先日の人事院勧告概要説明を聞いておりまして、私もいろいろと、合点のいくところ、そして、もう少し深く知りたいところというのがございました。

総裁がおっしゃっていた四つの柱、まずは人材の確保、そして人への投資、また適切な勤務環境の構築と能力に見合った処遇の在り方、こういった四つの柱というのは、これは公務員に限らず、全ての労働、職場で必要な考え方だというふうに思っております。とりわけ、やはり今、先日ニュースにも出ておりましたけれども、公務員を希望する若い人たちが減っているというような現下の状況がございまして、これは本当に重要な課題であるというふうに認識をしております。

今日は、少し、総裁の公務員の人事全般に係る基本的なお考えを伺っていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、最初の質問なんですけれども、先日の御説明の中で、ちょっと気になるワードがございました。社会情勢が急速に変化し、行政課題が複雑化、高度化する中にあって、世界最高水準の行政サービス、これを国民に届けなければいけない、届けるためには、公務組織が、国民本位の、能率的で活力ある組織でなければいけないというふうに総裁はおっしゃっておりました。

この世界最高水準の行政サービスというのは、一見すると非常に魅力的な単語ですし、力のある単語だと思うんですけれども、人事院総裁がそれをどのようにイメージをされているのか、世界最高水準というのは、どういった点で我々国民に対して見えてくるものなのか、その具体的なイメージをお持ちでしたら、是非御説明をいただきたいなと思います。

○川本政府特別補佐人　世界最高水準の行政サービスというのは、一つの目指す姿、理念ということでございまして、今委員御指摘のように、社会情勢が急速に変化して、行政課題が非常に複雑化、高度化している中で、国民の皆様がそういうふうに感じられるというようなものを、職員一人

一人が強い気持ちを持って業務に当たっていくということ、それが大事であり、それが国家公務員の使命である、そういうイメージでございます。

国民の皆様に行政サービスをお届けするに当たっては、やはり国民目線を忘れないことが何よりも大切でありまして、行政は独占サービスであるために、ほかと比較されにくく、客観的視点を失いがちであると思っておりますので、そこも認識をするということでございます。

ただ、具体的にどのように進めるかということについては、先ほど来申し上げておりますように、本年八月の給与勧告と併せて行った公務員人事管理に関する報告において申し上げた四つの柱、人材の確保や育成、勤務環境の整備などというもので好循環をつくっていくということであります。

国民の皆様の期待にお応えして、国民一人一人が幸せを実感できる、実感していただけるような行政サービスを提供できる公務組織となるべく、これらの提言についてスピード感を持って取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○浅野委員　この世界最高水準というものを職員全員が意識して公務に当たるというのは、それはいいことだと思うんですが、やはり具体的にそれをどうイメージ、どのような状態なのかということを共有することが非常に大事なのではないかなとは思います。確かに、省庁、様々な業種がありますし、それら全てに共通のイメージというのは余り現実的ではないのかもしれませんけれども、何らかの物差しが必要なのではないかというふうに感じた次第であります。

私の方で、そういった行政サービスを過去に評価したものがないのかなというのを少し調べてみたところ、ちょっと昔のデータになるんですが、二〇〇九年に、アクセンチュアが各国政府の顧客サービス成熟度調査というのを行ったそうであります。

これは詳細な内容は公開されていませんので、私も報道ベースの情報しかまだつかめておりませんが、その中では、よりよい生活の提供という点で、あなた方は今の行政に満足しているかというような質問を投げかけたところ、とても満足している、若しくは満足していると答えた割合が一二％、日本は一二％だったそうです。これは二十一か国に対して調査をしたようなんですが、二十一か国中二十番目という数字だったそうであります。逆に、満足していない、全く満足していないと答えた割合は四九％にもなっているようで、やはりまだまだ課題が当時もあったんだろうなというふうに思うわけであります。

あと、総裁は今、やはり国民目線、国民本位という言葉を使われましたけれども、それを一つ実践する方法というのは国民に意見を聞くということだと思いますが、この調査では、行政は十分に市民に意見を求めているかという質問に対して、十分に求めている、求めていると答えたのは二三％、全く求めていない、余り求めていないという回答は同じく四九％ということで、やはり国民目線、国民本位という点でもまだ、二〇〇九年時点では課題が多くあったんだろうなというふうに思っております。

これは通告はしておりませんが、例えばこういう客観的指標に基づく調査というものを是非人事院あるいは政府としても行っていただくのがよいのではないかなというふうに思いますし、もし今現在やっているのでしたら、是非そういったデータをうまく活用しながら、公務組織の活性化ですとか、その世界最高水準に近づけていくような取組を行っていただきたいと思います。

ちょっとこれは通告していないんですが、ここまでの話を聞いた上で総裁から一言いただければと思いますが、参考人でも構いません。

○川本政府特別補佐人　客観的指標というのは、それについては御議論もいろいろあると思いますけれども、既に政府で行われているＥＢＰＭとか、そういうような数字も拝見しながら、できることがあれば取り組みたいと思っております。

○浅野委員　是非よろしくお願いします。

政府も組織ですので、やはり民間企業経営と一緒で、ファクトベースでしっかり経営戦略であったり組織運営方針というのを定めていかなければ、なかなか、働いている職員さんは皆さん人間ですから、うまく組織運営の点でも客観的指標の導入というのは是非行っていただきたいと思います。

続いての質問ですが、人材育成について伺いたいと思います。

人事院では、令和三年十月より順次新しい人事評価制度が導入されているというふうに聞いております。過去の制度との違いや、変更による狙いみたいなものを分かりやすく、ちょっと御説明いただきたいんですが、お願いします。

○窪田政府参考人　お答えいたします。

昨年十月から人事評価につきましては制度を順次見直しておりまして、人材育成、マネジメント強化のツールとして活用するための取組を進めておるところでございます。

具体的には、若手職員につきましては、評価プロセスの中で、強み、弱みなど一人一人の状況をきめ細かく把握し、上司による面談や指導助言を徹底し、強いところを伸ばし、弱いところをフォローして、若手がやりがいを持って成長できる後押しをしようと考えております。

また、管理職の職員につきましては、部下職員の長時間労働の抑制や業務見直し、人材育成などのマネジメントをしっかり行うようマネジメントに関する具体的な目標の設定を義務化することといたしておりまして、重要マネジメント項目に関する能力評価を重視する方向に変革しようというふうに考えて、マネジメント評価の重点化を行っておるところであります。

さらに、評語の区分につきましても、これまでの五段階から六段階に細分化し、評語の名称や基準も改めることにより、職員の能力や実績の識別性を高め、職員の達成度や成長などの変化を見やすくし、その育成につなげていくなどの仕組みを導入しているところでございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

よりきめ細かなフィードバック、そして目標設定による人材マネジメント、成長の促進というようなことなのかなというふうに理解をいたしました。

それはそれでいいと思いますが、ちょっと一つ問題意識を持っていますのは、この新しい人事評価制度において非常に重要となるのが、やはり管理職の育成スキルだと思うんですね。管理職がそういう人材育成に対して強い意識あるいは十分なスキル、技量を持っていなければ、この制度というのは完結しないというふうに思っております。

ですから、まず、総裁は、管理職に対する研修というのを以前から何回も発言されているというふうに思うんですが、私自身は、管理職に依存するような人材育成体系というのが、それはそれで必要なんですけれども、それだけではやはり組織として、管理職が持っている以上の成長は見込めないというふうに思います。

私が本日配付した資料を御覧いただきたいんですが、最近、民間では、簡単に申し上げますと、若手社員を期間限定で管理職登用をして、様々な責任ある立場を経験させる、そして、期間が終わればまた元の職場に戻って、しっかりそれを糧に、今後の、その後の活動に邁進してもらう、そういった運用が始まっているようでございます。

若手職員の組織に対する愛着であったり、あるいは仕事に対する使命感であったり責任意識、こういったものを醸成するためには、こうした、機会をつくり、自発的に成長するような仕組みも必要なのではないかというふうに思うんですが、若手のエンゲージメントについて、是非、人事院のお考えを伺いたいと思います。

○川本政府特別補佐人　公務において若手職員の離職が今増加傾向にある中で、未来の公務を担う若手職員一人一人が生き生きと働くことができる環境づくりは非常に重要であると切に感じています。

若手職員のエンゲージメントを高め、離職を止

めるために必要なことは次の三点であると考えています。一つ目は若手職員に成長を実感してもらうこと、二つ目は仕事のやりがいを感じてもらうこと、三つ目は勤務環境を整えること、もちろんほかにもございますけれども、この三つは非常に大事かと思います。

一つ目の成長実感については、成長というのは人に評価されて実感できるものであることから、先ほど委員御指摘のように、コーチングとか、そういうようなものも大事ですし、あと、公正な人事評価の実施や、周囲からの働きぶりに関する適切なフィードバックが不可欠です。

あと、二つ目の仕事のやりがいの実感については、仕事の意義や目的を言語化することが大切であって、上司が日頃から様々な機会にそれを明示して適切に伝えることが重要ですので、その意味で管理職のトレーニングというようなことを常々申し上げているわけですけれども、それも、若手の自発的なやりがいを感じるための仕掛けだと思っております。

三つ目の勤務環境の整備については、テレワークやフレックスタイム制の活用による柔軟な働き方を推進し、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を図っていくということが重要だと思います。

先ほど申し上げた三点も踏まえて、未来の公務を担う若手職員一人一人が生き生きと働くことができるように施策を進めてまいりたいと思っております。

○浅野委員　時間が参りましたので、終わります。ありがとうございました。

○大西委員長　次に、塩川鉄也君。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

人勧に関しての質疑をまず行います。

今年の人事院、公務員人事管理に関する報告についてであります。

「業務量に応じた定員・人員の確保等」として、「業務量に比して定員が十分ではないために必要な人員を配置することができず、恒常的に長時間の超過勤務により対応せざるを得ない部局等も依然としてある。　このため、本院としては、定員管理を担当する部局に対して必要な働きかけを行う」と述べております。

人事院総裁にお尋ねしますが、このような要請というのは過去行ったことがあるんでしょうか。また、人員確保において、業務量に比して定員が十分でないと言うが、何が問題となっているのか。そして、定員管理を担当する部局に対してどのような働きかけを行ったのか。この点についてお答えください。

○川本政府特別補佐人　人事院では、これまでの勧告時報告においても、業務量に応じた要員の確保の重要性について言及してきたところです。

例えば、昨年夏の勧告時報告においては、各府省の定員をめぐる状況として、緊急の事態への対応や内閣の重要政策の推進に係る業務に対応するため、限られた人員で超過勤務によって対応せざるを得ない状況にあること、また、これらの業務については一定の増員がなされることもある一方で、定員削減の影響もあって、業務量に比して要員が十分でなく、恒常的に長時間の超過勤務を命じざるを得ない部局などもあることについて言及しました。

その後、人事院において、各府省における超過勤務の上限に関する制度の運用状況を聴取したところ、平時の限られた定員の下で、早急な実施が求められる業務に他部署からの一時的な応援などにより対応してきているとの意見がありました。これらについては、一定の増員がなされている部局もある一方で、過去の定員削減の影響を受けている官房部局など、業務量に比して定員が十分ではないために必要な人員を配置することができず、恒常的に長時間の超過勤務により対応せざるを得ない部局などもあると伺っています。

人事院としては、今後、新たな取組として、各府省の令和三年度における上限を超えて超過勤務を命じた状況を把握する際に、恒常的な人員不足が生じていた部署で定員不足が生じていたかなどについて調査し、その状況を取りまとめることとしております。これを踏まえ、定員管理を担当する部局に対して、業務量に応じた定員確保について必要な働きかけを行うことを考えております。

○塩川委員　それで、実際に、その定員管理を担当する部局に対してどのような働きかけを行ったんでしょうか。

○柴﨑政府参考人　お答え申し上げます。

これまでも、累次、様々なレベルで、様々な機会を捉えて、定員担当部局に対して私どもからお話をさせていただいているところでございます。

ただ、今総裁から答弁がございましたとおり、新たな取組として、各府省の令和三年度における上限を超えて超過勤務を命じた状況を把握する際に、恒常的な人員不足が生じていた部署で定員不足が生じていたかどうかなどについて調査をいたしまして、その状況を私ども取りまとめることとしてございます。それを踏まえまして、定員管理を担当する部局に対して、業務量に応じた定員確保について今後また必要な働きかけを行ってまいります。

○塩川委員　人事院においては、例えば二〇一五年度の年次報告で、若年層職員の減少で技能などが世代間で継承されないなど業務遂行上の重大な支障が生じているということを指摘をしています。

四年前の私の質問に人事院は、政府の総人件費抑制方針の下、継続的な定員削減や新規採用抑制の取組が進められてきた影響だと認めました。業務遂行上の重大な支障を解消するためにも、抜本的な増員が必要だと思います。

河野大臣にお尋ねしますが、先ほどの、定員管理に係る、業務量に比して定員が十分ではないといった点について、人事院の要請を受けて、政府はこの現状の解決のために必要な人員配置に向けどのように取り組むのかについてお答えください。

○河野国務大臣　人事院から要望等ございましたら、真摯に対応してまいりたいと思います。

○塩川委員　まだ要望を受け取っていないということですかね。

○河野国務大臣　まだでございます。

○塩川委員　人事院として、しっかり要望をまずしていただきたいと思いますけれども。

この内容そのものは当然大臣も御承知のことだと思いますが、それを受けてどういうふうに取り組まれるのか、そういうことについてのお考えはありませんか。

○河野国務大臣　要望を精査しまして、柔軟に対応してまいりたいと思います。

○塩川委員　政府の対応についてですけれども、政府は、国の行政機関の機構・定員管理について、国の行政機関の機構・定員管理に関する方針に沿って厳格に管理を行うということを閣議決定を行っております。これは毎年行っているものですが、文面は去年の閣議決定と全く変わりません。定員合理化計画の下での人員削減は限界、破綻をしております。業務量に見合った増員を図ることが必要だ、この点でも、定員合理化計画の撤廃、見直し、このことが必要ではないかと思いますが、大臣はいかがでしょうか。

○河野国務大臣　これまでも必要な増員等を行ってきておりますので、しっかりとその方針に沿ってやってまいりたいと思います。

○塩川委員　人事院としては、内閣人事局、また担当の大臣である河野大臣に、この報告の内容について、いつ要請、要望される御予定でしょうか。

○柴﨑政府参考人　お答え申し上げます。

繰り返しになりますけれども、今後、私ども、調査をいたしまして、それも踏まえまして、内閣人事局の方に必要な働きかけを行いたいと考えてございます。

○塩川委員　是非、しっかりとした現場の実態、深刻な実態を踏まえた働きかけを求めたいと思います。

行政の需要量に見合う人員が配置されていない

2022年11月4日
内閣委員会
（質疑要旨）

児童手当の支給額について

2022.11.4（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●児童手当の支給額は、3歳未満で1万5千円、3歳以上小学校修了前で1万円、中学生で１万円となっている。（資料1）

●児童手当法の目的から、児童手当には子どもの教育費への支援も含まれると考える。

●文部科学省の調査によると、小学校、中学校に進むにつれて子どもへの教育費が多くなる傾向がある。（資料1）

委員会での浅野の発言要約

「教育費への支援も含まれると考えた場合、3歳未満の子どもより小学生、中学生の方が支給額が少ないことは、法の目的と整合しないのではないか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「若い子育て世代等の負担軽減を図る観点から、総合的な少子化対策を推進する一環として、むしろ3歳未満の児童に係る児童手当の額を引き上げる形となっている。」


小倉国務大臣

児童手当の支給条件による差について

2022.11.4（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●（資料２）では、家庭Aと家庭Bではどちらも同じような世帯収入であるが、扶養者数と所得制限の条件により、児童手当の支給額が異なるといった現象が生じている。

●この例では、配偶者の収入ラインに、税や社会保険料に関する制約（１０３万円の壁等）も存在し、就業調整が行われている実態もある。

委員会での浅野の発言要約

「収入が増えると児童手当の支給額が減少する状況を大臣はどのように考えるか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「一生懸命育児と仕事をした結果、国からペナルティーを受けていると思われる方がいるのは承知している。児童手当については、令和３年の改正法附則に基づいて、子ども政策全体の中で検討していく。」


小倉国務大臣

2022年11月4日
内閣委員会
（質疑要旨）

特例給付停止による財源について

2022.11.4（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●2022年10月から、年収が1,200万円以上の世帯は、児童手当の特例給付（5,000円/月）が廃止された。

●待機児童解消に向けた保育所の整備については、既に消費税の増税分が割り当てられている。

委員会での浅野の発言要約

「特定給付の支給廃止により生じた財源は、今後どのように使われていくのか。」



政府の答弁要約

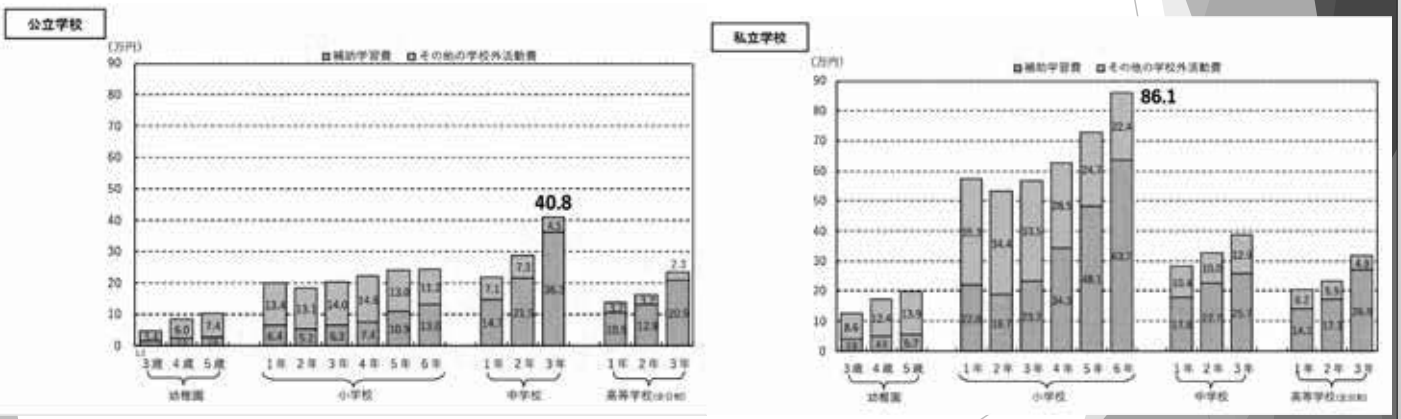
「特例給付の見直しによって生じた財源については、新子育て安心プランによる保育の受皿整備に伴って必要となる保育所等の運営費に充当していく。」



資料1　児童手当と学年別の学校外活動費支出状況

児童手当制度

児童の年齢	児童手当の額（一人あたり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 （第３子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円



（出典：内閣府ホームページおよび文部科学省「平成３０年度子供の学習費調査」の結果をもとに浅野事務所で作成）

2022年11月4日
内閣委員会
（質疑要旨）

資料2　同じような年収・家族構成で児童手当額に差

家庭A

	年収	年齢	職業	所得	所得制限額	児童手当額
夫	890万円	40歳	会社員	**673万円**	698万円 ※2人扶養	15,000円
妻	100万円	39歳	パート			
子	ー	2歳	ー			

家庭B

	年収	年齢	職業	所得	所得制限額	児童手当額
夫	880万円	39歳	会社員	**664万円**	660万円 ※1人扶養	5,000円
妻	120万円	39歳	パート			
子	ー	2歳	ー			

１万円／月の差

児童手当　所得制限

扶養親族等の人数	所得上限額	収入額の目安
0人	622万円	約833.3万円
1人	660万円	約875.6万円
2人	698万円	約917.8万円

（出典：内閣府ホームページを参考に浅野事務所で作成）

第二百十回国会　衆議院　内閣委員会議録　第五号

令和四年十一月四日（金曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長	大西　英男君		
理事	井上　信治君	理事	神田　憲次君
理事	藤井比早之君	理事	宮路　拓馬君
理事	青柳陽一郎君	理事	稲富　修二君
理事	阿部　司君	理事	國重　徹君
	赤澤　亮正君		池田　佳隆君
	石原　宏高君		尾崎　正直君
	大野敬太郎君		工藤　彰三君
	小寺　裕雄君		鈴木　英敬君
	田野瀬太道君		平　将明君
	中野　英幸君		中山　展宏君
	平井　卓也君		平沼正二郎君
	本田　太郎君		牧島かれん君
	松本　尚君		中谷　一馬君
	太　栄志君		本庄　知史君
	馬淵　澄夫君		山岸　一生君
	岩谷　良平君		浦野　靖人君
	堀場　幸子君		河西　宏一君
	福重　隆浩君		浅野　哲君
	塩川　鉄也君		緒方林太郎君
	大石あきこ君		櫛渕　万里君

国務大臣（内閣官房長官）	松野　博一君	文部科学副大臣	簗　和生君
国務大臣（こども政策担当）（少子化対策担当）（男女共同参画担当）	小倉　將信君	内閣府大臣政務官	鈴木　英敬君
		内閣府大臣政務官	中野　英幸君
		内閣府大臣政務官	西田　昭二君
国務大臣（新しい資本主義担当）（経済財政政策担当）	後藤　茂之君	デジタル大臣政務官兼内閣府大臣政務官	尾崎　正直君
国務大臣（国際博覧会担当）	岡田　直樹君	政府参考人（内閣官房内閣審議官）	加野　幸司君
内閣官房副長官	木原　誠二君	政府参考人（内閣官房内閣審議官）	齋藤　秀生君
内閣府副大臣	大串　正樹君	政府参考人（内閣官房国際博覧会推進本部事務局次長）	長﨑　敏志君
		政府参考人（内閣官房令和4年物価・賃金・生活総合対策世帯給付金及び令和3年経済対策世帯給付金等事業企画室次長）	奥　達雄君
		政府参考人（内閣官房こども家庭庁設立準備室審議官）	北波　孝君
		政府参考人（内閣府大臣官房審議官）	五味　裕一君
		政府参考人（内閣府男女共同参画局長）	岡田　恵子君
		政府参考人（内閣府子ども・子育て本部統括官）	吉住　啓作君
		政府参考人（警察庁警備局長）	原　和也君
		政府参考人（総務省自治行政局選挙部長）	森　源二君
		政府参考人（財務省大臣官房審議官）	坂本　基君
		政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）	大坪　寛子君
		政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）	青山　桂子君
		政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）	野村　知司君
		政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）	朝川　知昭君
		政府参考人（中小企業庁事業環境部長）	小林　浩史君
		政府参考人（防衛省防衛政策局次長）	安藤　敦史君
		内閣委員会専門員	近藤　博人君

委員の異動

十一月四日

辞任　補欠選任

櫛渕　万里君　大石あきこ君

同日

辞任　補欠選任

大石あきこ君　櫛渕　万里君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

内閣の重要政策に関する件

公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

栄典及び公式制度に関する件

男女共同参画社会の形成の促進に関する件

国民生活の安定及び向上に関する件

警察に関する件

○大西委員長　これより会議を開きます。

内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として、お手元に配付いたしておりますとおり、内閣官房内閣審議官加野幸司君外十六名の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○大西委員長　質疑の申出がありますので、順次これを許します。松本尚君。

○松本（尚）委員　おはようございます。自由民主党の松本尚でございます。

質問の機会をいただき、委員各位の皆様には感謝を申し上げます。

本日は、大阪・関西万博並びに群集事故についての対応、これについて質問させていただきたいと思います。

二〇二五年に大阪・関西万博が開催されることとなっております。万博といいますと、私は、一九七〇年の大阪万博に行った記憶があります。当時八歳でございました。

岡田大臣、このときの万博には、見に行かれましたでしょうか。もし行かれたとしたら、そのとき、どんな展示が一番印象に残っているか、まずお伺いしたいと思います。

○岡田国務大臣　お答えを申し上げます。

松本委員と私は、同じ金沢の中学、高校で勉強した同級生でございますので、全くの同い年、一九七〇年の大阪万博の当時は八歳、確かに八歳の小学二年生の子供でありましたが、大阪で万博があるということで、どうしても行きたいと親にせがんで、石川、金沢から万博会場へ参りました。そのとき、アメリカとか当時のソ連とか、そうし

ダーになると気候変動が緩やかになるであったり、戦争が減っていくであったり、様々な、えっ、何でというような議論もありますけれども、私はそこに女性が立ったらそうなるという認識ではありません。男性であろうと女性であろうと、しっかりとそこに問題意識を持って、そして公平に目線を配っていただければ、きっと世の中は変わっていくと思っております。是非、皆さん、またよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○大西委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日も、小倉大臣、よろしくお願いいたします。

今日も、前回大臣にお伺いした所得制限をテーマに、特に今日は児童手当の所得制限というテーマに絞って、約十五分間ですが、質疑をさせていただきたいと思います。

やはり、先ほど、前の堀場委員の質疑の中でも、大臣は、今、日本のジェンダーギャップが百十六位、そして家族の形が多様化している時代にある、ただ、政治や経済分野で女性参画が少ない、また、四割が就業調整をしている、女性の経済的自立を後押ししなければいけない、いろいろな課題意識をおっしゃっておりまして、その点、私も、当然ながら同じ問題意識を持っております。だからこそ、今日取り上げさせていただくような所得制限であったり、あるいは、今日は取り上げませんが、社会保険、社会保障の制度改革といったものがやはり今必要なんだろうというふうに思うんですけれども。

今日最初にお伺いしたいのは、そもそも児童手当という制度の基本的な大前提とする考え方についてまず確認させていただきたいと思います。

児童手当法の第一条、先日も御紹介いたしましたが、この中では、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。」という、これが第一条の条文でございます。

この解釈なんですが、「児童の健やかな成長に資する」という文言があります。これは、教育費などへの支援というものもこの児童手当の目的に含まれるのかという質問を最初にさせていただきたいと思います。

○小倉国務大臣　お答えをさせていただきます。

言及いただきました児童手当法第一条では、児童手当の支給の目的として、家庭等における生活の安定に寄与することとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することも掲げられております。

御質問いただいた、この「児童の健やかな成長に資する」との規定の部分でありますけれども、教育費への支援が含まれるかどうかのお尋ねにつきまして、この規定は、教育費といった特定の支出や費目への支援を念頭に置いたものではないというふうに考えております。

○浅野委員　教育費という特定の費目に限定したものではないけれども、排除もしていないというふうに私は理解できると思います。要するに、児童の健やかな成長に資するものであれば、教育であれ、あるいは環境整備であれ、私はこの児童手当の目的に含まれるんだろうというふうに思っておりますが。

今日、準備をさせていただきました資料の一を御覧いただきたいと思います。

右側には、公立と私立に分けて、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、それぞれの段階で、学校の補助学習費にかかるお金、そして、それ以外、学校外での活動費にかかるお金の統計的な数値が記載されております。

これを見ますと、詳細な説明は避けますが、一言で言って、やはり小学校、中学校の方が、三歳から五歳までの期間よりもたくさんのお金がかかるということが分かると思います。学習塾に通ったりだとか、あるいは学校行事のためにいろいろな積立てをしたりだとか、こういったことが考えられるわけですけれども、やはり、今申し上げた児童手当の法目的の中から教育への支援というのが除外されないのであれば、左側にある児童手当制度の現行の体系、三歳未満は一律一万五千円、三歳以上小学校修了前までは一万円から一万五千円、そして中学生は一万円というふうに減額がされていますが、なぜ下げていくんだろうか。

生活費支援という意味合いでいけば、ゼロ歳から五歳ぐらいまで、親御さんもまだ年齢的に若い場合ですとか、あるいは収入水準がまだ上昇途上である場合とかいろいろ考えられますので、そういう、若い方に手厚く、そしてだんだん薄くしていく、この考え方は理解できるんですけれども、教育への支援というものが除外されないのであれば、ここで金額が下がっていくことというのは、若干、法の目的と整合しないのではないか、このように思うわけですが、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○小倉国務大臣　お答えをいたします。

これは委員会でも繰り返し答弁をさせていただいていることでありますが、現在の児童手当の額については、平成二十三年の民主党、自民党、公明党による三党合意に基づくものであると承知をしております。

なお、それ以前における児童手当に関する議論といたしましては、比較的収入が低いと考えられる若い子育て世代などの負担軽減を図る観点から、総合的な少子化対策を推進する一環として、平成十九年に、むしろ三歳未満の児童に係る児童手当の額が引き上げられる形で現状の構成になった経緯があるものと承知をしております。

○浅野委員　過去からの経緯にも触れていただきましたが、平成十九年、二〇〇七年でしょうかね、この頃と比べても、今は、家族の形あるいは子育てをしている世代の平均年齢といったものが、やはり時代とともに変わってきております。

さらには、非正規雇用率というものが当時よりも格段に上がっておりますし、若いから収入が少ないだろう、年齢が上がるに従って収入が上がっていくだろうから国からの支援もだんだん薄くしていけるだろう、こういった基本的な考え方は、その当時の時代はよかったかもしれません。ただ、今それが本当に適切なのかというところは、今後しっかりと統計的なデータも見ながら議論させていただきたいというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。

皆様には資料の二を御覧いただきたいと思いますが、こちらには、モデルですが、ある二つの世帯の構成を書かせていただきました。

どちらも御夫婦と子供が一人という構成ですけれども、まず、Aの家庭は、御主人の年収が八百九十万、奥様の年収が百万、子供は二歳が一人ということで、この場合、児童手当は一万五千円もらえます。もう一方、Bの家庭。こちらは、御主人は年収八百八十万、奥様が年収百二十万、子供は一人。これだと、所得水準としてはどちらの家庭もそれほど大きく変わるというわけではないんですが、児童手当額は五千円になってしまいます。

なぜそうなるかというと、奥様の年収が百万円と百二十万という差がありまして、これが扶養親族数のカウント、一人か二人かの違いになってしまう。そこに更に所得制限の基準値が重なってきて、Bの家庭の方は一万五千円もらえない、五千円に減額されてしまう、こういった状況になってしまいます。

なぜこういった世帯をモデルにしたかというと、やはりこの辺りで段差が生まれる、ボーダーラインが存在するからなんです。

どちらも、やはり子育てをするために、あるいは生活を維持するために、生活をよりよくするために共働きをしているということですけれども、収入が増えたら児童手当の支給額が減少してしまう。

さらには、この辺りから、女性、奥様側の社会保険料等のいわゆる百三万円の壁、百三十万円の壁といったものが顕在化してきますので、就業調

整が行われるということで、先ほど大臣がおっしゃっていた女性の経済的自立であったり、あるいは経済分野への女性の参画といったものが阻害される要因の一つにもなっていると思うんですね。

こういった状況が生じてしまっているということに大臣がまずどうお感じになるかということ、やはり所得制限そのものが、こうした女性、あるいは主たる生計を立てている方の配偶者に当たる方の就業意欲というのを阻害してしまっているんじゃないか、こういったことを感じるわけですが、大臣の見解を伺いたいと思います。

○小倉国務大臣　お答えをいたします。

私も、少子化対策、こども政策担当大臣に就任をいたしまして、数多くの子育て当事者と意見を交わしてまいりました。本当に今、子育て世代の皆さん方は、仕事をなさりながら一生懸命育児も手がけてくださっている方、多いと思います。負担は相当なものだと思っておりますし、世間では、子育て罰という言葉も出てきてしまっております。一生懸命育児と仕事をした結果、むしろ国からペナルティーを受けていると思っている方がいらっしゃるのも事実であります。そういった声は、浅野委員だけではなくて、私の耳にも届いております。

そういった様々な意見があることは承知をしておりますが、児童手当に関して申し上げれば、前回の委員会の場でも申し上げたとおり、令和三年の改正法附則において、児童の数等に応じた効果的な支給、その財源の在り方、さらに支給要件の在り方について、子供、子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から検討を加えることとされておりまして、子供政策全体の中で検討させていただくことになると考えております。

○浅野委員　前回もそれは伺いました。ちょうど次の質問がそれに関するものなんですが、では、その検討というのは、どこで、どのような場で行われるんでしょうか。全世代型社会保障会議なのか、若しくは別の会議体なのか。

あと、もう一つは、先日の質疑の中で、世帯合算での所得制限、かけることを考えるのか考えないのか、大臣がどちらの方で考えているのかがちょっとよく分かりませんでしたので、世帯合算について大臣が今どのように考えているのかも伺いたいと思います。

○小倉国務大臣　お答えをいたします。

まず、児童手当の検討の場でありますけれども、言及いただきました全世代型社会保障構築会議など特定の会議で検討することは現時点においては考えているものではありませんが、先ほど申し上げたように、附則に検討規定がございますので、子供政策全体の中で継続的に検討を行っていくことになると思っております。

私どもの方でも、今年度、子ども・子育て支援調査研究事業におきまして、児童手当の支給に関する諸外国における実施状況に関する調査研究を実施しております。こうした準備もしっかりと行ってまいりたいと思います。

世帯合算に関しましては、この附則に、子供の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方や支給要件の在り方についての検討規定がありまして、その検討の論点となり得るものと考えてはおりますが、現時点において、政府として何らかの方向性を持って、つまり、前向きに考えているとか検討しているということではないということは明言をさせていただきたいと思います。

○浅野委員　まず、その検討する場を、どこで検討するかというのは是非明確にしていただきたいと思いますし、広く全体として検討するということなので、様々な会議の場で検討される論点になり得るということだと思うんですが、では、どこが責任を持ってこの問題について結論を出すのかというところは、しっかり政府として明確に持っておいていただきたいと思いますので、また今後ともそこは適時確認をさせていただきたいと思います。

時間がなくなってきましたので、次の質問に移りたいと思いますが、ちょっと通告の順番を変えまして、五番の設問です。

この児童手当については、今年の十月から、年収一千二百万円以上の世帯について特例給付の支給が廃止されましたけれども、これによりできる財源というのは今後どのように使われていくのか。その用途について、政府の方針を伺いたいと思います。

○小倉国務大臣　今言及いただきました年収千二百万円以上の方に対する特例給付の見直しについては、様々な御意見があることは承知をしております。

しかしながら、長年の課題である待機児童問題の解決を図ることと併せて、子育て支援全体のバランスとニーズを踏まえた中での対応であるということを承知しております。

特例給付の見直しによって生じた財源につきましてでありますが、新子育て安心プランによる保育の受皿整備に伴って必要となる保育所等の運営費に充当することとされております。

○浅野委員　保育所等の運営費というのがありました。それは人件費も含まれるんでしょうか。

○小倉国務大臣　人件費も含む運営費という理解でございます。

○浅野委員　時間が参りましたので、続きはまた今後行わせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○大西委員長　次に、大石あきこ君。

○大石委員　れいわ新選組、大石あきこです。

IR、カジノの問題について質問します。

まず、パネルの一と言いたいところなんですけれども、このパネルの一については、週刊誌だという理由で、今朝方、自民の理事の方が反対したということで没になりましたので、口頭となります。

旧統一教会、現世界平和統一家庭連合の総裁である韓鶴子御一行が、MGMが運営するラスベガスカジノで六十四億円豪遊という文春の報がありました。カジノで豪遊について教団側は、集めたお金を麻薬中毒者や見捨てられた売春婦らを助けるために寄附していると言ったそうです。

あり得ない詭弁ですが、似たようなことで思い出すのは、大阪府の吉村知事が、カジノの収益で得たお金をギャンブル依存症対策に使うと言ったことです。

さて、そのような大阪のカジノ計画の問題の一例が、パネル二です。

大阪府民が、おかしな点がたくさんある、メリットがないと指摘してきました。特に、使わないと言っていた公金が土壌改良などのために二千六百九十七億円も投入される予定で、さらに、地盤沈下など土壌問題が増えたら、大阪市が際限なく公金投入が迫られる契約になっています。これについては後で詳しく言います。やむにやまれず、大阪市民が七月、差止めを求めて裁判を起こしています。

さらに、先日十一月一日の参議院の環境委員会では、共産党の山下議員からも指摘がありました。大阪カジノの予定地、夢洲の土壌問題への指摘です。カジノ計画の審査をする国交省も、土壌の問題は、審査基準であり、自治体財政にも関わるために、重視すると言っているんです。

いわば大阪カジノ計画の最重要の審査ポイントが土壌対策です。しかし、おかしいんです。パネルの三です。

カジノ計画を審査する審査委員会、委員は八人おられるんですけれども、これらの方々なんです。

西田政務官にお伺いします。

この中で土壌の専門家はいますか。いるか、いないでお答えください。

○西田大臣政務官　お答えをさせていただきます。

審査委員の中には、土壌、土木分野に関する経歴も一部有している方もいらっしゃいます。加えて、御指摘の土壌問題に関しては、委員長が必要と認めるときには、審査委員以外の有識者複数名

2022年11月11日
内閣委員会
（質疑要旨）

マネロン対策に関する金融機関の負担軽減策について

2022.11.11（Fri）内閣委員会（FATF法に対する法案質疑）

現状・課題意識

●マネロン対策として、疑わしい取引を検知、分析する作業には多大なコストがかかる。

●マネロン対策を高度平準化するためには、国内のすべての金融機関の足並みを揃える必要がある。

●全国銀行協会がAIを用いたシステム開発を進める予定だが、システムを利用する地方銀行からはコスト負担を懸念する声がある。

委員会での浅野の発言要約

「マネロン対策については、金融機関の負担を軽減する支援を政府が行うべきではないか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「令和４年度補正予算で、AIを活用した共同化によるマネロン対策の取組み（システムの立上げに係る経費）への補助事業を行う。運用費についても、全銀協で検討を進めている。」



柳瀬政府参考人

マネロン対策における匿名取引への対応について

2022.11.11（Fri）内閣委員会（FATF法に対する法案質疑）

現状・課題意識

●本法案では、暗号資産取引業者へのトラベルルール※が義務化される。

●暗号資産に対しては、匿名性を高めるツールや手法を悪用する事例が報告されている。（資料２）

●トラベルルールの義務化だけでマネロンを防ぐことができるか懸念される。

※暗号資産取引所にて高額の送金が行われた場合、送信者と受信者に該当する顧客情報を両取引所間で共有する仕組み

委員会での浅野の発言要約

「匿名性を高めるツールや手法の悪用に対して、どのように対策を行っていくのか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「現時点で暗号資産による多額の支払い等は、最終的には業者を経由して法定通貨に換金されることが一般的であり、トラベルルールの導入によって移転の透明性が確保できると考えている。」



柳瀬政府参考人

2022年11月11日
内閣委員会
（質疑要旨）

不当収益を没収できる範囲について

2022.11.11（Fri）内閣委員会（FATF法に対する法案質疑）

現状・課題意識

●本法案では、犯罪によって得られた収益を没収できる前提犯罪を拡充する規定がない。

●現行法における前提犯罪は法定刑では、死刑、無期若しくは4年以上の懲役、禁錮となる罪、法定刑に満たないものでも暴力団の資金源となっている犯罪は個別に列挙されている。

●日本は国際的にマネロン対策をリードする姿勢を示す必要がある状況。

委員会での浅野の発言要約

「犯罪組織に資金が渡らないように前提犯罪を拡充すべきと考えるが、今回拡充しないという判断に至った理由は何か。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「現時点で前提犯罪とすべきものは適切に列挙されていると考えるが、条約や国際動向を踏まえて、更なる法整備が必要になれば、適切に対応していく。」


保坂政府参考人

米国企業に対する指導・勧告について

2022.11.11（Fri）内閣委員会（FATF法に対する法案質疑）

現状・課題意識

●10月3日、デジタル庁が整備するガバメントクラウドで利用するサービスが発表された。

●採択されたのは、アマゾンウェブサービス、グーグル、マイクロソフト、オラクルの4社。

●アマゾンウェブサービスとマイクロソフトの2社については、米国法人との契約になっている。

委員会での浅野の発言要約

「米国法人との契約において公正な取引に合わない対応をした場合、日本の公正取引委員会は米国の会社に対して、指導・勧告を行うことができるのか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「個別の事案となるが、一般論として、外国で行われた行為であっても、独占禁止法違反行為が認められる事案については、過去の判例等を踏まえた法運用を行っていく。」


大胡政府参考人

2022年11月11日
内閣委員会
（質疑要旨）

ガバメントクラウドの米国CLOUD法への対応について

2022.11.11（Fri）内閣委員会（FATF法に対する法案質疑）

現状・課題意識

●2018年に米国でCLOUD※法が施行された。
※Clarifying Lawful Overseas Use of Data

●アメリカ政府は、米国内に本拠地をもつ企業に対して、米国外に保存されているデータを合法的に閲覧・差押請求を行える可能性があるとされる。

●アマゾンウェブサービス社は見解を示している。（資料3）

委員会での浅野の発言要約

「米国の捜査当局からガバメントクラウド上の日本国民に関するデータの開示が求められた場合、開示しなければならないのか。」

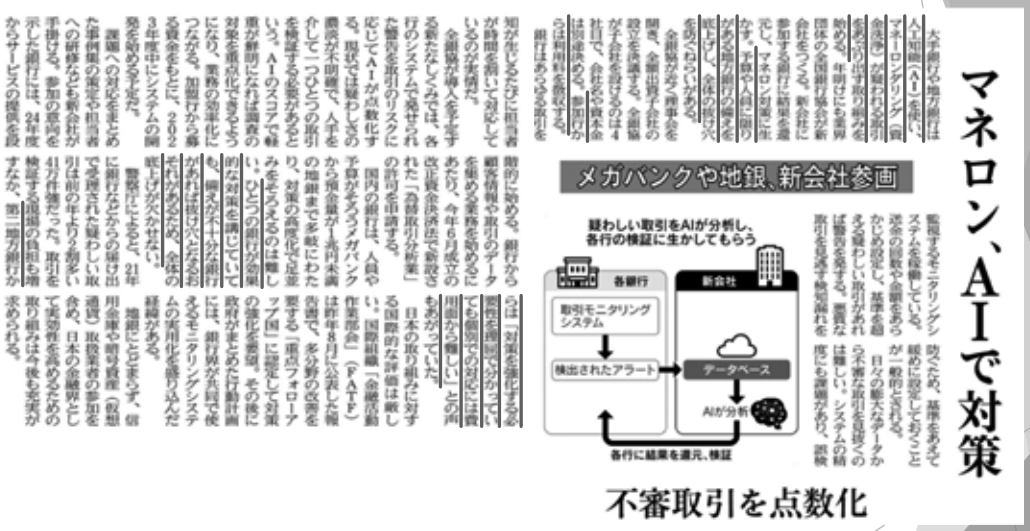

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「CLOUD法に基づく要請があった場合には、日本政府に通知が行われ、外国主権免除法に基づく主権免除の適用を米国に求めることで、開示が行われないものと考えている。」


二宮政府参考人

資料1　デジタル技術（AI）を活用したマネロン対策



マネロン、AIで対策

メガバンクや地銀、新会社参画

疑わしい取引をAIが分析し、各行の検証に生かしてもらう

不審取引を点数化

（出典：日本経済新聞（2022年10月13日）をもとに浅野事務所で作成）

2022年11月11日
内閣委員会
（質疑要旨）

資料2　匿名性を高めるツールや手法の悪用の例

コインミキサー	他者による取引と混同し一つに集約した後、各々の移転先に再配分することにより、移転元とのつながりを不明瞭にする技術
プライバシーコイン	匿名技術をブロックチェーン基盤に組み込んだ暗号資産
プライバシーウォレット	暗号資産交換業者のような仲介者を持たず、個人が秘密鍵の管理も行い、個人のみで取引が完了できるウォレット
チェーンホッピング	暗号資産を別の暗号資産に変える。ブロックチェーンはその種別ごとに異なるため、一暗号資産の取引として履歴を追えなくなる
ダスティング	匿名化を意図し、少量の暗号資産をランダムにウォレットへ移転させ、暗号資産の所有者を隠そうとする行為
CoinJoin	コインをプーリングすることで、送金元アドレスと送金先アドレスの関係を第三者から隠蔽する方法

⇨ 暗号資産交換業者は義務を果たせるのか？

（出典：金融庁「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題（2022年3月）」をもとに浅野事務所で作成）

資料3　CLOUD法によるAWSへの影響



（出典：Amazon Web Services社のホームページをもとに浅野事務所で作成）

衆議院　第二百十回国会　内閣委員会議録　第七号

令和四年十一月十一日（金曜日）
午前九時開議

出席委員
委員長　大西　英男君
理事　井上　信治君　理事　神田　憲次君
理事　藤井比早之君　理事　宮路　拓馬君
理事　青柳陽一郎君　理事　稲富　修二君
理事　阿部　司君　理事　國重　徹君
赤澤　亮正君　池田　佳隆君
石原　宏高君　尾崎　正直君
大野敬太郎君　工藤　彰三君
小寺　裕雄君　鈴木　英敬君
田野瀬太道君　平　将明君
土田　慎君　中野　英幸君
中山　展宏君　平井　卓也君
平沼正二郎君　本田　太郎君
牧島かれん君　松本　尚君
中谷　一馬君　太　栄志君
本庄　知史君　馬淵　澄夫君
山岸　一生君　岩谷　良平君
浦野　靖人君　堀場　幸子君
岬　麻紀君　岡本　三成君
河西　宏一君　福重　隆浩君
浅野　哲君　塩川　鉄也君
田村　貴昭君　緒方林太郎君
櫛渕　万里君

国務大臣　谷　公一君
内閣府副大臣　星野　剛士君
内閣府副大臣　和田　義明君
内閣府大臣政務官　鈴木　英敬君
内閣府大臣政務官　中野　英幸君
デジタル大臣政務官兼内閣府大臣政務官　尾﨑　正直君
政府参考人（内閣官房内閣審議官）　大矢　俊雄君
政府参考人（内閣府知的財産戦略推進事務局次長）　澤川　和宏君
政府参考人（公正取引委員会事務総局官房審議官）　大胡　勝君
政府参考人（警察庁刑事局組織犯罪対策部長）　猪原　誠司君
政府参考人（金融庁総合政策局審議官）　屋敷　利紀君
政府参考人（金融庁総合政策局審議官）　三好　敏之君
政府参考人（金融庁総合政策局参事官）　川﨑　暁君
政府参考人（金融庁総合政策局参事官）　柳瀬　護君
政府参考人（デジタル庁統括官）　二宮　清治君
政府参考人（法務省大臣官房審議官）　保坂　和人君
政府参考人（外務省大臣官房審議官）　岩本　桂一君
政府参考人（財務省大臣官房審議官）　山崎　翼君
政府参考人（財務省大臣官房審議官）　内野洋次郎君
政府参考人（財務省大臣官房審議官）　堀内　斉君
政府参考人（国税庁課税部長）　近藤　博人君
内閣委員会専門員　牧島かれん君

委員の異動
十一月十一日
辞任　補欠選任
牧島かれん君　土田　慎君
岩谷　良平君　岬　麻紀君
福重　隆浩君　岡本　三成君
塩川　鉄也君　田村　貴昭君
同日
辞任　補欠選任

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一六号）

○大西委員長　これより会議を開きます。
内閣提出、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として、お手元に配付いたしておりますとおり、内閣官房内閣審議官大矢俊雄君外十三名の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○大西委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○大西委員長　質疑の申出がありますので、順次これを許します。馬淵澄夫君。

○馬淵委員　このＦＡＴＦの勧告対応の法案につきまして、本来であれば今年の通常国会、ここでの提出が想定されていた法案であります。今回、この臨時国会での審議となりましたが、もう既に、この法案の審議、勧告より一年以上が経過をしているわけであります。
報道では、今年の一月の十六日、常会での法案提出を見送る方針ということが流れました。事実、政府の中では、いわゆる文書課長会議が行われて六十一本の法案が確認をされた中で落としていかれるわけですけれども、その後も三本減らされて、岸田内閣では参院選を前にして法案を絞るということであったかもしれませんが、そもそも、この勧告を受けて、マネーロンダリングの対策というのはまさに焦眉の急であるはずです。
したがって、これは常会で法案提出すべきだったと私は思っておりますが、開会前に早々と法案成立を諦めて先送りした理由について、谷大臣はそのとき大臣ではおられませんでしたが、今は所管されています。なぜこのように遅れたのか、端的にお答えください。

○谷国務大臣　ＦＡＴＦの勧告対応法案につきましては、御指摘のとおり、昨年八月の審査報告書の公表を受けて、迅速に対応するべく、内閣官房にＦＡＴＦ勧告関係法整備検討室を設け、同室を中心に必要な法制度の整備に向けて精力的に作業を進めてきたところであります。
検討項目が多岐にわたることから一定の時間を要したところでございまして、今般、法案作成作業が終了したことから、この臨時国会に提出させていただいたところであります。

○馬淵委員　法案の作成に時間がかかったというお話でありますが、果たして本当にそうなのかというのは私は大変疑問に思っております。少なくとも準備は整っていたはずです。
そして、今年の二月、ロシアによるウクライナへの侵略がありました。日本政府もこれを受けて、新たに外為法や関税法の改正を四月に行っ

す。

加えて、サイバーインシデントの未然防止にとどまらず、インシデント発生時においても、顧客への影響を最小化し、業務を早期に復旧させるため、毎年、委員御指摘のとおり、サイバーセキュリティー演習を実施し、金融業界のインシデント対応能力の向上に取り組んでいるところでございます。

また、委員御指摘のとおり、金融機関のサイバーセキュリティーの強化には人材の育成が不可欠であると考えております。金融庁といたしましても、金融機関に対しまして、経営陣のリーダーシップの下、内部人材の計画的な育成、外部知見を活用するため、情報共有機関である金融ＩＳＡＣが主催する研修への参加を図るなど、人材育成の取組を促しているところでございます。

サイバー攻撃の脅威の増大に加えまして、デジタル化が推進する中、金融機関のサイバーセキュリティー管理体制の強化はますます重要な課題となっていくものと考えております。

金融庁といたしましては、今後も力を入れて、金融機関に対して、サイバーセキュリティー向上及びセキュリティー人材の育成を促してまいりたいと考えております。

○岬委員　ありがとうございます。

やはり、メガバンクは恐らく余力もあるでしょうけれども、それ以外のところ。さらには、人材育成、計画的に進めるといっても、なかなか、専門分野でありますし、時間がかかる育成だと思います。是非とも、もっと具体的なところで育成を、今後教えていただければと思います。

それでは、時間も残り少なくなってまいりましたので、続きましては、ブロックチェーン技術等を活用したデジタル資産について伺っていきたいと思います。新しいデジタル資産へのマネロン対策という視点です。

ブロックチェーン技術を用いましたＮＦＴ、非代替性トークンや、ＤｅＦｉ、これは分散型金融、これらを利用しましたデジタル資産について、その法律上の位置づけは明示されておりません。法令上曖昧な資産であるものも存在をしています。

現在、金融庁で、これらのデジタル資産に対する規制の在り方について、多くの研究会を開催されていたり、また検討しているところであると理解はしております。

更に言えば、このようなデジタル資産は、技術の進歩とともに日進月歩であり、法律が現実には追いついていない、若しくは追いついてはいけないものなのではないかと危惧をしております。避けられない事実に直面をしております。

これらのデジタル資産は、金銭的な価値を有することから、マネロン等に利用される懸念があるということは言うまでもありません。他方で、本法案の既存する規制で措置することは難しいのではないかというふうに感じられるわけですね。

そこで、最後の質問です。これは大臣にお聞きしたいと思います。

今回のＦＡＴＦの勧告対応法案ですが、マネーロンダリング対策のために、暗号資産やステーブルコインに関する対策ももちろん盛り込まれております。今後のブロックチェーン技術等を活用した新しいデジタル資産については、どのように対応していくおつもりなのでしょうか。是非ここは、谷大臣の意気込みも含めてお聞きしていきたいと思います。

○谷国務大臣　お答えいたします。

マネロン対策を進めていく上で新しいデジタル資産に的確に対応していくことは、御指摘のように大変重要であると認識しております。新しいデジタル資産に対しては、国際協調の下、各国が足並みをそろえて対応していくことが何よりも求められていることかと思います。

今回のＦＡＴＦの勧告対応法案においては、暗号資産やステーブルコインといった新しいデジタル資産に適切に対応するための改正内容を盛り込んだところでありますけれども、今後も、ＦＡＴＦにおける議論等、それから、そういう情勢の動き、変化、そういったこともしっかり注視しながら、政府一丸となって取り組んでまいりたいと思います。

○岬委員　ありがとうございます。

今後も引き続きまして、利用者の保護をすることはもちろんでございますし、日本国を守っていくためにも大変重要な分野になると思います。また、簡単には、正しい、間違っている、また、こうすれば解決できるという答えも見つけることが大変難しい分野でございますので、是非とも、技術だけではなく、各外国とのやり取りも含めて、私たちの金融、そしてシステム、資産を守っていくためには重要な分野だと認識をして進んでいっていただきたいと思います。

是非とも、利用者の保護とともに、成長戦略という観点からも、これからの時代、なくてはならない分野となっていきます。新しい時代の金融サービス、これを実現していくことを期待しまして、お時間となりますので、質問を終了させていただきます。

本日は、質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございました。

○大西委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

私も、本日は、ＦＡＴＦ法に対する質疑をさせていただきたいと思います。

今日は、大きく二つのテーマで質疑をさせていただきたいと思いますが、最初に大臣の方にお伺いしたいと思います。

まずは、やはり、本日の質疑の中でもマネロン対策の実効性に着目をする質問が多数寄せられておりますけれども、私も同様な問題意識を持っております。

今回のＦＡＴＦ法案にはマネロン対策というのが重点的に盛り込まれているわけですが、マネロン対策については、とにかく穴をつくってはいけない、どこか一か所でも穴ができると、そこを通過して不正な資金がどんどん流出してしまうおそれがありますので、やはり、幅広く、そして確実に穴を塞いでいく、穴をつくらない、こういった意識が必要かと思います。

そういった点では、今、岬委員も質疑の中で取り上げられておりましたが、大手金融機関にとどまらず、地方銀行や信用金庫、あるいは暗号資産取引業者も含めて、日本の金融界として実効性を高める取組が求められているというふうに感じております。そのために、どのような課題認識を大臣がお持ちなのか、まずはその御見解を伺いたいと思います。

○谷国務大臣　お答えします。

マネロン対策をしっかりと進めるためには、浅野哲委員御指摘のように、幅広く、確実な対策を講じる必要があろうかと思います。

そのためには、金融機関などが果たすべき役割が重要であり、御審議いただいているＦＡＴＦ勧告対応法案においても、例えば、金融機関等に対し、資産凍結措置を適切に実施するための体制の整備を求めることとしているところであります。

また、金融機関等に対しましては、政府一体となったマネロン対策等を強化するため、関係省庁で策定した行動計画に基づき、金融機関及び暗号資産交換業者が実施するマネロン対策等の監督強化や、金融機関等のリスク理解の向上等の取組を推進しているところであります。

引き続き、関係省庁において、マネロン対策等のために設置した政策会議の枠組みを適切に活用し、御指摘のように、地方銀行、信用金庫などを含めた地域金融機関も含め、金融機関等におけるマネロン対策の実効性向上のための取組を着実に進めてまいりたいと思います。

○浅野委員　ありがとうございます。

続いて金融庁の方に伺いたいと思いますが、今大臣の方で答弁をされた、この行動計画に基づいて、金融機関に対しても対策強化あるいは情報提供を行っていくということですけれども、政府として、どのような体制で、どのような行動を取っていくのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○柳瀬政府参考人　お答え申し上げます。

金融庁では、委員から御指摘ございました、地域銀行、信用金庫、あるいは暗号資産取扱業者も含めた所管金融機関のマネロン対策等の実効を向上させるため、様々な方策を取ってございます。

まず、我々としましては、検査あるいはモニタリングのための人員を増強してございます。

その上で、先ほど来御説明しておりますけれども、こういった業者、こういった金融機関さんに対して、マネロン対策等に焦点を当てた検査を集中的に実施しておりまして、この検査の中では、例えば、具体的にどういった問題があるのか、あるいはそれに対してどういった改善策を取ればいいのかといった点について、具体的に議論させていただいているところでございます。

また、これも先ほど御説明しましたけれども、地域金融機関あるいは信用金庫といった業界団体等に対し多数の説明会をやってございまして、この説明会においては、先ほど申しました検査での結果のフィードバックなども含め、テーマごとですとか、あるいは地域ごとですとか、そういうような様々な切り口から、いろいろな御議論あるいは御指摘をさせていただいているところでございます。

こういった形で、我々としては、マネロン対策等の理解促進や体制強化のための施策を実施しているところでございます。

我々としては、所管する全ての金融機関に対して、二〇二四年三月末までのマネロン対策に係る体制整備を要請してございまして、各金融機関では、継続的顧客管理の完全実施も含めたマネロン対策等に係る体制整備が進められているところでございます。

このような中で、我々としましては、所管金融機関、地域金融機関、あるいは暗号資産交換業者も含めて、適切な対応が図られていくよう、今まで申し上げたような施策をより一層推進してまいりたいというふうに考えてございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

やはり、テーマごとですとか地域ごとで、しっかりサポート体制あるいはフィードバックをしていくということですけれども。

ちょっともう少し踏み込んで伺いたいんですが、直近で金融機関には体制整備を求めているわけですけれども、このマネロン対策というのはこれからずっと取り組んでいかなければいけない長期的なテーマでありますし、また、後ほど取り上げますが、様々な最新技術が投入されて、より複雑化、高度化されておりますので、やはり、テーマあるいは地域単位でしっかりとこういった金融機関を支える体制もつくらなければいけないのではないかと思いますが、例えば地域ごとにそういった窓口あるいは相談体制をつくったり、それに類するような支援事業というのを今後金融庁が行う考えがあるのか、確認させてください。

○柳瀬政府参考人　お答え申し上げます。

先ほど、我々金融庁としまして、金融機関に対する検査等を行っていると申し上げましたけれども、このような検査については、我々金融庁と、あとは各地方における財務省財務局と共同で行っておるところでございます。また、こういう地域金融機関のモニタリングにつきましては、継続的なモニタリングは財務局の方で行うことになっておりまして、財務局の方で、このような金融機関さんたち、マネロン担当者と様々な対話を常日頃からやっているところでございます。

そのような枠組み、あるいはそのような交流を通じて、委員御指摘のありましたようなマネロンについての窓口といいますか、マネロンについての地域ごとの意見交換、あるいはマネロン人材のコミュニティー、そのようなものを育成していきたいというふうに考えてございます。

○浅野委員　このテーマはこれで最後にいたしますが、やはり、ＦＡＴＦの評価結果を見ても、金融機関とか資金移動業者は、マネロン、どういったことをやってはいけないのか、あるいはどういった行為がリスクにつながるのか、こういったことについて、一部の、例えばメガバンクなんかは、担当者なんかは理解をしているという評価をしているんですが、それ以外の職員や、あるいは地方の金融機関の職員については、そこまでの理解がまだ不十分である、そういった評価をしておりますので、今言ったような、財務当局と金融庁がまさに地域の現場でいかにサポート体制を継続的に維持できるのか、提供できるのか、ここは非常に重要な点だと思いますので、今後の取組の中で力を入れて取り組んでいただきたいということを申し上げます。

続いての質問に移りたいと思いますが、マネロン対策が高度化しているという話を先ほどいたしましたが、やはり、メガバンクがやればいいというわけではなくて、第二地銀のような地方の金融機関もしっかりとこれは行わなければなりません。

したがって、本日の参考資料にも掲載をさせていただきましたが、疑わしい取引を検知するシステムの導入や分析作業、そして継続的に顧客情報を管理していくような取組が今進められておりますが、これには経費がかかる、負担が発生する、そういう問題もあります。特に、経営力が盤石とは言えない地方銀行からは、この負担を抱えられるのかという懸念の声が上がっております。

そうした新たなシステムの導入に向けて、金融機関の負担を軽減するような支援を政府は行うべきではないかと思うんですが、その点について伺いたいと思います。

○柳瀬政府参考人　お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、国際的にもより高い水準でのマネロン対策等の実施が求められている中、中小規模の金融機関においては、システムの整備や人材確保等の面で単独での対応が難しいとの声があることは承知してございます。

こうした中、銀行業界におきまして、マネロンシステムを共同化し、効率化及び高度化を図るための検討が進んでおりまして、こちらも委員御指摘のとおり、十月十三日に全国銀行協会が、取引モニタリング等のＡＩスコアリングサービス等を提供するため、本年度中に準備会社を設立し、二〇二四年度以降の段階的なサービス提供に向けた準備を進めると公表されたと承知しております。

なお、当公表に当たっては、全国銀行協会から、この共同機関の枠組みを通じて、都銀、地銀、第二地銀等の各業態が、まさに互助的に力を合わせることで、我が国全体のＡＭＬ／ＣＦＴ体制の底上げを加速してまいりたいとの発言があったものと聞いております。

金融庁といたしましても、このような共同化の取組を後押しすべく、本年十一月八日に閣議決定されました令和四年度一般会計補正予算（第２号）等についてにおいて、ＡＩを活用した共同化によるマネロン対策の取組への補助事業といたしまして六・二億円を盛り込み、今国会で御審議をいただく予定でございます。

金融庁としては、引き続き、ＦＡＴＦ第五次審査を見据え、官民一体となって金融機関のマネロン等管理体制の高度化に取り組んでまいります。

○浅野委員　今御答弁の中にもありましたが、今回、これから審議される予定の第二次補正予算の中には六・二億という予算が提案されているということでありますが、事前に聞きましたところ、この六・二億というのは、システム開発のための補助であって、運用段階に入ったときに金融機関の負担を軽減するための補助ではないんじゃないかというふうに私は今感じております。

是非、運用段階で金融機関の負担ができるだけ軽くなるような支援を政府には求めたいと思うんですが、ここにも一言いただければと思います。

○柳瀬政府参考人　お答え申し上げます。

先ほど御答弁申し上げたとおり、現在の補正予算の方において御提案させていただいているものは、補正予算の性格上、本年度において執行が予定されるということでございまして、原則としてはシステムを立ち上げるための経費ということと考えてございます。

一方、先ほど申し上げましたように、この共同化のシステムは、幅広い、中小金融機関も含めて

使っていくことが肝要と考えておりまして、そのために具体的にどのようなことができるかにつきましては、全国銀行協会におかれても様々な御検討を進められているものと承知しておりまして、我々もそのような検討にあずかってまいりたいと思っております。

○浅野委員　どうもありがとうございます。是非、引き続き御検討をよろしくお願いいたします。

続いて、今回、トラベルルールというのが強化されるということで、送金側そして受け取る側、それぞれの情報を的確に把握することというのが業者に求められていくわけですけれども、そのこと自体を難しくさせるような新たな技術が次々生まれているという話をしたいと思います。

本日の資料二の方になりますが、こちらには、取引の匿名性を高めるツールや手法の例ということで、幾つか紹介をさせていただいております。

例えば、一番上にあるコインミキサーというものは、他者の取引と混同し、移転元とのつながりを不明瞭にするような技術だそうでありますし、また、三つ目のプライバシーウォレットというものは、個人間で取引が完了できるような、要は業者を挟まずに取引をしてしまえるようなものだそうであります。

また、それ以外にも、見ていただくと、とにかく、取引の匿名性を高めるような技術がこれだけ既に確認がされているということで、暗号資産交換業者が、トラベルルールを強化したとはいえ、しっかりと取引内容を把握できるのか、言い方を変えれば、課せられた義務を果たすことができるのか、こういった疑問が今残っているわけであります。

そこで、政府にお伺いをいたしますが、匿名性を高めるツールや手法の悪用というものが十分に想定される今環境になっている中で、どう対策をしていくのか、その点のお考えを聞きたいと思います。

○柳瀬政府参考人　お答え申し上げます。

暗号資産につきましては匿名性が高いという特徴がございますし、委員御指摘のように、その匿名性を更に高めるツールや手法も存在していると承知してございます。

こうしたツール等につきましては、主として個人間の暗号資産の移転において用いられているものと承知していますが、現時点では、暗号資産は直接の支払い手段としての普及が限定されていることから、暗号資産での多額の支払い等は、最終的には業者を経由して法定通貨に換金されることが一般的かと考えられます。

このため、従来から暗号資産交換業者に対して顧客の本人確認義務等を課しているわけですが、今般の法案においては、暗号資産の移転について透明性を高めるため、トラベルルールを導入することとしてございます。

これによりまして、我が国の暗号資産交換業者が、送付人である顧客の依頼に応じて業者間で暗号資産を移転する際に、その送付人と受取人に関する情報を送付先の他の暗号資産交換業者に通知することが求められることとなりまして、この結果、業者は、取引相手先が業者か個人かを識別する必要が出てまいります。これを通じて、個人との間の暗号資産の移転についても透明性が高まることになるのではないかと考えてございます。

○浅野委員　業者間の取引情報の共有によって、ある一定程度のトレーサビリティーというのは確保できる可能性は否定いたしませんが、問題は、今答弁の冒頭におっしゃっていた、仮想通貨、暗号資産というものが、今のところ決済手段としては普及していない、それはそのとおりでありますが、では、それがこれからもずっとそうなのかといえば、そうとは限らないと思いますし、また、最後の出口、換金するところを押さえているから大丈夫だというのは、やはりテロ対策あるいは不正防止の観点からいえば、かなり楽観的だなというふうに言わざるを得ないかなというふうに思います。

したがいまして、ここは、後ほど大臣にも伺いたいと思うんですが、まだまだ改善の余地があるというふうに思いますので、引き続き政府内でも、より実効性の高い効果的な対策は研究調査を進めていただきたいということを申し上げたいと思います。

次の質問ですが、こちらは先日の本会議で我が会派の鈴木敦議員も質問したものでありますが、本法律案では、没収を可能とする前提犯罪を拡充する規定はなく、国際的にマネロン対策をリードしていくべき我が国の姿勢を示す必要がある中で、犯罪によって得た利益を没収する規定を拡充しなかったというのは、いささか理解に苦しむ点がございます。

当日の法務大臣からの答弁では、今の実態あるいは国際動向を踏まえて検討されるべき問題だというような答弁があったんですけれども、それはそれで言い分としては分かるものの、では、なぜ今、その拡充をしないという判断に至ったのか、その理由について確認をさせていただきたいと思います。

○保坂政府参考人　没収の対象になります犯罪収益を生み出す前提犯罪について、前提を申し上げますと、前提犯罪のたてつけとしましては、いわば二階建てになっておりまして、法定刑が、死刑、無期若しくは長期四年以上の懲役、禁錮が定められている罪、これは全て対象になります。これに加えまして、その法定刑に満たないものでありましても、例えば暴力団の資金源になっているような犯罪、これについては個別に列挙する形で前提犯罪としている、こういう形を取っております。

したがいまして、これを拡大するかどうかにつきましては、まずもって暴力団の資金源犯罪になっているかどうかという実態があるかどうかという点ですとか、あるいは法定刑の部分に関しましては、条約や国際動向、これを踏まえて検討するということを、せんだっても大臣から答弁させていただいたところです。

これにつきまして、組織犯罪の実態というところについては注視を続けていかなければなりませんが、今この時点でということで申し上げますと、前提犯罪とすべきものは適切に列挙されていると考えておりますが、これはこの先もずっと注視を続けていって、絶えずアップデートしていく必要があると考えております。

また、国際動向につきましては、ＦＡＴＦの相互審査やあるいは国際組織犯罪防止条約の締約国会議などで動向を我々としても把握をしているところですが、今回のＦＡＴＦの勧告の中では、その拡大ということは指摘をされておりません。これにつきましても、国際的な犯罪収益規制というのは変わってまいりますので、これも絶えずフォローアップしていく必要があると思っております。

そして、こういった点を踏まえまして、更なる法整備が必要だということになった場合には、それには適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○浅野委員　ありがとうございました。

マネロンとかテロ対策とかについて知識が余り多くない者から見ますと非常に難しい答弁だったわけですけれども、今の答弁内容を少し分かりやすく言えば、今の前提犯罪の中に含まれるものに該当すれば、没収する手段が既にある、新たに前提犯罪を規定しなければいけないような新たな手法であったり新たな犯罪主体のようなものが出てくれば、そのときはその都度アップデートをする、そういう理解でよろしいですね。はい、ありがとうございました。

では、ＦＡＴＦに関して、これまでの議論を総括いたしまして、大臣に伺いたいと思います。

今日、幾つか議論させていただいた中でも、大手金融機関と中小の金融機関の高位平準化の問題であったり、あるいは新たな技術を使った匿名性の強化というものが今起きる中で、今のトラベルルールで十分なのかといった点、私としては、まだまだ懸念が多いなというふうに感じるんですけれども、今回のＦＡＴＦの勧告に対する法整備が

成立をしたとして、それで我が国のマネロン対策は十分なんでしょうか。その基本認識を大臣に伺いたいと思います。

○谷国務大臣　お答えさせていただきます。

マネロン対策は、国民生活の安全と平穏や経済活動の健全な発展の観点から、これを国際的な協調の下で推進していくことが重要であると基本的に認識しているところであります。

ＦＡＴＦの第四次対日審査報告書においては、マネロン罪の法定刑の上限を、少なくとも日本で犯罪収益を最も頻繁に生み出す重大な前提条件と同水準に引き上げること、法律、会計等専門家の取引時の確認義務や疑わしい取引の届出義務の規定を整備することなど、様々な指摘を受けたところであり、御審議いただいているこのＦＡＴＦ勧告対応法案は、これら指摘のうち法改正が必要とされた事項を盛り込んでいるところであります。

そのほか、法改正を必要としない事項についても、マネロン対策等の関係省庁で構成されるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議を活用するなどして、関係省庁が一体となって取組を進めていく考えでございまして、浅野委員御指摘のように、これから、事態の変化、あるいは情勢が大幅に、周りの環境が変わってしまう、そういったことにもしっかり目配りをしながら、この対策を進めていかなければならないと思います。

今回の法案、また、今回の法案以外の様々な対策で、これでずっと大丈夫という認識は持っておりません。たゆまざる見直し、そして取組が必要だと思っております。

○浅野委員　ありがとうございました。

では、残り五分程度ですので、残りの時間は、少しサイバーセキュリティーの問題も取り上げさせていただきたいと思います。

これはデジタル庁の方になると思うんですが、今日は、ガバメントクラウドのセキュリティーというものにテーマを絞って質疑をさせていただきたいと思います。

デジタル庁は、十月三日、デジタル庁が整備し、各府省庁などが共同利用するガバメントクラウドで、今年度利用する対象クラウドサービスを発表いたしました。クラウドサービス提供事業者として採択されたのは、いずれも米国の企業ですが、アマゾンウェブサービス、グーグル、そしてマイクロソフト、そしてオラクルの四社だということであります。

まず、基本的な事実関係を確認したいんですが、デジタル庁とガバメントクラウドに認定された四社が契約しているのは、日本法人なのか、それとも米国の本社なのか、事実関係を教えてください。

○二宮政府参考人　お答え申し上げます。

ガバメントクラウドは、公募にて提示をいたしましたクラウドサービスに求める要件を満たす全てのクラウドサービス事業者と契約をすることとしておりまして、現在、米国が本社の四事業者が該当しておりますが、その契約は、二社は米国法人、二社は日本法人となってございます。

○浅野委員　もし御答弁いただけるのであれば、米国本社と契約している社名は答弁いただけますでしょうか。

○二宮政府参考人　お答え申し上げます。

アマゾンウェブサービスとマイクロソフトコーポレーションの二社でございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

続いての質問なんですが、米国本社と契約している場合、このクラウドサービス事業者がベンダーロックインに該当する対応をした場合、言い方を変えれば、公正取引に合わない対応をした場合、日本の公正取引委員会は米国の会社に対して指導や勧告を行う権限があるのか、そしてまた、その事業者はそれに応える義務を持っているのか、その辺りを御答弁いただきたいと思います。

○大胡政府参考人　お答え申し上げます。

個別事業者の事案に関わる問題については、直接的にはお答えを差し控えたいと思いますけれども、一般論として申し上げますと、外国の事業者に独禁法が適用できるかどうかという点につきましては、いろいろと論点はございますけれども、これまでも違反行為が認められた場合には措置を取ったというケースもございます。

また、これはカルテルの事案となりますが、国外で合意がされたカルテルにつきまして、それが我が国の自由競争経済秩序を侵害する場合には、独禁法上の排除措置命令等を出せるとの最高裁判決が過去に出ておりますので、当委員会としましては、外国で行われた行為であっても、独禁法違反行為が認められる事案については、このような判決などを踏まえて法運用を行いたいと思っているところでございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

そろそろ時間ですので、これが最後の質問になるかと思います。

二〇一八年に米国で施行された米国ＣＬＯＵＤ法においては、アメリカ政府は、米国内の本拠地を持つ企業に対して、米国外に保存されているデータを合法的に閲覧、差押請求を行える可能性があるとされております。仮に、米国の捜査当局からガバメントクラウド上の日本国民に関するデータの開示が求められた場合、開示しなければいけないのか、それとも、そこはしっかりと日本の主権を主張できるのか、その辺りを確認させてください。

○二宮政府参考人　お答え申し上げます。

御指摘の米国のＣＬＯＵＤ法は、米国政府に無制限のアクセスを認めるものではなく、犯罪捜査という極めて限定された場合において、裁判所の令状等に基づく手続により、米国の管轄にあるクラウドサービス事業者に対して開示要請が行われるものでございます。

そのため、一般の行政事務の遂行に係るシステムを利用対象としているガバメントクラウドについては、そもそも、当該データ提供の要請が行われることは想定し難いというふうに考えております。

その上で、万が一、米国のＣＬＯＵＤ法に基づく要請があった場合には、クラウドサービス事業者からデータの所有者である日本国政府に通知が行われ、外国主権免除法に基づく主権免除の適用を米国に求めることで、開示が行われないものと考えてございます。

○浅野委員　以上で終わります。ありがとうございました。

○大西委員長　次に、田村貴昭君。

○田村(貴)委員　日本共産党の田村貴昭です。

ＦＡＴＦ勧告対応法案について質問します。

まず最初に、マネロン罪の法定刑の引上げについて確認したいと思います。

組織的犯罪処罰法では事業経営支配罪、犯罪収益等隠匿罪、犯罪収益等収受罪が、麻薬特例法では薬物犯罪収益等隠匿罪、薬物犯罪収益等収受罪の法定刑を引き上げるという提案となっています。ＦＡＴＦ第四次対日相互審査報告書は、なぜ法定刑の引上げを求めているのでしょうか。その書かれている部分を紹介していただきたいと思います。

○保坂政府参考人　ＦＡＴＦの第四次対日審査報告書におきまして、マネーロンダリング罪の法定刑について、日本で最も頻繁に犯罪収益を生み出している前提犯罪に適用される法定刑よりも低い水準である、詐欺、窃盗などの前提犯罪が十年以下の懲役刑とされていることに比べても低い、マネーロンダリングに適用可能な制裁は、罪の程度に見合ったものではなく、マネーロンダリング罪が利益を生み出す性質を考慮すると、十分な実効性や抑止力もないなどと指摘された上で、優先して取り組むべき行動の一つとして、マネーロンダリング罪の法定刑の上限を、少なくとも日本で犯罪収益を最も頻繁に生み出す重大な前提犯罪と同水準に引き上げるべきであると勧告をされたところでございます。

○田村(貴)委員　そのＦＡＴＦ第四次対日相互審査報告書に、共謀罪の対象を拡大すべきとの記述はありません。組織的犯罪処罰法の犯罪収益等収受罪と、懲役三年以下から懲役七年以下に引き上げられま

2022年11月16日
内閣委員会
（質疑要旨）

奨学金の所得制限について

2022.11.16（Wed）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●日本学生支援機構「平成30年度学生生活調査」によると大学生、大学院生の約半数が奨学金を利用している。

●奨学金の利用可否、また有利子・無利子貸与については世帯年収で制限が設けられている。

●親の所得による線引きをつけることなく、安心して学べる環境を整えるべき。

委員会での浅野の発言要約

「奨学金の借り手も返済するのも学生本人であるのに、なぜ貸与条件が親の年収で決められてしまうのか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「判定については、学生は定職に就いておらず、学費については親が負担しているケースが多いことを踏まえ、奨学金貸与に係る家計基準は原則父母の年収で審査している。」


西條政府参考人

奨学金返済の負担軽減について

2022.11.16（Wed）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●文部科学省は、大学院段階で在学中は授業料を徴収せず、卒業後の所得に応じて柔軟な納付を可能とする仕組み（出世払い型奨学金）を令和6年度に創設することを決定した。

●検討会議では、返済が始まる年収の目安を300万円とする案が示されている。

委員会での浅野の発言要約

「年収300万円を基準とする根拠は何か。また、子どもが生まれたら返済を免除する等の仕組みは考えないのか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「年収300万円は、現行の貸与型奨学金の返還猶予の基準額であり、新制度の基準として固まってはいない。子どもが生まれた際に返還を免除することは、利用しなかった方との公平性の観点から、慎重な検討が必要と考える。」


西條政府参考人

2022年11月16日
内閣委員会
（質疑要旨）

高等教育への支援拡充による少子化対策について

2022.11.16（Wed）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●電機連合「生活実態調査（2021年）」では、29歳以下の独身組合員のうち男性14.5%、女性11.4%で奨学金の負担が重いと答えている。

●奨学金の返済負担が重く、子どもを持つことをためらう声もある。

委員会での浅野の発言要約

「少子化対策の観点から、高等教育の修学支援について大臣の考えを伺う。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「高等教育の修学支援については文科省で検討しているが、当方も関係省庁と連携して、結婚や子どもについての希望がかなえられるような環境整備に取り組んでいく。」



小倉国務大臣

情報システムの政府調達における検討状況について

2022.11.16（Wed）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●9月7日、第3回デジタル庁情報システム調達改革検討会で情報システムの調達方法について議論されたが、その中でアジャイル型開発において請負契約を排除しないとされた。

●請負契約では成果物の完成責任がベンダーに求められる。

●アジャイル型開発は、何回も試行しながら仕様を決定していくため、契約時に期間やコストを定めることが難しい。

委員会での浅野の発言要約

「アジャイル型開発の契約においては請負契約ではなく、準委任契約を採用すべきではないか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「アジャイル型開発について、どのような契約が良いのか、研究を進め、検討の結果を報告させていただく。」



河野国務大臣

衆議院　第二百十回国会　内閣委員会議録　第八号

令和四年十一月十六日（水曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　大西　英男君

理事　井上　信治君　理事　神田　憲次君

理事　藤井比早之君　理事　宮路　拓馬君

理事　青柳陽一郎君　理事　稲富　修二君

理事　阿部　司君　理事　國重　徹君

赤澤　亮正君　池田　佳隆君

石原　宏高君　尾崎　正直君

大野敬太郎君　工藤　彰三君

小寺　裕雄君　鈴木　英敬君

田野瀬太道君　平　将明君

中野　英幸君　中山　展宏君

西野　太亮君　平井　卓也君

平沼正二郎君　穂坂　泰君

本田　太郎君　牧島かれん君

松本　尚君　中谷　一馬君

太　栄志君　本庄　知史君

馬淵　澄夫君　山岸　一生君

岩谷　良平君　堀場　幸子君

河西　宏一君　福重　隆浩君

浅野　哲君　塩川　鉄也君

緒方林太郎君　大石あきこ君

櫛渕　万里君

国務大臣（内閣官房長官）　松野　博一君

国務大臣（デジタル大臣）　河野　太郎君

国務大臣（国家公安委員会委員長）　谷　公一君

国務大臣（こども政策担当）（少子化対策担当）（男女共同参画担当）　小倉　將信君

国務大臣（新しい資本主義担当）（全世代型社会保障改革担当）　後藤　茂之君

国務大臣（規制改革担当）（行政改革担当）　岡田　直樹君

内閣府副大臣　星野　剛士君

内閣府副大臣　和田　義明君

外務副大臣　山田　賢司君

厚生労働副大臣　伊佐　進一君

内閣府大臣政務官　鈴木　英敬君

内閣府大臣政務官　自見はなこ君

内閣府大臣政務官　中野　英幸君

内閣府大臣政務官　西田　昭二君

デジタル大臣政務官兼内閣府大臣政務官　尾崎　正直君

経済産業大臣政務官　里見　隆治君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　黒田　秀郎君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　齋藤　秀生君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　鹿沼　均君

政府参考人（内閣官房行政改革推進本部事務局次長）　七條　浩二君

政府参考人（内閣官房就職氷河期世代支援推進室次長）　吉岡　秀弥君

政府参考人（内閣官房新しい資本主義実現本部事務局次長）　松浦　克巳君

政府参考人（内閣官房こども家庭庁設立準備室審議官）　長田　浩志君

政府参考人（内閣官房こども家庭庁設立準備室審議官）　浅野　敦行君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　飯田　陽一君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　五味　裕一君

政府参考人（内閣府政策統括官）　笹川　武君

政府参考人（内閣府男女共同参画局長）　岡田　恵子君

政府参考人（内閣府子ども・子育て本部統括官）　吉住　啓作君

政府参考人（警察庁長官官房長）　楠　芳伸君

政府参考人（デジタル庁統括官）　楠　正憲君

政府参考人（デジタル庁統括官）　二宮　清治君

政府参考人（デジタル庁審議官）　山本　和徳君

政府参考人（総務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）　高地　圭輔君

政府参考人（法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）　押切　久遠君

政府参考人（法務省大臣官房審議官）　保坂　和人君

政府参考人（外務省大臣官房審議官）　石月　英雄君

政府参考人（文部科学省大臣官房学習基盤審議官）　寺門　成真君

政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　里見　朋香君

政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　西條　正明君

政府参考人（スポーツ庁審議官）　星野　芳隆君

政府参考人（文化庁審議官）　中原　裕彦君

政府参考人（厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官）　城　克文君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　龍崎　孝嗣君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　藤田清太郎君

政府参考人（国土交通省大臣官房審議官）　五十嵐康之君

政府参考人（防衛省防衛政策局次長）　安藤　敦史君

内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

十一月十六日

辞任　補欠選任

大野敬太郎君　西野　太亮君

本田　太郎君　穂坂　泰君

櫛渕　万里君　大石あきこ君

同日

辞任　補欠選任

西野　太亮君　大野敬太郎君

穂坂　泰君　本田　太郎君

大石あきこ君　櫛渕　万里君

十一月十五日

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第九号）

は本委員会に付託された。

十一月十四日

児童生徒用送迎バス等の安全基準制定を求める意見書（大阪府大阪狭山市議会）（第一一〇二号）

児童生徒用送迎バス等の置き去り防止に向けた対策を求める意見書（兵庫県議会）（第一一〇三号）

いるのか、後藤大臣にお伺いいたします。

○後藤国務大臣　就職氷河期世代は、平成のバブル景気の崩壊以降、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行ったことから、希望する就職ができず、不本意ながら不安定な仕事に就いている方や無業の状態にある方々など、様々な課題に直面してきた方々が多く含まれております。これは、個々人やその家族の問題ということではなく、社会全体で受け止めるべきものでありまして、我が国の将来に関わる重要な課題であると考えています。

さらに、今後、不安定な就業環境にある就職氷河期世代が高齢期を迎える中で、我が国の社会保障制度を取り巻く環境変化を俯瞰すれば、独居の高齢者が増加することによって、社会保障のニーズの増大のみならず、孤立、孤独の問題が深刻化するおそれがあると認識しています。特に人口減少が急速に進む地域では、日常生活の維持に課題が生ずる事態も想定されます。

このため、政府としては、将来の社会保障制度を持続可能なものとする観点からも、就職氷河期世代の方々について、不本意ながら非正規雇用で働く方々などの就労の支援、それから、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方の支援にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、能力に応じて皆が支え合うことを基本としながら、それぞれの人生のステージに応じて必要な保障をバランスよく確保するという基本理念の下に、全世代型社会保障の構築に向けた、高齢者人口がピークを迎える二〇四〇年頃を視野に入れつつ、全世代型社会保障構築会議において課題を整理して議論を深めてまいりたいというふうに考えています。

○阿部(司)委員　御答弁ありがとうございました。

就職氷河期世代が高齢化したときに社会保障に与えるインパクトというものは非常に大きなものであるという御認識であったかと思います。

そこで、全世代型社会保障改革についてお伺いしてまいりたいと思います。

全世代型社会保障改革なんですが、岸田総理大臣から、五月に取りまとめられた中間整理、骨太方針二〇二二に基づきまして、子供、子育て支援の充実、医療・介護制度の改革、働き方に中立的な社会保障制度、この三点について、年末までに方向を取りまとめるよう指示が出されております。

我が党の藤田文武幹事長は、中立的な社会保障に向けた勤労者皆保険について、総理、厚労大臣と再三にわたり国会で議論を行ってまいりました。そこで明らかになったのは、政府がフリーランスやギグワーカー等も対象とする被用者保険制度を構築しようとしていることでした。こうした政府の方向性に対しまして、藤田議員から、フリーランス等を現行の社会保障制度の下に抱え込むことは、企業負担を増やし、雇用の流動性や賃上げの阻害要因になり得る無理筋の話であることを強く申し上げたところでございます。

私も、働き方、仕事の自由度に魅力を感じてフリーランスとなっている方々を被用者として社会保障制度に入れ込んでいくことは、筋論からしても、技術論的にも、非常に困難なのではないかと感じておりますが、この全世代型社会保障改革に向けた議論について、直近の進捗状況、特にフリーランス、ギグワーカー等に関する議論の進捗状況、お伺いをいたします。

○鹿沼政府参考人　御答弁させていただきます。

全世代型社会保障構築会議の議論につきましては、先ほど先生おっしゃっていたような三つのテーマを中心にという総理からの指示に基づきまして、まさにそういった点について議論しているところでございます。

その中で、御指摘のフリーランス、ギグワーカーの方々の社会保険適用の在り方については、働き方に中立的な社会保険制度の構築の一環として、勤労者皆保険の実現に向けた方向性についての議論が行われる中で検討の俎上に上がっているものでございます。

この点、先日、十一月十一日、先週の金曜日でありますが、開催された同会議におきまして、まずは、労働基準法上の労働者に該当する場合は被用者保険が適用される旨を明確化した上で、適用促進のため必要になる対応を早急に講ずるべきだ、その上で、そうではない場合の社会保険適用の在り方について、フリーランス、ギグワーカーの実態ですとか諸外国の例、こういったものも参考にしながら、新しい類型の検討も含め、引き続き検討すべきとの指摘がなされているところでございます。

○阿部(司)委員　ちょっと質問を残してしまいましたが、時間が参りましたのでこれで終わりますけれども、今後、この社会保障改革、これは、いわゆる既存のシステムを継ぎはぎで変えていくことには無理があるのではないかというのが我が党のスタンスでございます。引き続き、抜本的な社会保障改革って何なのか、議論を続けさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○大西委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日もよろしくお願いいたします。

今日は、大きく三つのテーマで質疑をさせていただきたいと思っております。一つは奨学金制度、二つ目が情報システムの政府調達、そして三つ目がガバメントクラウドのセキュリティーの問題ということで、時間が限られておりますので、簡潔に質問を進めたいと思います。

では、通告に従いまして、まずは奨学金制度について、文科省と小倉大臣に質問させていただきたいと思います。

まず、日本学生支援機構の平成三十年度学生生活調査によりますと、約半数の大学生又は大学院生が奨学金を利用しているとされております。現状、この奨学金については世帯収入による所得制限が設けられておりまして、学びたい意欲のある学生に対し、親の所得による線引きをつけることなく、安心して学べる環境を実現することが求められております。

まず、ここで文科省に伺いますが、この奨学金、借り手は学生本人、返すのも学生本人なわけですけれども、それを、有利子か無利子か、あるいはどういった条件で貸与するかというのが親の年収で決まってしまっている、なぜそのような仕組みになっているのか、また、これは改善すべきではないかと思いますが、御答弁をお願いいたします。

○西條政府参考人　お答えいたします。

日本学生支援機構の貸与型奨学金については、優れた学生等であって、経済的理由により修学に困難のある者を対象に支援しております。

この経済的理由により修学に困難があるの判定に当たっては、高校卒業後、高等教育機関に入学した学生は定職に就いておらず、学費については親が負担しているケースが多いことを踏まえ、奨学金貸与に係る家計基準は原則父母の年収で審査しているところです。なお、有利子、無利子の種別については、修学に困難のある方のうち、より経済的に困難な場合は無利子で奨学金を貸与することとしているところです。

いずれにいたしましても、経済的理由により学生等が学びを諦めることがないよう対応することが重要であり、文科省としてもしっかりと取り組んでまいります。

○浅野委員　その経済的な困難によりというところなんですけれども、先ほど申し上げたように、奨学金というのは、借りた学生本人が社会に出てお給料を得るようになってから、その本人が返しているというのが今現状としてはございます。

家庭の収入水準で、収入によって学校に行くことを諦めないようにする、これは大変大事ですので、そこの、貸すかどうかという点については、家庭の収入というのを勘案することは一種妥当性があるかもしれませんが、そこに利子があるかないかというところまで親の年収で判断しているというところは、いささか合理性に欠けるのではないかと思うんですけれども、その点、いま一度御

答弁いただけますでしょうか。

○**西條政府参考人**　お答え申し上げます。

各制度におきまして、所得制限の在り方につきましては、個々の制度の目的や支援方法などに応じてそれぞれ判断されるものと考えております。

教育機会の均等の観点から、貸与型奨学金は、優れた学生であって、経済的な理由により修学に困難のある者を対象に国が支援する制度としておりまして、主に学費負担を行っている父母の家計を基準に所得制限を行っているものでございます。

先ほどの、無利子、有利子につきましても、そういった観点から、より困難な学生については無利子という形で対応をさせていただいているところでございます。

○**浅野委員**　ほかの質問もありますので、ここで次の質問に移りますが、経済的な困難によって学生の支援を決めるのであれば、やはり、貸せるかどうかというところは勘案すべきと思いますけれども、有利子、無利子というのは、既に学校を卒業した後、その学生が社会に出てからどれだけの負担を背負うべきかというところになりますので、そこは少し論点がずれているのではないかというふうに思っております。ここは、次回以降も引き続き議論させていただきたいと思います。

続いての質問になりますが、返済の負担軽減について、文科省では、今年六月の骨太の方針二〇二二において、大学院段階において、授業料を徴収せず、卒業後の所得に応じた柔軟な納付を可能とする、いわゆる出世払い型奨学金を令和六年度に創設することを決定したとあります。

具体的にどのような返済方法になるのかというのをまず伺いたいのと、十一日に行われた検討会議では、本格的な返済が始まる年収の目安を三百万円とする案も出されたということなんですが、なぜ三百万円なのかというところについても答弁をいただきたいと思います。また、大学院生を対象としていますが、なぜ大学生が含まれていないのかなど、いろいろ不明点がありますので、この辺り、御答弁いただきたいと思います。

また、ちょっと重ねてで恐縮ですが、やはり、返済能力がまだ低いので出世払いを認めようという基本的な思想だと思っております。例えば、社会に出てから子供が生まれますと、またそこで新たな支出が生じまして、返済の余力が少なくなるという事態は容易に想定できますので、子供が生まれたら一時的又は恒久的に返済を猶予するような仕組みも併せて検討すべきではないかと思うんですが、御答弁をお願いいたします。

○**西條政府参考人**　お答えいたします。

御指摘の新たな制度につきましては、文部科学省において、有識者会議を設置しまして、現在検討を進めているところでございます。

このうち、卒業後の納付については、利用した方の所得に連動した納付を行う予定ではございますが、現行の無利子奨学金の所得連動返還方式におきましては、年収が百四十六万円を超えた段階から所得に応じて返還が始まるところ、十一日の会議において、新たな制度では、この基準となる額を引き上げる方針となりました。

ただ、先生御指摘の年収三百万円ということが固まったわけではございませんで、年収三百万円という数字は、現行の貸与型奨学金における返還猶予の基準額でございまして、会議の場では、参考の一つとしてお示ししたものでございます。

また、新たな制度の対象につきましては、本年六月の骨太方針において、教育費を親、子供本人、国がどのように負担すべきかという論点や本制度の国民的な理解、受入れ可能性を十分に考慮した上で、授業料無償化の対象となっていない学生について、安定的な財源を確保しつつ本格導入することに向け検討することとされておりまして、まずは大学院段階において導入することとしているところでございます。

また、先生御指摘の、子供が生まれたことをもって例えば奨学金の返還免除をすることにつきましては、奨学金を利用しなかった者との公平性の観点から慎重な検討が必要であるとは考えております。

一方で、返還猶予につきましては、これまでも、経済的な理由により返還が困難な方に対しては、返還期限の猶予や返還額を減ずる制度により返還負担の軽減を図っておりまして、これらの制度については、議員御指摘の、子供が生まれた場合には特別な控除を行うことにより、より利用しやすくしているところでございます。

さらに、減額返還制度につきましては、教育未来創造会議の提言におきましても、出産等のライフイベントを踏まえ返還者の判断で柔軟に返還できるように見直すことが提言されておりまして、文科省といたしましては、奨学金の返還負担の軽減のため、制度の見直しに向けしっかり検討してまいりたいと思います。

○**浅野委員**　ありがとうございます。

最後の柔軟な返還方法については、是非、今後、実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

ここで小倉大臣に伺いますが、ここまでの議論を聞いていただいた上で、ほかの調査では、未婚者であっても、自らの奨学金の返済負担が重いことを理由に子供を持つことを諦めたり、ためらう声が届いております。こうした現状を受けて、少子化対策の観点からも、この問題、大変重要だと思うんですが、大臣の御所見を伺えればと思います。

○**小倉国務大臣**　お答えをいたします。

委員御指摘のとおり、少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が絡み合っておりますものの、経済的な理由は、結婚や子供を持つ希望がかなわない障壁の一つとなっていると認識しております。

実際に、アンケートを取りますと、既婚の夫婦が理想の子供の数を持たない理由につきまして、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからと回答した割合は五二・六％に達しております。

こうした観点に立って、これまでも政府では、幼児教育、保育の無償化、高校生等への修学支援、さらには高等教育の修学支援など、様々な支援を充実させてきたところであります。

委員が御議論いただいた高等教育の修学支援につきましては、所管の文部科学省において検討が進められているものと承知しておりますが、当方といたしましても、関係省庁と連携をして、結婚や子供についての希望がかなえられるような環境整備に取り組んでまいりたいと思います。

○**浅野委員**　ありがとうございました。

今日の質疑の中では、文科省ともなかなかかみ合わない点もございましたけれども、今後も引き続き議論をさせていただきますので。

小倉大臣はここまでで結構ですので、御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

残りの時間、僅かとなりましたので、河野大臣には、予定をしておりました質問を併せて質問させていただければと思います。

情報システムの政府調達について、現在、政府内でも検討が行われていると思います。その中で、今日の資料にも記載しておりますが、いわゆるアジャイル開発という手法を取ってこれから情報システムの開発をしていくというようなことが検討されております。

まず、一つ目の質問は、従来型の開発とアジャイル開発というのがどのような違いがあるのか、その御認識を伺いたいというのが一点。

また、続いての質問になりますが、アジャイル開発というのを政府は今請負契約で行おうとしているという話を聞いておりますが、これは、なかなか、アジャイル開発、何回も何回も試行をしながら仕様を固め、そして性能、スペックを満たしていくプロセスですので、実際にどの程度の仕様が満たせるのか、結果としてどのくらいの開発コストがかかるのかというのが、契約段階では見通すことが難しいようなものになっております。

したがって、アジャイル型開発の契約においては、請負ではなく準委任契約といった形態を採用すべきと思うんですけれども、こちらについても

大臣の見解を伺いたいと思います。

○河野国務大臣　これまでは、全体を見渡して計画を作り、最終的な成果物を確認した上で開発をするという、俗にウォーターフォールという手法が多かったわけですが、委員おっしゃったように、細かく区切って、テストを繰り返し、改善を入れていくというアジャイル型というものが民間では採用されるようになってきております。

消費者目線、ユーザー目線で改善をすることができるというメリットがある反面、全体的に最後どうなるのかというのが見通せなかったり、あるいは、発注者である政府側の担当者がかなり関与しなければいけないという、負担が大きいということもあって、一長一短かなというところはあると思います。

このアジャイル型の開発をするときには、準委任契約なのか請負契約なのかということがあって、請負契約の場合には、最終的な成果物の責任を受注者が負う。ただ、それが、委員おっしゃったように、アジャイル型でやっていくと、最終的にそこまで責任が持てるんだろうかということから、準委任契約を求める声が大きいというのも事実でございます。

今、政府では、いろいろな検討を加えながら、アジャイル型と言われる開発について、どういう契約がいいのか、少し研究をしていきたいというふうに思っておりまして、検討の結果が出ましたら報告をさせていただきたいと思います。

○浅野委員　是非御検討をお願いいたします。

今日の資料の二にも記載をしておるんですが、やはり請負契約ですと、成果物が合意した仕様を満たさない場合、受注者に契約不適合責任を求められるというような記載が、赤線の部分ですね、ございますが、やはりベンダーからしてみますと、契約段階で、どこまでのものになるのか、そしてどのくらいコストがかかるのか分からない状況で、こういった、満たさなかった場合に契約不適合責任を求められるような、これは一種の契約リスクがあるわけで、是非、ベンダーが萎縮をしないように、政府側でしっかりと、その点の不安を払拭できるような契約形態、あるいは契約後の連携の在り方などを十分に検討していただくことを求めたいと思います。

最後に質問が一問残ってしまいましたが、時間が参りましたので、本日はここまでとさせていただきます。

ありがとうございました。

○大西委員長　次に、緒方林太郎君。

○緒方委員　よろしくお願い申し上げます。

私、時間が短いので、早速質問に移りたいと思います。今日は、ノンファンジブルトークン、ＮＦＴについてまずお伺いをしたいと思います。

いろいろ原理は聞いたんですけれども、これが権利なのか、貨幣なのか、物なのかというのが私にはよく分かりませんでした。何でしょうか。

○楠(正)政府参考人　お答え申し上げます。

いわゆるＮＦＴ、非代替性トークンにつきましては、画一的な定義は存在しないところ、偽造、改ざんが困難なデジタルデータであって、トークンに識別子を付与して唯一無二性を持たせ、取引履歴を追跡できる機能や、転売時に原著作者に収益配分を行う機能を持つものもございます。

その性質は多種多様であり、何に位置づけられるのかは個別具体的に判断する必要がありますが、我が国においては、貨幣とは、通貨法に規定され、法貨として通用するもののことであり、ＮＦＴは貨幣には該当しない、ＮＦＴ自体はデジタルデータであるため、民法上の所有権の客体となる有体物ではなく、その意味での物には該当しない、ＮＦＴ自体を権利と捉えることができるかは背後にある法的根拠等を踏まえて検討する必要があるというふうに考えられます。

○緒方委員　ありがとうございます。そうなんですね。なので、多分まだ法制度が追いついていないというところが結構あるのではないかというふうに思います。

今、所有権の対象ではないというような話もございました。そうすると、創作者の証明じゃないんですね。それで、唯一性を担保する仕組みも脆弱であるということになると、要するに、容易に著作権侵害が起きるものであって、偽物とかを防止することができないのではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○楠(正)政府参考人　お答え申し上げます。

一般に、デジタルコンテンツにひもづいたＮＦＴが存在する場合でも、背後に特段の法的根拠等がない限り、デジタルコンテンツの創作者や当該コンテンツに係る権利の帰属を証明するものではなく、ＮＦＴにひもづくデジタルコンテンツの複製を防止することができるものでもなく、あるデジタルコンテンツにひもづくＮＦＴが唯一であること、単一であることを証明するものでもないというふうに考えられます。

一方で、ＮＦＴを活用してコンテンツの流通性を高めることや、転売時に原著作者に収益配分を行うこと等がコンテンツ産業の活性化につながる可能性も指摘されております。

例えば、文化庁においては、著作物に当たるコンテンツにひもづけられているＮＦＴの取引によってどのような権利が得られるか事前に確認することが大切といった周知を行っておられますけれども、引き続き、実態とニーズを把握して、政府一丸となって対応を進めてまいります。

○緒方委員　このＮＦＴなんですけれども、私、前回のＦＡＴＦ法で実は聞こうと思ったんですが、暗号資産に当たるかという話を聞こうと思ったんですが、レクで、暗号資産にはもちろん当たらないわけでありまして、ただ、いろいろな種類を見ていると、ノンファンジブル、代替性がないと言っているんですが、一部、部分的に代替性を有するＮＦＴがあるやに見受けられるんですね。そうすると、マネーロンダリングとかに使えるんじゃないかという危惧を持つわけでありますが、いかがですか。

○楠(正)政府参考人　いわゆるＮＦＴについては、その性質は多種多様であるが、仮に決済手段として活用できる性質を有する場合には、暗号資産に該当する可能性がございます。暗号資産に該当する場合は、その範囲でマネーロンダリング対応のための規制に服するということになります。

一方で、暗号資産に該当しないものについては、今後の対応に当たり、まずは、ＮＦＴの具体的なユースケース等の実態を調査しつつ、ＦＡＴＦ等における議論も注視をしながら、国際協調の下、各国が足並みをそろえた対応をすることが求められるというふうに認識しておりまして、関係府省庁間で連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○緒方委員　頑張ってください。

それでは、質問を移したいと思います。次は、証人保護制度の整備ということについてお伺いします。

これは福岡県からの要望事項なんですが、重要事件の証人の中には、報復等を回避するために、遠隔地への転居や一時避難を余儀なくされている方がいます。ひいては、証人となることを拒否する方もいます。証人の転居や就業に関する支援、さらには、新たな身分の付与等といった証人の安全確保に向けた法整備を検討すべきではないかと思いますが、法務省、いかがですか。

○保坂政府参考人　委員御指摘のとおり、刑事手続に協力いただく証人や参考人の保護、これは重要なことだと考えております。

刑事手続の中で、情報保護を図ったりとか、あるいは危害を防止するという仕組みはございますが、委員の御指摘は、恐らく、刑事手続の外で、例えば暴力団等の組織犯罪の事案における安全の保護ということだろうと理解します。身分の変更や転居を可能にする制度ということで、諸外国で言われる、いわゆる証人保護プログラムといったものの御趣旨だろうと理解いたしました。

そのような制度につきましては、実は、平成二十三年から二十六年にかけて行われた法制審議会の特別部会というところで議論がされたわけですが、必要があるねという、必要性については一定の理解の共有がされたのですが、戸籍制度を含み

2022年11月18日
内閣委員会
（質疑要旨）

地元企業のPFI事業への参画について

2022.11.18（Fri）内閣委員会（PFI法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●PFI※は公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う取組み。
※Private Finance Initiative

●内閣府調査（令和２年度）によると、PFI事業における地域企業の参画率は95％、代表企業としての参画率は37％。

●地域企業が代表企業となっている事例は、100億円以上の事業で0件、10億円以上100億円未満で8件、10億円未満で7件と少ない。

委員会での浅野の発言要約

「地域経済の活性化や住民生活の向上に向けて、地元企業の参加率を高める取組みが必要ではないか。」


浅野さとし議員

政府の答弁要約

「PFI推進機構による地域金融機関への助言を活用しながら、地元企業が参画しやすい環境を整えていく。」


岡田国務大臣

第二百十回国会　衆議院　内閣委員会議録　第九号

令和四年十一月十八日（金曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　大西　英男君

理事　井上　信治君　理事　神田　憲次君

理事　藤井比早之君　理事　宮路　拓馬君

理事　青柳陽一郎君　理事　稲富　修二君

理事　阿部　司君　理事　國重　徹君

赤澤　亮正君　池田　佳隆君

石原　宏高君　尾崎　正直君

大野敬太郎君　工藤　彰三君

小寺　裕雄君　鈴木　英敬君

田野瀬太道君　平　将明君

中野　英幸君　中山　展宏君

西野　太亮君　平井　卓也君

平沼正二郎君　本田　太郎君

牧島かれん君　松本　尚君

中谷　一馬君　太　栄志君

本庄　知史君　馬淵　澄夫君

山岸　一生君　赤木　正幸君

岩谷　良平君　堀場　幸子君

河西　宏一君　福重　隆浩君

浅野　哲君　塩川　鉄也君

緒方林太郎君　櫛渕　万里君

国務大臣（規制改革担当）　岡田　直樹君

内閣府副大臣　和田　義明君

内閣府大臣政務官　鈴木　英敬君

内閣府大臣政務官　中野　英幸君

デジタル大臣政務官兼内閣府大臣政務官　尾﨑　正直君

会計検査院事務総局第五局長　宮川　尚博君

政府参考人（内閣府民間資金等活用事業推進室長）　英　浩道君

政府参考人（内閣府地方創生推進事務局審議官）　黒田　昌義君

政府参考人（公正取引委員会事務総局経済取引局長）　藤本　哲也君

政府参考人（法務省大臣官房審議官）　小山　定明君

政府参考人（スポーツ庁審議官）　星野　芳隆君

政府参考人（国土交通省大臣官房官庁営繕部長）　秋月聡二郎君

内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

十一月十八日

辞任　補欠選任

松本　尚君　西野　太亮君

浦野　靖人君　赤木　正幸君

同日

辞任　補欠選任

西野　太亮君　松本　尚君

赤木　正幸君　浦野　靖人君

十一月十七日

子供のための予算を大幅に増やし、保育士の増員など、保育・学童保育制度の抜本的改善を求めることに関する請願（石川香織君紹介）（第七七号）

同（石破茂君紹介）（第七八号）

同（大西健介君紹介）（第七九号）

同（奥野総一郎君紹介）（第八〇号）

同（櫻井周君紹介）（第八一号）

同（本庄知史君紹介）（第八二号）

同（湯原俊二君紹介）（第八三号）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

会計検査院当局者出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第九号）

○大西委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として、お手元に配付いたしておりますとおり、内閣府民間資金等活用事業推進室長英浩道君外五名の出席を求め、説明を聴取し、また、会計検査院事務総局第五局長宮川尚博君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○大西委員長　これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。工藤彰三君。

○工藤委員　皆様、おはようございます。自由民主党の工藤彰三でございます。

まずは、質問の機会をいただきましたことを、委員長、理事、そして委員の皆様に感謝申し上げます。

時間も短いですから、早速質問に入りたいと思います。

この度の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案、いわゆるＰＦＩ法改正案は、平成十一年七月、ＰＦＩ法が成立後、これまで六度の改正が行われました。

政府は、本年六月、ＰＰＰ及びＰＦＩ推進アクションプランを改定し、令和四年度から十年間の事業規模目標を三十兆円としています。また、アクションプランや新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画、フォローアップランにおいては、コンセッション方式について、公共施設等運営権者がより効率的な運営ができるようにするために改正案の国会への提出を図ると私は理解しております。

その内容について、順次お尋ねいたします。

まず初めに、公共施設等の定義の中にスポーツ施設を追加する理由はなぜですか、お答えください。

○英政府参考人　お答え申し上げます。

本年六月に策定されたＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプランにおいては、地域づくりの核となるスポーツ施設など、新たな分野における活用拡大の方向性を打ち出しております。

スポーツ施設については、新設、更新のニーズが高く、民間のノウハウを活用する余地も大きいため、各地において事業化の検討が行われているものの、ＰＦＩ法の対象施設としては明示をしていないという状態でございました。

このため、今般の法改正において、スポーツ施設をＰＦＩ法に基づく事業の対象として明確に位置づけることで、ＰＦＩの活用を更に推進し、各地域におけるにぎわい創出を演出してまいりたいというふうに考えております。

○工藤委員　ありがとうございました。

時間は少し余りましたが、これにて私の質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○大西委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、ＰＦＩ法の法案質疑ということで、短い時間ではありますが、質疑をさせていただきたいと思います。

また、私も、ほかの委員の皆様と同様な問題意識を持って今回の質疑に臨んでおりますので、類似の質問はあると思いますが、整理の意味も含めて、通告に従いまして質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、早速質問ですけれども、私が今回の法案の中で着目をしておりますのは、新たに明記されることとなったスポーツ施設や集会施設でございます。

後ほど、その明記をすることによる効果なども聞きたいと思っているんですけれども、まず初めに、このＰＰＰ、ＰＦＩ事業において、スポーツ施設や集会施設がどれほど今活用されているのかについて伺いたいと思います。特に、答弁の中に含めていただければと思っておりますのは、例えば、地域の住民の皆様が集まる際などに使用しているような、比較的小規模な集会施設についての実態も確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○岡田国務大臣　御答弁申し上げます。

ただいま御下問のありました実績について、スタジアムやアリーナ、体育館、プールなどのスポーツ施設におけるＰＦＩ事業の実績は、令和二年度末時点で四十四件でございます。また、特に御指摘のあった公民館、市民ホールなどの集会施設におけるＰＦＩ事業の実績は、令和二年度末時点で九件でございます。

なお、これらのほかに、図書館や商業施設などに集会施設の機能も含めて複合施設として整備される例が多いと承知しておりまして、これら複合施設の実績は、令和二年度末時点で六十四件という実績がございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

今の答弁を聞きますと、いわゆる公民館等の施設単独では九件、そして複合施設を含めるとそれは六十四件ということで、単独でのＰＰＰ、ＰＦＩ事業での運営実態というのはやはりまだ少ないのかなというふうに感じた次第でございます。

その上で、二つ目の質問に移りたいと思いますが、本法案におきまして、スポーツ施設や集会施設というものをあえて明記をするということですけれども、やはりほかの委員の皆様も聞いておられましたが、どのような効果が見込まれるのか。

私も、事前の説明を伺った際には、これまでもこうしたスポーツ施設や集会施設ができないわけではなかったけれども、あえて今回明記をするんだというような話を伺ったときに、この立法事実がどこにあるのかというのは、やはり多くの議員の皆様が気になされたことだと思うんですけれども、この部分について確認をさせていただきたいと思います。

また、アリーナですとか大型のスポーツ施設については、やはり比較的大規模な施設、そして民間との共同によって一定の経済効果が見込めるのは理解はできるんですけれども、先ほど申し上げたような公民館だとか地域の集会施設という部分で、今実際にニーズがあるのかどうか、この部分についてもお伺いできればと思っております。よろしくお願いします。

○岡田国務大臣　お答え申し上げます。

本年六月に決定したＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプランでは、御指摘の、地域づくりの核となるスポーツ施設や身近な拠点となる集会施設など、新たな分野でのＰＦＩ事業の活用の拡大を打ち出したところであります。

特に、お尋ねの集会施設については、住民にとって身近な存在であり、地域のにぎわいを生み出す上での核となり得ると考えております。

その一方で、こうした集会施設については、老朽化が進んでいるものが多くございまして、例えば公民館の約六割が築三十五年以上ということで、改築などの必要性が高まっております。

こうした新設、更新共にニーズは高いために、これに民間のノウハウを活用していく余地があると認識しているところであります。

例えば、分かりやすいところで、私、地元に石川県野々市市というところがありまして、そこは、公民館を、図書館とまとめてＰＦＩ事業として再整備し、施設の利用者が非常に増えております。図書館は約八・六倍に増えました。そして公民館も一・三倍ということで、これは一定の効果を上げているというふうに思います。

こうしたきめ細かな、住民に身近な施設を明記することによって、スポーツ施設並びに集会施設、これら整備に努めていきたいと考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。

具体的な事例もお示しをいただきまして、ありがとうございました。

今、公民館と図書館を複合化した施設が御地元にもあられるということを伺いましたけれども、やはりそういったケースをもっともっと、これからどんどん増やさなきゃいけないというふうに私も思っております。

ただ一方で、今回、ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプランでも明示されておりますように、そういった投資市場といいましょうか、ＰＰＰ、ＰＦＩの市場が未成熟だという課題意識はもう既に政府も示していると思うんですけれども、なぜ未成熟、伸びていかないのか。やはりここに焦点を当てて、そこの課題を解決していかないと、幾らＰＰＰ、ＰＦＩの対象として明記をしたところで、やろうと思えばこれまでもできていたわけですので、それがされてこなかったという状況が余り変わるようには思えないんです。

市場が未成熟である原因と課題、そして、今何らかの対応を行っている事例があるのであれば、その部分、御答弁をいただきたいと思います。

○岡田国務大臣　お答えいたします。

現在、御指摘のとおり、市場がいまだ整備された状態に至っていない一因として、インフラ投資市場において商品となり得る収益性のあるＰＦＩ事業の数が十分ではないということが挙げられると考えております。

このほか、地域経済の中心的な存在である地域金融機関のＰＦＩ事業に関する経験、ノウハウ、人材が不足していること、また、小規模自治体におけるＰＦＩ事業の実績が少ないといったことも要因と考えております。

このため、ＰＦＩ機構における民間資金を補完するための出融資機能とＰＦＩ事業に関するノウハウなどを生かしながら、収益性のある事業の掘り起こしをこれまで以上に強力に進めるということと、加えて、今回の法改正により可能となります機構による地域金融機関への助言なども積極的に活用して、機構が保有するＰＦＩ事業に関するノウハウなどの民間金融機関への移転を更に進めていくことによって、ＰＦＩ事業の件数も増えて、それがインフラ投資市場というものを形成するようになる、その目標に向けて努力を強力に進めてまいりたいと存じます。よろしくお願いします。

○浅野委員　まだ件数が十分に積み上がっていないという現状ですとか、あるいは民間側にノウハウ、経験が蓄積されていないという現状で、まずは事例を積み上げていきたい、そういった大臣側の思いというのは、今少し聞かせていただく中で感じたんですけれども。

ちょっと私が今懸念しておりますのは、ＰＦＩ事業をできる民間事業者を増やしていって、日本全国的に官民連携で公的な施設をより充実させていく、そして経済性を上げていく、これは私は方向性としていいと思うんです。

一方で、懸念をしておりますのは、やはり元々公的な施設ですから、行政が責任を持って、住民、国民の共通の利益である施設に対して責任を持って管理をしていたわけですけれども、これを民間にどんどんどんどんウエートを移していった

結果、政府、行政の責任範囲の縮小であったり、あるいは経済合理性、いわゆるＶＦＭとか、経済性を重視する余り、先ほども取り上げたような、地域で住民が集まるような場になっている、いわゆる収益性を目的としたわけではない、交流、福祉としての性格の強い施設、こういった部分の整備やメンテナンス、管理が後退をするのではないか、こういった懸念があるわけです。

これはちょっと、通告の内容、通告文書ではないんですが、今日の議論を受けてそういった懸念を感じたわけですが、大臣として、これは、効率性を高める目的はありますが、やはり、経済性とか効率性ではない、福祉とか、いわゆるコストを容認しなければいけない部分について、行政としてはしっかりそこは責任を持っていくんだ、こういった考えを持っていただきたいんですけれども、その点に関して、大臣から一言いただければと思うんですが。

○岡田国務大臣　お答え申し上げます。

ＰＦＩ事業の中でも、サービス購入型と言われております、公が引き続き主体となって、そして管理を民間に委ねていく、そういう場合は、しっかりと公的施設の質というものを担保する、民間にのみ任せるわけではない、そういう理念の下で、サービス購入型の事業というものはいまだＰＦＩ事業のかなりの部分を占めておりますし、先ほど浅野委員が御指摘になったような、経済性のみを優先するような、そうしたＰＦＩ事業であってはならない。これは公共も、経費の節減とかあるいは民間の知恵、そうしたものを、創意工夫を導入することができるとともに、民間もまたメリットを得ていくということで、いわゆるウィン・ウィンと言うと言葉が合っているか分かりませんけれども、公の立場でも、そういうサービスというか、福祉が後退するものであってはならない、このことは私の決意として申し上げておきたいと存じます。

○浅野委員　ありがとうございます。

では、最後の質問になると思いますが、本日配付させていただきました資料を少し御覧いただきたいと思います。

内閣府の調査によると、令和二年度のＰＦＩ事業における地域企業の参画状況というのがこの資料に掲載されておりますが、上の四角の中に書いてございますように、地域企業が参画している事業自体は九五％ある、さらに、地域企業が代表企業として参画している事業は全体の三七％あるということで、一定の参画率ではあるというのが政府の評価なんですけれども。

ただ、事業規模別に見ていきますと、やはり百億円以上の事業では、地域企業が代表企業として参画している割合はゼロ％。そして、規模が小さくなるに従ってその割合は高まっていくんですが、ＰＦＩ事業といえども、やはりその地域経済の中でしっかりとお金が回って、地域でＰＦＩ事業を支えていく、運営していく。地域の主体性というのが非常に大事な要素になっていくと思うんですね。ただ、現状を見ますと、かなり大きな事業規模の場合、ゼロ％ということになっております。

やはりここを改善していく努力というものが政府にも求められていくのではないかと思うんですが、スポーツ施設や集会施設においても参画率を高める取組、必要だと思いますが、最後にこの部分をお伺いをしたいと思います。

○岡田国務大臣　お答え申し上げます。

地域企業の参画状況という資料を拝見をいたしました。

地域における課題解決や魅力の向上に向けては、公共の施設とサービスに民間の創意工夫を最大限に生かすことができるＰＰＰ、ＰＦＩを活用しながら、官民の多様な主体が参画し、地域が一丸となって取組を進めることが重要と考えておりまして、このために、浅野委員御指摘のように、地域の町づくりの中核を担う地域金融機関や地元企業がＰＦＩ事業に参画することは極めて重要と考えております。

このような観点から、事業主体である地方公共団体の判断によって、事業者選定において、代表企業が市内工事の受注実績があることを義務づける、あるいは、構成員に市内企業を含むことを義務づけ、あるいは加点をする、評価の上乗せをする、あるいは、市内企業に一定金額以上の下請業務を出すことを義務づけるといった、地元企業が事業に参画しやすくしている例もあることを把握しております。

内閣府においても、地域プラットフォームの形成、運営の支援などを通じて、地域金融機関や地元企業などのＰＦＩ事業への参加を促してきたところでありますが、今般の法改正事項としているＰＦＩ推進機構による地域金融機関への助言などの機能も併せて活用しながら、地域金融機関や地元企業が参画しやすい環境を整えてまいりたいと存じます。

○浅野委員　終わります。ありがとうございました。

○大西委員長　次に、塩川鉄也君。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

ＰＦＩ法改正案について質問をいたします。

事業の実施から二十数年間。ＰＦＩ事業についての検証が必要であります。

法務省に、ＰＦＩ刑務所についてお尋ねをいたします。

会計検査院は、昨年五月、「国が実施するＰＦＩ事業について」という報告書をまとめています。

サービス購入型の六十五事業のうち、三十年度末時点において維持管理、運営業務が開始されていた五十七事業について、モニタリングにより確認された債務不履行の発生状況を見ると、同種の債務不履行が繰り返し発生していて、債務不履行の年間の発生件数が多くなっているものが見受けられたと述べています。その事例として、島根あさひ社会復帰促進センターが挙げられています。

ＰＦＩ刑務所がうまくいっていないことを会計検査院が指摘をしておりますが、法務省は承知しておりますか。

○小山政府参考人　お答え申し上げます。

承知しております。

○塩川委員　ＰＦＩ刑務所である島根あさひ社会復帰促進センターのトラブルについて、会計検査院の報告書は、わざわざ囲みにして紹介もしているわけであります。

元々法務省は、刑務所の事務について、捜査や裁判とともに一連の刑事司法手続を構成するもので、国家刑罰権という主権の行使に直接関わるものであることから、民営化はなじまないとしていたのではないでしょうか。

○小山政府参考人　お答えいたします。

平成十四年度の総合規制改革会議では、民間参入の拡大によります官製市場の見直しといったような観点から議論がなされまして、刑務所の事務についても議論の対象になされたものと承知しております。

民営化を始めとする官から民への事務の移管を検討するに当たりまして、法務省といたしましては、刑務所の事務は捜査や裁判とともに一連の刑事司法手続を構成するものでございまして、国家刑罰権の実現という、まさに主権の行使に直接関わるものであるということから、民営化や包括的な業務委託にはなじまないと考えておりました。

しかしながら、一方で、刑務所の幅広い業務を検討してまいりますうちに、被収容者の身体、財産を直接侵害する実力行使や、被収容者に対して直接義務を課したり又は権利を制限したりといった処分等を行う事務、こういうものの、権力的でおよそ民間委託にはなじまない事務を除きました、それ以外の事務につきましては、民間への委託も可能であると整理したところでございます。

○塩川委員　公権力の行使であっても、被収容者への実力行使や権利制限、受刑者処遇などを除き、守秘義務やみなし公務員をかけることによって、施設の整備や収容監視、職業訓練、信書の検査補助、矯正教育、健康診断といった公権力の行使は民間委託できることとしたという話であります。

2022年11月10日
原子力問題調査特別委員会
（質疑要旨）

審査の効率性について

2022.11.10（Thu）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●原子力規制委員会は2022年10月より、前任の更田委員長から山中新委員長に交代し、新体制となった。

●日本の原子力規制行政では審査に時間を要している。

●原子力規制委員会の組織理念には効率性の概念は明記されていない。

●山中委員長はこれまで委員会で効率性に言及している。

委員会での浅野の発言要約

「原子力規制行政における効率性をどのように認識し、今後どのように具現化していくのか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「効率性には必ずしも時間的な速さだけでなく、リスクに応じた規制対応や継続的な改善が必要と考える。委員会における議論だけでなく、職員のアイデアを採用する等してプロセス改善に努めていく。」



山中原子力規制委員長

事前ヒアリングの改善について

2022.11.10（Thu）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●審査会合前に行われる事前ヒアリングは、従来は事業者側からの説明予定内容の確認のみとなっており、説明内容の過不足確認等は行われていなかった。

●審査プロセスのさらなる改善のためにも、内容を文書等で公開することを前提に、ヒアリング時であっても、事実確認や論点整理を行うべきと考える。

委員会での浅野の発言要約

「事前ヒアリングの改善に向けて前向きに取り組んでいただきたいが、委員長の考えを伺う。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「事業者の対応方針を確認するための審査会合を頻度高く開催したり、審査チームからの指摘が事業者に正確に理解されていることを確認、必要に応じて文書化を行う等の改善を進めていく。」



山中原子力規制委員長

2022年11月10日
原子力問題調査特別委員会
（質疑要旨）

新しい原子炉に関する規制基準の検討について

2022.11.10（Thu）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●国民民主党では、原子炉のリプレースを推進する政策を議論してきた。

●新しい原子炉にもさまざまな種類がある。

●事業者が新型炉を計画する際に、審査（規制）基準がないと進められない。

委員会での浅野の発言要約

「新しい原子炉に関する規制基準の策定や、調査研究を行うことを規制委員会として、どのように認識しているか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「新型炉の規制基準の整備については、原子力事業者がそのような炉を採用するのか定めなければ、規制基準の検討を始めることは難しい。ただ、国際的な議論には参加し、情報収集については行っている。」



山中原子力規制委員長

衆議院　第二百十回国会　原子力問題調査特別委員会議録　第二号

令和四年十一月十日（木曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　鈴木　淳司君

理事　石川　昭政君　理事　石原　宏高君

理事　細田　健一君　理事　宮澤　博行君

理事　野間　健君　理事　山岸　一生君

理事　小野　泰輔君　理事　中野　洋昌君

青山　周平君　赤澤　亮正君

井林　辰憲君　石橋林太郎君

泉田　裕彦君　今村　雅弘君

江渡　聡徳君　大岡　敏孝君

神田　憲次君　神田　潤一君

小林　史明君　新谷　正義君

高木　宏壽君　津島　淳君

土井　亨君　中村　裕之君

長坂　康正君　深澤　陽一君

藤原　崇君　堀井　学君

堀内　詔子君　宗清　皇一君

阿部　知子君　逢坂　誠二君

菅　直人君　田嶋　要君

伴野　豊君　米山　隆一君

足立　康史君　一谷勇一郎君

空本　誠喜君　中川　康洋君

平林　晃君　浅野　哲君

笠井　亮君

経済産業副大臣　中谷　真一君

経済産業副大臣　太田　房江君

政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）　山中　伸介君

政府参考人（経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長）　新川　達也君

政府参考人（資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官）　山田　仁君

政府参考人（環境省環境再生・資源循環局長）　土居健太郎君

政府参考人（原子力規制庁次長）　金子　修一君

政府参考人（原子力規制庁長官官房審議官）　森下　泰君

政府参考人（原子力規制庁原子力規制部長）　大島　俊之君

衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長　飯野　伸夫君

委員の異動

十一月十日

辞任

青山　周平君

津島　淳君

堀内　詔子君

補欠選任

石橋林太郎君

藤原　崇君

小林　史明君

同日

辞任

石橋林太郎君

小林　史明君

藤原　崇君

補欠選任

青山　周平君

深澤　陽一君

津島　淳君

同日

辞任

深澤　陽一君

補欠選任

堀内　詔子君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

原子力問題に関する件

○鈴木委員長　これより会議を開きます。

この際、御報告いたします。

第百九十三回国会、原子力問題調査特別委員会理事会の決定により、本委員会の活動等について専門的見地から助言を求めるため、会員七名から成る衆議院原子力問題調査特別委員会アドバイザリー・ボードを設置いたしました。

本アドバイザリー・ボードにつきましては、各会派の理事等の協議により、今国会においても設置することとなりました。

以上、御報告申し上げます。

○鈴木委員長　原子力問題に関する件について調査を進めます。

この際、原子力規制委員会の活動状況について説明を聴取いたします。山中原子力規制委員会委員長。

○山中政府特別補佐人　本年九月二十六日付で原子力規制委員会委員長を拝命いたしました山中伸介でございます。

私は、五年前、原子力規制委員会の委員に任命され、東京電力福島第一原子力発電所事故のような原子力災害を二度と起こさないとの決意の下に、原子力発電所の審査、検査制度の見直し、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業に係る規制などに当たってきました。

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省と教訓とに基づき設置された組織です。委員長が交代しても、福島を決して忘れないという強い思いを持ち続け、独立性、透明性を堅持し、厳正な原子力規制を遂行することが原子力規制委員会にとって重要であると考えております。規制に関する情報発信と対話、現場の設備や運用の実態、規制に携わる人材育成などに重きを置き、常に自らに問いかけ、変化を恐れることなく改善を続けることが重要であり、委員や規制庁職員とともに最善を尽くす覚悟であります。よろしくお願いいたします。

それでは、衆議院原子力問題調査特別委員会における御審議に先立ち、原子力規制委員会の業務について御説明申し上げます。

まず第一に、原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施について申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ強化した規制基準への適合性審査については、これまで、発電用原子炉について十一の事業者から二十七基の原子炉に係る申請が、核燃料施設等について九つの事業者から二十一の施設に係る申請がなされております。

このうち、発電用原子炉については、令和三年九月十五日の中国電力島根原子力発電所二号炉に対するものを含め、これまで計十七基に対して設置変更許可を行いました。また、核燃料施設等については、核燃料物質の加工施設、使用済燃料の再処理施設等に対して、これまで十一件の事業変更許可を行うとともに、試験研究炉に対して、これまで二件の設置変更承認及び五件の設置変更許可を行いました。

発電用原子炉の運転期間延長については、これまで関西電力高浜発電所一号炉及び二号炉、美浜発電所三号炉並びに日本原子力発電東海第二発電所の計四基に対して認可を行いました。

発電用原子炉の廃止措置計画については、これまで計十八基に対して認可を行いました。このほか、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉「もんじゅ」を始め計九件に対しても廃止措置計画の認可を行いました。

また、平成二十九年に改正された原子炉等規制法に基づき、令和二年四月から原子力規制検査制

の点検結果、劣化状況に関する評価結果や、これを踏まえた施設管理方針から施設の基準適合性を審査し認可した場合に運転期間を最大二十年延長できる運転期間延長認可制度でございまして、ハード面の規制であるというふうに言えます。

去る十一月二日の第四十八回原子力規制委員会におきまして、運転開始後三十年を超えて運転するタイミングで、また、それ以降十年を超えない期間ごとに先ほど申し上げたソフト、ハードの両面から審査し認可する制度とする案につきまして、原子力規制庁から説明をし、御議論をいただいたところでございます。

また、御質問の上限についてでございますけれども、一般論で言わせていただきますれば、運転を長く行い、高経年化が進むほど劣化が進み、基準適合性の立証は難しくなるというふうに考えてございます。

一方、発電用原子炉施設の設備、機器等の劣化に関しましては、その使用履歴や保守管理の状況などにより、設備、機器等の劣化の進展状況は一様ではございません。

したがいまして、発電用原子炉施設の運転に当たっては、個別に最新の規制基準に適合していることを厳格に確認することになっております。したがいまして、事業者において基準適合性の立証ができない場合には、その施設は運転できなくなるというふうに考えてございます。

○中野(洋)委員　今の議論の状況も踏まえて御説明をいただきました。一般論としてということですけれども、基本的には、劣化は当然進むので、立証自体は難しくなるだろうということ、使用履歴が一様でないので、個別に適合するかを厳格に審査することになるのではないかというような御説明だったかと思います。

一般論としては理解はいたしますけれども、他方で、やはりそれが本当に大丈夫なのか、信頼に結びつくのかというところも私は大事な観点かというふうに思っております。これは引き続き議論をしていくということであろうかと思いますので、またしっかり議論させていただきたいと思っておりますけれども。

もう一つ、ちょっと基本的な考え方ということで今日は確認をしたいのは、現行の運転期間の六十年ということに加えまして、原子炉の運転を停止をしていた期間というのが結構この間あるということで、これを延長のできる期間として加えてはどうかという議論もあるというふうに伺っております。

恐らく、以前に原子力事業者の皆様から、運転停止をしている期間というのがかなり長くなってきて、これは当初想定をしていない、そういう期間なのではないかというような、そういう御意見が出た記憶がございます。

こうしたことも踏まえてということかもしれませんけれども、規制庁として、原子炉の運転が停止をしている期間、これも令和たしか二年ぐらいに一度議論されておられたかと思いますけれども、この期間の原子炉の劣化についてどのように評価をし、考えているのかというところを、これを事務方から確認をしたいと思います。

○大島政府参考人　お答え申し上げます。

今御質問がございましたとおり、劣化に関しましては、令和二年の見解のきっかけとなるところでございまして、事業者とも意見交換をしているというところでございます。

具体的には、発電用原子炉施設の長期停止期間においては放射線が照射される環境にならないことから、中性子照射脆化等の事象については劣化の原因として考慮しなくてもよいと考えてございます。

他方で、コンクリート構造物の中性化や塩分浸透等の事象については、長期停止期間中も劣化が進展します。これらの劣化事象の長期停止期間中の進展につきましては、発電用原子炉施設を構成する各種機器、構造物の劣化の状況が様々であること、また、その管理などについて状況が変わりますので、個別の施設ごとに機器等の種類に応じて評価を行う必要があるというふうに考えてございます。

○中野(洋)委員　済みません、時間も、最後でございますので、ちょっと簡単に。

最後に委員長に、今後の議論の進め方をするに当たって、信頼回復というふうな大きな使命を考えると、安全最優先でこの後の規制の在り方をしっかり検討していく、やはりその姿勢を示すことが大事だと思います。この点について、山中委員長に最後にお伺いをしたいと思います。

○山中政府特別補佐人　お答えいたします。

運転期間につきましては、これまで述べてきましたように、利用政策側の観点から検討されるものであると考えておりますけれども、それがどのような定めになっても、高経年化した発電用原子炉施設に対する安全規制は、引き続き、原子力規制委員会が専門的な知見に基づき中立公正な独立した立場で行うべきものであるということに変わりがないというふうに考えております。

原子力規制委員会としては、高経年化した発電用原子炉施設に対する安全規制について、厳格な規制となるよう、私を含めた五人の委員と公開の場で議論、検討を進めてまいりたいと考えております。

○中野(洋)委員　以上で終わります。ありがとうございました。

○鈴木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

山中新委員長には、これから是非様々な観点から原子力規制行政に関する議論を深めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

時間が限られておりますので、早速質問に入りたいと思います。

まずは、新体制における方向性について質疑をさせていただきます。更田前委員長体制下での原子力規制委員会の運営方針の中で、委員長がどのような部分を引き継ぎ、そしてどのような部分は変えたいと考えているのか、委員長自身のお考えをお聞かせください。

○山中政府特別補佐人　お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、原子力規制委員会は東京電力福島第一原子力発電所事故の反省と教訓に基づき設置された機関でございます。発足以来、原子力規制委員会は、田中、更田両委員長の下で、福島を決して忘れないという強い思いの下で、独立性、透明性を堅持して、厳正な原子力規制を遂行してこられました。そのような福島への強い思い、厳正な規制、また原子力規制委員会の組織理念は、両委員長に引き続き私も継続してまいりたいというふうに思っております。

その上で、さきにもお述べさせていただきましたけれども、私といたしましては、今後、情報発信と対話、現場重視の規制、原子力規制に関する人材の育成、さらに国際機関による外部評価、継続的な改善、この五点に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

○浅野委員　ありがとうございました。

五つの大方針というのは先日の規制委員会の議事録でも確認させていただいておりますが、特に私が重視したいと思っておりますのは、情報発信と対話、そして現場重視の規制、また継続的な改善、ここに注目をいたしております。

更問いになりますが、特に住民に対する情報発信と対話というのは以前から重要性は認識されておるようですけれども、実際、コロナ禍になってからその実態がないということ、あるいは、現在事業者の取組はされておりますが、この事業者の取組と比較しても、規制委員会側の情報発信、これは非常に細く弱い印象を持っております。ホームページを見ても、やはりそういった部分に弱さがあるのではないか、そのように感じておりますので、しっかりお願いしたいと思います。これについて委員長の見解を一言いただきたいのが一つ。

もう一つは、現場重視の規制というふうにおっしゃるんですが、現場に行くことに規制委員会の会議の中で委員長は触れておりました。ただ、現

場に行くことと現場を重視することというのは若干意味合いが違うと思います。現場重視の規制という言葉からは、現場実態を正確に捉えた上で規制行政を実施するという意味合いと解釈しておりますが、それでよいのかどうか。

この二点について、委員長の見解をお聞かせください。

○山中政府特別補佐人　お答えいたします。

まず、原子力規制委員会の情報発信でございますけれども、御指摘のようにまだまだ不十分な点がございます。透明性を確保しつつ様々な情報についてできる限り情報発信に努めているところでございますけれども、国民の皆様に分かりやすい情報発信の仕方、これを更に工夫していく必要があるかと思います。これは御指摘のとおりかと思います。

また、様々な関係者との対話、これも努めてきたところではございますけれども、新型コロナウイルス感染症の問題もございまして、地元首長の皆様方との対話の機会というのがここ三年ほど途絶えておりますが、このような状況に今はなってございますので、是非とも対話については復活させて積極的に時間を取ってまいりたいというふうに思っております。

また、現場重視の規制につきましては、現場をまず委員の先生方あるいは審査官、検査官に見ていただいて、その見た事実を様々な規制にきちっと反映していくということを重視していきたいというふうに考えております。

委員についても、是非とも判断する前に現場の実態を見ていただいて判断に役立てていただきたいということで、昨今委員が現場に行く機会も増えているかと思いますので、今後そういう様子を見ていただければというふうに思っております。

○浅野委員　情報発信、そして現場との向き合い方、いずれも大変重要な論点だと思いますので、引き続き改善をよろしくお願いしたいと思います。

とりわけ情報発信については、立地地域の住民に限らず、国民の皆様が目にするのはやはりメディアでの報道であります。それだけが全てを反映しているものではないとは私も思いますので、是非、当事者、事業者であったり規制委員会であったり、やはりそうした皆様からの情報発信がいかに国民の理解を深めるかというところをよく御検討いただければというふうに思います。

次の質問です。効率性というものの位置づけについて確認をさせていただきたいと思います。

原子力規制委員会の組織理念には効率性の概念というのは明記されておりません。ただ、山中委員長自身は、先日の委員会の議事の中でもこの効率性というものに言及をしておられますけれども、原子力規制行政における効率性というのをどのように認識し、そして組織の中で今後どのように具現化しようとしているのか、その点について伺いたいと思います。

○山中政府特別補佐人　お答えいたします。

業務を効率的に進めるということは、原子力規制を含むあらゆる行政に求められるものであると認識しております。原子力規制委員会の組織理念においても当然含まれるべき概念であると考えております。

この効率性は、必ずしも時間的な速さだけではなくて、リスクに応じた規制対応や継続的な改善、これまで原子力規制委員会が議論してきた様々なテーマに密接に関係したものであるというふうに考えております。

一方で、時間的な効率にとらわれる余り、厳格な規制がおろそかになるようなことは決してあってはなりません。

その上で、原子力規制業務を効率的に行うためのプロセスの改善というのは、原子力規制委員会における議論だけでなく、職員のアイデアによって様々な場面で継続的に取り組まれるべきものであるというふうに考えております。

○浅野委員　ありがとうございました。

今、政府の中ではＧＸ実行会議というのが行われておりますけれども、その中では、エネルギー安全保障の観点から我が国のエネルギー政策に関する自己決定力の確保というのが極めて重要だという形で明記をされております。

原子力規制委員会の役割というのは、そのような国家の政策を推進する中でも確実に安全を確保することによって、原子力規制委員会設置法にある、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するということであると思います。規制行政の機能上、能力上の制約によって日本という国の自己決定力が毀損されるということは避けなければいけない、これは、委員長もうなずかれていますけれども、そのとおりだと思います。

委員長は十月二十六日の会議でも効率性を追求することが当然行政機関としての前提というふうにおっしゃっていますので、しっかり今の観点は進めていただきたいというふうに思います。これは質問ではなく意見ですので、是非今後のお取組に反映をしていただきたいというふうに思います。

続いての質問なんですが、これは関連したものになります。私がこの委員会で以前も指摘をさせていただきました事前ヒアリングの改善について伺いたいと思います。

いわゆる審査会合前の事前ヒアリングについては、従来は事業者側からの説明予定内容の確認のみで、説明内容の過不足確認を含む論点整理は行われていなかったですけれども、審査プロセスの更なる改善のためにも、内容を文書等で公開することを前提に、ヒアリング時であっても事実確認や論点整理を行うべきではないかというふうに考えております。

まさに現場の実態として、事前のヒアリングのときに例えば説明内容の過不足であったり論点そのものが欠如していたりといったことが後から分かって、膨大な手戻りが発生したという実例も既に多く私も認知をしております。この事前ヒアリングの改善について是非委員長には前向きに取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山中政府特別補佐人　原子力規制委員会といたしましては、審査の透明性を確保する観点から、公開の会合で審査を行うことが大前提であると考えております。

本年四月から十月にかけて実施した原子力事業者経営層との意見交換において、事業者から、審査会合前のヒアリングで審査の論点や指摘事項をあらかじめ提示してほしいという提案がございました。これまでと同様に、審査の会合は公開で行うべきであるとした上で、できる限り手戻りがなくなるよう、事業者の対応方針を確認するための審査会合を頻度高く開催する、審査チームからの指摘が事業者に正確に理解されていることを確認する場、これは審査会合の終了時に設けるようにしておるんですが、必要に応じて文書化を行うといった改善を進めることで事業者の要望に応えられるというふうに考えております。

原子力規制委員会としては、審査プロセスの改善を進めながら、引き続き、安全の確保を最優先に、厳正に審査を進めてまいります。

○浅野委員　この点についてなんですが、今日の配付資料を御覧いただきたいんですけれども、平成三十年の第十三回原子力規制委員会の中で、当時、山中委員が、黄色くハイライトした部分ですが、審査の透明性という観点で更田委員長からヒアリングに関する御指示があったかと思うのですけれども、ヒアリングで何を話し合うかということが透明性に関しては重要かなと思います、事実確認とか論点整理という観点であれば、それをきちんと文書で簡潔に公開するということがなされればいいかな、そんな発言をされておりますし、こういう論点整理がされましたよとか、あるいはこういう事実確認がされましたよというところがはっきり示されていればそれでいいかな、こういった重ねての発言もされております。

私が今指摘した問題意識と恐らく似たような問題意識を当時の山中委員はお持ちだったんだろうと思いますし、今の答弁の内容からも改善に向け

た取組を進めていただけるというふうに感じ取りましたけれども。

私が聞いている中でも、例えば、漂流物に関するどういう定義をするかですとか、あるいは、信頼性の高い装置を設置するんだけれども、その装置がないという前提で評価をし直さなければならなくなったとか、そういった事例があったというふうに聞いております。ですので、相互の規制の中身に対する規制側と事業者側の認識合わせ、本当に同じ定義をお互いに持って審査に臨んでいるのかといったところもしっかり事前にすり合わせなければ、本当に手戻りが多くなって、審査会合を頻繁にやるといっても、審査会合に向けた準備が現場の作業負荷を高めている原因にもなっておりますので、是非この部分をしっかり改善していただきたいというふうに思います。

最後の質問になりますけれども、新しい原子炉に関する規制基準の検討について伺いたいと思います。

国民民主党ではこれまでも、原子炉のリプレースについて推進するべきだというような政策を掲げて様々な議論を行ってきておりますけれども、新しい原子炉といっても様々な種類があるのは御認識のとおりです。ただ、新しい原子炉に関する規制基準を作ることや規制基準に関する調査研究を行うということをどのように規制委員会が認識しているのか、規制委員会にとって、その規制対象となる原子炉の導入を想定したり容認するということにそのまま直結してしまうのか、それとは切り離して調査研究であったり規制基準の検討というのは行われてもよしとするのか、その辺りの御認識を伺いたいと思います。

○山中政府特別補佐人　お答えいたします。

新型炉の規制基準の整備につきましては、原子炉には様々なタイプがございますので、原子力事業者がどのような炉型を採用するか定まらなければ、原子力規制委員会としても規制基準の検討を始めることは困難であるというふうに考えております。

例えば、令和三年十月十五日の原子力規制委員会と主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会では原子力事業者から例えばＳＭＲの導入の計画はないとの発言がなされており、現時点で規制基準の検討を始める段階ではないというふうに判断をしております。

一方、原子力規制委員会においても何もしないということではなく、例えばＳＭＲ規制者フォーラムなどの国際的な議論には参加し、情報収集を行っているところでございます。

○浅野委員　ありがとうございます。

是非、現場の声を聞きながら規制委員会としても柔軟に対応していただくというのはよろしいことかと思いますが、先日、十月二十六日の規制委員会の議論の中で、大きな方針を議論される中で委員の皆様からも、新しい原子炉についてもリスクに基づいて新しい施設の基準作りのようなものをやっていくべきではないか、このような投げかけもされておりますし、議事録を見る限り、大方針の最後の五番目、継続的改善というものの中の柱に据えられるような言及もございましたので、しっかりその点は幅広に検討していただきたい、このことを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○鈴木委員長　次に、菅直人君。

○菅(直)委員　山中委員長には、福島原発事故から十一年目ということで、いろいろ状況が変化する中、大変御苦労なお役目だと思っております。

少し角度が違いますけれども、幾つかの御質問をしたいと思います。

まず、現在ウクライナに対してロシアが攻撃をしていることは、もちろん御承知のことだと思います。ウクライナには原発があるわけで、そういった意味で、原発が武力攻撃を受けるリスクというのは、これは必ずしもウクライナだけではありません。ザポリージャ原発がウクライナにはあります。日本にも原発は、日本海側、太平洋側、主に海岸沿いにたくさんの原発が今でも稼働する、あるいは並んでおります。原子力規制委員会というか山中委員長としては原発への武力攻撃のリスクということについてどのようにお考えか、その意見をお聞かせください。

○山中政府特別補佐人　お答えいたします。

武力攻撃につきましては原子炉等規制法の範疇外でありまして、原子力規制委員会として、事業者に対して施設設備で武力攻撃に何か対応するということは求めておりません。

ただし、武力攻撃のような事態になったと政府が判断された場合には、国民保護法の下で、原子力規制委員会が事業者に原子炉の停止命令をかけることができると考えております。

○菅(直)委員　私は、範疇外というのは大変、何といいましょうか、びっくりしました。何で範疇外なんですか。つまり、こういう場合には原子力は止める、あるいはこういう場合には原発そのものを廃止する、そういうリスクですよ、言っておきますけれども。そういう一番大きなリスクに対して範疇外というのは、どういうことですか。もう一回答弁ください。

○山中政府特別補佐人　武力攻撃につきましては、原子炉等規制法で取り扱っていない事柄であるということで、範疇外という表現をさせていただきました。国際的に見ても、武力攻撃を原子力の施設で守るという、そのような規制はされておりませんので、日本の原子力規制委員会としても、武力攻撃に対して何か事業者に対して施設で守ることを求めていないということでございます。

○菅(直)委員　何か、いい答弁だと、変なやじが飛んでいますけれども。

一番大変なことなわけですよ、それを原子力委員会がやらないとしても、誰かが判断しなきゃいけないわけですよ。現実にこれが起きていないんなら、そんなことはまずは起きませんということが言えるけれども、現実にウクライナで起きているわけです。ザポリージャ原発が攻撃をされてあれが本当にどんと当たったら、ウクライナだけではなくて近隣の国にまで放射能が飛び散ることは明らかなわけです。そういう問題を範疇外と。では誰が議論するんですかということ。やじも飛んでいますけれども、では今の内閣がきちんとそれに対して議論しているか。

私の結論は簡単です。原発は日本に持つべきでない、そして、原発を持たなくても必要な電力は十分に供給できる。これは委員長からするとそれこそ範疇外かもしれませんが、私が今一番勧めているのは、営農型太陽光発電というのを推進すべきだということをあちらこちらで言っています。委員長は、この営農型太陽光発電を御存じですか。

○山中政府特別補佐人　言葉は存じ上げております。

○菅(直)委員　昨日は経産委員会がありましたので、その場でもかなり詳しくやりました。日本には四百万ヘクタールの農地があります。その農地を潰すんじゃないんですよ。農地は農地として使いながら、そこに柱を立てて、その上にソーラーパネルを載せる。これは農林省が進めていることです。それを計算上やると一ヘクタールについて五百キロワットのパネルが載りますから、それを千時間発電して、一年間ですよ、四百万ヘクタールを掛けると計算上は二兆キロワットアワーです。

これがどういう数字かは、多分、山中委員長は御存じでしょう。日本が今使っている電力の二倍が二兆キロワットという数字です。もちろん簡単ではありませんが、農林省はこの営農型太陽光発電を積極的に進めています。つまり、範疇外ではなくてそれ以外のやり方もあるんだということの、簡単に言うと原発以外のやり方もあるんだということの認識はおありですか。

○山中政府特別補佐人　原子力規制委員会はエネルギーの利用政策に対して物申す立場ではございませんので、御意見を申すのは差し控えさせていただきます。

○菅(直)委員　今の答弁は何ですか。エネルギー

2022年12月8日
原子力問題調査特別委員会
（質疑要旨）

原子力規制行政における費用便益分析について

2022.12.8（Thu）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●米国では新たな規制を導入する際に、規制に対応するコストよりも国民が受けるメリットが大きくなければ導入できないという考え方があり、費用便益分析が行われている。

●米国の規制機関NRCが費用便益分析を行っているが、規制・推進の分離を阻害していない。

●安全の確保を前提に、社会的便益を最大化しなければ、経済・社会活動の維持が難しくなる。

委員会での浅野の発言要約

「原子力規制委員会において新たな規制を検討する際に、費用便益分析を行っていくべきではないか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「原子力規制委員会としては、安全の追求に妥協は許されないと考えている。規制要求にあたっては、費用便益分析を行うことは考えていない。」



山中原子力規制委員長

原子力問題調査特別委員会による調査報告について

2022.12.8（Thu）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●現在、衆議院では特別委員会の在り方が議論されている。

●本委員会は、原子力規制側を監視することが目的だが、原子力の諸問題は多岐にわたり、幅広く議論されている。

●参議院の資源エネルギーに関する調査会では、参考人からのヒアリング内容や委員の質疑内容をまとめ、提言を付して参議院に提出し、調査会としての意思を示している。

委員会での浅野の発言要約

「原子力問題調査特別委員会として、有識者からのヒアリング内容や委員の質疑内容をまとめ、提言を付した上で報告書を作成し、衆議院に報告すべきではないか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「大変重要な指摘であると考えるため、後刻、理事会でしっかり協議する。」



鈴木委員長

第二百十回国会　衆議院　原子力問題調査特別委員会議録　第三号

令和四年十二月八日（木曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　鈴木　淳司君

理事　石川　昭政君　理事　石原　宏高君
理事　細田　健一君　理事　宮澤　博行君
理事　野間　健君　理事　山岸　一生君
理事　小野　泰輔君　理事　中野　洋昌君
青山　周平君　赤澤　亮正君
井林　辰憲君　石井　拓君
泉田　裕彦君　今村　雅弘君
江渡　聡徳君　大岡　敏孝君
神田　憲次君　神田　潤一君
菅家　一郎君　工藤　彰三君
斎藤　洋明君　島尻安伊子君
新谷　正義君　高木　宏壽君
土井　亨君　中村　裕之君
根本　幸典君　藤井比早之君
堀井　学君　堀内　詔子君
宗清　皇一君　阿部　知子君
逢坂　誠二君　菅　直人君
田嶋　要君　伴野　豊君
米山　隆一君　一谷勇一郎君
空本　誠喜君　中川　康洋君
平林　晃君　浅野　哲君
笠井　亮君

経済産業大臣政務官　長峯　誠君
衆議院議員部長　小林　英樹君
政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）　山中　伸介君
政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　安彦　広斉君
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　大坪　寛子君
政府参考人（経済産業省大臣官房総括審議官）　新居　泰人君
政府参考人（経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長）　片岡宏一郎君
政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）　松山　泰浩君
政府参考人（原子力規制庁次長）　金子　修一君
政府参考人（原子力規制庁原子力規制部長）　大島　俊之君
衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長　飯野　伸夫君

委員の異動

十二月八日

辞任　青山　周平君　補欠選任　根本　幸典君
大岡　敏孝君　菅家　一郎君
津島　淳君　斎藤　洋明君
長坂　康正君　石井　拓君

同日

辞任　石井　拓君　補欠選任　長坂　康正君
菅家　一郎君　大岡　敏孝君
斎藤　洋明君　工藤　彰三君
根本　幸典君　青山　周平君

同日

辞任　工藤　彰三君　補欠選任　藤井比早之君

同日

辞任　藤井比早之君　補欠選任　島尻安伊子君

同日

辞任　島尻安伊子君　補欠選任　津島　淳君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

原子力問題に関する件

○鈴木委員長　これより会議を開きます。

原子力問題に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として文部科学省大臣官房審議官安彦広斉君、厚生労働省大臣官房審議官大坪寛子君、経済産業省大臣官房総括審議官新居泰人君、経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長片岡宏一郎君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長松山泰浩君、原子力規制庁次長金子修一君及び原子力規制庁原子力規制部長大島俊之君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鈴木委員長　質疑の申出がありますので、順次これを許します。細田健一君。

○細田（健）委員　先生方、おはようございます。

貴重な質問の機会をいただきましたことを、委員長及び理事の先生方に改めて御礼を申し上げます。

私は、今日、いわゆる原子力発電所の長期運転問題を取り上げたいと思っております。私なりに議論を整理したいと思います。といいますのは、今、議論の全体像がやや見えにくくなっているんじゃないかと思いまして。

後でお話をいたしますけれども、今の長期運転に関する規制について、私の理解では、現在政府の中で、いわゆる安全規制の観点から規制委員会が検討し、利用規制という観点から経済産業省が検討している、したがって、その双方を合わせ鏡のように見ないと今の政府が考えている規制の全体像というのはやや見えにくくなっているんじゃないかと思いまして、やや僭越でございますけれども私なりに議論を整理し、また、この点について与野党で共通の見解を持つということ、これが非常に重要ではないかというふうに考えております。

まず、現行の長期運転に関する規制ですけれども、これは皆さん御存じのとおり、いわゆる炉規制法の第四十三条の三の三十二に規定がございます、運転期間は原則四十年で、二十年に限って一回限り延長可能であるということです。

これについて、令和二年の七月二十九日に規制委員会が、運転期間延長の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の経年劣化との関係に関する見解というものを公表されました。これは非常にうんちくのある文章でございまして、熟読玩味すべきものだと思っております。

この三の中で、読み上げますが、こう書かれています。原子力規制委員会の役割は、原子炉等の設備について、運転開始から一定期間経過した時点で、延長する期間において原子炉等の劣化を考慮した上で技術基準規則に定める基準に適合するか否かを科学的、技術的観点から評価することである、運転期間を四十年とする定めは、このような原子力規制委員会の立場から見ると、かかる評価を行うタイミングを特定するという意味を持つものであるとされています。

○山中政府特別補佐人　お答えいたします。

委員に御指摘いただきましたように、原子力規制委員会では、現在検討しております案は、現行の高経年化技術評価と、委員の方からはソフト評価という表現をいただきましたけれども、運転期間の延長認可、ハードの評価という表現をいただきました、その二つを組み合わせることを今考えております。

具体的には、運転開始後三十年を超えて原子炉を運転しようとする場合には、その後十年を超えない期間ごとに、仮称ではありますけれども、ソフト、ハード両面の審査が行える長期施設管理計画の策定を義務づけて、原子力規制委員会がその計画を、災害防止上支障がないこと及び施設の技術基準に適合していることを審査、認可することを検討しております。御指摘いただきましたように、劣化に関係する特性のデータそのものあるいはデータの取り方を十年ごとにきちっと我々が審査し、合格したものについては認可をする、そういう手続を取るつもりにしております。

これにより、従来よりも高い頻度で審査を行うことになります。さらに、認可対象である長期施設管理計画に施設の劣化状態、劣化の予測に関する詳細な記載を求めることになりますので、より厳格な審査を行うことになると考えております。

○中野(洋)委員　よく分かりました。大分イメージが湧いてまいりました。

そして、もう一つ、前回の議論ですと、十年ごとといっても、どこまで審査できるんですか、永久に審査できるわけではないだろうということを質問させていただいたんですけれども、上限については、一義的にどこまでだというのは個別の炉の状態によるのでなかなかそれは言い切れないというお話もある一方で、それだけ聞くとどこまでも延びていくのかみたいな印象もあるんですけれども、他方で、高経年化が進めば進むほど立証が難しくなるだろうということも併せて答弁いただいております。

一応、念のため、確認なんですけれども、要は、十年ごとにやって特に上は考えていないということだけ聞くとどこまでも延びそうな印象もあるんですけれども、しかし、他方で、安全性の立証というのは事業者がやらないといけないということでありまして、当然、高経年のものは非常にそれが難しいというふうに思っております。これが立証できなければ当然運転期間は延長できない、また、十年といっても、立証できた分しか運転できないという。だから、そこは、事業者が本当に安全性を立証できた分だけ、審査にもし合格すればそれを認めるんだ、それができなければ当然運転できないんだ、そういう趣旨だという理解でいいかというのをもう一度委員長に確認したいと思います。

○山中政府特別補佐人　お答えいたします。

事業者が申請した十年を超えない期間における長期施設管理計画が認可基準に適合しない場合には運転が認可されません。また、認可基準に適合した場合であっても、認可した期間、計画上の期間だけしか運転できないことになります。すなわち、三十年に仮に審査をした場合には最大四十年までしか運転は認められない、あるいは三十年の基準を満たさない場合にはその時点で運転期間の延長は認められないということになります。

○中野(洋)委員　分かりました。そういう意味では、かなり厳格なことを今検討していただいているというふうに理解いたしました。

その上で、原子力政策全体の議論も少し、残り五分弱でありますが、させていただければと思っているんですけれども。

原子力政策は国民の理解が得られるかというのが非常に大事だと思っておりまして、そういう意味では、理解がなかなか進まない一つの問題として、よくトイレのないマンションみたいな表現もありますけれども、バックエンドの問題の進捗がやはり目に見えて進んでこないというのが一つ大きな課題かというふうに思っております。

一つは、使用済核燃料の再処理工場の審査ということでありますけれども、従来からなかなか稼働が進まないということで、今年の九月も完成時期の延期だという発表がございまして、二十六回目の延期ということで、大変地元からも厳しい御意見が出たというふうにも伺っております。これは設計工事計画の認可審査の問題だというふうなことも伺っておるんですけれども。

確かに、ほかの原子炉の新しい新規制基準の審査はかなり厳格にやっていただいていますので、原子炉の方もかなり時間がかかるんですけれども、再処理工場はまさにここしかない、ほかの事例がないという審査でもありますし、審査対象機器も何万点とか十万点ぐらいあるというふうにも伺いましたので、事業者に任せていてはなかなかこれは進捗が難しいところも正直あるんじゃないかというところも思っております。やはり国も少し、しっかり責任を持ってこのバックエンドの進捗を進めていかないといけないんじゃないか、こういうふうにも思っております。これについて経産省はどうお考えか、答弁いただきたいと思います。

○松山政府参考人　お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、今後も原子力発電というのを安定的かつ継続的に進めていくためには、六ケ所再処理工場の竣工など、バックエンド対策は本当に重要な課題だと考えてございます。

六ケ所の再処理工場につきましては、二〇二〇年七月に事業変更許可を取得しまして、その後、工事自体はおおむね計画どおりに進展してございます。あとは安全審査の進捗次第ではあるわけでございますが、段階としては大詰めの段階に来ていると認識しております。

その上で、安全審査をしっかりと前に進めていけるための対応というのが非常に重要であるわけでございまして、日本原燃の審査対応を単に個社に任せるわけではなくて全電力大で、ある意味力を結集して、これまでの知見、ノウハウをフル動員して対応していくことにしています。電気事業連合会にサイクル推進タスクフォースというものを設置していただきました。業界を挙げた安全審査対応を支援する仕組みでございます。

私自身も、エネ庁も、日本原燃自体だけではなく各電力会社さんにも直接お願い申し上げて、審査対応が迅速に前に進んでいくように支援、指導していきたいと考えてございます。

○中野(洋)委員　ありがとうございます。

時間が参りましたのでもう終わりますけれども、これだけではなくて、最終処分、高レベル放射性廃棄物の処分の問題もございますので、しっかりバックエンド問題も進めていただきたいと改めて要望を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○鈴木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

時間が限られております。早速質問に入らせていただきます。

まず、規制行政における費用便益分析について質問いたします。

六月八日の委員会において、参考人の竹内様より、規制行政の課題として、米国との差異、特に費用便益分析についての指摘がございました。

米国では、一九五〇年代から六〇年代にかけて、連邦行政機関の規制活動全般に対し、新しい規制を導入するときは、その規制によって国民が受けるメリットが、規制に対応するために必要とするコストよりも大きくなければ、その規制は入れてはいけないという考え方、いわゆる費用便益分析を拡大しております。ニクソン、フォード、カーターと歴代大統領は、規制の費用便益を高めるよう大統領令を発出してきた歴史もございます。

まず、一問目の質問ですが、現在、我が国の原子力規制行政において、新しい規制を導入する際にはこのような費用便益分析を行っているという事実はございますでしょうか。

○金子政府参考人　御指摘の費用便益分析についてお答え申し上げます。

規制要求をするかどうかを原子力規制委員会で

判断をする際には、事業者が行う対策に要するコストは基本的には考慮しておりませんで、それを勘案したような費用便益分析は現在は行っておりません。

○浅野委員　ありがとうございます。

では、続いて、政府にお伺いいたします。

政府あるいは事業者の方で、今、規制側がやっていないということですので、新しい規制が導入される際に費用便益分析を行っているかどうかについてお答え願います。

○松山政府参考人　お答え申し上げます。

原子力に関する安全規制は、独立した原子力規制委員会の専管事項でございます。その在り方について資源エネルギー庁はコメントする立場にないわけでございます。

その上で、御指摘の、原子力規制によって国民全体が享受するメリットと、規制に対応するために必要とするコストに関する費用便益分析について、資源エネルギー庁ではこれを行ってございません。また、原子力事業者において行われたということは承知してございません。

○浅野委員　今ございましたように、規制側、そして行政、そして事業者側、それぞれでこの費用便益分析を行っていないということが昨今の対策費用の膨張につながっているのではないかというふうに感じております。それは最終的に国民の負担になるわけですから、やはりそこをしっかりと見詰め直していく必要はあると思います。

もう一点確認なんですが、アメリカではＮＲＣが費用便益分析を行っているということなんですが、やはりアメリカにおいても規制側と推進側の分離というのは非常に重要だと思いますが、費用便益分析を行うことで、規制と推進の分離というのは阻害されているんでしょうか。

○金子政府参考人　お答え申し上げます。

米国のＮＲＣにおいて御指摘のような分析が行われていることは私どもも承知しておりますけれども、それによって、原子力の利用を推進する立場から米国ＮＲＣが行う規制に対して介入があるような事実というのは承知をしておりません。

○浅野委員　実際、私も調べた範囲では、アメリカにおいても規制と推進の分離というのは非常に重要なテーマでありますし、費用便益分析を行うことでそれが阻害されているのかといえば、現状、そんなことはないというふうに理解をしております。

であるならば、やはり事業者側がちゃんとコスト意識を持って分析を行うのは当然なんです、当然だと思いますけれども、当委員会としては、規制側に対して考えを確認する場ですので、規制委員会においても、新しい規制を検討する際に費用便益分析を行っていくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○山中政府特別補佐人　原子力規制委員会としましては、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓と反省を踏まえまして、安全の追求に妥協は許されないと考えております。規制要求に当たっては、費用便益分析を行うことは考えておりません。

○浅野委員　規制側の立場からすればそういう考えだということが分かりましたが、ただ、科学による安全の担保がすなわち社会的便益の最大化につながるわけではないというのは、あえて今日は申し上げたいと思います。

安全を確保することは国民の生命を守ることにつながりますけれども、一方で、実体社会として、社会的便益を最大化しなければ、我が国における経済活動あるいは社会活動が維持できなくなる、いわゆる安全保障の観点というのはどうしても無視できないものでありますので。ここについては、現状、規制委員会側としては行うことは考えていないということですけれども、その必要性は今後とも是非議論をしてまいりたいというふうに思います。どうもありがとうございます。

では、次のテーマに移らせていただきたいと思います。

規制委員長はここまでですので、もしお忙しければ退席いただいても構いませんので、お任せいたします。

次は、原子力問題調査特別委員会の設置経緯等について質疑をさせていただきたいと思います。

現在、この衆議院内、特別委員会の在り方について議院運営委員会を中心に議論が行われておりますが、改めて、当委員会の設置目的について確認したいと思います。

過去の本会議では、当委員会の設置目的として、原子力に関する諸問題を調査するためと規定されてきており、当委員会が設置された第百八十三回国会の当委員会の理事懇談会の中で、本委員会の活動目的を、規制当局を監視することというふうに定めております。

これは国会事故調の提言の一つ目に対応するものでありますが、実際、この委員会では、その提言一、規制当局の監視以外のテーマについても、今日も委員の皆様が議論されているように、取り扱ってきたという事実がございますし、また、設置をされてから今日まで、アドバイザリー・ボードの方々からも、国会事故調の七つの提言に対しての対応が不十分だという指摘を度々いただいております。

震災から十一年が経過し、原子力規制行政も徐々に改善が図られてきております。この辺りで当委員会の設置目的を広げていく必要性があるのではないかというふうに思っております。

改めて確認なんですが、規制当局を監視すると定めた当委員会の活動目的というのは、元々理事懇談会で合意されたことでありますから、理事懇談会で協議をすればその設置目的は変えられると理解してよろしいんでしょうか。

○小林参事　結論としては、おっしゃるとおりでございます。

先生御指摘のとおり、当委員会は、第百八十三回国会以降、原子力に関する諸問題を調査するためという設置目的の下に、本会議の議決により設置をされているところでございますが、一方で、その設置目的ないし所管の範囲内において具体的にどのような活動を行っていくかということにつきましては、まさに当委員会の理事会等で御協議いただくべきものというふうに考えております。

○浅野委員　ありがとうございました。

先ほども申し上げましたけれども、原子力の諸問題というのは必ずしも規制側の監視だけにとどまらないというのは、もう委員の皆様全員、共通認識をお持ちかと思いますが、一方で、当委員会の設置目的、いまだに規制当局を監視することというふうに定められている現状がありますので、私としては、やはりここをそろそろ見直してもいいのではないかなというふうに考えております。

続いての質問ですが、参議院では、資源エネルギーに関する調査会というのがございます。これもエネルギー全般に関する調査をしておるわけですけれども、参考人からのヒアリング内容や委員の質疑内容をまとめ、さらに、そこに調査会としての提言を加えた上で報告書を作成し、参議院に毎回提出をしているということでございます。

これはしっかり規則でも定められているものだそうなんですけれども、当委員会においても、有識者からのヒアリングであったり、様々な質疑が行われております。やはりこれは、当委員会の名称に、問題調査特別委員会と、調査が入っておりますので、調査内容をしっかり委員会の成果物として衆議院に提出すべきだと考えているんですけれども、実際、過去にそういったことをやった事実はあるかないか、事実確認をさせてください。

○小林参事　お答えいたします。

お尋ねの、当委員会におきまして、当委員会の調査内容を成果物として衆議院に提出したことはこれまでございません。

○浅野委員　ないということで答弁いただきました。

衆議院の中では、当委員会のこれまでの議論の経緯などを記録した冊子を定期的に作成をして、委員の皆様にも配付されているかと思いますが、私もそちらは常時確認をさせていただいておりますが、やはり参議院の方では、記録にとどまらず、提言を付記して、委員会としての意思を示し

ているという点で、ここは異なると思います。

委員長に、是非、当委員会としても、有識者からのヒアリング内容や質疑内容をまとめ、調査会としての提言を付記した上で作成した報告書、こういったものを衆議院に提出するなど、そういった活動もすべきではないかと考えておりますし、この提言をまとめる際に、これまでやられておりませんが、今ちょうど衆議院でも特別委員会の在り方が議論されております、私としては、委員同士での意見交換を経て、そういった提言をまとめるような機会もつくっていただきたいと思いますが、是非委員長にはその旨を受け止めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木委員長　大変重要な指摘でありますので、いただきました御意見につきましては、後刻、理事会でしっかり協議したいと思います。

○浅野委員　是非よろしくお願いいたします。

そして、続いての質問になります。

当委員会の員数について、委員の数についてであります。

こちらは、衆議院規則第百条に基づいて衆議院議決をされておりまして、その結果、四十名というふうに定められておりますし、これは設立当初からこれまで全く変わっておりません。

ただ、この委員、員数についてもいろいろ今後議論になっていくというような話も伺っておりますが、その前に確認させていただきたいのは、そもそも四十人という人数、規模に決まった理由が何なのか。そこについて、ちょっと記録で分かる範囲でお答えをいただければと思います。

○小林参事　お尋ねの当委員会の員数が四十名とされた理由についてでございますが、記録を確認いたしましたが、明確なものは確認はできませんでした。

ただ、当時の会派構成とか、あるいは当委員会の所管、あるいは他の特別委員会の例、そういった要素を勘案しながら、当時の議院運営委員会理事会の御協議の結果であるというふうに認識をしております。

○浅野委員　ありがとうございました。

私もいろいろ情報をいただきながら確認をさせていただきましたが、このテーマだから何人というような明確な基準がこれまで存在していたことは確認ができませんでした。

ただ一方で、現在存在しているほかの特別委員会も含めて、私の手元にある資料ですと、百七十一回以降、現在存在している特別委員会、消費者特であったり、科技特、あるいは復興特、こういった特別委員会は現在も存在をしていますけれども、いずれも四十名ないし四十五名の委員の数ということで、大体相場感として四十名前後というのがこれまで続いてきたという歴史があるそうでございます。

一方、それ以前になりますと、例えば拉致特です、そこは二十五名なんですが、これは百六十一回国会、相当前から存在をしている特別委員会でございまして、当時は二十五名とか三十名という委員の数の特別委員会も多数設置をされておりました。

その時々の状況もあると思うんですが、私としては、やはり少数会派も含めて幅広い会派の意見を聞きながら、当委員会として、この国の将来について議論を重ねることが重要であると思うということを本日は最後に申し上げて、時間は少し余っておりますが、全ての質疑が終わりましたので、終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○鈴木委員長　次に、阿部知子君。

○阿部(知)委員　立憲民主党の阿部知子です。

本日は、この度就任されました山中委員長に初めて御質疑をさせていただきますので、御答弁は山中委員長に専らお願いをしたいと思います。

まず、三代目の委員長でいらっしゃいますけれども、東京電力福島第一原発、発電所事故の反省と教訓という言葉がよく使われ、委員長も所信の中でお述べになりましたが、最も委員長として重要に思う、たくさんあると思いますけれども、最も重要に思う課題は何でありましょう。

○山中政府特別補佐人　東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓、反省、これの一番大切であると思っておりますのは、事故は起きないという安全神話から決別することであるというふうに考えております。規制の継続的な改善を怠らないということだと認識しております。

所信の中でも私は述べさせていただきましたけれども、原子力に一〇〇％の安全はないということを肝に銘じながら規制を継続しているところでございます。

○阿部(知)委員　当然ながら、安全神話と言われているものとの決別、委員長のおっしゃったとおりと思います。

では、なぜそういうものにとらわれていったのか、安全であるというふうに、ある意味、国を挙げて思い、国民にも説明してきたのかというところで、これは黒川国会事故調の調査委員長の言葉ですけれども、規制のとりこということをおっしゃいました。本来、推進している原子力事業者を規制して安全を確保していくべきところ、運転側、推進側に逆に規制が引きずられていったのではないか、簡単に言いますと。それは、単に事業者と規制だけでなく、社会全体もそのような規制のとりこの中にあったのではないかという言葉を言われております。

実は、昨日、参議院の環境委員会、私どもの辻元さんが委員長に質問されて、最後に、今委員長のお考えはむしろ規制のとりこになっているのではないかというふうに指摘したと思うのですが、私も今日そのことについて、さきにこの委員会でも逢坂さんが指摘されたことと併せて質疑を重ねていきたいと思います。

まず、委員長にも、冒頭、一枚目の資料を見ていただけたらと思いますが、これは、第百八十国会で、環境委員会で平成二十四年の六月五日に、当時の細野環境大臣が民主党の質疑者への御答弁で述べられた、炉規制法、いわゆる今問題になっております炉規制法の中に四十年ルールというものを定めましたときの質疑でございます。

委員長は、当時は今のお立場ではないと思いますが、この炉規制法の四十年ルールの成立当時の意味、立法趣旨、背景、目的、どのようにお考えでしょう。

○山中政府特別補佐人　お答えいたします。

原子炉等規制法第四十三条の三の三十二において定められております原子炉の運転期間につきましては、立法時、国会審議において、技術的見地のみならず、幅広い観点から議論を重ねられた上で法制化されたと認識しております。

その上で、同条において、原子力の利用政策としての運転期間についての定めと高経年化した原子炉に対する安全性の確認の規制についての定めがセットで規定されていると理解しております。

○阿部(知)委員　おっしゃるように、セットで規定されております。

四十年とした理由は、経年劣化の状況を踏まえてということ、そして、それを延長するのは例外的であるという。設備や機材というものは、トータルに見て使用年限の経過に従って劣化をし、それは平均的には四十年であろうという認識と、さらに、後ほど問題といたしますが、そこに加わる様々な因子については、中性子の照射脆化等もあるということでありました。

私が特に指摘したいのは、この法規制自身は、安全上のリスクを低減するというのがこの運転制限制度の目的、運転を制限を入れるということの目的であるということで、委員長がおっしゃった、点検等々と組み合わせて四十年ということであるということにもなりますが。今も委員長としては、当然、立法趣旨ですから、あるいは目的ですから、この運転制限制度の目的というふうに御認識されていますか。

○山中政府特別補佐人　原子力規制委員会としましては、令和二年七月二十九日に、運転期間の定めにつきましては、原子力利用の在り方に関する政策判断であり、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではないとの見解を決定しております。

国民民主党
党 内 役 職

・国会対策委員長代理

・青年局長

・エネルギー調査会長

・税制調査会　事務局長

・政治改革本部　事務局長

・新型コロナウィルス対策本部　事務局次長

2022.12.31現在

スタッフ名簿

浅野哲事務所　スタッフ名簿

2022.12.31現在

No.	役　職	氏　名	備　考
1	最高顧問	大畠章宏	
2	事務所長	渡辺正幸	3月31日退所
3	事務所長	齋藤英彰	4月1日入所
4	事務所長代理	越智辰哉	4月1日入所
5	事務局長	平塚宣行	
6	事務局次長	土屋孝浩	2月1日入所
7	政策秘書	森田亜希人	
8	第一秘書	大川一弘	
9	第二秘書	田中洋和	
10	秘　　書	髙山秀樹	1月31日退所
11	秘　　書	中越範義	
12	秘　　書	徳田敏夫	3月31日退所
13	秘　　書	助川忠光	3月31日退所
14	事 務 員	阿部夏樹	
15	事 務 員	北沢さとみ	3月31日退所
16	事 務 員	齋藤遊亀	
17	事 務 員	田沢美代子	3月31日退所

事務所長を務めていた故渡辺正幸儀は2022年8月10日に永眠いたしました。
長年のご高配に感謝するとともに謹んで哀悼の意を表します。

国会質疑全集5

二〇二二年一月～二〇二二年十二月

発行　国民民主党

衆議院議員　浅野　哲　事務所
森田　亜希人
齋藤　遊亀

〒一〇〇-八九八一
東京都千代田区永田町二-二-一
衆議院第一議員会館　四〇六号室
TEL　〇三-三五〇八-七二三一
FAX　〇三-三五〇八-三三三一

